

# 第4次綾川町総合保健福祉計画

令和7（2025）年3月

香川県 綾川町



## 町長あいさつ

いつまでも健やかに安心して暮らしたい、これは誰もが望む願いです。

少子高齢化や核家族化の進行は、本町においても喫緊の課題であり、地域住民のつながりの希薄化や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境にも影響が危惧されます。また、孤独死やひきこもりなど、複雑化、複合化した課題や公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」の問題を抱える世帯が増加しており、地域福祉や人権課題に関する啓発の必要性が高まっています。課題解決に向けて、行政は縦割りを見直し、町民の皆様をはじめ、あらゆる分野の団体や企業等との連携を深め、地域全体で包括的に取り組むことが必要となっています。

このような背景を踏まえ、本町では「高齢」「障害」「子育て支援」などの、福祉分野における様々な課題解決に向けて、保健や医療、生活関連分野の施策などと連携し総合的に対応していくことを目的とした「第4次綾川町総合保健福祉計画」を策定しました。

さらに、社会福祉協議会や一人でも多くの町民の皆様と一緒に、計画を推進するために「地域福祉活動計画」を本計画に内包し一体的に策定しました。本計画の基本理念、「あたたかく 支えあう 健やかな暮らしづくり」の実現に向けて、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました綾川町第4次総合保健福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

綾川町長 前田 武俊



# ～ 目 次 ～

ページ番号は編ごとに振っています。

## 総論

第1章 第4次綾川町総合保健福祉計画の概要	1
【1】総合保健福祉計画策定の目的と基本理念	1
【2】計画の位置付け	2
【3】計画の期間	4
【4】各計画の法的位置付け	5
【5】分野別計画の基本理念	6
【6】分野別計画の施策体系	8
資料編	11

## 第1編 第4次地域福祉計画

第1部 第4次 綾川町地域福祉計画	1
第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】地域福祉の考え方について	2
第2章 計画の概要	4
【1】計画の位置付け	4
【2】計画の策定方法	8
第3章 綾川町の福祉を取り巻く現状	10
【1】人口等の現状	10
【2】高齢者の現状	17
【3】障害のある人の状況	19
【4】子育て支援の状況	21
【5】地域の状況	24
【6】福祉的課題を抱えている人の状況	26
【7】アンケート調査結果の概要	27
【8】数値目標の達成状況	36
【9】本町の主な課題	37
第4章 計画の基本的な考え方	39
【1】基本理念と基本目標	39
【2】施策の体系	41
第5章 地域福祉施策の展開	42
基本目標1 地域で支え合う意識づくり	42
基本目標2 地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり	44
基本目標3 地域福祉の担い手づくり	48

基本目標4 困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり	51
基本目標5 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	56
<b>第6章 綾川町重層的支援体制整備事業実施計画</b>	<b>58</b>
【1】計画策定の趣旨と位置付け	58
【2】計画の期間	58
【3】重層的支援体制整備事業とは	59
【4】重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	60
【5】施策の展開	61
<b>第7章 綾川町成年後見制度利用促進基本計画</b>	<b>70</b>
【1】計画策定の趣旨と位置付け	70
【2】計画の期間	70
【3】本町の現状と課題	71
【4】施策の体系	74
【5】施策の展開	74
<b>第8章 綾川町再犯防止推進計画</b>	<b>78</b>
【1】計画策定の趣旨と位置付け	78
【2】計画の期間	78
【3】計画の対象者	78
【4】香川県の動向	79
【5】再犯防止施策を取り巻く本町の現状	80
【6】施策の体系	83
【7】施策の展開	83
<b>第2部 第2次 綾川町自殺対策計画「生きる」を支えるほっとプラン</b>	<b>87</b>
<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>87</b>
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	87
【2】計画策定の目的	89
【3】計画の策定方法と期間	90
<b>第2章 綾川町の現状と課題</b>	<b>91</b>
【1】本町の現状	91
【2】アンケート調査結果の概要	98
【3】数値目標の達成状況	101
【4】本町の課題	102
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>103</b>
【1】自殺対策における基本認識	103
【2】基本理念と基本目標	103
【3】基本方針	104
【4】施策の体系	106

第4章 施策の展開	107
基本目標1 啓発の推進と理解の促進	107
基本目標2 心の健康づくりと人材の育成	110
基本目標3 自殺を予防する支援体制づくり	112

第3部 計画の推進にあたって	119
【1】推進体制	119
【2】推進状況の進行管理	120

## 第2編 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画策定の背景	2
第4節 計画の推進と進行管理	5
第5節 日常生活圏域の設定	6
第2章 綾川町の高齢者についての現状	7
第1節 人口の推計	7
第2節 要介護認定者数と認定率の推計	8
第3節 介護保険事業の現状	9
第4節 アンケート調査からみた高齢者の現状	16
第3章 計画の基本的方向	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本目標と基本施策	34
第3節 自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定	39
第4章 分野別施策の展開	40
第1節 介護予防に取り組みながらともにつながるまち	40
第2節 支え合えるしくみがあるまち	49
第3節 いきいきと暮らせるサービスのあるまち	66
第5章 介護保険事業量の見込みと給付費の推計	71
第1節 介護保険サービス量の見込み	71
第2節 介護保険給付費等の見込み	73
第3節 第1号被保険者介護保険料の設定	77

## 第3編 障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画期間	1
第3節	計画の位置づけ	2
第4節	計画の対象者	2
第5節	障害者施策と介護保険制度との関係	2
第6節	近年の法制度整備の状況	3
第7節	国の政策動向	6
第2章	本町の障害者の現状	9
第1節	障害者数の状況	9
第2節	障害福祉サービスの利用状況	10
第3節	計画値と実績値の比較	14
第4節	アンケート調査からみた障害者の現状	16
第3章	基本的な方向性	34
第1節	基本理念	34
第2節	基本目標と基本施策	35
第3節	ライフステージに沿った施策展開	39
第4章	分野別施策の展開	40
第1節	ともに支えあうまち	40
第2節	バリアフリーで快適なまち	46
第3節	自分らしく暮らせるまち	55
第5章	第7期障害福祉計画	59
第1節	基本方針	59
第2節	成果目標	60
第3節	サービスごとの見込量	66
第6章	第3期障害児福祉計画	80
第1節	基本方針	80
第2節	成果目標	81
第3節	サービスごとの見込量	83

## 第4編 第3期子ども・子育て支援事業計画

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	3
第4節	子ども・子育て支援新制度の概要	3
第5節	子ども・子育て支援法におけるサービスの類型	4
第2章	綾川町の子どもと子育て家庭の現状	5
第1節	人口と世帯の状況	5
第2節	ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について	11
第3節	綾川町における保育サービスの状況	20
第4節	事業実績評価	24
第3章	計画の基本的な考え方	25
第1節	計画の基本理念	25
第2節	基本目標と基本施策	26
第3節	計画期間の将来推計人口	32
第4節	教育・保育提供区域の設定	32
第4章	分野別施策の展開	33
第1節	安心して子育てできるまち	33
第2節	家庭と地域で子育てするまち	36
第3節	子育て家庭が生き生きできるまち	41
第4節	子どもの生きる力を創るまち	52
第5節	わくわく・ドキドキ・にこにこするまち	56
第5章	子ども・子育て支援サービスの提供見込量	58
第1節	子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法	58
第2節	幼児期の学校教育・保育の提供見込量	61
第3節	地域子ども・子育て支援事業の見込量	64
第4節	学童期における子どもの放課後の居場所づくり	73
第6章	計画の推進体制	75
第1節	計画の推進体制	75
資料編		76
第1節	綾川町子ども・子育て会議の経過	76
第2節	子ども・子育て会議委員名簿	77

## 第5編 第4次健康増進計画・食育推進計画

第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】国や県の動き	2
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の策定方法	9
【3】第3次計画における実施状況の点検、評価	10
第3章 綾川町の健康を取り巻く現状	14
【1】人口等の現状	14
【2】出生・死亡	17
【3】高齢者の状況	22
【4】疾病の状況	23
【5】健康増進事業の取組状況	25
【6】アンケート調査結果の概要	30
第4章 計画の基本的な考え方	40
【1】基本理念と基本目標	40
【2】施策の体系	41
第5章 施策の展開	42
【基本施策1】健康づくりとそれを支える地域と環境づくり（第4次健康増進計画）	42
施策の方向1 健康的な生活習慣の推進	42
施策の方向2 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進	52
施策の方向3 町民主体の健康づくりの推進	54
【基本施策2】健康づくりとそれを支える食育の推進（第4次食育推進計画）	56
施策の方向1 心身の健康を支える食育	56
施策の方向2 安心・安全で持続可能な食を支える食育	58
第6章 計画の推進にあたって	61
【1】推進体制	61
【2】推進状況の進行管理	62

---

---

# 総論

---

---



# 第4次綾川町総合保健福祉計画

## 第1章 第4次綾川町総合保健福祉計画の概要

### 【1】総合保健福祉計画策定の目的と基本理念

綾川町総合保健福祉計画は、保健と福祉の施策を総合的、体系的に推進し、町民の福祉の向上を、より効果的に図ることを目的として、これまで様々な施策を推進してきました。

前計画の策定以降、地震や豪雨等の自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大を要因とする事業の縮小や廃業、生活苦や精神的なストレスを抱える人の増加等も大きな社会的な問題となっています。また、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」や高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」など、複雑化、複合化した課題が増加しています。さらに、社会環境の変化による地域とのつながりの希薄化に伴い、社会で孤立する人も増えています。

このような課題に対応するためには、従来の「縦割り」の行政サービスの仕組みや在り方の再構築が求められ、高齢者、障害のある人、子育て支援、健康づくり施策などの枠組みを超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、分野横断的に地域を支えていくことが求められています。そのためには、地域住民、地域と行政が一体となって施策を進めていくことが重要です。

これらの視点に立って「第4次綾川町総合保健福祉計画」は、保健や福祉に関わる計画を一体的に策定し、調和を図ることで、福祉、保健、医療及び生活関連分野の施策との連携を確保した「総合計画」と位置付け、制度の枠組みを超えた包括的、分野横断的な施策の推進により、全ての町民が安心して暮らすことができる綾川町を目指して策定します。

### ● 本計画の基本理念 ●

**あたたかく 支えあう 健やかな暮らしづくり**

## 【2】計画の位置付け

---

「綾川町総合保健福祉計画」は、高齢者、障害のある人、子育て支援など、保健、福祉、医療等各施策の一層の連携を図り、町民一人ひとりの健康づくりを重視し、誰もが安全、安心に暮らせるまちづくりを実現しようとするために、保健福祉を一体的、総合的に捉えることを目的に策定するとともに、上位の行政計画である「綾川町第2次総合振興計画」及び「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針に添って策定します。

総合保健福祉計画は「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画・食育推進計画」の5つの計画から構成されています。

地域福祉計画の中に、自殺対策推進計画、重層的支援体制整備事業 実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を内包します。

「地域福祉計画」は、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けます。

社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」と連携や役割分担を行いながら一体的に取り組むため、総合保健福祉計画に内包します。

# 綾川町第2次総合振興計画

(平成29(2017)年度～令和9(2027)年度)

【 まちの将来像 】

いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～

綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 第4次 綾川町総合保健福祉計画

地域共生社会の実現に向けた取り組み  
包括的な支援体制の整備・包括的な地域づくり

### ● 地域福祉計画

- 健康増進計画
- 食育推進計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 障害福祉計画・障害児福祉計画
- 障害者基本計画
- 介護保険事業計画
- 高齢者保健福祉計画
- ・ 自殺対策計画
- ・ 再犯防止推進計画
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画
- ・ 重層的支援体制整備事業計画

連携  
役割分担

地域福祉  
活動計画  
(社会福祉協議会)

連携・整合

### 関連計画

- 人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- 地域防災計画
- 男女共同参画プラン
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画  
(データヘルス計画)
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画
- その他の関連計画

### 【3】計画の期間

「綾川町総合保健福祉計画」は、令和6（2024）年度までを計画期間とする「第3次」計画期間の満了に伴い、この度「第4次綾川町総合保健福祉計画」として、全体の計画期間を令和7（2025）年度から令和12（2030）年度とします。ただし「介護保険事業計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」については、法令の規定において3年を1期と定められていることから、それぞれの計画期間満了時に改定を行います。

編	計画名	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
-	総合保健福祉計画	第4次					
1	地域福祉計画	第4次					
	重層的支援体制整備事業 実施計画※	第2次					
	成年後見制度 利用促進基本計画※	第1次					
	再犯防止推進計画※	第1次					
	自殺対策計画※	第2次					
2	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期	第10期（次期計画）				第11期
3	障害者基本計画 障害福祉計画・障害児福祉計画	第7期・第3期（児）計画	第8期・第4期（児）計画				9期・5期
4	子ども・子育て支援事業計画	第3期計画					第4期
5	健康増進計画・食育推進計画	第4次計画（12年間／中間見直し有り）					

※ 地域福祉計画と一体的に策定

#### 【4】各計画の法的位置付け

編	分野別計画	根拠法
1	地域福祉計画	社会福祉法 第107条
	重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法 第106条第5項
	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項
	再犯防止推進計画	再犯防止等の推進に関する法律 第8条第1項
	自殺対策計画	自殺対策基本法 第13条第2項
2	高齢者保健福祉計画	老人福祉法 第20条の8
	介護保険事業計画	介護保険法 第117条
3	障害者基本計画	障害者基本法 第11条第3項
	障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条
	障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20
4	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条 次世代育成支援対策推進法 第8条
5	健康増進計画	健康増進法 第8条第2項
	食育推進計画	食育基本法 第18条

## 【5】分野別計画の基本理念

### ● 総合保健福祉計画の基本理念 ●

あたたかく 支えあう 健やかな暮らしづくり

〔地域福祉分野の基本理念〕

誰もが個人として尊重され、  
ともしつながら 支え合う 地域共生のまち

〔自殺対策分野の基本理念〕

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

〔高齢者福祉・介護分野の基本理念〕

ともしつながら、支え合い、いきいきと暮らせるまち

〔障害者福祉分野の基本理念〕

一人ひとりが自分らしく輝き、ともに支え合って生きるまち

〔子ども・子育て分野の基本理念〕

子どもが夢を持ち、子育てに夢が持てる、みんなの笑顔が輝くまち

〔健康増進・食育推進分野の基本理念〕

みんなで作る 健やかで心豊かに暮らせるまち

## 第1編 地域福祉分野の基本理念

---

地域福祉分野では、「個人として尊重され、ともにつながり支え合う 地域共生のまちづくり」を基本理念に、「自助・互助・共助・公助」の役割分担により、第4次地域福祉計画に掲げた地域福祉力を強化するための各種施策を推進していきます。

自殺対策分野では、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策等との有機的な連携を図りながら、基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

## 第2編 高齢者福祉・介護分野の基本理念

---

高齢者福祉・介護分野では、「ともにつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまち」を基本理念に、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に掲げる介護、介護予防、生活支援等のサービスを推進するとともに、地域での生きがいづくりや支えあい活動を促進していきます。

## 第3編 障害者福祉分野の基本理念

---

障害者福祉分野では、「一人ひとりが自分らしく輝き、ともに支え合って生きるまち」を基本理念に、障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に掲げた施策を総合的に推進し、障害のある人が、住み慣れた地域で誇りを持って、主体的に豊かな生活を送ることができる社会を築いていきます。

## 第4編 子ども・子育て分野の基本理念

---

子ども・子育て分野では、「子どもが夢を持ち、子育てに夢が持てる、みんなの笑顔が輝くまち」を基本理念に、第3期子ども・子育て支援事業計画に掲げた施策を推進し、地域が一体となって子どもを健やかに育てていきます。

## 第5編 健康増進・食育推進分野の基本理念

---

健康増進・食育推進分野では「みんなでつくる 健やかで心豊かに暮らせるまち」を基本理念に、健康増進分野では第4次健康増進計画に掲げた健康増進、疾病予防につながる「町民自らの取組」、「行政・関係機関・団体等の取組」を一体的に増進していきます。

また、食育推進分野では、第4次食育推進計画に掲げた施策を推進し、「町民の取組」「行政・関係機関・団体等の取組」を具体的に推進していきます。

## 【6】分野別計画の施策体系

<b>第1編 第4次地域福祉計画</b>	
1 地域で支え合う意識づくり	1 福祉の意識を高める啓発の推進 2 福祉の心を育てる学びの場の充実
2 地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり	1 支え合いの関係づくり 2 地域における交流の場づくり
3 地域福祉の担い手づくり	1 地域活動やボランティアへの参加の促進 2 保健福祉の担い手の育成
4 困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり	1 誰一人取り残さない相談支援の充実 2 多様な福祉サービスの展開 3 権利擁護の推進
5 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	1 地域で支え合う防災対策 2 安全・安心な人にやさしいまちづくり
<b>第2次重層的支援体制整備事業実施計画</b>	
1 属性を問わない相談支援	
2 地域づくりに向けた支援	
3 参加支援事業	
<b>成年後見制度利用促進基本計画</b>	
1 町民への周知と理解の促進	
2 相談支援体制の整備	
3 制度の利用促進	
4 地域連携ネットワークの整備	
5 成年後見制度では支援できない支援について	
<b>再犯防止推進計画</b>	
1 町民への周知と理解の促進	
2 地域連携ネットワークの整備	
<b>第2次自殺対策計画</b>	
1 啓発の推進と理解の促進	1 自殺予防に関する啓発活動の推進 2 学びの場の充実
2 心の健康づくりと人材の育成	1 心の健康づくりの推進 2 支援者の育成と人材の確保
3 自殺を予防する支援体制づくり	1 相談窓口の周知と相談体制の充実 2 多様化、複雑化する生活課題への対応 3 高齢者の社会参加・仲間づくりの促進 4 支援ネットワークの構築

第2編 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

1 介護予防に取り組みながらとものつながるまち	1 介護予防・日常生活総合事業の充実で望む暮らしを実現 2 生活支援・体制整備の推進
2 支え合えるしくみがあるまち	1 地域包括ケアシステムの構築 2 認知症になっても安心して暮らせる町 3 地域福祉の充実 4 安心・安全な町の推進
3 いきいきと暮らせるサービスのあるまち	1 介護保険制度の持続可能性の確保 2 介護保険サービスの提供

第3編 障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 とともに支えあうまち	1 こどもを支えるしくみの充実 2 地域生活を支えるしくみの充実
2 バリアフリーで快適なまち	1 ノーマライゼーションの浸透と交流の促進 2 バリアフリーな生活環境の整備
3 自分らしく暮らせるまち	1 就労支援の推進 2 健康で文化的な生活への支援

第4編 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 安心して子育てできるまち	1 多様な保育サービスの充実 2 放課後児童対策の充実
2 家庭と地域で子育てするまち	1 男女共同参画の促進 2 地域子育て力の向上 3 仕事と生活の調和の推進
3 子育て家庭が生き生きできるまち	1 情報提供・相談の充実と交流の促進 2 健康づくりの促進 3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実 4 ひとり親家庭への支援の強化 5 経済的負担の軽減 6 児童虐待への対応 7 子どもの権利・意見の尊重 8 子どもの貧困対策
4 子どもの生きる力を創るまち	1 生きる力を育てる教育の推進 2 多様な学習機会の提供
5 わくわく・どきどき・にこにこするまち	1 子どもにやさしい生活環境の整備 2 一生懸命遊べる場の確保

第5編 第4次健康増進計画・食育推進計画

<p>1 健康づくりとそれを支える地域と環境づくり 「第4次健康増進計画」</p>	<p>1 健康的な生活習慣の推進              分野1 身体活動・運動              分野2 休養・睡眠・心の健康づくり              分野3 飲酒・喫煙              分野4 歯・口腔の健康              分野5 健（検）診・健康管理          2 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進          3 町民主体の健康づくりの推進</p>
<p>2 健康づくりとそれを支える食育の推進 「第4次食育推進計画」</p>	<p>1 心身の健康を支える食育          2 安心・安全で持続可能な食を支える食育</p>

# 資料編

## 【 第4次綾川町総合保健福祉計画策定委員名簿 】

氏名	所属・役職	備考
真鍋 芳樹	香川大学 名誉教授	委員長
岡田きみ子	綾川町民生児童委員協議会 会長	副委員長
溝渕 博司	綾歌地区医師会 会長	
時松 由子	綾歌地区医師会 副会長	
福井 隆夫	綾歌郡歯科医師会 会長	
増田 純子	香川県中讃保健福祉事務所保健対策第二課 課長	
松本 圭輔	香川県高松西警察署生活安全課 課長	
花澤 照明	高松西消防署綾川分署 分署長補佐	
香西 弘志	綾川町教育委員	
作花 志保	綾川町小中学校校長会代表、昭和小学校 校長	
横井 香枝	綾川町こども園代表、綾川町立羽床上こども園 園長	
石井 和義	坂出地区保護司会 綾川支部長	
長尾 舜哉	綾川町身体障害者協会 会長	
末長 勉	綾川町老人クラブ連合会 会長	
三好 清子	綾川町婦人会 会長	
渡邊 紀子	綾川町食生活改善推進協議会 会長	
秋山トシ子	綾川町介護予防サポーター 会長	
中山 彰	綾川町自治会連合会 会長	
村瀬 秀則	綾川町商工会 会長	
松本 稔	アグリネット綾川 会長	
折目 賢次	綾川町健康推進員	
小田 郁生	綾川町議会 厚生常任委員長	
森田 康清	綾川町社会福祉協議会 事務局長	

【 綾川町総合保健福祉計画 策定の経過 】

日程	主な内容
令和7年8月	アンケート調査の実施 ・地域福祉の推進に関するアンケート調査 ・健康づくりに関するアンケート調査
【第1回策定委員会】 令和6年10月22日	・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選任 【議事】 ・第4次総合保健福祉計画策定 概要説明 ・第3次総合保健福祉計画 進捗状況報告 ・アンケート結果報告
【第2回策定委員会】 令和7年1月14日	○健康づくり部会 ・部会長・副部会長の選任 【議事】 ・健康増進計画 ・食育推進計画  ○地域福祉部会 ・部会長・副部会長の選任 【議事】 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画 ・重層的支援体制整備事業計画 ・成年後見利用促進基本計画 ・再犯防止推進計画 ・自殺対策推進計画
令和7年2月3日～ 令和7年2月17日	パブリックコメント実施 ・第4次総合保健福祉計画(案) ・第4次地域福祉計画(案) ・第3次子ども・子育て支援事業計画(案) ・第4次健康増進計画・食育推進計画(案)
【第3回策定委員会】 令和7年2月25日	【議事】 ・第4次総合保健福祉計画(案) ・パブリックコメント報告 ・第4次地域福祉計画 変更点説明 ・第3次子ども・子育て支援事業計画 報告 ・第4次健康増進計画・食育推進計画 変更点説明 ・各計画 承認

【 綾川町総合保健福祉計画 パブリックコメント（意見公募）の概要 】

本計画の素案を本庁及び各支所及び町のホームページで公開し、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

募集期間	令和7（2025）年2月3日（月）～2月17日（月）								
意見提出数	1人 11件								
年齢別提出者数	60代 1人								
意見の内訳	<table> <tr> <td>地域福祉に関すること</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育てに関すること</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>健康増進に関すること</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計画全体に関すること</td> <td>1件</td> </tr> </table>	地域福祉に関すること	6件	子ども・子育てに関すること	3件	健康増進に関すること	1件	計画全体に関すること	1件
地域福祉に関すること	6件								
子ども・子育てに関すること	3件								
健康増進に関すること	1件								
計画全体に関すること	1件								



---

---

# 第 1 編

---

---

## 第4次 地域福祉計画

令和7（2025）年3月

香川県 綾川町



## ～ 目 次 ～

<b>第1部</b>	<b>第4次 綾川町地域福祉計画</b>	<b>1</b>
第1章	計画策定にあたって	1
【1】	計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】	地域福祉の考え方について	2
第2章	計画の概要	4
【1】	計画の位置付け	4
【2】	計画の策定方法	8
第3章	綾川町の福祉を取り巻く現状	10
【1】	人口等の現状	10
【2】	高齢者の現状	17
【3】	障害のある人の状況	19
【4】	子育て支援の状況	21
【5】	地域の状況	24
【6】	福祉的課題を抱えている人の状況	26
【7】	アンケート調査結果の概要	27
【8】	数値目標の達成状況	36
【9】	本町の主な課題	37
第4章	計画の基本的な考え方	39
【1】	基本理念と基本目標	39
【2】	施策の体系	41
第5章	地域福祉施策の展開	42
基本目標1	地域で支え合う意識づくり	42
基本目標2	地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり	44
基本目標3	地域福祉の担い手づくり	48
基本目標4	困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり	51
基本目標5	住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	56
第6章	綾川町重層的支援体制整備事業実施計画	58
【1】	計画策定の趣旨と位置付け	58
【2】	計画の期間	58
【3】	重層的支援体制整備事業とは	59
【4】	重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	60
【5】	施策の展開	61

第7章 綾川町成年後見制度利用促進基本計画	70
【1】計画策定の趣旨と位置付け	70
【2】計画の期間	70
【3】本町の現状と課題	71
【4】施策の体系	74
【5】施策の展開	74
第8章 綾川町再犯防止推進計画	78
【1】計画策定の趣旨と位置付け	78
【2】計画の期間	78
【3】計画の対象者	78
【4】香川県の動向	79
【5】再犯防止施策を取り巻く本町の現状	80
【6】施策の体系	83
【7】施策の展開	83

## 第2部 第2次 綾川町自殺対策計画「生きる」を支えるほっとプラン ---87

第1章 計画策定にあたって	87
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	87
【2】計画策定の目的	89
【3】計画の策定方法と期間	90
第2章 綾川町の現状と課題	91
【1】本町の現状	91
【2】アンケート調査結果の概要	98
【3】数値目標の達成状況	101
【4】本町の課題	102
第3章 計画の基本的な考え方	103
【1】自殺対策における基本認識	103
【2】基本理念と基本目標	103
【3】基本方針	104
【4】施策の体系	106
第4章 施策の展開	107
基本目標1 啓発の推進と理解の促進	107
基本目標2 心の健康づくりと人材の育成	110
基本目標3 自殺を予防する支援体制づくり	112

## 第3部 計画の推進にあたって ---119

【1】推進体制	119
【2】推進状況の進行管理	120

# 第1部 第4次 綾川町地域福祉計画

## 第1章 計画策定にあたって

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

#### 1 社会的背景

我が国においては、総人口の減少をはじめ少子高齢化や世帯人員の縮小、高齢者世帯の増加などを背景に、近年、地域住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」や高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来、大人が担うべき家事や介護を子どもが過度に行っている「ヤングケアラー問題」など、人々が抱える生活課題は多様化、複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を要因とする事業の縮小や廃業、生活苦や精神的なストレスを抱える人の増加等も大きな社会的な問題となっています。そのような人々が社会との接点が薄くなり、孤立してしまうことで、更なる課題の発生につながる要因ともなっています。

このように、多様化、複雑化する社会的課題の解決に向けて、国においては、制度や分野を超えて、地域住民をはじめ多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、様々な施策を推進しています。

従来、公的な福祉サービスや制度においては、介護が必要な高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活が困窮状態にある人への支援など、対象ごとの枠組みの中で支援が展開されてきました。

地域共生社会とは、このような制度や分野の「縦割り」の関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、分野横断的に地域を支えていく社会とされています。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の多様化、複雑化した支援ニーズに対応するための仕組みづくりが求められています。

#### 2 計画策定の趣旨

本町では、令和2（2020）年3月に「第3次 綾川町地域福祉計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し「個人として尊重され、安心して自立した生活が送れるまち」を基本理念として、地域において支え合いの活動を促進することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

本町では、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決を図るため「第4次 綾川町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、地域福祉を推進する主体である町民の参画とともに、これまでの地域福祉の取組の現状や課題を踏まえ、地域の様々な福祉課題の解決に向けて体系的に取り組むため、全ての福祉計画の上位計画として位置付け、他の福祉関連計画と一体的に「地域福祉」を推進します。

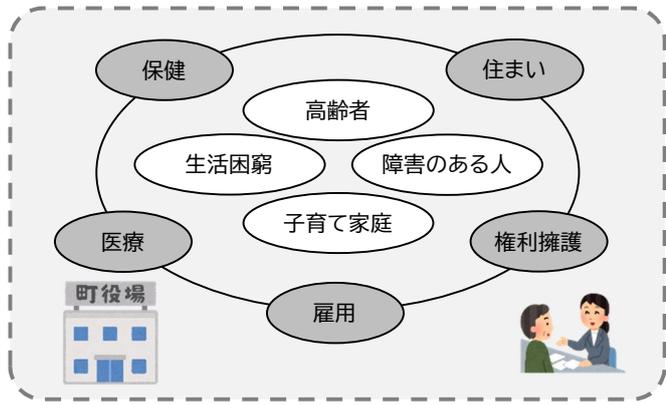
## 【 地域共生社会とは 】

○ 地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、人々の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

地域

- 支え合い、助け合いの意識の醸成
- 地域住民の気付きによる早期発見、課題解決に向けた取組

つなぐ ↓ ↑ 支援（公助）



- 公的な福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人が共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 地域だけで解決できない問題は行政（町）につなぎます。
- 行政（町）も縦割りをなくし、あらゆる分野の連携（ネットワーク）により、個別の課題を包括的に受け止め、解決に向けた体制を整備します。



包括的支援体制の構築  
（重層的支援体制整備事業実施計画により推進）

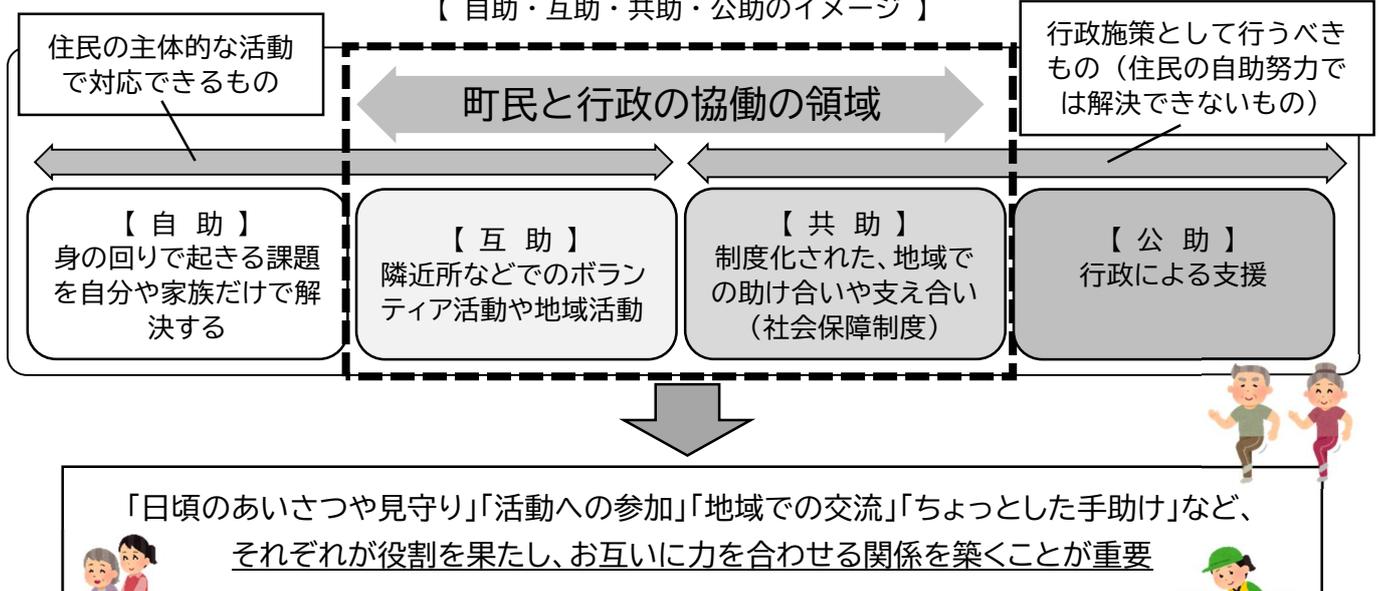
※ 厚生労働省の資料に基づき作成

## 【2】 地域福祉の考え方について

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、対象によって区分されることなく、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会」を実現しようとするものです。

「自助」「互助・共助」「公助」の視点を持ち、地域住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

### 【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



【 参考／本計画とSDGsとの関係 】

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGs は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指すものです。このグローバルな考え方と地域共生社会の考え方は本計画の考え方と一致することから、本計画においてはSDGsの視点も踏まえて策定します。



## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

#### 1 根拠法

本計画は「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づく、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

平成29（2017）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、これまで「任意計画」とされていたものから「努力義務計画」となりました。

#### 社会福祉法（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 「綾川町地域福祉活動計画」の本計画への包含

本計画は、綾川町社会福祉協議会が地域福祉推進のために策定する民間の行動計画である「綾川町地域福祉活動計画」と一体的に策定し、綾川町と綾川町社会福祉協議会が協力して、地域共生社会の実現に向けた施策を推進します。

## 3 本計画と重層的支援体制整備事業の一体的策定

令和2（2020）年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、重層的支援体制整備事業を行うことができること（第106条の4）が規定されました。

### 「社会福祉法」第106条の4 重層的支援体制整備事業についての要旨

#### 第106条の4 関係

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。

（令和3（2021）年4月施行）

本町では、この動きに合わせて、令和4（2022）年4月より「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」に着手し、令和6（2024）年3月に策定した「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づいて包括的な支援体制の整備を進めています。

本計画に「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」を含めることで、行政と地域、民間事業所など多様な主体との連携により、誰一人取り残さない相談支援体制等の構築を進めます。

#### 4 本計画と成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の一体的策定

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

国においては、令和4（2022）年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第14条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努力義務化されました。

本町では「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に含めることで、本町の成年後見制度の利用の更なる促進に向けて、地域福祉の施策と一体的に取り組みます。

##### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4（2022）年3月）より作成

さらに、国においては平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和 5（2023）年度から 5 年間で計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定され、政府が取り組む再犯防止施策の充実が盛り込まれています。

本町では「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」（以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく、地方再犯防止推進計画として「綾川町再犯防止推進計画」を策定し、本計画に含めることで、本町の再犯防止施策の充実に向け、総合的かつ計画的に取り組めます。

#### 国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 国の再犯防止推進計画 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

資料：法務省「第二次再犯防止推進計画」（令和 5（2023）年 3 月）より作成

## 5 計画の期間

本計画の期間は「第 4 次 綾川町総合保健福祉計画」と同じ令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

## 【2】計画の策定方法

### 1 綾川町総合保健福祉計画策定委員会における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者等によって構成される「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」における協議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、町民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

### 2 アンケート調査の実施

本町在住の18歳以上の町民における、生活の実態や福祉に対する意識、地域福祉活動やボランティア活動への参加意向等、暮らしやすいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	綾川町 地域福祉の推進に関するアンケート調査
調査対象	18歳以上の町民
調査方法	郵送配布～郵送回収及びWebサイト上で回答
調査期間	令和6（2024）年8月
配布数	1,000人
有効回収数	336人（Webによる回答者92人を含む。）
有効回収率	33.6%（Webによる回答は9.2%）

### 3 第3次計画における実施状況の点検、課題の抽出

第3次計画では「施策体系」における3つの基本目標と10の基本施策に沿って事業を推進しました。

事業の実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

本計画では、点検及び課題の抽出結果に基づき、今後の取組内容についての検討を行いました。

【 参考／第3次計画の施策体系 】

基本目標	施策の推進内容
<p>【 基本目標1 】 福祉の心を育てるまち</p>	<p>1 福祉教育の推進 2 福祉にたずさわる人材の育成</p>
<p>【 基本目標2 】 いきいき活動するまち</p>	<p>1 地域福祉活動の活性化 2 働きたい人が働けるまちづくり 3 相談機能の強化、福祉サービス・生活支援サービスの推進</p>
<p>【 基本目標3 】 セーフティネットで支え合うまち</p>	<p>1 人権擁護ネットワークづくり 2 住まい・交通・情報基盤の強化 3 要配慮者支援の強化 4 生活困窮者等への支援 5 メンタルヘルス対策の充実</p>

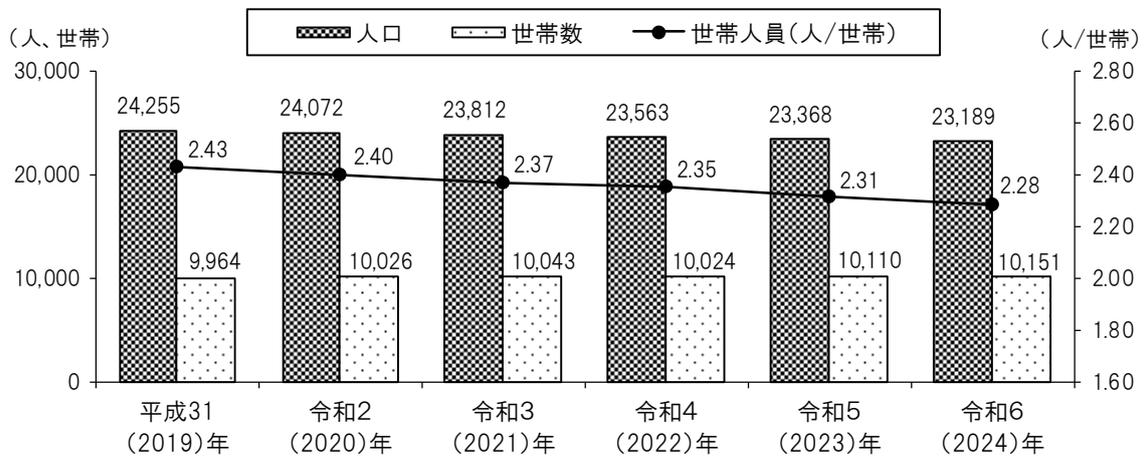
## 第3章 綾川町の福祉を取り巻く現状

### 【1】人口等の現状

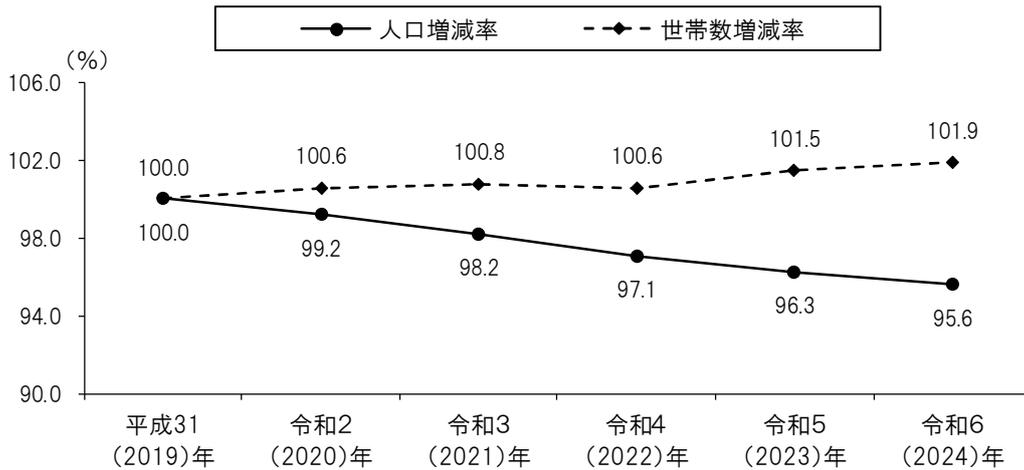
#### 1 人口・世帯数

本町の人口は、減少で推移しており、令和6（2024）年1月1日現在23,189人（平成31（2019）年を100とした場合95.6）となっています。世帯数は、緩やかな増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.43人から令和6（2024）年で2.28人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 2 年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、令和6（2024）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が11.1%、「生産年齢人口（15～64歳）」が52.6%、「高齢者人口（65歳以上）」が36.4%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年の34.4%から令和6（2024）年で36.4%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

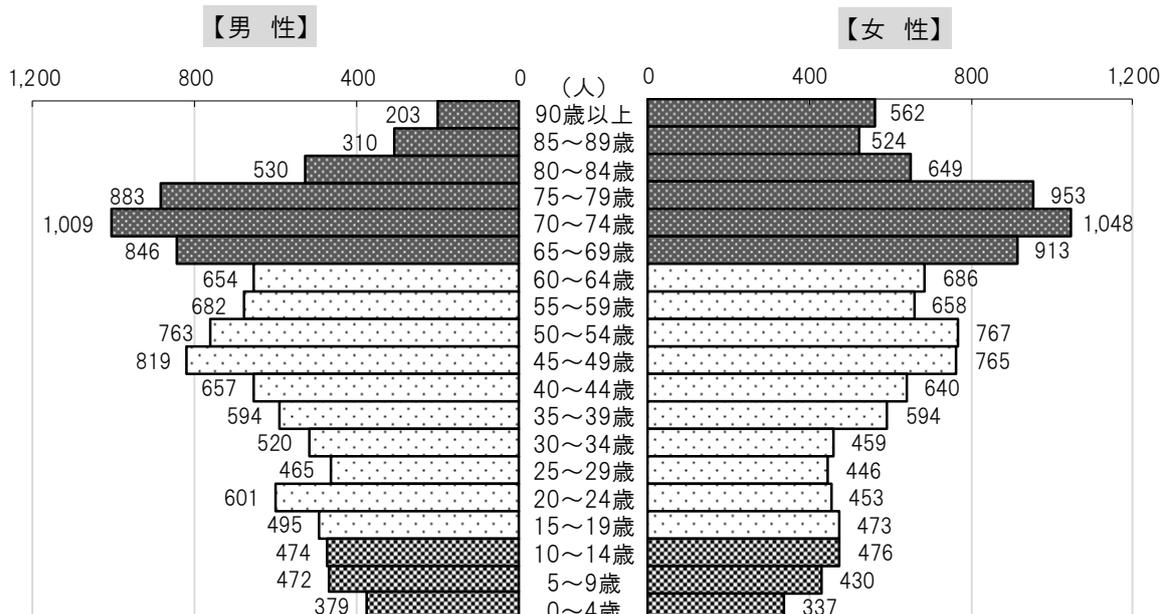
【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】

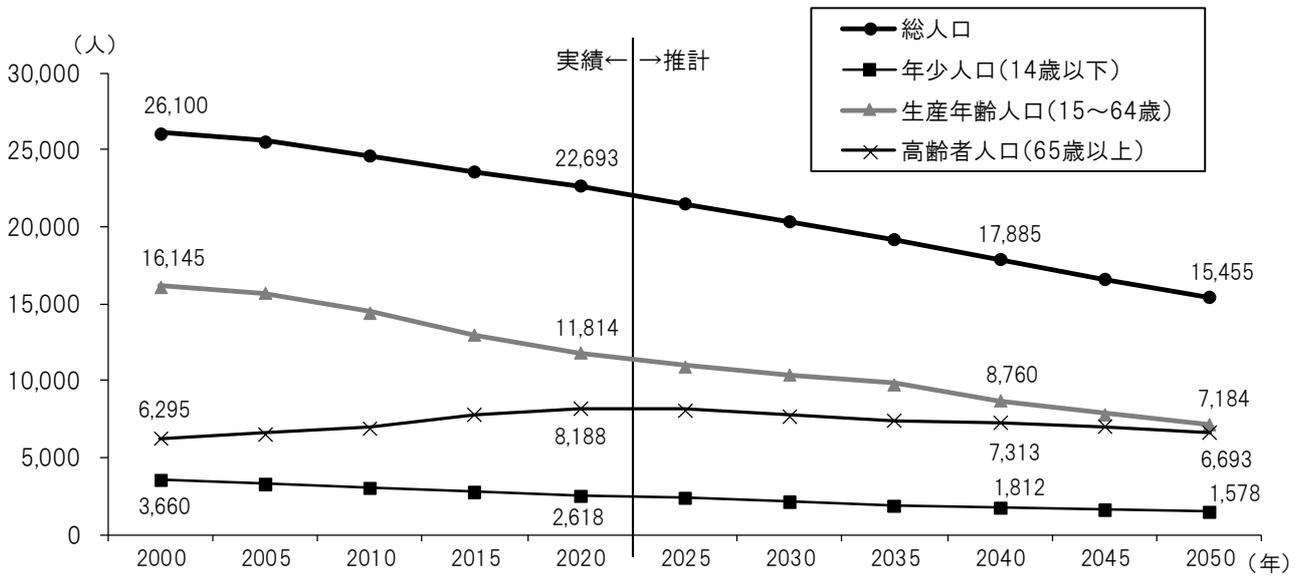


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年1月1日現在）

国立社会保障人口問題研究所による人口推計では、本町の人口は減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、年少人口及び高齢者人口は、緩やかな減少で推移しています。

【 将来推計人口 】



注1：平成17（2005）年以前は合併前の人口を合算

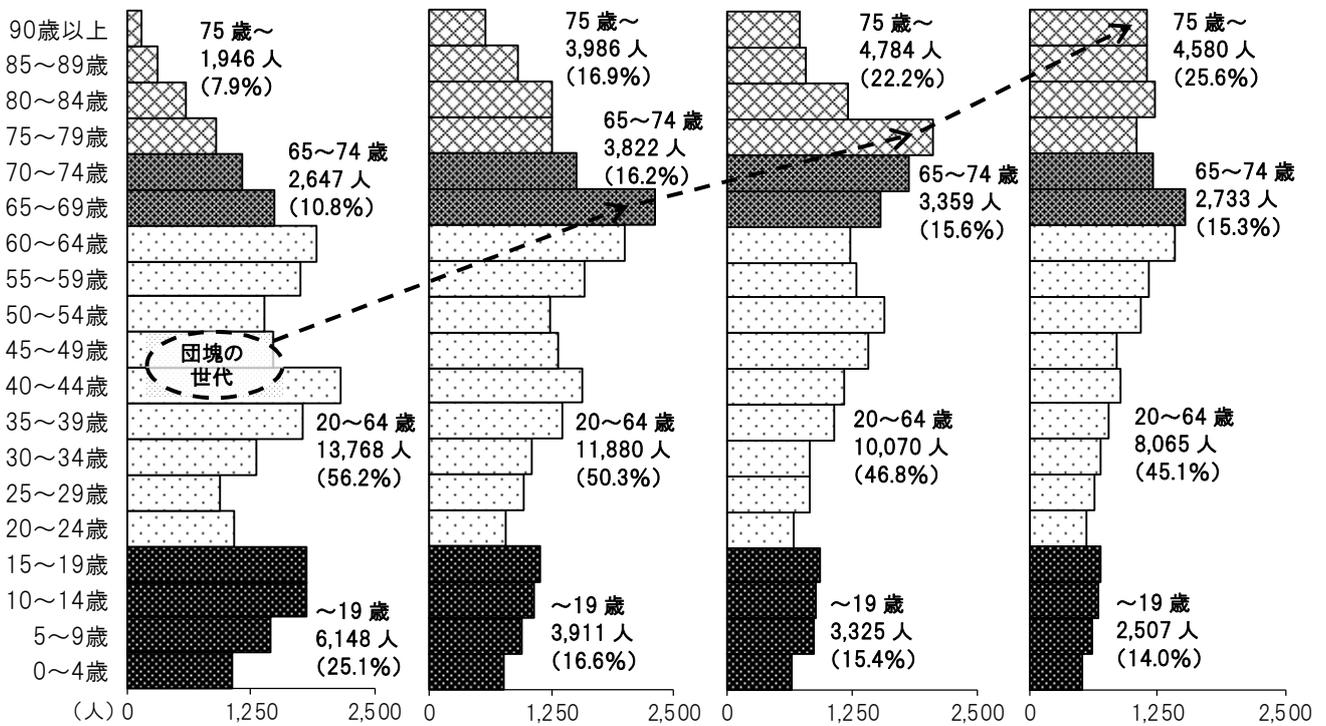
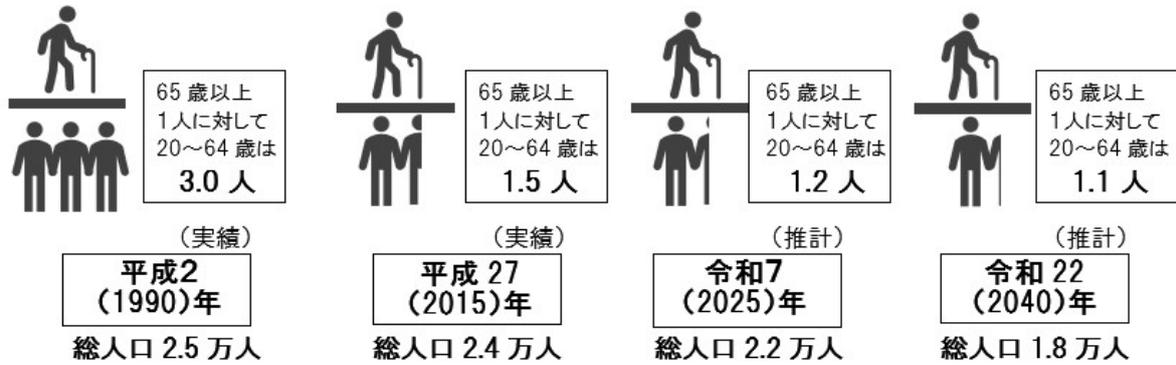
注2：総人口には「年齢不詳」を含む。

資料：平成12（2000）年～令和2（2020）年は国勢調査

令和7（2025）年以降は国立社会保障人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

本町の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を3.0人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.2人で支える構造になると予測されています。

【綾川町の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】



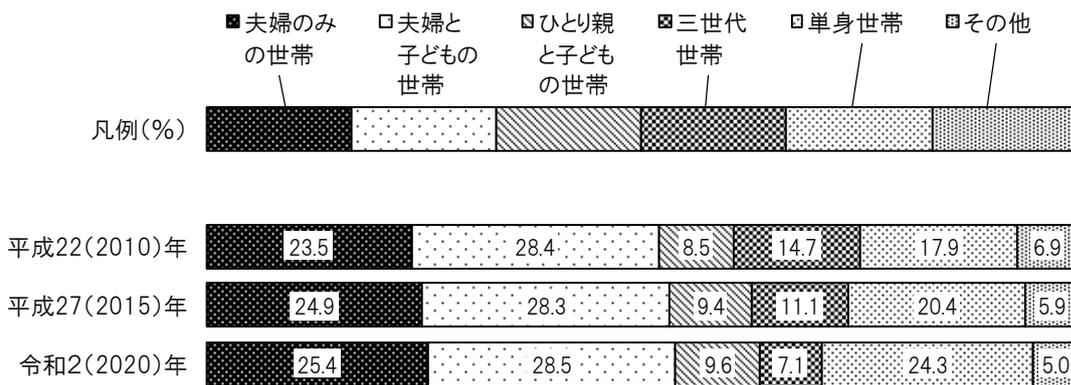
注：平成2（1990）年は合併前の人口を合算  
資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成

### 3 世帯の状況

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移でみると、「夫婦のみの世帯」「単身世帯」は増加していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

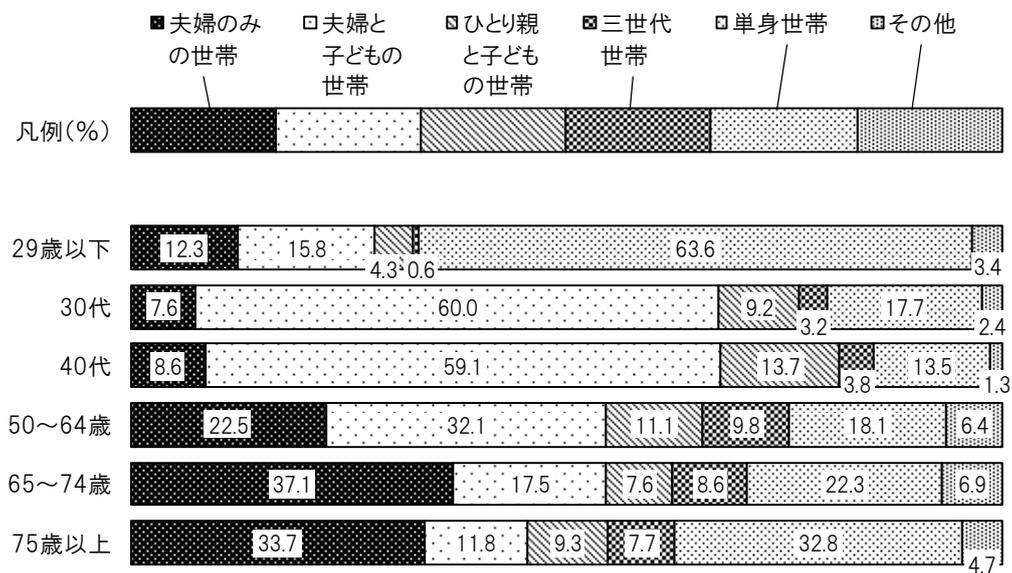
また、年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下及び75歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

#### 4 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本町の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では125世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

##### 【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	92	128	125
母子世帯数	78(84.8%)	110(85.9%)	112(89.6%)
父子世帯数	14(15.2%)	18(14.1%)	13(10.4%)

資料：国勢調査

#### 5 高齢者世帯の状況

本町の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

##### 【高齢者世帯数の推移】

	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	8,531	100.0	8,837	100.0	3.6
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,854	56.9	5,041	57.0	3.9
高齢者単身世帯	1,007	11.8	1,235	14.0	22.6
高齢者夫婦世帯	1,232	14.4	1,394	15.8	13.1
高齢者同居世帯	2,615	30.7	2,412	27.3	-7.8

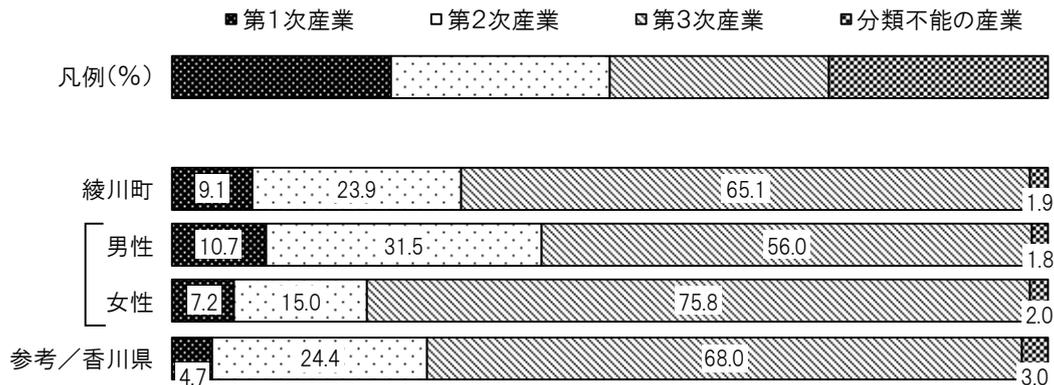
資料：国勢調査

## 6 産業別就業者構成比

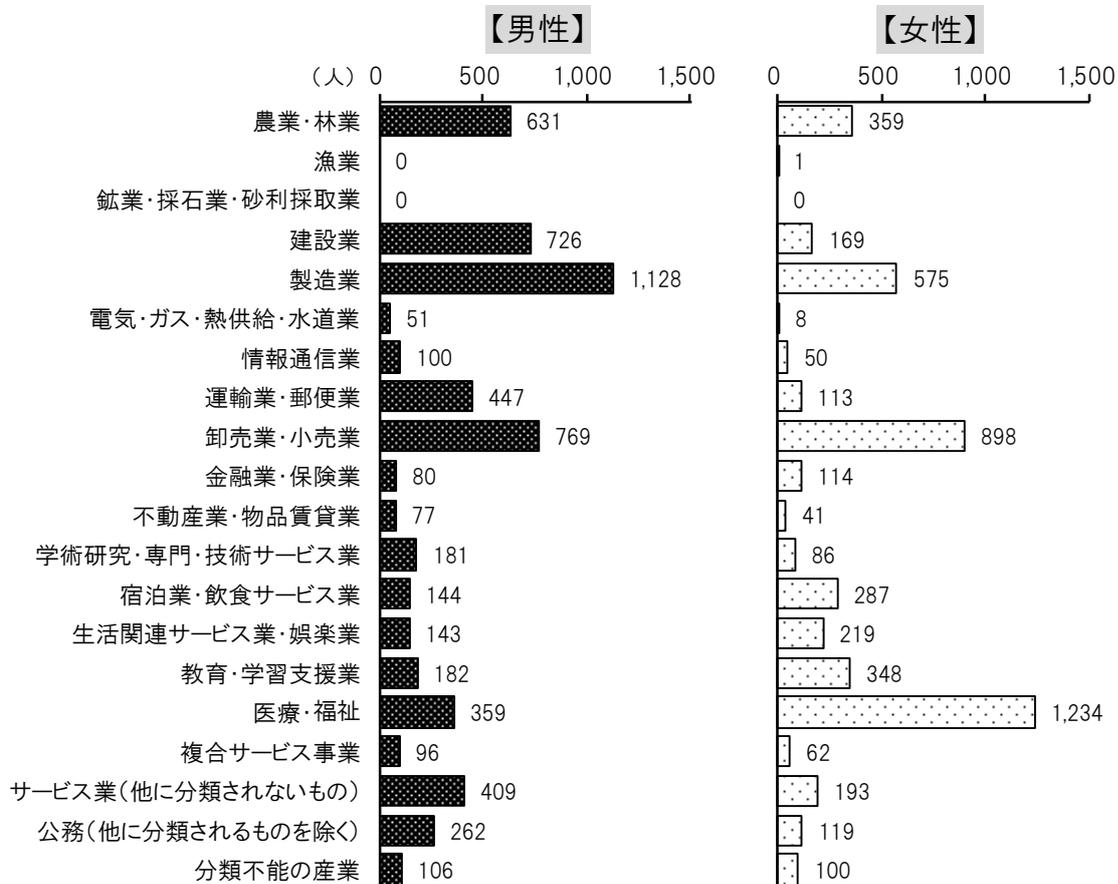
本町の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が9.1%、第2次産業が23.9%、第3次産業が65.1%となっています。香川県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

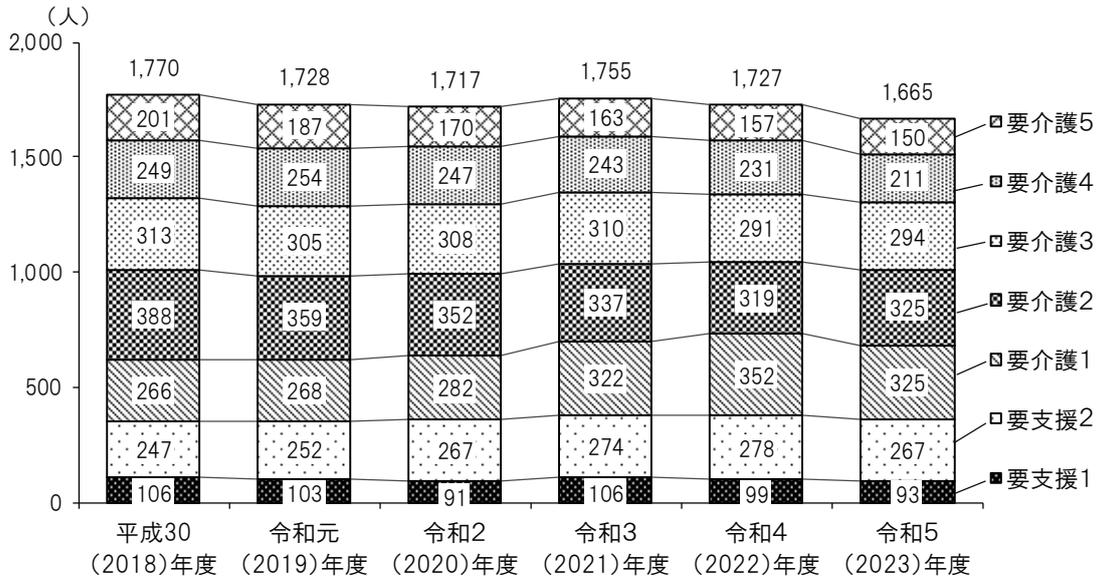
## 【2】高齢者の現状

### 1 要介護等認定者数

介護保険の対象者となる要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は1,665人となっています。

要介護度別でみると、要介護1及び要介護2が多くなっています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末日現在）

### 2 認知症高齢者の状況

町内における認知症高齢者数をみると、増加傾向にありましたが令和3（2021）年に減少に転じ、令和5（2023）年では995人、認知症の割合は11.8%となっています。

【 認知症高齢者の状況 】

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
認知症高齢者数(人)	1,123	1,135	1,139	1,067	989	995
認知症割合*(%)	13.6	13.6	13.6	12.6	11.7	11.8

※ 65歳以上人口（住民基本台帳（各年1月1日現在））に占める割合

資料：MCWEL介護保険システムより認知症自立度Ⅱ以上で抽出（各年3月末日現在）

### 3 認知症サポーター養成者数

認知症サポーター養成者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は83人となっています。

【 認知症サポーター養成者数の推移 】

（単位：人）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症サポーター養成者数	48	175	18	52	15	83

資料：綾川町地域包括支援センター認知症サポーター養成講座受講者一覧（各年度3月末日現在）

### 4 高齢者虐待に関する相談件数

高齢者虐待に関する相談件数は、令和5（2023）年度は10件となっています。

【 高齢者虐待に関する相談件数の推移 】

（単位：件）

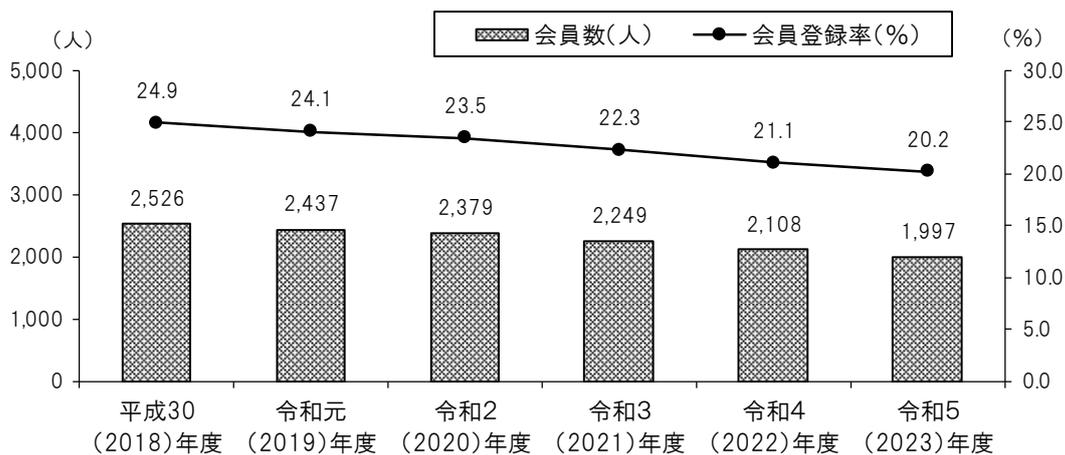
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談件数	2	8	13	10	8	10

資料：綾川町地域包括支援センター高齢者虐待相談件数一覧（各年度3月末日現在）

### 5 老人クラブ会員数

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度では1,997人、会員登録率は20.2%となっています。

【 老人クラブ会員数の推移 】



注：会員登録率は、60歳以上人口（住民基本台帳（各年度4月1日現在））に占める割合  
資料：綾川町老人クラブ登録名簿（各年度4月1日現在）

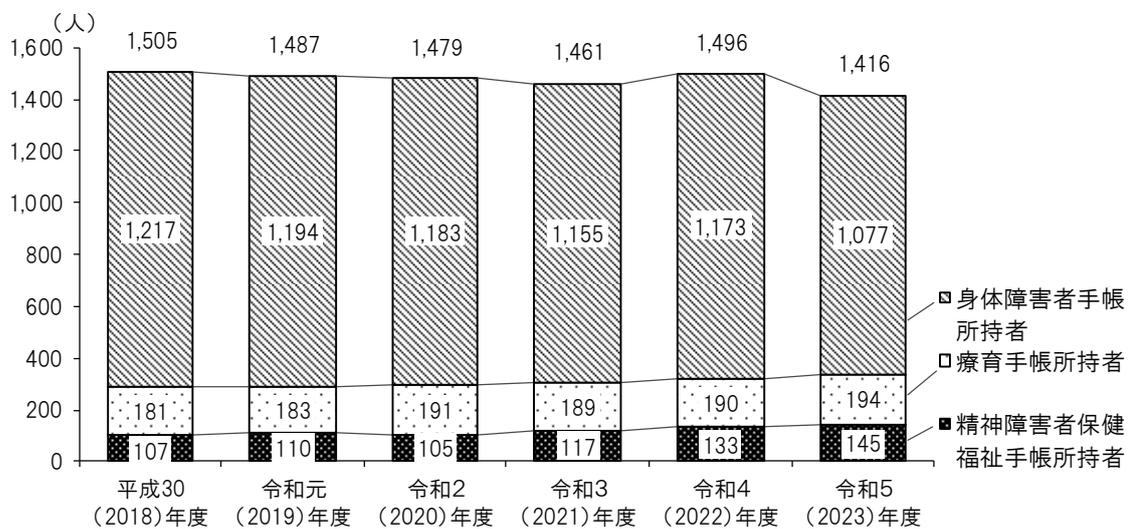
### 【3】 障害のある人の状況

#### 1 障害者手帳所持者の状況

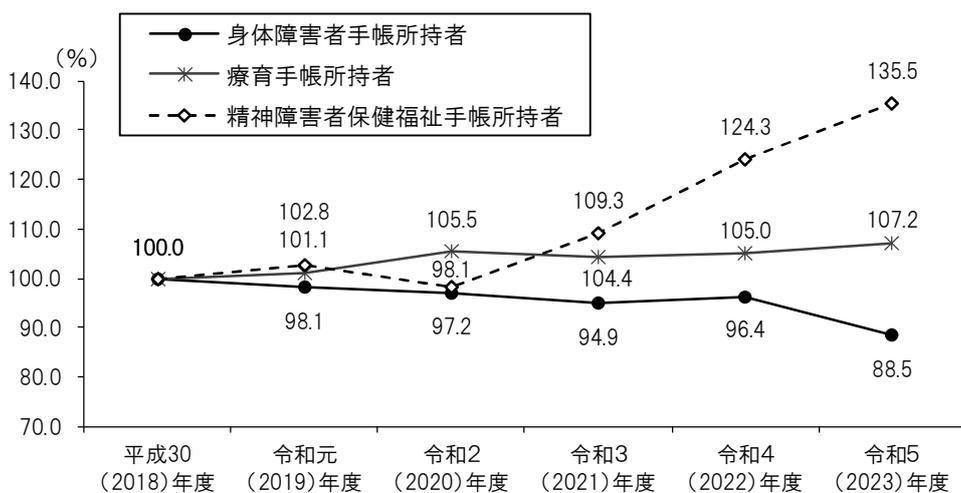
本町の障害者手帳所持者数は、長期的には減少で推移しています。

手帳の種類別でみると、令和5（2023）年度は「身体障害者手帳所持者」が1,077人と最も多く、全体の7割以上（76.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は194人（全体に占める構成比13.7%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は145人（同10.2%）となっています。平成30（2018）年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加していますが「身体障害者手帳所持者」は減少しています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



【 障害者手帳所持者数の増減率 】



注：増減率は平成30（2018）年度を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：福祉行政報告例（各年度3月末日現在）

## 2 自立支援医療受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、長期的には増加傾向にあり、令和5（2023）年度では257人となっています。また、更生医療の受給者数は、おおむね横ばいで推移しています。

### 【 自立支援医療受給者の状況 】

（単位：人）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
更生医療	61	45	43	47	47	48
育成医療	4	3	2	3	1	2
精神通院医療	209	209	237	245	242	257

資料：更生医療、育成医療は福祉行政報告例（各年度2月末日現在）、精神通院医療は香川県の精神保健（各年度3月末日現在）

## 3 特別支援学級の状況

特別支援学級の児童数は、小学校では増加傾向にあり、小学校で55人、中学校で14人となっています。

### 【 特別支援学級の状況 】

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
小学校	学級数	12	15	15	16	16	16
	児童数(人)	32	36	36	43	48	55
中学校	学級数	7	6	5	2	2	3
	生徒数(人)	11	11	10	7	8	14

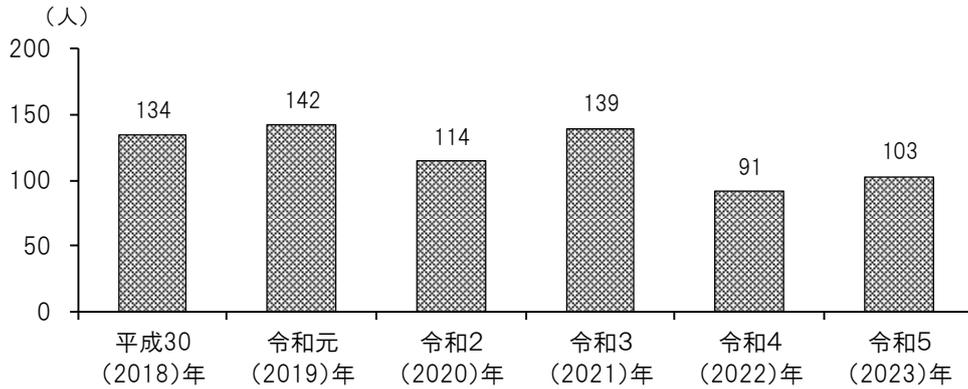
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

## 【4】子育て支援の状況

### 1 出生等の状況

本町の出生数は、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年は103人となっています。

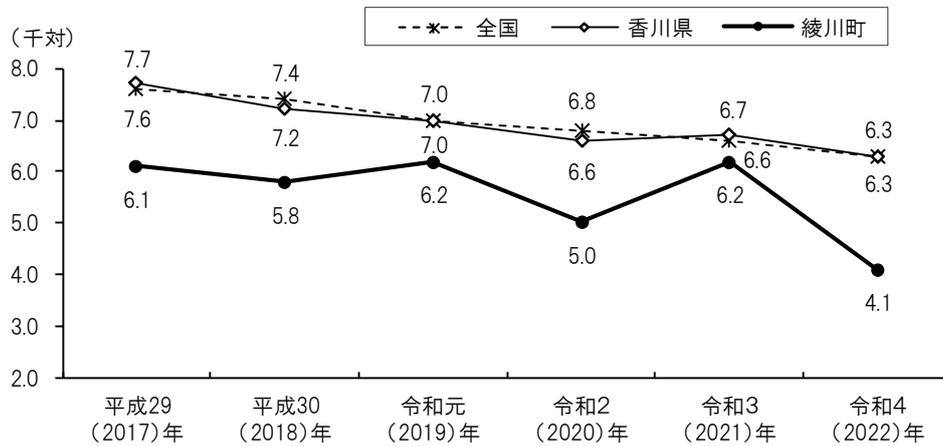
【 出生数の推移 】



資料：人口動態統計

本町の出生率※は、全国や香川県の平均を下回って推移しています。

【 出生率の推移（人口千対） 】

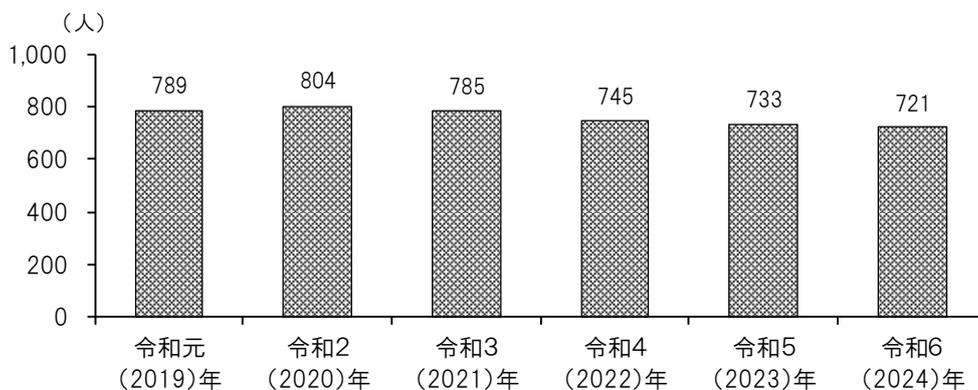


※ 出生率とは、人口1,000人当たりにおける出生数  
資料：人口動態統計

## 2 町立こども園の利用状況

町立の認定こども園は6か所あり、入園児童数は令和6（2024）年で721人と、緩やかに減少傾向にあります。

【 入園児童数の推移（幼稚園・認可保育所・認定こども園の合計） 】



【 幼稚園の状況 】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	2	0	0	0	0	0
児童数(人)	7	0	0	0	0	0

【 認可保育所の状況 】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	5	0	0	0	0	0
児童数(人)	580	0	0	0	0	0

【 認定こども園の状況 】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	1	6	6	6	6	6
児童数(人)	202	804	785	745	733	721

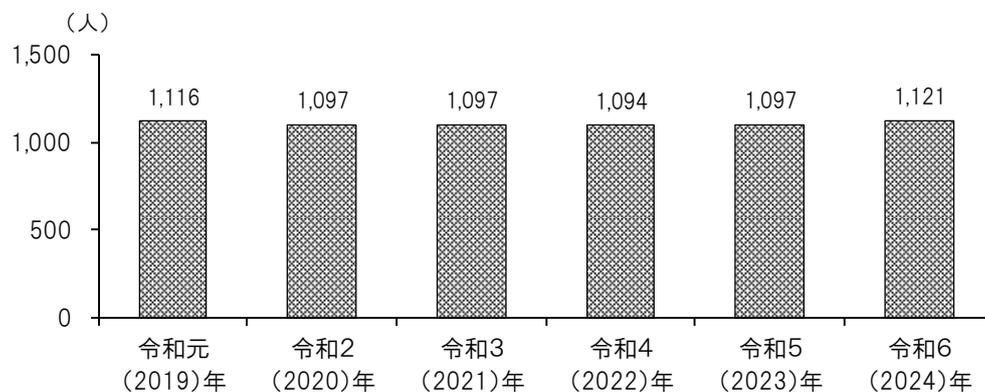
資料:こども園幼児数月報(各年5月1日現在)

### 3 小中学校児童・生徒数

#### (1) 小学校児童数

町内の小学校児童数は、おおむね横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年は1,121人と増加しています。

【 小学校児童数の推移 】

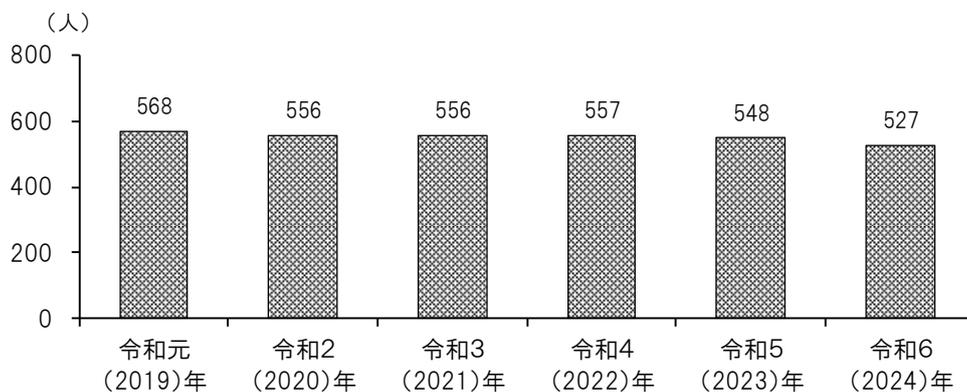


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

#### (2) 中学校生徒数

町内の中学校生徒数は、近年は減少傾向にあり、令和6(2024)年では527人となっています。

【 中学校生徒数の推移 】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## 【5】地域の状況

### 1 自治会数

本町では、令和6（2024）年で373の自治会があり、近年は緩やかに減少傾向にあります。また、自治会加入世帯数及び自治会加入率も減少傾向にあり、令和6（2024）年で5,463世帯、53.7%の加入率となっています。

#### 【自治会数の推移】

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
自治会数	382	380	380	379	377	373
自治会加入世帯数	6,021	5,920	5,830	5,719	5,608	5,463
自治会加入率(%)	60.3	58.9	57.9	57.1	55.3	53.7

資料：総務課（各年4月1日現在）

### 2 自主防災組織数

本町では、令和6（2024）年で134の自主防災組織があります。

#### 【自主防災組織数の推移】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
自主防災組織数	132	132	136	136	134	134

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### 3 避難行動要支援者数

避難行動要支援者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年では2,538人となっています。

#### 【避難行動要支援者数の推移】

（単位：人）

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
避難行動要支援者数	2,259	2,272	2,272	2,394	2,485	2,538

資料：庁内資料（福祉総合システム）（各年3月末日現在）

#### 4 社会福祉協議会の会員数

社会福祉協議会の一般会員数は減少傾向にあり、令和5（2023）年は4,582世帯、加入率は55.5%となっています。

##### 【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
一般会員数(世帯)	5,227	5,011	5,040	4,795	4,793	4,582
加入率(%)	63.0	61.0	61.3	57.9	58.0	55.5

資料：総務課（令和6（2024）年7月末日現在）

#### 5 ボランティア活動の状況

介護予防サポーター及び介護支援ボランティアの人数は、近年、増加傾向にあります。ボランティア保険への加入者数は、令和5（2023）年は413人と、長期的には減少で推移しています。

##### 【ボランティア活動の状況】

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
介護予防サポーター(人)	505	522	538	550	561	577
介護支援ボランティア(人)	320	330	316	325	345	356
ほっと歓協力員(人)	335	355	364	366	362	335
ほっと歓協力機関	59	61	66	66	66	70
ボランティア保険加入者個人 (人)	814	657	469	529	494	413
ボランティア協会登録団体 (団体)	14	14	14	15	14	9

資料：綾川町ボランティア連絡協議会（令和6（2024）年7月現在）

#### 6 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員は44人、主任児童委員は4人となっています。

##### 【民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況】

(単位：人)

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
民生委員・児童委員	44	44	44	44	44	44
主任児童委員	4	4	4	4	4	4

資料：庁内資料（各年12月1日現在）

## 【6】福祉的課題を抱えている人の状況

### 1 生活保護世帯数

本町の生活保護世帯数は、緩やかに増加しており、令和6（2024）年は63世帯となっています。保護人員は近年、横ばいで推移しており、令和6（2024）年では73人となっています。また、世帯類型別では、高齢世帯が最も多くなっています。

#### 【生活保護世帯数・人員等の推移】

（単位：世帯）

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
受給世帯数(全体)	50	53	53	60	62	63
高齢世帯	17	23	21	25	27	28
傷病障害世帯	17	17	21	24	23	22
母子世帯	5	5	3	3	2	1
その他世帯	11	8	8	8	10	12
保護人員(人)	74	73	82	86	73	73

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### 2 児童扶養手当受給世帯数

本町の児童扶養手当受給世帯は、令和6（2024）年では172世帯、そのうち18歳以下の子どもは272人となっており、近年は減少傾向にあります。

#### 【児童扶養手当受給世帯数等の推移】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
児童扶養手当受給世帯数(世帯)	215	208	195	194	185	172
18歳以下の子どもの数(人)	-	297	288	294	286	272

注：「-」は数値不明

資料：児童扶養手当名簿（各年3月末日現在）

### 3 児童虐待相談件数

本町の児童虐待相談件数については、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年は16件となっています。

#### 【児童虐待相談件数の推移】

（単位：件）

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
児童虐待相談件数	17	24	14	2	11	16

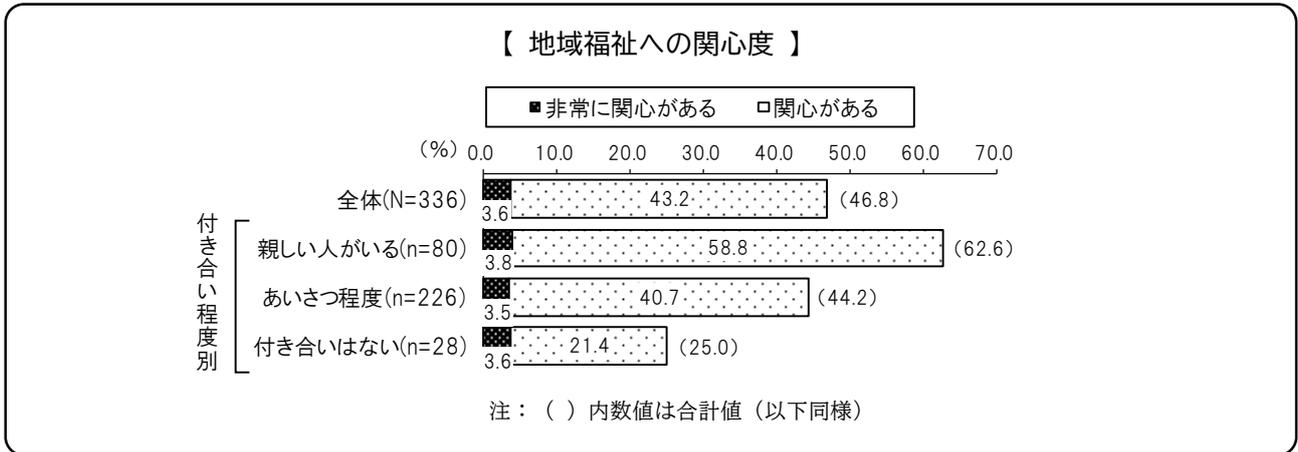
資料：綾川町要保護児童対策地域協議会資料より作成（各年3月末日現在）

## 【7】アンケート調査結果の概要

### 1 地域福祉の意識づくりについて

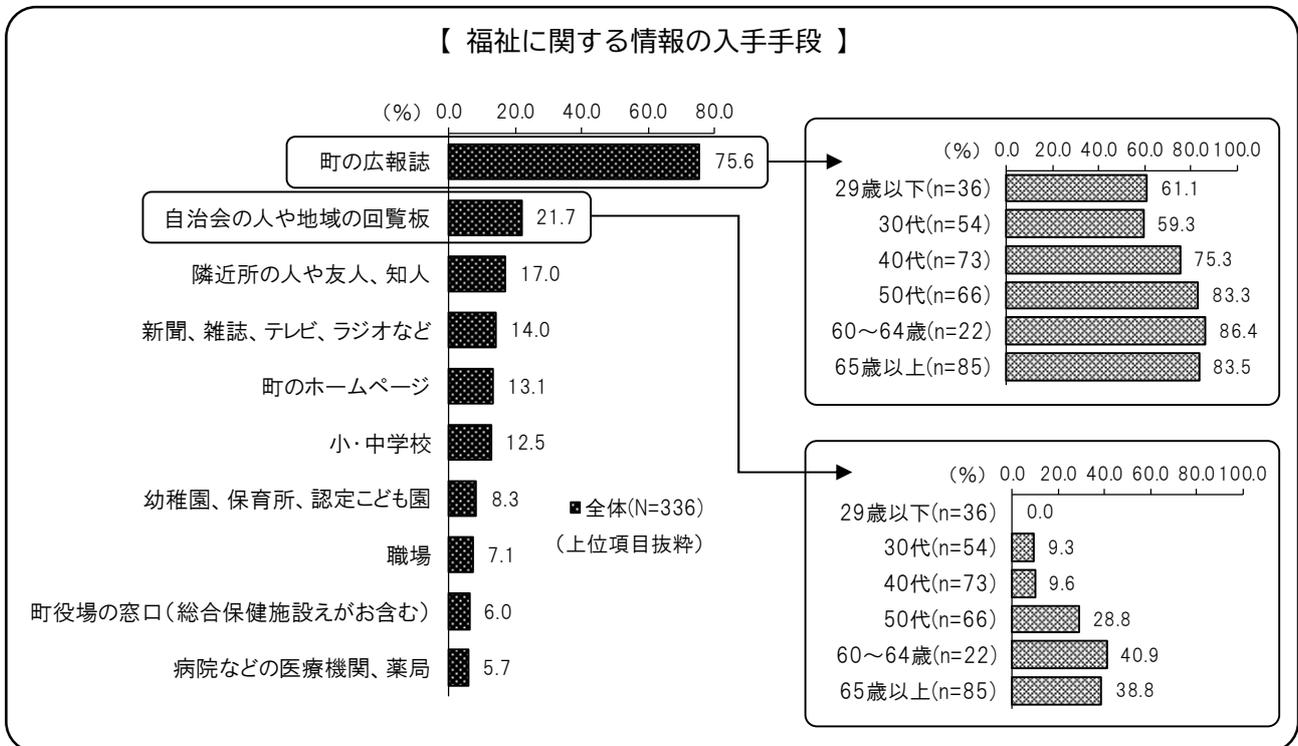
#### (1) 地域福祉への関心度

- ・ 地域福祉への関心度をみると、半数近くが関心度を示しており、特に近所との付き合いが親密な人ほど関心度も高い傾向にあります。



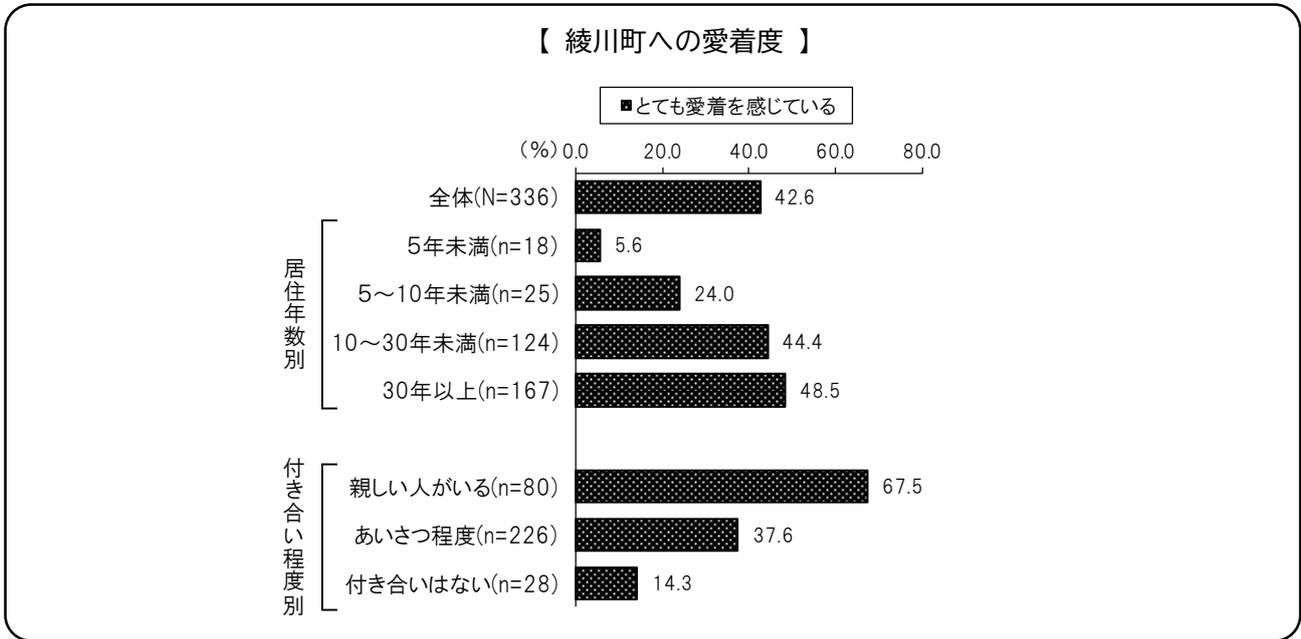
#### (2) 福祉に関する情報の入手手段

- ・ 福祉に関する情報の入手手段としては、特に 50 代以上の年齢層では町の広報誌や地域の回覧板などが多く、年齢による差が顕著にみられます。



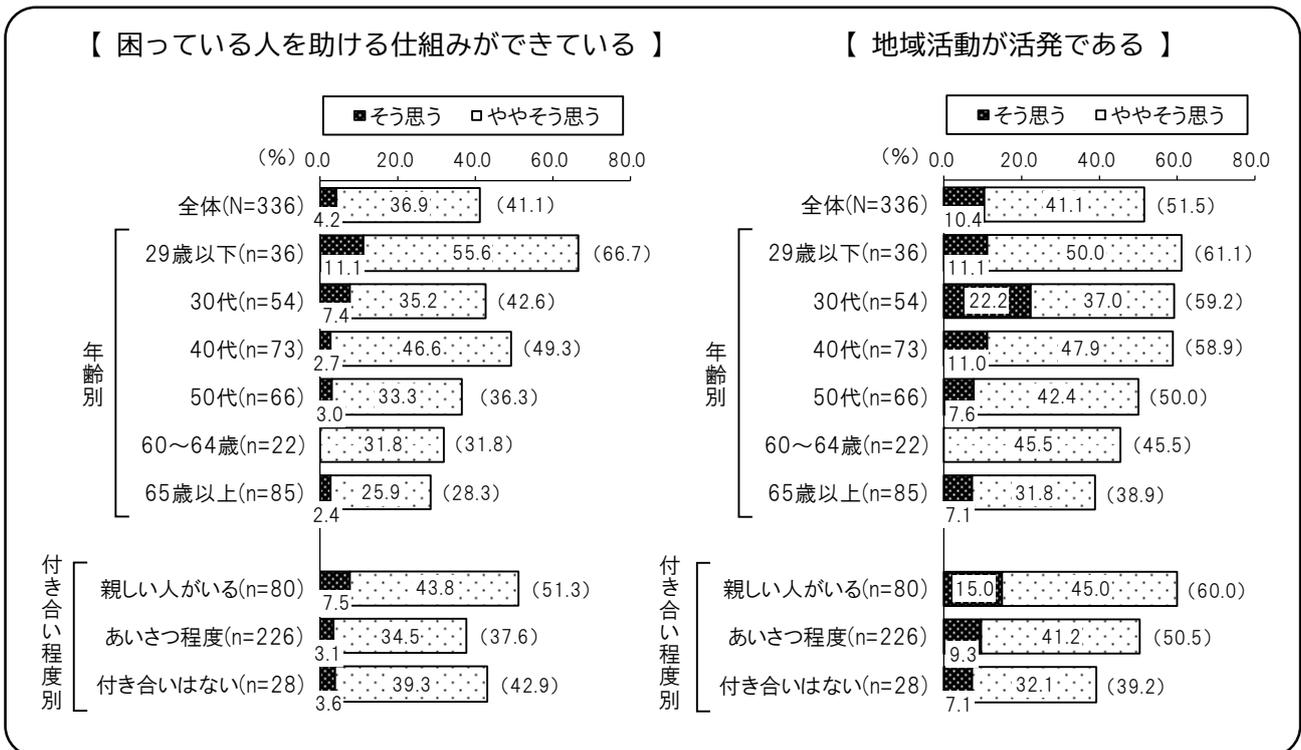
### (3) 綾川町への愛着度

- 綾川町に対して、4割以上がとても愛着を感じており、居住年数が長くなるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど愛着度が高くなっています。



### (4) 困っている人を助ける仕組みについて

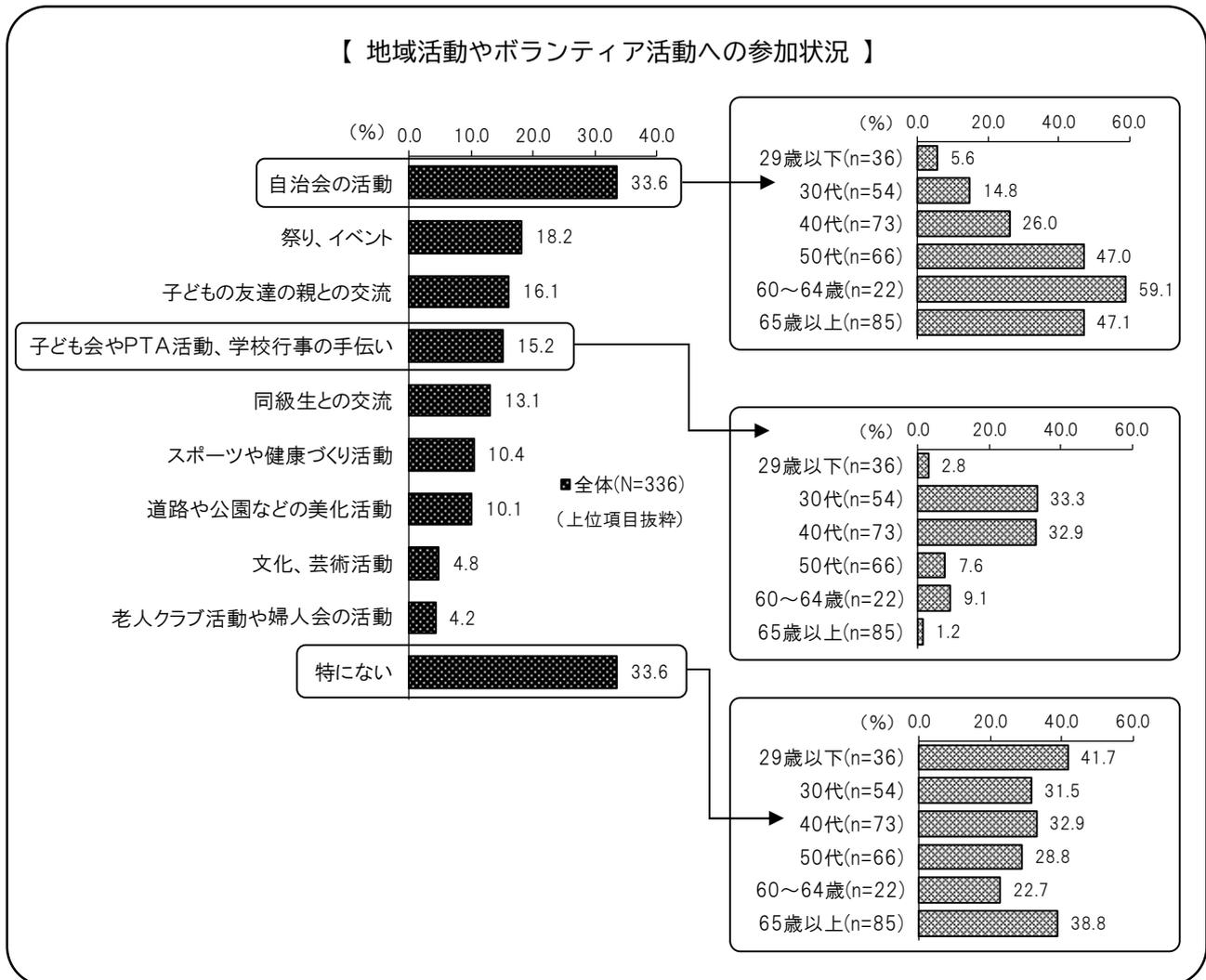
- 困っている人を助ける仕組みについては、約4割ができていると回答しており、特に29歳以下で多くなっています。また、地域活動について約半数が活発であると回答しており、近所との付き合いが親密な人ほどそう思う人が多くなっています。



## 2 地域活動やボランティア活動等について

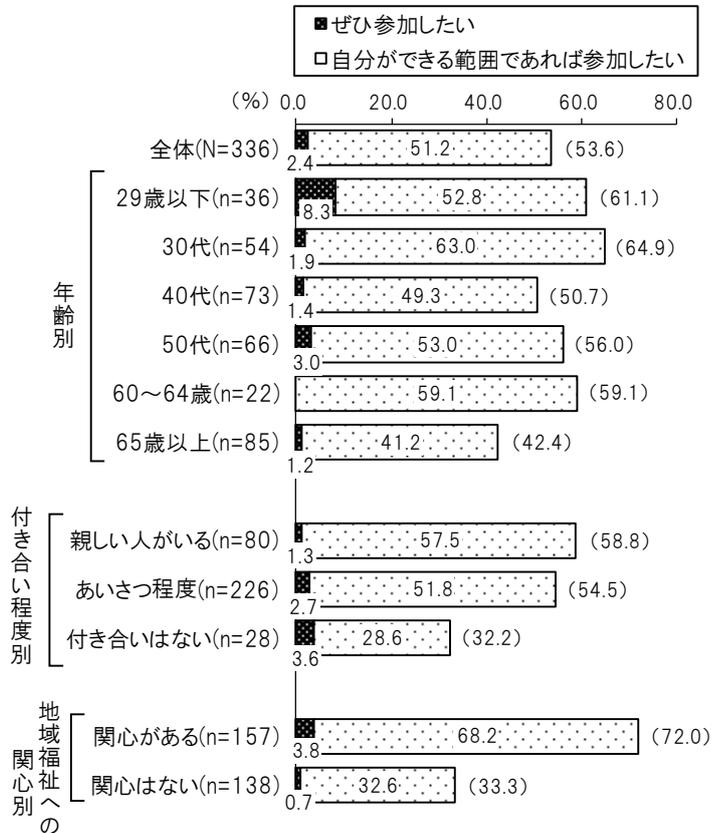
### (1) 参加状況と今後の参加意向

- ・ 地域活動やボランティア活動への参加状況をみると、自治会などの活動をはじめ、祭りやイベントへの参加者は全体的に多く、30～40代の子育て世代では、子ども会やPTA活動、学校行事の手伝いが多くなっています。しかし、29歳以下の若い年齢層では地域活動そのものへの参加が少ない状況です。



- ・ 地域活動やボランティア活動への参加意向は半数以上あり、近所との付き合いが親密な人や地域福祉に関心がある人で参加意向が高くなっています。

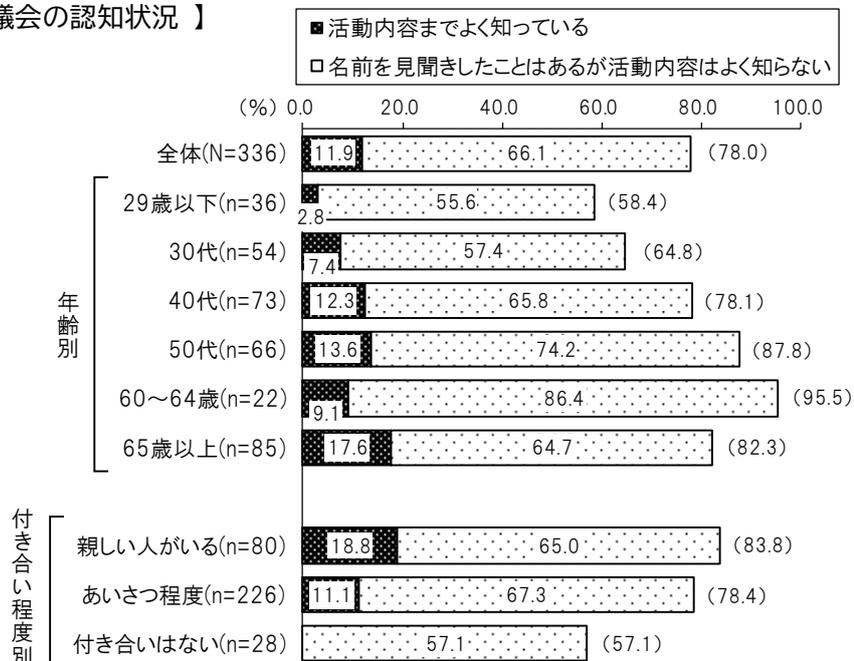
【 地域活動やボランティア活動への参加意向 】



## (2) 社会福祉協議会等の認知状況

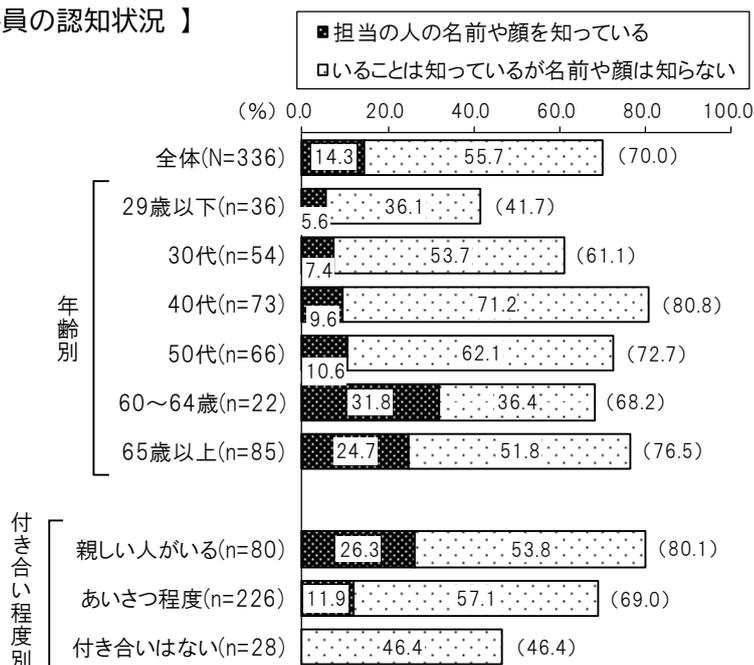
- 綾川町社会福祉協議会について、名称のみ知っている人を含めると8割近くになりますが、活動内容まで知っている人は1割程度となっています。年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど、認知率が高くなっています。

【綾川町社会福祉協議会の認知状況】



- 民生委員・児童委員の認知率は7割を占めており、年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど認知率も高い傾向にあります。一方、若い年齢層や近所との付き合いが薄い人では、名前や顔を知っている割合が低い傾向にあります。

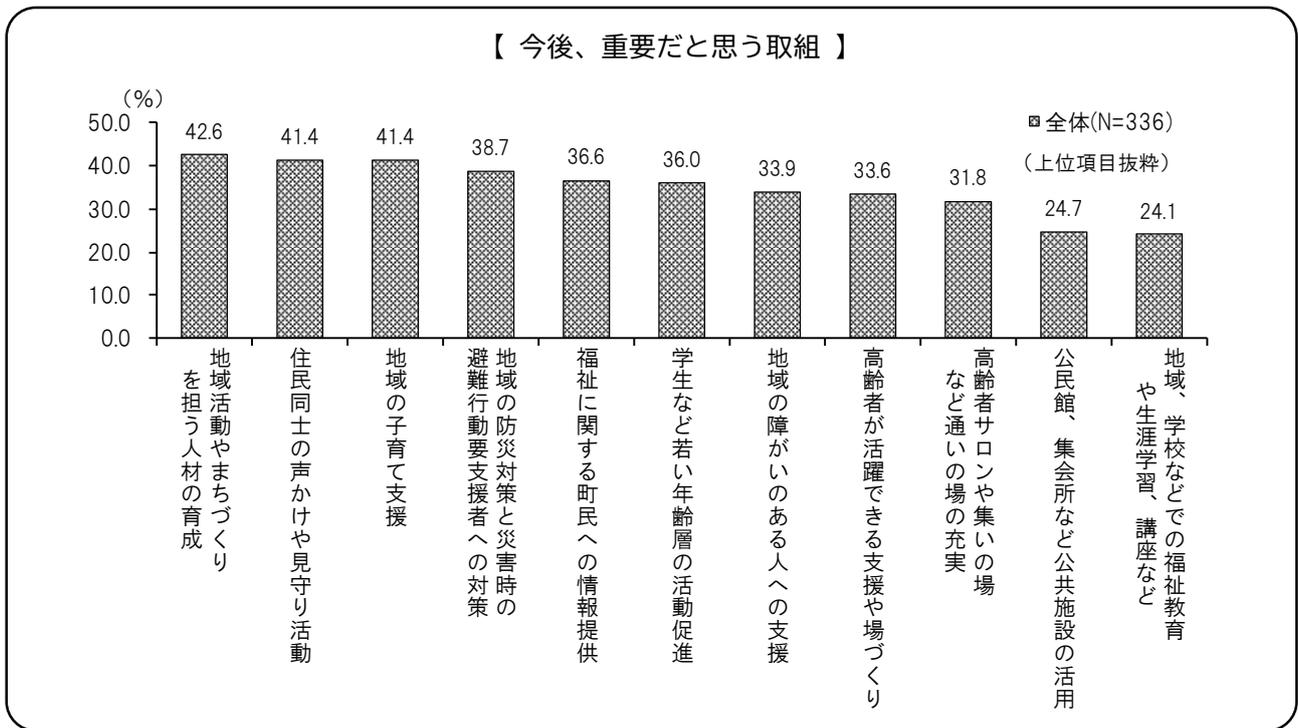
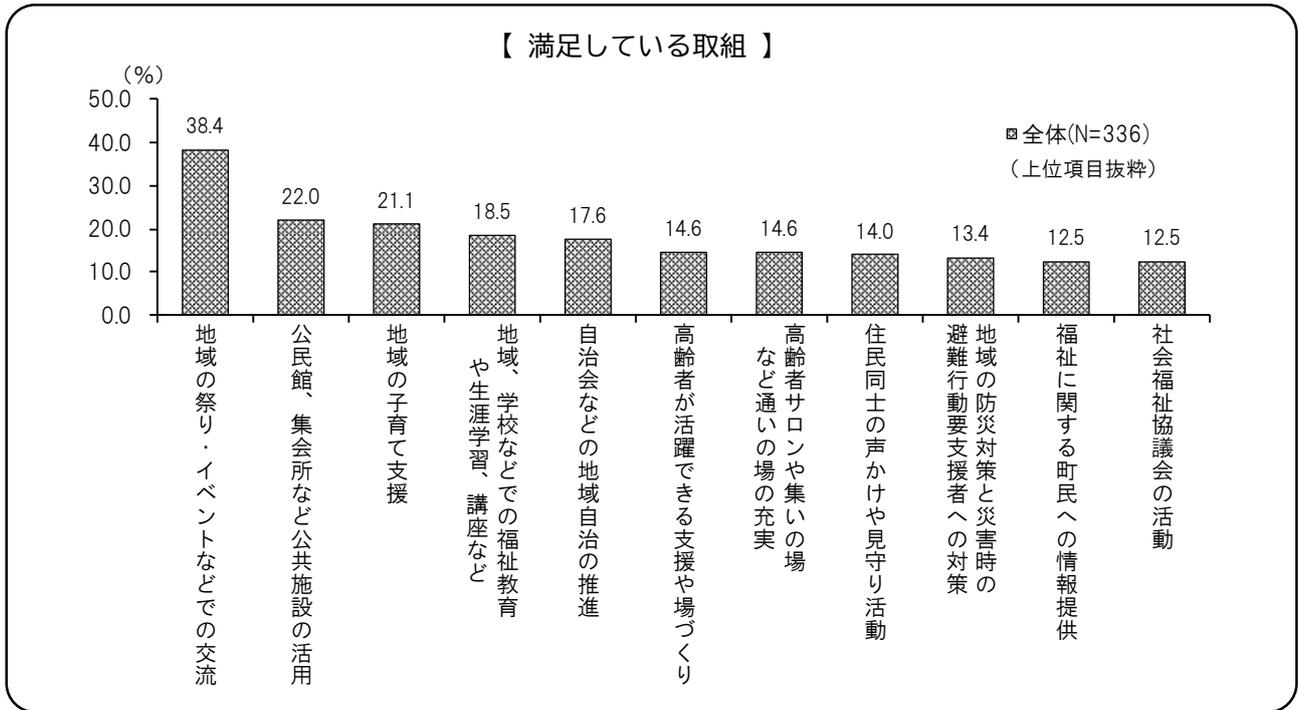
【民生委員・児童委員の認知状況】



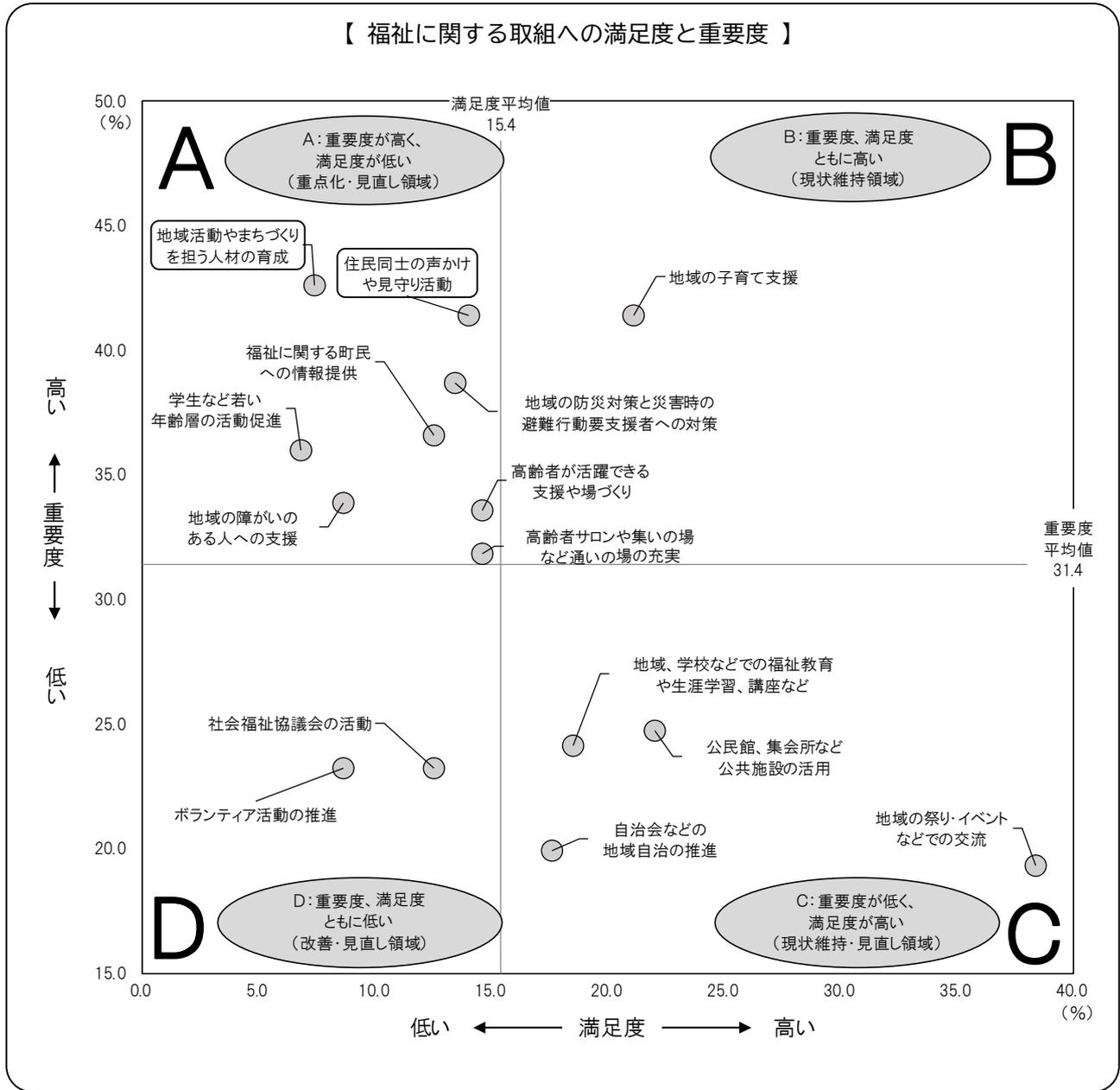
### 3 綾川町の福祉施策について

#### (1) 重要度と満足度

- ・ 満足している取組としては「地域の祭り・イベントなどでの交流」「公民館、集会所など公共施設の活用」「地域の子育て支援」などが上位に回答されています。
- ・ 今後、重要だと思う取組については「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「住民同士の声かけや見守り活動」「地域の防災対策と災害時の避難行動要支援者への対策」「地域の防災対策と災害時の避難行動要支援者への対策」「福祉に関する町民への情報提供」「社会福祉協議会の活動」などが上位に回答されています。

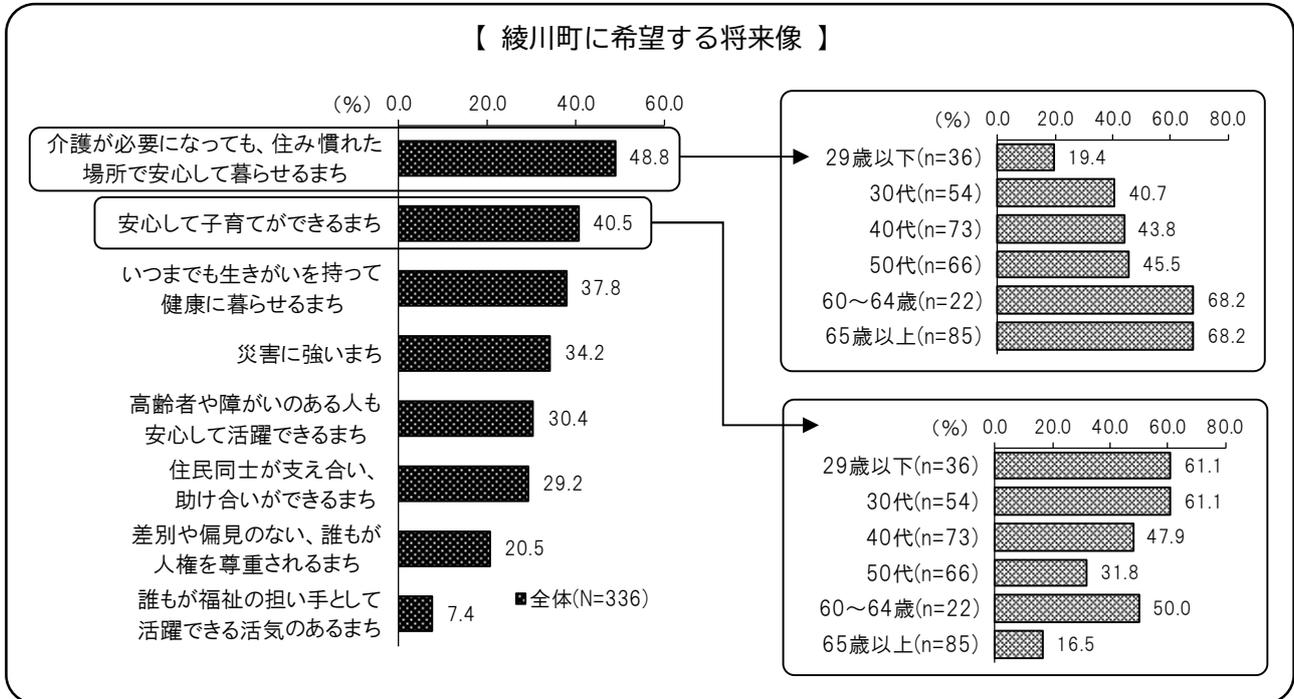


- 綾川町の福祉に関する取組について、現状の満足度と重要度の両面から、重点的に取り組むべき施策をみると「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「住民同士の声かけや見守り活動」など、人材育成の強化や地域で見守ることができる体制づくりが求められています。



## (2) 綾川町に希望する将来像

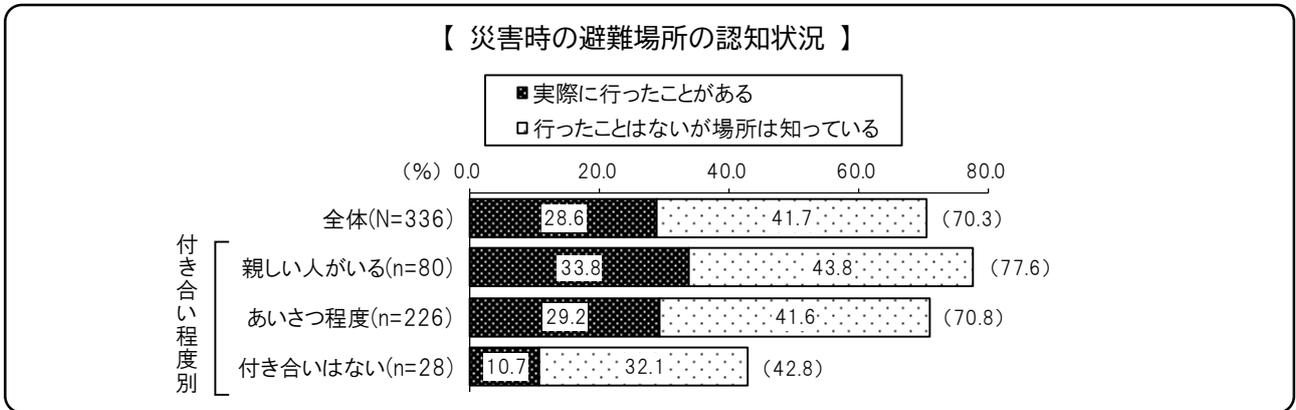
- 綾川町に希望する将来像については、年齢が上がるほど「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまち」、30代以下の若い年齢層で「安心して子育てができるまち」などの割合がそれぞれ高くなっています。



#### 4 安全・安心な暮らしについて

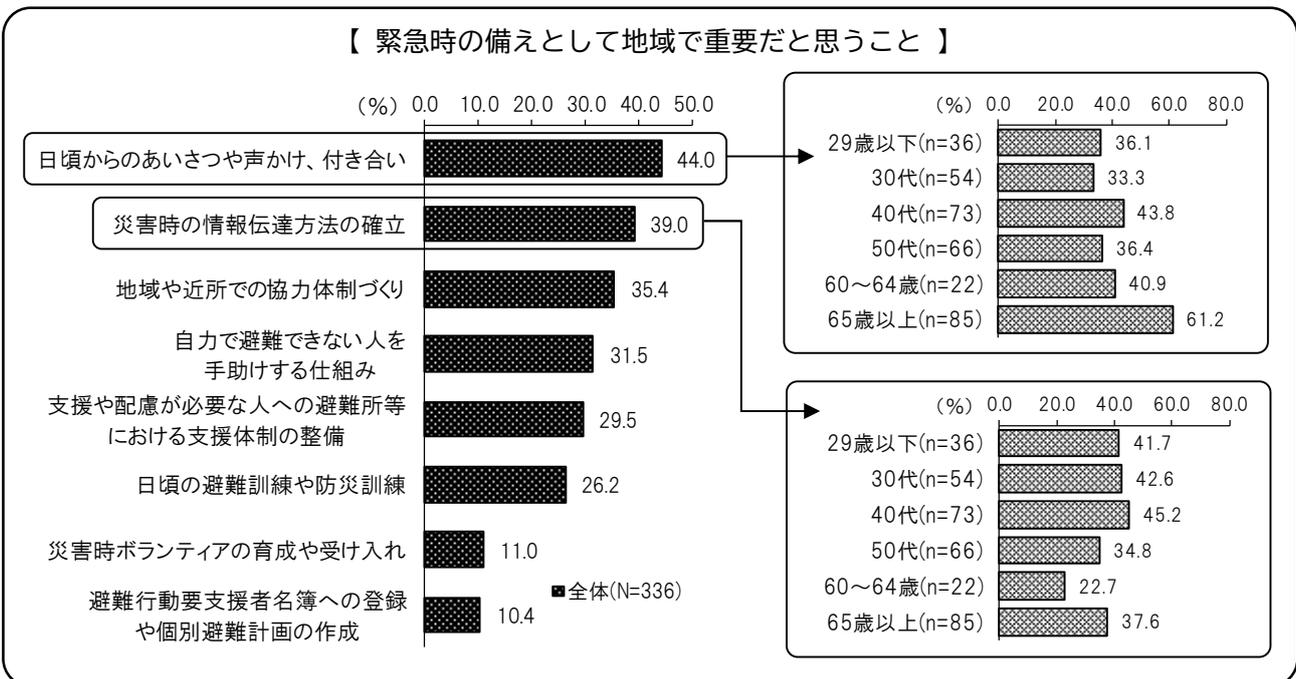
##### (1) 災害時の避難場所について

- ・ 災害時の避難場所について7割が認知していますが、近所との付き合いが薄い人は避難場所の認知率が低く、付き合いが親密な人との差が顕著となっています。



##### (2) 災害時の備えについて

- ・ 災害など緊急時の備えとしては、65歳以上で日頃からのあいさつや声かけを重視する割合が高く、40代以下では情報伝達方法の確立などが重視されています。



## 【8】数値目標の達成状況

項目	策定時	目標値	実績値
	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	令和6 (2024) 年度
① 綾川町に「とても愛着を感じている」割合	42.7%	60.0%以上	42.6%
② 綾川町は、高齢者や障害のある人などにとって住みやすいと思う割合 (そう思う+ややそう思う)	65.8%	80.0%以上	45.5%
③ 年間のボランティア参加率	59.3%	80.0%以上	65.8%
④ 近所付き合いをほとんどしていない人の割合	6.0%	2.0%以下	8.3%
⑤ 自分の地域は地域活動が活発であると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	46.9%	60.0%以上	51.5%
⑥ 自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	33.6%	60.0%以上	41.1%
⑦ 自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	30.3%	60.0%以上	37.8%
⑧ 自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	55.6%	80.0%以上	52.3%

## 【9】本町の主な課題

---

公的資料等統計データの分析や第3次計画における取組の点検内容、アンケート調査結果等から読み取れる地域福祉に関する本町の課題を整理しました。

### 1 地域福祉の意識づくり

- 町民一人ひとりに地域福祉に関心を持ってもらうために、地域の身近な問題を意識し、無理のない範囲で地域の活動や取組に参画してもらう機会の提供を充実していくことが重要です。そのため、本町の広報誌やホームページはもとより、若い年齢層に向けてSNS等のデジタルツールを活用するなど、世代に合わせた柔軟で効果的な情報の発信方法の検討が必要です。
- 教育や保育の場において、子どもの頃から地域福祉や人権尊重意識について学ぶ機会を充実する必要があるとともに、生涯学習の場などを活用した、幅広い年齢層に向けた、地域福祉に対する意識を醸成する取組が必要です。

### 2 支え合いのつながりづくり

- アンケート調査結果では、近所付き合いの親密さと綾川町への愛着度には強い相関がみられることから、幅広い年齢層や様々な考え方を持つ多様な人たちが、主体的に交流することができる場所や機会の充実を図ることが重要です。また、近所付き合いが希薄な人をはじめ、これまで参加経験がない人も含めて、幅広く地域の活動について周知し、気軽に参加できる機会を充実することが必要です。そのため、福祉活動を推進するNPO法人や関係団体によるネットワークづくりが必要です。

### 3 福祉の担い手の確保

- アンケート調査結果では、若い世代は、地域活動やボランティア活動にあまり参加していない現状があるものの、今後の参加については、町民の過半数、また、20～30代の6割以上が参加の意向を示しており、積極性がうかがえます。特に若い年齢層や未参加の人など、誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の企画や雰囲気づくり、環境づくりが必要です。
- アンケート調査結果では「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」が、本町における重要な課題として最も多く回答されています。地域福祉の基礎ともいえる地域活動を存続させるために、次世代の人材の発掘と育成に向けた取組の強化が必要です。そのため、元気な高齢者の活躍の促進など、多様な考え方に基づく人材の確保が必要です。

#### 4 より身近で包括的な相談支援体制づくり

- アンケート調査結果では、孤立を「常に感じている」人と「ときどき感じている」人は、合計で約2割みられます。町民の様々な悩みや困りごとを、気軽に相談することができる相談窓口の充実が必要であるとともに、関係機関と連携した、多様なニーズに応じて適切な福祉サービスへとつなぐ支援が必要です。また、本町が推進している「重層的支援体制整備事業」の推進により、相談者が来るのを待つだけではなく、アウトリーチ※の考え方に基づくアプローチ方法なども検討し、早期に支援につなぐ体制づくりを推進する必要があります。
- 地域の身近な問題や子育ての悩みなど、地域住民の立場で相談に応じる民生委員・児童委員の活動内容について、その周知や取組についての情報発信の充実が必要です。

※ 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなぐプロセスのこと。

#### 5 安全で安心な生活環境づくり

- アンケート調査結果より、隣近所との付き合いの親密さは、防災意識や災害時の避難行動に影響する要因の一つであることがうかがえます。日常的に隣近所との関係を深める取組を進め、災害等緊急時に、より実行力のある「互助」の充実につないでいくことが必要です。また、地域における避難困難者の把握と防災支援体制づくりを進めるとともに、世代による情報入手手段の違いに応じた情報伝達や共有の仕組みを整備することが必要です。
- アンケート調査結果では、将来の綾川町に対して「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくり」が求められています。今後、高齢化は継続的な進行が見込まれることから、それに伴う高齢者の一人暮らし世帯や認知症になる人の増加などを見据え、対象となる人の早期発見をはじめ、権利擁護に関する総合的な取組の推進が必要です。そのため、成年後見制度等の内容について、分かりやすい情報提供や周知をはじめ、綾川町社会福祉協議会と連携し、制度の適切な利用の促進が必要です。
- 防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境づくりが求められています。「再犯防止推進計画」はその一環として、罪や非行を犯した人に対する更生支援を図るための重要な取組であり、今後の適切な運用が必要です。

### 【1】基本理念と基本目標

本町では、第3次地域福祉計画において「個人として尊重され、安心して自立した生活を送れるまち」という基本理念に基づき、様々な地域課題について、地域住民同士の支え合いや助け合い活動の推進により、住み慣れた地域での安心して暮らしたの実現を目指してきました。

本町における福祉や健康に関する分野別の計画は、この考え方に基づいて様々な施策が実行されています。

この度、本計画の策定に向けて実施したアンケート調査等の現状分析結果からは、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小傾向などを背景とする地域活動の担い手の不足、地域におけるつながりの希薄化や孤立を感じている人の増加など、様々な問題が明らかになりました。また、地域だけでは解決できない複雑化、複合化した課題を抱える人が増加傾向にあることも分かってきました。

このような地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、町民同士が相互に助け合う「互助」だけでなく、町民や地域の関係団体等と行政が連携しながら、地域福祉を推進していく必要があります。

本計画においては、第3次計画の基本理念を継承しながら、町民と行政が協働し、お互いに力を合わせる関係性を構築しながら、縦割りではない包括的な支援体制の構築を推進します。また、地域住民をはじめ多様な主体がつながり、力を発揮することができる「地域共生社会」の実現を目指して、様々な取組を推進します。

### ● 本計画の基本理念 ●

## 誰もが個人として尊重され、 ともにつながり 支え合う 地域共生のまち

この基本理念に基づき、町民の人権や地域福祉に対する関心を高め、理解を促進するとともに、属性や世代を超えた人と人とのつながりづくりを推進し、気にかける関係性や地域の絆を深め、誰もが個人として尊重され、活躍でき、安心感を持って暮らすことができる地域共生のまちづくりを推進します。

本計画では、この「基本理念」の実現に向けて、国や県の動き、本町における社会的背景の変化や新たな課題等を踏まえ、改めて地域福祉に関する5項目の「基本目標」を定めます。「基本目標」に基づいて「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。また、本計画では、綾川町社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、町民の意思と参加を尊重しながら地域福祉を推進します。

【 地域共生社会とは 】



農業経営高校出前講座



地域の茶話会



カフェ昭和 毎月第2・第4土曜日午前 有志で開催（昭和公民館）

## 【2】施策の体系

---

### 【基本目標1】地域で支え合う意識づくり

- 基本施策1 福祉の意識を高める啓発の推進
- 基本施策2 福祉の心を育てる学びの場の充実

### 【基本目標2】地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり

- 基本施策1 支え合いの関係づくり
- 基本施策2 地域における交流の場づくり

### 【基本目標3】地域福祉の担い手づくり

- 基本施策1 地域活動やボランティアへの参加の促進
- 基本施策2 保健福祉の担い手の育成

### 【基本目標4】困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり

- 基本施策1 誰一人取り残さない相談支援の充実
- 基本施策2 多様な福祉サービスの展開
- 基本施策3 権利擁護の推進

### 【基本目標5】住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- 基本施策1 地域で支え合う防災対策
- 基本施策2 安全・安心な人にやさしいまちづくり

## 第5章 地域福祉施策の展開

### 基本目標1 地域で支え合う意識づくり

#### 【基本施策1】福祉の意識を高める啓発の推進

地域福祉を推進するためには、町民一人ひとりが、地域との関わりを持てる仕組みを知ることが必要です。町民の地域福祉に対する関心や意識を高めるため、町の広報誌やホームページ、SNS等多様な手段を活用し、幅広い年齢層に情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく、入手しやすい情報の発信に努めます。

取組名	取組内容	担当課
町民への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町の広報誌やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用し、本計画及び地域福祉の考え方や地域共生社会の意義等について町民に周知を図るとともに、意識啓発を推進します。</li><li>○ 特に若い年齢層に向けては、SNS等インターネットを活用した情報提供を充実するなど、幅広い年齢層への啓発を推進します。</li></ul>	総務課 健康福祉課 生涯学習課
地域福祉情報の発信	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 福祉に関する活動についての講座やセミナー、研修会等を開催するとともに、広く町民の参加を促進します。</li></ul>	健康福祉課 生涯学習課
人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町の広報誌への「人権同和教育だより」の連載をはじめ「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」に基づく人権教育の実施など、人権啓発活動を推進します。</li></ul>	住民生活課 生涯学習課

#### 綾川町社会福祉協議会による取組※

- 「福祉大会」を開催し、福祉に関する啓発活動を推進します。
- 「高齢者学級」や祭りなど、地域の催事の場において、介護や防災に関する福祉教育を開催し、福祉に対する意識を高める場の在り方について、地域住民と共に検討を進めます。

※ 本計画では「綾川町社会福祉協議会による取組」を「綾川町地域福祉活動計画」として位置付けます。

## 【基本施策2】福祉の心を育てる学びの場の充実

教育や保育の場において、児童・生徒に対する地域福祉及び人権尊重意識の醸成に努めます。

生涯学習の場などを活用し、町民の誰もが参加しやすい福祉に関する学びの場を充実することにより、地域福祉に対する意識を醸成するとともに、多様性を認め合う人権意識を醸成します。

取組名	取組内容	担当課
児童・生徒への人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校において、人権教室や人権の花活動を実施し、人権や人権擁護についての知識を分かりやすく学べる機会の確保に努めます。</li> <li>○ 子ども一人ひとりの人権を尊重する保育を実践し、子どもの自尊感情を育むとともに、こども園職員への研修機会の充実を図り、資質の向上に努めます。</li> </ul>	住民生活課 子育て支援課 学校教育課
人権の尊重と多様性を認め合う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭や地域、職域などあらゆる場や機会を捉えて、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、LGBTQ※など様々な人権課題について、幅広い年齢層に対して正しい理解の促進に努め、人権意識の醸成を図ります。</li> </ul>	住民生活課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
児童・生徒への福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用した、福祉施設の訪問や福祉作文の募集など、福祉に関する多様な体験活動を通して、児童・生徒に対して福祉への理解と関心を高め、行動するための力を育みます。</li> </ul>	学校教育課
地域における学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、地域で福祉や人権等について、誰もが参加しやすい学ぶ機会を充実し、広く町民と地域の福祉課題を共有し、解決に向けて積極的に取り組む意識づくりを推進します。</li> </ul>	住民生活課 健康福祉課

※ 次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。L（レズビアン）：女性の同性愛者、G（ゲイ）：男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）：両性愛者、T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人、Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校や放課後児童クラブ等での活動を通して、地域住民との協働により、介護や防災における福祉の在り方を含む、福祉への関心と理解を深める教育を推進します。</li> </ul>

## 基本目標2 地域の絆を深める支え合いの仕組みづくり

### 【基本施策1】支え合いの関係づくり

日頃から隣近所で声をかけ合い、地域で困りごとを抱える人に気付き、早期の対応を図ることができるよう、地域全体による見守り活動を促進します。また、多様な関係機関と連携し、支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、地域における支え合いの関係づくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
支え合いの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域で、高齢者や障害のある人、子育て家庭や生活に困窮している人などが抱える様々な悩みや不安を把握し、その解決に向けて、地域住民同士が語り合い、支え合い、見守りができる地域住民による伴走支援<sup>※1</sup>を推進します。</li> </ul>	健康福祉課
まちかどほっと歓事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、地域住民やほっと歓協力員、民生委員・児童委員及び関係する協力機関と連携し、一人暮らしの高齢者や高齢世帯等への声かけ、見守り活動を促進します。</li> <li>○ 「1人ぼっちを0に」を合い言葉に、高齢者以外の方も含めた声かけ、見守り活動の体制づくりについて検討します。</li> </ul>	健康福祉課
企業等による社会貢献活動との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほっと歓協力機関の登録や見守り協定の締結等を通して、社会福祉法人による地域における公益的な取組をはじめ、企業の社会貢献活動と協働した取組を推進します。</li> <li>○ 民間活力を生かした「買物弱者支援事業E-Wa<sup>※2</sup>」の継続に加え、E-Wa拠点までの送迎や買い物代行など、住み慣れた地域で互いを支え合う生活支援についても検討します。</li> </ul>	健康福祉課 経済課
寄付や共同募金等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税の新規返礼品を開拓するとともに、綾川町出身の町外在住者への情報発信を充実するとともに、企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を努めます。</li> <li>○ 自治会を通して、赤十字活動への寄付を受け付けるとともに、被災地支援のための募金活動を実施します。</li> </ul>	総務課 健康福祉課

※1 従来の問題を解決するための支援にとどまらず、相手に寄り添いながら、その人との関係によって支援する方法を共に考え、適切な情報や知識を提供することで理解を促進し、自ら選択できるよう支援するとともに、つながり続けることで孤立を防ぐ支援のこと。

※2 綾川町商工会とイオン綾川店が連携して誕生した「移動スーパー」のこと。AEON（イオン）の「イ」、綾川町と綾川町商工会の「ワ」から「E-Wa」（イーワ）と名付けられた。

取組名	取組内容	担当課
地域福祉のネットワークづくり	○ 重層的支援体制整備事業を推進し、医療や福祉だけでなく、様々な分野の関係機関が行政と協働して、それぞれの得意分野や活動を生かしてネットワークをつくり、地域における町民のニーズの把握や課題の解決に努めるとともに、お互いに支え合う地域づくりに努めます。	全課
地域包括ケアシステムの充実	○ 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。 ○ 高齢者だけでなく、障害のある人や生活困窮者等全ての町民に対応できる「地域包括ケアシステム」についても検討します。	健康福祉課

#### 綾川町社会福祉協議会による取組

- 綾川町と連携し「まちかどほっと歓事業」を推進するとともに、協議体を開催し、地域の実情に応じたきめ細かな支援に努めます。
- 共同募金の使途を明確化し、町の広報誌やホームページ等を活用したPR活動を実施するとともに、若い世代をはじめ、幅広い世代に興味、関心が持てるよう、学校募金の推進や新たな職域募金、法人募金先の開拓に努めます。
- 地区担当制によるつながるんジャーを配置し、重層的支援体制整備事業に基づき生活支援体制整備事業や生活困窮者等のための地域づくり事業を一体的に進め、活動の機会や生活支援を必要とする高齢者等と地域の人や居場所、支援等をつなぐ取組を推進します。



**つながるくん**

ほくは、綾川町社会福祉協議会の仲間、  
「つながるくん」！  
綾川町の平和を守る正義のヒーロー！  
子どもからお年寄りまで、綾川町に住む  
全ての方が、安心して暮らせるよう、  
社協の地区担当職員と一緒に、  
「つながるんジャー事業」を展開しています！  
胸の赤い羽根共同募金の羽と綾川の「A」で、  
町民の思いを受けとめ、みんなとつながりながら、  
問題を解決します！

## 【基本施策2】地域における交流の場づくり

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、地域との関わりが持てるよう、様々な交流の機会と場の充実を図り、地域住民の主体的な活動を促進します。

地域の資源を活用し、誰もが気軽に集える交流の機会や拠点を充実し、地域で「顔の見える関係づくり」を促進します。

取組名	取組内容	担当課
世代間で交流する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な福祉活動に参加できるよう、生涯学習やイベントの場などを活用し、世代間で交流する機会づくりに努めます。</li> <li>○ 綾川町社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、要介護高齢者や障害のある人、子育て家庭等に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛け、つながりづくりや社会参加を促進します。</li> </ul>	全課
地域運営組織の活発化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な地域づくりを目指し、地域運営組織において、地域住民や町、企業等が連携して地域課題の解決に向けて取り組みます。</li> </ul>	総務課 生涯学習課
地域のつながりづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域団体の活性化を図るため、地区公民館を活動場所として提供します。</li> <li>○ まちかどほっと歓事業における地区別会議の開催や「ほっとか連とこ100歳体操」の推進を通して、地域のつながりづくりを推進するとともに、介護予防の取組の効果や意義について地域住民への周知に努めます。</li> <li>○ 地域福祉活動を行う団体や組織が、より活発に活動できるよう、既存施設の有効活用も含め、活動拠点の整備を支援します。</li> </ul>	生涯学習課 健康福祉課 総務課
居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が子どもの居場所づくりに取り組むなど、認知症や障害のある人も、それぞれが持っている力を発揮できるような居場所づくりを推進します。</li> <li>○ こども園における地域への園庭の開放や子ども食堂の活動への支援など、地域に根ざした、気軽に利用できる居場所づくりに取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
開かれた学校づくりの推進	○ スクールアドバイザーの積極的な活用や地域の人と触れ合う機会の導入など、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、グラウンドや体育館などの学校施設を開放し、地域住民との交流を促進します。	学校教育課 生涯学習課
共生型サロンの設置促進	○ 高齢者だけでなく、障害のある人、子どもなど福祉的支援が必要な地域住民が、社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得ながら、集い、ゆっくりと時間を過ごし、多様な活動に参加できる共生型サロンの設置を促進します。	健康福祉課
移動手段の確保	○ 関係団体等と協力し、デマンドタクシー※の周知及び利用の促進に努め、高齢者や障害のある人の外出する機会の充実を図ります。 ○ 高齢や重度の障害等により、日常生活において移動が困難な町民に対して、タクシー利用料金の一部を補助し、外出機会の創出を図るとともに、制度の周知及び利用の促進に努めます。	総務課 健康福祉課
役割や生きがいづくりの促進	○ 多様な生活支援やパソコンによる作業など、高齢者のニーズに合わせた活躍の場について検討し、活躍できる人材の確保に努めます。 ○ 町の広報誌やホームページ等で、レクリエーション農園の利用者を募集し、周知に努めるとともに利用を促進します。	健康福祉課 経済課 シルバー人材センター

※ 利用者の自宅まで迎えに行き、町内の一定の地域を定額で運行するタクシー利用サービスのこと。

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関とのネットワークを構築し、地域の情報を把握するとともに、地域活動の活性化に向けて、住民主体の活動や地域活性化協議会の後方支援活動を行います。</li> <li>○ 共生型のいきいきサロンなど、高齢者や障害のある人、子どもなど、誰もが集まれる居場所づくりに取り組むとともに、移動が困難な人に対する移動手段の在り方について検討します。</li> </ul>



いきいきサロン（大成）



ほっとか連とこ 100歳体操（上の坊クラブ）

## 基本目標3 地域福祉の担い手づくり

### 【基本施策1】地域活動やボランティアへの参加の促進

身近に地域との関わりを持つことができる機会として、町民の誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の普及をはじめ、参加へのきっかけづくりを推進します。また、綾川町社会福祉協議会と連携し、幅広い世代への、ボランティア活動へ参加する意識の向上や参加の促進を図ります。

取組名	取組内容	担当課
地域で活動する団体等への支援	○ 自治会や老人クラブ、社会福祉協議会など、地域で活動する団体をはじめ、地域における町民主体の地域福祉活動に対して、組織の運営や活動を支援し、活動の活性化を図ります。	総務課 住民生活課 健康福祉課 生涯学習課
地域活動等への参加促進	○ 綾川町社会福祉協議会や自治会等と連携し、地域で行われる様々な地域活動について情報の収集に努め、町民への周知を図るとともに、幅広い年齢層や職種からの町民の参加を促進します。	総務課 住民生活課 健康福祉課
ボランティアの育成と活動へ支援	○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の提案や情報の提供に努めるとともに、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及に努めます。 ○ 介護予防サポーターを養成し、お話しボランティアや介護予防、認知症についての啓発活動など、介護予防サポーターが活躍できる体制づくりを推進します。 ○ 綾川町社会福祉協議会と連携し、介護支援ボランティアや子ども食堂などの子育てへの支援、市民後見人等の権利擁護支援など、幅広い年齢層に、様々な場面におけるボランティア活動への参加を促進します。	健康福祉課 子育て支援課
高齢者や障害のある人の就労・社会参加の促進	○ 社会参加を希望する高齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、働く意欲のある高齢者への就労の場の提供に努めます。 ○ 障害のある人に対して、相談支援事業所と連携し、本人に合った職場の選択をはじめ、就労の定着を支援するとともに、ハローワークとの雇用対策協定に基づき、出張相談や就労支援制度の周知に努め、障害のある人の就労を促進します。	健康福祉課 経済課 シルバー人材センター

取組名	取組内容	担当課
生涯学習講座等の充実	○ 幅広い年齢層を対象とした生涯学習、文化、芸術、スポーツなどの講座等の開催をはじめ、町内で活躍する関係団体等の活動を支援します。	生涯学習課

### 綾川町社会福祉協議会による取組

- いきいきサロン等の通いの場の運営や定期的な声かけ、見守りをはじめ、高齢者や障害のある人、子育て家庭の生活を支える支援について、ボランティアの活躍の場の充実を検討します。
- 社協だよりや町の広報誌、ホームページなど多様な媒体をはじめ、様々な機会を活用し、災害時の避難場所の周知などに努めるとともに、自主防災組織の育成や活動を支援し、地域における見守りネットワークの構築を支援します。
- 行政やハローワーク、関係機関との連携を強化し、ひきこもりなど、多様化、複雑化する様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の提供を推進します。
- 障害のある人の居場所づくりをはじめ、創作活動や生産活動、地域との交流、障害者支援施設における交流の機会を提供するとともに、困りごとの相談に応じるなど、就労や社会参加を促進します。



食生活改善推進委員会  
親子の食育事業



山田地区活性化協議会  
高山航空公園環境整備活動



介護予防サポーター  
転倒予防班出前講座



妙円寺サポータークラブ  
夏休み宿題サポート

## 【 基本施策2 】 保健福祉の担い手の育成

保健、福祉に関する、知識や理解を深める機会の充実や人材育成に向けた取組を推進するとともに、地域で福祉活動を行うリーダーや担い手の育成に努めます。また、地域住民の経験と能力を地域福祉の活動に生かすため、福祉の担い手の育成と発掘に努めます。

取組名	取組内容	担当課
福祉の担い手の育成と発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが福祉の担い手となれるよう、講座や研修の開催を通して、福祉への理解を深め、地域福祉活動の中心的な役割を担う、自治会等におけるリーダーや活動団体の育成を図ります。</li> </ul>	総務課 住民生活課 健康福祉課 生涯学習課
介護人材の確保と定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護人材の技術力の向上のため、初任者研修への助成や研修の開催等により、介護保険サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を図ります。</li> <li>○ 多文化共生事業等との連携について検討し、外国人技能実習生の地域定着を目指します。</li> </ul>	総務課 住民生活課 健康福祉課
専門的な福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内の幅広い年齢層の地区組織や小・中学校、小売業や金融機関等の職域、通いの場などで認知症サポーターの養成を行います。</li> <li>○ 地域で町民の健康づくりや食育を推進する食生活改善推進員等の確保に努めます。</li> <li>○ 町の職員をはじめ、町民に幅広くゲートキーパー養成講座への参加を促進し、自殺予防に取り組める人材の育成を図ります。</li> <li>○ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課



つくしんぼ（滝宮公民館 第3土曜午前）



介護支援ボランティア  
ゴミ出しサポート

## 基本目標4 困りごとに寄り添う包括的な支援体制づくり

### 【基本施策1】誰一人取り残さない相談支援の充実

高齢者福祉や介護、障害のある人の福祉、子育て支援、生活に困窮している人、その他居住や就労に困難や課題を抱える人など、複雑化、複合化した地域の生活課題に対して、市内の分野横断的な連携の強化を図ります。

取組名	取組内容	担当課
包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町の「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、相談を包括的に受け止め、関係各課及び関係機関が連携を強化し、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズへの対応に努めます。</li> <li>○ 早期発見のために、高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業や様々なプラットフォームを生かし、地域住民や関係機関と協働した、支援体制づくりを推進します。</li> </ul>	全課
制度の狭間にいる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもりやDV、セルフネグレクト（自暴自棄）の方など、必要な支援が届いていない人には、信頼関係の構築を目指し、寄り添い、つながり続ける伴走型支援を行います。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
地域共生社会の実現を目指した地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の集まりや事業、団体や企業などに働き掛け、生きづらさを感じ社会から孤立している人が、社会とのつながりを回復できるための支援を推進します。</li> </ul>	健康福祉課
ひきこもり支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報誌やホームページ、ちらし等でひきこもり相談窓口を周知し、本人や家族、関係者が相談しやすい体制を整備します。</li> <li>○ ひきこもりプラットフォーム※を展開し、既存の相談機関や学校等が連携し、児童・生徒が将来、社会とつながることができるよう、切れ目のない支援に取り組みます。</li> <li>○ ひきこもりの人の支援ニーズに対応しながら、社会とつながるまでの段階的支援に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画と一体的に策定している「綾川町自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策として、地域における自殺予防を推進するため、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない綾川町の実現を目指し、生きる支援を推進します。</li> </ul>	健康福祉課

※ ひきこもり状態を脱して社会参加に向けた支援を一体的に行う、県、町、関係機関が連携した支援ネットワークのこと。

## 綾川町社会福祉協議会による取組

- 綾川町社会福祉協議会職員の相談支援技術の向上を図るとともに、町内の多様な支援者や関係機関との連携を強化し、地域住民の生活課題の解決に努めます。
- 生活保護に至る前段階のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援事業」を推進し、生活に困窮している人の自立を支援します。
- 相談窓口について周知に努めるとともに、アウトリーチ\*等の活動で浮かび上がった対象者との関係を構築し、適切な支援につなぎます。

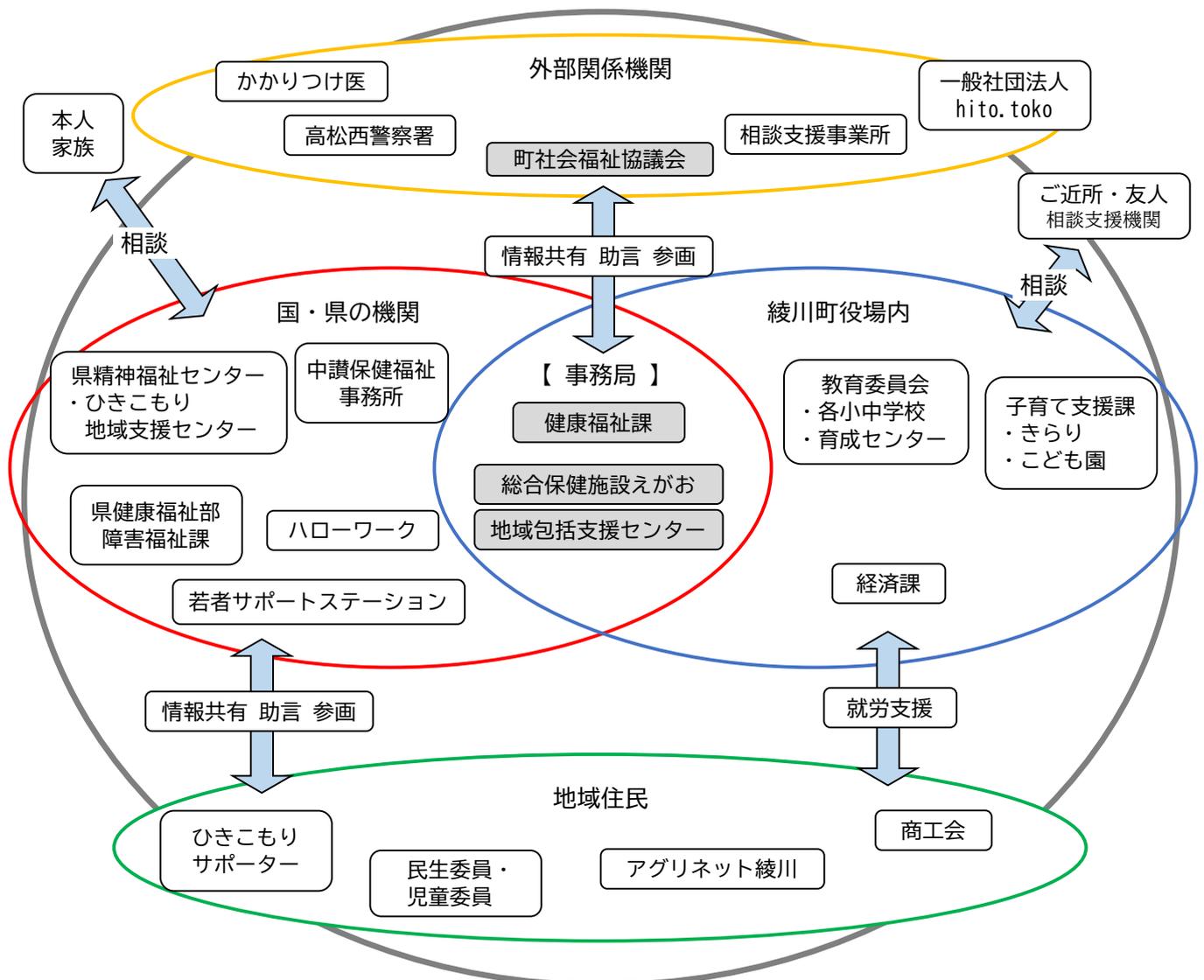
※ 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

### 【綾川町ひきこもり等支援プラットフォーム】

#### [ 目的 ]

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけではなく、他の家族も巻き込み家庭全体に大きな影響を与えます。この問題は、本人や家族だけでは解決することが難しく、状況を改善するためには、家族全体を支えることが重要です。

綾川町では、ひきこもりの本人や家族のニーズを把握し、その家族を支えるために綾川町の市町村プラットフォームを設置し、ひきこもり状態を脱して社会参加に向けた支援を一体的に行います。



## 【 基本施策2 】 多様な福祉サービスの展開

高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活に困窮している人など、誰もが地域で安心して生活できるよう、本町で策定している各種福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状況や支援ニーズに応じて、適切なサービス支援につなぎます。

取組名	取組内容	担当課
福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 綾川町社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、介護や障害福祉、子育て支援などの福祉サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援や福祉サービスの在り方について検討します。</li> <li>○ 本町の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者基本計画 障害福祉計画 障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、福祉分野の個別計画に基づき、多様な福祉サービス等の提供に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課
福祉サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な人が、自ら希望する福祉サービスを選択し、利用できるよう、町の広報誌やホームページ等、様々な媒体を活用して福祉に関する制度やサービスの内容、申請方法等の情報を分かりやすく発信します。</li> </ul>	健康福祉課
障害のある人への就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援事業所と連携し、自分に合った職場の選択や職場の中での困りごとの相談ができるなど、就労の定着を支援するとともに、障害のある人の一般就労の促進に努めます。</li> <li>○ ハローワークとの雇用対策協定に基づき、出張相談や就労支援制度に関する広報等による制度の周知に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 経済課
ひとり親家庭の就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中讃保健福祉事務所やハローワークと連携し、ひとり親家庭の相談に応じるとともに、出張ハローワークを設け、就労を支援します。</li> </ul>	子育て支援課 経済課
若者への就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「かがわ若者サポートステーション」による出張相談会の実施や重層的支援体制整備事業における参加支援事業と連携し、働くことに不安を持つ若者が、自信をもって就労できるよう支援します。</li> </ul>	健康福祉課 経済課

取組名	取組内容	担当課
生活に困窮している人への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 綾川町社会福祉協議会や福祉事務所と連携し、生活に困難を抱える人の自立の支援に向けた体制の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
住まいの確保及び生活の安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活に困窮している人や高齢者、障害のある人、子育て家庭等、配慮を必要とする人の住まいの確保や生活の安定、自立に向け、関係機関と連携し、公営住宅に関する情報提供等を行います。</li> <li>○ 住まいの老朽化や虐待等で住居を確保する必要がある人に、関係機関と連携し、高齢者や障害のある人への福祉サービスの情報提供や生活保護による住居の確保を支援します。</li> <li>○ 保証人がいなくても入居できる住居情報の発信に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 建設課

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハローワークや福祉事務所、香川県社会福祉協議会の福祉人材センターと連携し、生活保護者など生活に困窮している人への就労を支援します。</li> <li>○ 香川県社会福祉協議会の福祉人材センターと連携し、介護助手等の生涯現役で就労できる場の提供や体験活動を行います。</li> <li>○ 日常生活自立支援事業等により、家計管理ができず生活に困窮している人を支援します。</li> <li>○ 法テラス等と連携し、債務整理の相談や権利擁護支援等に対応します。</li> <li>○ 県社会福祉協議会と連携し、家計相談や生活困窮家庭を対象とする学習支援を行い、自立を支援します。</li> </ul>

### 【 基本施策3 】 権利擁護の推進

子どもや障害のある人、高齢者の一人暮らしや認知症の人など、関係機関と連携し、総合的な権利擁護事業を推進するとともに、暴力や虐待の未然防止、適切な対応に努めます。

取組名	取組内容	担当課
虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障害のある人、子どもに対する虐待等を防止するための啓発活動を推進します。</li> <li>○ 警察や医療機関、子ども女性相談センター等、関係機関との連携により、虐待事案に対しては適切な対応に努め、家庭の状況や個別の生活課題に寄り添い、きめ細かな対応に努めます。</li> <li>○ 綾川町要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、啓発グッズの配布や啓発活動など、児童虐待防止等の取組を充実します。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
家庭問題に関する児童・生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校やいじめなど、様々な問題を抱えている児童・生徒に対して、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、少年育成センター等関係機関と連携して情報を共有し、問題の解決を図ります。</li> <li>○ 子育て支援施設等に、不登校の児童や保護者が安心して過ごせる居場所を設けるとともに、登校へ向けた支援に取り組めます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
判断能力が不十分な人の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画と一体的に策定している「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、町の広報誌やホームページ等を活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、利用の促進を図ります。</li> </ul>	総務課 住民生活課 健康福祉課

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症状や障害等により、福祉サービスの選択や金銭管理などが困難な人を対象に、地域において自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」に基づき、福祉サービスの利用等について支援するとともに、複雑化、多様化する支援内容への対応に努めます。</li> <li>○ 講演会の開催やパンフレットの配布により、権利擁護支援に関心を持つ人を増やし、日常生活自立支援事業や成年後見制度の支援員、市民後見人の確保に努めます。</li> </ul>

## 基本目標5 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

### 【基本施策1】地域で支え合う防災対策

地域における自主防災組織の整備の促進をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報誌やホームページ、SNSなど多様な媒体をはじめ、町民が集う場など、様々な機会を活用し、災害時の避難場所等の周知に努めます。</li> <li>○ 災害時に地域ぐるみで迅速、的確に対応できるよう、防災講話や防災訓練等を実施し、地域の自主防災組織活動の充実に努めます。</li> <li>○ 高齢者声かけ・見守りほっと歓事業や地域の通いの場づくりを推進し、日頃からの声かけや見守り、つながりづくりの大切さについて周知に努めます。</li> </ul>	総務課 健康福祉課
災害時の支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「綾川町地域防災計画」に基づき、町防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート等多様な媒体を活用して、速やかに防災情報を伝達するとともに、防災情報の入手手段の普及、入手方法の充実に努めます。</li> <li>○ 「避難行動要支援者台帳」に基づき、民生委員やほっと歓協力員、自治会等と連携し、災害時の避難支援が適切に行えるよう、個別避難計画の作成を促進します。</li> </ul>	総務課 健康福祉課
情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時や日常的な情報発信手段として、防災行政無線や町のホームページを運用するとともに、SNSでも情報を発信します。</li> <li>○ 情報格差が生じないように、関係機関と連携し、防災行政無線で提供する情報内容の充実やSNS等の利用を促進するとともに、情報通信基盤の普及に努めます。</li> <li>○ 災害等に備えて、予備電源やデータのバックアップなど、リスクマネジメントに努めます。</li> </ul>	総務課



いきいきサロン（マリオン畑田）  
サロンで企画した消火訓練の様子

## 【基本施策2】安全・安心な人にやさしいまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設等の整備を促進するとともに、道路や交通安全施設の整備など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
生活環境の利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設や道路、公園等のバリアフリー化について、高齢者や障害のある人の利用状況を的確に把握し、計画的な整備に努めます。</li> <li>○ 新規の施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に基づいた検討を進めます。</li> <li>○ 自宅での暮らしの継続を希望している高齢者や障害のある人等が、交通手段や買い物等、日常生活の利便性を確保できる仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	関係各課
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通機関については、関係機関と連携し、路線の維持や確保、利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実等について要請していきます。また、障害のある人が安心して外出できるよう、音響式信号機など交通安全施設の整備を関係機関に要請していきます。</li> </ul>	総務課
防犯対策の推進と地域の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携し、地域住民同士が日常生活で声かけや見守り活動を行う活動を支援し、地域における防犯意識の高揚に努めます。</li> <li>○ 警察署や自治会、関係機関と連携し、暴力追放や防犯活動を展開し、犯罪の防止や犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。</li> <li>○ 高齢者等の消費者被害を未然に防ぐため、町や地域包括支援センター、綾川町社会福祉協議会が身近な窓口として相談に対応します。</li> <li>○ 県消費生活センターや警察等の関係機関と連携し、広報誌やパンフレットなど様々な媒体や機会を活用し、情報を発信するとともに、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	総務課 健康福祉課 経済課
再犯防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「綾川町再犯防止推進計画」を、本計画と一体的に策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。</li> </ul>	住民生活課

### 【1】計画策定の趣旨と位置付け

近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がおらず、また、制度の狭間で孤立して「生きづらさ」を感じている人が増えています。家族構成の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。

日本の社会保障制度は、歴史的にも高齢者、障害者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果をみてきましたが、複雑化、複合化した課題への対応という点で課題を抱えています。このような課題を抱えた世帯は、地域の中で孤立するだけではなく、社会の制度にもうまくつながらず、状況の悪化や解決の糸口が見出せないまま、更に孤立を深め、生活が成り立たなくなることもあります。こうした中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）などを通じて、「地域共生社会の構築」を次の時代の大きな目標に設定しています。「地域共生社会の構築」は、個人の尊厳と多様性が尊重され、多様な背景や生活様式を持つ住民が地域の中で共存していくための取組です。

また「生きづらさ」を感じている住民を支える専門職や支援団体もまた、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援しづらさ」を感じている場合もあります。こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を感じている人の生活を支援していこうとする取組が「重層的支援体制整備事業」です。

本編を「社会福祉法」の規定に基づく「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画の事業と連携し、複雑化、複合化した地域住民の課題への対応を図ることとします。

### 【2】計画の期間

「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」の対象期間は「第4次 綾川町地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

### 【3】重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職や地域が連携し、情報の共有や役割分担によって支援を行うことで、それぞれの負担を軽減し、地域の支援力の限界点を引き上げ、支援が必要な方に、効果的に支援していくための事業といえます。そうした支援の限界点を引き上げ「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、その先の地域共生社会の実現を目指す取組です。



#### 【4】重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

本町では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するために、必要な支援を一体的に実施する体制整備を進めます。

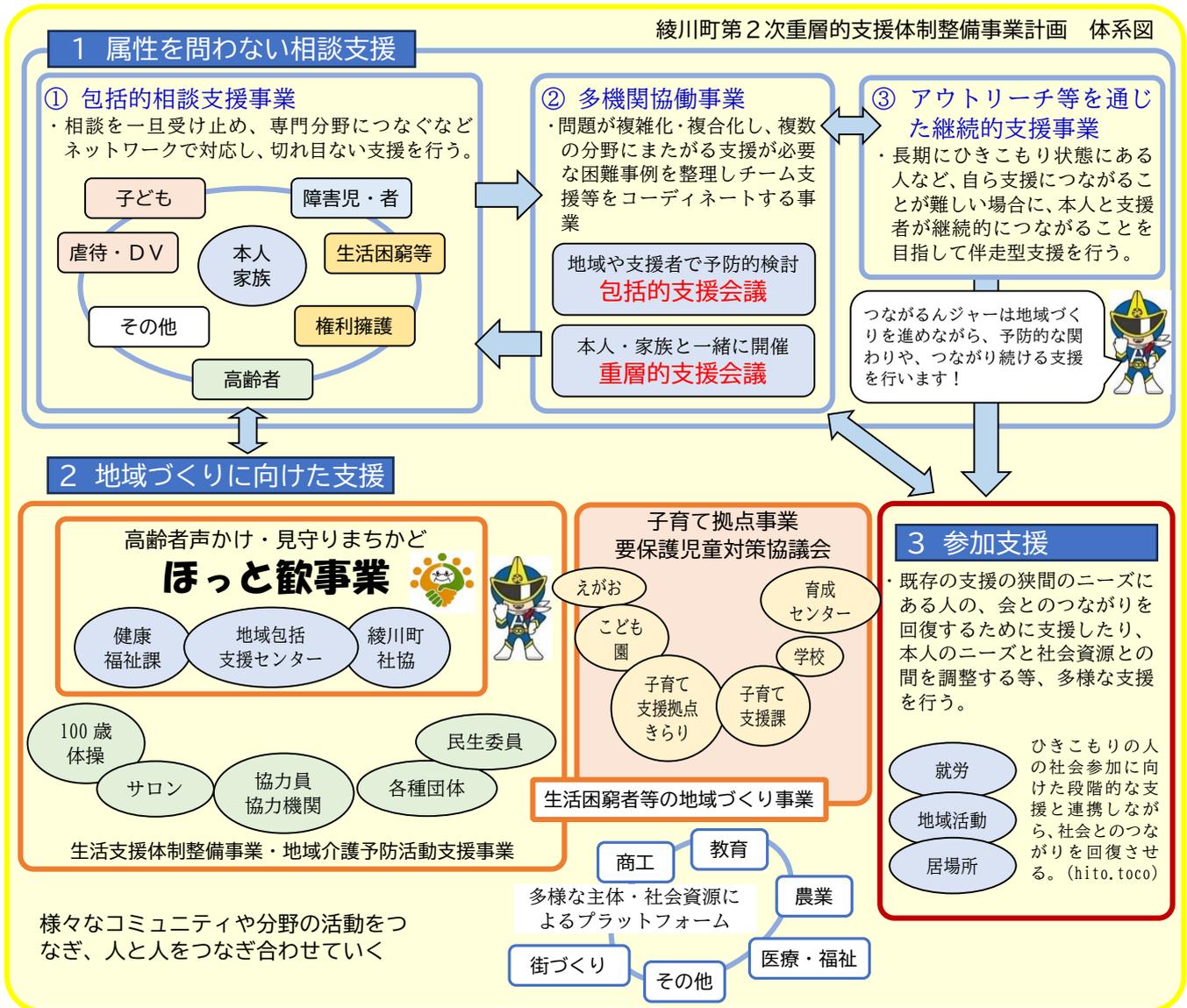
従来は、高齢者や障害のある人、子どもや生活困窮者対策として、各事業が別々に実施されてきました。重層的支援体制整備事業では各事業の垣根を超えて、支援ニーズに対応しやすくするため、包括的支援会議等を設置し、連携や共同しやすい体制を整えます。また、生きづらさを感じている人が参加できる居場所づくりや活躍の場の創設等についても、地域住民と協働して取り組むことができる体制づくりを進めます。

##### 【重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業】

対象	事業名	内容	担当課
子ども	利用者支援事業	子育て支援コーディネーター等による相談、要保護児童対策地域協議会、妊婦等包括相談支援事業	子育て支援課 健康福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て広場等	子育て支援課
障害のある人	地域活動支援センター機能強化事業	障害の委託相談支援事業所による障害のある人の相談支援等	健康福祉課 委託事業所
高齢者	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）	100歳体操、いきいきサロン等の通いの場、介護予防サポーター、介護支援ボランティア活動等	健康福祉課 綾川町社会福祉協議会
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営等	
	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題をマッチング等で解消し暮らしを支える	
生活困窮者	生活困窮者等の地域づくり事業	地域での見守り等の仕組みづくり	健康福祉課 綾川町社会福祉協議会

## 【5】施策の展開

重層的支援体制整備事業は、既存の相談窓口で困りごとを包括的に受け止め、支援機関につなぐだけでなく、連携や役割分担を行いながら、専門職等による「属性を問わない相談支援」を行います。また、支援対象者が活躍できる、地域共生社会の実現を目指して「地域づくりに向けた支援」「参加支援」を一体的に実施し、孤独・孤立対策等にも対応します。



資料：厚生労働省

## 1 属性を問わない相談支援

属性を問わない相談支援では「① 包括的相談支援事業」「② 多機関協働事業」「③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

### 【 ① 包括的相談支援事業 】

- 困りごとを抱える方の相談内容を受け止め、アセスメントを行い、必要な支援関係機関につなぐ支援

包括的相談支援事業は、相談を一旦受け止め、専門分野につなぐなど、ネットワークで対応し、切れ目ない支援を行う事業となります。より円滑な支援体制を構築するために、既存の相談窓口のうち、健康福祉課、子育て支援課、学校教育課、綾川町社会福祉協議会に包括化推進員を配置し、包括的相談支援事業を推進します。

包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握や各相談機関等での実施すべき支援の基本的な方向性を検討し、プランの作成や相談支援機関等との連絡、調整や生活支援コーディネーターなどの多職種とも協働し、チームアプローチによる包括的な支援を行います。また、各相談支援機関のスタッフに対する指導や助言を行います。

その他の役割として、包括的相談支援体制について各担当者の認識を共有するために、重層的支援体制整備事業打合せ会に参加し、ケースの情報共有や「多機関協働事業」による包括的支援会議の開催の必要性等について検討します。この打合せ会では、孤立している人が声かけや見守り等で社会とつながり、地域で役割や居場所を持つことができるための「地域づくりに向けた支援」や「参加支援」についても検討します。

### 【 包括化推進員の配置機関 】

配置機関		内容
健康福祉課	本庁	生活保護、障害者、障害児福祉、高齢者福祉、女性相談、ひきこもり等相談窓口
	えがお	母子保健、成人保健、精神保健、ひきこもり等相談窓口
	地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口（介護予防、権利擁護等）
子育て支援課		18歳までの子どもの相談窓口
教育委員会		小・中学生の教育・不登校等の相談窓口
綾川町社会福祉協議会		生活困窮者、障害児・者、高齢者、ひきこもり、権利擁護、地域福祉等に関する相談窓口

## 【 ② 多機関協働事業 】

### ○ 複雑化、複合化した課題を解きほぐし、支援関係機関をつなぎ直す支援

多機関協働事業は、問題が複雑化、複合化し、複数の分野にまたがる支援が必要な困難事例の課題を整理し、チーム支援等をコーディネートする事業となります。

各相談支援機関で受け止めた相談は、それぞれの会議等を活用し支援の方向性を検討します。(会議①参照) そのうち、問題が複雑化、複合化し、課題を解きほぐす必要があるケースについては、多機関協働事業を担当する健康福祉課に相談します。

健康福祉課では、各相談支援機関からの情報を整理し、必要に応じて包括的支援会議や重層的支援会議を開催します。(会議②参照)

包括的支援会議を経て、課題を整理し、支援目標を統一化した上で、知恵を出し合い、役割分担等を行い、地域や支援機関と連携しながら継続的な支援に取り組みます。

課題が複雑化、複合化しているため、すぐに解決するケースはほとんどないことを共有しながら、様々なプラットフォームの活用や包括的なネットワークを形成し、支援者が疲弊しないように、チームとして包括的に切れ目のない支援につなぎます。

#### 会議① 各相談支援機関で個別支援を検討する会議

会議名	主な対象	主な内容
要対協実務者会議 個別ケース検討会議	子ども	要支援、要保護児童への対応等について、支援関係機関が情報共有や支援の方向性等を協議する会議
地域ケア会議 (自立支援・個別)	高齢者	セルフネグレクト（自暴自棄）の人を含め、高齢者本人が望む暮らしの実現を目指し、医療、介護、生活支援等について検討し、住み慣れた地域での生活を支えるための会議
中核機関個別ケース会議	権利擁護支援が必要な人	本人の権利を守るために、後見の必要性や受任調整、申立方法等の検討をする会議
支援調整会議	生活困窮者	生活困窮者自立支援事業を利用する人への支援の方向性等を検討する会議 支援実施主体の福祉事務所が開催する。

会議② 多機関協働事業として開催する会議

会議名	主な対象	主な内容
包括的支援会議	限定しない (同意なし)	「社会福祉法」第 106 条の 6 の規定により、構成員に対する守秘義務を設けた会議 情報共有や課題の整理、支援方針を決定し、地域における必要な支援体制の検討を行う。
重層的支援会議	限定しない (同意あり)	本人の同意に基づき実施する会議 内容は、包括的支援会議と同様 支援に対する評価等も実施する。

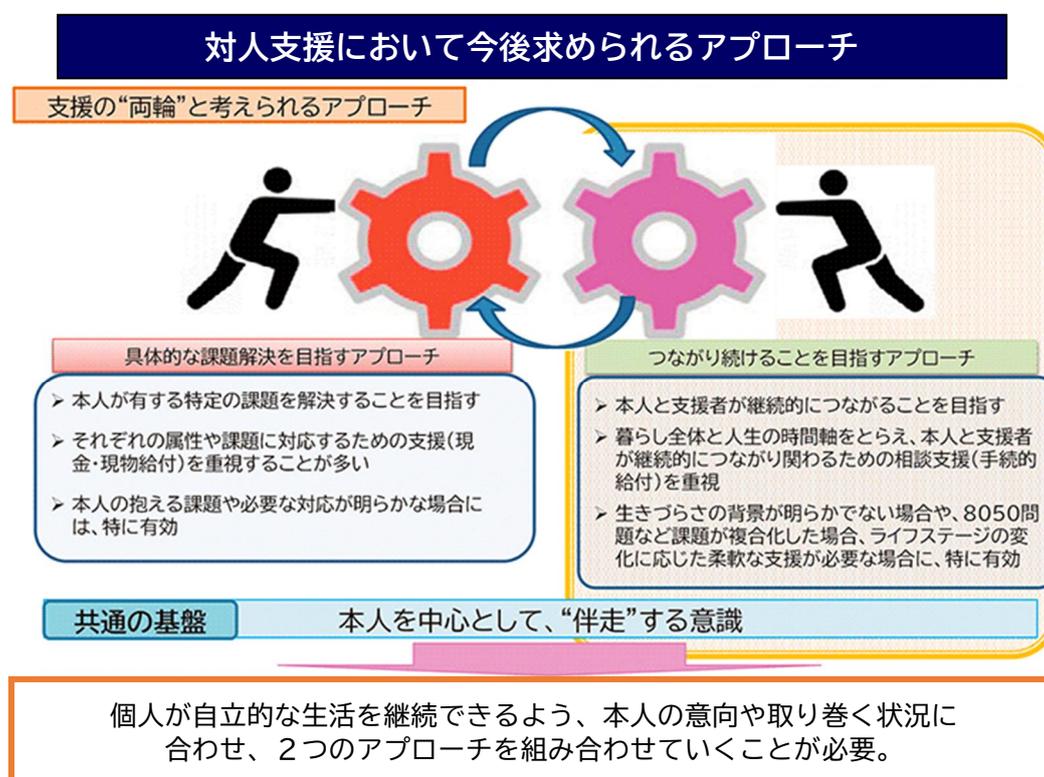
### 【 ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 】

#### ○ 支援が届いていない人に寄り添い、伴走しながら、つながり続ける支援

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、既存の事業や制度等につないで課題を解決する、従来のアプローチだけでは解決できない問題に対応するために、必要な支援となります。生活困窮者等が抱える課題は、複雑化、複合化している場合が多く、ひきこもり状態や地域社会からの孤立などの問題が背景にあり、生きる意欲を喪失し、セルフネグレクト（自暴自棄）状態にあることや、困り感を認識できず、支援関係機関による支援がマッチせず、必要な支援が届かないことがあります。

このようなケースには、従来、支援関係機関が行ってきた課題解決を目指す支援（解決型支援）に加え、訪問等を通じて、本人やその世帯の言葉を聞き、寄り添い、つながり続けることを目指す支援（伴走型支援）が必要となります。

本町では、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を綾川町社会福祉協議会に委託し、既存の「つながるんジャー事業（地域担当制）」を生かし、課題解決を目指すアプローチだけでなく、アセスメントにより課題を解きほぐしながら、支援が届いていない方に寄り添い伴走しながら、つながり続ける伴走型支援体制を整備します。



資料：厚生労働省

## 2 地域づくりに向けた支援

- 地域における活動の活性化等を通じた多様な地域活動が生まれやすい環境整備
- 本人等と地域、社会とがつながるための支援

重層的支援体制整備事業では、支援者による「伴走型支援」だけではなく、人や地域がつながり合う「伴走支援」との両輪で進めるものとなります。

地域による「伴走支援」は、地域やコミュニティにおいて、お互いを気に掛け支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことが期待されます。

本町では「高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業」を基盤に、本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるために、地域において、対象者のニーズに応じて多様な経路でつながり、参加することができる環境の整備を進めます。

こうした考え方を踏まえ、地域づくり事業においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かし、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズとのマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

### 【 各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組 】

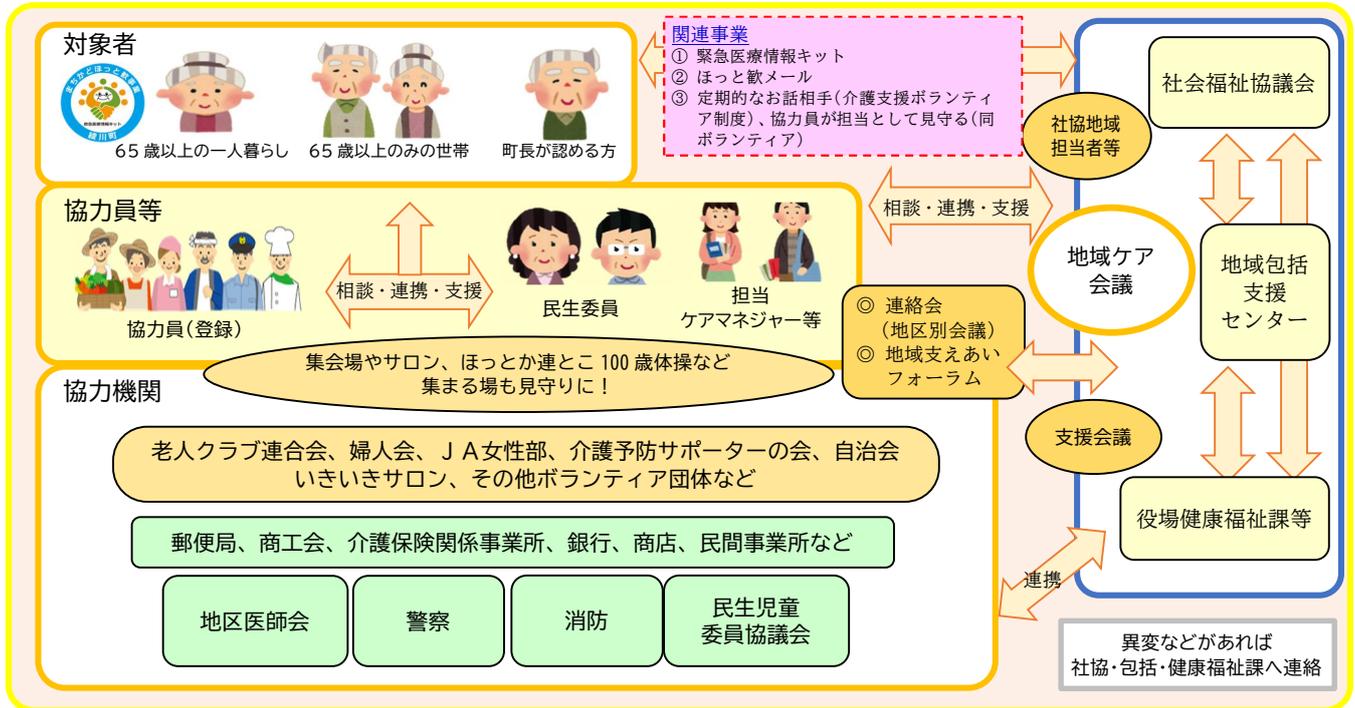
対象	事業名	内容	運営	実施主体
子ども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを開設 未就園児やその保護者の居場所不安の解消や仲間づくりができる。	直営	きらりにじしいのき 南原児童館
	利用者支援事業	子ども家庭総合支援拠点として 子育て支援コーディネーターを配置 要保護児童対応や不登校児等の居場所を開設	直営	きらり
障害のある人	地域活動支援センター機能強化事業	医療、福祉及び地域の社会基盤との連携を強化するための調整、障害に対する理解を促進するための啓発等を実施する。	委託	ライフサポートセンター、中讃地域生活支援センター 地域生活支援センター わかたけ

対象	事業名		内容	運営	実施主体
高齢者	地域介護予防活動支援事業	ほっとか連とこ100歳体操	フレイル予防のための住民主体の通いの場づくり 65歳以上の方が5人以上集まり重りを使った体操を実施	直営	地域包括支援センター
		介護予防サポーター活動	介護予防サポーター養成講座「まなびあい講座」を開催 介護支援ボランティアの活動を継続し介護予防につなぐ。	直営	地域包括支援センター
		いきいきサロン	ボランティアによる食事の提供やレクリエーション等が楽しめる通いの場 社協がサロン運営の後方支援を行う。	委託	綾川町社会福祉協議会
	生活支援体制整備事業		「高齢者声かけ・見守りほっと歓事業」を基盤に、社協の地区担当職員を生活支援コーディネーターとして配置し、住民主体の通いの場の開設や継続の後方支援、また、見守り等の生活支援のマッチング等を行う。	委託	綾川町社会福祉協議会
生活困窮者	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		生活困窮者等のニーズや生活課題を把握、地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援、情報発信、子ども食堂や共生型サロンなど、課題を複雑化させないための地域コミュニティの場の形成や行政や地域住民、地域づくりの担い手がつながるプラットフォームを展開する。	委託	綾川町社会福祉協議会

【 多様な主体・社会資源等によるプラットフォーム 】



## 綾川町高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業イメージ図



綾川町消防団



E-Wa (室田集会所)



昭和婦人会



綾歌地区医師会・綾川町介護予防サポーター

### 3 参加支援事業

- 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- 既存の取組では対応できない狭間ニーズにも対応し、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復するよう支援する。

参加支援では、本人やその世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援体制を整備するため、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

既存の事業では対応できない、いわゆる制度の狭間の支援ニーズに対応するため、地域づくり事業で把握した既存の社会資源等に働き掛けを行い、支援メニューの拡充を図りながら、本人が社会とのつながりを回復させ、社会の中で役割や生きがいを持つことができるための支援を行います。

#### 【 実施体制 】

機関名	事業における主な取組内容	運営	担当課
一般社団法人 hito.toco	ひきこもり相談支援事業や就労を切り口とした若者サポートステーション事業等と連携しながら、社会参加に至るまでの段階的な支援を行い、既存の社会資源等に働き掛け、メニューづくりやマッチングを行う。	委託	健康福祉課
綾川町 社会福祉協議会	つながるんジャーが実施する地域づくり事業等で把握した社会資源や支援メニュー等をhito.tocoや町と連携しながら、狭間の支援ニーズを持つ方の参加支援を応援する。	委託	健康福祉課

## 第7章 綾川町成年後見制度利用促進基本計画

### 【1】計画策定の趣旨と位置付け

認知症状や知的障害、精神障害等があることにより、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うことは「地域共生社会」の実現に向けた重要な取組の一つです。

「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人の日常生活や財産の管理等を、社会全体で支え合うための制度です。高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、令和4（2022）年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度の利用促進等について施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定では、市町村に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定が求められており、さらに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本町においても、町民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本編を「成年後見制度利用促進法」の規定に基づく「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業と連携し、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

### 【2】計画の期間

「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」の対象期間は「第4次 綾川町地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

### 【3】本町の現状と課題

#### 1 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和5（2023）年では新規申立件数が7件、町長申立件数が1件となっています。また、令和5（2023）年度では後見の人数が60人、保佐の人数が18人となっています。

#### 【成年後見制度の利用状況】

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
新規申立件数(件)	10	8	15	7	6	7
町長申立件数(件)	3	1	4	1	1	1

資料：成年後見関係事件の申立件数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
後見(人) <sup>※1</sup>	-	-	55	64	62	60
保佐(人) <sup>※2</sup>	-	-	12	15	16	18
補助(人) <sup>※3</sup>	-	-	3	4	4	2
任意後見(人) <sup>※4</sup>	-	-	0	0	0	0

注：「-」は数値不明

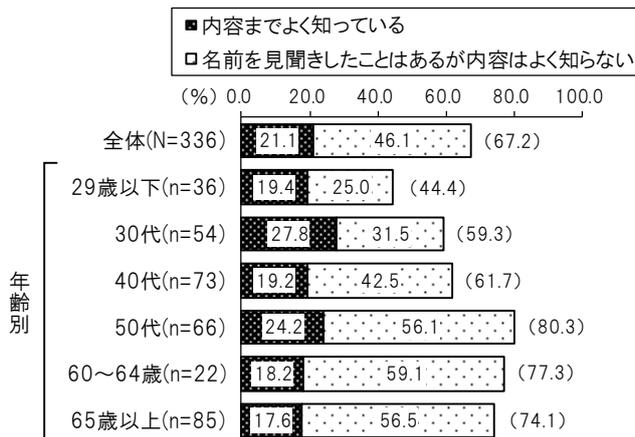
資料：高松家庭裁判所（各年度4月1日現在）

- ※1 成年後見制度の対象者区分（3類型）の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。
- ※2 3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。
- ※3 3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。
- ※4 将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要の判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

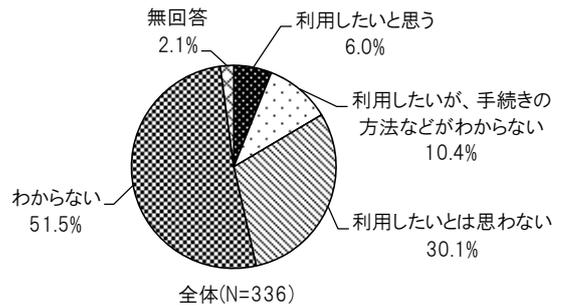
## 2 町民アンケート調査結果の概要

- ・ 成年後見制度を「内容までよく知っている」割合は約2割ですが、親に介護が必要になってくる50代以上で「見聞きしたことがある」割合が高くなっています。
- ・ 成年後見制度の利用意向については「わからない」が過半数を占めており、利用ニーズは1割台となっています。

【 成年後見制度の認知状況 】

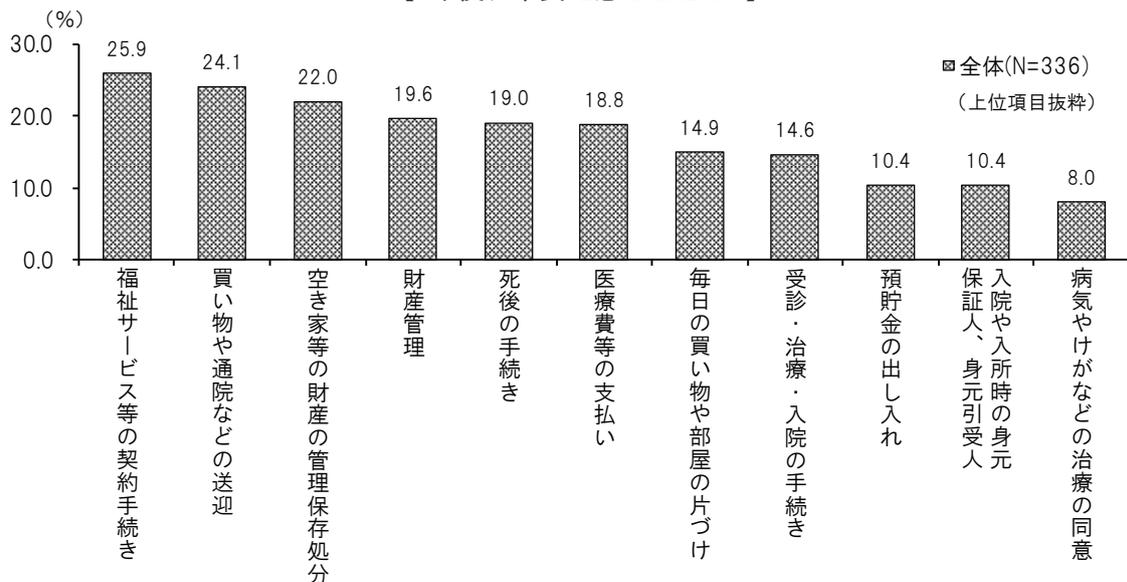


【 成年後見制度の利用意向 】



- ・ 今後の生活において、不安に感じることについては「福祉サービス等の契約手続き」が最も多く、次いで「買い物や通院などの送迎」「空き家等の財産の管理保存処分」「財産管理」の順となっています。

【 今後、不安に感じること 】



### 3 本町における権利擁護の取組状況

- 認知症や知的障害、精神障害がある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護については「綾川町中核機関設置に伴う事業計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、中核機関を立ち上げ、綾川町社会福祉協議会、健康福祉課、地域包括支援センターの3か所を窓口とした権利擁護に関する相談体制を整備するとともに、弁護士等専門職チームによる検討会等を開催しています。
- 香川県社会福祉協議会から委託を受け、綾川町社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施しています。
- 成年後見制度については、報酬の助成を行うとともに、綾川町社会福祉協議会が法人後見事業を実施しています。
- 権利擁護支援を担う市民後見人の養成方法の検討、日常生活自立支援事業の生活支援員の募集を行いました。

### 4 本町の課題

- どのような場合に成年後見制度の利用が必要となるのか、支援が必要となった場合は、どこに相談すればよいかといった、基本的な制度の内容を周知する広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 早期の段階から、法定後見（後見・保佐・補助）や任意後見といった種類の選択を含め、成年後見制度の利用について地域住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する必要があります。
- 国は、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めており、本町では中核機関を綾川町社会福祉協議会に委託し、健康福祉課と地域包括支援センターの3者で設置しました。今後、医療機関や福祉施設、金融機関等の関係団体との地域連携ネットワークを更に充実する必要があります。
- 市民後見人に関する養成講座の受講の促進など、担い手の確保に努めるとともに、今後、成年後見人が行えない死後事務や医療同意等についても、地域連携ネットワークの中で対応できる仕組みづくりを検討する必要があります。

## 【4】施策の体系

「綾川町成年後見制度利用促進基本計画」は、次の施策体系に基づき推進します。

施策	施策の方向
施策1 町民への周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度の広報・啓発活動の推進</li> <li>● 相談窓口の周知</li> <li>● 職員等を対象とした制度の理解促進</li> </ul>
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 随時相談の開催</li> <li>● 相談会の開催</li> <li>● 専門職による個別ケース会</li> </ul>
施策3 制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援が必要な人の早期発見</li> <li>● 本人・親族申立の支援</li> <li>● 費用の助成</li> <li>● 町長申立の実施</li> <li>● 後見人支援</li> <li>● 不正防止</li> </ul>
施策4 地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チームによる支援体制の整備</li> <li>● 地域連携ネットワークの整備</li> </ul>
施策5 成年後見制度では支援できない支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意思決定支援の推進</li> <li>● 身寄りのない人の死後事務に関する取組</li> </ul>

## 【5】施策の展開

### ○ 施策1 町民への周知と理解の促進

取組名	取組内容
成年後見制度の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、綾川町社会福祉協議会、健康福祉課及び地域包括支援センターが連携し、町の広報やホームページ、社協だよりなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図ります。</li> <li>○ 事業を啓発するリーフレット等を作成し、各種団体や介護予防事業等で、制度の利用に関する周知及び啓発活動を推進します。</li> </ul>
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報やホームページ、SNSなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
市民後見人の養成	○ 綾川町社会福祉協議会では、町民を対象に講演会等を開催し、権利擁護支援の担い手の必要性についても周知し、近隣市町と連携し、市民後見人養成講座を開催するなど、権利擁護支援の担い手の確保に努めます。

### ○ 施策2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
随時相談の開催	○ 綾川町健康福祉課、綾川町地域包括支援センター及び綾川町社会福祉協議会を窓口として、随時、町民からの相談を受け付けます。
相談会の開催	○ 町民が、成年後見制度について、弁護士、社会福祉士、司法書士の専門職に相談できる場所として、年に3回程度「相談会」を開催するとともに、ケアマネジャー等の専門職が相談できる場としても活用を図ります。
専門職による個別ケース会	○ 中核機関で受け付けたケースの後見制度の利用について、弁護士、社会福祉士、司法書士の専門職による個別ケース会を必要時に開催します。 ○ 個別ケース会では、後見の必要性の有無や町長申立の必要性の判断をはじめ、受任者調整※の検討などを行います。後見申立が必要なケースについては、対象の方に、必要性について説明するとともに、必要な情報を提供し、申立を支援します。

※ 個別ケースに応じた適切な後見人等の候補者を検討し、必要に応じて推薦を行うこと。

### ○ 施策3 制度の利用促進

取組名	取組内容
支援が必要な人の早期発見	○ ケアマネジャーや相談支援専門員、医療機関等と連携し、財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。
本人・親族申立の支援	○ 綾川町社会福祉協議会の職員が、申立に必要な情報を提供しながら町民からの申立を支援します。受任者調整が必要な場合については、個別ケース会（専門職）で調整を行います。
費用の助成	○ 「綾川町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、生活保護の方など、成年後見人等の報酬を支払うことが困難であると町長が認めた場合、報酬の全部又は一部を町で助成します。

取組名	取組内容
町長申立の実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がない場合に、成年後見町長申立を実施します。
後見人支援	○ 後見人が親族の場合や、町長申立により受任となった専門職の方など、支援が必要な本人を守るために必要な後方支援を行います。
不正防止	○ 親族後見人に対する研修会の開催や相談支援を行うことで、不正の防止につながります。万一、不正が疑われた場合は、個別ケース会等で対応を協議します。

#### ○ 施策4 地域連携ネットワークの整備

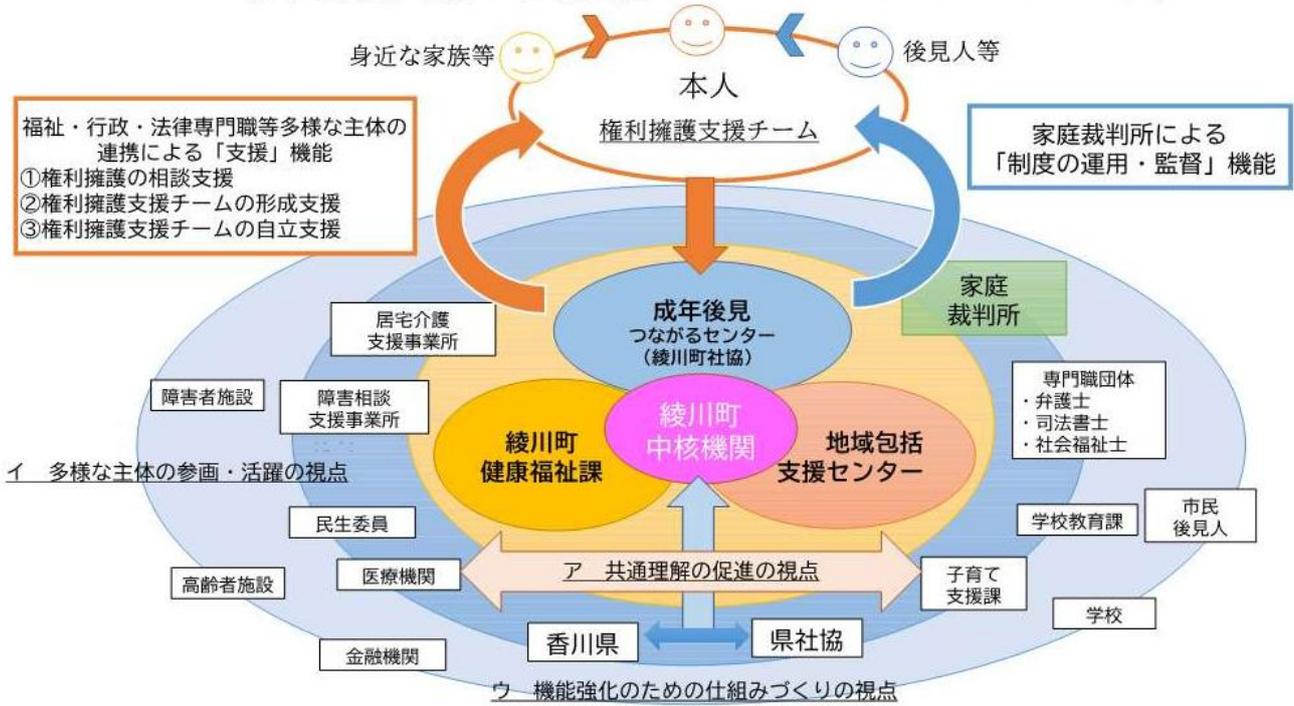
取組名	取組内容
チームによる支援体制の整備	○ 福祉、行政、法律専門職等、多様な主体の連携による支援機能として、権利擁護支援チームを形成し、支援体制を強化します。
地域連携ネットワークの整備	○ 中核機関が、専門職や医療機関、金融機関、民生委員・児童委員等と連携し、地域における制度の推進役として、地域連携ネットワークの構築を目指します。 ○ 権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議するために、中核機関検討委員会を開催します。

#### ○ 施策5 成年後見制度では支援できない支援について

取組名	取組内容
意思決定支援の推進	○ 本人の望む暮らしの実現のために、本人に寄り添いながら本人の価値観に合わせた意思決定を支援します。 ○ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）※を啓発し、人生の最期をどう迎えたいかを考えられるよう啓発します。
身寄りのない人の死後事務に関する取組	○ 身寄りのない人の死後事務について、中核機関検討委員会での検討や研修会の開催などにより、権利擁護支援者の機能の強化を図り、課題を整理し、適切な支援に努めます。

※ 将来の心身の変化や生命に危険が迫った状態など、様々な変化に備え、本人が望む医療やケアをどのように行うべきか、家族や医療、ケアチームなど信頼できる人と話し合いを重ね、本人の人生観や価値観、希望に沿った意思決定を支援するプロセスのこと。人生会議ともいう。

## 綾川町成年後見中核機関 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりイメージ図



## 第8章 綾川町再犯防止推進計画

### 【1】計画策定の趣旨と位置付け

全国における刑法犯の認知件数は、令和5（2023）年で約70万件となっており、平成30（2018）年から令和3（2021）年にかけて減少傾向にあったものの、令和4（2022）年以降、増加で推移しています。

刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は、令和5（2023）年では約8万1,000人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は47.9%となっています。

再犯者率は、横ばいで推移しています。

罪を犯した人や非行をした人の多くは、刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっている人が多いことが、再犯の大きな要因であるとされています。

国においては「再犯防止推進法」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。

国においては、令和5（2023）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においても、国及び香川県の再犯防止推進計画やこれまでの本町や関係団体の取組における課題等を踏まえ、本章に更生支援の取組をまとめ「再犯防止推進法第8条第1項」の規定に基づく「綾川町再犯防止推進計画」として位置付け、犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを推進します。

### 【2】計画の期間

「綾川町再犯防止推進計画」の対象期間は「第4次 綾川町地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

### 【3】計画の対象者

「綾川町再犯防止推進計画」の対象者は、第一義的には「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」であり、また、その家族や犯罪、非行をした人の立ち直りに関わる人、犯罪、非行をした人を取り巻く社会の全ての構成員とします。

## 【4】香川県の動向

香川県においては、令和3（2021）年3月に「香川県再犯防止推進計画」を策定し、県の実情に応じ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することにより、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで、県民の犯罪被害を防止し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととしています。

「香川県再犯防止推進計画」では次の施策体系に基づき、施策の展開を図っています。

基本方針（重点課題）	取組
1 就労・住居の確保のための取組	(1) 就労の確保 (2) 住居の確保
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 高齢者又は障害のある者への支援 (2) 薬物依存を有する者への支援
3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援	
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	(1) 民間協力者の活動の促進 (2) 広報・啓発活動の推進
6 国・市町・民間団体との連携強化	

## 【5】再犯防止施策を取り巻く本町の現状

### 1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国及び香川県では令和3（2021）年まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、増加傾向にあります。綾川町では増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年では、香川県で5,761件、綾川町で156件となっています。

【 刑法犯認知件数の推移 】

（単位：件）

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
全国	748,559	614,231	568,104	601,331	703,351	-6.0
香川県	4,962	4,543	3,801	4,173	5,761	16.1
綾川町	102	120	63	86	156	52.9

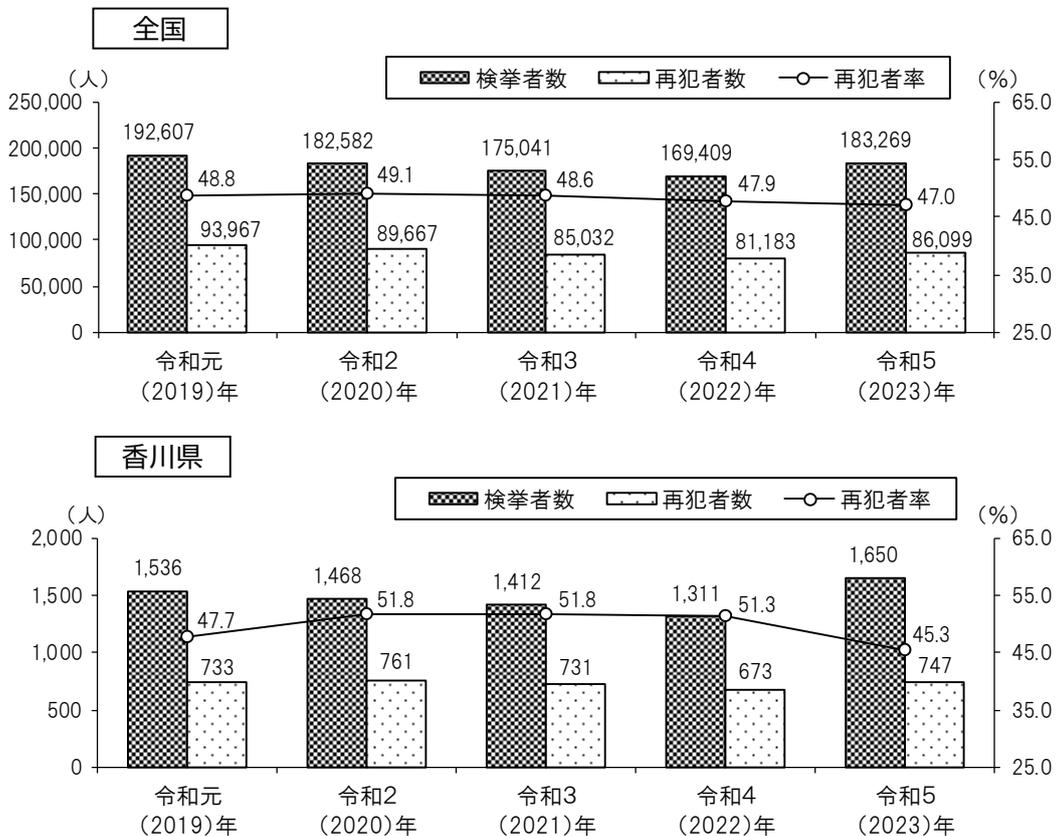
注：増減率は、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけての増減割合

資料：全国及び香川県は警察庁「刑法犯に関する統計資料」、綾川町は「少年白書」より作成

### 2 香川県における再犯の状況

全国及び香川県では、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にありましたが、令和5（2023）年は増加に転じています。また、再犯者率は全国、香川県共に5割程度で推移しています。

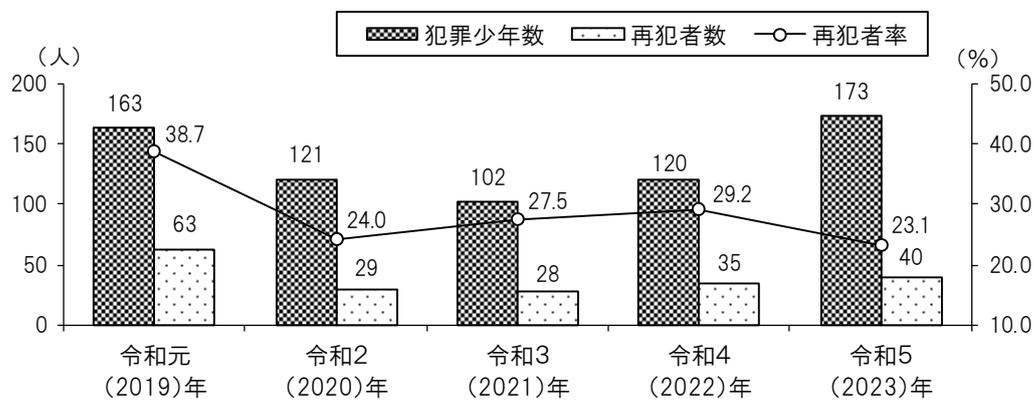
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：全国は「再犯防止推進白書」、香川県は「香川県再犯防止推進計画」より作成

香川県における犯罪少年（刑法）の再犯者数は、令和3（2021）年まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、増加傾向にあり、令和5（2023）年では再犯者率は23.1%となっています。

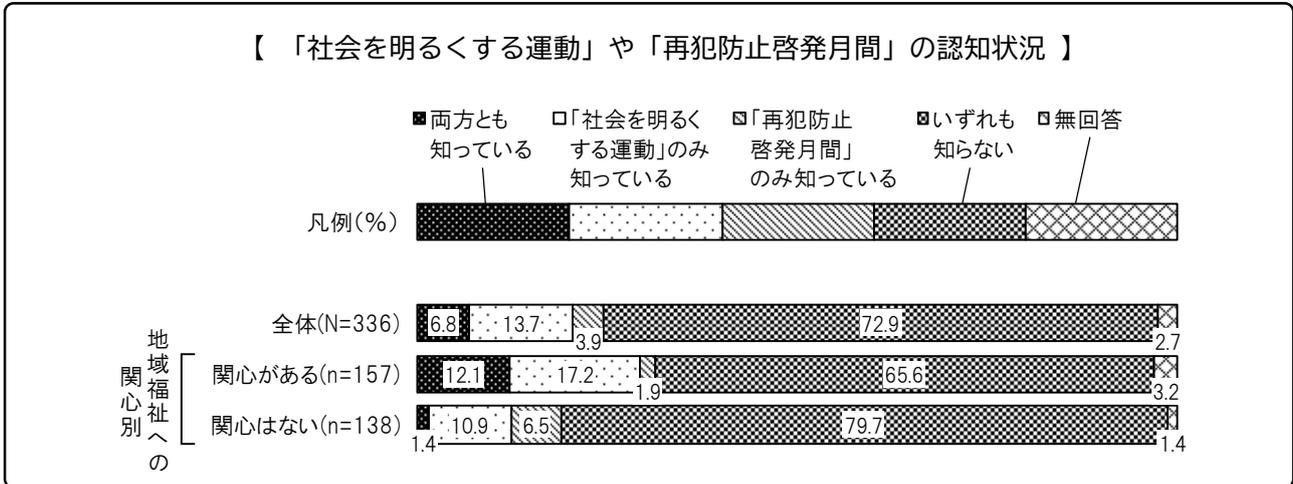
【 犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（香川県） 】



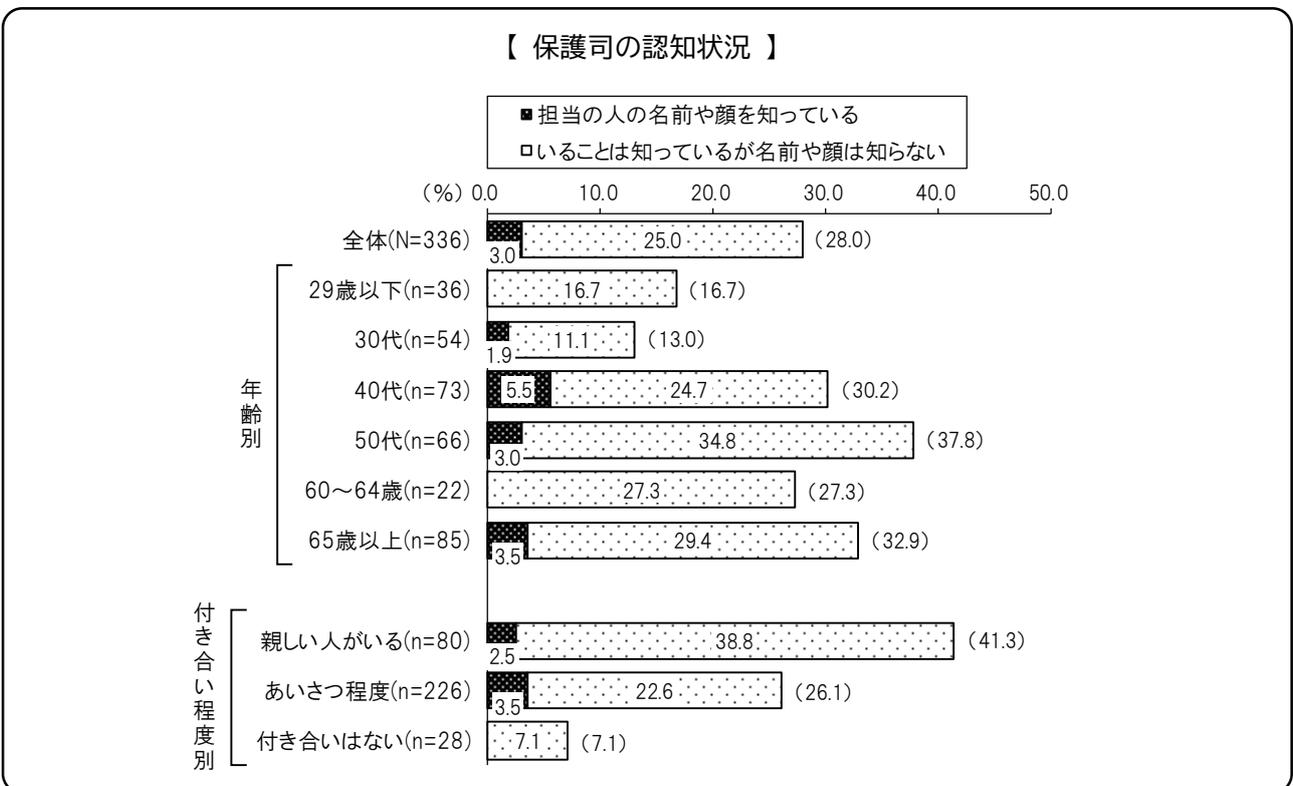
資料：香川県警察「主要統計」より作成

### 3 町民アンケート調査結果の概要

- ・ 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については、約7割が「いずれも知らない」と回答していますが、地域福祉に関心がある人で「両方とも知っている」割合が高くなっています。



- ・ 保護司を具体的に知っている人の割合は5%未満と低い状況ですが、近所付き合いが親密な人ほど保護司がいることを知っている割合が高くなっています。



## 【6】施策の体系

「綾川町再犯防止推進計画」は、次の施策体系に基づき推進します。

施策	施策の方向
施策1 町民への周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報・啓発活動の推進</li> <li>● 子どもの頃からの人権教育の推進</li> </ul>
施策2 地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護司の活動への支援</li> <li>● 関係機関との連携</li> <li>● 生活支援と住まいの確保に向けた支援</li> <li>● 就労に向けた支援</li> <li>● 保健、医療、福祉サービスの利用の促進</li> <li>● 非行の防止対策の推進</li> </ul>

## 【7】施策の展開

再犯の防止にあたっては、犯罪を未然に防止することはもとより、立ち直ろうとする人を社会の一員として受け入れ、円滑に社会復帰につないでいく必要があります。しかし、犯罪や非行をした人の中には、様々な生活課題を抱え、自力で更生することが困難な人が多いことも現状です。

本町では、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないように、国や県、関係機関と連携し、地域社会で生活する上での基盤を整え、孤立を防ぐ支援などを通して、町民が犯罪に巻き込まれることを防止し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### ○ 施策1 町民への周知と理解の促進

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、この運動が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を含め、犯罪や非行のない安全、安心な地域社会を築こうとする全国的な運動であることについて、啓発活動を行います。</li> <li>○ 「再犯防止推進法」第6条第2項の規定では、7月を「再犯防止啓発月間」としており「社会を明るくする運動」に合わせて、再犯防止に関する広報、啓発活動を推進します。</li> </ul>	総務課 住民生活課

取組名	取組内容	担当課
子どもの頃からの人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や家庭、地域や職域などあらゆる場や機会を捉えて、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、LGBTQなど様々な人権課題について、幅広い年齢層に対する正しい理解の促進に努め、人権意識の醸成を図ります。</li> <li>○ 児童・生徒が人権を考える機会として、人権作文を継続します。</li> <li>○ 児童虐待を受けた子どもが、個人として認められ、自己肯定感を高められるような支援を行います。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

## ○ 施策2 地域連携ネットワークの整備

取組名	取組内容	担当課
保護司の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護司が、保護観察対象者と面接するための場所の提供や保護司同士の情報交換、懇親の場、また、保護司活動の拠点となる場の提供などについて、関係機関と連携して必要な支援を検討します。</li> </ul>	住民生活課
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高松保護観察所等が開催する研修会等に参加し、再犯防止の現状を把握するとともに、個別ケースの相談があった場合は、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	住民生活課 健康福祉課
生活支援と住まいの確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑務所出所者等に対し、必要に応じて「生活困窮者自立支援事業」などの支援制度を紹介するなど、地域社会で生活する上で必要な支援を行います。</li> <li>○ 罪を犯したことにより、身元保証人の確保が困難であることや経済的理由等により、適切な定住先の確保が困難である場合「住居確保給付金（生活再建のための一時的な家賃相当額支給）」等の制度の活用を図ります。</li> <li>○ 香川県居住支援協議会に参画し、県が指定している居住支援法人等による、セーフティネット住宅の情報提供に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 綾川町社会福祉協議会 建設課
就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「高松矯正管区矯正就労支援情報センター（コレワーク四国）」と連携し、刑務所出所者等の雇用を受け入れる事業者に対し、就労や雇用に関する情報提供を行うなど、就労を支援します。</li> </ul>	健康福祉課 経済課

取組名	取組内容	担当課
保健、医療、福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑務所出所者等において、福祉的な支援が必要な人のために、関係機関と連携し、公的な福祉サービスを受けるために必要な調整や社会復帰に向けた支援など、地域生活への定着を支援します。</li> <li>○ 犯罪被害者やその家族が安心して生活できるよう、医療や福祉など各分野の関係機関と連携し、ニーズに応じた支援に取り組みます。</li> <li>○ 関係機関と連携して薬物の乱用防止を目的とした啓発活動に努めるとともに、薬物乱用による弊害に関する健康相談など、中讃保健福祉事務所等関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
非行の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内の小・中学校等と連携し、児童・生徒の状況に応じた相談支援の実施や啓発活動の充実などにより、非行の未然防止に努めます。</li> <li>○ 児童・生徒への啓発活動や青少年の健全育成を図るため、綾川町少年育成センターと連携し、家庭や地域の健全な環境づくりに努めます。</li> <li>○ 少年補導連絡会において、児童・生徒の非行事案や児童虐待事案、不登校事案等に関する情報共有と解決策等について協議します。</li> <li>○ 児童虐待事案については、虐待を受けた児童の関係者でケース会を開催し、包括的な支援ができるように、各関係機関との役割分担を明確にし、非行の防止に努めます。</li> <li>○ 保護観察対象となっている少年の再非行の防止や修学への支援に向けて、保護司や学校、関係機関との連携の強化を図ります。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課



社会を明るくする運動（苗の植え付け）

## 数値目標の設定

### 【 地域福祉計画 】

項目	策定時	目標値
	令和6 (2024) 年度	次期計画 策定時
① 綾川町に「とても愛着を感じている」割合	42.6%	50.0%以上
② 綾川町は、高齢者や障害のある人などにとって住みやすいと思う割合 (そう思う+ややそう思う)	45.5%	50.0%以上
③ 地域福祉への関心のある人の割合 (非常に関心がある+関心がある)	46.8%	50.0%以上
④ 年間のボランティア参加率	65.8%	70.0%以上
⑤ 近所付き合いをほとんどしていない人の割合	8.3%	5.0%以下
⑥ 自分の地域は地域活動が活発であると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	51.5%	60.0%以上
⑦ 自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	41.1%	50.0%以上
⑧ 自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	37.8%	50.0%以上
⑨ 自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合 (そう思う+ややそう思う)	52.3%	60.0%以上
⑩ ひきこもり相談窓口を知っている人の割合	7.1%	30.0%以上
⑪ 社会福祉協議会の活動内容までよく知っている人の割合	11.9%	20.0%以上
⑫ 社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間を知っている人の割合	24.4%	30.0%以上

## 第2部 第2次 綾川町自殺対策計画

### 「生きる」を支える ほっと プラン

#### 第1章 計画策定にあたって

##### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

国の自殺対策は「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）」の制定以降、社会的な問題として認識されるようになり、近年、全国での自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかし、現在は第5類に移行した「新型コロナウイルス感染症」の影響等を背景に、令和2（2020）年には、自殺者の総数は前年を上回り、特に女性や子どもの自殺者数が増加しました。令和4（2022）年からは、男性の自殺者数も増加に転じています。

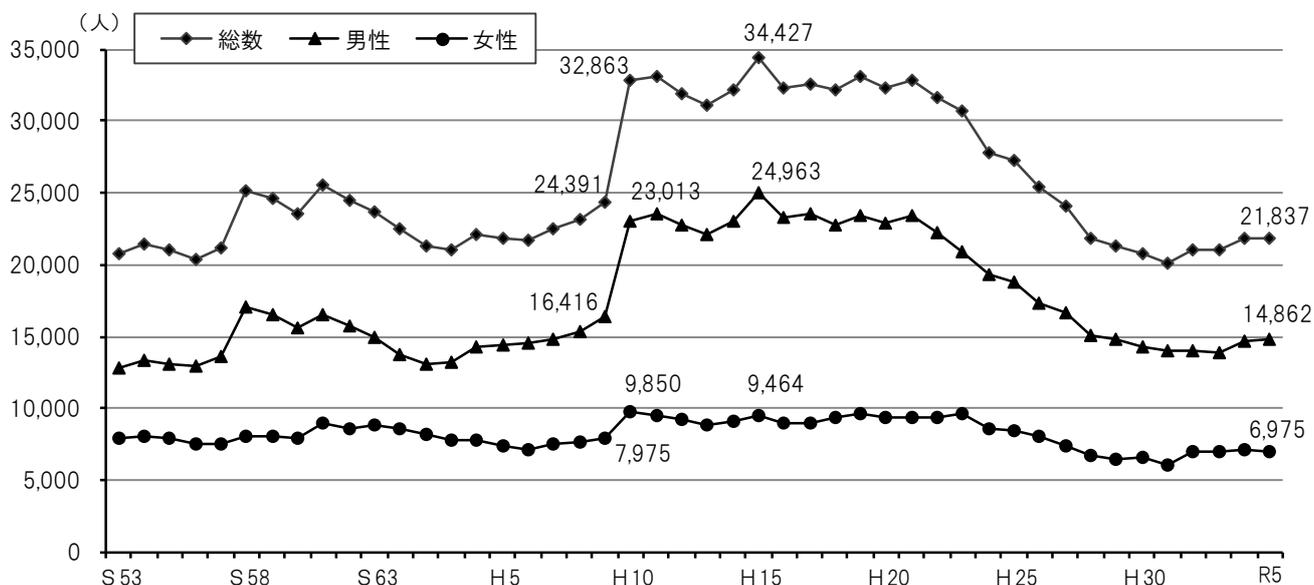
令和4（2022）年10月に閣議決定された、新「自殺総合対策大綱」においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念を継承し、6つの基本方針を掲げ、自殺対策を総合的に推進していくこととしています。

本町においては、平成31（2019）年3月に『「生きる」を支えるほっとプラン 綾川町自殺対策計画』（以下「前期計画」という。）を策定し、社会における「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通して「生きることの包括的な支援」に取り組んできました。

この度、前期計画の計画期間の満了及び「地域福祉計画」の見直しに伴い、新「自殺総合対策大綱」及び本町の現状等を踏まえ、自殺対策計画を見直します。

本計画は、本町における自殺対策の牽引役になるとともに「生きることの包括的な支援」の充実を図る指針として位置付けます。

【自殺者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省自殺対策推進室

【 新「自殺総合対策大綱」の概要 】

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きることの包括的な支援として推進する</li> <li>2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</li> <li>3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</li> <li>4 実践と啓発を両輪として推進する</li> <li>5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</li> <li>6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】</li> </ol>
数値目標	令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱」（令和4（2022）年10月14日）より作成

## 【2】計画策定の目的

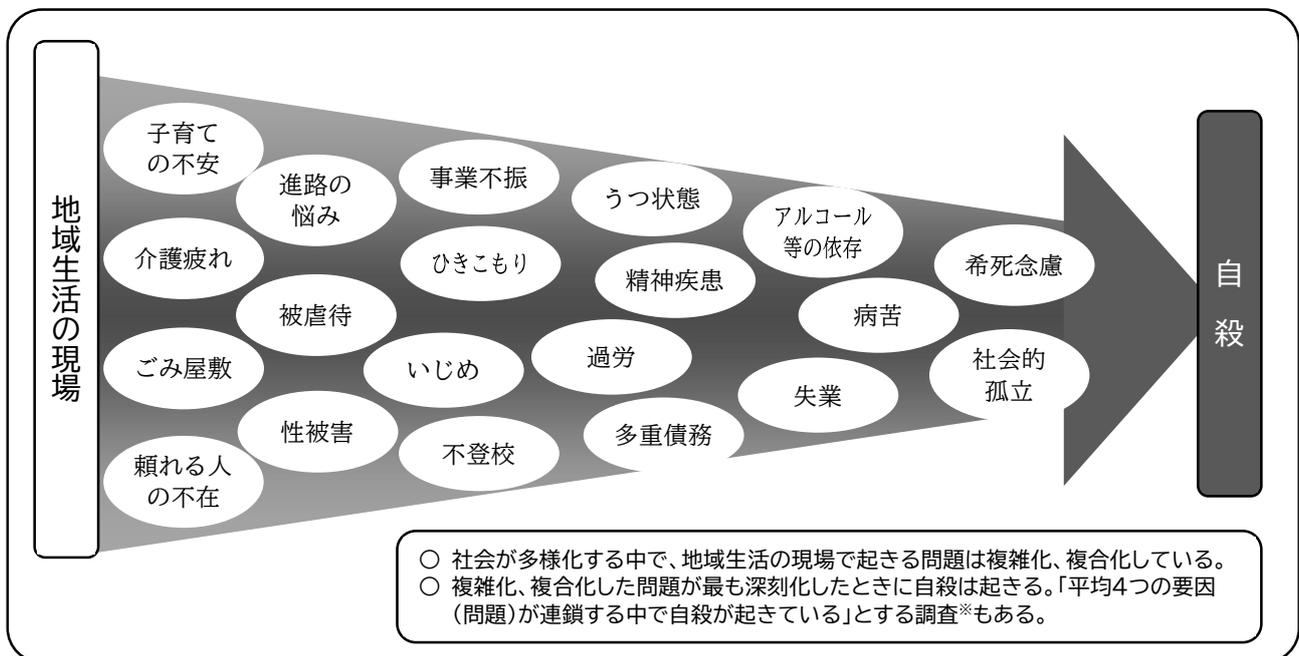
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」は全ての人の願いですが、依然として全国での自殺者数は2万人を超えています。自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みが原因で、精神的に追い詰められ、自殺に至る心理としては、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などが考えられます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることから、自殺対策は「自殺対策基本法」第2条の規定に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られるとともに「生きることの包括的な支援」として位置付け、推進する必要があります。

本計画は、町民が抱える自殺に至る複雑化、複合化した問題や課題への対応として「生きることの包括的な支援」を計画として取りまとめ、それを実践することで「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すことをその主な目的としています。

### 【自殺の危機要因イメージ】



※ 「自殺実態白書 2013（NPO法人ライフリンク）」  
資料：厚生労働省

### 【3】計画の策定方法と期間

---

#### 1 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、地域福祉計画に関するアンケート調査等を通して、自殺に関わる実態や意見等を把握するとともに、学識経験者や各種団体、組織の代表者等によって構成される「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」における協議を通して、様々な立場から意見をいただきました。また、町民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

#### 2 計画の期間

本計画の期間は「第4次 綾川町総合保健福祉計画」と同じ令和7（2025）年度から令和12（2030）年度です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

## 第2章 綾川町の現状と課題

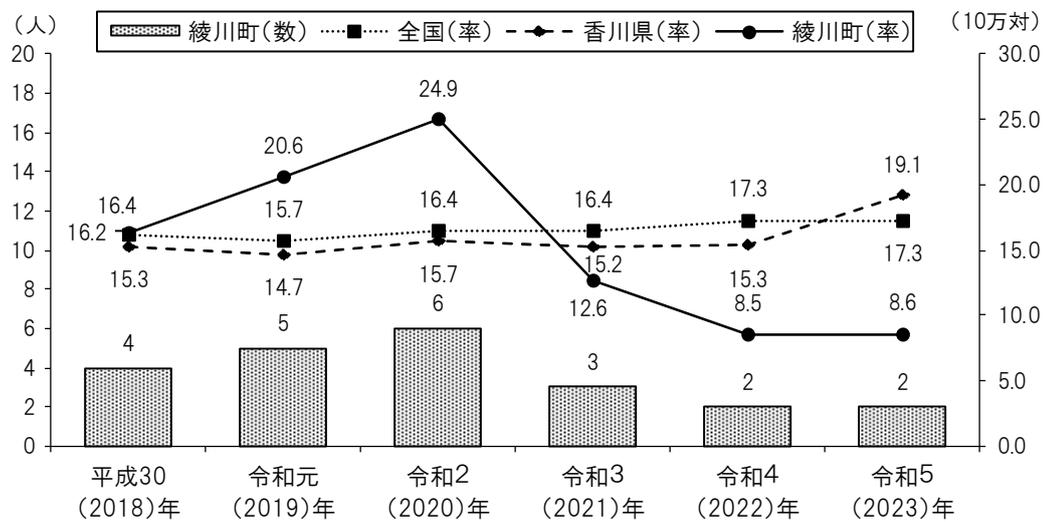
### 【1】本町の現状

#### 1 自殺者数

平成30（2018）年から令和5（2023）年までの本町の自殺者数は、年間おおむね5人以下で推移していますが、自殺者がいない年はありませんでした。

本町の自殺死亡率は、全国や香川県と比べて人口規模が小さく自殺死亡数の増減で自殺死亡率は大きく変動しています。

【 自殺者数及び自殺死亡率の推移 】



※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算した値のこと。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

#### 2 自殺者の性別割合

本町の自殺者の性別割合をみると、男性：女性でおおむね7：3の割合となっており、男性の割合が高くなっています。

【 自殺者数の性別割合 】



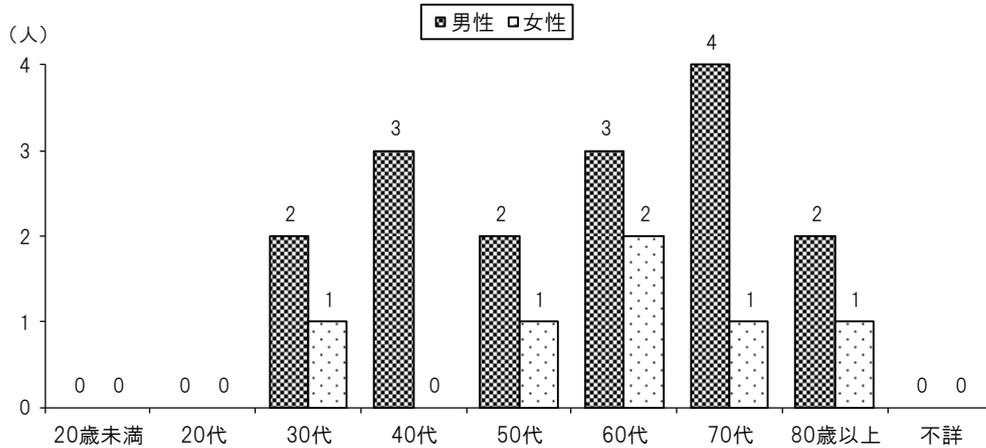
注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計

資料：厚生労働省自殺対策推進室

### 3 年齢別自殺者数

本町の年齢別自殺者数をみると、60歳以上で比較的多くなっており、特に男性は70代で多くなっています。

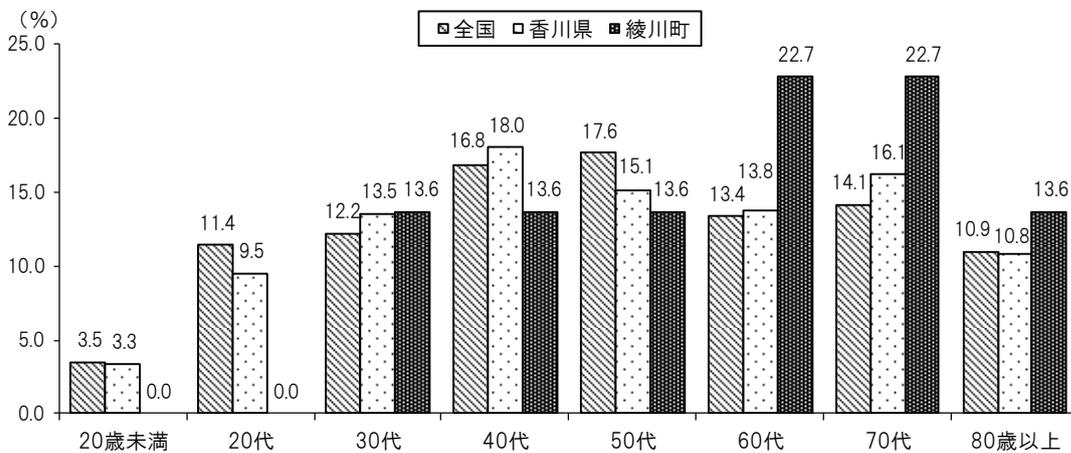
【年齢別の自殺者数】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

本町の自殺者数の年齢別構成比を全国、香川県と比較すると、60代以上で全国、香川県を上回っていることが特徴です。

【自殺者の年齢別構成比】

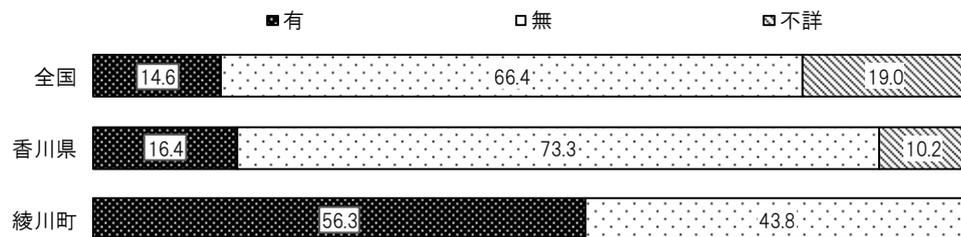


注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

#### 4 同居人の有無

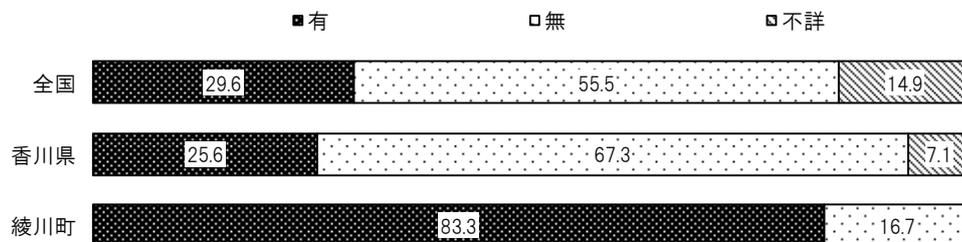
自殺者について同居人の有無別割合をみると「有」の割合は男性に比べ女性で高く、いずれも全国や香川県の割合を大きく上回っています。

【 同居人の有無（男性） 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

【 同居人の有無（女性） 】

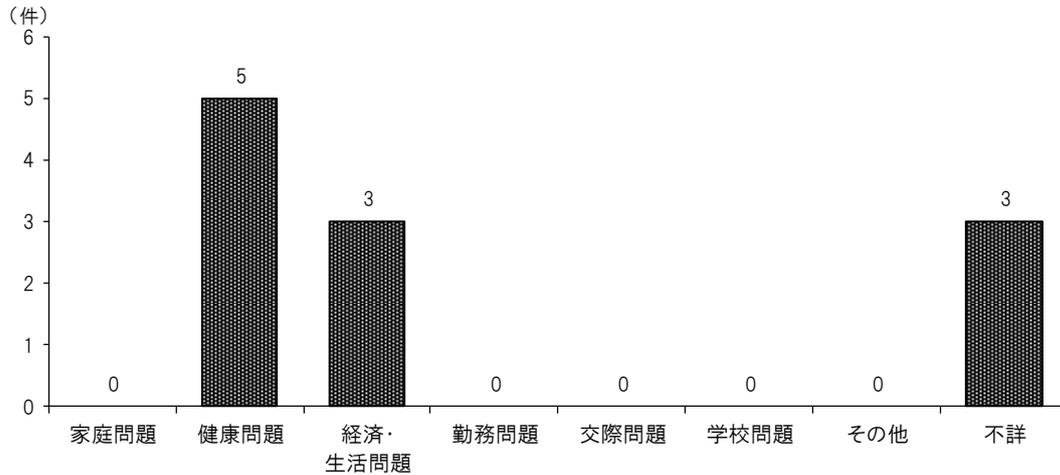


注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 5 原因、動機別件数

本町の自殺の原因、動機については、一人で複数の原因、動機を抱えている場合が多く、「不詳」も多くなっています。判明している件数でみると「健康問題」や「経済・生活問題」がみられます。

【原因・動機別自殺件数】



注1：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計

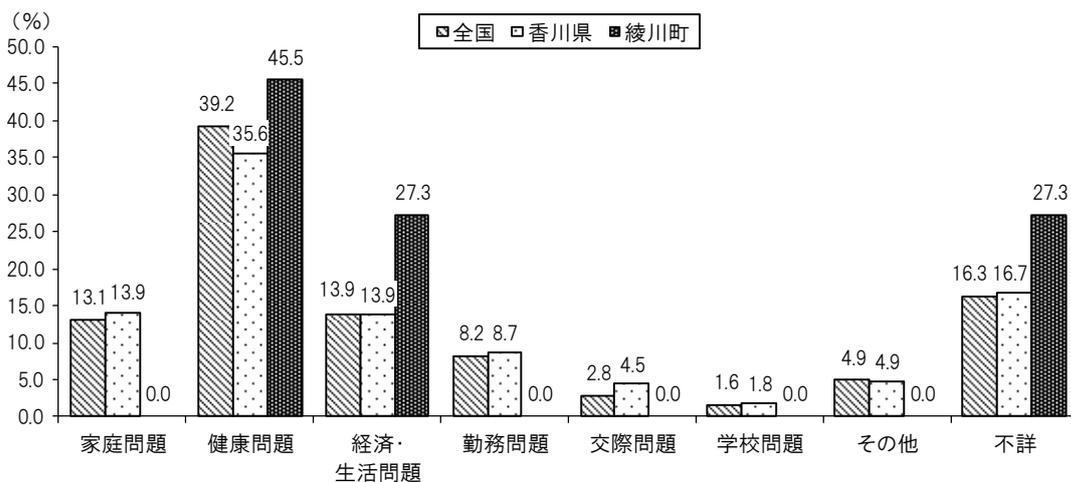
注2：一人で複数の原因・動機を抱えている場合や原因・動機が不明の場合などがあるため、自殺者数の合計と一致しない。

注3：健康問題とは、身体の問題と心の健康の問題を含めたもの。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

原因、動機別の割合を全国、香川県と比較すると、本町では全国や香川県と同様に「健康問題」が最も多くなっているものの、全国、香川県に比べ「経済・生活問題」が多いことが特徴的です。

【原因・動機別自殺割合】



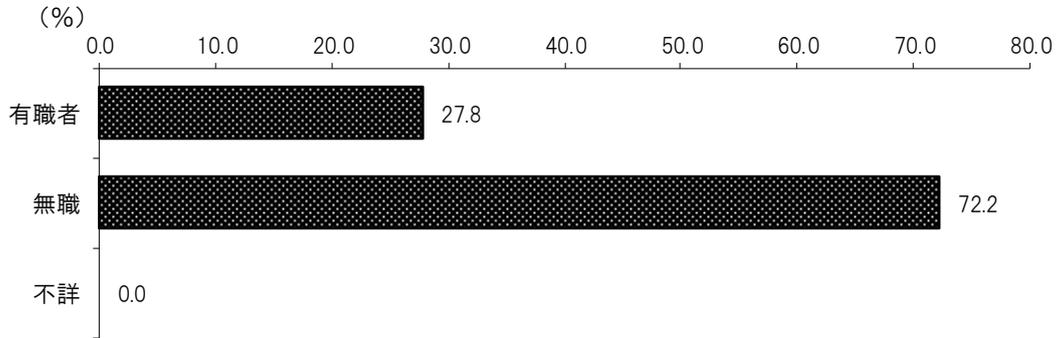
注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計

資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 6 職業

本町の自殺者を職業別にみると、有職者が27.8%、無職が72.2%となっています。

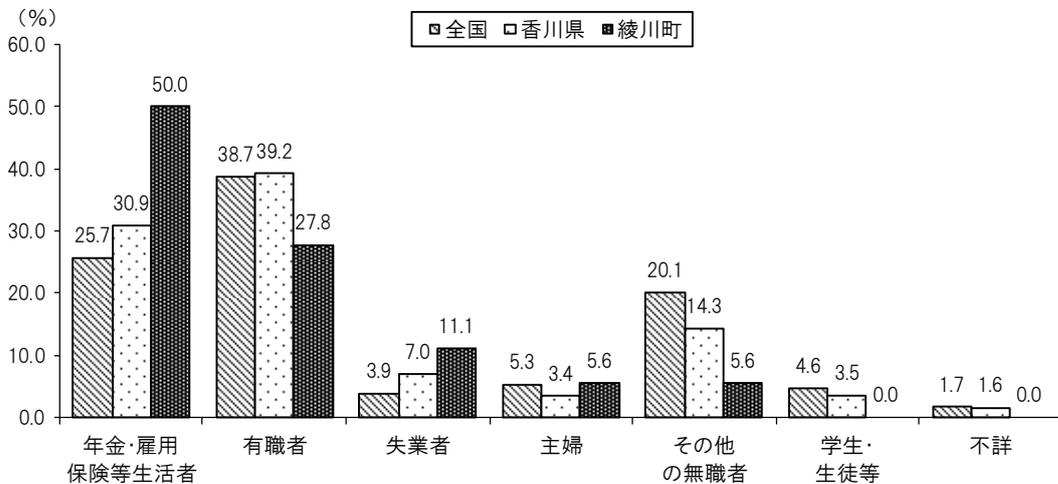
【 職業別の有職割合 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

職業別でみると、本町は「年金・雇用保険等生活者」で全国や香川県を大きく上回っている一方「有職者」は、全国や香川県を大きく下回っています。

【 職業別の自殺者割合 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 7 自殺未遂歴

本町の自殺未遂歴は11.1%で、香川県を下回っています。

【 自殺未遂歴 】



注：平成30（2018）年から令和5（2023）年の合計  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 8 自殺の特徴

「地域自殺実態プロファイル2024」によると、本町の自殺の特徴は次のとおりです。背景にある主な自殺の危機経路（自殺に至るまでの経路）は、いくつかの要因が重なっていることが多く、原因を一つの要因に特定することは困難ですが、仕事を起因としたものもみられます。

### 【 主な自殺の特徴 】

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路
男性 60歳以上無職同居	5人	27.8%	45.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
女性 60歳以上無職同居	3人	16.7%	17.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 40～59歳有職独居	2人	11.1%	182.6	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
男性 60歳以上無職独居	2人	11.1%	113.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性 40～59歳無職独居	1人	5.6%	542.6	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺

注1：令和元（2019）年～令和5（2023）年の合計

注2：自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に、いのち支える自殺対策推進センターで推計したもの。

資料：地域自殺実態プロファイル2024

### 【 60歳以上の自殺の内訳 】

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		いる	いない	いる	いない	いる	いない
男性	60代	1人	2人	8.3%	16.7%	13.1%	10.2%
	70代	2人	1人	16.7%	8.3%	14.8%	8.8%
	80歳以上	2人	0人	16.7%	0.0%	12.2%	5.4%
女性	60代	2人	0人	16.7%	0.0%	8.2%	2.9%
	70代	1人	0人	8.3%	0.0%	8.9%	4.4%
	80歳以上	1人	0人	8.3%	0.0%	6.8%	4.3%
合計		12人		100.0%		100.0%	

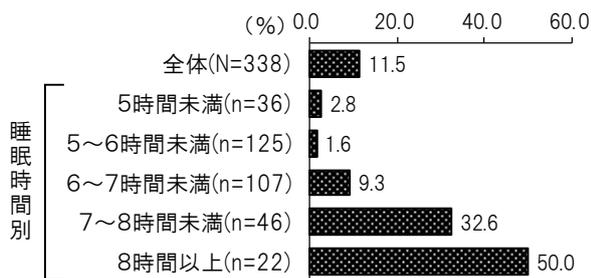
注：令和元（2019）年～令和5（2023）年の合計

資料：地域自殺実態プロファイル2024

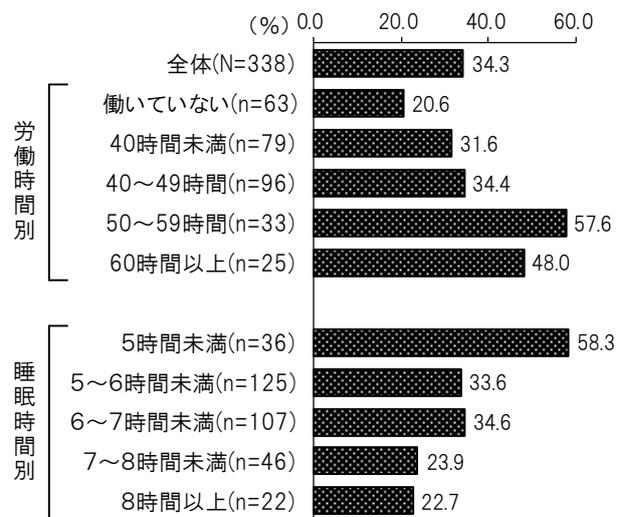
## 【2】アンケート調査結果の概要

- ・ 睡眠により疲れが「十分とれている」人は1割程度ですが、睡眠時間が8時間以上の人では半数が「十分とれている」と回答しています。一方、睡眠時間が6時間未満ではその割合は低くなっています。
- ・ およそ3人に1人がストレスが「ある」と回答しており、労働時間が50時間以上で、また、睡眠時間が5時間未満でストレスを感じる人が多くなっています。

【睡眠により疲れが「十分とれている」割合】

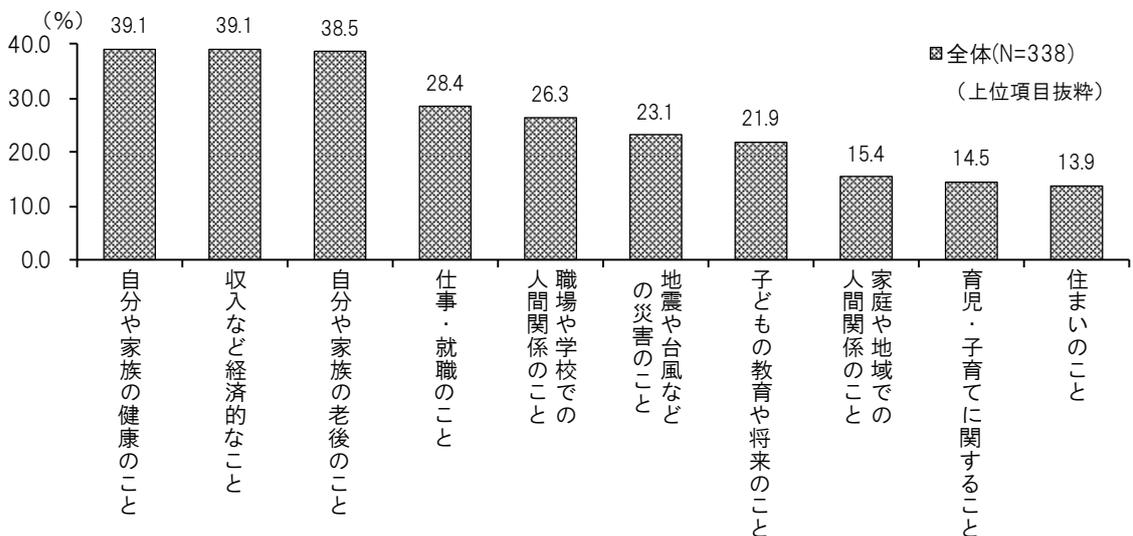


【ストレスが「ある」割合】

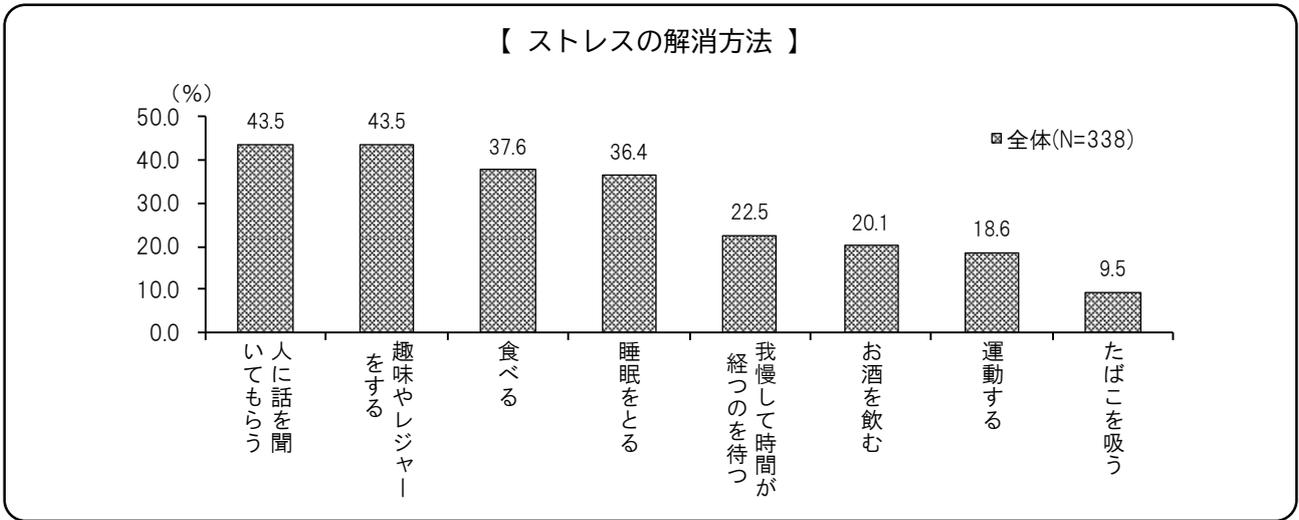


- ・ ストレスの内容として「自分や家族の健康のこと」「収入など経済的なこと」「自分や家族の老後のこと」が上位に回答されています。

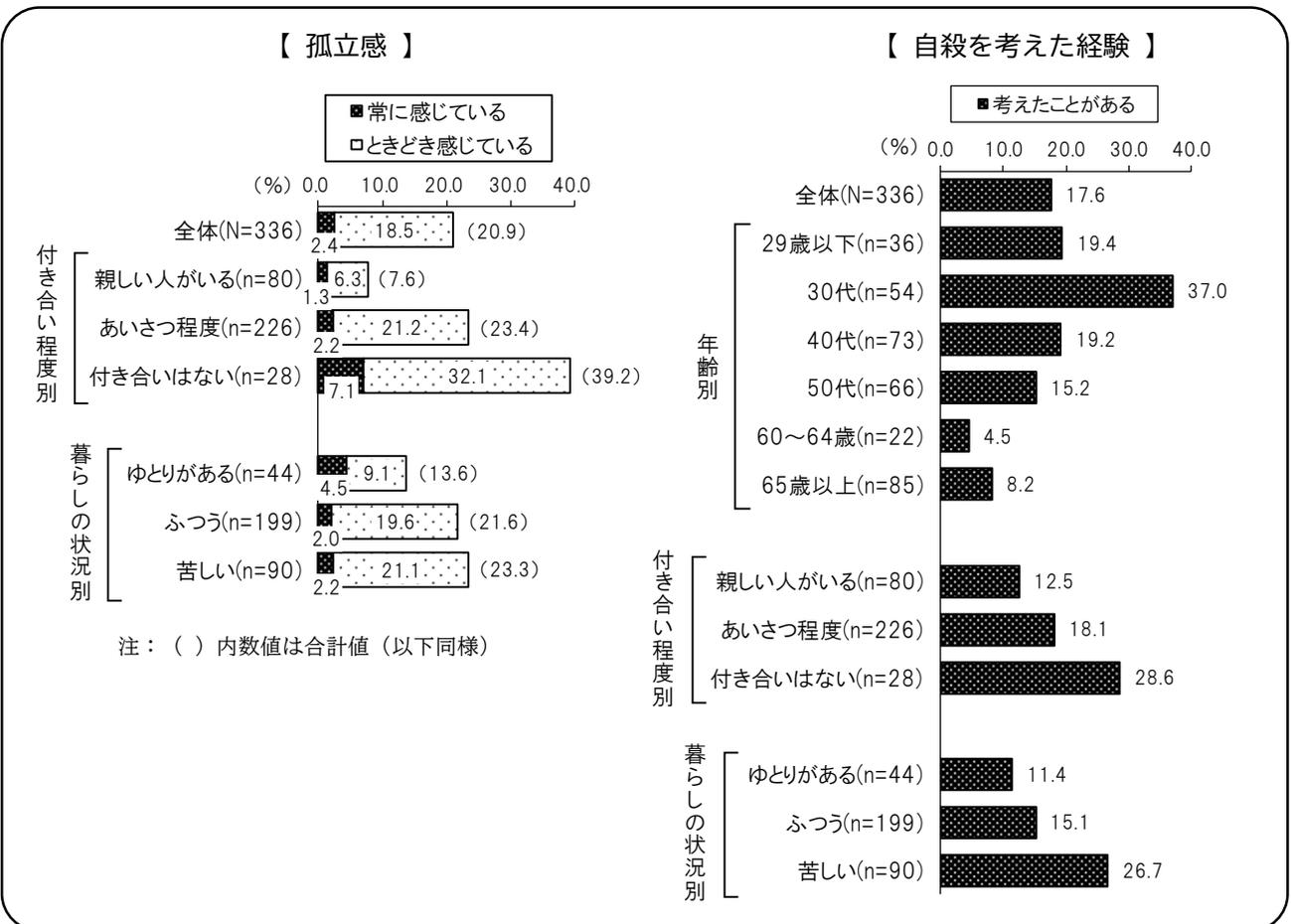
【ストレスの内容】



- ・ ストレスの解消方法については「人に話を聞いてもらう」「趣味やレジャーをする」「食べる」「睡眠をとる」の順に多くなっています。

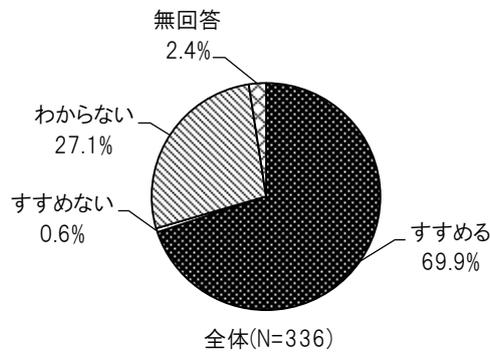


- ・ 孤立を感じる人は2割を占めており、付き合いがない人や暮らしが苦しい人ほどその割合が高くなっています。
- ・ 自殺を考えたことがある人の割合は2割未満ですが、30代で4割近くと多くなっています。また、付き合いがない人や暮らしが苦しい人ほどその割合が高くなっています。



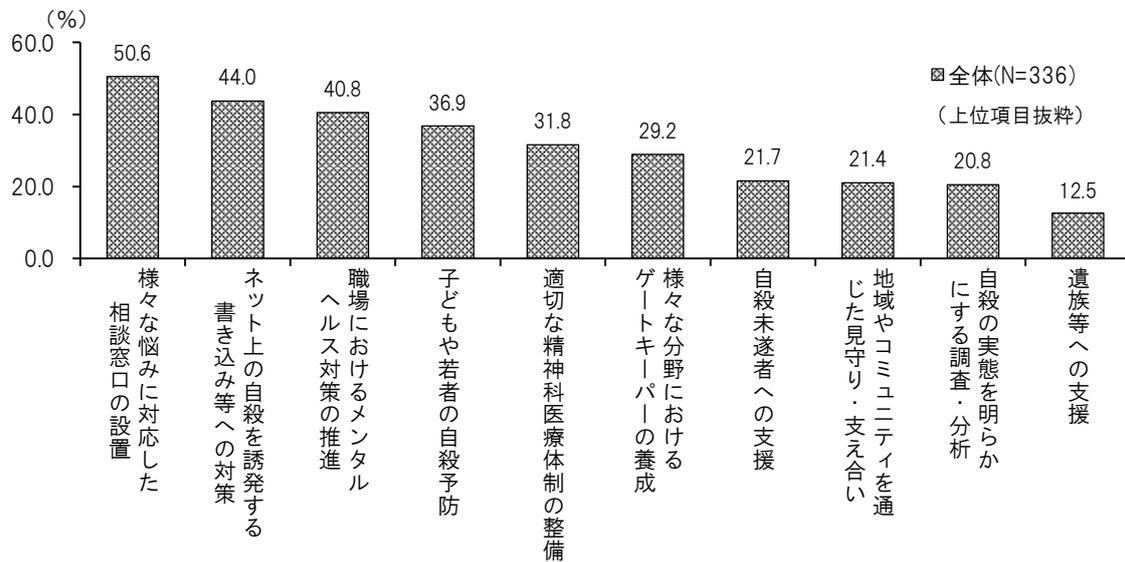
- うつ病のサインに気付いたときの専門機関への相談については、約7割が「すすめる」と回答していますが、3割近くが「わからない」と回答しています。

【 うつ病のサインに気付いたときの専門機関への相談について 】



- 自殺予防対策としては「相談窓口の設置」が最も多く、次いで「自殺を誘発する書き込み等への対策」「職場のメンタルヘルス対策」「子どもや若者の自殺予防」「精神科医療体制の整備」など、社会の幅広い分野における対策が求められています。

【 必要だと思う自殺予防対策 】



### 【3】数値目標の達成状況

項目	策定時	目標値	実績値
	平成 30 (2018) 年度	令和 7 (2025) 年度まで	令和 6 (2024) 年度
① 自殺死亡率の減少	平成 24～29 年 の自殺死亡率 24.1	令和元～5年 の自殺死亡率 19.28 以下	令和元～5年 の自殺死亡率 15.04
② ゲートキーパー養成研修会開催回数	平成 29 年度まで 2回	増加	8回※
③ ゲートキーパー養成研修の受講者数	平成 29 年度まで 74 人	増加	201 人※
④ 綾川町自殺対策推進協議会の開催	0回	開始	5回※
⑤ 綾川町自殺対策連携調整会議の開催	0回	開始	11 回
⑥ 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消する ために人に話を聞いてもらう人の割合	59.8%	増加	43.5%
⑦ 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消する ためにお酒を飲む人の割合	35.0%	減少	20.1%
⑧ 自殺は自分の弱さから起こると思う人の割合	31.1%	減少	27.4%
⑨ 自殺は防ぐことができる社会的な問題だと思 う人の割合	59.0%	増加	66.7%

※ 令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度末時点

## 【4】本町の課題

---

### ● 地域のつながりづくり

「地域自殺実態プロファイル2024」によると、本町の自殺の特徴として、高齢や生活困窮をはじめ、勤務、経営に関する人間関係に起因したものもみられます。

アンケート調査結果では、孤立を感じる人は2割を占め、近隣との付き合いがない人や暮らしが苦しい人ほどその割合が高い傾向にあります。近年、地域社会では人と人との関係の希薄化が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の行動制限により活動の場が減少したことで、地域住民が孤立し、孤独を感じざるを得ない状況が深刻化しました。現在、第5類に移行された後も、社会の変化に対応できず孤独を感じてしまう人もいます。

自殺予防は、地域住民を孤立させないことが重要であり、人と人とのつながりを実感できる地域づくりが必要です。

### ● 心の健康づくりの推進

アンケート調査結果では、自殺を考えたことがある人は、働き盛りである30代が最も多く、自殺を防ぐために必要な対策としては「職場でのメンタルヘルス対策の推進」が上位に回答されています。

働き盛り世代のメンタルヘルス対策など、職域における自殺対策の充実が求められるとともに、自殺の背景となり得る問題への早期の対応やうつ病対策など、メンタルヘルスへの理解の促進に向けた取組が必要です。

さらに、教育の場における、児童・生徒に対する心の健康づくりをはじめ、SOSの出し方、周りがそのサインに気付くための取組の推進など、きめ細かな対応が求められます。

### ● 各種支援制度の周知、情報提供の充実

インターネット、スマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、インターネット上のいじめや中傷、悪口、差別的な書き込み、自殺への誘引等の問題がみられます。また、LGBTQといった性的マイノリティ（性的少数者）や様々な性暴力等の人権問題、ヤングケアラーの問題等も顕在化し、自殺の要因は多様化、複雑化しています。

アンケート調査結果では、ストレスの解消法として「人に話を聞いてもらう」が最も多く回答されています。

差別や偏見等をなくす取組や情報モラルに関する啓発、深刻な生きづらさや孤立につながる新たな課題など、幅広い対策が必要です。

そのため、経済的支援制度の周知や生活支援の充実をはじめ、多様化、複雑化、複合化した悩みに応じることができるために、困りごとを包括的に受け止め対応できる相談体制の充実が必要であるとともに、民生委員・児童委員、ゲートキーパーなど、見守りを推進する人材の育成、確保が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 【1】自殺対策における基本認識

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本町における自殺対策については、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

基本認識	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である</li><li>・ 自殺はその多くが追い込まれた末の死である</li><li>・ 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である</li><li>・ 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い</li></ul>
------	---

### 【2】基本理念と基本目標

国の新「自殺総合対策大綱」では、その基本理念を前大綱に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

香川県では、こうした国の動きやこれまでの施策の進捗状況を踏まえ、地域住民、関係機関、民間団体等と連携し「誰も自殺に追い込まれることのない香川」の実現を目指しています。

本計画の上位計画となる「綾川町地域福祉計画」の基本理念として、「誰もが個人として尊重され、ともにつながり支え合う 地域共生のまち」を掲げており、この考え方を踏まえ「第2次 綾川町自殺対策計画『生きる』を支えるほっとプラン」における基本理念は、前期計画の基本理念を継承し「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念として、その実現に向けた自殺対策を推進します。

#### ● 本計画の基本理念 ●

## 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

### 【3】基本方針

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本町では次の6項目を自殺対策における基本方針とします。

基本方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 生きることの包括的な支援として推進する</li><li>2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</li><li>3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</li><li>4 実践と啓発を両輪として推進する</li><li>5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</li><li>6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】</li></ol>
------	--

#### 1 生きることの包括的な支援として推進する

失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因を減らす」取組に加え、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因を増やす」取組を推進します。また、双方の取組を通して自殺リスクを低下させ「生きることの包括的な支援」として重層的支援体制整備事業を推進することで自殺対策を推進します。

#### 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれることなく、地域で安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会、経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

このような取組を包括的に実施するために、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携して取り組みます。

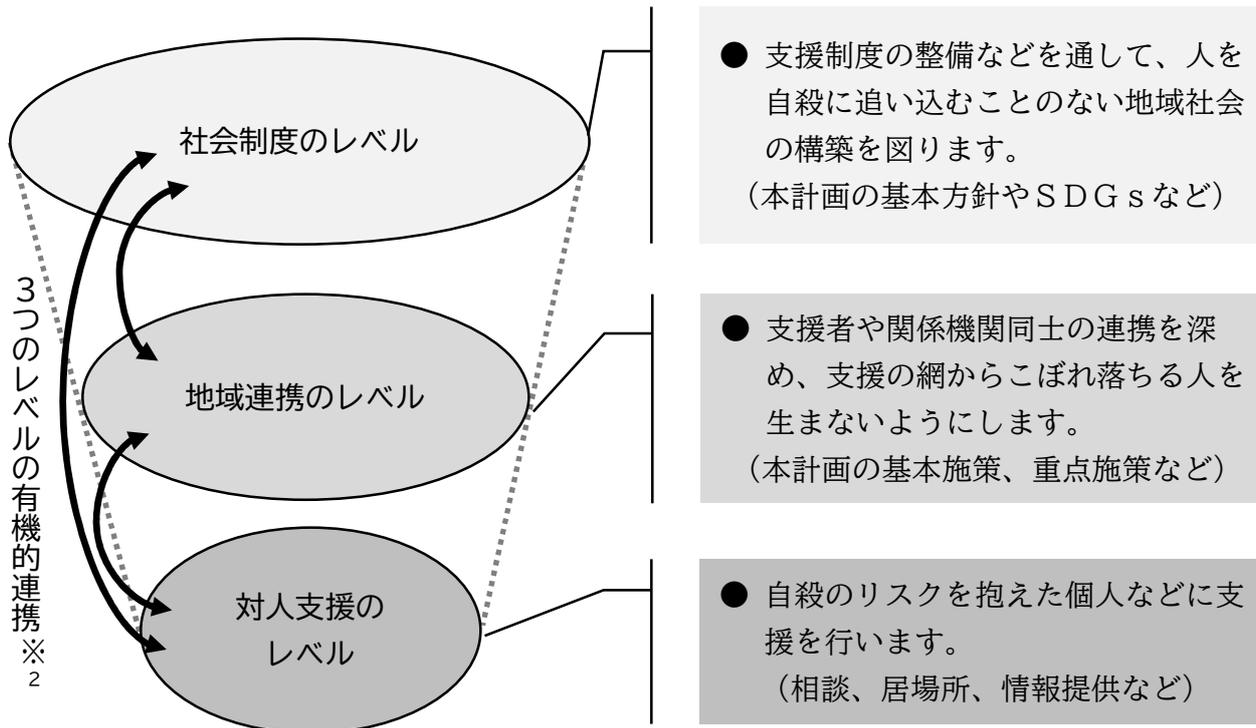
#### 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとされています。

自殺対策は、いのち支える自殺対策推進センターの「三階層自殺対策連動モデル」では、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下につながる、効果的な対策を講じるために、関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を総合的に推進します。

【 三階層自殺対策連動モデル※<sup>1</sup> 】



※<sup>1</sup> いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「三階層自殺対策連動モデル」に基づき作成

※<sup>2</sup> 有機的連携とは、異なる役割や立場の人々が緊密に連絡し、相互に作用することで、一つの目標を達成するために協力すること。

#### 4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は誰にでも起こり得る問題であることを啓発し、お互いに気に掛け合い、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを察知し、相談窓口をはじめ精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報や教育活動等に取り組みます。

#### 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、国や県、企業、関係機関、町民等と連携、協働し、一体となって対策を推進します。

#### 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策を推進していく中で、自殺又は自殺未遂をした人やその家族などの名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、人権やプライバシーを不当に侵害することのないように留意しながら自殺者及び親族等に対して適切な支援を行います。

## 【4】施策の体系

---

### ● 基本理念 ●

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

#### 【基本目標1】啓発の推進と理解の促進

- 基本施策1 自殺予防に関する啓発活動の推進
- 基本施策2 学びの場の充実

#### 【基本目標2】心の健康づくりと人材の育成

- 基本施策1 心の健康づくりの推進
- 基本施策2 支援者の育成と人材の確保

#### 【基本目標3】自殺を予防する支援体制づくり

- 基本施策1 相談窓口の周知と相談体制の充実
- 基本施策2 多様化、複雑化する生活課題への対応
- 基本施策3 高齢者の社会参加・仲間づくりの促進
- 基本施策4 支援ネットワークの構築

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 啓発の推進と理解の促進

#### 【基本施策1】 自殺予防に関する啓発活動の推進

相談機関等に関する情報の周知に努め、講演会等の開催により町民が自殺対策について理解を深めることができる機会の充実を図ります。行政と地域住民が共同で計画づくりに携わり、見直しを行うことで、広く地域全体に向けた啓発を充実します。

取組名	取組内容	担当課
自殺予防の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本計画及び自殺予防週間等の周知に努め、自殺予防に関する町民の理解を促進します。</li><li>○ 高齢者に関しては、ケアマネジャー等高齢者を支える関係者が集まる場で、普及に向けた啓発に努めるなど、町内の様々な集いの場や職域における啓発の機会を活用して、自殺予防の普及に努めます。</li></ul>	健康福祉課 総務課
こころの健康講演会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大切な命と心の健康を守るため、地域住民が参加できる講演会を開催し、自殺予防につながります。</li><li>○ 各地区公民館高齢者学級において、こころの健康につながる講話等の実施を推進します。</li></ul>	健康福祉課 生涯学習課
自殺の実態把握	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国の政策及び「いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が作成する「自殺実態プロファイル」の活用など、本町の自殺の実態の分析、現状の把握に努め、施策への反映を検討します。</li></ul>	健康福祉課

## 【基本施策2】 学びの場の充実

児童・生徒、保護者を対象とした支援、講演会のみならず、教育を行う職員の資質向上を図る取組を実施します。

児童・生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

取組名	取組内容	担当課
子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 楽しく子育てができるよう、こども園で子育て講演会を実施します。</li> <li>○ こども園、学校、子育て応援班等の講演会の中で、スマートフォンやメディアに頼ることなく、保護者が子どもと向き合い、楽しみながら子育てができるきっかけをつくりま</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
巡回相談等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 言語聴覚士、作業療法士、早期支援コーディネーターによるこども園の巡回相談を実施します。</li> <li>○ 発達障害やその疑いがある児童に対し、医療機関、療育機関等の関係機関と連携し、継続した支援に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
共感的人間関係の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共感的人間関係※<sup>1</sup>の育成を目指すことで、児童・生徒の自己有用感※<sup>2</sup>を高めます。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課
教職員への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺対策に関する教職員研修の機会を設け、教職員の自殺対策に関する意識の向上に努めます。</li> <li>○ スクールカウンセラーに対し、研修の機会を設け、複雑化、多様化する児童・生徒の悩みに適切に対応します。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課
自殺予防教育の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺予防教育を導入することの必要性について、小・中学校に働き掛け、校内の実施体制の構築を進めます。</li> </ul>	学校教育課

※1 「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気、「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる人間関係のこと。

※2 「自分が必要とされている」という実感を持つこと。

取組名	取組内容	担当課
こども園・学校等における働き掛け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校において、体験活動の活用やS S T※による自己肯定感の向上を図る道徳教育をはじめ、心の健康づくり教室等の講座や講演会を開催し、心の健康の保持に向けた教育の充実を図ります。</li> <li>○ 児童・生徒が、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合の対処方法を身に付けるための「S O Sの出し方に関する教育」を推進します。</li> <li>○ 一人で悩みを抱え込まずに誰かに相談するよう、児童・生徒を対象とした心の健康づくり事業を実施するとともに、生きることの意味や命の大切さについて考えを深めるための事業を実施します。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課

※ 人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身に付ける訓練のこと。発達障害のある子どもに効果があると言われている。Social Skills Training (ソーシャルスキルトレーニング)

## 基本目標2 心の健康づくりと人材の育成

### 【基本施策1】心の健康づくりの推進

職場や地域、学校等において、信頼できる人間関係、危機回避能力等を高めていけるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、心の健康づくりに向けた学びの場を充実します。

取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	○ 生きづらさを抱えている人や複雑化、複合化した生活課題を抱えている人に、関係機関と連携し、心の悩みに関する相談に応じ、伴走型の支援に努めるとともに、相談窓口の周知に努めます。	健康福祉課
自殺対策の啓発	○ 町の広報誌やホームページ、住民健診の機会など、あらゆる手段を活用し、本町の自殺対策に関連する情報を、誰にでも分かりやすく発信し、自殺対策の普及に向けた啓発活動を推進します。 ○ 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせて、相談窓口の周知等をはじめ、自殺予防に関する様々な啓発活動を推進します。	総務課 健康福祉課
ストレスチェックの実施	○ ストレスチェックや面談を通して心の問題に気づき、早期の相談へつなぎます。	総務課 各事業所
こころの健康づくり	○ 講演会を通して、心の健康について普及に向けた啓発活動を推進します。 ○ 自死遺族に対しては、専門家が、心の落ち着きと平常心を取り戻す相談の対応に努めます。	総務課 健康福祉課
母子保健事業、子育て支援事業での心のケアの推進	○ 子育て等に対して不安や負担を抱える保護者や障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、支援につなぎます。 ○ 子育て支援施設等において、保護者の悩みや相談に応じ、子どもの心の健全な発達に向けて、楽しく子育てができるよう支援します。	健康福祉課 子育て支援課

取組名	取組内容	担当課
児童・生徒への心のケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの居場所として、子育て支援施設に「すいっち」の部屋を設置しています。子どもに自由な時間を提供するとともに、保護者からの相談に応じ、ニーズを把握し、必要な支援に努めます。</li> <li>○ 各学校の担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健師、保護者等が連携し、児童・生徒に配慮した心のケアに努めます。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課 健康福祉課

## 【 基本施策2 】 支援者の育成と人材の確保

自殺対策を支える人材の育成は、本町の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。町民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化します。

取組名	取組内容	担当課
ゲートキーパー養成研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員・児童委員や子育て応援班、介護予防サポーター、役場職員のメンタルヘルス研修会等を活用し、自殺予防への理解の促進を図ります。</li> <li>○ ゲートキーパーの役割を認識するための研修を実施し、人材の育成に努め、より効果的な周知方法や対象者を検討し、研修等への参加を促進します。</li> </ul>	総務課 健康福祉課
講師派遣によるこころの健康講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康の保持や増進に関する健康教育の開催時に、自殺予防への理解やゲートキーパーの役割についての内容を盛り込み、人材の育成に努めます。</li> </ul>	健康福祉課



## 基本目標3 自殺を予防する支援体制づくり

### 【基本施策1】 相談窓口の周知と相談体制の充実

多様化、複雑化する生活課題に適切に対応し、社会全体の自殺リスクを低下させるため、様々な分野において「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、併せて「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を推進します。

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	○ 町の広報誌やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、誰もが相談しやすい窓口となるよう、体制の整備に努めます。	総務課 健康福祉課
包括的な相談支援体制の充実	○ 本町の「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、困りごとを包括的に受け止め、関係機関と連携や役割分担を行いながら、誰一人取り残さない支援ニーズへの対応に努めます。	全課
こころの健康相談の利用促進	○ 精神科医師や精神保健福祉士などによる「こころの健康相談」を実施し、悩みや不安の軽減に努めます。 ○ 「こころの健康相談」の相談業務を通して、心の健康の維持や利用の促進に努めます。	健康福祉課
雇用対策関連事務	○ 職業相談、労働相談など、労働に関する各種相談体制の充実を図ります。	経済課
長時間労働対策	○ 長時間勤務労働者への産業医等の面接、指導を行い、長時間労働に伴う健康障害を予防するとともに、早期発見に努めます。 ○ 商工会と連携し、相談の対応や相談窓口の紹介を通して、安心、安全な職場づくりについて情報提供に努めるとともに、多様な働き方推進セミナーを実施します。	総務課 健康福祉課 経済課 学校教育課

## 【基本施策2】多様化、複雑化する生活課題への対応

自殺に関わる多様化、複雑化する生活課題を抱える人に適切に対応し、自殺リスクの早期発見と早期対応のため、各分野における支援者の資質や対応力の向上をはじめ、ゲートキーパーなど、自殺対策を支える人材の確保に努めます。

取組名	取組内容	担当課
滞納者相談	○ 保育料、水道料、給食費、町営住宅等の滞納があった場合は、生活状況を聞き取り、必要な場合は、支援につながります。	全課
納税相談	○ 納税滞納者との十分な面談等を通して、生活状況を把握し、必要な人への分納対応や支援につながります。	税務課
生活保護	○ 病気や事故、その他様々な事情による生活困窮者が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、中讃保健福祉事務所と連携しながら生活保護の相談や手続きを案内します。 ○ 生活保護につながった後も引き続き生活実態等の把握に努めます。	健康福祉課 全課
生活困窮者自立支援事業	○ 福祉事務所未設置町村の相談支援事業を綾川町社会福祉協議会に委託し、生活困窮者自立支援事業につながる体制を整備します。 ○ 生活困窮者を把握した場合、中讃保健福祉事務所や綾川町社会福祉協議会と連携し、自立に向けて支援を行います。	健康福祉課 全課
多様なニーズの人が社会とつながる支援	○ 本町の「綾川町重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、多様なニーズの人が、地域や社会とつながるための働き掛けを行います。 ○ 専門職による「伴走型支援」に加え、地域による見守りや声かけなどの「伴走支援」の体制づくりを推進します。	健康福祉課 全課
障害のある人などに対する支援	○ 障害者手帳の申請のときなど、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応に努めます。	健康福祉課
ひきこもり対策の実施	○ ひきこもりプラットフォームを設置し、関係機関と連携して支援を進めます。 ○ ひきこもり相談窓口を明確化し、相談者に寄り添い、信頼関係を構築するなど、つながり続ける支援を展開します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課

取組名	取組内容	担当課
ハイリスク妊産婦のアセスメント・継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子健康手帳の交付に際し、本人や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見、早期対応に努めます。</li> <li>○ 産婦健診で、産後うつが疑われる産婦や医療機関から連絡のあったハイリスク妊産婦に対し、訪問等で相談支援を実施します。</li> <li>○ 乳幼児健診時や乳児訪問ケース会に、児童家庭相談員が参加し、要支援者を把握し、必要な支援につなぎます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 医療機関
ハイリスク者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども家庭総合支援拠点を中心に、関係機関との連携に努め、配慮が必要な子どもを適切な支援につなぎます。</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会との連携の強化を図り、支援対象児童などの情報提供に関わる保健、医療、教育等の連携を推進します。</li> </ul>	子育て支援課
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産後ケア事業、子育てホームヘルプ事業、地域子育て拠点事業などを実施し、産後も安心して子育てができる支援を推進します。</li> <li>○ 妊娠期から子育て期の不安や悩みを把握し、適切な支援につなぐとともに、産後うつ予防と早期発見に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課
児童・生徒の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校に配置したスクールカウンセラーにより、家族を自死で亡くした児童・生徒の心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーにより、生活の支援に努めます。</li> <li>○ 青少年の健全育成に関する相談及びカウンセリングを実施します。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課
地域での見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員児童委員協議会や子ども会育成会による見守り活動を支援します。</li> </ul>	健康福祉課 生涯学習課
DVに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVに関する相談者の中で、自殺リスクが高いと疑われる人に対して、必要な助言や適切な支援先につなぎます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課
権利擁護の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 綾川町社会福祉協議会に中核機関を置き、健康福祉課、地域包括支援センターの三者で、成年後見制度の利用等に関する相談に対応します。</li> <li>○ 相談者の中で自殺リスクが高い人に対して、専門職チームと連携し、支援に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

取組名	取組内容	担当課
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 香川県ひとり親家庭リーフレット等を活用し、ひとり親家庭に対する様々な福祉サービスや制度の周知に努めます。</li> <li>○ 就学援助制度や奨学金の貸し付け、進学支援等、各種支援を通して、生活の安定や子どもの福祉の増進を図ります。</li> <li>○ 特別児童扶養手当の現況届や新規申請のときを子育ての悩みを抱えている人との接触の機会と捉え、適切な支援につなぎます。</li> <li>○ 障害のある子どもを養育、監護している世帯は経済的、身体的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があることから、当事者や家族等と対面する機会を活用することで、問題の早期発見や早期対応につなぎます。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課 保険年金課 学校教育課
男女共同参画推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加者に相談先一覧等のリーフレット等を配布するなど、相談窓口の周知に努めます。</li> </ul>	住民生活課
人権に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権に関する相談窓口や電話での相談等、各種専門機関による相談に対応します。</li> </ul>	住民生活課

綾川町社会福祉協議会による取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、様々な理由で生活に困っている人の相談を受け、生活再建に向けた支援を実施します。</li> <li>○ アセスメントを実施し、住居確保給付金や就労準備支援事業、就労訓練事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等の必要な支援につなぎ自立支援を促します。</li> <li>○ 中讃保健福祉事務所と連携しながら、生活保護の相談や生活保護からの自立支援を促します。</li> <li>○ ひきこもり相談窓口として、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。</li> <li>○ おもいやりネットワーク事業やフードパントリー等を実施し、生活困窮者等との関係づくりを進めながら、必要な支援につなぎます。</li> <li>○ つながるんジャーがキャッチした地域の情報に基づき、アウトリーチ等を通じた継続的な支援により、支援が必要な人の自立を促進するために、つながり続ける支援を展開します。</li> </ul>

### 【 基本施策3 】 高齢者の社会参加・仲間づくりの促進

地域における交流会や講座等を通して、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を生かして必要に応じて早期に支援へとつなぎ、相談等の対応や支援を行う取組を進めます。

取組名	取組内容	担当課
高齢者の生きがいづくり	○ 高齢者が知識や経験を生かし、いきいきと暮らすことができるよう、生涯学習講座等の公民館活動や老人クラブ等と連携し、介護予防の活動の場の提供をはじめ、多様な居場所づくりを促進します。	健康福祉課 生涯学習課
独居高齢者及び高齢世帯の支援	○ 高齢者が孤立しないように、「高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業」を推進し、高齢者を包括的に支援する体制を整備し、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。 ○ ほっとか連とこ100歳体操やいきいきサロン等の地域の中での通いの場づくりを推進し、生きがいづくりや社会参加を支援します。	健康福祉課
認知症総合支援事業	○ 認知症のある人やその家族など、誰もが気軽に交流できる集いの場を増やし、認知症の予防に努めます。 ○ 認知症地域支援推進員※が、認知症の人に対して、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、相談や支援を実施します。	健康福祉課 医師会委託
在宅医療・介護連携推進事業	○ 医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく続けることができるよう、在宅医療や介護を一体的に提供できる体制を構築します。	健康福祉課 医師会委託
介護保険制度	○ 在宅サービス、施設サービス、要介護・要支援認定の調査などを実施する中で、見守り体制づくりを推進します。	健康福祉課 サービス事業所
介護者への対策	○ 介護のための安心広場を開催し、高齢者を介護している家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。	健康福祉課

## 綾川町社会福祉協議会による取組

- いきいきサロンは、共生型のサロンを目指し、誰一人取り残さないよう働き掛けを推進します。

※ 地域における認知症の人の医療と介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動をしています。

## 【 基本施策4 】 支援ネットワークの構築

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策の連携に取り組みます。特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

取組名	取組内容	担当課
関係機関とのネットワークの強化	○ 行政や関係団体、事業所等と連携し、情報共有や情報交換を行います。	関係各課
綾川町自殺対策推進会議	○ 綾川町自殺対策計画策定委員に綾川町自殺対策推進員を委嘱し、計画の推進に向けて、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策等と連携し、支援体制の構築に努めます。	健康福祉課
綾川町自殺対策連携調整会議の開催	○ 重層的支援体制整備事業における、多機関協働事業による包括的支援会議及び重層的支援会議を活用し、情報共有や地域での役割分担を行い、チームでの支援を推進します。	健康福祉課 関係各課

## 数値目標の設定

### 【 自殺対策推進計画 】

項目	策定時	目標値
	令和6 (2024) 年度	次期計画 策定時
① 自殺死亡率の減少	令和元～5年 の自殺死亡率 15.04	令和元～5年 の自殺死亡率 15.04 以下
② ゲートキーパー養成研修会開催回数	8回*	増加
③ ゲートキーパー養成研修の受講者数	201人*	増加
④ 綾川町自殺対策推進協議会の開催	5回*	毎年1回以上
⑤ 綾川町自殺対策連携調整会議の開催	11回	継続
⑥ 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するために人に話を聞いてもらう人の割合	43.5%	増加
⑦ 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合	20.1%	減少
⑧ 自殺は自分の弱さから起こると思う人の割合	27.4%	減少
⑨ 自殺は防ぐことができる社会的な問題だと思う人の割合	66.7%	増加

※ 令和元（2019）年度～令和5（2023）年度末時点

## 第3部 計画の推進にあたって

### 【1】推進体制

---

#### 1 計画の周知及び町民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と町民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、町の広報誌やホームページ等の活用をはじめ、イベントや集いの場など、町民が集まる様々な場を活用し、本計画が推進する取組についての周知に努め、地域福祉や自殺対策、権利擁護や再犯防止に対する町民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、関係団体や町民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

#### 2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や香川県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、町民や関係機関、関係団体等との連携を図ります。

#### 3 綾川町総合保健福祉計画策定委員会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同委員会の意向を尊重します。

#### 4 庁内の推進体制の充実

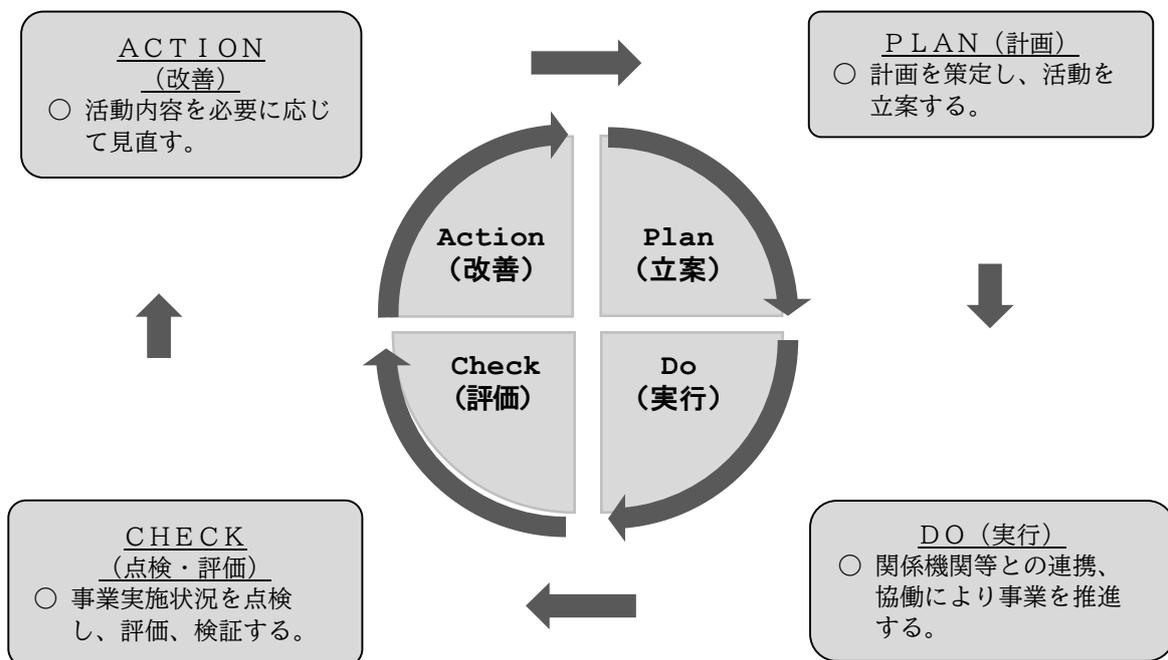
本計画は、町政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉やそれに関連する取組を総合的かつ効果的に推進します。

## 【2】推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

### 【 PDCAサイクルによる進行管理 】



---

---

## 第 2 編

---

---

### 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年3月  
香川県 綾川町



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の期間 .....	1
第3節 計画策定の背景 .....	2
第4節 計画の推進と進行管理 .....	5
第5節 日常生活圏域の設定 .....	6
<b>第2章 綾川町の高齢者についての現状</b> .....	<b>7</b>
第1節 人口の推計 .....	7
第2節 要介護認定者数と認定率の推計 .....	8
第3節 介護保険事業の現状 .....	9
第4節 アンケート調査からみた高齢者の現状 .....	16
<b>第3章 計画の基本的方向</b> .....	<b>33</b>
第1節 基本理念 .....	33
第2節 基本目標と基本施策 .....	34
第3節 自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定 .....	39
<b>第4章 分野別施策の展開</b> .....	<b>40</b>
第1節 介護予防に取り組みながらともにつながるまち .....	40
第2節 支え合えるしくみがあるまち .....	49
第3節 いきいきと暮らせるサービスのあるまち .....	66
<b>第5章 介護保険事業量の見込みと給付費の推計</b> .....	<b>71</b>
第1節 介護保険サービス量の見込み .....	71
第2節 介護保険給付費等の見込み .....	73
第3節 第1号被保険者介護保険料の設定 .....	77



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の目的

わが国の総人口は、令和5(2023)年4月1日現在、約1億2,455万4千人と前年同月に比べ約51万7千人減少しています。一方で後期高齢者(75歳以上)人口は約1,975万5千人と前年同月に比べ約75万4千人増加し、高齢化率は29.1%となっています。また、団塊世代が後期高齢者(75歳以上)となる令和7(2025)年には高齢化率が32.1%、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には37.7%となる見込みとなっています。一方、高齢者や要介護者等を支える世代となる生産年齢人口(15～64歳未満)は7,401万人と前年同月に比べ約17万4千人減少しています。

こうした背景を踏まえ、国では「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、生産年齢人口が急減することに対し、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上等を図るための指針が示されました。

本町においては、「安らぎを感じ、ともに支え合い、いきいきと暮らすまち」を基本理念に掲げ、令和3年度～令和5年度を計画期間とする「綾川町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

こうした「綾川町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の基本的な方向性と成果を継承しつつ、長期的視点においては、令和22(2040)年を見据え、地域包括ケアシステムの構築やさらには地域共生社会の実現を目指すとともに、今後3年間の具体的な施策・取組を進めるための指針となる計画として、『綾川町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定します。

## 第2節 計画の期間

綾川町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度(令和)						
5	6	7	8	9	10	11
第8期	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画			第10期		

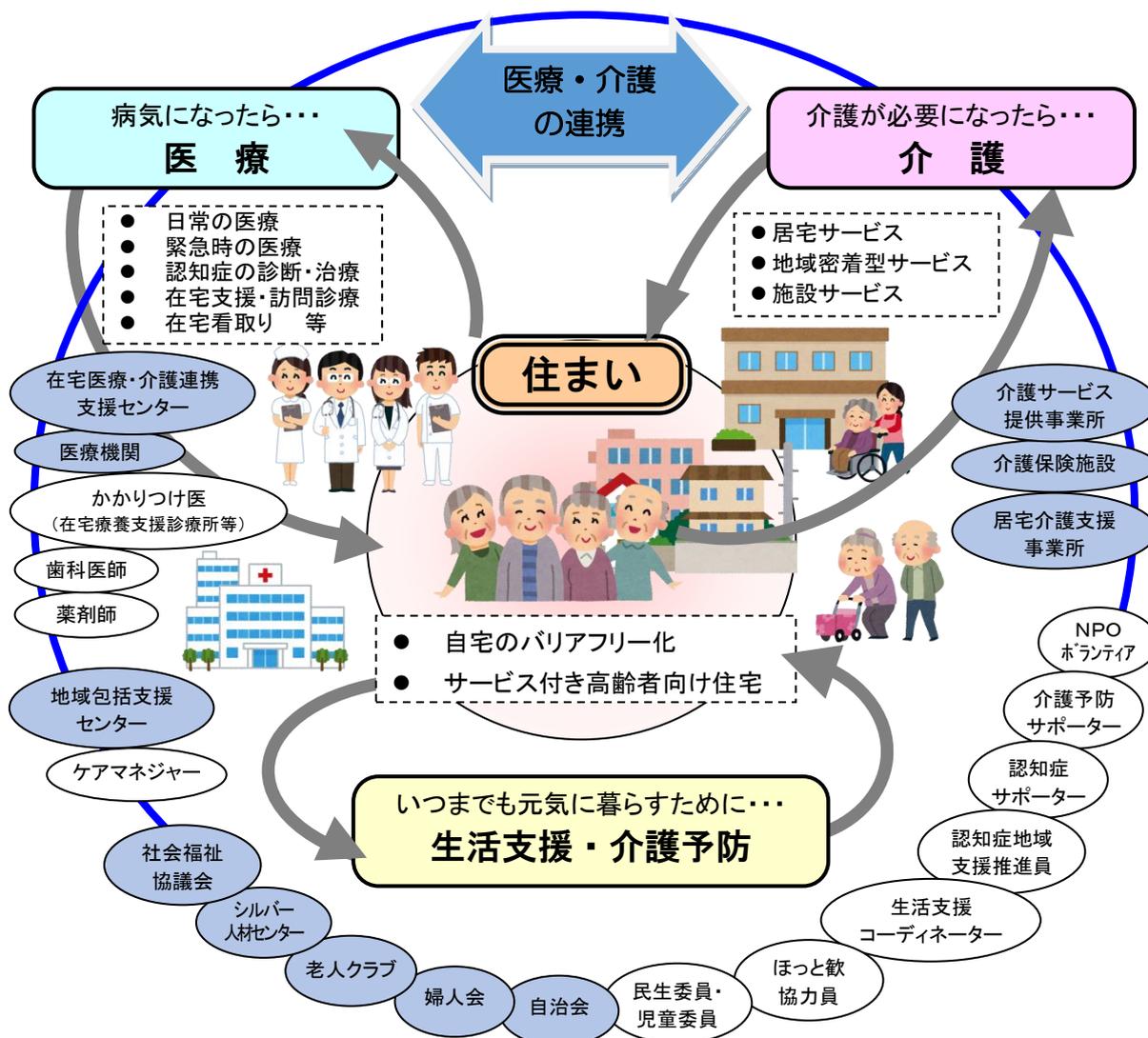
### 第3節 計画策定の背景

#### 1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケアシステム」の必要性

地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じ、「支え手」「受け手」という関係を超えて、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを感じ、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことが国から示されています。その実現に向け、「地域包括ケアシステム」は中核的な基盤となります。

「地域包括ケアシステム」は、急病や病態の急変などがあってもすぐに対応してもらえたり、介護が必要になっても対応してもらえるだけでなく、健康を維持しつつ生きがいを持って毎日が過ごせるような、地域活動や介護予防などの仕組みも含めた、地域の助け合いのシステムといえます。綾川町の地域特性、住民ニーズに応じた「地域包括ケアシステム」をイメージし、多職種協働でその実現を目指していくことが重要です。

「地域包括ケアシステム」のイメージ



## 2 制度改正の概要

3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第9期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載を充実する事項は次表の3項目となります。

基本指針による記載を充実する事項	内容
1. 介護サービス基盤の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性</li> <li>○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化</li> <li>○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性</li> <li>○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性</li> <li>○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>○居宅要支援者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性</li> <li>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進</li> <li>○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組</li> <li>○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等</li> <li>○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進</li> <li>○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進</li> <li>○高齢者虐待防止の一層の推進</li> <li>○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</li> <li>○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性</li> <li>○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進める</li> </ul>

	<p>ための情報基盤を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供</li> <li>○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実</li> <li>○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進</li> </ul>
<p>3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保</li> <li>○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進</li> <li>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備</li> <li>○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性</li> <li>○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用</li> <li>○文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)</li> <li>○財務状況等の見える化</li> <li>○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進</li> </ul>

## 第4節 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進方針

#### (1) 「令和7（2025）年」「令和22（2040）年」を見据えた施策展開

「団塊の世代」の人たちが75歳以上となる令和7（2025）年、「団塊ジュニア世代」の人たちが65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、町の将来像を描きながら、そこへ至るステップとして本計画の施策を展開します。

#### (2) 介護保険法の一部改正への対応

地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの構築とともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険制度の改正について、その円滑な対応に努めます。

#### (3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進と評価

地域包括ケアシステムに不可欠な構成要素である「医療・介護の連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「介護予防の推進」、「多様な担い手による生活支援サービスの提供」、「高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者の住まいの整備」、「認知症総合支援」等について、各要素の施策の進捗を定期的に評価しつつ、必要な見直しを行って、さらに施策を推進します。

また、施策の進捗や評価、見直しにおいては、サービス提供事業者、地域の関係者と情報等を共有し、サービス基盤の在り方等を議論できる機会を確保します。

### 2 「PDCAサイクル」の確立

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況を把握し、点検・評価を行い、広報紙や町ホームページ等で公表していきます。



## 第5節 日常生活圏域の設定

---

介護予防と地域に密着した介護保険サービスは住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であり、介護サービス基盤の整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。

このため、本町においては日常生活圏域を1圏域に設定しています。第9期計画期間においても、これまでと同様に、日常生活圏域は1圏域の体制とします。

## 第2章 綾川町の高齢者についての現状

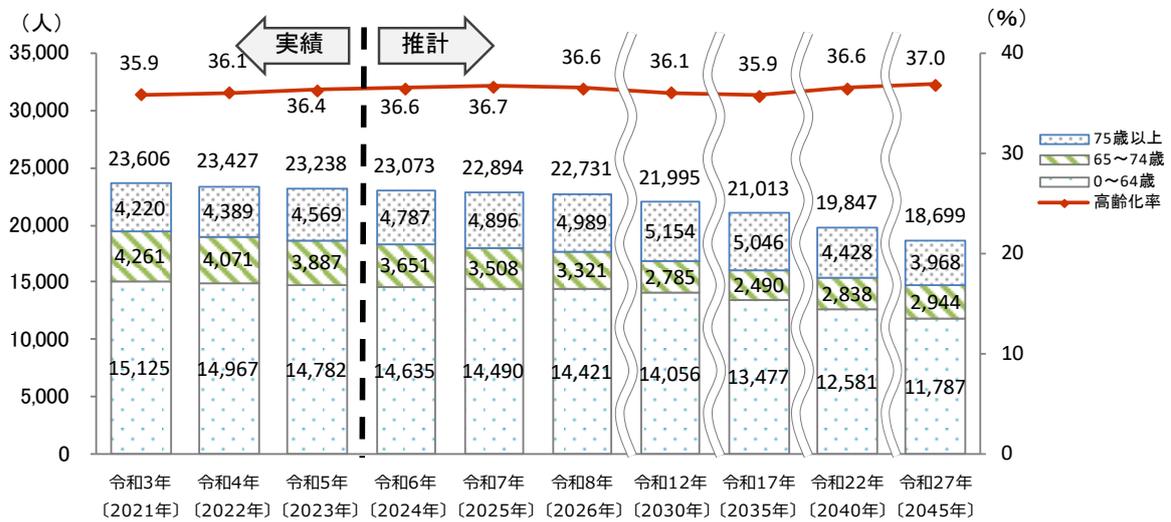
### 第1節 人口の推計

住民基本台帳による綾川町の令和5年10月1日の総人口は23,238人、高齢者数は8,456人、高齢化率は36.4%となっています。

コーホート変化率法により将来人口を推計した結果、総人口は令和8年に22,731人、令和27年には18,699人と減少していき、高齢者数も令和8年に8,310人、令和27年に6,912人と減少していくことが推計されています。

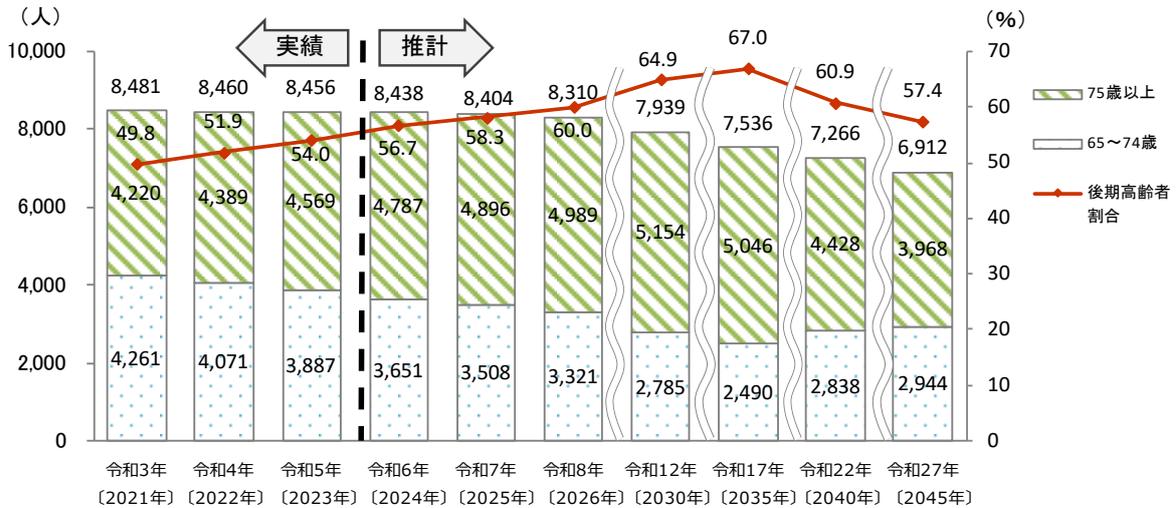
高齢化率は令和8年に36.6%、令和27年に37.0%と増加していくと推計されます。

人口の推移



令和3~令和5年は住民基本台帳（各年10月1日）／令和6年以降は推計値

高齢者数（前期・後期）と後期高齢者割合の推移



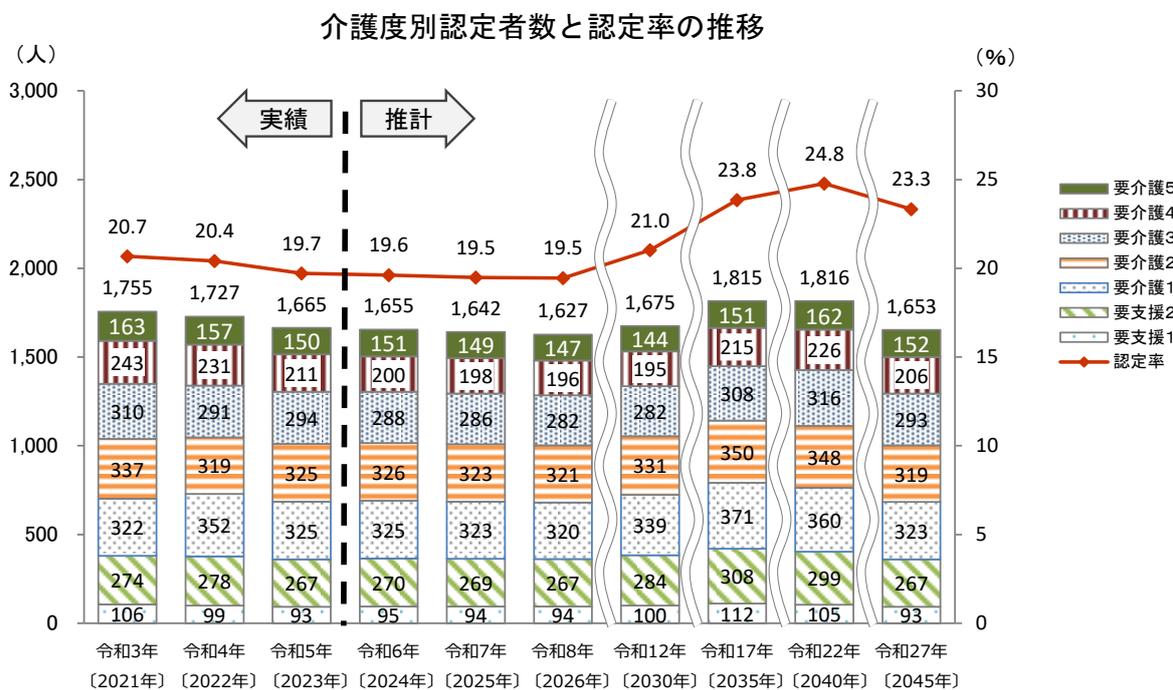
令和3~令和5年は住民基本台帳（各年10月1日）／令和6年以降は推計値

## 第2節 要介護認定者数と認定率の推計

要介護認定者数については令和8年で1,627人、令和27年で1,653人となっており、今後、令和22年に1,816人となった後、減少傾向に転じると予測されます。

第1号被保険者に対する要介護認定者の比率（認定率）については、令和8年頃までは、19.5%前後を横ばいで推移することが予測されています。

要介護度別認定者数については、令和5年と令和8年ではほぼ横ばいで推移していますが、令和8年と令和22年の変化では、全ての要介護度で認定者数が増加しています。



令和3～令和5年度は実績値（各年12月末現在）／令和6年以降は推計値  
認定者数及び認定率は第1号被保険者が対象

### 第3節 介護保険事業の現状

#### 1 給付実績の推移

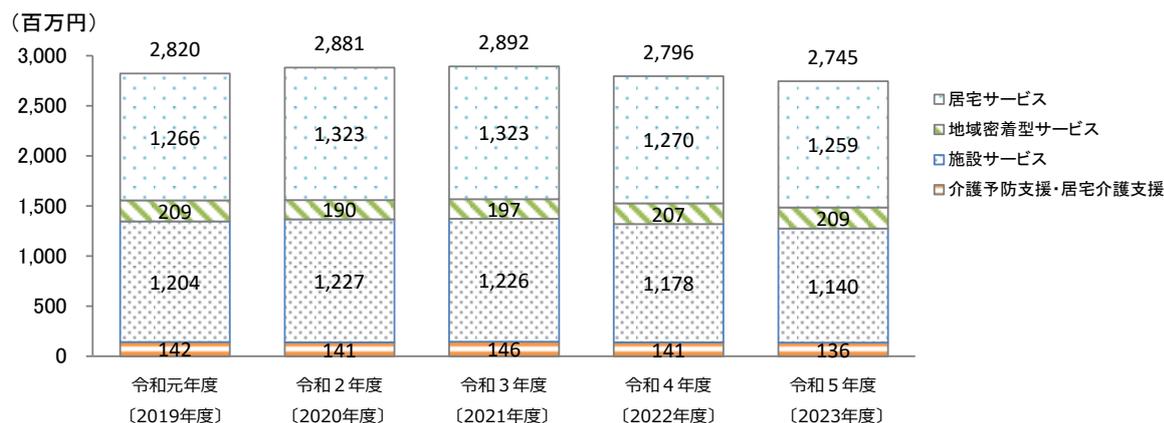
合計、居宅サービス、介護予防支援・居宅介護支援は、令和3年度まで増加傾向、令和4年度以降は減少傾向となっています。施設サービスは、令和2年度まで増加傾向、令和3年度以降は減少傾向となっています。地域密着型サービスは、令和2年度以降増加傾向となっています。

給付実績の推移

単位：百万円	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス	1,266	1,322	1,323	1,270	1,259
地域密着型サービス	209	190	197	207	209
施設サービス	1,204	1,227	1,226	1,178	1,140
介護予防支援・ 居宅介護支援	142	142	146	141	136
合計	2,820	2,881	2,892	2,796	2,745

※端数処理（百万円未満四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがあります（以下同じ）。

給付実績の推移



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

## 2 サービス別給付費の推移

給付費全体としては令和3年度に2,808,304千円と最高になっており、令和4年度には減少しています。給付費の大きい介護給付・居宅サービス、施設サービスが令和3年度、令和4年度と連続して減少しています。令和2年度以降新型コロナウイルス感染症による影響でサービス提供に支障があったもの、利用控えがあったものもありサービス種別毎のバラツキが大きくなっています。

サービスごとの給付実績の推移

(千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	傾向
居宅サービス	小計	59,552	61,100	64,453	71,003	71,519	増加傾向
	介護予防訪問介護						—
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	18	0	—
	介護予防訪問看護	8,706	7,743	8,177	8,047	7,405	減少傾向
	介護予防訪問リハビリテーション	190	48	38	161	534	増加傾向
	介護予防居宅療養管理指導	615	898	925	695	761	増加傾向
	介護予防通所介護			0			—
	介護予防通所リハビリテーション	29,970	35,589	36,100	40,685	41,702	増加傾向
	介護予防短期入所生活介護	1,092	261	15	732	751	増加傾向
	介護予防短期入所療養介護(老健)	23	0	26	0	64	増加傾向
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	—
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	—
	介護予防福祉用具貸与	11,991	11,164	12,472	13,770	14,324	増加傾向
	特定介護予防福祉用具購入費	654	609	775	1,055	702	減少傾向
	介護予防住宅改修	3,820	2,775	4,316	3,206	3,300	増加傾向
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,491	2,013	1,609	2,634	1,976	減少傾向
地域密着型サービス	小計	203	1,594	670	1,038	1,466	増加傾向
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	203	1,594	670	1,038	1,307	増加傾向
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	159	—
介護予防支援		9,799	10,076	10,334	11,586	12,021	増加傾向
合 計		69,555	72,770	75,457	83,625	85,004	増加傾向

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(千円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	傾向
居宅サービス	小計	1,236,530	1,205,109	1,258,096	1,251,975	1,198,455	減少傾向
	訪問介護	161,182	147,498	148,877	134,269	133,720	減少傾向
	訪問入浴介護	13,415	10,672	8,842	10,090	11,748	増加傾向
	訪問看護	59,933	66,635	68,701	68,312	73,213	増加傾向
	訪問リハビリテーション	3,806	2,768	3,362	3,863	2,180	減少傾向
	居宅療養管理指導	19,537	20,081	21,182	21,769	19,104	減少傾向
	通所介護	358,343	381,881	407,179	395,161	371,621	減少傾向
	通所リハビリテーション	230,290	225,162	241,614	247,169	227,839	減少傾向
	短期入所生活介護	221,854	190,968	180,705	196,035	183,327	減少傾向
	短期入所療養介護(老健)	17,863	15,002	14,479	11,702	13,762	増加傾向
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	—
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	—
	福祉用具貸与	89,447	93,694	101,054	109,560	108,932	減少傾向
	特定福祉用具購入費	2,632	3,257	3,821	2,606	3,351	増加傾向
	住宅改修費	7,552	4,699	8,271	5,980	4,857	減少傾向
特定施設入居者生活介護	50,676	42,792	50,009	45,459	44,801	減少傾向	
地域密着型サービス	小計	223,797	207,119	189,761	195,937	205,119	増加傾向
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1,102	5,408	—
	夜間対応型訪問介護	824	2,684	309	3,599	760	減少傾向
	地域密着型通所介護	68,374	60,913	43,662	39,797	41,104	増加傾向
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	—
	小規模多機能型居宅介護	54,778	42,080	34,821	41,039	52,311	増加傾向
	認知症対応型共同生活介護	99,821	101,442	110,970	110,400	105,536	減少傾向
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	—
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	—
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	—
施設サービス	小計	1,175,900	1,203,688	1,226,782	1,225,997	1,178,135	減少傾向
	介護老人福祉施設	708,572	724,334	753,701	742,844	749,436	増加傾向
	介護老人保健施設	419,826	420,263	392,897	398,315	349,783	減少傾向
	介護医療院	7,792	15,307	38,544	47,915	42,608	減少傾向
	介護療養型医療施設	39,710	43,784	41,641	36,923	36,308	減少傾向
居宅介護支援	134,352	131,670	130,731	134,396	129,313	減少傾向	
合計	2,770,579	2,747,585	2,805,370	2,808,304	2,711,021	減少傾向	

### 3 給付実績値と計画値の比較（令和3年度）

実績値と計画値を比較して 115%を超えているサービスは、「介護予防福祉用具貸与」「特定介護予防福祉用具購入費」「介護予防住宅改修」「介護予防特定施設入居者生活介護」「介護予防支援」「訪問リハビリテーション」「特定福祉用具購入費」「小規模多機能型居宅介護」「地域密着型通所介護」「介護医療院」となっています。

一方、85%を下回っているサービスは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」「訪問看護」「短期入所療養介護（老健）」「住宅改修費」「介護療養型医療施設」となっています。

給付実績値と計画値の比較（令和3年度）

(千円)		令和3年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	71,003	65,863	108%
	介護予防訪問入浴介護	18	0	-
	介護予防訪問看護	8,047	7,580	106%
	介護予防訪問リハビリテーション	161	0	-
	介護予防居宅療養管理指導	695	754	92%
	介護予防通所リハビリテーション	40,685	41,589	98%
	介護予防短期入所生活介護	732	0	-
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	介護予防福祉用具貸与	13,770	11,604	119%
	特定介護予防福祉用具購入費	1,055	294	359%
	介護予防住宅改修	3,206	2,614	123%
介護予防特定施設入居者生活介護	2,634	1,428	184%	
地域密着型サービス	小計	1,038	5,188	20%
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,038	5,188	20%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-
介護予防支援		11,586	10,088	115%
合 計		83,625	81,139	103%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(千円)		令和3年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	1,251,975	1,297,534	96%
	訪問介護	134,269	127,020	106%
	訪問入浴介護	10,090	8,962	113%
	訪問看護	68,312	85,731	80%
	訪問リハビリテーション	3,863	2,158	179%
	居宅療養管理指導	21,769	21,887	99%
	通所介護	395,161	443,359	89%
	通所リハビリテーション	247,169	249,412	99%
	短期入所生活介護	196,035	173,071	113%
	短期入所療養介護(老健)	11,702	21,857	54%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	福祉用具貸与	109,560	105,431	104%
	特定福祉用具購入費	2,606	1,825	143%
	住宅改修費	5,980	7,175	83%
	特定施設入居者生活介護	45,459	49,646	92%
地域密着型サービス	小計	195,937	184,402	106%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,102	0	-
	夜間対応型訪問介護	3,599	0	-
	認知症対応型通所介護	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	41,039	35,456	116%
	認知症対応型共同生活介護	110,400	115,037	96%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-
	地域密着型通所介護	39,797	33,909	117%
	複合型サービス(新設)	0	0	-
施設サービス	小計	1,225,997	1,250,139	98%
	介護老人福祉施設	742,844	765,946	97%
	介護老人保健施設	398,315	403,072	99%
	介護医療院	47,915	33,918	141%
	介護療養型医療施設	36,923	47,203	78%
居宅介護支援	134,396	134,865	100%	
合 計		2,808,304	2,866,940	98%

#### 4 給付実績値と計画値の比較（令和4年度）

実績値と計画値を比較して 115%を超えているサービスは、「介護予防福祉用具貸与」「特定介護予防福祉用具購入費」「介護予防住宅改修」「介護予防特定施設入居者生活介護」「介護予防支援」「訪問入浴介護」「特定福祉用具購入費」「小規模多機能型居宅介護」「地域密着型通所介護」「介護医療院」となっています。

一方、85%を下回っているサービスは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」「訪問看護」「通所介護」「短期入所療養介護（老健）」「介護療養型医療施設」となっています。

給付実績値と計画値の比較（令和4年度）

(千円)		令和4年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	71,519	66,181	108%
	介護予防訪問入浴介護	0	0	-
	介護予防訪問看護	7,405	7,794	95%
	介護予防訪問リハビリテーション	534	0	-
	介護予防居宅療養管理指導	761	755	101%
	介護予防通所リハビリテーション	41,702	42,087	99%
	介護予防短期入所生活介護	751	0	-
	介護予防短期入所療養介護(老健)	64	0	-
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	介護予防福祉用具貸与	14,324	11,942	120%
	特定介護予防福祉用具購入費	702	294	239%
	介護予防住宅改修	3,300	1,881	175%
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,976	1,428	138%
地域密着型サービス	小計	1,466	5,190	28%
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,307	5,190	25%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	159	0	-
介護予防支援		12,021	10,360	116%
合 計		85,004	81,731	104%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(千円)		令和4年度		対計画比 (実績値/計画値)
		実績値	計画値	
居宅サービス	小計	1,198,455	1,703,304	70%
	訪問介護	133,720	127,079	105%
	訪問入浴介護	11,748	9,949	118%
	訪問看護	73,213	88,410	83%
	訪問リハビリテーション	2,180	1,905	114%
	居宅療養管理指導	19,104	22,283	86%
	通所介護	371,621	463,513	80%
	通所リハビリテーション	227,839	257,356	89%
	短期入所生活介護	183,327	179,356	102%
	短期入所療養介護(老健)	13,762	22,716	61%
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	-
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-
	福祉用具貸与	108,932	108,899	100%
	特定福祉用具購入費	3,351	1,825	184%
	住宅改修費	4,857	4,660	104%
	特定施設入居者生活介護	44,801	49,673	90%
地域密着型サービス	小計	205,119	182,840	112%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,408	0	-
	夜間対応型訪問介護	760	0	-
	認知症対応型通所介護	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	52,311	35,476	147%
	認知症対応型共同生活介護	105,536	115,101	92%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-
	地域密着型通所介護	41,104	32,263	127%
	複合型サービス(新設)	0	0	-
施設サービス	小計	1,178,134	1,250,833	94%
	介護老人福祉施設	749,436	766,371	98%
	介護老人保健施設	349,783	403,296	87%
	介護医療院	42,608	33,937	126%
	介護療養型医療施設	36,308	47,229	77%
居宅介護支援	129,313	138,756	93%	
合 計		2,711,020	2,910,053	93%

## 第4節 アンケート調査からみた高齢者の現状

### 1 アンケート調査の概要

急速に高齢化が進む綾川町において、要介護認定を受けられていない方の生活状況や施策ニーズを把握するため、及び在宅介護の実態や介護離職の現状を把握するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2種のアンケート調査を実施しました。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、令和5年3月に郵送により実施し、「在宅介護実態調査」は、令和5年5月以降に認定調査の対象となる方に対し、要介護認定調査時における聞き取りにより実施しました。

#### アンケート調査の実施状況

調査票の種類	対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	町内にお住まいの65歳以上の方で、要介護（要介護1から要介護5）の認定を受けられていない方	郵送	1,000票	727票	72.7%
在宅介護実態調査	町内にお住まいの65歳以上の方で、在宅において要介護（要支援）を受けられている方	聞き取り		228票	

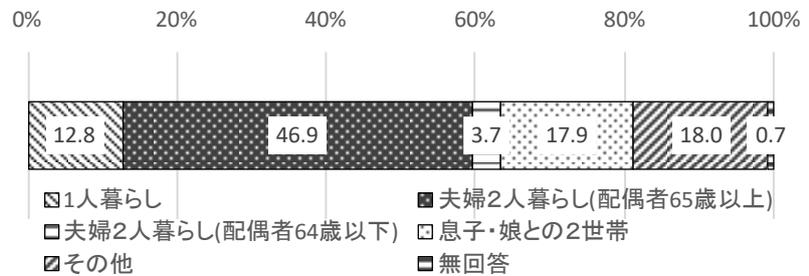
### 2 アンケート調査結果の留意点

- 設問の中には前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- 設問には1つのみ答える単数回答（SA：シングルアンサー）と、複数回答（MA：マルチアンサー）があります。MAの集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しています。
- 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。

### 3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

#### (1) 家族構成

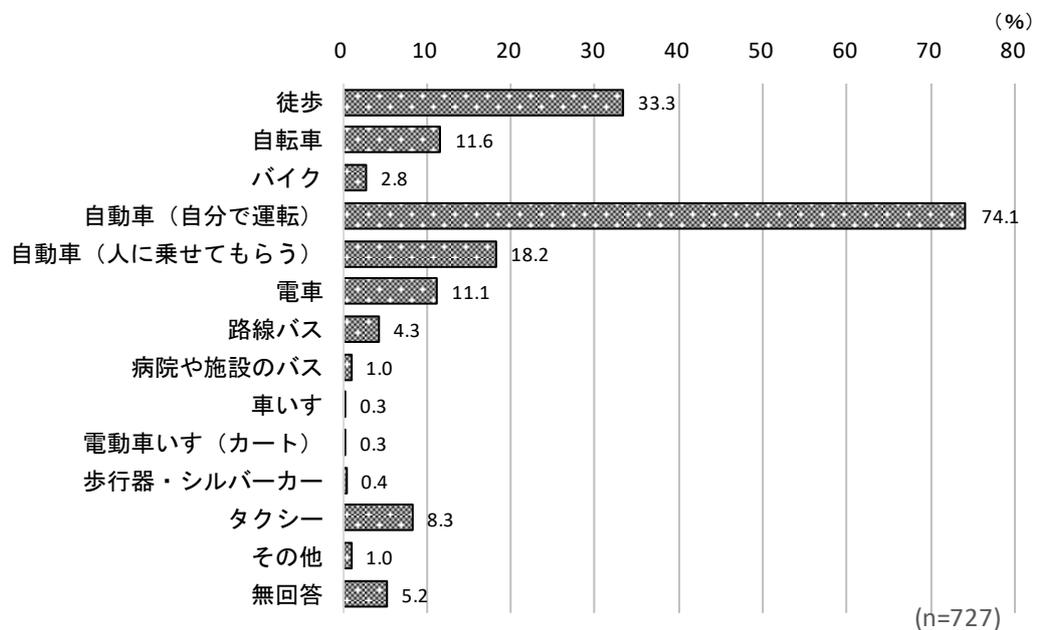
・家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が341人（46.9%）と最も多くなっています。「1人暮らし」の93人（12.8%）と合わせると、高齢者のみの世帯は434世帯（59.7%）と半数以上になっています。



(n=727)

#### (2) 外出する際の移動手段

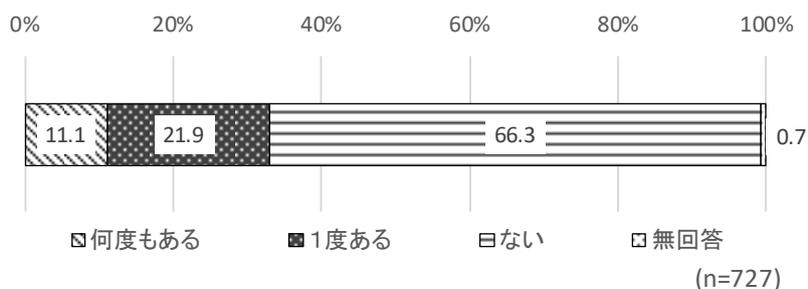
・外出時の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が539人（74.1%）で最も多くなっています。以下、「徒歩」が242人（33.3%）、「自動車（人に乗せてもらう）」が132人（18.2%）、「自転車」が84人（11.6%）と続いています。  
 ・年齢別にみると、80代後半では「徒歩」が27人（41.5%）で最も多くなっています。



(n=727)

### (3) 転倒に対する不安

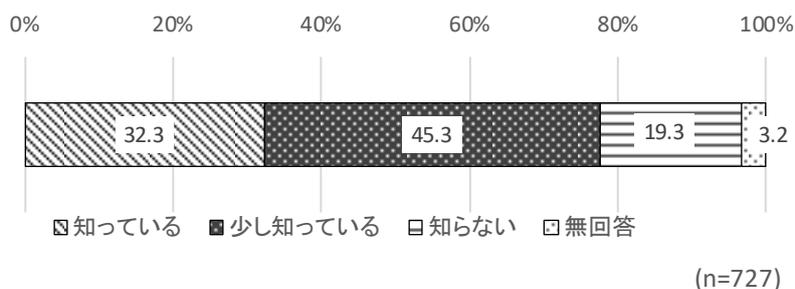
- ・過去1年間に転んだ経験があるかについては、「ない」が482人(66.3%)で最も多くなっています。
- ・また「1度ある」159人(21.9%)と「何度もある」81人(11.1%)を合わせて240人(33.0%)であり、約3人に1人が転んだ経験があると回答しています。
- ・年齢別でみると、「1度ある」16人(24.6%)と「何度もある」14人(21.5%)を合わせて30人(46.1%)であり、80代後半では約5割が該当しています。



		合計	何度もある	1度ある	ない	無回答
全体		727	81	159	482	5
		100.0%	11.1%	21.9%	66.3%	0.7%
年齢 (5段階)	65～69歳	151	13	23	115	0
		100.0%	8.6%	15.2%	76.2%	0.0%
	70歳～74歳	230	20	46	162	2
		100.0%	8.7%	20.0%	70.4%	0.9%
	75歳～79歳	165	14	41	108	2
		100.0%	8.5%	24.8%	65.5%	1.2%
80歳～84歳		109	20	28	60	1
		100.0%	18.3%	25.7%	55.0%	0.9%
85歳以上		65	14	16	35	0
		100.0%	21.5%	24.6%	53.8%	0.0%

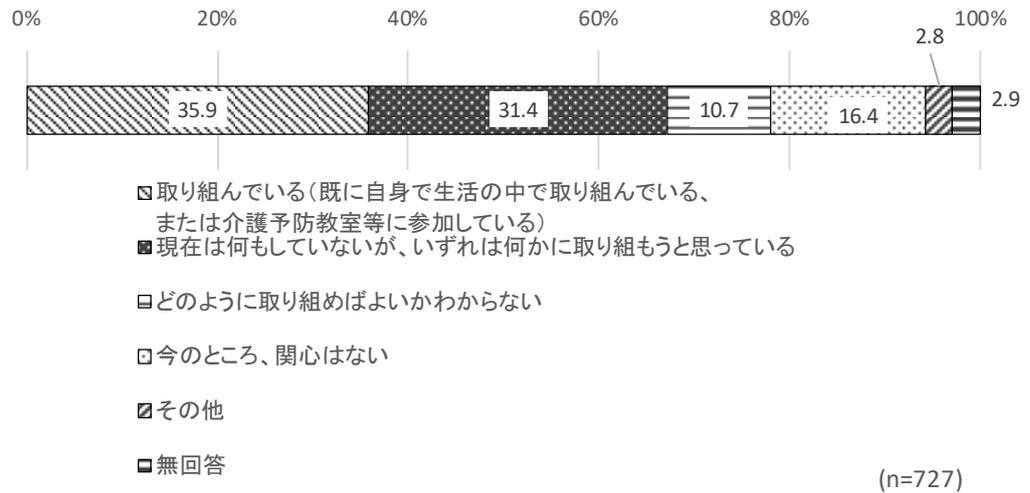
### (4) 介護予防について

- ・介護予防とはどのようなことか知っているかについては、「少し知っている」の回答が、329人(45.3%)になっています。
- ・一方、140人(19.3%)が「知らない」と回答しています。



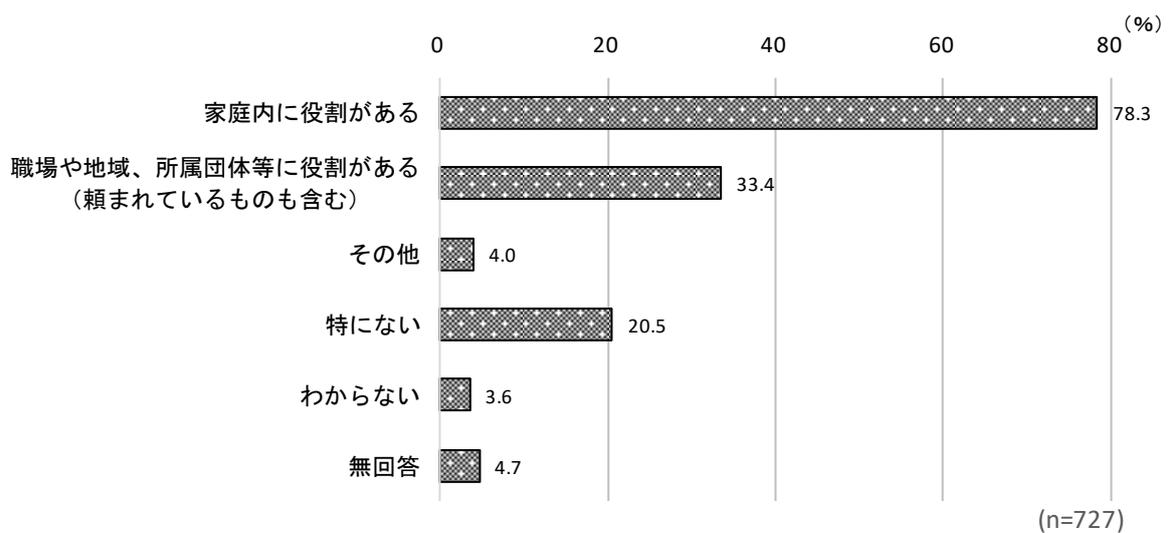
### (5) 健康維持の取り組み状況

- ・からだや脳の機能、健康を維持するための取り組みをしているかについては、「取り組んでいる」の回答が、261人(35.9%)が最も多くなっています。次いで、「現在は何もしていないが、いずれ何かに取り組もうと思っている」228人(31.4%)、「今のところ関心はない」119人(16.4%)と続いています。
- ・一方、78人(10.7%)が「どのように取り組めばよいかわからない」と回答しています。



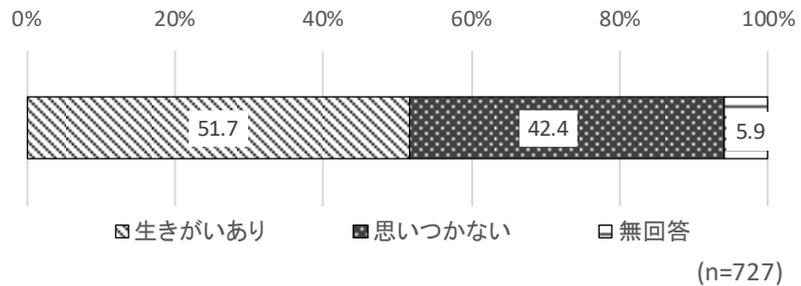
### (6) 家庭内や地域等の中での役割について

- ・自分の役割と思うことが、家庭内や地域等の中であるかについては、「家庭内に役割がある」が最も多く 569人(78.3%)になっています。以下「職場や地域、所属団体に役割がある」が243人(33.4%)と続いています。
- ・一方、「特にない」と回答した人が149人(20.5%)になっています。



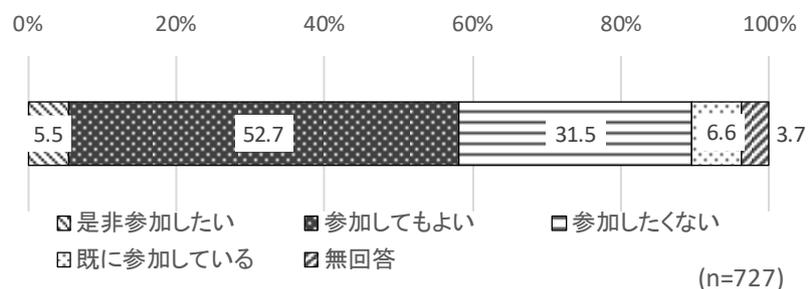
## (7) 生きがいについて

- ・生きがいがあるかについては、「生きがいあり」の回答が比較的多く、376人(51.7%)になっています。



## (8) 地域づくり活動への参加

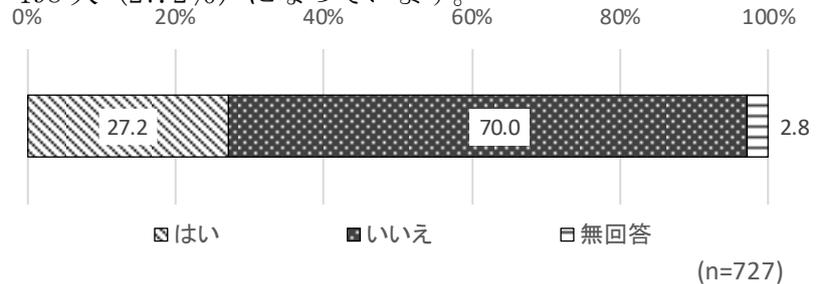
- ・地域住民有志のグループ活動に参加者として参加したいかについては、「参加してもよい」が最も多く383人(52.7%)になっています。
- ・一方、「参加したくない」は229人(31.5%)、「既に参加している」は48人(6.6%)になっています。
- ・年齢別でみると、「是非参加したい」と回答した人は、80代前半の値が最も大きく、9.2%になっています。また、「参加してもよい」と回答した人は、60代後半の値が最も大きく、60.3%になっています。



		合計	是非参加 したい	参加して もよい	参加した くない	既に参加 している	無回答
全体		727	40	383	229	48	27
		100.0%	5.5%	52.7%	31.5%	6.6%	3.7%
年齢 (5段階)	65～69歳	151	7	91	42	8	3
		100.0%	4.6%	60.3%	27.8%	5.3%	2.0%
	70歳～74歳	230	11	122	74	15	8
		100.0%	4.8%	53.0%	32.2%	6.5%	3.5%
	75歳～79歳	165	10	80	56	13	6
		100.0%	6.1%	48.5%	33.9%	7.9%	3.6%
80歳～84歳	109	10	56	36	4	3	
	100.0%	9.2%	51.4%	33.0%	3.7%	2.8%	
85歳以上	65	1	31	20	7	6	
	100.0%	1.5%	47.7%	30.8%	10.8%	9.2%	

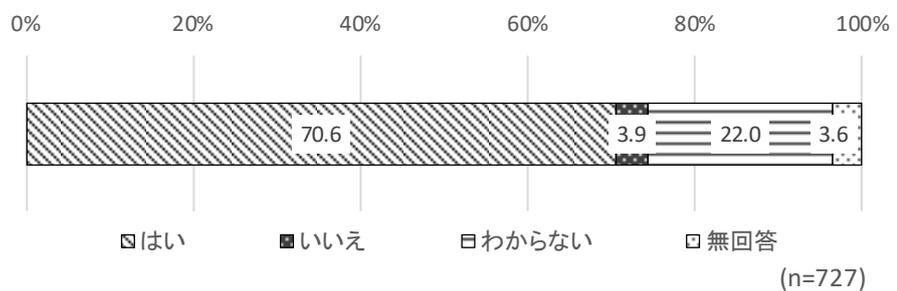
### (9) 認知症に関する相談窓口

- ・認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が最も多く 509 人 (70.0%)、「はい」が 198 人 (27.2%) になっています。

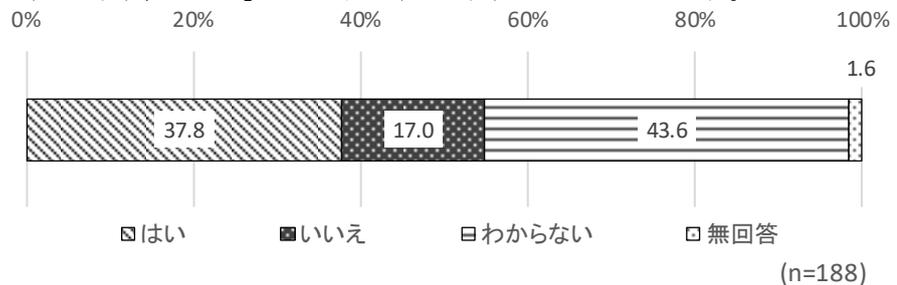


### (10) 災害時の避難等について

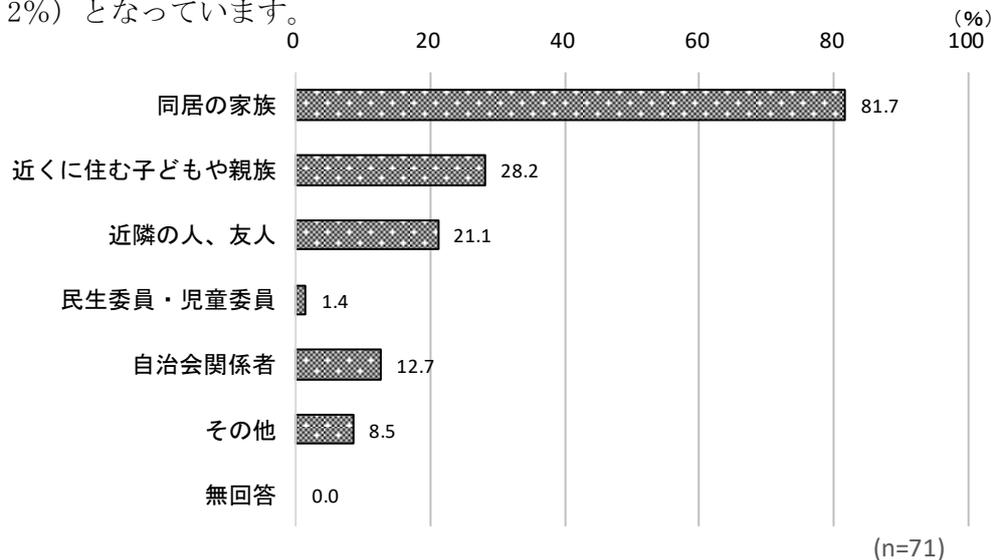
- ・地震などの災害発生時に、自力で避難することはできるかについては、「はい」が最も多く 513 人 (70.6%)、「いいえ」が 28 人 (3.9%) になっています。



- ・地震などの災害発生時に、助けてもらえる人がいるかについては、「わからない」が最も多く 82 人 (43.6%)、「はい」が 71 人 (37.8%) になっています。

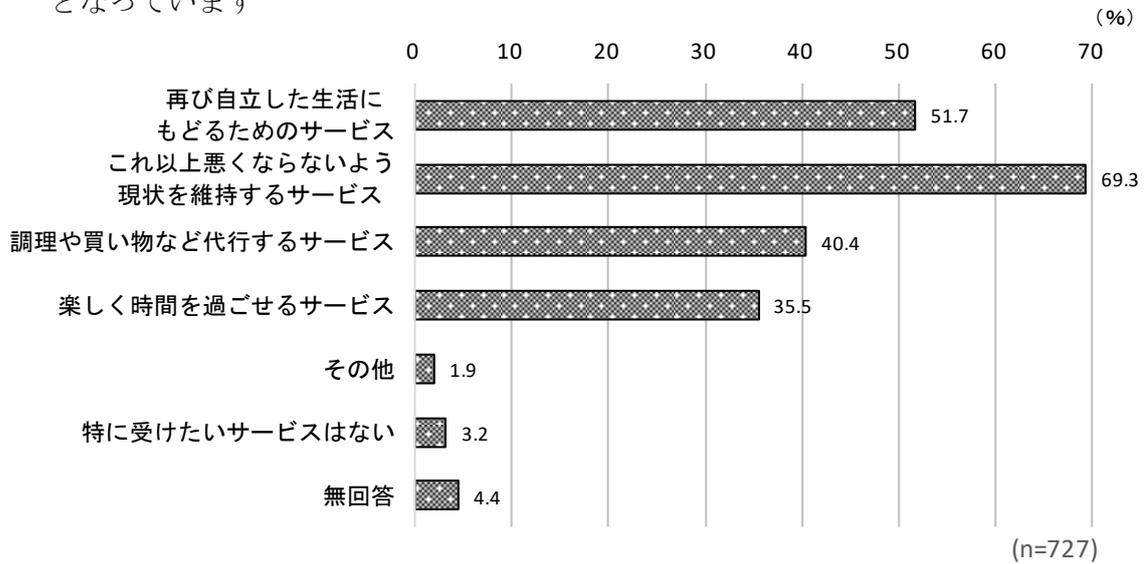


- ・地震などの災害発生時に、誰に助けてもらえそうかについては、「同居の家族」が 58 人 (81.7%) で最も多くなっています。次いで、「近くに住む子どもや親族」が 20 人 (28.2%) となっています。

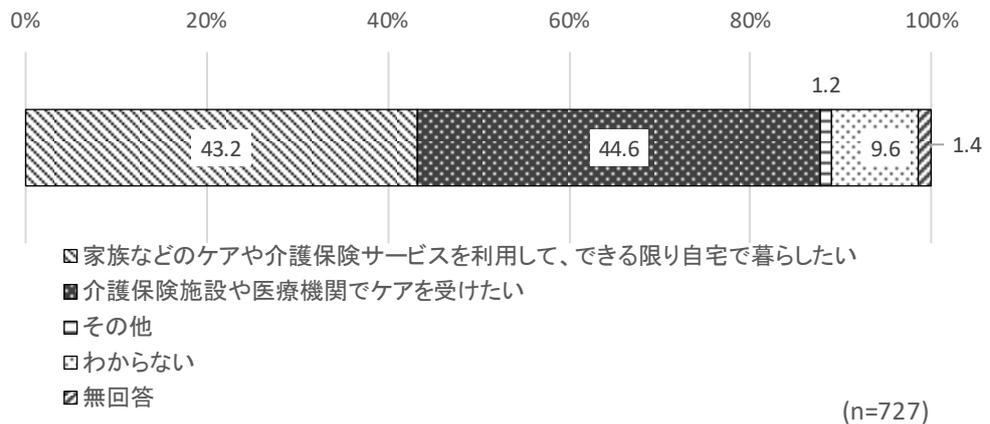


## (11) 将来について

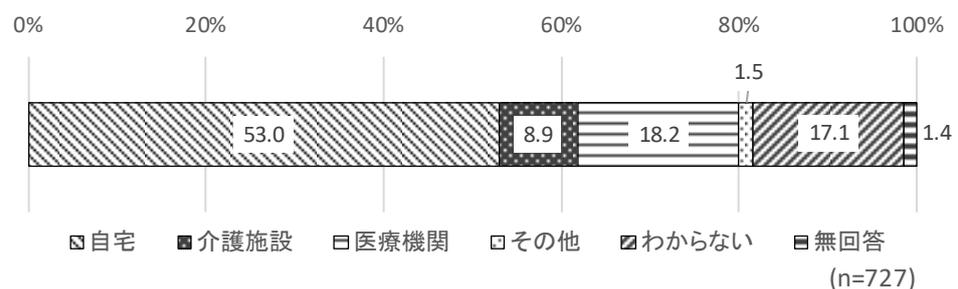
- もし要介護などの認定を受けたら、どのようなサービスを受けたいかについては、「これ以上悪くならないよう現状を維持するサービス」が 504 人 (69.3%) で最も多くなっています。次いで、「再び自立した生活にもどるためのサービス」が 376 人 (51.7%) となっています



- もし重度の要介護状態になったら、どのようなケアを希望するかについては、「介護保険施設や医療機関でケアを受けたい」が 324 人 (44.6%) で最も多くなっています。次いで、「家族などのケアや介護保険サービスを利用して、できる限り自宅で暮らしたい」が 314 人 (43.2%) となっています。

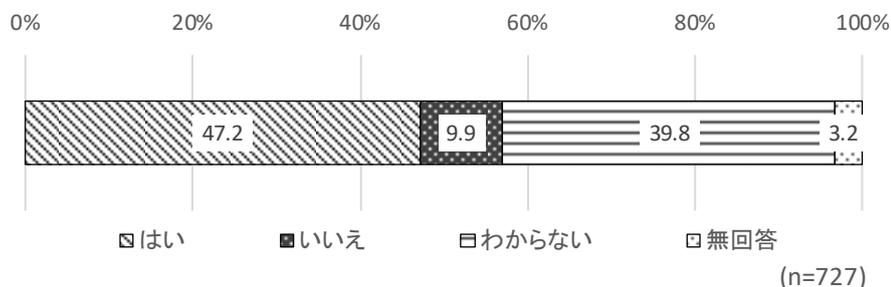


- どこで最期を迎えることを希望するかについては、「自宅」が 385 人 (53.0%) で最も多くなっています。次いで、「医療機関」が 132 人 (18.2%) となっています



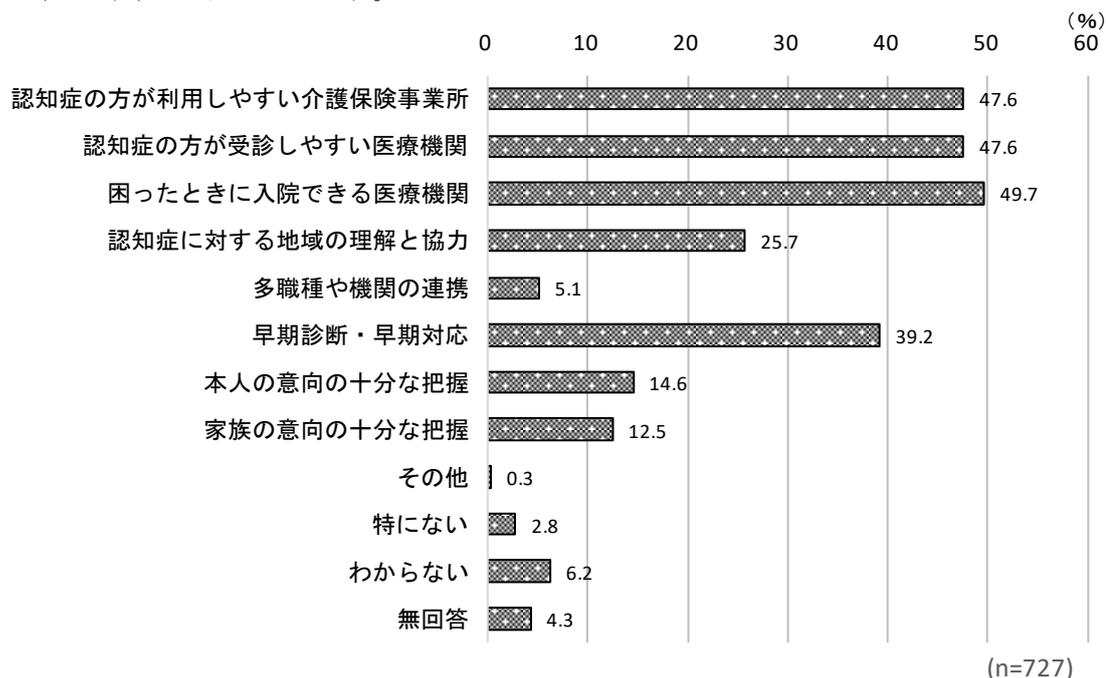
**(12) もしも認知症と診断された場合、近所や友人等の周囲の方にオープンにしてもいいと思うか**

- ・認知症と診断された場合に、近所や友人等の周囲の方にうちあけてもいいかについては、「はい」が 343 人 (47.2%)、「いいえ」72 人 (9.9%) の 4 倍以上になっています。



**(13) 認知症の方が地域の中で安心して暮らすために必要なこと**

- ・認知症の方が地域の中で安心して暮らすために必要なことは、「困ったときに入院できる医療機関」が 361 人 (49.7%) で最も多くなっています。次いで、「認知症の方が利用しやすい介護保険事業所」、「認知症の方が受診しやすい医療機関」が 346 人 (47.6%) となっています。



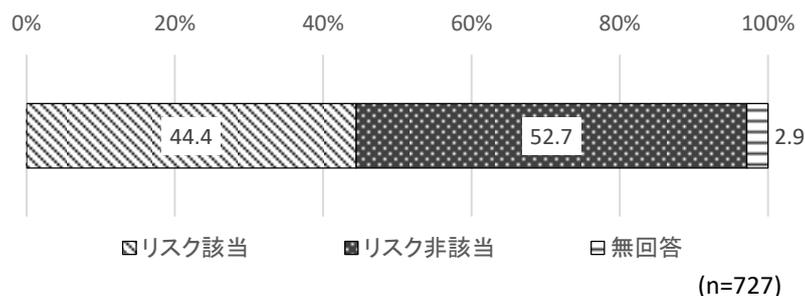
## (14) 認知機能について

下記に該当する場合を認知機能低下のリスク該当者と判定。

### 【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
問 5(1)	物忘れが多くなっていますと感じますか。	1. はい

- ・該当する選択肢を回答し、「認知機能が低下している」とされる高齢者は、323 人 (44.4%) であり、2 人に 1 人が認知機能の低下がみられることになります。



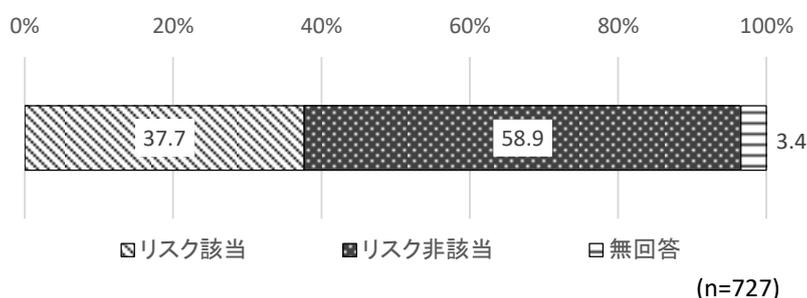
## (15) うつ傾向について

下記 2 項目のうち 1 項目以上に該当する場合をうつのリスク該当者と判定。

### 【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
問 9(3)	この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい
問 9(4)	この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1. はい

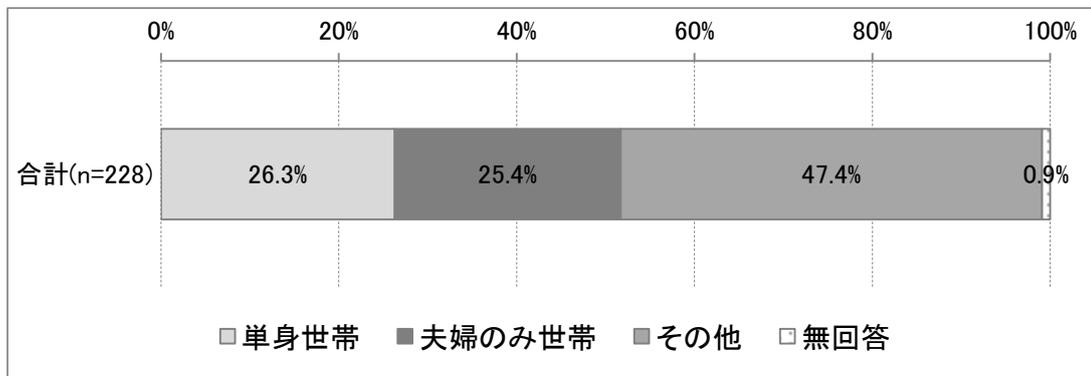
- ・該当する選択肢を回答し、「うつ傾向がある」とされる高齢者は、274 人 (37.7%) であり、3 人に 1 人がうつの傾向があることになります。



## 4 在宅介護実態調査結果の概要

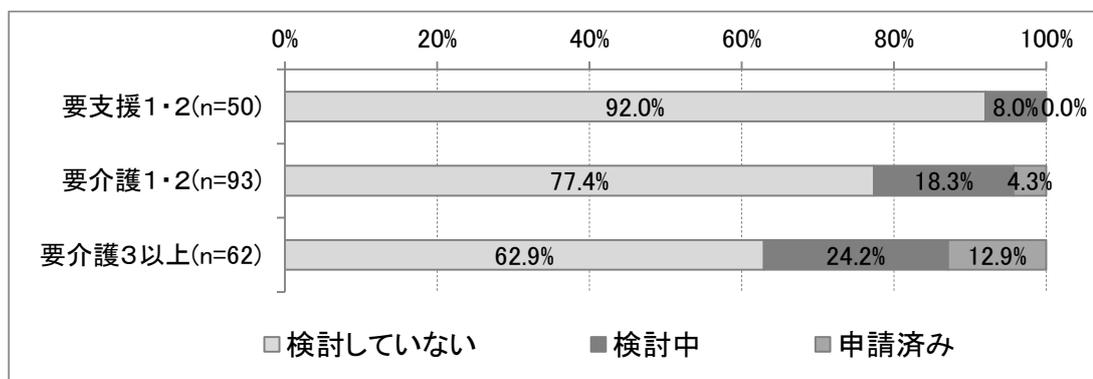
### (1) 世帯類型

- ・「その他」の割合が最も高く 47.4%となっている。次いで、「単身世帯 (26.3%)」、「夫婦のみ世帯 (25.4%)」となっています。



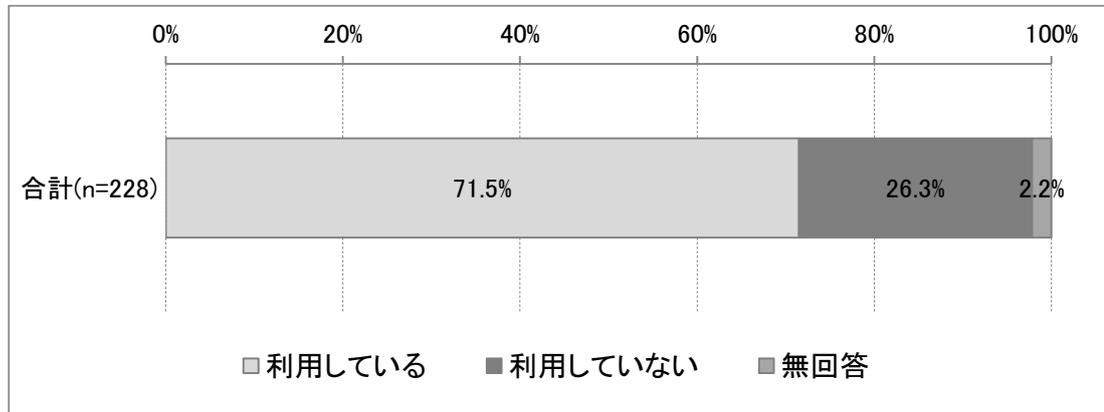
### (2) 施設等への入所・入居の検討状況

- ・施設等の検討状況を結果別にみると、「要支援1・2」では「検討していない」が 92.0%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 8.0%、「申請済み」が 0.0%となっています。
- ・「要介護1・2」では「検討していない」が 77.4%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 18.3%、「申請済み」が 4.3%となっています。
- ・「要介護3以上」では「検討していない」が 62.9%と最も割合が高く、次いで「検討中」が 24.2%、「申請済み」が 12.9%となっています。



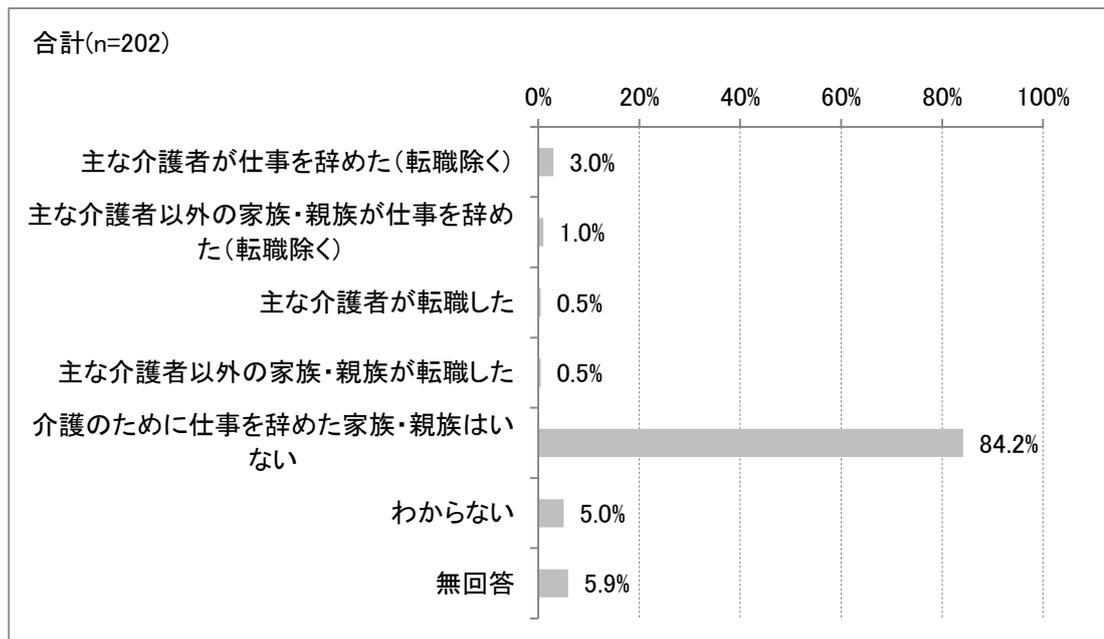
### (3) 介護保険サービスの利用状況

・「利用している」の割合が最も高く 71.5%となっています。次いで、「利用していない (26.3%)」となっています。



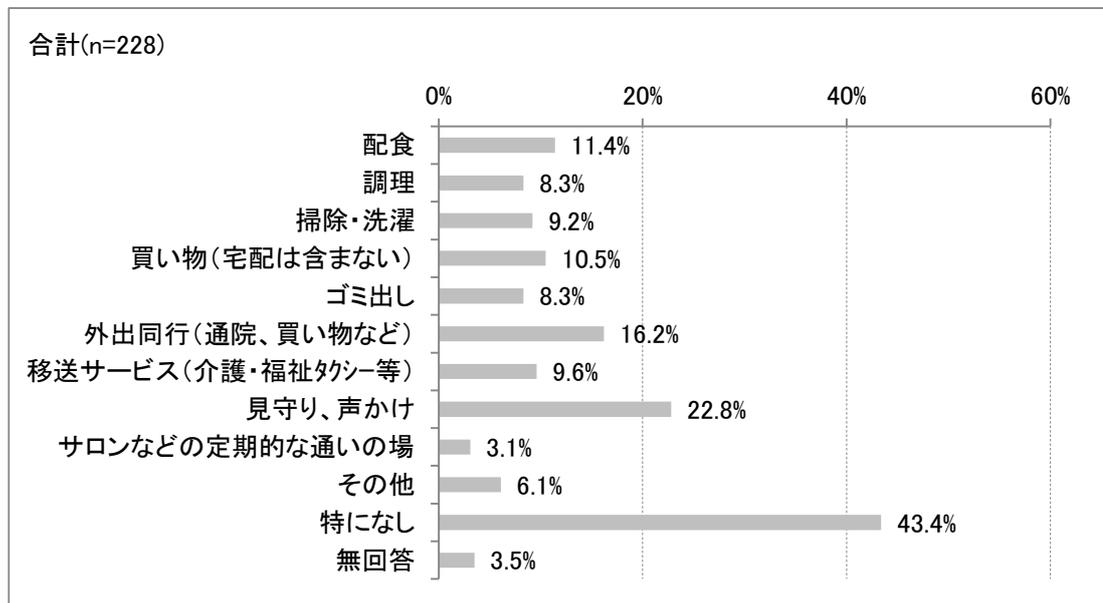
### (4) 介護離職の状況

・「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 84.2%となっています。次いで、「わからない (5.0%)」、「主な介護者が仕事を辞めた (転職除く) (3.0%)」となっています。



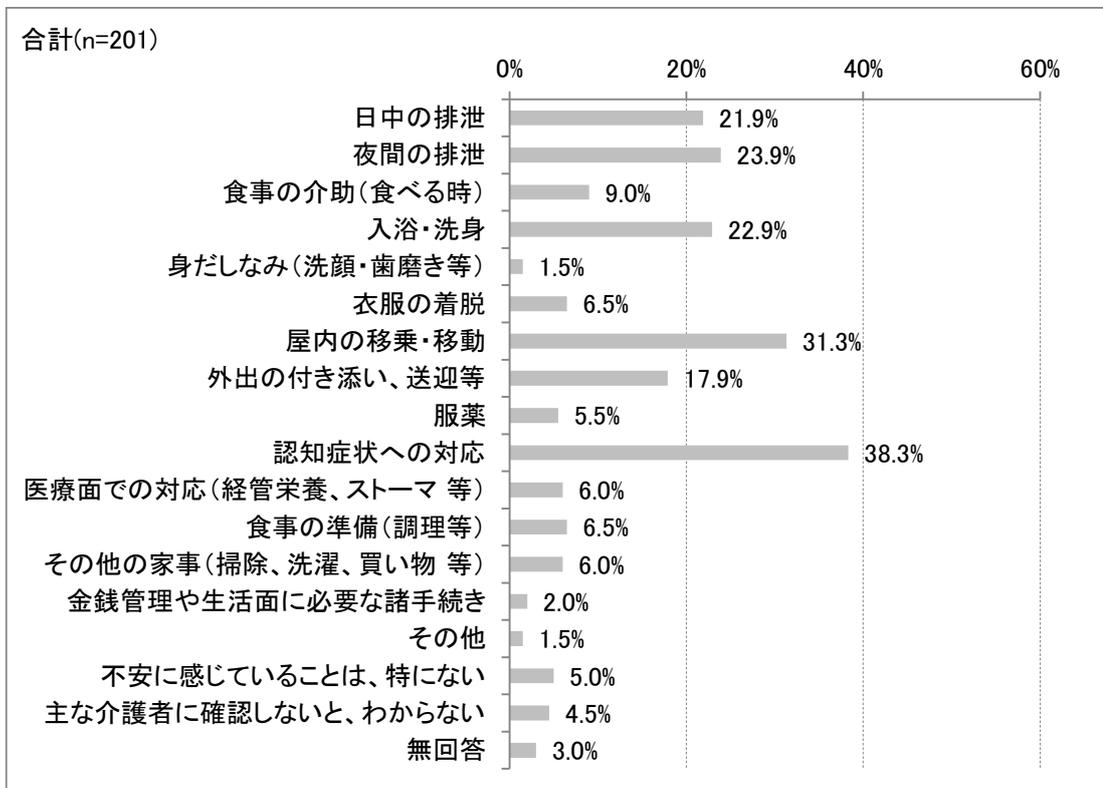
### (5) 在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービス（介護保険以外）

- ・「特になし」の割合が最も高く 43.4%となっています。次いで、「見守り、声かけ（22.8%）」、「外出同行（通院、買い物など）（16.2%）」となっています。



### (6) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

- ・「認知症状への対応」の割合が最も高く 38.3%となっています。次いで、「屋内の移乗・移動（31.3%）」、「夜間の排泄（23.9%）」となっています。



## 5 在宅生活改善調査結果の概要

自宅等でお住まいの方で「現在サービスでは生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足するサービスを検討するために、ケアマネジャーに対する調査を実施しました。

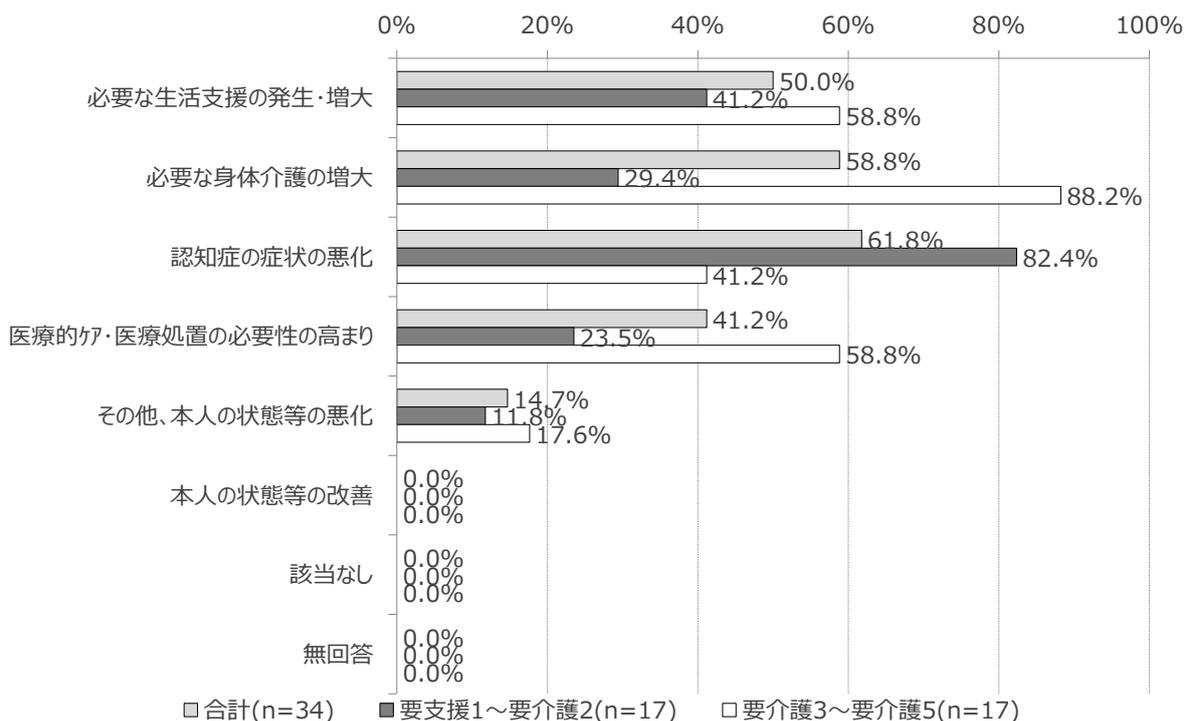
### (1) 過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度の内訳

- ・「要介護3」の割合が最も高く45.0%となっています。次いで、「要介護4（15.8%）」、「要介護2（14.2%）」となっています。



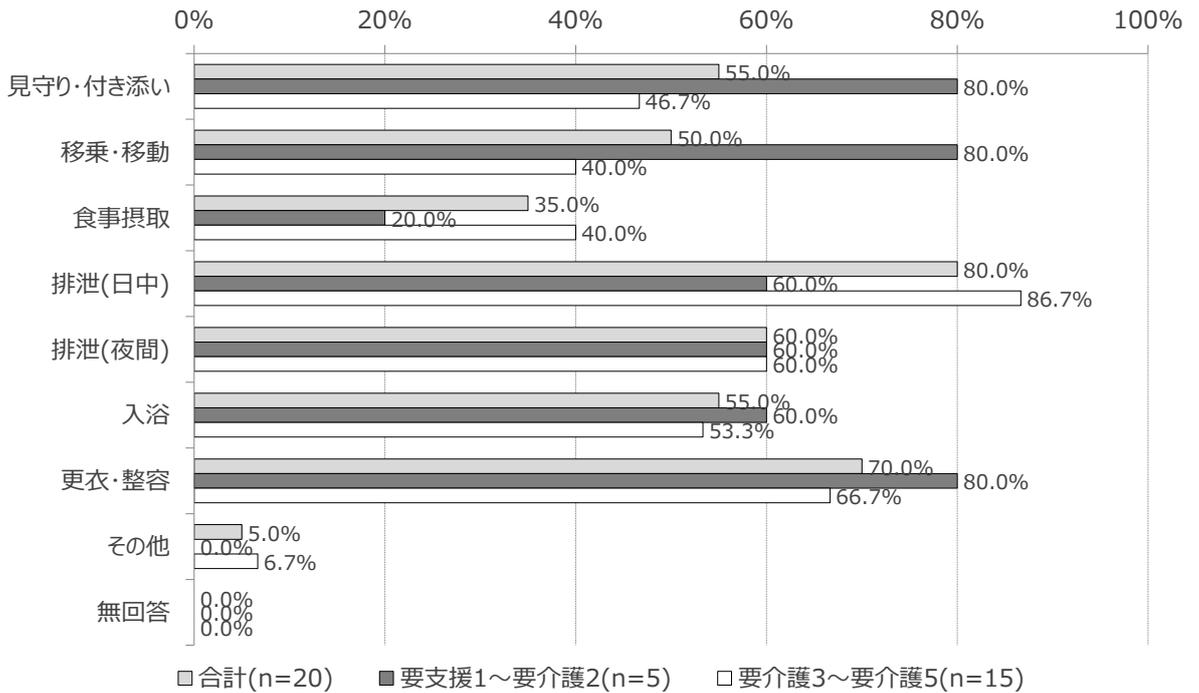
### (2) 生活の維持が難しくなっている理由

- ・合計では、「認知症の症状の悪化」の割合が最も高く61.8%となっています。次いで、「必要な身体介護の増大（58.8%）」となっています。
- ・要支援1～要介護2では、「認知症の症状の悪化」の割合が最も高く82.4%となっています。次いで、「必要な生活支援の発生・増大（41.2%）」となっています。
- ・要介護3～要介護5では、「必要な身体介護の増大」の割合が最も高く88.2%となっています。次いで、「必要な生活支援の発生・増大（58.8%）」、「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり（58.8%）」となっています。



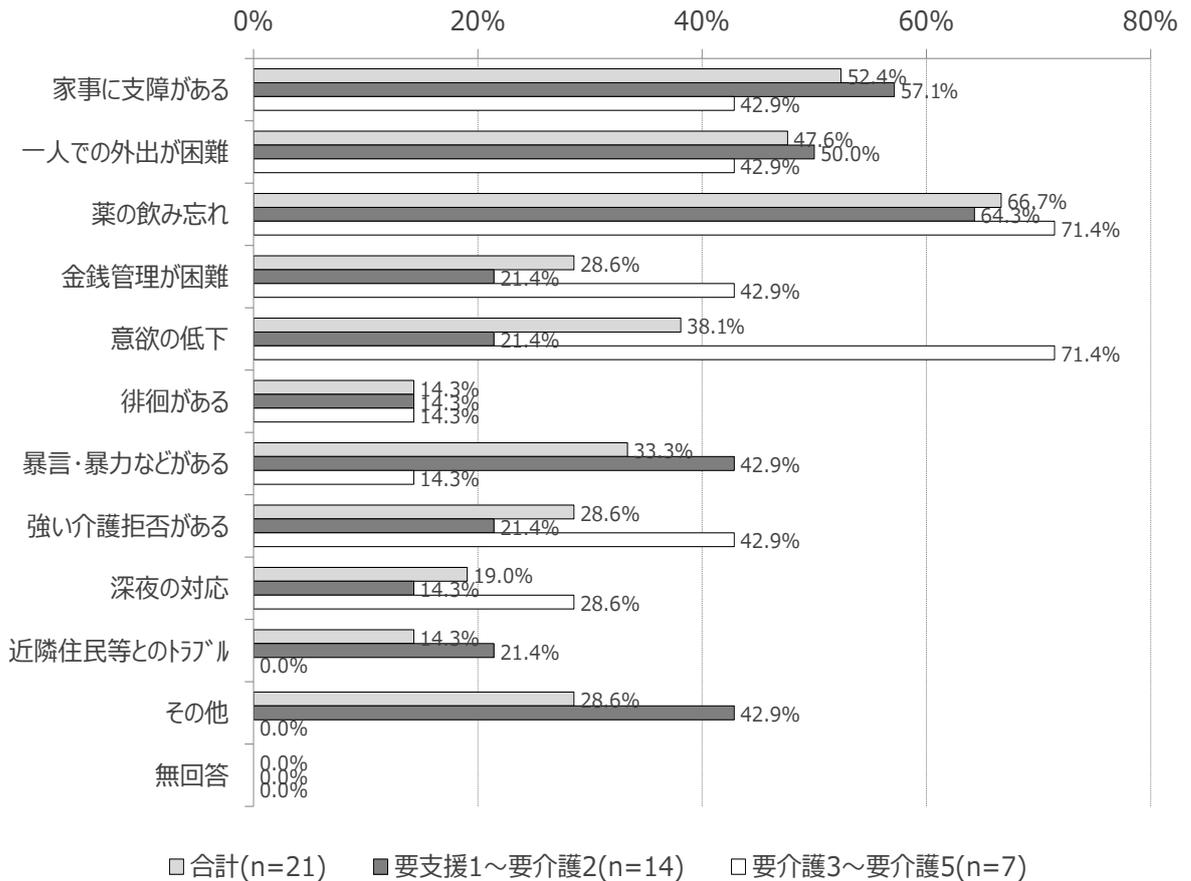
### (3) 「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容

- ・合計では、「排泄（日中）」の割合が最も高く 80.0%となっています。次いで、「更衣・整容（70.0%）」となっています。
- ・要支援1～要介護2では、「見守り・付き添い」、「移乗・移動」、「更衣・整容」の割合が最も高く 80.0%となっています。
- ・要介護3～要介護5では、「排泄（日中）」の割合が最も高く 86.7%となっています。次いで、「更衣・整容（66.7%）」、「排泄（夜間）（60.0%）」となっています。



#### (4) 「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容

- ・合計では、「薬の飲み忘れ」の割合が最も高く 66.7%となっています。次いで、「家事に支障がある (52.4%)」となっています。
- ・要支援1～要介護2でも、「薬の飲み忘れ」の割合が最も高く 64.3%となっています。次いで、「家事に支障がある (57.1%)」となっています。
- ・要介護3～要介護5では、「薬の飲み忘れ」、「意欲の低下」の割合がともに最も高く 71.4%となっています。



## 6 ケアマネヒアリング調査結果の概要

綾川町内のケアマネジャーを対象に、ヒアリングを行いました。

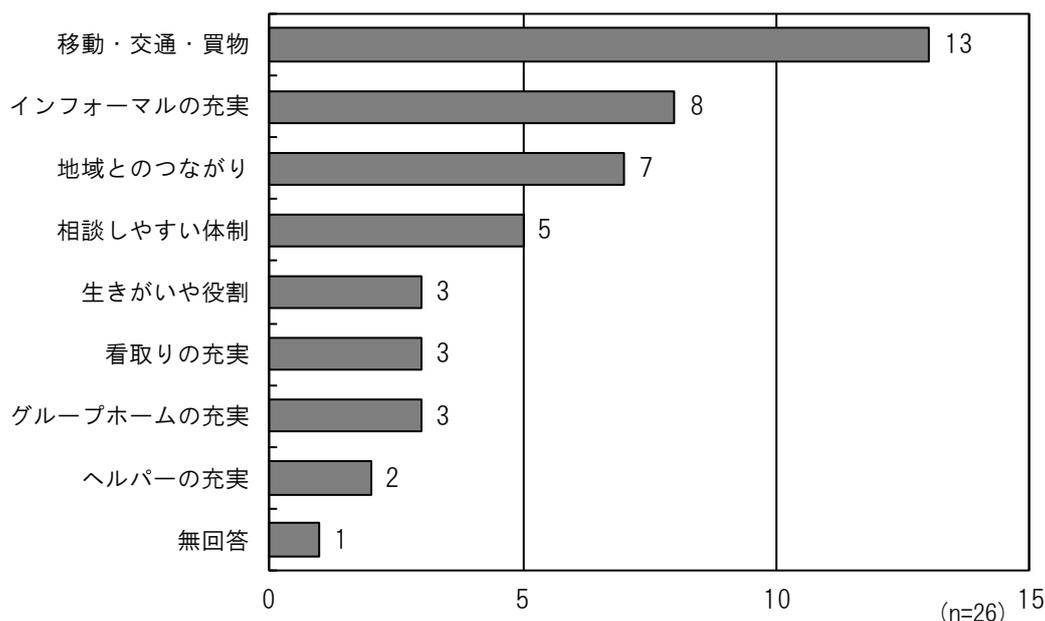
### (1) 高齢者にとって、綾川町がどんな地域になればいいと思いますか

- ・住み慣れた地域で（家）で、暮らし続けることができる地域
- ・自立した生活が苦しくなる時でも、安心して生活できる地域
- ・人との関わりや居場所、生きがいを持ちながら、望む暮らしが実現できる地域
- ・高齢になっても活動できる場があり、地域のつながりが途切れないような地域

などなど、様々な意見がありました。

理想を実現するために必要なものとして、「移動・交通・買物」に関する件数が最も高く 13 件となっています。次いで「インフォーマルの充実（8件）」、「地域とのつながり（7件）」に関するものとなっています。

また、最期まで地域で暮らすためには、24 時間体制の訪問看護、ホームヘルプサービスの充実などがあってほしいなという意見がありました。



### (2) 理想の綾川町に近づくために、ケアマネジャーとしての取り組みは？

綾川町の高齢者の地域での暮らしを支えるために、日頃からご尽力いただいていることが良くわかりました。

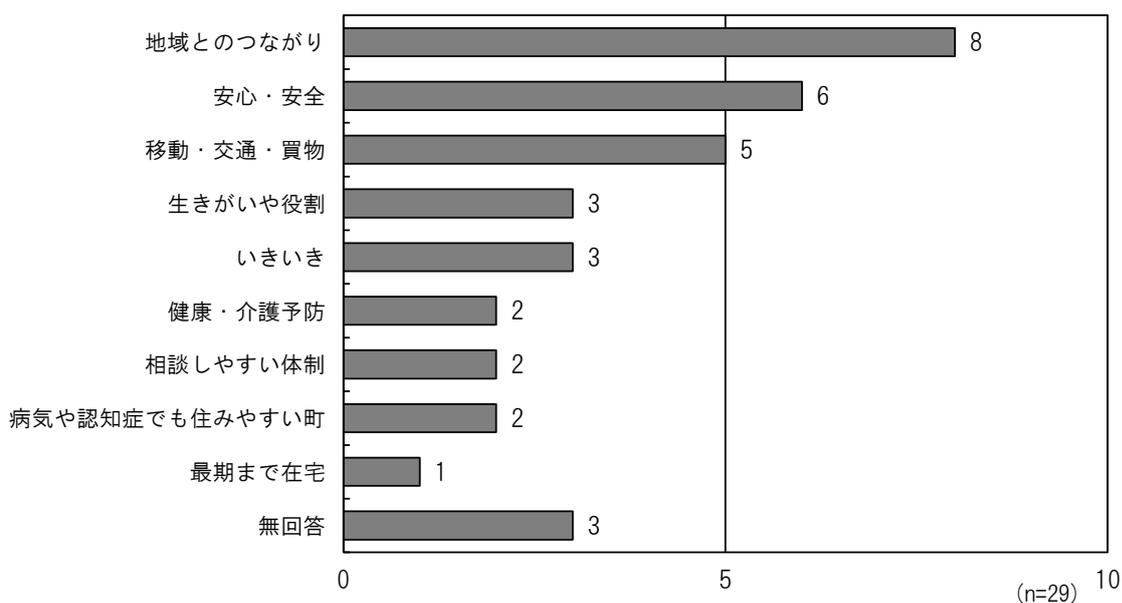
- ・インフォーマルサービスを含め、社会資源の情報を日頃から収集する
- ・利用者と家族と信頼関係を築き、困りごと（経済面含む）に対して早期に介入する
- ・高齢者・周辺地域のかかわりをつなげる等の取り組み
- ・デマンドタクシーや移動スーパーを実際に利用できるようにサポートする など

## 7 民生委員ヒアリング調査結果の概要

綾川町の民生委員にヒアリングを行いました。

### (1) 高齢者にとって、綾川町がどんな地域になればいいと思いますか

- ・今後の目指すべき施策、取組等について、ヒアリングを行いました。
- ・挙げられた意見の内容として「地域とのつながり」に関する件数が最も高く8件となっています。次いで、「安心・安全（6件）」、「移動・交通・買物（5件）」に関するものとなっています。



### (2) 理想の綾川町に近づくために、民生委員・児童委員としての取り組みは？

民生委員・児童委員として、日頃から何気ない声かけや見守りを行いながら、綾川町の高齢者の暮らしを支えていることがよくわかりました。

- ・日頃から近所の人たちと少しでも会話するよう心掛けている
- ・放っておかないようにチームワークを作っている
- ・ゴミ出しサポート（ゴミステーションが遠くてゴミ出しが難しい人の手助け）
- ・いきいきサロンや100歳体操などのお手伝いや、声掛け・見守り
- ・移住などで新しくみかけるようになった人など、声掛けなどして自然につながりが持てるように心がけている など

## 第3章 計画の基本的方向

### 第1節 基本理念

本町では、「綾川町第2次総合振興計画」（2017年度～2026年度）の将来像「いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～」を目指したまちづくりを進めています。

福祉・社会保障の分野においては「安心して住み続けられるまち」、保健・医療の分野においては「各世代がいきいき暮らせるまち」を基本目標として掲げ、生涯を通じて自分らしくいきいきと、安心して暮らすことのできるまちを目指しています。これらの方向性は、生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」にもつながります。

高齢者施策としては、高齢者の社会参加と生きがいつくり、介護保険施設の整備、介護・生活支援サービスの充実、介護予防の充実、地域社会による支援等の施策の推進に努めています。

高齢者保健福祉計画（綾川町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）においては、本町におけるこうした施策の方向性に鑑み、国の基本指針に示される「地域共生社会の実現」を踏まえ、基本理念を「ともにつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまち」と定めながら、その実現を目指し、より介護予防に力を入れながら、地域住民がともにつながることで自助、互助、共助、公助を引き出し、高齢者が生きがいをもっていきいきと日々の生活を送ることができる地域社会づくりを推進していきます。

なお、本町では、人口・施設の立地・整備状況を踏まえて、サービスの提供体制を分散させないように、日常生活圏域について本町全域を1圏域と設定し、各種サービスの提供に努めます。

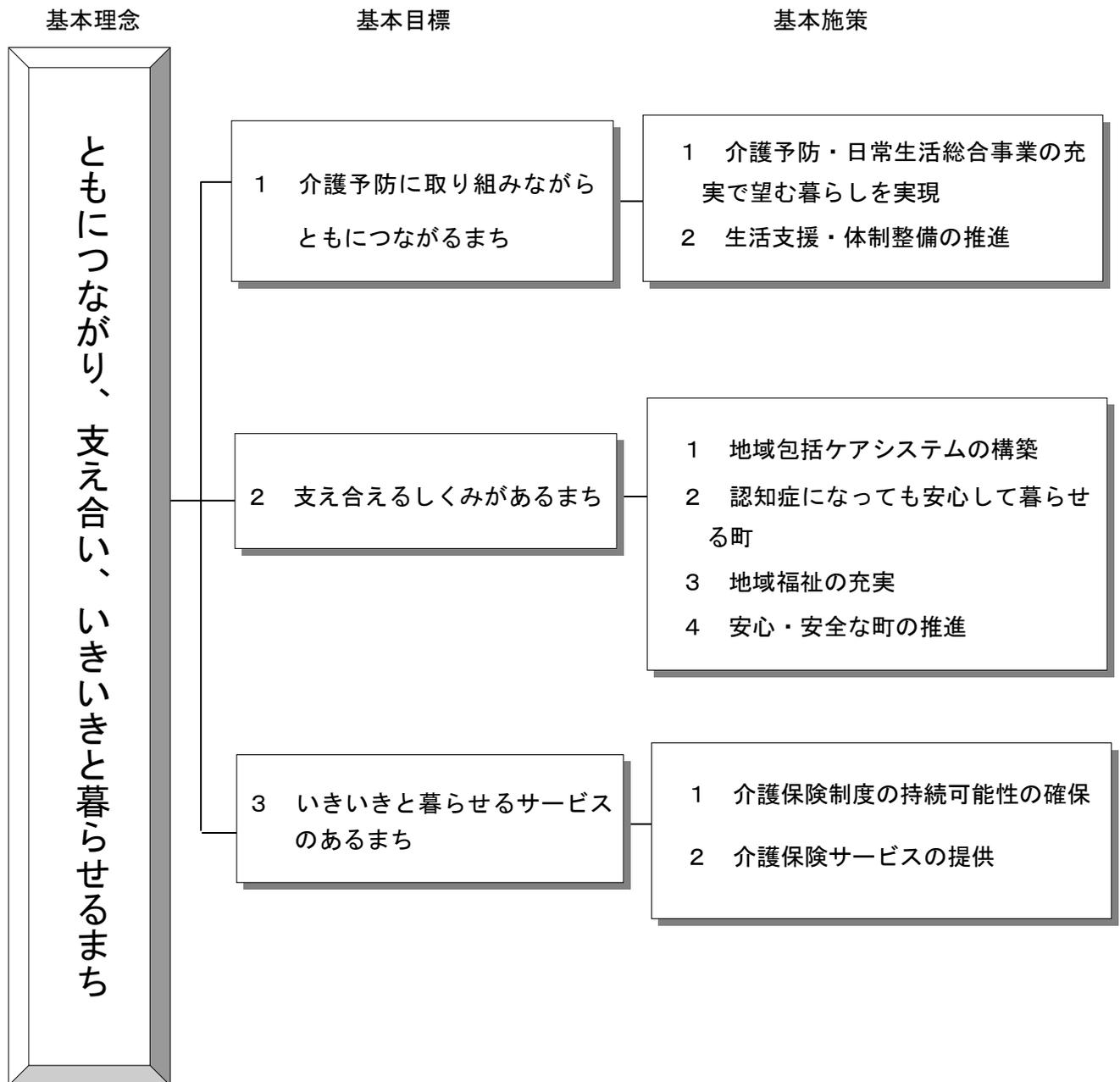
#### 〔基本理念〕

**ともにつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまち**

## 第2節 基本目標と基本施策

基本理念の実現のため、3つの基本目標と8つの基本施策を定めます。

### 施策の体系



## 基本目標 1 介護予防に取り組みながらとらもにつながるまち

介護者を家族などの個人で支えるには負担が大きく、これらの人を地域全体で支えていく必要があります。

地域包括ケアを一層推進するため、まちかどほっと歓事業などの見守り活動を推進するとともに、認知症への総合的な支援を推進していきます。

また、予防重視の健康増進のまちを目指して、介護予防サポーターの活動を支援する取組を進めていくと同時に、国の制度改正に沿って、本町の介護保険地域支援事業を実施していきます。

### 基本目標 1 事業体系

基本施策 1 介護予防・日常生活総合事業の充実で望む暮らしを実現	
1) 一般介護予防事業の推進	①介護予防サポーターの育成（まなびあい講座）及び活動の推進 ②ほっとか連とこ 100 歳体操 ③地域リハビリテーション活動支援事業の推進 ④生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス） ⑤地域いきがい通所事業（いきいきサロン） ⑥介護予防普及啓発事業の推進
2) 社会参加の促進	①スポーツ・レクリエーション活動の推進 ②公民館等での生涯学習への参加（新規） ③老人クラブ活動への支援
3) 介護予防と保健事業の一体的実施	①特定健診・がん検診、健康相談等の推進 ②保健事業と介護予防の一体的な事業の推進
4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	①介護予防ケアマネジメントの実施 ②訪問型サービス・通所型サービスの充実 ③生活支援サービスの検討・実施
基本施策 2 生活支援・体制整備の推進	
1) 声かけ・見守り及び生活を支える体制づくり	①高齢者声かけ・見守りまちかどほっと歓事業の推進 ②生活支援体制の推進 ③介護支援ボランティアの活躍の場の拡充
2) 就労機会の拡大	①シルバー人材センターの充実・強化 ②就業の場づくり

## 基本目標 2 支え合えるしくみがあるまち

個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できるように、福祉サービスをはじめ、介護保険制度外のサービス等の充実に努めます。

また、地域での高齢者やその家族等が、地域社会の中で安全安心に暮らしていけるよう、住環境・生活環境の整備を進めていきます。

### 基本目標 2 事業体系

基本施策 1 地域包括ケアシステムの構築	
1) 医療と介護の両方が必要になっても安心して暮らせるため	①在宅医療・介護連携推進事業
2) 高齢者の何でも相談窓口 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センター機能の総合相談機能の強化・拡充 ②ケアマネジャー連絡調整会議及びケアマネジャーの後方支援（新規） ③地域ケア会議の開催 ④地域包括支援センター機能の評価・点検
基本施策 2 認知症になっても安心して暮らせる町	
1) 認知症になっても希望をもって暮らせるために	①認知症への理解を深めるための普及・啓発事業の推進 ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ③若年性認知症対策の充実 ④認知症の人の介護者への支援 ⑤認知症の人本人・家族・地域交流の推進 ⑥認知症の人やその家族の視点の重視 ⑦いきがい交流事業（育育広場等）
基本施策 3 地域福祉の充実	
1) 福祉サービスの提供	①日常生活用具等給付等事業 ②福祉電話貸与事業 ③配食・給食サービス事業 ④軽度生活援助事業（なかよし代行サービス）
2) 高齢者の移動支援について	①買い物弱者支援事業の実施 ②外出移動支援事業 ③高齢者等タクシー助成事業 ④デマンド型タクシー事業 ⑤交通カード事業 ⑥孤立化を防止する交通対策の推進
3) 家族介護者への支援	①家庭介護者の相談支援の充実 ②在宅寝たきり老人等おむつ手当給付事業 ③在宅寝たきり等老人介護手当支給事業
4) 地域福祉の推進	①地域での福祉教育の充実 ②福祉の啓発・広報

#### 基本施策 4 安心・安全な町の推進

1) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者の権利擁護に関する相談の充実</li> <li>②虐待への対応</li> <li>③措置制度の活用</li> <li>④介護施設における虐待への対応（新規）</li> <li>⑤中核機関の設置・運営</li> <li>⑥成年後見制度利用推進事業</li> </ul>
2) 重層的支援体制整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①専門職による伴走型支援（新規）</li> <li>②地域住民による伴走支援（新規）</li> </ul>
3) 住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅生活の継続支援</li> <li>②多様な暮らしの場の整備</li> <li>③避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及</li> </ul>
4) 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活環境の利便性の確保</li> <li>②防災体制の整備</li> <li>③交通安全の推進</li> <li>④消費者被害の防止</li> </ul>

### 基本目標3 いきいきと暮らせるサービスのあるまち

介護保険サービスの提供に努めていくとともに、介護保険制度の普及により、介護保険サービスを提供する体制は急速に整備され多様化されてきましたが、利用者には複雑なサービスに感じられることも増えてきています。

高齢者が介護を必要とする状態になったときに、介護保険サービスの利用がスムーズにできるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、高齢者やその家族が必要なサービスを安心して利用できるよう、相談・苦情対応を進めるとともに、サービス事業者についての情報提供を進めていきます。

#### 基本目標3 事業体系

基本施策1 介護保険制度の持続可能性の確保	
1) 介護保険サービスの適正な利用	①情報提供・相談・苦情処理体制の強化 ②介護保険制度等の普及啓発 ③利用者負担の軽減
2) 介護保険制度の適正化	①適正な要介護（要支援）認定の実施 ②介護給付費等費用適正化事業の推進 ③適切なケアマネジメントの推進 ④介護保険制度と障害福祉サービスとの連携
3) 介護現場の支援	①介護人材の確保に向けた取組の推進 ②文書の削減・見直し ③ICT・介護ロボット活用に向けた周知
基本施策2 介護保険サービスの提供	
1) 居宅サービスの提供	①居宅サービスの提供
2) 地域密着型サービスの提供	①地域密着型サービスの提供
3) 施設サービスの提供	①施設サービスの提供

### 第3節 自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定

自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標の設定を以下のとおり定めます。

#### 自立支援・重度化防止及び介護給付費適正化等の取組内容及び目標

取組内容	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
多職種が連携した地域ケア会議の開催	28回/年	30回/年
住民を主体とした通いの場を増やす	設置か所 83か所 参加人数 1,097人	設置か所 100か所 参加人数 1,500人
見える化システムを活用した他市町との認定状況等の比較	2回/年	2回/年
介護支援専門員への相談支援	155件/年	180件/年
適正な利用につなげるためのケアプランチェック	120件/年	200件/年
介護支援専門員等を対象とした資質向上に資する研修会等の開催	13回/年	15回/年
福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専門職が確認する仕組みづくり	専門職が関わった 件数 6件/年	専門職が関わる 件数 24件/年
住宅改修に関し、リハビリテーション専門職が確認する仕組みづくり	専門職が関わった 件数 2件/年	専門職が関わる 件数 24件/年
縦覧点検・医療情報との突合	委託により実施済	継続して実施

## 第4章 分野別施策の展開

### 第1節 介護予防に取り組みながらともにつながるまち

健康づくりや介護予防は、重症化予防だけでなく、現状を維持し、望む暮らしを実現させるために、みんなで取り組む必要があります。1人では難しいかもしれませんが、仲間と一緒に楽しみながら取り組むことが重要です。

国の基本方針では、介護予防・日常生活総合事業を通じて自立支援・重度化防止への取組を、地域の実情に応じ柔軟に取り組むことを求めています。

これを踏まえ、多様な地域住民と連携し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進め、介護予防を推進することを目指します。

#### 1 介護予防・日常生活総合事業の充実で望む暮らしを実現

##### (1) 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業では、住み慣れた地域の中で、町民が主体となり介護予防活動に取り組むことができるよう、介護予防サポーターの養成や、通いの場づくりの支援を継続します。また、保健事業や生涯学習、生活支援の担い手などとも一体的に取り組めます。

通番	事業名	内容	関係課
1	介護予防サポーターの育成(まなびあい講座)及び活動の推進	<p>介護予防サポーター養成として「まなびあい講座」を継続して開催し、高齢者のこころと体、介護予防体操、認知症への関わり方などを学ぶことで、地域の介護予防の主体となる住民を育成していきます。</p> <p>また、まなびあい講座修了後も学びあうことを継続できるステップアップ講座を開催し、その時々介護予防に関する話題や課題に触れ、介護予防サポーター活動に活かします。</p> <p>介護予防サポーターの活動としては、転倒や認知症などの予防の意義や知識の普及に対する協力、ひとり暮らし高齢者への声かけ、見守り、認知症高齢者の見守りや家族への声かけ、見守り等を行います。その他お年寄りの孤立の予防や介護予防のための住民力として町内各所での「通いの場」づくりを推進していきます。</p>	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
2	ほっとか連とこ 100 歳体操	<p>まちかどほっと歓事業との連動を目指した高齢者の通いの場づくりをさらに進めていきます。</p> <p>放っとかれない体づくりという意味で「ほっとか連とこ 100 歳体操」という名称とし、リハビリテーション専門職との協働により筋力を保つための体操を実施しています。身近な場所で週 1 回の通いの場ができ、認知症の人や閉じこもりがちの高齢者に非常に有効な場となっています。</p>	健康福祉課
3	地域リハビリテーション活動支援事業の推進	<p>地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。</p>	健康福祉課
4	生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）	<p>高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者の方に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図るため、食事や入浴、レクリエーションなどを行います。</p>	健康福祉課 (社会福祉協議会委託)
5	地域いきがい通所事業（いきいきサロン）	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ長く健やかに生活できるよう、地域住民が相互に助け合う地域社会づくりを進めるために、自治会公民館・地区集会所等で、地域の高齢者の方を対象に昼食等のサービスを行い、地域の憩いの場を提供します。</p>	健康福祉課 {社会福祉協議会委託}
6	介護予防普及啓発事業の推進	<p>介護予防についての基本的な知識の普及を図るため、町広報紙の配布や健康講座等により啓発を行い、日常の運動や体操、食生活やオーラルフレイル予防の重要性についての知識の普及を図り、疾病予防を進めます。</p>	健康福祉課

## (2) 社会参加の促進

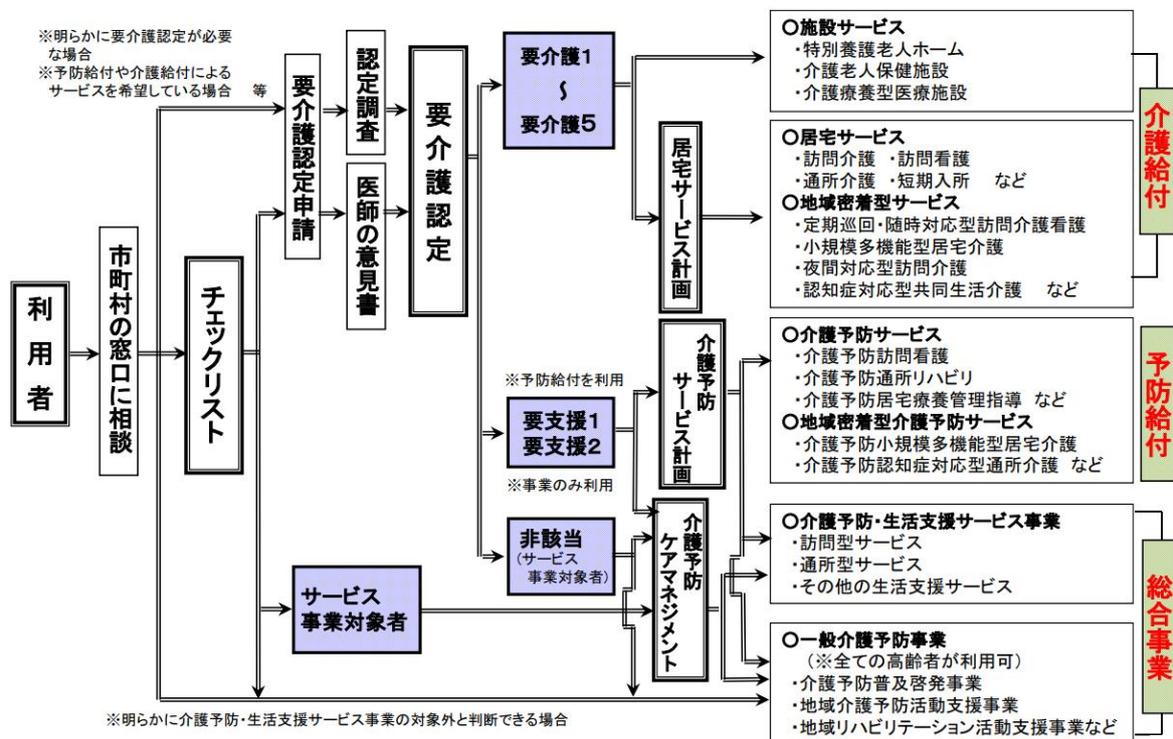
生涯学習や公民館活動、スポーツや老人クラブなどへの参加により、介護予防や健康づくりなどが期待されており、気軽に参加できる場づくりを推進していきます。また、地域の中での見守りや、つながりづくりに繋がります。

通番	事業名	内容	関係課
7	スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯スポーツや保健・健康づくり、高齢福祉関連部署などが一体となって、スポーツ・レクリエーション活動の講座やイベントなどの充実に努めるとともに、各種団体の自主的な活動の支援、活動を先導するリーダーの育成や世代を超えたスポーツ活動の促進、スポーツ施設の充実に努めます。 さらに、子どもから高齢者までそれぞれの体力や年齢、興味などに応じてスポーツに親しむ「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指します。そのため、「どこでも」「誰でも」スポーツを生涯及び通年にわたり気軽に行える体制の整備を推進します。	健康福祉課 生涯学習課
8	公民館等での生涯学習への参加（新規）	地区公民館でのクラブ活動等は、生涯学習の意味合いだけでなく、地域のつながりづくりや見守り、通いの場にもつながります。 介護予防や見守りの観点からも、公民館等の生涯学習への参加を呼びかけます。	健康福祉課 生涯学習課
9	老人クラブ活動への支援	本町では、全町的な老人クラブ連合会のもと、34の単位老人クラブが組織化され、カローリングなどの活動をしています。 今後も、老人クラブの活動内容について、健康づくりや福祉活動への参加、生きがい活動など多様な分野を展開することで、参加しやすい環境整備を図るとともに、年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者も気軽に参加できるような新たな枠組みでのクラブについて検討し、魅力あるクラブ活動の推進と、加入者の促進を支援します。	健康福祉課

### (3) 介護予防と保健事業の一体的実施

特定健診、健康相談などの実施により、住民の疾病予防を支援していきます。また、保健事業と介護予防を一体的に進めることで、効果的な支援に繋がります。

通番	事業名	内容	関係課
10	特定健診・がん検診、健康相談等の推進	特定健診・がん検診、歯周疾患検診、訪問指導、健康教室、健康相談などを実施し、住民の一人ひとりが健康への意識を高め、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるように支援していきます。	健康福祉課
11	保健事業と介護予防の一体的な事業の推進	保健師等の保健医療専門職を配置することにより、経年的な健康診査の結果から地域の健康課題を分析し、フレイル等に該当する高齢者に対して、保健師や管理栄養士などの専門職による継続的な支援を行います。併せて住民主体の通いの場等へ歯科衛生士や栄養士などの専門職を派遣し、高齢者が自らの健康意識を高めるとともに、フレイルやオーラルフレイル予防等の重要性について普及啓発を図ります。	健康福祉課



出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

#### (4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

総合事業対象者や要支援者等に対して、要介護状態になることや、重症化の防止を目指し、住み慣れた地域で活動的で生きがいのある自立した日常生活が送れるよう支援していきます。

通番	事業名	内容	関係課
12	介護予防ケアマネジメントの実施	要支援認定者及び「25項目の基本チェックリスト」を活用し、総合事業の基準に該当となった者に対し、対象者の自立支援を意識し、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら、介護予防・生活支援サービス事業を利用できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。	健康福祉課
13	訪問型サービス・通所型サービスの充実	要支援者が利用できる介護予防訪問介護や介護予防通所介護を緩和し、チェックリストによる事業対象者を含め、利用できるサービスを充実できるよう、事業所等と調整をすすめるとともに、介護予防サポーターやボランティア等が運営する通いの場や生活支援について、既存の高齢者声かけ見守りまちかどほっと歓事業や介護支援ボランティア制度の活用等を含め検討します。	健康福祉課
14	生活支援サービスの検討・実施	買い物支援やゴミ出し支援、移動支援など、専門職でなくても行える生活支援サービスについて、今後増々住民ニーズが増加することが予測される中で、専門職以外のサービスの担い手について、一般保健福祉施策や生活支援・体制整備事業と連動しながら、介護予防ボランティア制度等の活用も含め検討し、生活支援サービスを検討していきます。	健康福祉課

介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたってのケアマネジメントの流れ

生活支援サービスのイメージ



厚生労働省資料より

## 2 生活支援・体制整備の推進

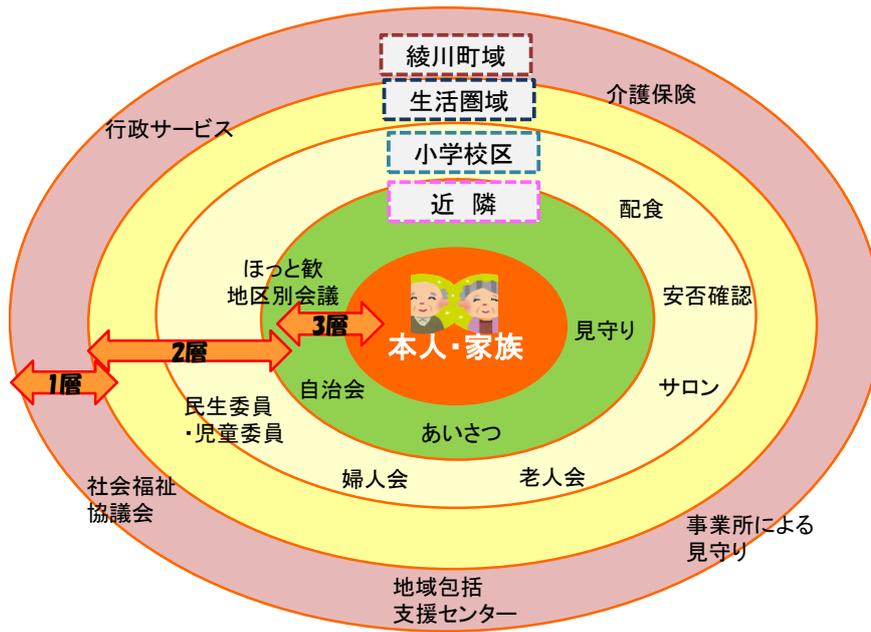
### (1) 声かけ・見守り及び生活を支える体制づくり

まちかどほっと歓事業やいきいきサロン、ほっとか連とこ100歳体操などの通いの場を中心に、地域住民とともに声かけ・見守りのある地域づくりを進めます。

また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、生きがいにつながる活動の機会や生活支援を必要としている高齢者等と地域の人、居場所、支援等をつなぎ、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを支援します。

通番	事業名	内容	関係課
15	高齢者声かけ・見守り まちかどほっと歓事業 の推進	町及び社会福祉協議会が、地域住民（協力員）、民生委員・児童委員及び協力機関等と連携し、一人暮らしの高齢者や高齢世帯等への声かけ、見守り活動を奨励します。 その推進のため、旧小学校区（粉所、西分、山田、羽床上、昭和、陶、滝宮、羽床）ごとに地区別会議を開催します。	健康福祉課 社会福祉協議会
16	生活支援体制の推進	生活支援体制整備事業を活用して、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、活動の機会や生活支援を必要とする高齢者と地域の人や居場所、支援等をつなぎ合わせる（マッチング）に取り組みます。 また地域の多様な個人・団体・機関と顔の見える関係づくりを行い、高齢者の困り事が解消するための協力体制づくりを地域支えあい会議等で行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会 委託)
17	介護支援ボランティア の活躍の場の拡充	介護支援ボランティアとして活躍された場合は活動の時間に応じてボランティアセンターポイントを付与しています。介護支援ボランティアとして活躍できる機会や受け入れ機関の拡充に取り組めます。 また定期的な見守りや、ごみ出しサポートほっと歓事業以外の高齢者等の生活を支える生活支援についても活躍の場としての仕組みづくりを検討します。	健康福祉課

# 支え合いのイメージ



## (2) 就労機会の拡大

高齢者に就労の場を提供することにより、社会とのつながりを維持し、生きがいなどを感じられる場を提供していきます。また、高齢者の生活を支える生活支援の担い手としても活躍の場を広げます。

通番	事業名	内容	関係課
18	シルバー人材センターの充実・強化	<p>「綾川町シルバー人材センター」の会員数は、令和4年度末現在で110名（男性83名・女性27名）となっています。</p> <p>今後も、事業主への普及啓発を実施し民間企業における高齢者の就業機会の確保に努めるとともに、IT経験者の登録や、高齢者の生活を支える生活支援の担い手の確保についても検討し、高齢者が活躍できる機会の確保に努めます。</p>	シルバー人材センター 健康福祉課
19	就業の場づくり	<p>ハローワークなどと連携しながら、事業主への普及啓発を実施し、民間企業における高齢者の就業機会の確保を促進します。</p> <p>また、高齢者の体力や健康状態等に配慮した就労環境となるよう、関係機関を通じて事業主への働きかけ、町の公共施設における樹木の剪定、草刈り、清掃、公共施設の管理・介護施設での調理や介護の助手等に積極的に高齢者を登用し、高齢者の就業機会の創出に努めます。</p>	健康福祉課 経済課

## 第2節 支え合えるしくみがあるまち

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、介護を必要とする状態になっても、個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう、在宅医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、介護保険制度や地域の支え合いによるインフォーマルサービスに加え、地域での生活を支えるための福祉サービスの充実に努めます。

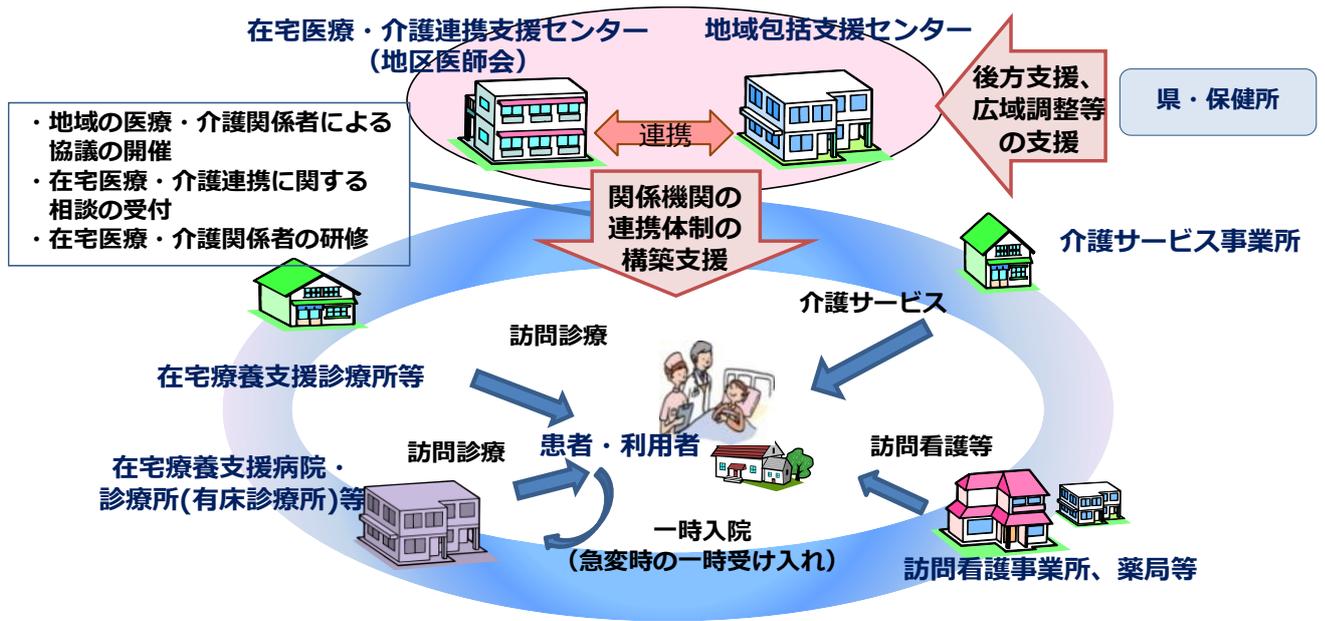
また、高齢になっても、地域での暮らしが安心して送れるように生活環境の整備に努めていきます。

### 1 地域包括ケアシステムの構築

#### (1) 医療と介護の両方が必要になっても安心して暮らせるため

在宅で医療サービスと介護サービスの両方を利用する高齢者に、一体的なサービスの提供ができる体制づくりを進めます。

通番	事業名	内容	関係課
20	在宅医療・介護連携推進事業	綾川町では綾歌地区医師会に委託し、在宅医療・介護連携支援センターを中心に、地域の医療や介護資源の把握や連携課題の抽出、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地域住民への普及啓発、医療・介護関係者の研修を推進します。 連携場面として、「日常の療養支援」では、関係者の顔の見える関係づくりの推進と課題を多職種で検討する地域ケア会議の活用を図ります。「入退院支援」では、医療機関と担当するケアマネジャーの相互連携の強化を行い、「急変時の対応」及び「看取り」では課題の把握、分析を進めます。	健康福祉課 在宅医療・介護連携支援センター



在宅医療・介護連携推進事業のイメージ

厚生労働省資料より

## (2) 高齢者の何でも相談窓口 地域包括支援センターの機能強化

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査やケアマネジャー等へのヒアリングの結果、「困った時に相談できる」というニーズが多いにもかかわらず、「相談窓口が分からない」と回答した方が多い状況でした。相談窓口を明確化し、相談対応を行います。

通番	事業名	内容	関係課
21	地域包括支援センターの総合相談機能の強化・拡充	<p>綾川町では、高齢者の何でも相談窓口として地域包括支援センターを国保総合保健施設えがお内に開設しております。</p> <p>広報等での周知だけでなく、介護予防サポーター等の協力を得ながら窓口について周知し、介護予防だけでなく、医療や介護、認知症についての相談等に対応します。</p> <p>また、地域共生社会の実現に向けて、世帯を取り巻く全ての福祉課題に対応できるように、関係機関と連携し機能強化に努めます。</p>	健康福祉課
22	ケアマネジャー連絡調整会議及びケアマネジャーの後方支援(新規)	<p>地域包括支援センターでは、在宅での生活を支えるケアマネジャーを支援し、連絡調整会議を通じて、地域で暮らす住民の生活を支えるための方法をケアマネジャーと共に検討しながら、住民の暮らしを支えます。</p>	健康福祉課
23	地域ケア会議の開催	<p>地域の医療・介護・福祉等の多職種及び民生委員・児童委員やボランティア等が協働して、地域ケア会議を開催することにより、個別ケースや生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。</p>	健康福祉課
24	地域包括支援センター機能の評価・点検	<p>地域包括支援センターの業務について、国において示される評価指標に基づき、地域包括支援センターの業務の実施状況や業務量等の程度を町が把握し、評価・点検を行います。</p>	健康福祉課

## 2 認知症になっても安心して暮らせる町

### (1) 認知症になっても希望をもって暮らせるために

令和5年度、「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。認知症への取組は認知症施策推進大綱と整合性を取りながら、これまで以上に充実させていきます。

通番	事業名	内容	関係課
25	認知症への理解を深めるための普及・啓発事業の推進	<p>町内の幅広い年齢層の地区組織や小・中学校、小売業や金融機関等の職域、通いの場などで認知症サポーターの養成を行います。</p> <p>認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、認知症サポーターの協力のもと、認知症の予防や進行を予防できるための取組を、地域の中で進めることができるよう働きかけます。</p> <p>また認知症になった時、周囲の人に相談でき、理解してもらえたとともに支え合いながら、楽しく豊かに安心して暮らすことができる地域づくりを目指せるよう働きかけます。</p>	健康福祉課 学校教育課
26	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	<p>認知症の人やその家族に早期に専門職が関わり、早期診断、早期対応が行えるように、医師会と連携し、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。</p> <p>また、認知症と疑われる症状が発生したときや認知症の人を支える場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければいいのかを示した認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を住民に広く周知するとともに、認知症サポート医や認知症疾患医療センターとの連携を強化します。</p> <p>さらには、認知症高齢者やその介護者が安心して生活できるよう、町内の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や介護老人福祉施設などでの認知症ケアの向上を促進していきます。</p>	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
27	若年性認知症対策の充実	若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に検討し、講じていきます。	健康福祉課
28	認知症の人の介護者への支援	<p>認知症の人とその家族を総合的に支援するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員の活動の充実に努めます。</p> <p>また、地域包括支援センター、医師会等が連携し、認知症に関する相談窓口の充実を図り、身近な相談先（かかりつけ医、物忘れ外来、認知症相談等）の情報提供に努めます。</p> <p>さらには、位置情報探索サービスを利用する際の初期経費の補助や、ほっと歓メール配信による行方不明者の検索依頼等で、介護者を支援します。</p>	健康福祉課
29	認知症の人本人・家族・地域交流の推進	<p>認知症本人が楽しく豊かに安心して暮らすことができ、認知症の進行を和らげることを目指した、軽度認知障害や認知症初期段階の人の通いの場として「脳の元気教室」を行います。</p> <p>また、本人や家族が認知症への思いや悩みを語れる、認知症本人と家族の集いの場としての「びなんかずらの会」等への運営協力を行います。</p>	健康福祉課
30	認知症の人やその家族の視点の重視	認知症の人本人からの発信を活かし、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める施策を展開するほか、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の総合的な推進や認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていきます。	健康福祉課

通番	事業名	内容	関係課
31	いきがい交流事業(育育広場等)	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるためには、認知症の人にも、そうでない方にも誰にもやさしい地域づくりを進めていく必要があります。</p> <p>そのために、育育広場等の認知症の人も交えた活躍の場、世代間交流の場の設置を進めていきます。</p>	健康福祉課



### 3 地域福祉の充実

#### (1) 福祉サービスの提供

介護保険制度(共助)や地域の支え合い(互助)だけでは難しい在宅での生活を支えるために、内容等を見直しながら充実に努め、広報やホームページ等での周知を行います。

通番	事業名	内容	関係課
32	日常生活用具等給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者日常生活用具給付等事業 町内にお住まいの低所得の要介護高齢者及びひとり暮らしの高齢者の方に対し、日常生活用具の給付又は貸与をすることにより、日常生活の便宜を図ります。 【内容】電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人電話(加入電話)</li> </ul>	健康福祉課
33	福祉電話貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉電話貸与事業 町内にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの方等に、緊急警報装置を貸与し、委託業者による安否確認や相談、緊急時の通報等を協力員の協力のもと行います。</li> </ul>	健康福祉課
34	配食・給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者配食サービス事業 町内にお住まいの75歳以上(身体障害者手帳の交付を受けている場合には65歳以上)のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な方に対し、民間委託業者が週1～2回弁当の宅配を行うとともに、安否確認を行うことにより、自立した生活を支援します。</li> <li>・給食サービス事業 おおむね75歳以上の方でひとり暮らし又は高齢者のみの世帯を対象に、婦人会などの協力を得て安定した食事を月1回提供します。</li> </ul>	健康福祉課
35	軽度生活援助事業 (なかよし代行サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的として、外出時の援助、食事や食材の確保、家屋内の整理、整頓などの軽易な日常生活上の援助を行います。介護保険を使わずに、病院や居宅にて、洗濯や買物・話し相手などのサービスを検討します。	健康福祉課 社会福祉協議会

## (2) 高齢者の移動支援について

高齢者の移動支援については、ケアマネジャーや民生委員に行ったヒアリングの中でも、最も優先度が高い課題ということがわかりました。「免許がないとここでは暮らせない」という思いで、認知症や運転に不安があっても、免許返納に踏み切れないという方も大勢いる状況です。

住み慣れた地域での暮らしを支えるために、交通政策担当課や民間活用、また地域のみなさんと協議しながら、様々な可能性を検討し、内容等を見直しながら充実に努めます。

通番	事業名	内容	関係課
36	買い物弱者支援事業の実施	買い物支援を実施しています。町内の事業者の協力により移動スーパー（E-Wa）による販売を継続します。	健康福祉課 綾川町商工会 イオンリテール
37	外出移動支援事業	・移動対策事業（移送サービス事業） 綾川町社会福祉協議会では、公共交通機関が使いにくく、歩行・移動に支障のある高齢者の移動手段の確保として「さわやか通院介護サービス」を継続します。	健康福祉課 社会福祉協議会
38	高齢者等タクシー助成事業	移動手段確保策として、免許返納等で移動手段の確保が難しい方に、町内のタクシー事業者で利用できる、助成券を配布します。	健康福祉課
39	デマンド型タクシー事業	指定の場所から目的地（町内に限る）まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、安価な料金で応える公共交通サービスです。乗合のため、他にも同じ便に予約した利用者がいれば順番に回り、それぞれの目的地まで運行します。	総務課
40	交通カード事業	運転免許証を返納した65歳以上の高齢者に対し、町営バスの無料利用カードを提供します。 70歳以上の高齢者を対象に、琴電が半額運賃で利用できるゴールドイルカを提供します。	総務課

通番	事業名	内容	関係課
41	孤立化を防止する交通対策の推進	<p>事業者の協力を得ながら、電車、バス、タクシーの維持・確保に努めるとともに、利便性の向上に努めます。</p> <p>介護保険や障害者総合支援法、その他一般福祉サービスでの既存の移送支援サービスの活用促進を図ります。</p>	総務課

### (3) 家族介護者への支援

介護離職を防ぐとともに、家族介護者の様々な負担を軽減できるよう、各種施策を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
42	家庭介護者の相談支援の充実	<p>介護者の心身の負担について、地域包括支援センターを中心に相談を受け、介護に関する知識・技術の習得などの支援体制を整備します。</p> <p>また、介護離職を防ぎ、就労継続を支援する観点から、特に認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度の理解など、認知症高齢者の家族介護者の支援の充実に努めます。</p>	健康福祉課
43	在宅寝たきり老人等おむつ手当給付事業	<p>町内にお住まいの65歳以上の要介護3以上の方で、在宅で寝たきりの状態又は重度の認知症の状態が継続しており、常時おむつを必要としている方に日常生活を支援するため、おむつ手当（年額6万円相当のおむつ券）を支給します。また、非課税世帯の場合は家族介護用品（年額10万円相当のクーポン）を支給します。</p>	健康福祉課
44	在宅寝たきり等老人介護手当支給事業	<p>町内にお住まいの65歳以上の要介護3以上の寝たきり又は重度の認知症の状態の方を在宅で常時介護し、保健師やホームヘルパー等の介護支援を受けている家族の方に対し、在宅福祉サービスの利用を促進し、家族の介護に対する負担の軽減を図るため、介護手当（月額1,250円）を支給します。</p>	健康福祉課

#### (4) 地域福祉の推進

地域共生社会の実現を目指し、福祉に関わる問題について啓発・広報を進めます。  
また、認知症の方や高齢者等が地域社会で暮らしやすい環境づくりを進めていきます。

通番	事業名	内容	関係課
45	地域での福祉教育の充実	地域全体で福祉教育に取り組んでいくため、教育・福祉関係者、地域住民などが連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉や認知症のサポートについて学べる環境づくりを推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会 学校教育課
46	福祉の啓発・広報	町及び町社会福祉協議会などの広報や防災無線により情報の提供に努めるとともに、民生委員・児童委員、地区健康推進員等による身近な相談に応じながら、わかりやすい情報の提供に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

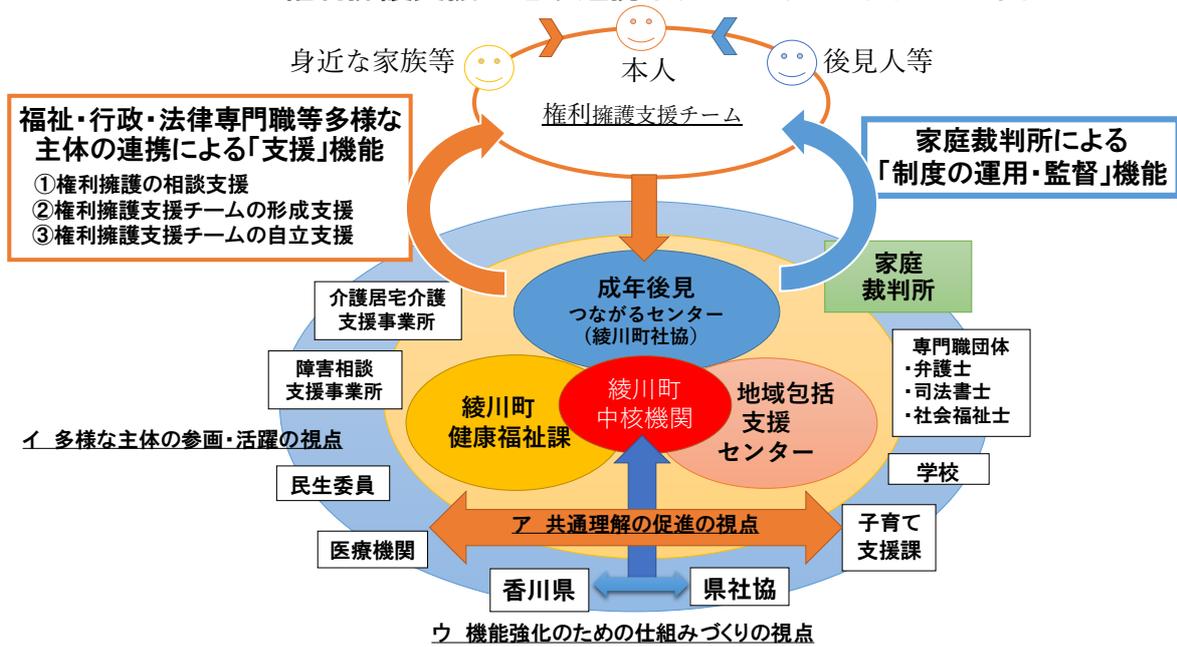
## 4 安心・安全な町の推進

### (1) 権利擁護の推進

関係機関・施設との連携を強化し、高齢者への虐待を防ぐ施策を推進するとともに、高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、適切な支援を実施していきます。

通番	事業名	内容	関係課
47	高齢者の権利擁護に関する相談の充実	地域包括支援センター等において、高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、関係機関との連携を図り適切な支援に結びつけます。	健康福祉課 住民生活課
48	虐待への対応	関係機関との連携による地域ケア会議等を開催し、高齢者の虐待予防をはじめ早期対応、支援などを行う体制を整え、迅速かつ適切な対応を図ります。	健康福祉課
49	措置制度の活用	高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度を活用し、老人ホーム等への入所による虐待者からの分離を図ります。	健康福祉課
50	介護施設における虐待への対応（新規）	介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報があった場合は、秘密厳守であることを伝え、話をしっかり聞き、県と連携・協働しながら、迅速に対応します。	健康福祉課
51	中核機関の設置・運営	成年後見制度の利用を促進するため「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークを構築します。また、専門職相談会や個別ケース会議を開催し、後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業や生活支援等の社会資源を活用しながら権利擁護を推進します。また、広報・啓発に取り組みながら、市民後見人の育成についても検討していきます。	健康福祉課（社会福祉協議会委託）
52	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受け、適切な後見人が、本人の財産管理や身上監護を行う制度です。成年後見制度の利用が必要な方が、必要な支援につながるために、町長申立や後見人等への報酬助成を実施し、本人の権利擁護を支援します。	健康福祉課

## 綾川町成年後見中核機関 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりイメージ図



### 日常生活自立支援事業・成年後見制度

区 分	内 容	
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力の不十分な方の程度に応じて選択)	①後見 ：ほとんど判断出来ない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (本人の判断能力が十分にあるうちに、将来に備えて決めておく)	

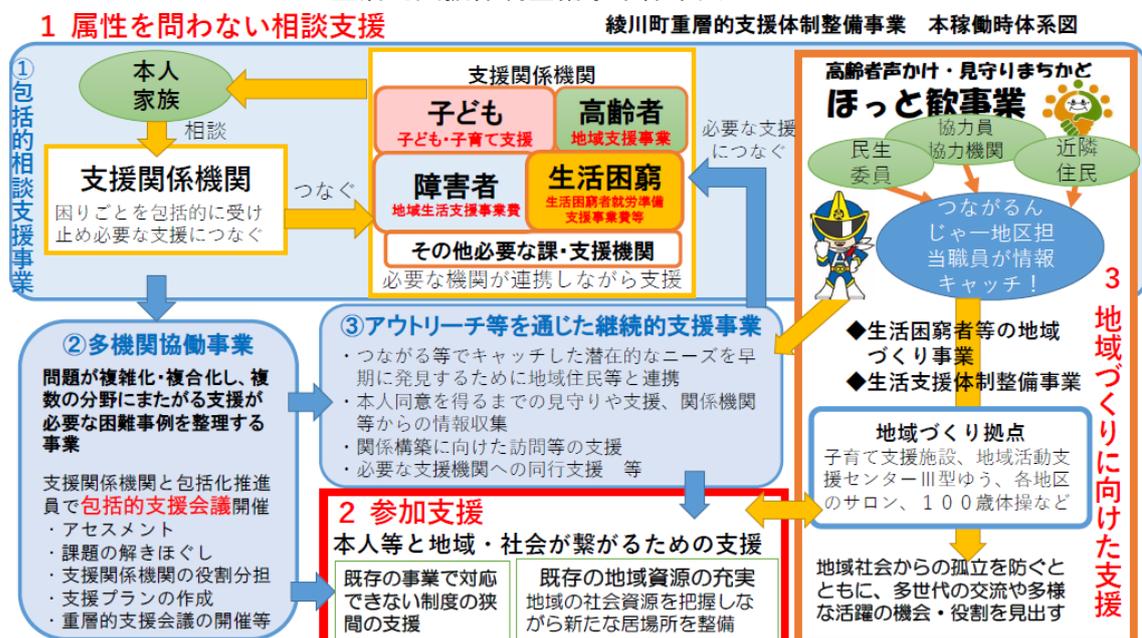
## (2) 重層的支援体制整備の充実

綾川町においても、ひきこもりや8050問題、生活困窮者の問題やヤングケアラーなど、問題が複雑化・複合化し、複数の分野にまたがるケースが増加傾向にあります。1機関だけでは支えることが難しく、課題解決支援だけでは解決できないケースも多い状況です。

そこで、世帯を取り巻く全ての福祉課題に対応できるように、令和6年度より重層的支援体制整備事業を本稼働させ、多岐に渡る支援機関のプラットフォーム化を図ります。また地域共生社会を目指して、地域と一緒に、伴走支援に取り組みます。

通番	事業名	内容	関係課
53	専門職による伴走型支援（新規）	重層的支援体制整備事業では、健康福祉課(地域包括支援センター、えがお、障害・生活保護担当)、社会福祉協議会、子育て支援課、学校教育課に包括化推進員を位置づけし、日頃から情報共有を密に行います。 また、包括的支援会議を設置し、多機関の専門職におけるアセスメントにより課題を解きほぐしながら、対象者に寄り添う継続的支援をチームで行います。	健康福祉課 社会福祉協議会 子育て支援課 学校教育課
54	地域住民による伴走支援（新規）	地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。 地域の見守りや居場所などの、活動を通じて、日常の中で行われる住民同士の支え合いや緩やかな見守りが行える地域づくりをすすめます。	社会福祉協議会 健康福祉課 その他関係各課 地域住民

重層的支援体制整備事業体系図



### (3) 住環境の整備

住宅のバリアフリー化等を推進し、高齢者向けの住環境を整備していきます。

通番	事業名	内容	関係課
55	在宅生活の継続支援	<p>要介護状態になっても住み慣れた自宅で暮らせるよう、段差の解消、手すりの設置など、住宅のバリアフリー化や車いすなど福祉用具のサポートなどの役割が重要であり、介護保険制度等により、こうした支援に努めてきました。</p> <p>地域包括支援センターや居宅介護支援事業所による相談機能の強化を図りながら、こうした制度の利用促進に努め、在宅生活の継続を支援していきます。</p>	健康福祉課
56	多様な暮らしの場の整備	<p>介護保険対象の施設については、需給の均衡を図りながら整備を促進します。また、住宅改修について、高齢者が居住しやすい住宅に関する相談の充実を図ります。</p> <p>公営住宅整備の際は、高齢化社会に対応した人にやさしい住宅づくりの考え方を取り入れた公営住宅のバリアフリー化の推進に努めます。</p>	健康福祉課 建設課
57	避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及	<p>災害時に、地域で要介護者、障害者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など要配慮者を迅速・的確に支援できるよう、避難行動要支援者名簿の整備と定期的な更新を図るとともに、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるか等を定める個別支援計画の普及に努めます。</p>	総務課 健康福祉課

#### (4) 生活環境の整備

公共施設のバリアフリー化や防災体制の整備、交通安全の推進などにより、高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

通番	事業名	内容	関係課
58	生活環境の利便性の確保	<p>町役場等の公共施設をはじめ、公共性の高い施設における設備の整備やバリアフリー化を進めるなど、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めていきます。</p> <p>また、自宅での暮らしの継続を希望している高齢者が暮らしやすさを感じることができるよう、交通手段や買い物などの日常生活の利便性を確保できる仕組みづくりを検討していきます。</p>	総務課
59	防災体制の整備	<p>要配慮者の安全な避難・誘導、救助・救護等の体制づくりを進めており、避難所の整備、感染症対応を含めた避難所運営マニュアルの作成を進めています。また、避難行動要支援者名簿を作成し、福祉避難所設置運営マニュアルも作成します。</p> <p>今後も、広域消防・消防団・自主防災組織などと連携して、防災意識の向上、避難・救助体制の確立、被災後の生活支援制度の充実に努めるとともに、日頃からの地域の見守り活動の強化など、さらなる支援体制の充実に努めます。</p>	総務課 健康福祉課
60	交通安全の推進	<p>高齢者に対する交通安全教育の実施、高齢者運転免許証自主返納支援事業等、高齢者の交通安全の意識高揚や環境整備に努めます。</p>	総務課
61	消費者被害の防止	<p>高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、町や地域包括支援センター、社会福祉協議会が身近な相談窓口として対応にあたっています。</p> <p>県消費生活センターや警察などの関係機関との連携協力を図り、広報紙・パンフレットなど様々な媒体・機会を利用した情報発信により啓発を行うとともに、相談体制の充実に努めます。</p>	経済課 健康福祉課 社会福祉協議会

### 第3節 いきいきと暮らせるサービスのあるまち

介護保険制度の普及により、各種介護保険サービスは急速に整備され、多様化してきましたが、一方で利用者にはわかりにくくなっている部分もあり、サービス利用者への情報提供に努めます。

また、介護サービスの中心となる介護保険サービスを提供し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

#### 1 介護保険制度の持続可能性の確保

##### (1) 介護保険サービスの適正な利用

介護保険サービスの各種情報を様々な経路で提供し、また、利用にあたっての相談を受け付け、介護保険サービスの利用を支援していきます。

通番	事業名	内容	関係課
62	情報提供・相談・苦情処理体制の強化	サービスの質の確保・向上と、利用者へのサービス情報の周知を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、介護事業所の第三者評価・サービス情報公表の実施を促進します。 また、町民がより円滑にサービスを利用することができるよう、介護保険制度の認定からサービス内容に関することまで、介護相談員や各種関係機関の協力を得ながら、相談・苦情処理体制の強化に努めます。	健康福祉課
63	介護保険制度等の普及啓発	要介護認定をはじめ介護保険サービス、地域支援事業などについて高齢者やその家族等が理解を深められるように、ホームページをはじめ広報紙等多様な媒体や機会を活用して、制度の周知を図ります。	健康福祉課
64	利用者負担の軽減	・高額介護・介護予防サービス費の支給 要介護者等が1か月に支払った利用者負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を支給します。 ・高額医療・高額介護（介護予防）サービス費の支給 介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額になった場合は、限度額を超えた分を支給します。	健康福祉課

## (2) 介護保険制度の適正化

介護認定審査やケアプランチェックなどを行い、介護保険サービスの適切な利用を促進します。

通番	事業名	内容	関係課
65	適正な要介護（要支援）認定の実施	<p>要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により要介護認定審査会で審査・判定します。</p> <p>認定調査員に対する研修を行い、公平・公正で適切な要介護等認定を実施します。</p>	健康福祉課
66	介護給付費等費用適正化事業の推進	<p>介護保険利用者への適切なサービス提供と介護保険料の円滑な運営のため、介護給付等の適正化事業に取り組みます。また、取組内容については公表を行います。</p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査結果の点検</li> <li>・ケアプラン点検</li> <li>・住宅改修等の点検</li> <li>・請求内容の縦覧点検、医療情報との突合</li> </ul>	健康福祉課
67	適切なケアマネジメントの推進	<p>利用者が、介護・福祉サービスを適切に利用するためにケアプランの点検やケアマネジャー研修等を通じて介護支援専門員への支援を行い、適正なケアマネジメント活動を推進することにより、ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p>	健康福祉課
68	介護保険制度と障害福祉サービスとの連携	<p>国の地域共生社会の実現に向けた取組において、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置づけられます。</p> <p>国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、連携を図り検討を進めます。</p>	健康福祉課

## 介護給付費等費用適正化事業の取組内容

### ① 認定調査結果の点検

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護（要支援）認定における認定調査の内容について、事後点検等を実施します。

### ② ケアプランの点検

介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成したケアプラン等の記載内容について、要介護認定データとケアプランを突合させるシステムを活用し、点検及び支援を行い、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

### ③ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

サービスの利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、改修内容等の事前審査や完了届による提出書類の点検を全件実施します。そのうち、改修費が著しく高額と考えられるもの、提出書類や写真からは現状がわかりにくいなど改修内容等に疑義が生じたケース等を中心に、現地調査による点検の実施を検討していきます。

また、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具の必要性や利用状況等について、点検の実施を検討します。

### ④ 請求内容の縦覧点検、医療情報との突合

介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うため、利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

また、医療と介護の報酬について重複請求の排除等を図るため、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

### (3) 介護現場の支援

今後も安定的に介護サービスを提供していくために、介護現場の支援が求められます。特に、介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保に努めるとともに、介護人材のスキルアップを促す研修会等の実施について検討していきます。

また、介護保険事業に係る届出文書の削減や ICT・介護ロボットの活用により、介護現場の負担軽減や生産性向上に繋がる取組を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
69	介護人材の確保に向けた取組の推進	<p>初任者研修への助成や介護人材のスキルアップを促す研修の実施を検討し、町内の介護保険サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進していきます。</p> <p>また、外国人技能実習生が町内に定住してくれることを目指し、多文化共生事業等との連携について検討します。</p>	健康福祉課 住民生活課 総務課
70	文書の削減・見直し	<p>指定更新や変更届に伴う提出書類は、国の標準様式を活用することとし、「電子申請・届出システム」を利用した届出もできるよう進めていきます。</p>	健康福祉課
71	ICT・介護ロボット活用に向けた周知	<p>地域医療確保総合確保基金補助金の活用により、介護現場の負担軽減を図るため、介護現場における ICT 化や介護ロボットの導入について、県と情報共有を行い事業所へ周知します。</p>	健康福祉課

## 2 介護保険サービスの提供

### (1) 居宅サービスの提供

介護保険サービスの居宅サービスを提供し、高齢者が自宅などの住み慣れた環境での生活を支援します。

通番	事業名	内容	関係課
72	居宅サービスの提供	高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるように、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進します。 特に、医療・介護双方のニーズを有する要介護者の増加を踏まえ、医療・介護の連携強化を図る取組も推進します。	健康福祉課

### (2) 地域密着型サービスの提供

認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護などを提供し、住み慣れた地域での生活環境の整備を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
73	地域密着型サービスの提供	認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などのサービスの提供により、住み慣れた地域での生活・介護を推進します。 ・介護保険法第117条第2項にかかる定員 認知症対応型共同生活介護：36人 地域密着型特定施設入居者生活介護：なし 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：なし	健康福祉課

### (3) 施設サービスの提供

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を提供し、重度要介護状態の高齢者の生活環境の整備を推進します。

通番	事業名	内容	関係課
74	施設サービスの提供	介護老人福祉施設、介護老人保健施設での介護保険サービスの提供により、地域での生活・介護を充実させます。	健康福祉課

## 第5章 介護保険事業量の見込みと給付費の推計

### 第1節 介護保険サービス量の見込み

介護保険サービス量（1か月あたり平均利用人数・利用回数）の見込みは以下の表のとおりです。

#### 介護保険サービス量の見込み

##### 【介護予防サービス】

単位：回（日）／人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	
(1)居宅 サービス	介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	152.1	152.1	160.6	160.6
		人数	18	18	19	19
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	25.9	25.9	25.9	25.9
		人数	7	7	7	7
	介護予防居宅療養管理指導	人数	8	8	8	8
	介護予防通所リハビリテーション	人数	110	109	108	115
	介護予防短期入所生活介護	日数	11.0	11.0	11.0	11.0
		人数	3	3	3	3
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
人数		0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	人数	172	170	169	180	
特定介護予防福祉用具購入費	人数	4	4	4	4	
介護予防住宅改修	人数	4	4	4	3	
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	2	2	2	2	
(2)地域 密着型 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	
(3)介護予防支援	人数	234	233	232	247	

※厚生労働省「見える化システム」による推計値（以下同じ）。

## 【介護サービス】

単位：回（日）／人

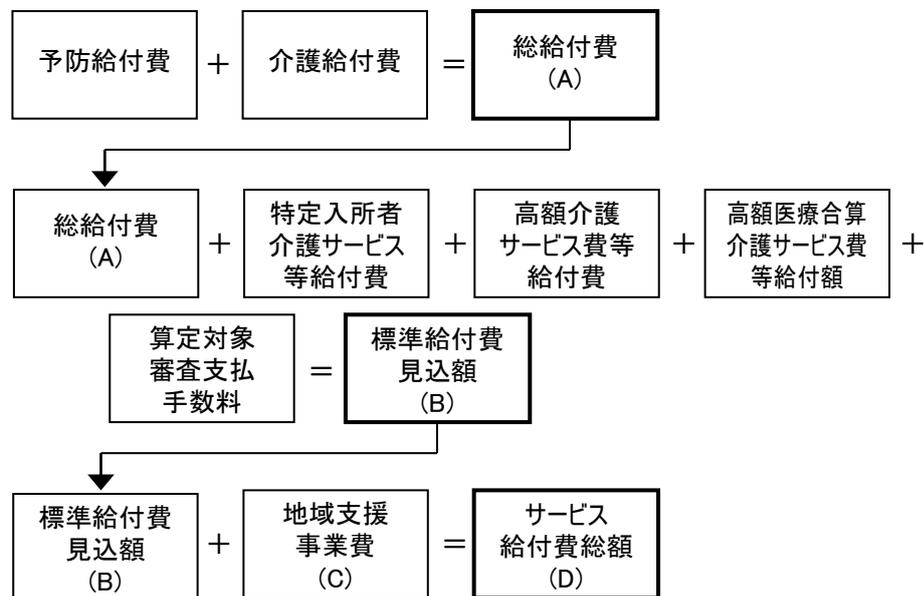
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	
(1)居宅 サービス	訪問介護	回数	3,607.7	3,474.0	3,400.8	3,544.5
		人数	200	195	193	197
	訪問入浴介護	回数	76.5	76.5	71.8	71.8
		人数	13	13	12	12
	訪問看護	回数	1,452.9	1,433.4	1,406.5	1,455.3
		人数	150	148	145	150
	訪問リハビリテーション	回数	95.1	95.1	95.1	57.9
		人数	15	15	15	9
	居宅療養管理指導	人数	205	200	195	204
	通所介護	回数	4,003.2	3,951.1	3,892.8	4,052.5
		人数	347	343	338	351
	通所リハビリテーション	回数	2,126.9	2,118.6	2,097.8	2,086.4
		人数	234	233	231	231
	短期入所生活介護	日数	1,577.5	1,473.9	1,482.2	1,509.9
		人数	121	114	114	118
	短期入所療養介護(老健)	日数	108.8	108.8	108.8	108.8
		人数	16	16	16	16
	短期入所療養介護(病院等)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
人数		0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
福祉用具貸与	人数	570	570	569	569	
特定福祉用具購入費	人数	9	9	9	8	
住宅改修費	人数	7	7	7	7	
特定施設入居者生活介護	人数	23	23	21	22	
(2)地域 密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	2	2	2	2
	夜間対応型訪問介護	人数	1	1	1	0
	地域密着型通所介護	回数	354.8	354.8	354.8	354.8
		人数	27	27	27	27
	認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	人数	30	30	30	30
	認知症対応型共同生活介護	人数	35	35	35	33
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	
複合型サービス(新設)	人数	0	0	0	0	
(3)施設 サービス	介護老人福祉施設	人数	245	245	244	236
	介護老人保健施設	人数	92	96	100	89
	介護医療院	人数	8	8	8	8
	介護療養型医療施設	人数				
(4)居宅介護支援	人数	776	766	756	785	

## 第2節 介護保険給付費等の見込み

介護保険サービスの給付費総額は、介護報酬の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

以下の数式で算出した第9期介護保険事業期間（令和6～8年度）のサービス給付費総額は9,240,998千円（3か年分）となります。

介護保険サービス給付費総額の算出フロー



## 1 介護保険給付費の見込み

介護保険給付費の見込みは以下の表のとおりです。

### 介護保険給付費の見込み

【介護予防サービス】

単位：千円

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
(1)居宅 サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	6,564	6,573	6,928	6,928
	介護予防訪問リハビリテーション	877	878	878	878
	介護予防居宅療養管理指導	904	905	905	905
	介護予防通所リハビリテーション	48,988	48,790	48,292	51,301
	介護予防短期入所生活介護	941	943	943	943
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	15,162	14,978	14,891	15,866
	特定介護予防福祉用具購入費	1,497	1,497	1,497	1,497
	介護予防住宅改修	3,088	3,088	3,088	2,316
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,536	1,538	1,538	1,538
(2)地域 密着型 サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,067	1,068	1,068	1,068
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援		12,814	12,775	12,720	13,542
小計 I		93,438	93,033	92,748	96,782

## 【介護サービス】

単位：千円

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
(1)居宅 サービス	訪問介護	129,987	125,203	122,275	127,880
	訪問入浴介護	11,310	11,324	10,622	10,622
	訪問看護	80,375	79,214	77,770	80,280
	訪問リハビリテーション	3,193	3,197	3,197	1,943
	居宅療養管理指導	21,897	21,383	20,847	21,818
	通所介護	382,258	377,374	371,805	385,044
	通所リハビリテーション	218,383	217,964	215,062	212,055
	短期入所生活介護	161,825	151,228	152,131	154,076
	短期入所療養介護(老健)	15,267	15,287	15,287	15,287
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	105,975	105,975	105,653	105,112
	特定福祉用具購入費	3,562	3,562	3,562	3,009
	住宅改修費	6,869	6,869	6,869	6,869
	特定施設入居者生活介護	56,851	56,923	52,299	55,493
(2)地域 密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,276	5,282	5,282	5,282
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	42,617	42,671	42,671	42,671
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	76,614	76,711	76,711	76,711
	認知症対応型共同生活介護	109,474	109,612	109,606	103,201
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	複合型サービス(新設)	0	0	0	0
(3)施設 サービス	介護老人福祉施設	763,003	763,969	761,014	735,601
	介護老人保健施設	321,661	335,571	349,104	311,516
	介護医療院	40,283	40,334	40,334	40,334
	介護療養型医療施設				
(4)居宅介護支援	125,344	123,823	122,049	126,508	
小計Ⅱ	2,682,024	2,673,476	2,664,150	2,621,312	
総給付費(小計Ⅰ＋小計Ⅱ)		2,775,462	2,766,509	2,756,898	2,718,094

## 2 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

### 標準給付費の見込み

#### 【標準給付費】

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
総給付費(小計Ⅰ＋小計Ⅱ)※	2,775,462	2,766,509	2,756,898	2,718,094
特定入所者介護サービス費等給付額	92,962	92,459	91,677	93,744
高額介護サービス費等給付額	53,466	53,177	52,727	53,916
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,268	12,202	12,099	12,372
算定対象審査支払手数料	3,402	3,384	3,355	3,431
合計(標準給付費見込額)	2,939,801	2,930,162	2,919,167	2,881,557

※一定以上所得者負担の調整後の値。

## 3 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

### 地域支援事業費の見込み

#### 【地域支援事業費】

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	60,388	60,388	60,388	61,723
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	17,424	17,424	17,424	16,439
包括的支援事業(社会保障充実分)	18,882	18,882	18,882	15,875
合計(地域支援事業費見込額)	96,694	96,694	96,694	94,036

## 4 サービス給付費総額

サービス給付費総額の見込みは以下の表のとおりです。

### サービス給付費総額の見込み

#### 【サービス給付費総額】

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
標準給付費	2,939,801	2,930,162	2,919,167	2,881,557
地域支援事業費	96,694	96,694	96,694	94,036
合計(サービス給付費総額見込額)	3,036,495	3,026,856	3,015,861	2,975,593

### 第3節 第1号被保険者介護保険料の設定

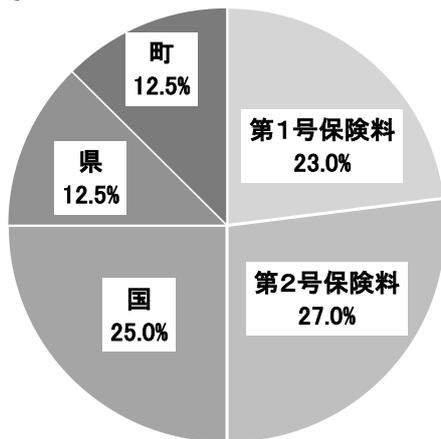
第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の各所得段階別の介護保険料は、以下のとおり見込みます。

#### 1 介護保険財源の負担割合

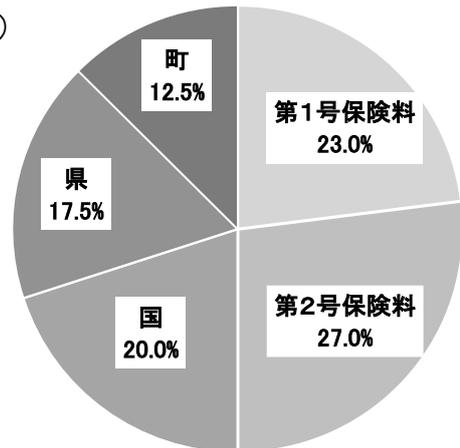
介護保険給付費等にかかる費用負担については、40歳以上の方が納める保険料で50%、国・県・町の公費で50%を負担します。また、保険料割合50%のうち、本計画期間の第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は23%、第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の負担割合は27%となっています。

このほか、高齢化や住民の所得の状況によって交付される調整交付金があります。

介護給付費  
(居宅分)

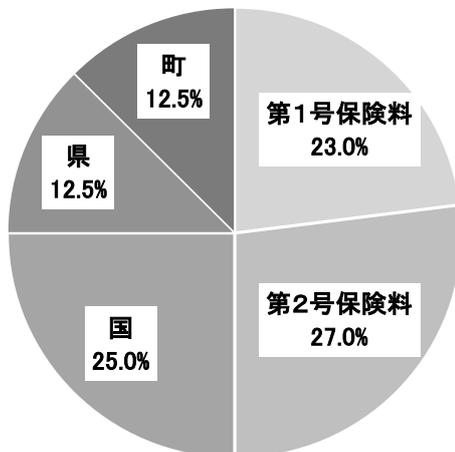


介護給付費  
(施設分)



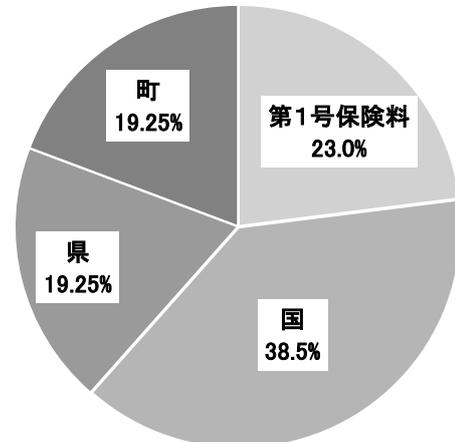
地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



介護給付費

(包括的支援事業・任意事業分)



## 2 介護保険料の設定

第9期計画期間の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の各所得段階別人数を過去の実績をもとに推計し、月額介護保険料基準額を7,000円に設定します。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度の月額介護保険料基準額は8,733円となっています。

第1号被保険者の介護保険料の見込み

段階	令和6年度被保険者数	令和7年度被保険者数	令和8年度被保険者数	人口構成比	月額保険料	年額保険料	現行の年額保険料	保険料の乗率	対象
1段階	823人	819人	810人	9.7%	3,200 (2,000)	38,400 (24,000)	42,000 (25,200)	0.455 (0.285)	世帯全員非課税及び合計所得+課税年金収入額が80万以下
2段階	851人	847人	838人	10.1%	4,800 (3,400)	57,600 (40,800)	63,000 (42,000)	0.685 (0.485)	世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超120万円以下
3段階	899人	895人	885人	10.7%	4,900 (4,800)	58,800 (57,600)	63,000 (58,800)	0.69 (0.685)	世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が120万円超え
4段階	604人	602人	595人	7.2%	6,300	75,600	75,600	0.9	世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が80万以下
5段階 (基準)	1,581人	1,575人	1,557人	18.7%	7,000	84,000	84,000	1.0	世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が80万超え
6段階	1,695人	1,689人	1,670人	20.1%	8,400	100,800	100,800	1.2	本人課税で合計所得120万未満
7段階	1,150人	1,145人	1,133人	13.6%	9,100	109,200	109,200	1.3	本人課税で合計所得120万以上210万未満
8段階	465人	463人	458人	5.5%	10,500	126,000	126,000	1.5	本人課税で合計所得210万以上320万未満
9段階	168人	167人	165人	2.0%	11,900	142,800	142,800	1.7	本人課税で合計所得320万以上420万円未満
10段階	80人	80人	79人	1.0%	13,300	159,600		1.9	本人課税で合計所得420万以上520万円未満
11段階	30人	30人	30人	0.4%	14,700	176,400		2.1	本人課税で合計所得520万以上620万円未満
12段階	23人	23人	22人	0.3%	16,100	193,200		2.3	本人課税で合計所得620万以上720万円未満
13段階	69人	69人	68人	0.8%	16,800	201,600		2.4	本人課税で合計所得720万以上
計	8,438人	8,404人	8,310人	100.0%					

※月額保険料は、厚生労働省「見える化システム」による推計値で、これを12倍したものを年額保険料とします。

※所得段階別人口構成比は、3年間変わらないものと仮定して推計を行っています。

※保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

※（）内は、負担軽減後の金額、保険料の乗率です。

---

---

## 第 3 編

---

---

### 障害者基本計画 第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画

令和 6（2024）年 3 月  
香川県 綾川町



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
第1節 計画策定の目的 .....	1
第2節 計画期間 .....	1
第3節 計画の位置づけ .....	2
第4節 計画の対象者 .....	2
第5節 障害者施策と介護保険制度との関係 .....	2
第6節 近年の法制度整備の状況 .....	3
第7節 国の政策動向 .....	6
<b>第2章 本町の障害者の現状</b> .....	9
第1節 障害者数の状況 .....	9
第2節 障害福祉サービスの利用状況 .....	10
第3節 計画値と実績値の比較 .....	14
第4節 アンケート調査からみた障害者の現状 .....	16
<b>第3章 基本的な方向性</b> .....	34
第1節 基本理念 .....	34
第2節 基本目標と基本施策 .....	35
第3節 ライフステージに沿った施策展開 .....	39
<b>第4章 分野別施策の展開</b> .....	40
第1節 とともに支えあうまち .....	40
第2節 バリアフリーで快適なまち .....	46
第3節 自分らしく暮らせるまち .....	55
<b>第5章 第7期障害福祉計画</b> .....	59
第1節 基本方針 .....	59
第2節 成果目標 .....	60
第3節 サービスごとの見込量 .....	66
<b>第6章 第3期障害児福祉計画</b> .....	80
第1節 基本方針 .....	80
第2節 成果目標 .....	81
第3節 サービスごとの見込量 .....	83



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の目的

本町では、令和2年3月に障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「第6期障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第2期障害児福祉計画」を一体で策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この間、国における施策は、令和3年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となり、障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要とされました。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を構築の支援「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

そのような中で、国が令和5年に策定した「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が示されました。

このことから、これまで以上に障害者の社会参加を促すための施策が重要と考えられ、今回、町が策定する「障害者基本計画」、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」においても、障害の有無に関わらず、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指してまいります。

## 第2節 計画期間

計画期間は、「障害者基本計画」、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」は、ともに令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度						
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6期	障害者基本計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害・第4期障害児		

### 第3節 計画の位置づけ

---

障害者基本計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法に定める法定計画で、この3つの計画が綾川町の障害者施策の方向を示すものです。

障害者基本計画は、障害者施策の総合的な計画であり、障害者の生活全般に関わる施策の方向性（指針）を定めます。障害のある人の暮らしをとりまく広範な施策分野を含み、障害福祉サービス等の事業計画として、整備目標を定めます。

一方、障害福祉計画は、地域生活と就労等自立を支援するために提供する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにかかる事項を示し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保等をめざしています。

また、障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定め、円滑な提供の促進をめざしています。

### 第4節 計画の対象者

---

わが国には、福祉制度を公平に利用できるよう、医学的な観点から心身の機能障害を診断・判定し、主要な障害である身体障害、知的障害、精神障害のある人に手帳を交付する制度があります。本計画の対象となる「障害者」は、この手帳交付者を基本にしつつ、発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害、各種の難病など、原因や症状、治療法等に関する研究が途上で、福祉的な支援方法が確立していない障害を有する人も含みます。

また、「障害」は単に「機能障害」を指すだけでなく、「能力障害・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障害者が受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって生ずる」という認識に立っています。

### 第5節 障害者施策と介護保険制度との関係

---

障害者総合支援法上のサービスを含む障害者施策と、主に高齢者施策を対象に平成12年度から導入されている介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。

これらのサービスメニューについて、65歳以上の障害者や、介護保険制度の特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障害者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障害者施策で実施されます。障害者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障害者施策によるサ

ービスを併用する場合があります。

## 第6節 近年の法制度整備の状況

---

我が国の障害福祉制度は、平成 15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成 25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、令和 2（2020）年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われました。

令和 3 年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

令和 5 年度には、「障害者基本計画（第 5 次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた、障害者施策の基本的な方向が示されました。障害者福祉分野では障害者総合

支援法等の一部を改正する法律の施行が令和6年4月施行の予定であり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方の見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが示されています。

### 近年の法制度整備の状況

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行 (平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) を採択
平成19 (2007) 年	障害者権利条約に署名 (平成19年9月28日)
平成21 (2009) 年	障害者制度改革推進会議
平成23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行 (平成23年8月5日)
平成24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行 (平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行 (平成24年10月1日)
平成25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 (平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行 (平成25年4月1日)
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の批准 (平成26年1月20日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 (平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (平成28年8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日) 障害者基本計画 (第4次計画)
令和元 (2019) 年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の公布 (公布日令和 2年6月12日から起算して9月を超えない範囲の政令で定める日から施行)
令和3 (2021) 年	改正「障害者総合支援法」施行 (令和3年4月1日) 改正「障害者雇用促進法」施行 (令和3年4月1日) 「医療的ケア児支援法」施行 (令和3年9月18日)
令和4 (2022) 年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 (令和4年5月25日)
令和5 (2023) 年	障害者基本計画 (第5次計画) 閣議決定 (令和5年3月14日)

## 第7節 国の政策動向

### 〔障害者基本計画(第5次)の概要〕

国では、障害者基本法第11条に基づき、「障害者基本計画(第5次)」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえた内容となるように留意します。

《計画期間》 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

#### 《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 《各分野に共通する横断的視点》

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

#### 《施策の円滑な推進》

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

#### 《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

また、国では、市町村の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

### 【第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の国の基本指針主なポイント】

#### ○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域ニーズ対応
- ・ 強度行動障害者等への支援体制充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望実現に向けた支援

#### ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

#### ○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標を設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について活動目標を設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

#### ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標を設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標を設定

#### ○ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言を推進

#### ○ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組推進
- ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化

○ **障害者等に対する虐待の防止**

- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携推進

○ **地域共生社会の実現に向けた取組**

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進

○ **障害福祉サービス等の質の確保**

- ・ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた取組
- ・ 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

○ **障害福祉人材の確保・定着**

- ・ ICTの導入等による事務負担軽減の推進
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

○ **よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定**

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等ニーズ把握の推進

○ **障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進**

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

○ **障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備

## 第2章 本町の障害者の現状

### 第1節 障害者数の状況

3種の障害者手帳交付数の合計は、平成29年度末は1,546件でしたが、令和4年度末は1,496件と減少傾向となっています。

身体障害者手帳交付件数は、平成29年度末は1,264件でしたが、令和4年度末は1,173件と減少傾向となっています。

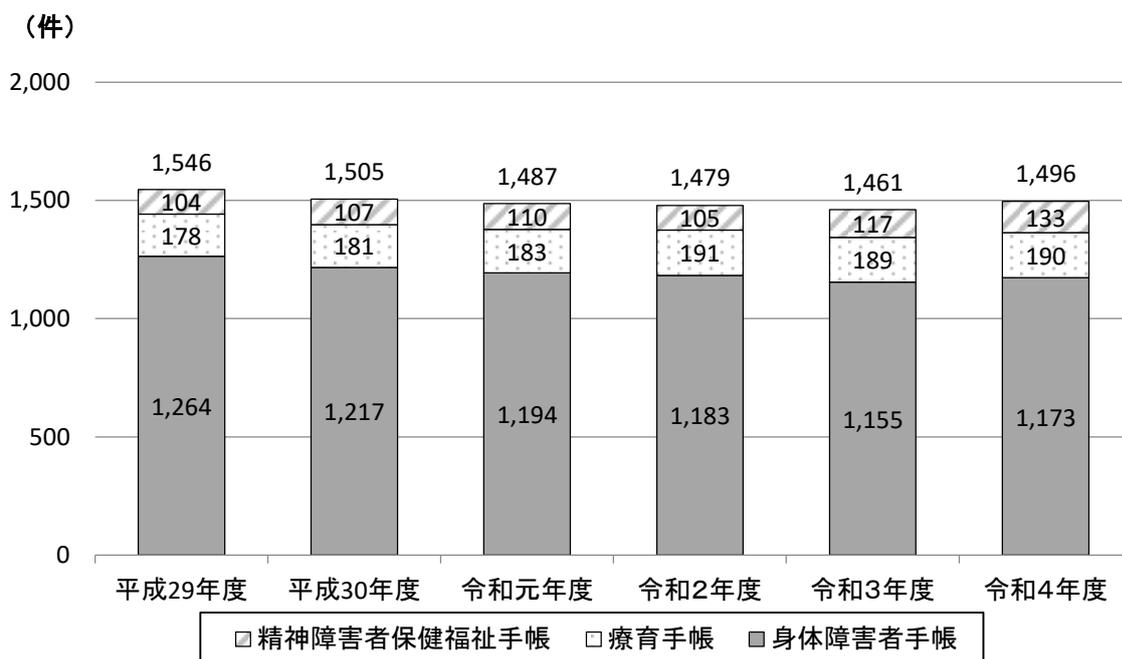
療育手帳交付件数は、平成29年度末は178件でしたが、令和4年度末は190件となっており、増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数は、平成29年度末は104件でしたが、令和4年度末は133件となっており、増加傾向となっています。

障害者手帳交付状況（件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,264	1,217	1,194	1,183	1,155	1,173
療育手帳	178	181	183	191	189	190
精神障害者保健福祉手帳	104	107	110	105	117	133
合計	1,546	1,505	1,487	1,479	1,461	1,496

各年度末現在



## 第2節 障害福祉サービスの利用状況

### 1 訪問系介護給付サービス

全体として増加傾向ですが、「行動援護」は横ばいで推移しています。

訪問系介護給付サービス

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
居宅介護	人/月	46	48	47	102.2%
重度訪問介護		1	2	3	300.0%
同行援護		3	5	5	166.7%
行動援護		2	2	2	100.0%
重度障害者等包括支援		0	0	0	0.0%

令和5年度は、見込み（令和5年11月現在）

### 2 日中活動系サービス

全体としておおよそ増加傾向ですが、「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援B型」「短期入所(福祉型)」は増加傾向、「生活介護」「就労継続支援A型」「療養介護」は横ばいで推移しています。

一方で、「短期入所(医療型)」は減少傾向となっています。

日中活動系サービス

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
生活介護	人/月	47	47	47	100.0%
自立訓練(機能訓練)		0	0	1	-
自立訓練(生活訓練)		0	0	0	0.0%
就労移行支援		3	5	6	200.0%
就労継続支援A型		6	6	6	100.0%
就労継続支援B型		59	70	68	115.3%
療養介護		4	4	4	100.0%
短期入所(福祉型)		11	16	16	145.5%
短期入所(医療型)		2	2	1	50.0%

### 3 居住系サービス

「共同生活援助」、「施設入所支援」とともに数人の差はありますが、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

#### 居住系サービス

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
共同生活援助	人/月	33	32	34	103.0%
施設入所支援		19	19	20	105.3%

### 4 相談支援

「計画相談支援」はおおよそ横ばい傾向で推移しています。

#### 相談支援

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
計画相談支援	人/月	169	172	179	105.9%
地域移行支援		0	0	0	0.0%
地域定着支援		0	0	0	0.0%

### 5 相談支援事業【地域生活支援事業】

横ばい傾向となっています。

#### 相談支援事業【地域生活支援事業】

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
障害者相談支援事業	か所/年	9	9	9	100%
基幹相談支援センター 等機能強化事業	か所/年	0	0	0	0.0%
住宅入居等支援事業	件/年	3	0	0	0.0%

## 6 日常生活用具給付等事業【地域生活支援事業】

全体としておおよそ増加傾向ですが、「情報・意思疎通支援用具」は減少傾向となっています。

日常生活用具給付等事業【地域生活支援事業】

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
介護・訓練支援用具	件/年	0	5	5	-
自立生活支援用具	件/年	2	3	3	150.0%
在宅療養等支援用具	件/年	4	5	5	125.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	3	3	75.0%
排泄管理支援用具	件/年	670	700	700	104.5%
住宅改修費	件/年	0	1	1	0.0%

## 7 地域活動支援センター事業【地域生活支援事業】

設置か所数は3種ともに横ばいで推移しています。

「地域活動支援センターⅠ型」のは減少傾向で推移しています。

地域活動支援センター【地域生活支援事業】

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
地域活動支援センター Ⅰ型	か所/年	3	3	3	100.0%
	人/年	22	16	16	72.7%
地域活動支援センター Ⅱ型	か所/年	2	2	2	100.0%
	人/年	2	2	2	100.0%
地域活動支援センター Ⅲ型	か所/年	1	1	1	100.0%
	人/年	5	5	5	100.0%

## 8 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度利用促進事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業【地域生活支援事業】

全体としておおよそ横ばい傾向ですが、「意思疎通支援事業」は減少傾向となっています。

### 理解促進研修・啓発事業等【地域生活支援事業】

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
理解促進研修・啓発事業	件/年	1	1	1	100.0%
自発的活動支援事業	件/年	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	0	0	0	0.0%
意思疎通支援事業	件/年	54	32	32	59.3%
手話奉仕員養成研修事業	人/年	8	6	6	25.0%
移動支援事業	人/年	45	42	45	100.0%

## 9 障害児支援

全体としておおよそ増加傾向で推移しています。

### 障害児支援

	単位	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	変化率 (R5/R3)
児童発達支援	人/月	6	8	10	166.7%
福祉型障害児入所施設	人/月	0	0	0	0.0%
医療型障害児入所施設	人/月	0	0	0	0.0%
放課後等デイサービス	人/月	37	43	42	113.5%
障害児相談支援	人/月	53	55	62	117.0%
保育所等訪問支援	人/月	0	1	1	0.0%

### 第3節 計画値と実績値の比較

#### 1 障害福祉サービス

障害福祉サービスの計画値と実績値の比較は、以下のとおりです。

障害福祉サービスの計画値と実績値の比較

サービス名	単位	令和3年度末			令和4年度末		
		実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)	実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	52	64	81.3%	57	68	83.8%
療養介護	人/月	4	6	66.7%	4	6	66.7%
生活介護	人/月	47	60	78.3%	47	61	77.0%
短期入所(福祉型)	人/月	11	23	47.8%	16	23	69.6%
短期入所(医療型)	人/月	2	12	16.7%	2	12	16.7%
共同生活援助	人/月	33	23	143.5%	32	24	133.3%
施設入所支援	人/月	19	27	70.4%	19	27	70.4%
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	3	0.0%	0	3	0.0%
就労移行支援	人/月	3	2	150.0%	5	2	250.0%
就労継続支援A型	人/月	6	8	75.0%	6	8	75.0%
就労継続支援B型	人/月	59	58	101.7%	70	59	118.6%
計画相談支援	人/月	169	177	95.5%	172	179	96.1%
地域移行支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域定着支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%
障害児相談支援	人/月	53	38	139.5%	55	39	141.0%
児童発達支援	人/月	6	5	120.0%	8	6	133.3%
放課後等デイサービス	人/月	37	34	108.8%	43	35	122.9%
保育所等訪問支援	人/月	0	1	0.0%	1	1	100.0%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	人/月	0	0	-	0	0	-

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画値と実績値の比較は、以下のとおりです。

地域生活支援事業の計画値と実績値の比較

サービス名	単位	令和3年度末			令和4年度末		
		実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)	実績値	計画値	対計画比 (実績値/ 計画値)
障害者相談支援事業	か所	9	9	44.4%	9	9	44.4%
基幹相談支援センター	か所	0	0	-	0	0	-
	件	0	0	-	0	0	-
住宅入居等支援事業	件	3	0	-	0	0	-
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	100.0%	1	1	100.0%
自発的活動支援事業	件	1	2	50.0%	1	2	50.0%
成年後見制度利用促進事業	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%
意思疎通支援事業	件	54	62	87.1%	32	62	51.6%
介護・訓練支援用具	件	0	2	0.0%	5	2	250.0%
自立生活支援用具	件	2	2	100.0%	3	2	150.0%
在宅療養等支援用具	件	4	5	80.0%	5	6	83.3%
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	80.0%	3	6	50.0%
排泄管理支援用具	件	670	360	186.1%	700	370	189.2%
住宅改修費	件	0	1	400.0%	1	1	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	人	8	1	800.0%	6	1	600.0%
移動支援事業	時間	2446	3072	79.6%	2609	3072	84.9%
	人	45	35	128.6%	42	35	120.0%
地域活動支援センターⅠ型	か所	3	4	75.0%	3	4	75.0%
	人	22	21	104.8%	16	21	76.2%
地域活動支援センターⅡ型	か所	2	3	66.7%	2	3	66.7%
	人	2	3	66.7%	2	3	66.7%
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人	5	15	33.3%	5	15	33.3%

## 第4節 アンケート調査からみた障害者の現状

### 1 アンケート調査の概要

計画策定にあたり、障害者の方の日常生活の様子や障害福祉サービスなどの現状を把握するためのアンケート調査及び障害福祉サービスを提供する事業所における現状を把握するためのアンケート調査を実施しました。

### 2 調査期間

障害者アンケート : 令和5年6月〔郵送による配布回収〕  
事業所アンケート : 令和5年10月〔郵送による配布回収〕

#### アンケート調査の実施状況

調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための障害者アンケート調査	居宅の障害者及び障害児の保護者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者)	800 票	434 票	54.3%
障害福祉サービス事業所アンケート調査	綾川町内で障害福祉サービスを提供する事業所	7 票	7 票	100.0%

### 3 アンケート調査結果の留意点

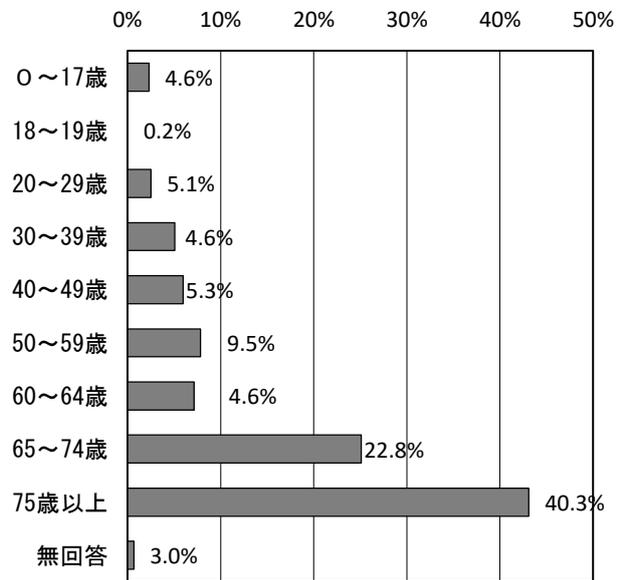
- 設問の中には前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- 設問には1つのみ答える単数回答(SA:シングルアンサー)と、複数回答(MA:マルチアンサー)があります。MAの集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しています。
- 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。

## 4 障害者アンケート調査結果の概要

### (1) 障害者の年齢

「75歳以上」の割合が最も高く40.3%となっています。次いで「65歳～74歳」22.8%、「50歳～59歳」（9.4%）となっています。

選択項目	人数	割合
0～17歳	20	4.6%
18～19歳	1	0.2%
20～29歳	22	5.1%
30～39歳	20	4.6%
40～49歳	23	5.3%
50～59歳	41	9.4%
60～64歳	20	4.6%
65～74歳	99	22.8%
75歳以上	175	40.3%
無回答	13	3.0%
合計	434	100.0%

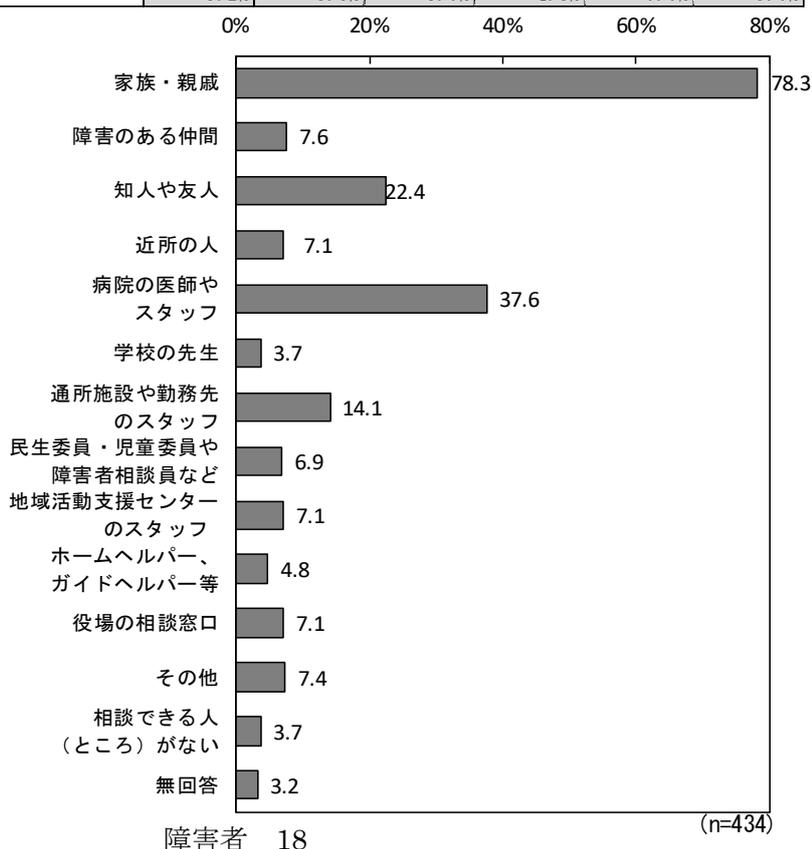


(n=434)

## (2) 心配事や悩みの相談先

「全体」では「家族・親戚」の割合が最も高く78.3%となっています。次いで「病院の医師やスタッフ」(37.6%)、「知人や友人」(22.4%)となっています。

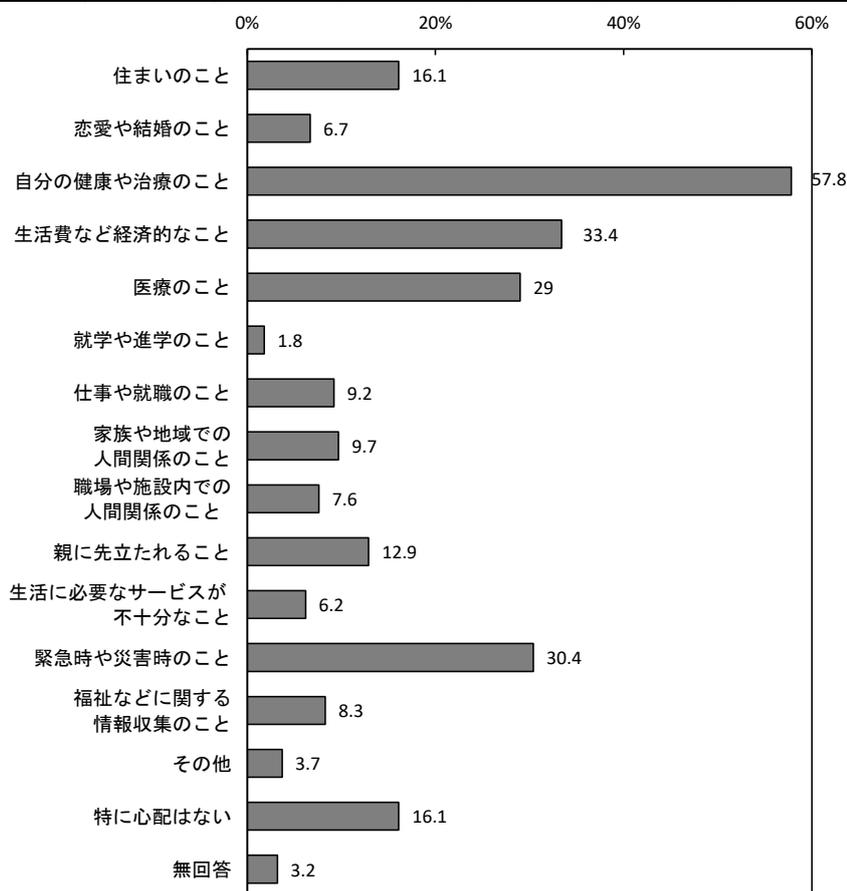
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
家族・親戚	340 78.3%	238 85.0%	35 53.0%	15 71.4%	34 72.3%	18 90.0%
障害のある仲間	33 7.6%	11 3.9%	11 16.7%	2 9.5%	9 19.1%	0 0.0%
知人や友人	97 22.4%	66 23.6%	8 12.1%	10 47.6%	11 23.4%	2 10.0%
近所の人	31 7.1%	27 9.6%	0 0.0%	1 4.8%	3 6.4%	0 0.0%
病院の医師やスタッフ	163 37.6%	107 38.2%	15 22.7%	12 57.1%	22 46.8%	7 35.0%
学校の先生	16 3.7%	1 0.4%	10 15.2%	1 4.8%	3 6.4%	1 5.0%
通所施設や勤務先のスタッフ	61 14.1%	18 6.4%	27 40.9%	3 14.3%	11 23.4%	2 10.0%
民生委員・児童委員や障害者相談員など	30 6.9%	10 3.6%	11 16.7%	1 4.8%	6 12.8%	2 10.0%
地域活動支援センターのスタッフ	31 7.1%	18 6.4%	4 6.1%	1 4.8%	5 10.6%	3 15.0%
ホームヘルパー、ガイドヘルパー等	21 4.8%	16 5.7%	1 1.5%	0 0.0%	3 6.4%	1 5.0%
役場の相談窓口	31 7.1%	23 8.2%	3 4.5%	0 0.0%	1 2.1%	4 20.0%
その他	32 7.4%	11 3.9%	16 24.2%	2 9.5%	3 6.4%	0 0.0%
相談できる人(ところ)がない	16 3.7%	9 3.2%	3 4.5%	1 4.8%	2 4.3%	1 5.0%
無回答	14 3.2%	10 3.6%	2 3.0%	1 4.8%	0 0.0%	1 5.0%



### (3) 将来の心配事

「全体」では「自分の健康や治療のこと」の割合が最も高く57.8%となっています。次いで「生活費など経済的なこと」(33.4%)、「緊急時や災害時のこと」(30.4%)となっています。

選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
住まいのこと	70 16.1%	37 13.2%	17 25.8%	2 9.5%	10 21.3%	4 20.0%
恋愛や結婚のこと	29 6.7%	3 1.1%	16 24.2%	5 23.8%	4 8.5%	1 5.0%
自分の健康や治療のこと	251 57.8%	171 61.1%	33 50.0%	6 28.6%	27 57.4%	14 70.0%
生活費など経済的なこと	145 33.4%	81 28.9%	30 45.5%	13 61.9%	17 36.2%	4 20.0%
医療のこと	126 29.0%	89 31.8%	18 27.3%	1 4.8%	14 29.8%	4 20.0%
就学や進学のこと	8 1.8%	1 0.4%	5 7.6%	1 4.8%	0 0.0%	1 5.0%
仕事や就職のこと	40 9.2%	11 3.9%	14 21.2%	7 33.3%	6 12.8%	2 10.0%
家族や地域での人間関係のこと	42 9.7%	23 8.2%	14 21.2%	1 4.8%	3 6.4%	1 5.0%
職場や施設内での人間関係のこと	33 7.6%	5 1.8%	22 33.3%	2 9.5%	3 6.4%	1 5.0%
親に先立たれること	56 12.9%	10 3.6%	25 37.9%	7 33.3%	12 25.5%	2 10.0%
生活に必要なサービスが不十分なこと	27 6.2%	17 6.1%	5 7.6%	0 0.0%	3 6.4%	2 10.0%
緊急時や災害時のこと	132 30.4%	87 31.1%	22 33.3%	4 19.0%	11 23.4%	8 40.0%
福祉などに関する情報収集のこと	36 8.3%	20 7.1%	6 9.1%	0 0.0%	6 12.8%	4 20.0%
その他	16 3.7%	5 1.8%	6 9.1%	0 0.0%	5 10.6%	0 0.0%
特に心配はない	70 16.1%	51 18.2%	8 12.1%	3 14.3%	7 14.9%	1 5.0%
無回答	14 3.2%	10 3.6%	2 3.0%	1 4.8%	0 0.0%	1 5.0%

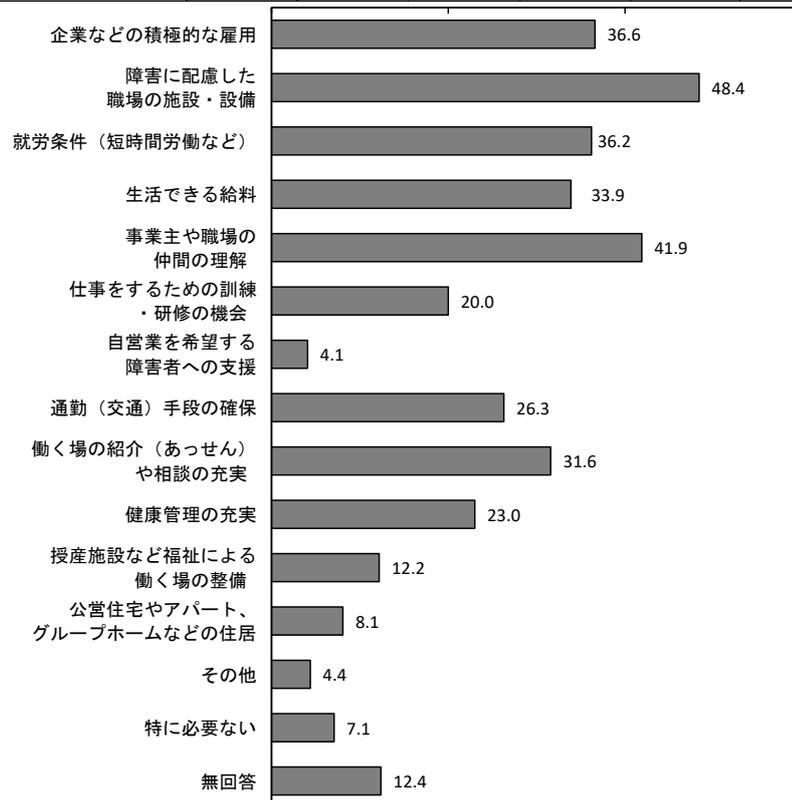


(n=434)

#### (4) 障害がある人が働くために必要なこと

「全体」では「障害に配慮した職場の施設・設備」の割合が最も高く48.4%となっています。次いで「事業主や職場の仲間の理解」(41.9%)、「企業などの積極的な雇用」(36.6%)となっています。

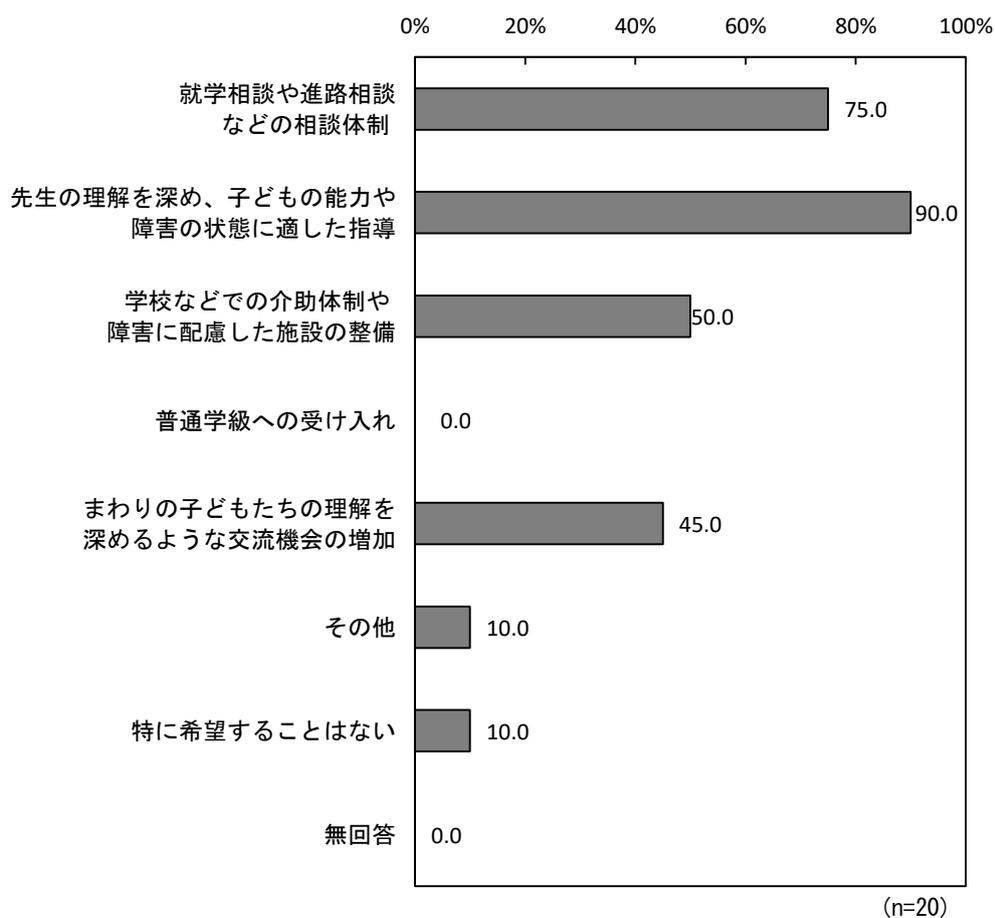
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
企業などの積極的な雇用	159 36.6%	102 36.4%	19 28.8%	15 71.4%	16 34.0%	7 35.0%
障害に配慮した職場の施設・設備	210 48.4%	133 47.5%	38 57.6%	11 52.4%	23 48.9%	5 25.0%
就労条件（短時間労働など）	157 36.2%	97 34.6%	24 36.4%	11 52.4%	18 38.3%	7 35.0%
生活できる給料	147 33.9%	86 30.7%	24 36.4%	12 57.1%	14 29.8%	11 55.0%
事業主や職場の仲間の理解	182 41.9%	107 38.2%	36 54.5%	14 66.7%	16 34.0%	9 45.0%
仕事をするための訓練・研修の機会	87 20.0%	51 18.2%	21 31.8%	4 19.0%	8 17.0%	3 15.0%
自営業を希望する障害者への支援	18 4.1%	12 4.3%	2 3.0%	1 4.8%	2 4.3%	1 5.0%
通勤（交通）手段の確保	114 26.3%	65 23.2%	27 40.9%	5 23.8%	13 27.7%	4 20.0%
働く場の紹介（あっせん）や相談の充実	137 31.6%	81 28.9%	23 34.8%	9 42.9%	16 34.0%	8 40.0%
健康管理の充実	100 23.0%	62 22.1%	15 22.7%	6 28.6%	12 25.5%	5 25.0%
授産施設など福祉による働く場の整備	53 12.2%	24 8.6%	14 21.2%	3 14.3%	10 21.3%	2 10.0%
公営住宅やアパート、グループホームなどの住居	35 8.1%	14 5.0%	12 18.2%	2 9.5%	6 12.8%	1 5.0%
その他	19 4.4%	8 2.9%	5 7.6%	1 4.8%	5 10.6%	0 0.0%
特に必要ない	31 7.1%	25 8.9%	2 3.0%	2 9.5%	2 4.3%	0 0.0%
無回答	54 12.4%	40 14.3%	4 6.1%	0 0.0%	6 12.8%	4 20.0%



## (5) 保育や学校教育に望むこと

「全体」では「先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適した指導」の割合が最も高く90.0%となっています。次いで「就学相談や進路相談などの相談体制」(75.0%)、「学校などでの介助体制や障害に配慮した施設の整備」(50.0%)となっています。

選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	20	3	11	2	3	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就学相談や進路相談などの相談体制	15	2	8	2	2	1
	75.0%	66.7%	72.7%	100.0%	66.7%	100.0%
先生の理解を深め、 子どもの能力や障害の状態に適した指導	18	2	10	2	3	1
	90.0%	66.7%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%
学校などでの介助体制や 障害に配慮した施設の整備	10	2	5	1	1	1
	50.0%	66.7%	45.5%	50.0%	33.3%	100.0%
普通学級への受け入れ	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
まわりの子どもたちの 理解を深めるような交流機会の増加	9	2	5	1	1	0
	45.0%	66.7%	45.5%	50.0%	33.3%	0.0%
その他	2	0	1	0	1	0
	10.0%	0.0%	9.1%	0.0%	33.3%	0.0%
特に希望することはない	2	1	1	0	0	0
	10.0%	33.3%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



## (6) 今後利用したい障害児サービス

### ① 児童発達支援

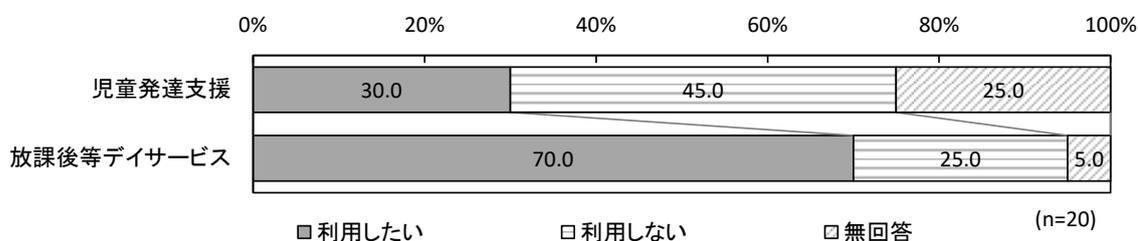
「全体」では「利用しない」の割合が高く45.0%となっています。次いで「利用したい」(30.0%)となっています。

選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	20 100.0%	3 100.0%	11 100.0%	2 100.0%	3 100.0%	1 100.0%
利用したい	6 30.0%	1 33.3%	4 36.4%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
利用しない	9 45.0%	2 66.7%	3 27.3%	2 100.0%	1 33.3%	1 100.0%
無回答	5 25.0%	0 0.0%	4 36.4%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%

### ② 放課後等デイサービス

「全体」では「利用したい」の割合が高く70.0%となっています。次いで「利用しない」(25.0%)となっています。

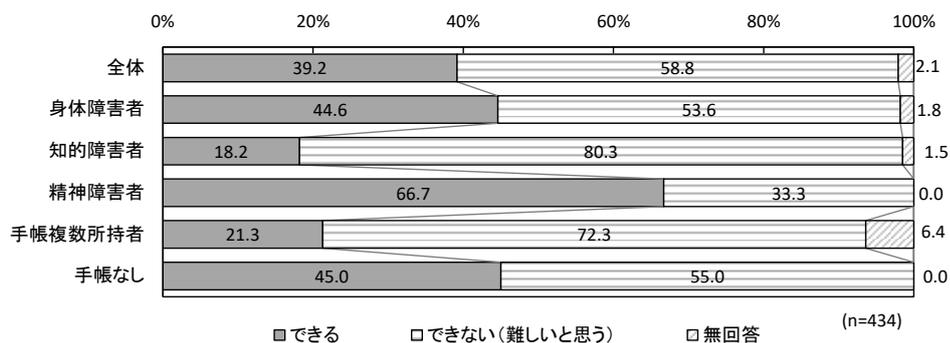
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	20 100.0%	3 100.0%	11 100.0%	2 100.0%	3 100.0%	1 100.0%
利用したい	14 70.0%	1 33.3%	8 72.7%	1 50.0%	3 100.0%	1 100.0%
利用しない	5 25.0%	2 66.7%	2 18.2%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	1 5.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



### (7) 災害時に一人で避難できるか

「全体」では「できない」の割合が高く 58.8%となっています。次いで「できる」(39.2%) となっています。

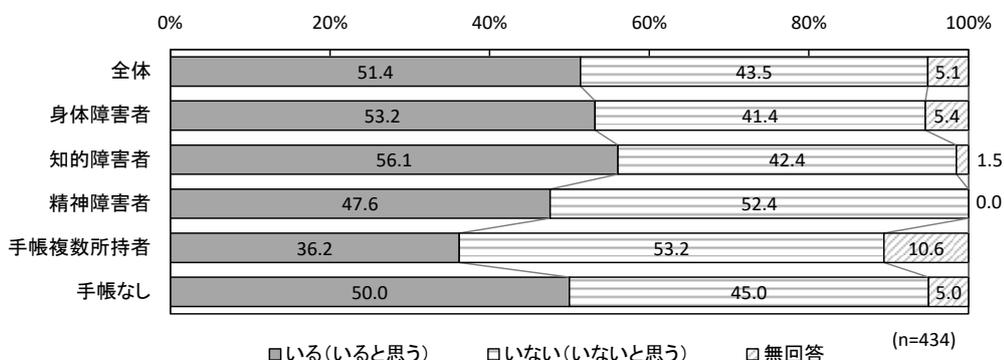
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
できる	170 39.2%	125 44.6%	12 18.2%	14 66.7%	10 21.3%	9 45.0%
できない(難しいと思う)	255 58.8%	150 53.6%	53 80.3%	7 33.3%	34 72.3%	11 55.0%
無回答	9 2.1%	5 1.8%	1 1.5%	0 0.0%	3 6.4%	0 0.0%



### (8) 避難する時に、近所に助けてくれる人はいるか

「全体」では「いる(いると思う)」の割合が高く 51.4%となっています。次いで「いない(いないと思う)」(43.5%) となっています。

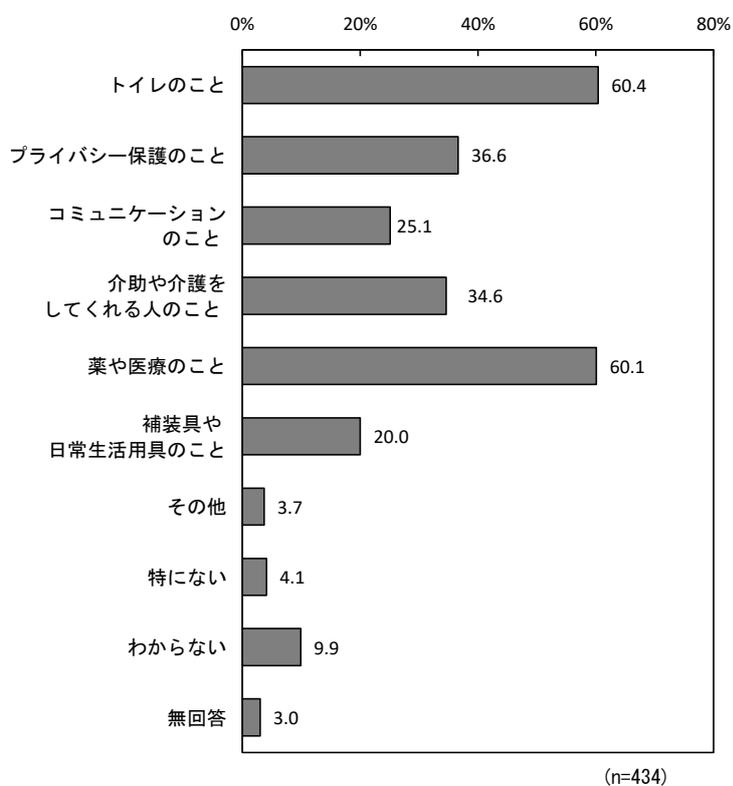
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
いる(いると思う)	223 51.4%	149 53.2%	37 56.1%	10 47.6%	17 36.2%	10 50.0%
いない(いないと思う)	189 43.5%	116 41.4%	28 42.4%	11 52.4%	25 53.2%	9 45.0%
無回答	22 5.1%	15 5.4%	1 1.5%	0 0.0%	5 10.6%	1 5.0%



## (9) 災害時に避難所で困ること

「全体」では「トイレのこと」の割合が最も高く60.4%となっています。次いで「薬や医療のこと」(60.1%)、「プライバシー保護のこと」(36.6%)となっています。

選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
トイレのこと	262 60.4%	172 61.4%	38 57.6%	8 38.1%	26 55.3%	18 90.0%
プライバシー保護のこと	159 36.6%	95 33.9%	30 45.5%	10 47.6%	18 38.3%	6 30.0%
コミュニケーションのこと	109 25.1%	38 13.6%	45 68.2%	5 23.8%	15 31.9%	6 30.0%
介助や介護をしてくれる人のこと	150 34.6%	92 32.9%	30 45.5%	1 4.8%	21 44.7%	6 30.0%
薬や医療のこと	261 60.1%	166 59.3%	40 60.6%	11 52.4%	30 63.8%	14 70.0%
補装具や日常生活用具のこと	87 20.0%	59 21.1%	11 16.7%	2 9.5%	10 21.3%	5 25.0%
その他	16 3.7%	11 3.9%	3 4.5%	1 4.8%	1 2.1%	0 0.0%
特にない	18 4.1%	15 5.4%	1 1.5%	1 4.8%	1 2.1%	0 0.0%
わからない	43 9.9%	29 10.4%	6 9.1%	2 9.5%	5 10.6%	1 5.0%
無回答	13 3.0%	9 3.2%	1 1.5%	0 0.0%	3 6.4%	0 0.0%



## (10) 現在、利用している障害福祉サービス

「① ホームヘルプサービス」では「利用していない」が78.6%、「利用している」が8.1%となっています。

「② 福祉施設などへの通所」では「利用していない」が64.5%、「利用している」が20.5%となっています。

「③ 短期入所（ショートステイ）」では「利用していない」が77.9%、「利用している」が6.0%となっています。

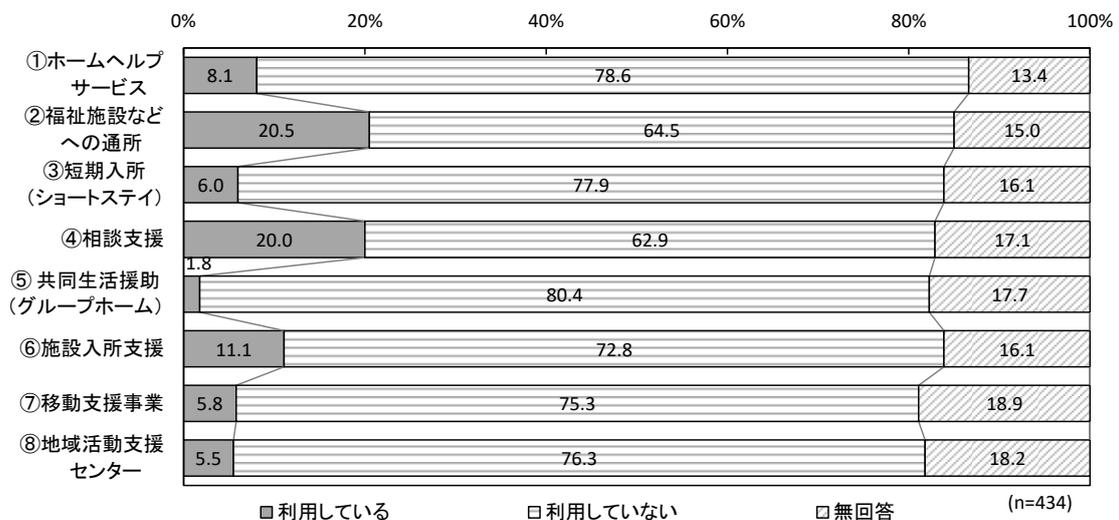
「④ 相談支援」では「利用している」が62.9%、「利用していない」が20.0%となっています。

「⑤ 共同生活援助（グループホーム）」では「利用していない」が80.4%、「利用している」が1.8%となっています。

「⑥ 施設入所支援」では「利用していない」が72.8%、「利用している」が11.1%となっています。

「⑦ 移動支援事業」では「利用していない」が75.3%、「利用している」が5.8%となっています。

「⑧ 地域活動支援センター」では「利用していない」が76.3%、「利用している」が5.5%となっています。



### (11) 今後、利用したい障害福祉サービス

「① ホームヘルプサービス」では「利用しない」が 43.8%、「利用したい」が 32.9% となっています。

「② 福祉施設などへの通所」では「利用しない」が 41.0%、「利用したい」が 36.6% となっています。

「③ 短期入所（ショートステイ）」では「利用しない」が 43.8%、「利用したい」が 32.5% となっています。

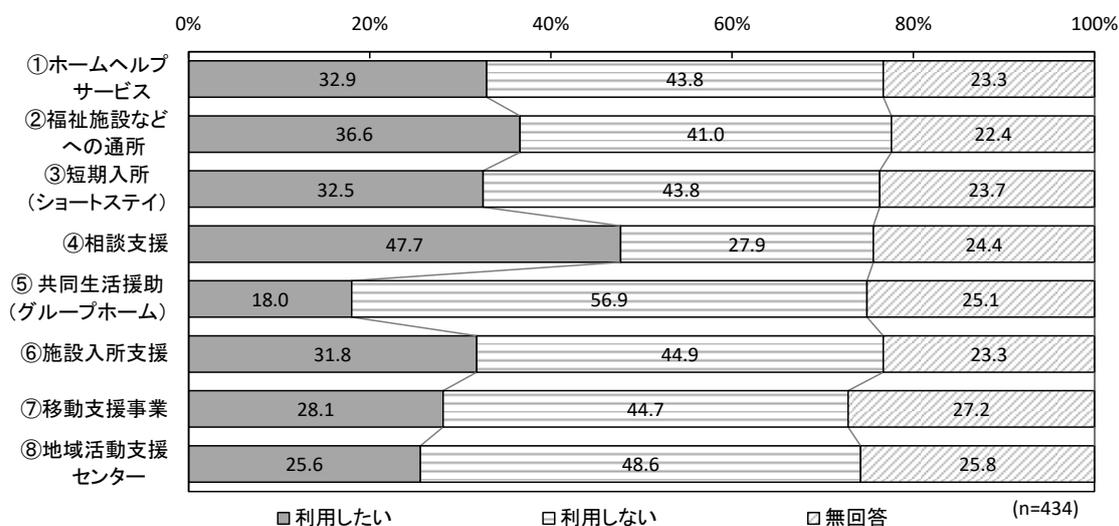
「④ 相談支援」では「利用したい」が 47.7%、「利用しない」が 27.9% となっています。

「⑤ 共同生活援助（グループホーム）」では「利用しない」が 56.9%、「利用したい」が 18.0% となっています。

「⑥ 施設入所支援」では「利用しない」が 44.9%、「利用したい」が 31.8% となっています。

「⑦ 移動支援事業」では「利用しない」が 44.7%、「利用したい」が 28.1% となっています。

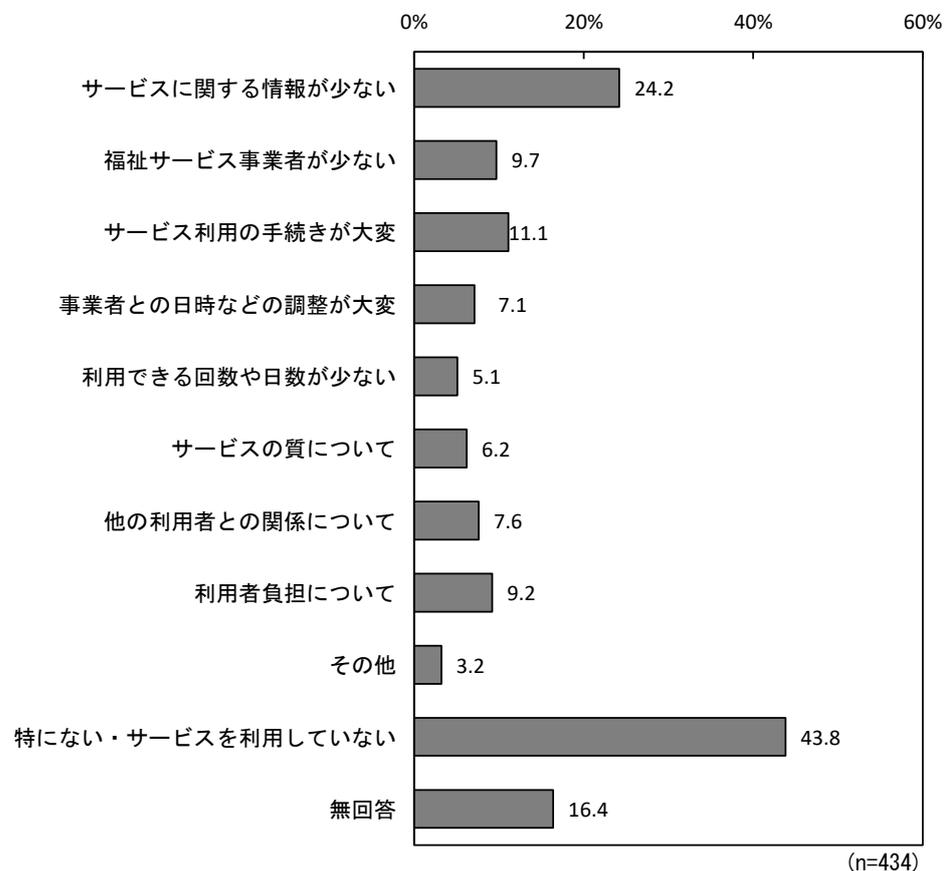
「⑧ 地域活動支援センター」では「利用しない」が 48.6%、「利用したい」が 25.6% となっています。



## (12) 障害福祉サービスを利用する上で困っていること

「全体」では「特にない」の割合が最も高く43.8%となっています。次いで「サービスに関する情報が少ない」(24.2%)、「サービス利用の手続きが大変」(11.1%)となっています。

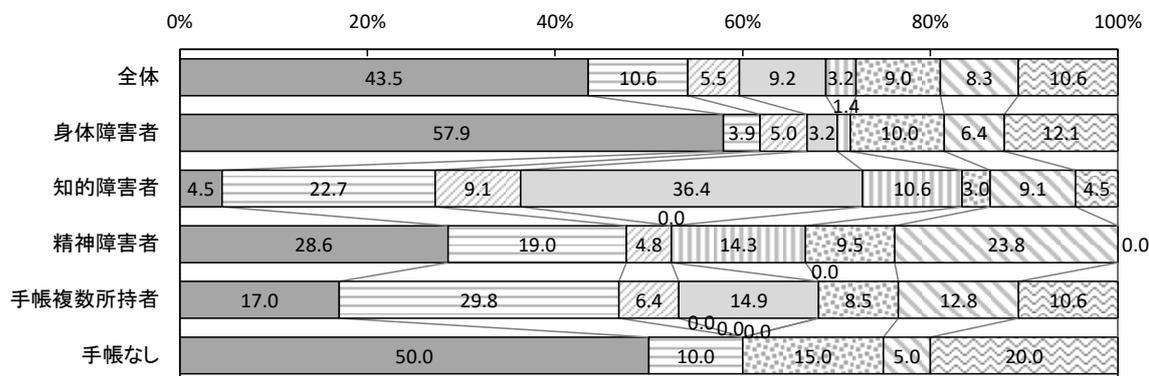
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
サービスに関する情報が少ない	105 24.2%	67 23.9%	15 22.7%	4 19.0%	12 25.5%	7 35.0%
福祉サービス事業者が少ない	42 9.7%	14 5.0%	15 22.7%	2 9.5%	9 19.1%	2 10.0%
サービス利用の手続きが大変	48 11.1%	28 10.0%	10 15.2%	3 14.3%	5 10.6%	2 10.0%
事業者との日時などの調整が大変	31 7.1%	14 5.0%	11 16.7%	0 0.0%	6 12.8%	0 0.0%
利用できる回数や日数が少ない	22 5.1%	10 3.6%	6 9.1%	1 4.8%	4 8.5%	1 5.0%
サービスの質について	27 6.2%	10 3.6%	8 12.1%	1 4.8%	7 14.9%	1 5.0%
他の利用者との関係について	33 7.6%	9 3.2%	14 21.2%	0 0.0%	9 19.1%	1 5.0%
利用者負担について	40 9.2%	26 9.3%	5 7.6%	2 9.5%	4 8.5%	3 15.0%
その他	14 3.2%	3 1.1%	5 7.6%	1 4.8%	3 6.4%	2 10.0%
特にない・サービスを利用していない	190 43.8%	137 48.9%	22 33.3%	11 52.4%	13 27.7%	7 35.0%
無回答	71 16.4%	51 18.2%	8 12.1%	1 4.8%	7 14.9%	4 20.0%



### (13) 将来暮らしたい場所

「全体」では「配偶者またはパートナー（や子供）と一緒に暮らしたい」の割合が最も高く43.5%となっています。次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」（10.6%）、「障害のある人が入所する施設などで暮らしたい」（9.2%）となっています。

選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434	280	66	21	47	20
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
配偶者またはパートナー（や子供）と一緒に暮らしたい	189	162	3	6	8	10
	43.5%	57.9%	4.5%	28.6%	17.0%	50.0%
父母・祖父母・兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい	46	11	15	4	14	2
	10.6%	3.9%	22.7%	19.0%	29.8%	10.0%
グループホームなどで暮らしたい	24	14	6	1	3	0
	5.5%	5.0%	9.1%	4.8%	6.4%	0.0%
障害のある人が入所する施設などで暮らしたい	40	9	24	0	7	0
	9.2%	3.2%	36.4%	0.0%	14.9%	0.0%
結婚して家庭をつくって暮らしたい	14	4	7	3	0	0
	3.2%	1.4%	10.6%	14.3%	0.0%	0.0%
一人で暮らしたい	39	28	2	2	4	3
	9.0%	10.0%	3.0%	9.5%	8.5%	15.0%
その他	36	18	6	5	6	1
	8.3%	6.4%	9.1%	23.8%	12.8%	5.0%
無回答	46	34	3	0	5	4
	10.6%	12.1%	4.5%	0.0%	10.6%	20.0%



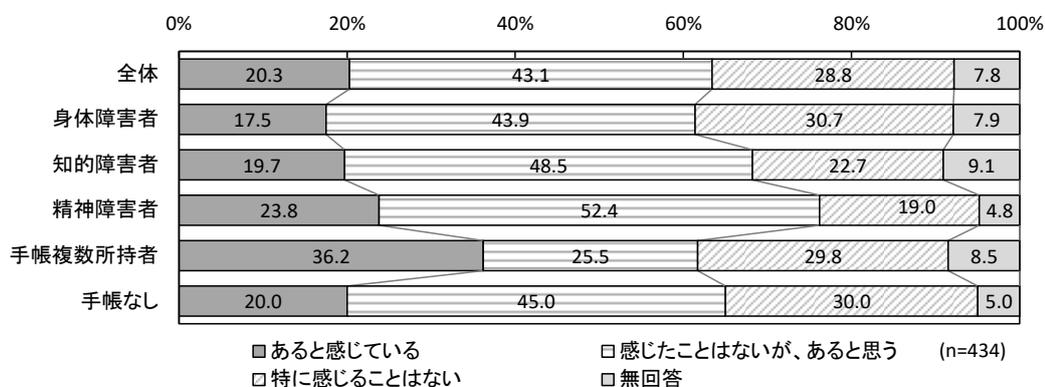
(n=434)

- 配偶者またはパートナー（や子供）と一緒に暮らしたい
- 父母・祖父母・兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい
- グループホームなどで暮らしたい
- 障害のある人が入所する施設などで暮らしたい
- 結婚して家庭をつくって暮らしたい
- 一人で暮らしたい
- その他
- 不明

### (14) ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じるか

「全体」では「感じたことはないが、あると思う」の割合が最も高く43.1%となっています。次いで「特に感じることはない」(28.8%)、「あると感じている」(20.3%)となっています。

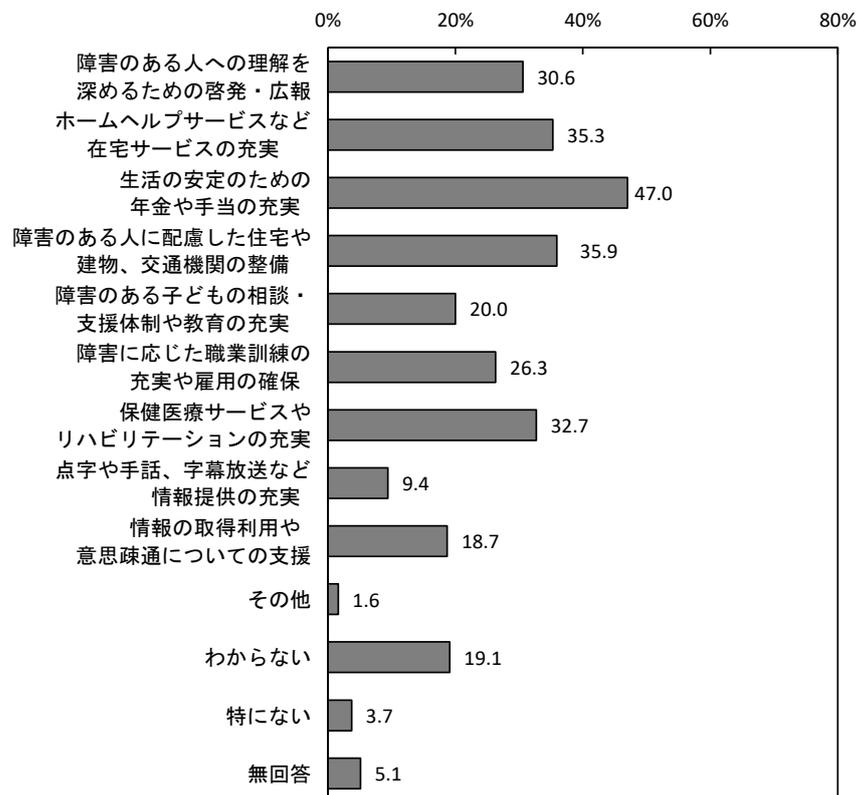
選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434 100.0%	280 100.0%	66 100.0%	21 100.0%	47 100.0%	20 100.0%
あると感じている	88 20.3%	49 17.5%	13 19.7%	5 23.8%	17 36.2%	4 20.0%
感じたことはないが、あると思う	187 43.1%	123 43.9%	32 48.5%	11 52.4%	12 25.5%	9 45.0%
特に感じることはない	125 28.8%	86 30.7%	15 22.7%	4 19.0%	14 29.8%	6 30.0%
無回答	34 7.8%	22 7.9%	6 9.1%	1 4.8%	4 8.5%	1 5.0%



**(15) 障害のある人が地域で安心して暮らせるためには、どのような施策の充実が必要だ  
と思うか**

「全体」では「生活の安定のための年金や手当の充実」の割合が最も高く47.0%となっています。次いで「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」(35.9%)、「ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実」(35.3%)となっています。

選択項目	全体	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	手帳複数 所持者	手帳なし
合計	434	280	66	21	47	20
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
障害のある人への理解を深めるための啓発・広報	133	87	21	9	11	5
	30.6%	31.1%	31.8%	42.9%	23.4%	25.0%
ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	153	105	13	7	21	7
	35.3%	37.5%	19.7%	33.3%	44.7%	35.0%
生活の安定のための年金や手当の充実	204	131	28	15	21	9
	47.0%	46.8%	42.4%	71.4%	44.7%	45.0%
障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	156	105	21	9	16	5
	35.9%	37.5%	31.8%	42.9%	34.0%	25.0%
障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実	87	44	22	8	8	5
	20.0%	15.7%	33.3%	38.1%	17.0%	25.0%
障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	114	60	25	11	12	6
	26.3%	21.4%	37.9%	52.4%	25.5%	30.0%
保健医療サービスやリハビリテーションの充実	142	93	19	7	16	7
	32.7%	33.2%	28.8%	33.3%	34.0%	35.0%
点字や手話、字幕放送など情報提供の充実	41	26	7	5	3	0
	9.4%	9.3%	10.6%	23.8%	6.4%	0.0%
情報の取得利用や意思疎通についての支援	81	42	20	5	12	2
	18.7%	15.0%	30.3%	23.8%	25.5%	10.0%
その他	7	4	2	0	1	0
	1.6%	1.4%	3.0%	0.0%	2.1%	0.0%
わからない	83	48	20	1	11	3
	19.1%	17.1%	30.3%	4.8%	23.4%	15.0%
特になし	16	11	2	0	1	2
	3.7%	3.9%	3.0%	0.0%	2.1%	10.0%
無回答	22	16	1	0	4	1
	5.1%	5.7%	1.5%	0.0%	8.5%	5.0%

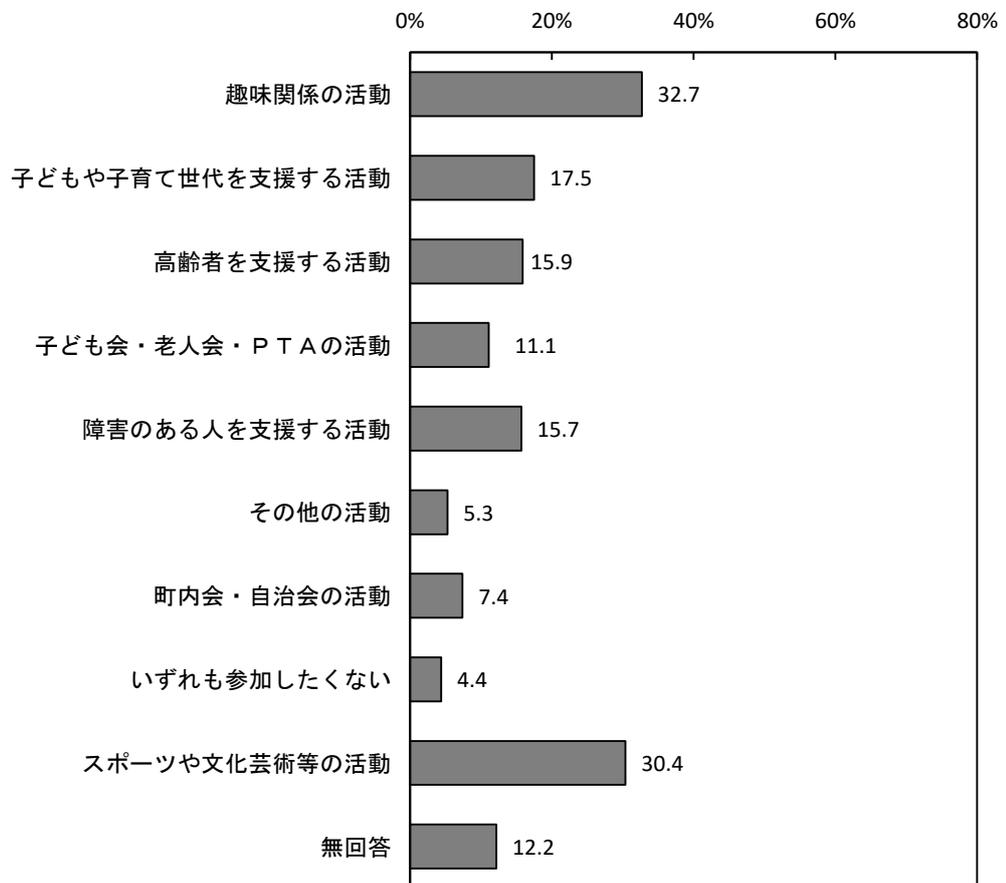


(n=434)

### (16) 障害のある人もない人も参加する以下のような活動に参加したいと思うか

「全体」では「趣味関係の活動」の割合が最も高く32.7%となっています。次いで「スポーツや文化芸術等の活動」(30.4%)、「子どもや子育て世代を支援する活動」(17.5%)となっています。

選択項目	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳複数所持者	手帳なし
合計	434	280	66	21	47	20
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
趣味関係の活動	142	89	24	12	10	7
	32.7%	31.8%	36.4%	57.1%	21.3%	35.0%
子どもや子育て世代を支援する活動	76	57	4	3	9	3
	17.5%	20.4%	6.1%	14.3%	19.1%	15.0%
高齢者を支援する活動	69	35	18	4	10	2
	15.9%	12.5%	27.3%	19.0%	21.3%	10.0%
子ども会・老人会・PTAの活動	48	33	9	1	3	2
	11.1%	11.8%	13.6%	4.8%	6.4%	10.0%
障害のある人を支援する活動	68	32	21	6	7	2
	15.7%	11.4%	31.8%	28.6%	14.9%	10.0%
その他の活動	23	12	6	4	1	0
	5.3%	4.3%	9.1%	19.0%	2.1%	0.0%
町内会・自治会の活動	32	23	2	1	3	3
	7.4%	8.2%	3.0%	4.8%	6.4%	15.0%
いずれも参加したくない	19	12	3	1	3	0
	4.4%	4.3%	4.5%	4.8%	6.4%	0.0%
スポーツや文化芸術等の活動	132	97	12	5	12	6
	30.4%	34.6%	18.2%	23.8%	25.5%	30.0%
無回答	53	31	8	1	8	5
	12.2%	11.1%	12.1%	4.8%	17.0%	25.0%

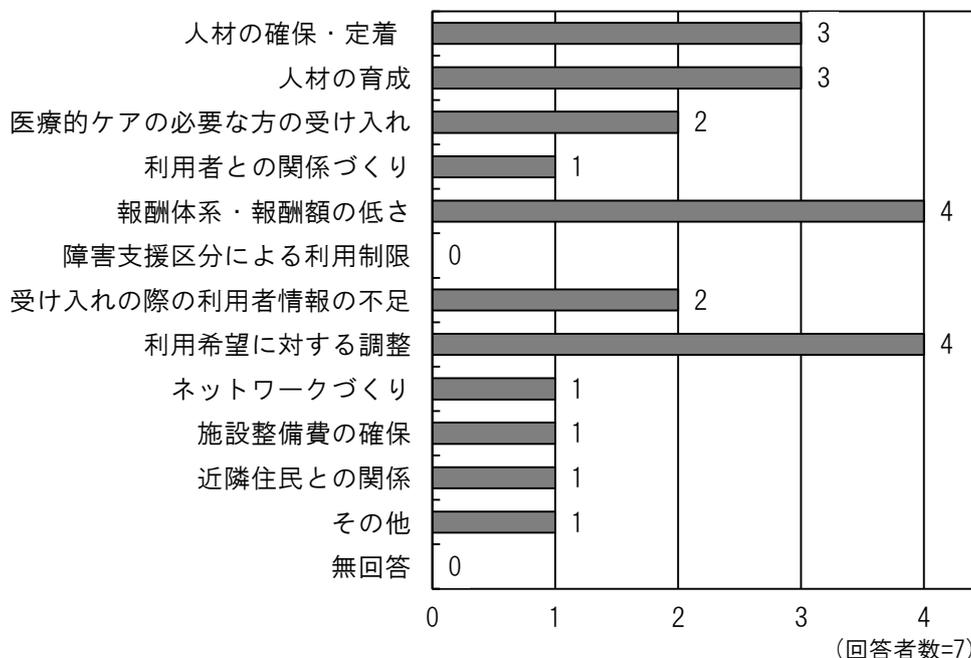


(n=434)

## 5 事業所アンケート調査結果の概要

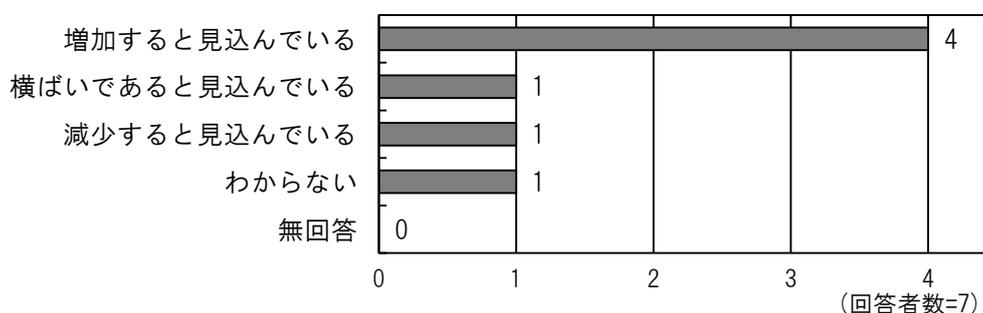
### (1) 事業所運営上の課題等について

事業所の運営において課題となっていることについては「報酬体系・報酬額の低さ上」、「利用希望に対する調整」が最も多く4件となって。次いで「人材の確保・定着」、「人材の育成」が3件と続いています。



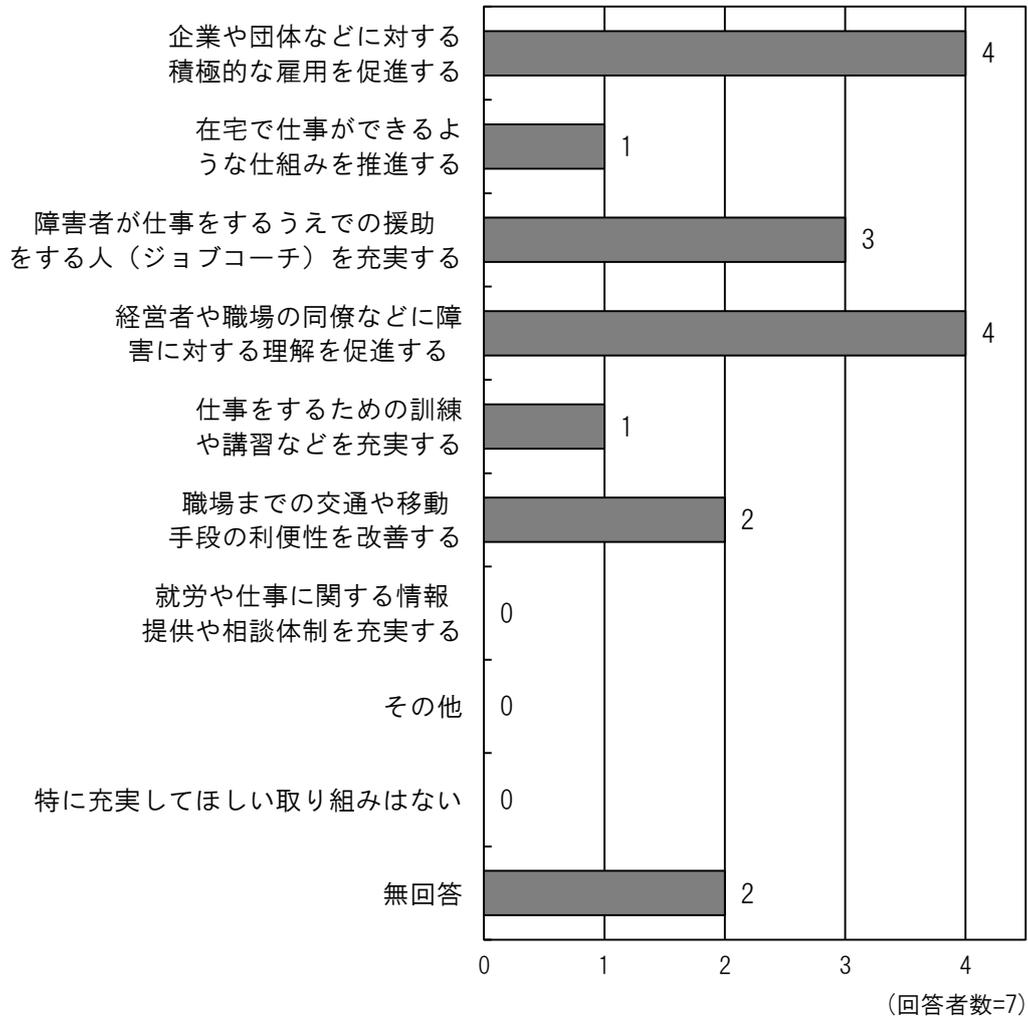
### (2) 今後のサービスの利用見込みについて

今後のサービスの利用見込みについては「増加すると見込んでいる」が4件と最もおおくなっています。事業所の運営において課題となっていることについては「報酬体系・報酬額の低さ上」、「利用希望に対する調整」が最も多く4件となって。次いで「人材の確保・定着」、「人材の育成」が3件と続いています。



### (3) 障害のある方が一般就労するにあたって、充実してほしい取組について

障害のある方が一般就労するにあたって、充実して欲しい取組については「企業や団体などに対する積極的な雇用を促進する」、「経営者や職場の同僚などに障害に対する理解を促進する」が最も多くそれぞれ4件となっています。次いで「障害者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する」が3件となっています。



## 第3章 基本的な方向性

### 第1節 基本理念

令和2年3月に策定した「綾川町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において計画の基本理念を定めました。

基本理念を定める背景として、「綾川町第2次総合振興計画」（2017年度～2026年度）の将来像「いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～」をめざしたまちづくりを進めており、福祉・社会保障の分野においては「安心して住み続けられるまち」、保健・医療の分野においては「各世代がいきいき暮らせるまち」を基本目標として掲げ、生涯を通じて自分らしくいきいきと、安心して暮らすことのできるまちをめざしていることが挙げられました。また、近年、福祉分野においては、国から地域共生社会の実現に向けた方向性が示されており、本計画もそれに沿った計画策定とします。

本計画期間中においても、上位計画である「綾川町第2次総合振興計画」の計画期間内であることから、基本理念を引き継ぐこととします。

改めて、基本理念「一人ひとりが自分らしく輝き、ともに支え合って生きるまち」のもと、すべての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支えあうまちづくり、すべての障害者が、自分の望む生き方を、主体的に選び、個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまちづくりをめざしていきます。

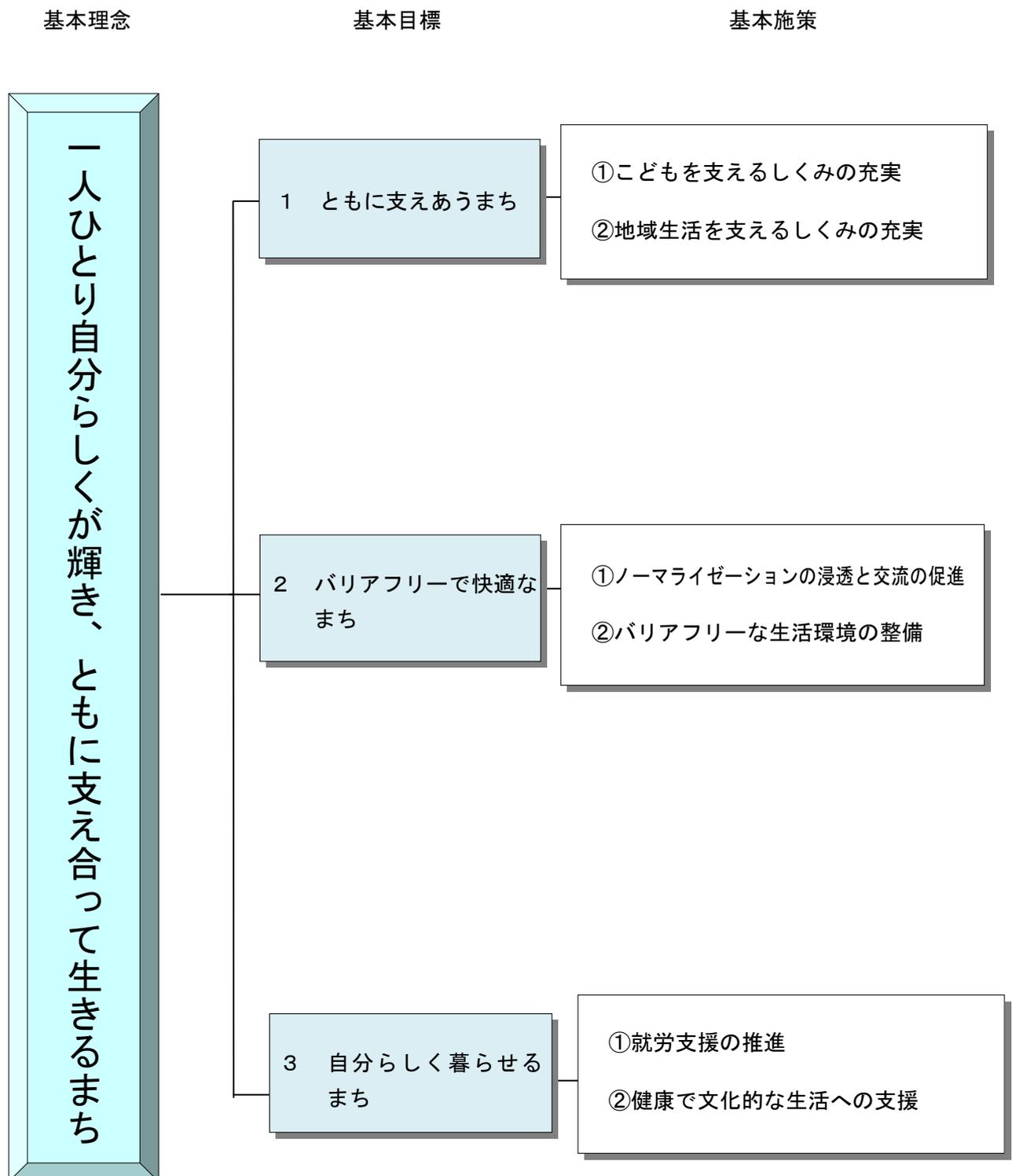
#### 《基本理念》

一人ひとりが自分らしく輝き、  
ともに支え合って生きるまち

## 第2節 基本目標と基本施策

基本理念の実現のため、3つの基本目標と6つの基本施策を定めます。

### 施策の体系



## 基本目標1 ともに支えあうまち

障害者が自立した生活を送るためには、障害の態様や世帯状況など障害者の置かれた状況に応じ、一人ひとりが必要とするサービスを自ら多様に選択できることが重要です。

また、地域のあらゆる住民が「他人事」ではなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、障害者が役割を持ち、支えあい、認めあいながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりが必要です。

そのためには、保健・医療・福祉分野を中心にその主体性と自立性の尊重を基本としたサービス内容の充実を図るとともに、サービスを提供する福祉人材の確保・定着・人材育成に努めなければなりません。

こうした観点から、保健・医療・福祉をはじめとする関連部門の連携強化はもとより、民間の関連団体や施設、ボランティア活動など地域が有する社会資源の積極的な活用に努め、「みんなで支えあうまち」の実現をめざします。

### 事業体系

基本施策1 こどもを支えるしくみの充実	
1) 乳幼児期の適切な保健・療育への連携の確保	①母子保健事業による障害の早期発見 ②療育への連携・発達相談体制の充実 ③児童発達支援事業による療育への連携・発達支援の推進
2) 特別支援教育の推進	①特別支援教育の推進 ②学校施設の充実
3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進	①こども園での障害児保育・特別支援教育の推進 ②放課後児童クラブ（なかよし学級）での障害児の受け入れの促進 ③放課後等デイサービスの利用促進 ④教職員の専門性の向上 ⑤インクルーシブ教育・保育
基本施策2 地域生活を支えるしくみの充実	
1) 居住の場の充実と地域生活支援拠点の整備	①グループホームの拡充 ②地域生活支援拠点の拡充・整備の促進
2) 日中活動への支援の充実	①日中活動系サービスの利用の促進 ②精神障害者デイケア事業の推進 ③共生型サロンの設置促進
3) 生活支援サービスの充実	①障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実 ②経済的支援制度の周知と利用促進

## 基本目標2 バリアフリーで快適なまち

障害者の完全参加と平等を実現し日常化していくためには、「心のバリア」を取り除くとともに、障害者をはじめすべての住民の暮らしやすさに配慮された安全で快適な社会基盤の整備を進めることが重要です。

このため、あらゆる機会をとらえ住民一人ひとりに対する「ノーマライゼーションの理念」や「人権意識」の浸透に積極的に取り組むと同時に、「バリアフリーなまちづくり」、さらには「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」に組み込み、制度の枠を意識せずに、誰もがいつでも必要な時に、支援にアクセスできる物理的側面・心理的側面の両面にわたって「バリアフリーで快適なまち」の実現をめざします。

### 事業体系

基本施策1 ノーマライゼーションの浸透と交流の促進	
1) 住民意識の啓発・促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①啓発・広報活動の推進</li> <li>②教育・保育施設での福祉教育の推進</li> <li>③多様な交流機会の創出</li> <li>④地域での福祉教育の充実</li> <li>⑤福祉の啓発・広報</li> </ul>
2) 重層的支援体制整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①専門職による伴走型支援（新規）</li> <li>②地域住民による伴走型支援（新規）</li> </ul>
3) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町の相談体制の充実</li> <li>②障害者自立支援協議会等を通じた連携強化</li> <li>③指定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の強化促進</li> <li>④強度行動障害者等への支援</li> </ul>
4) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人権教育の充実</li> <li>②判断能力が不十分な人の権利擁護の推進</li> <li>③中核機関の設置・運営</li> <li>④成年後見制度の利用促進事業</li> <li>⑤権利擁護に関する啓発</li> <li>⑥障害者虐待防止ネットワークの強化</li> </ul>
基本施策2 バリアフリーな生活環境の整備	
1) 障害者にやさしい公共空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進</li> <li>②交通安全施設の整備</li> </ul>
2) 移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公共交通機関の利便性の確保</li> <li>②各種送迎サービスの利用促進</li> <li>③経済的支援制度の利用促進</li> </ul>
3) 地域の防災・防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域防災力の強化</li> <li>②地域の防犯活動の促進</li> <li>③避難行動要支援者名簿整備と個別支援計画の普及</li> <li>④防災体制の整備</li> </ul>
4) 安心して暮らせる住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅改善の促進</li> </ul>

### 基本目標3 自分らしく暮らせるまち

障害者の社会参加を促進するためには、障害者自らが主体的に生き、「自分らしいライフスタイル」を実現していくことが重要です。

このため、全人間的復権を目指す“リハビリテーション”の理念に基づき、教育、文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会拡大を図り、障害者の「ADL」（日常生活動作能力）の改善を図るだけでなく、「QOL」（生活の質）の向上の視点を積極的に取り込み、「自分らしく暮らせるまち」の実現をめざします。

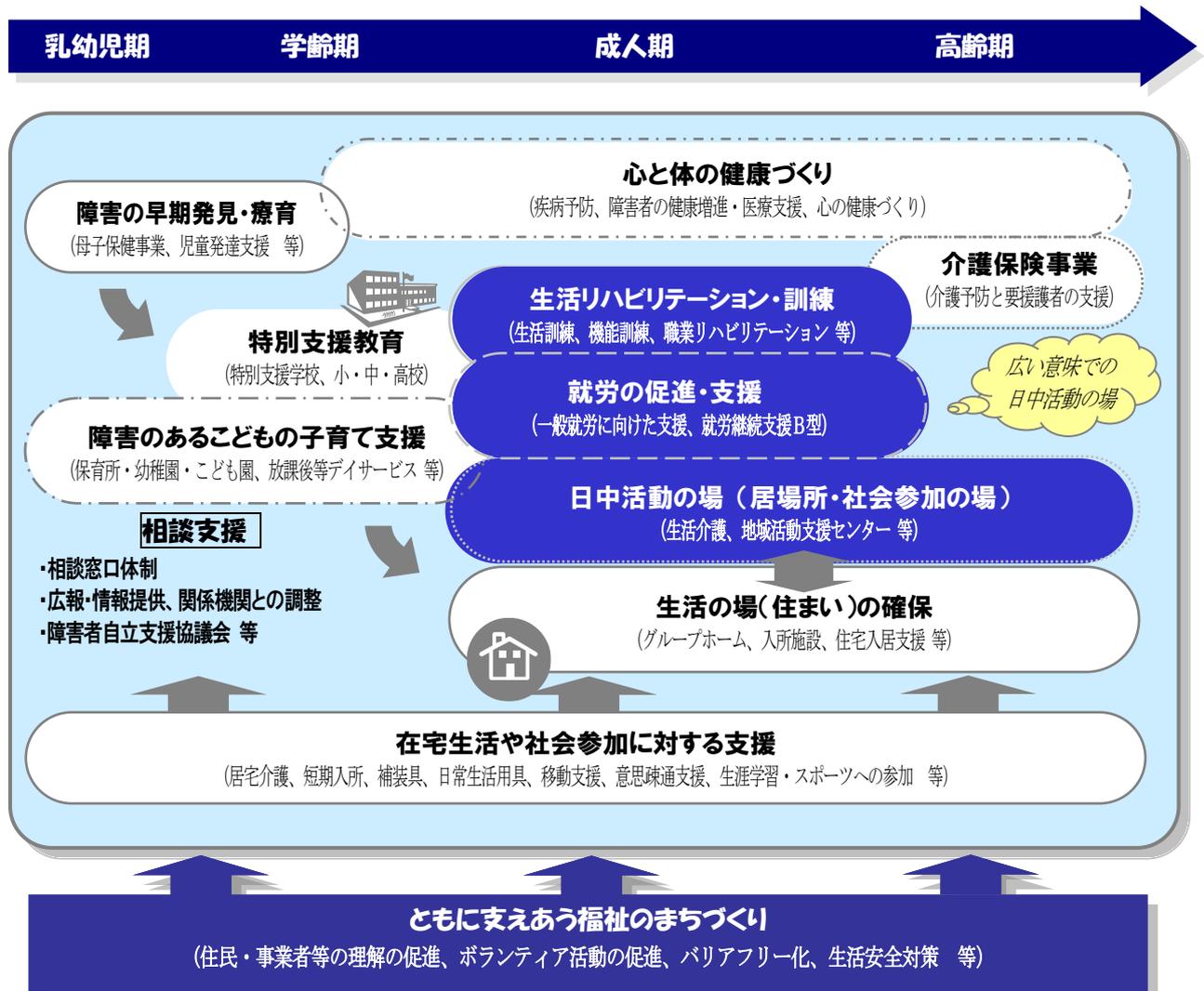
#### 事業体系

基本施策1 就労支援の推進	
1) 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所への啓発</li> <li>②行政機関での障害者雇用の推進</li> <li>③職業訓練の受講促進</li> <li>④一般就労の定着支援</li> </ul>
2) 福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉的就労の場の充実</li> <li>②障害者就労施設等からの優先調達の推進</li> </ul>
基本施策2 健康で文化的な生活への支援	
1) 心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康増進事業の推進</li> <li>②精神保健事業の推進</li> <li>③地域医療体制の充実</li> </ul>
2) 生涯学習活動、芸術文化活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生涯学習・芸術文化活動への参加促進</li> <li>②学習施設のバリアフリー化の推進</li> <li>③視覚障害者等のための読書環境整備</li> </ul>
3) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ・レクリエーション事業の推進</li> <li>②スポーツしやすい環境の整備</li> </ul>

### 第3節 ライフステージに沿った施策展開

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに沿って、総合的な施策展開を図ります。

#### ライフステージごとの施策展開



## 第4章 分野別施策の展開

### 第1節 ともに支えあうまち

#### 1 こどもを支えるしくみの充実

##### (1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

乳幼児期における疾病や障害の早期発見、早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、こどもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すため、関係機関が連携しながら、その充実に努めていきます。

妊娠期、乳幼児期の健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めます。

また、育ちの遅れや障害などの心配があるこどもを持つ保護者の相談体制を整え、こどもたちが必要な医療機関や療育機関につながる事ができるよう、連携や支援を実施していきます。保護者に対しても、育て方などについて適切な相談や指導に努めるとともに、保護者どうしの交流の拡大を図ります。

通番	取組	内容	関係課
1	母子保健事業による障害の早期発見	妊娠期、乳幼児期の健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、各種母子保健事業を通じて、障害や発育・発達の遅れ・不安を早期に発見し、子育て支援センター、療育・発達相談事業や児童発達支援事業につなげていきます。	健康福祉課 子育て支援課
2	療育・発達相談体制の充実 【共通：第5編通番32.35】	療育・発達相談は、親の不安を少しでも軽減し、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めていきます。 ことばの遅れや発音が気になる児に対して、言語聴覚士等によることばの相談を年24回実施しています。 この他、子ども相談も年12回あります。発達支援教室（親子ここから教室）、こどもの発達に気がある親のグループセミナー（親すみの日）などもあり、関係機関との連携もしていきます。 また、専門家にこども園の巡回を依頼し、ことばや発達の遅れなど支援が必要なこどもへの適切な対応を職員へ指導します。また同じ専門家による保護者との個別相談も実施しています。連携を大切に子育て家庭を支援します。	健康福祉課 子育て支援課
3	児童発達支援事業による療育・発達支援の推進	児童発達支援事業所と連携しながら、障害や発育・発達の遅れ・不安のあるこども一人ひとりに対して、適切な療育・発達支援を受けられる環境づくりに努めます。	健康福祉課 子育て支援課

※【共通】は、別の計画において同一の内容の取組・事業がある場合に掲示しています。

## (2) 特別支援教育の推進

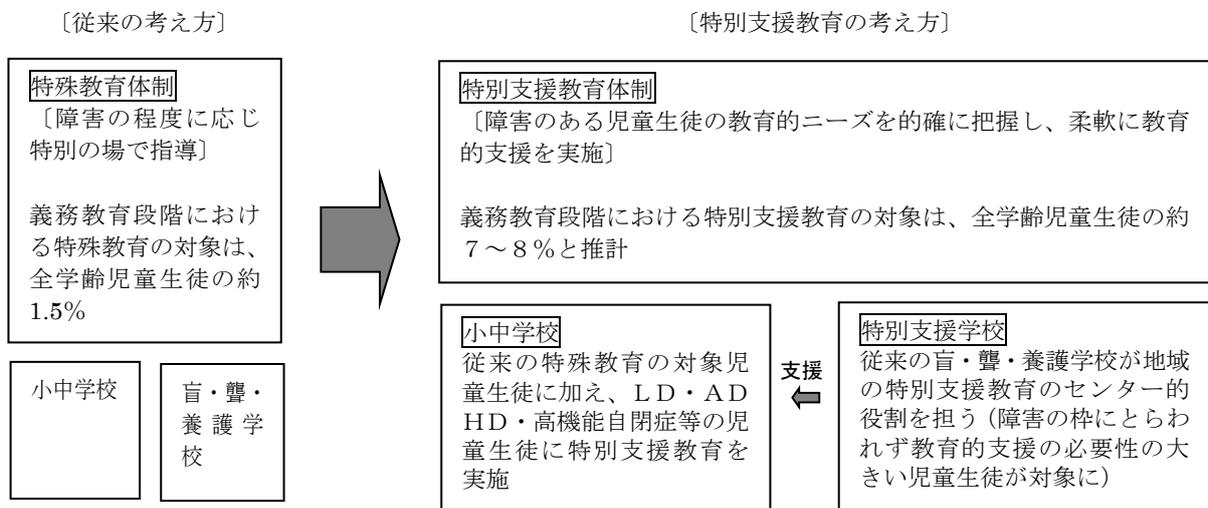
盲・聾・養護学校と小中学校の特殊学級というそれまでの障害児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格実施されました。「特別支援教育」は、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害をもつ子どもたちへの教育体制を強化するとともに、一人ひとりが障害など様々な違いを認識しつついきいきと活躍できる共生社会の形成を図ることをめざしています。

各小中学校では、障害や発達の遅れのある児童・生徒を可能な限り受け入れ、一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」を作成し、教職員、特別支援教育支援員などがチームを組んで教育を推進しています。また、特別支援学校が、地域の特別支援教育を支援していく役割も担っています。

今後も、これらの事業を引き続き展開し、特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりに対し、適切な指導・支援を行っていきます。

通番	取組	内容	関係課
4	特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する知識・理解・技能の向上に努め、特別支援学校の協力を得ながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。 そのために、支援が必要な子すべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」、進路指導と卒業後のフォローなど多面的な支援にあたります。	学校教育課
5	学校施設の充実	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。	学校教育課

### 特別支援教育の考え方



資料：特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」より作成

### (3) 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

障害のあるこどもの健全な発達のためには、こども園、学童保育施設などで他のこどもとともに集団生活をするのが有益です。

このため、障害や発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障害のある子どもとともに地域で育てる環境づくりに努めていきます。このようなインクルーシブ教育・保育への考え方が、地域共生社会につながっていきます。

一方で、集団になじめなかったり、学習についていけないなどの場合は、専門的な学習等の機会の確保が求められます。教職員も児童の状況把握やコミュニケーション等専門的なスキルアップをはかります。

通番	取組	内容	関係課
6	こども園での障害児保育・特別支援教育の推進	<p>障害児が可能な限り地域のこども園で教育・保育が受けられるよう、職員体制の充実と施設設備の改善に努めます。</p> <p>また、療育専門家による「こども園巡回相談事業」などを活用し、職員の障害に関する知識向上や支援方法の習得と保護者支援を図ります。</p> <p>「こども巡回相談事業」では、言語聴覚士より個別のかかわりが必要な園児に対する支援方法等の助言を受け、子どもたちの発達につなげています。</p>	学校教育課 子育て支援課
7	放課後児童クラブ（なかよし学級）での障害児の受け入れの促進	可能な限り、放課後児童クラブ（なかよし学級）での障害児の受け入れに努めていきます。	子育て支援課
8	放課後等デイサービスの利用促進	放課後等デイサービス事業所と連携しながら、小学生から18歳までの子どもたちの預かりを行い、保護者の負担の軽減を図るとともに、適切な療育・発達支援に努めます。	健康福祉課
9	教職員の専門性向上	すべての教職員が、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう研修会を実施します。	学校教育課 子育て支援課
10	インクルーシブ教育・保育	こども園においては、障害のある児童の教育・保育のニーズを受け止め、すべての児童と一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。	子育て支援課

## 2 地域生活を支える仕組みの充実

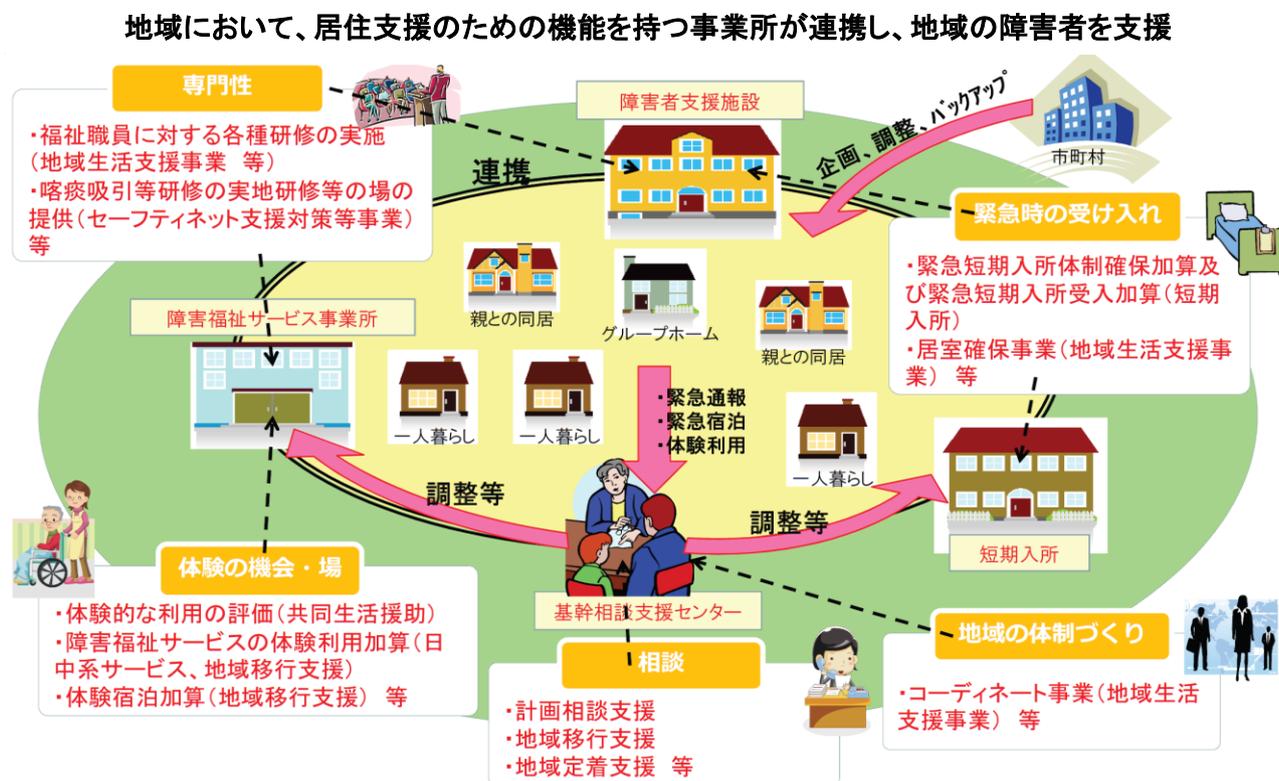
### (1) 居住の場の充実と地域生活支援拠点の整備

居住系サービスは、障害者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図っていきます。グループホームの設置の誘導を進めるとともに、本人からの相談や地域住民からの対応を調整するための、居住支援機能の強化を図ります。グループホームについては、障害者の高齢化も進んでいることから、日中も安心して居室で過ごせるよう日中サービス支援型グループホームの開設を促します。

また、障害児・者の地域移行を進めるため、地域生活支援拠点の拡充・整備を促進します。

通番	取組	内容	関係課
11	グループホームの拡充	中讃圏域内での調整を図りながら、長期的な視点から施設の拡充に努めます。	健康福祉課
12	地域生活支援拠点の拡充・整備の促進	障害者の地域生活を総合的に支援するため、中讃圏域内での調整を図りながら、グループホームなどの居住支援機能と、緊急時の短期入所などの地域支援機能を併せ持つ施設について、拡充・整備に努めます。	健康福祉課

地域生活支援拠点の整備（面的整備型）のイメージ



## (2) 日中活動への支援の充実

障害者が福祉的就労や訓練、療育、作業、交流などを行う日中活動の場として、障害者総合支援法に基づく生活介護や就労移行支援、就労継続支援などを行う指定サービス事業所や、地域活動支援センターなどがあります。

日中活動の場は、障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要であり、各事業所や地域住民と連携しながら、一層の充実を促進します。

通番	取組	内容	関係課
13	日中活動系サービスの利用の促進	障害者一人ひとりの心身の状況や活動ニーズに応じて、生活介護や就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなど、多様な日中活動系サービスの利用を促進していきます。	健康福祉課
14	精神障害者デイケア事業の推進	レクリエーション活動、創作活動、生活指導、療養指導など精神障害者を地域で支えるデイケア事業を引き続き推進します。	健康福祉課
15	共生型サロンの設置促進	障害者だけでなく、高齢者、子どもなど福祉的支援が必要な住民が社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得ながら、集い、ゆったりとした時間を過ごしたり、多様な活動に参加できる共生型サロンの設置を促進していきます。	健康福祉課

## (3) 生活支援サービスの充実

ホームヘルプサービスやショートステイなど、生活支援サービスは、在宅生活での障害者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、拡充に努めています。

障害の重度化や家庭援助者の高齢化の傾向が一段と進む中、障害者や家族が安心して地域生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていきます。

通番	取組	内容	関係課
16	障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実	関係事業所と連携しながら、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、日常生活用具等の給付など、障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実を努めます。	健康福祉課
17	経済的支援制度の周知と利用促進	障害年金をはじめとする各種手当等、税や利用料の特例措置など、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。	健康福祉課 保険年金課 税務課

主な生活支援サービス

対象					名称	概要	障害者総合支援法の 摘要
身体	知的	精神	難病	児童			
○	○	○	○	○	ホームヘルプサービス（居宅介護）	家庭への訪問介護員の派遣、通院の付き添い等	自立支援給付
○	○	○	○	○	ショートステイ（短期入所）	障害者入所施設等への短期間の宿泊	自立支援給付
○			○	○	補装具費の支給	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理費用の支給	自立支援給付
○	○	○	○	○	日常生活用具の給付	日常生活を支援する用具の支給	地域生活支援事業
○	○	○	○		障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給	
○	○	○		○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当の支給	
○	○				重度心身障害者医療費助成	重度の障害者に医療費自己負担分を助成	
○	○	○		○	心身障害者扶養共済制度	保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給。加入し掛金を積み立てることが必要	
○	○	○		○	税制上の特例措置	所得税、町・県民税の障害者控除、自動車・軽自動車税、相続税、贈与税等	
○	○	○		○	利用料等の特別措置	公共交通運賃、公共施設入園料、携帯電話利用料の割引等	
○	○	○	○	○	綾川町障害福祉年金	綾川町独自の政策による障害福祉年金条例に基づく支給	

## 第2節 バリアフリーで快適なまち

### 1 ノーマライゼーションの浸透と交流の促進

#### (1) 住民意識の啓発・促進

ノーマライゼーションの広まりとともに、障害者が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に充実してきました。しかし、今も、誤解や偏見により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障害者が少なくありません。

そんな中、わが国では、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 25 年の障害者差別解消法の制定など、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた国内法を整備し、平成 26 年に、障害者の権利擁護に関する国際水準である障害者権利条約を批准しました。

本町においても、条約が求めるレベルでの「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」を進めていきます。

#### 障害者権利条約の概要

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。

- ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止
  - ※合理的配慮の否定＝過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないこと
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みを設置

通番	取組	内容	関係課
18	啓発・広報活動の推進	「広報あやがわ」や町ホームページ、その他リーフレットの作成などを通じて啓発・広報活動を積極的に推進します。	総務課 健康福祉課
19	教育・保育施設での福祉教育の推進	教材の効果的な活用などを通じて、こども園から小・中学校に至るまで一貫した福祉教育の推進に努めます。	学校教育課 子育て支援課 健康福祉課
20	多様な交流機会の創出	庁内の福祉・教育・産業振興などの各部門や各種団体で連携を進め、障害をもつ人も、もたない人も理解を深めるための交流事業を推進します。	住民生活課 健康福祉課 経済課 学校教育課 生涯学習課

通番	取組	内容	関係課
21	地域での福祉教育の充実 【共通:第3編通番 48】	地域全体で福祉教育に取り組んでいくため、教育・福祉関係者、地域住民などが連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉について学べる環境づくりを推進します。	健康福祉課
22	福祉の啓発・広報 【共通:第3編通番 49】	町及び町社会福祉協議会などの広報紙や防災無線により情報の提供に努めるとともに、民生委員・児童委員、地区健康推進員等による身近な相談に応じながら、わかりやすい情報の提供に努めます。	健康福祉課

## (2) 重層的支援体制整備の充実

綾川町においても、ひきこもりや8050問題、生活困窮者の問題やヤングケアラーなど、問題が複雑化・複合化し、複数の分野にまたがるケースが増加傾向にあります。1機関だけでは支えることが難しく、課題解決支援だけでは解決できないケースも多い状況です。

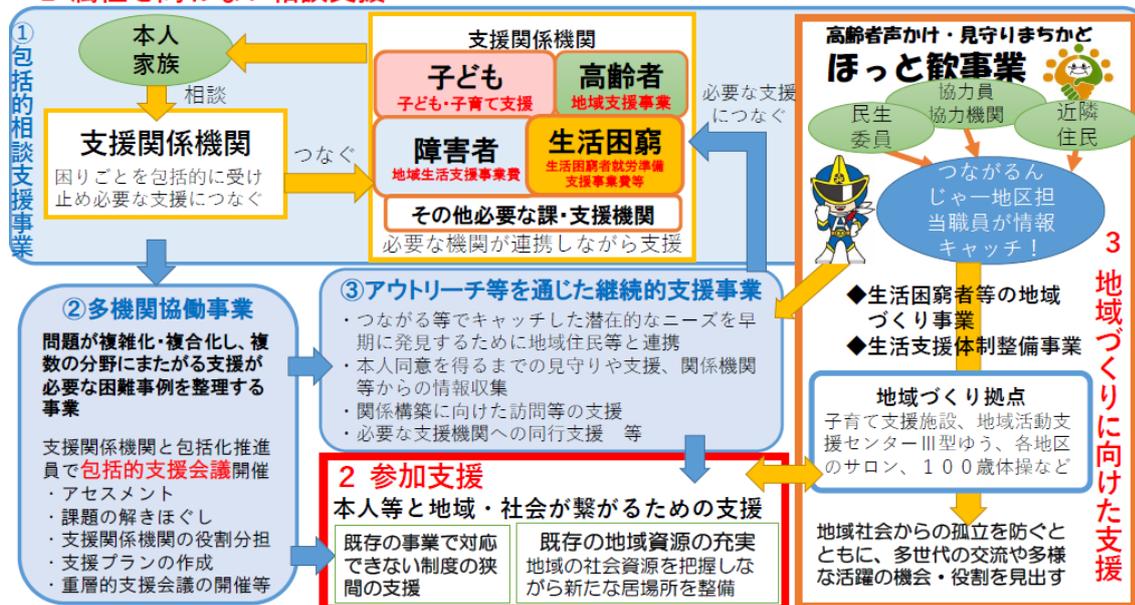
そこで、世帯を取り巻く全ての福祉課題に対応できるように、令和6年度より重層的支援体制整備事業を本稼働させ、多岐に渡る支援機関のプラットフォーム化を図ります。また、地域共生社会を目指して、地域と一緒に、伴走支援に取り組みます。

通番	取組	内容	関係課
23	専門職による伴走型支援(新規) 【共通:第3編通番 56】	重層的支援体制整備事業では、健康福祉課(地域包括支援センター、保健事業担当、障害・生活保護担当)、町社会福祉協議会、子育て支援課、学校教育課に包括化推進員を位置づけし、日頃から情報共有を密に行います。 また、包括的支援会議を設置し、多機関の専門職によるアセスメントにより課題を解きほぐしながら、対象者に寄り添う継続的支援をチームで行います。	健康福祉課 町社会福祉協議会 子育て支援課 学校教育課
24	地域住民による伴走支援(新規) 【共通:第3編通番 57】	地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。 地域の居場所などの活動を通じて日常の中で行われる住民同士の支え合いや緩やかな見守りが行える地域づくりをすすめます。	町社会福祉協議会、健康福祉課 その他関係各課 地域住民

# 重層的支援体制整備事業体系図

## 1 属性を問わない相談支援

綾川町重層的支援体制整備事業 本稼働時体系図



### (3) 相談体制の充実

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本町では、健康福祉課を中心に、庁内各課や町社会福祉協議会が連携し、障害者への相談を行っています。また、広域でより専門的な相談を行う機関として、保健所や児童相談所などの県の機関や指定相談支援事業所があるほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

障害者は、相談や情報把握の面で、様々なハンディをもっているため、障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるよう、わかりやすい情報提供や気軽に相談が受けられる体制づくりに努めます。

また、個々の多様な状態、生活環境、世帯構成等に多層に存在する福祉課題に迅速かつ適切も対応していくためにも、専門性の向上にも努めます。

通番	取組	内容	関係課
25	町の相談体制の充実	各相談場所では、様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や、絵記号の活用、手話の習得などに努めていきます。 また、障害者が必要としているサービスを自己選択・自己決定することを支援するために、サービスの情報や利用手続きのきめ細やかな説明を行います。	健康福祉課
26	障害者自立支援協議会等を通じた連携強化	障害者や家族等が抱える様々な問題の迅速な解決に向け、障害者自立支援協議会等を通じて、各部門の連携強化に努めます。	健康福祉課
27	指定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の強化促進	サービス利用者全員のケアプランが円滑に作成・運用できるよう、圏域市町で連携し、基幹相談支援センターの体制及び障害者総合支援法の指定相談支援、児童福祉法の障害児相談支援の各事業所の体制整備を促進していきます。	健康福祉課
28	強度行動障害者等への支援	強度行動障害（児）者や高次脳機能障害を有する障害（児）者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉課

#### (4) 権利擁護の推進

障害をもつ人の多くが、自己の意思が十分に伝わらないために生活の様々な場面でその権利を侵されやすい立場にあり、人権擁護の必要性が、今日、大きな課題となっています。

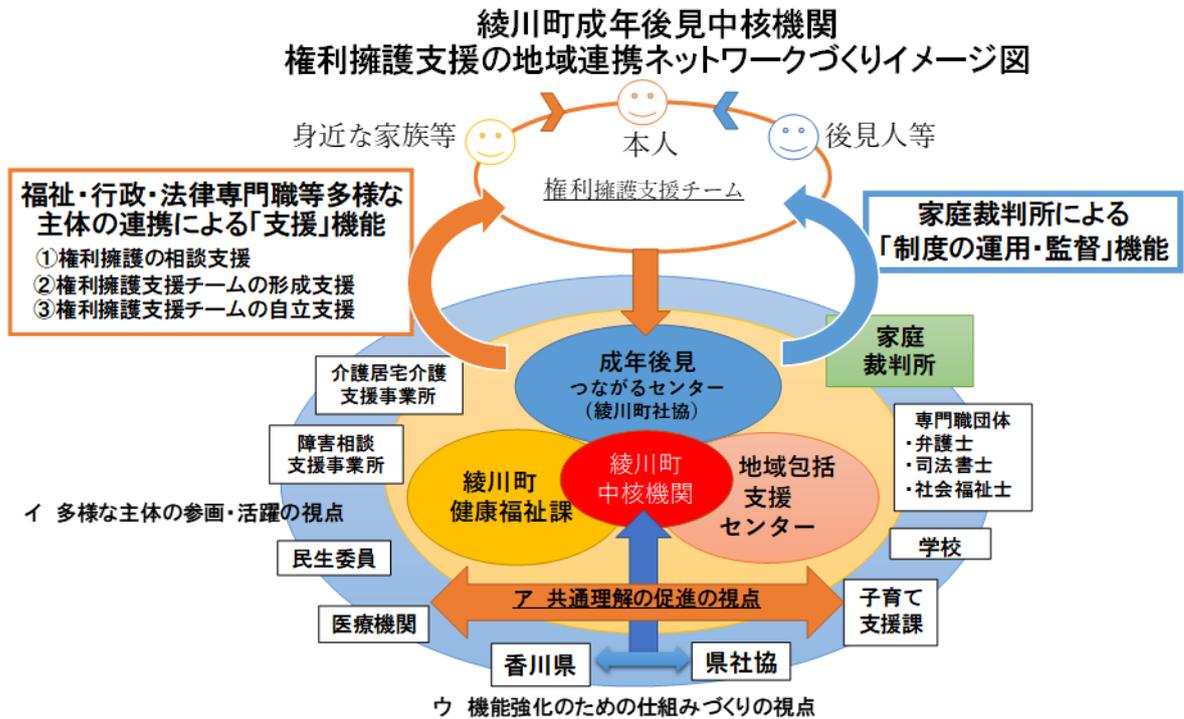
障害者の人権擁護をさらに促進するため、国・県の関係機関と連携し、地域での支援体制づくりや制度の充実・周知に努めます。

通番	取組	内容	関係課
29	人権教育の充実	関係機関・団体と連携し、広報や啓発パンフレットなどを通じて広く人権擁護に関する啓発に努めるとともに、幼児教育、学校教育、生涯学習など多くの機会をとらえて人権教育の充実を図ります。	住民生活課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
30	判断能力が不十分な人の権利擁護の推進 【共通：第2編通番15】	認知症の人や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。 「日常生活自立支援事業」は県社会福祉協議会により実施されており、町社会福祉協議会では、その相談窓口の役割を担っています。また「成年後見制度」は家庭裁判所に申し立てをし、手続きをするもので、町ではその普及に努めています。 平成29年度に策定された国の成年後見制度利用促進基本計画に準じて、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」の構築に努めながら「成年後見制度」の利用促進を図っていきます。	健康福祉課 住民生活課
31	中核機関の設置・運営【共通：第3編通番54】	成年後見制度の利用を促進するため「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークでは、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、早期の段階からの相談・対応等の必要な支援につなげ、意思決定支援・身上保護を重視した活動を支援する役割を担います。	健康福祉課 (町社会福祉協議会委託)

通番	取組	内容	関係課
32	成年後見制度の利用促進事業【共通：第3編通番55】	成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用促進事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。	健康福祉課
33	権利擁護に関する啓発	障害者の権利擁護や権利行使について、社会福祉協議会と連携しながら、障害者に対する学習機会の充実に努めるとともに、住民への啓発を図ります。	住民生活課 健康福祉課
34	障害者虐待防止ネットワークの強化	障害者虐待防止法に基づき、民生委員や障害福祉サービス事業所、警察など関係機関が連携しながら、障害者虐待防止ネットワークの強化に努めていきます。	健康福祉課

※【共通】は、別の計画において同一の内容の取組・事業がある場合に掲示しています。

### 中核機関と地域連携ネットワークのイメージ



## 2 バリアフリーな生活環境の整備

### (1) 障害者にやさしい公共空間の確保

公共建築物の段差解消、障害者用トイレ、障害者用駐車場、手すりの設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザインの実施は急速に進んでいます。

「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「香川県福祉のまちづくり条例」などの基準に沿いながら、また、住民の声を生かしながら、障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを一層進めていきます。

通番	取組	内容	関係課
35	公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設や道路、公園、公共建築物のバリアフリー化について、障害者や高齢者の利用状況を的確に把握し、年次計画に基づき計画的な整備を推進します。 また、新規の施設整備やまちづくり事業にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り込んだ検討を進めます。	建設課 総務課
36	交通安全施設の整備	障害者が安心して外出できるよう、音響式信号機などの交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していきます。	建設課 総務課

### (2) 移動手段の充実

公共交通機関は、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障害者への配慮が求められます。

一方、障害者の外出支援策については、ホームヘルプサービスでの「通院等介助」や「同行援護」、地域生活支援事業による社会参加等のための「移動支援事業」、綾川町移送サービス事業、障害福祉サービス事業所による会員登録制の有償送迎事業である「福祉有償運送事業」などがあります。また、経済的支援として、綾川町重度身体障害者タクシー利用料金補助事業を行うとともに、全国一律の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。

こうした制度の一層の活用を働きかけていきます。

通番	取組	内容	関係課
37	公共交通機関の利便性の確保	公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。	総務課
38	各種送迎サービスの利用促進	障害者の状況や外出目的などに応じて、各サービスの利用促進を図ります。	健康福祉課
39	経済的支援制度の利用促進	綾川町重度身体障害者タクシー利用料金補助事業を継続して実施するとともに、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度等の周知に努めます。	健康福祉課

### (3) 地域の防災・防犯体制の充実

障害者が安心して生活を送るためには、災害などの緊急時に的確な情報提供を行うと同時に、安全に避難誘導できる体制づくりを進めることが重要であり、障害者や高齢者など要配慮者に対する配慮の必要性は地域防災計画にも強く打ち出されています。

このため、地域防災計画に基づき、緊急時の情報提供手段の充実を図るとともに、住民の協力のもと行政区単位に地域での安全、的確な避難誘導體制の整備を進めていきます。

また、意志を十分に伝達できない障害者をはじめ、住民をあらゆる犯罪から守るため、警察など関係機関との連携を密にし、地域防犯ネットワークの確立に努めていきます。

通番	取組	内容	関係課
40	地域防災力の強化	<p>災害時などの緊急時に備えて、自治会活動や、民生委員・児童委員活動を柱に、地域ぐるみで見守り・支えあいのネットワークづくりを推進します。</p> <p>また、災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実に努めるとともに、障害者の避難生活を想定し、避難所等での備品等の整備や福祉避難所の指定の拡充に努めます。</p>	総務課
41	地域の防犯活動の促進	防犯協会や警察などと連携し、障害者を含む地域の防犯活動の促進に努めます。	総務課
42	避難行動要支援者名簿整備と個別避難計画の普及【共通：第3編通番60】	災害時に、地域で要介護者、障害者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など要配慮者を迅速・的確に支援できるよう、避難行動要支援者名簿の整備と定期的な更新を図るとともに、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるかを定める個別避難計画の普及に努めます。	総務課 健康福祉課
43	防災体制の整備【共通：第3編通番62】	<p>要配慮者の安全な避難・誘導、救助・救護等の体制づくりを進めており、避難所の整備、感染症対応を含めた避難所運営マニュアルの作成を進めています。また、避難行動要支援者名簿を作成しました。</p> <p>今後も、広域消防・消防団・自主防災組織などと連携して、防災意識の向上、避難・救助体制の確立、被災後の生活支援制度の充実に努めるとともに、日頃からの地域の見守り活動の強化など、さらなる支援体制の充実を図ります。</p>	総務課

#### (4) 安心して暮らせる住まいの確保

障害者への配慮がない住宅は、障害者の自発的な行動を妨げるとともに、家族援助者の負担を増やすことにもなります。障害者にとって暮らしやすい住宅の確保のため、住宅改造に関わる助成制度の周知と利用の促進に努めていきます。

通番	取組	内容	関係課
44	住宅改善の促進	在宅の障害者にとって暮らしやすい住宅への改善を進めるため、助成事業に関する啓発活動を充実し、制度利用を促進します。	健康福祉課

## 第3節 自分らしく暮らせるまち

### 1 就労支援の推進

#### (1) 一般就労の促進

だれもが、その適正と能力に応じた適切な就労の場において、働く権利が保障されることは、社会参加と自立を促進する上で極めて重要な課題です。

障害者の雇用については、ハローワークで「障害者の雇用の促進等に関する法律」などに基づき、職業相談、職業紹介などが行われるとともに、「職場適応訓練」や「職場適応援助者(ジョブコーチ)制度」、「特定求職者雇用開発助成金」など、雇用の底上げや職場適応への支援制度があります。

しかし、障害者をとりまく就労環境には厳しいものがあり、とりわけ、知的障害者や精神障害者の就労は事業所などの理解の不足もあってなかなか進まないのが実情です。

そのため、行政自身の障害者雇用を進めるとともに、ハローワーク等と連携しながら、一般就労に向けた取組を一層強化していきます。

通番	取組	内容	関係課
45	事業所への啓発	ハローワークを通じて障害者雇用の状況把握に努めるとともに、国・県の機関と連携しながら事業所に対する啓発活動に努め、障害者の雇用を促進します。 また、中小企業の雇用促進を図るため、啓発に努めます。	経済課
46	行政機関での障害者雇用の推進	町においても、法定雇用率を踏まえ、職員採用を進めます。	総務課
47	職業訓練の受講促進	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、「職場適応訓練」や「職場適応援助者(ジョブコーチ)制度」、障害者総合支援法の就労移行支援事業などの活用を図りながら、職業訓練の受講を促進していきます。	健康福祉課 経済課
48	一般就労の定着支援	一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、平成30年度から制度化される就労定着支援等を活用しながら企業への就労の定着支援に努めます。	健康福祉課 経済課

## (2) 福祉的就労の促進

障害者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練など、福祉的な就労が重要です。

障害者自立支援法により、従来の福祉作業所や通所授産施設は、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターなどとして、質・量ともに大幅に拡充しましたが、工賃が低いことや、障害者自身が体調により欠勤することが多いことなどから、事業所の運営は安定しているとはいえない状況です。

このため、障害者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、国・県と連携しながら、支援を一層強化していきます。

また、福祉的就労の対象も施設外の業務、農作業、ICT機器の利用等、幅広く検討し、機会を機会の拡大を図ります。

通番	取組	内容	関係課
49	福祉的就労の場の充実	<p>障害者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障害者の自立と社会参画につながっていくよう、福祉的就労の場の充実を促進していきます。</p> <p>住民・企業・行政が、福祉的就労の場に対して、障害者に適した業務を発注したり、授産品を活用することを積極的に促進します。</p> <p>また、農業や水産加工、観光など、町の産業と連携しながら、新しい授産品の企画・開発を行うことを促進していきます。</p>	健康福祉課 経済課
50	障害者就労施設等からの優先調達の推進	<p>障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために、障害者就労施設等からの物品の優先的な調達を図る等により、障害者等の自立の促進に努めます。</p>	健康福祉課 経済課

## 2 健康で文化的な生活への支援

### (1) 心と体の健康づくりの推進

障害者施策としての地域保健には、障害の原因となる病気を予防すること、障害を早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障害者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。

健康教育や健康相談、各種健康診査の内容の充実を図り、健康づくり意識を高めるとともに、様々な障害や病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援に努めています。

通番	取組	内容	関係課
51	健康増進事業の推進	住民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実に努めます。	健康福祉課
52	精神保健事業の推進	不安、ストレス、引きこもり、自殺予防などのメンタルヘルス対策を推進するとともに、精神障害者支援の会の活動を促進します。	健康福祉課
53	地域医療体制の充実	関係機関と協力しながら、予防医療とリハビリテーションの充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。 また、医療費負担の軽減を図る事業を推進します。 医療的ケア児・者への支援の強化に向けては、必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備の実施に努めます。	健康福祉課 子育て支援課

### (2) 生涯学習活動、芸術文化活動への参加の促進

障害者が生涯学習活動、芸術文化活動に参加することは、自身の生活の質（QOL）の向上や自己実現につながるだけでなく、地域社会の中での交流や学習活動の拡大により、まちづくりやまちの発展に寄与します。

しかし、こうした活動への参加にあたっては、施設の段差や、開催情報の周知の不徹底、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記等）の不足など、障害者にとって多くの課題が存在します。

そのため、そうした障壁の除去を図りながら、地域における多様な学習機会に、障害者が気軽に参加できるまちづくりを進めます。

また、視覚障害者等に対しては、読書環境の整備を推進していきます。

通番	取組	内容	関係課
54	生涯学習・芸術文化活動への参加促進	障害者が参加しやすい文化展の開催、あるいは学習情報や芸術文化情報の効果的な提供、発表の場の確保を行い、参加を促進します。	生涯学習課
55	学習施設のバリアフリー化の推進	地域における多様な学習機会に、障害者が気軽に参加できるよう、学習施設・設備等の整備・改善に努めます。	生涯学習課
56	視覚障害者等のための読書環境整備	「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)を受け、読書のバリアフリーを目指し、環境整備に努めます。	生涯学習課 健康福祉課

### (3) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

本町では、スポーツ講座や自主グループ活動などで、障害の有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、町内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

全国レベルの障害者スポーツ大会に参加する住民がいる一方で、スポーツ・レクリエーション活動の機会が不足している障害者も少なくないことから、一層の参加促進の取組を進めます。

通番	取組	内容	関係課
57	スポーツ・レクリエーション事業の推進	生涯スポーツや保健・健康づくり、障害者福祉関連部署などが一体となって、スポーツ・レクリエーション活動の講座やイベントなどの充実に努めるとともに、各種団体の自主的な活動の支援、活動を先導するリーダーの育成や世代を超えたスポーツ活動の促進、スポーツ施設の充実に努めます。 さらに、障害の有無を問わず、こどもから高齢者までそれぞれの体力や年齢、興味などに応じてスポーツに親しむ「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指します。そのため、「どこでも」「誰でも」スポーツを生涯及び通年にわたり気軽に行える体制の整備を推進します。	生涯学習課
58	スポーツしやすい環境の整備	障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。	生涯学習課

## 第5章 第7期障害福祉計画

### 第1節 基本方針

第7期障害福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の4つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

#### 1 自立と社会参加に向けた環境づくり

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

#### 2 身近な地域での障害種別によらない一元的なサービス提供

町内または近隣市町村の多様な福祉資源を最大限に活用しながら、身近な地域で、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供を進めます。

#### 3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。また、日中サービス支援型のグループホームが拡充等、多様な日中の過ごし方を支援できる環境の整備を進めます。合わせて、地域移行に対する地域住民の理解の促進等の環境づくりも進めます。

#### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組づくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ重層的な支援体制の構築を図ります。

## 第2節 成果目標

第7期障害福祉計画の計画終了年度である令和8年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

### 1 施設入所者の地域生活移行の目標

施設入所者の地域生活への移行については、国は、「施設入所者数を令和4年度末から5%以上削減すること」と、「令和4年度末に入所している障害者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、定員拡充を目指すグループホームでの受け入れを想定し、「入所者数の削減見込数」を1人、「入所から地域生活に移行する人数の目標」を2人と設定します。

施設入所者の地域生活への移行（令和8年度の目標値）

項目	数値
令和4年度末入所者数（A）	19人
令和8年度末入所者数（B）	18人
入所者数の削減見込数（A）－（B）	1人（5.3%）
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	2人（10.5%）

※カッコ内は、令和4年度実績数に対する割合

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国では「保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を考えていきます。

また、精神障害者支援に対しては、地域移行に関連する事業の利用を促すために、下記目標を掲げ推進してまいります。

精神障害者支援に関する目標概要

項目	概要
精神障害に対応した協議会の開催	保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加できる協議会の開催を設定します。
精神障害に対応した協議会への参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等に協議会の参加を促します。
精神障害に対応した協議会の評価の実施	協議会において、目標設定および評価を実施します。

項目	概要
精神障害者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します
精神障害者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

#### 精神障害者支援に関する目標

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害に対応した協議会の開催	回／年	6	6	6
精神障害に対応した協議会への参加人数	人／年	5	5	5
精神障害に対応した協議会の評価の実施	回／年	1	1	1
精神障害者の地域移行支援利用者数	人／年	0	0	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	人／年	13	13	13
精神障害者の地域定着支援利用者数	人／年	0	0	1
精神障害者の自立生活援助利用者数	人／年	0	0	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／年	0	0	1

### 3 地域生活支援拠点等の整備目標

地域移行を進めるための地域生活支援拠点等の整備については、国は、「各市町村において整備（複数市町村による共同整備含む）、年1回以上運用状況を検証・検討すること」及び「各市町村において、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制を構築すること」、「各市町村又は圏域において、強度行動障害有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備すること」を目標に掲げてい

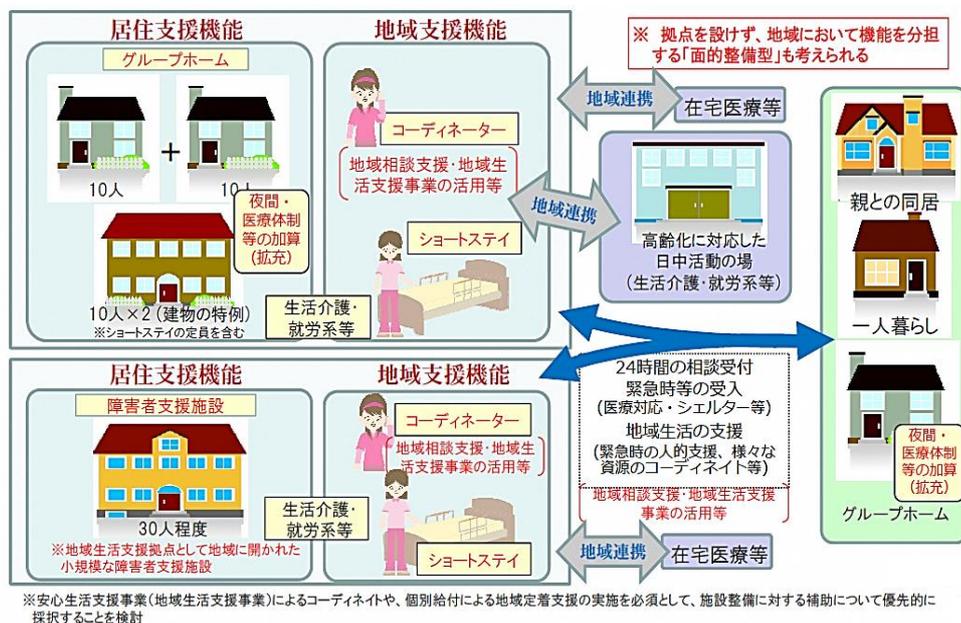
ます。

本町においては、地域生活支援拠点等は、圏域で整備済みであり、今後は、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・確保の実施及び、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を通じて、地域移行に対する課題抽出や解決策の検討を進めていきます。また、強度行動障害を有する障害者の状況等を把握し、支援体制の整備について検討を進めていきます。

必要見込量運用状況の検証・検討

名称		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等	設置数	か所／年	3	3	3
	運用状況検証・検討実施回数	回／年	1	1	1
	コーディネーターの配置人数	人／年	1	1	1
	強度行動障害支援整備体制	—	検討	検討	整備

地域生活支援拠点のイメージ



## 4 福祉施設から一般就労への移行の目標

### (1) 一般就労移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は、令和8年度目標を福祉施設の利用者から一般就労した人数を令和3年実績の1.28倍以上としています。福祉施設の目標値の内訳は、就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型事業1.29倍、

就労継続支援B型事業 1.28 倍以上となっています。

本町の第7期計画の目標は、令和3年度の福祉施設からが一般就労に移行する人数が1人であったため、その1.28倍以上として2人目標に掲げました。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標
令和8年度末の一般就労移行者数 (令和3年度の実績に対する目標割合1.28倍) ※令和3年度の一般就労移行者:1人	2人 (2.0倍)
うち就労移行支援事業 (令和3年度実績の1.3倍以上)	
就労継続支援A型事業 (令和3年度実績の1.26倍以上)	
就労継続支援B型事業 (令和3年度実績の1.23倍以上)	

## (2) 就労移行支援事業所のうち、一般就労の割合が5割以上の事業所

国では就労移行支援事業の一般就労移行の割合を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和8年度末までに、就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を全体の50%になることを目指します。

就労移行支援事業所のうち一般就労への移行割合が5割以上の事業所

項目	数値目標
令和8年度における就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労者の割合が5割以上の事業所の割合	50%

## (3) 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では国の方針を踏まえ、市内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、令和8年度末までに就労定着支援事業の利用者が令和3年度実績の概ね1.41倍以上となることを目指します。

就労定着支援事業を利用して一般就労する者の目標

項目	数値目標
令和8年度末の一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の1.41倍以上 ※令和3年度就労定着支援を利用した一般就労移行者:1人	2人(2.0倍)

#### (4) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所

国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和8年度末までに、就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の25%になることを目指します。

就労定着支援事業所のうち定着率が7割以上の事業所

項目	数値目標
令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%

### 5 相談支援体制の充実・強化等の目標

相談支援体制については、国は令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和6年度から令和8年度末までに、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。

相談支援体制の充実・強化等の目標

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	か所／年	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	件／年	0	0	10
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件／年	0	0	1
基幹相談支援センターの地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	回／年	0	0	1
基幹相談支援センターによる個別事例の検証実施回数	回／年	0	0	2

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	0	0	1
相談支援体制の協議会における個別事例の検討実施回数及び参加機関数	回／年	6	6	6
	機関	13	13	13
相談支援体制の協議会における専門部会の設置及び実施回数	か所	6	6	6
	回／年	34	34	34

## 6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

本町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用を進めていきます。

### 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標概要

項目	目標概要
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数

### 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	人／年	1	1	1

### 第3節 サービスごとの見込量

障害者総合支援法に基づき、以下のサービスを提供します。

障害福祉計画のサービスメニュー

	サービス区分		障害区分			
	介護給付	訓練等給付	身体	知的	精神・発達	障害児
<b>1 自立支援給付</b>						
(1) 訪問系介護給付サービス	○		○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス						
①生活介護	○		○	○	○	
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○	○	○	○	
③就労移行支援・就労継続支援		○	○	○	○	
④就労選択支援・就労定着支援		○	○	○	○	
⑤療養介護	○		○	○	○	
⑥短期入所	○		○	○	○	○
(3) 居住系サービス						
①共同生活援助（グループホーム）		○	○	○	○	
②施設入所支援	○		○	○	○	
③自立生活援助		○	○	○	○	
(4) 相談支援						
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○		○	○	○	
<b>2 地域生活支援事業</b>						
①相談支援事業			○	○	○	○
②理解促進研修・啓発事業			○	○	○	○
③自発的活動支援事業			○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業				○	○	
⑤成年後見制度法人後見支援事業				○	○	
⑥意思疎通支援事業			○			○
⑦日常生活用具給付等事業			○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業			○	○	○	
⑨移動支援事業			○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業			○	○	○	
⑪その他の地域生活支援事業			○	○	○	○

# 1 自立支援給付

## (1) 訪問系サービス

### 〔サービスの概要と必要見込量〕

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービスの概要と必要見込量は表のとおりです。

#### サービスの概要

名称	主な対象者	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	介護を必要とする人 【区分】1以上	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害者で、常に介護を必要とする人(※) 【区分】4以上	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とする人	外出時における援護(身体介護や代読、代筆など)を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人 【区分】3以上	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 【区分】6	居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※：①または②に該当する方。①二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外に認定。②認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上。

#### 必要見込量

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(ホームヘルプ)	人/月	47	47	47
	時間/月	632	632	632
重度訪問介護	人/月	3	3	3
	時間/月	1098	1098	1098
同行援護	人/月	5	5	5
	時間/月	63	63	63
行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	14	14	14
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

### 〔見込量算出の考え方〕

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスを一体として設定しました。現在の訪問系サービス利用者数を基礎とし、新たなサービス利用者数を勘案して、利用者数及び利用量の見込みを定めました。

### 〔見込量確保のための方策〕

利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの量・質の維持・向上に取り組めます。

## (2) 日中活動系サービス

### 〔サービスの概要と必要見込量〕

日中活動系サービスとして、常に介護を必要とする障害者を対象とする「生活介護」や「療養介護」、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーション等を行う「自立訓練」、就労支援サービスである、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」、毎日ではなく不定期の預かりサービスである「短期入所（ショートステイ）」があります。また、第7期より新しく「就労選択支援」が創設されました。本人の希望、能力に応じた就労先の選択を支援します。

サービスの概要と必要見込量は表のとおりです。

### サービスの概要

名称	主な対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする人 【区分】3以上(施設入所は4以上) 50歳以上は2以上(施設入所は3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	入所施設や医療機関を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。〔18か月以内〕
自立訓練(生活訓練)	入所施設や医療機関を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。〔24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)〕

名称	主な対象者	内容
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	就労系サービス開始前に利用し、就労したい障害者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との調整を行います。
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。[利用期間 24 か月以内。ただし、町が必要と認めた場合、最大1年間の延長が可能]
就労継続支援(A型)	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援(B型)	①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用した結果、企業等または就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③①、②に該当しない人で、50 歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	①通所により、就労や生産活動の機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅等への訪問等により、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 【区分】6 (ALS患者など、呼吸管理を行っている人) 【区分】5以上 (筋ジストロフィー患者や重症心障害者)	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

名称	主な対象者	内容
短期入所 (ショートステイ)	障害のある人【区分】1以上 医療型は、遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等	介護する人が病気の場合等に、短時間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 必要見込量

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	47	47	47
	人日／月	873	873	873
自立訓練(機能訓練)	人／月	1	1	1
	人日／月	21	21	21
自立訓練(生活訓練)	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
就労選択支援	人／月	1	1	1
就労移行支援	人／月	6	6	7
	人日／月	105	105	110
就労継続支援(A型＝雇成型)	人／月	6	6	7
	人日／月	110	110	110
就労継続支援(B型＝非雇成型)	人／月	68	68	70
	人日／月	1,092	1,098	1,275
就労定着支援	人／月	0	0	1
療養介護	人／月	4	4	4
短期入所(福祉型)	人／月	16	16	16
	人日／月	83	83	83
短期入所(医療型)	人／月	1	1	1
	人日／月	3	3	3

#### 〔見込量算出の考え方〕

- 生活介護・就労継続支援(A型)・就労継続支援(B型)  
現在のサービス利用者数を基礎として、特別支援学校卒業者など新たに利用が想定される人数を勘案して、見込みを定めました。
- 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・療養介護  
現在のサービス利用状況を踏まえ、それと同程度の見込みを定めました。
- 短期入所(ショートステイ)  
現在のサービス利用状況を踏まえ、それと同程度の見込みを定めました。
- 就労定着支援  
障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めました。

**〔見込量確保のための方策〕**

- ① 日中活動系サービスについては、中讃東圏域自立支援協議会においてサービス利用調整を図っていきます。また、圏域内で調整が難しい場合は、他圏域等でのサービス利用調整を図ります。
- ② きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。
- ③ 障害者が地域で生活するには、地域社会の理解が不可欠となってくるため、障害のある人本人のみならず地域住民等に対する幅広い啓発・広報活動を行っていきます。

**(3) 居住系サービス**

**〔サービスの概要と必要見込量〕**

障害福祉サービスの居住系サービスは、障害者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図るとともに、地域生活への移行を支援していきます。また、自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。

**サービスの概要**

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害のある人及び精神障害のある人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護を利用する人 【区分】4以上 (50歳以上は3以上) ②自立訓練または就労移行支援を利用する人のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する人に、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で1人暮らしを希望する者等	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障害者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで、随時相談し、必要な情報の提供等の援助を受けるサービスです。

## 必要見込量

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人／月	34	34	34
施設入所支援	人／月	20	19	18
自立生活援助	人／月	0	0	0

### 〔見込量算出の考え方〕

#### ○共同生活援助

現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の増加や入院中の精神障害者の地域移行の促進等による新たなサービス利用が見込まれる人数を勘案して、利用者数を見込みました。

#### ○施設入所支援

現在の入所施設入所者数を基礎として、地域生活への移行目標数を控除した上で、新たに入所が見込まれる人を加え、利用者数を見込みました。

### 〔見込量確保のための方策〕

- ① 居住系サービスについては、障害福祉圏域を標準としてサービス利用調整を図っていきます。グループホームについては、長期的には、施設入所支援利用者や長期入院者の在宅移行等による利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。また、施設入所者の地域移行を促進にあたって、日中サービス支援型のグループホームが拡充されるよう、既存のホームを含めて協力を促していきます。
- ② サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上に努めます。
- ③ 施設入所が真に必要と判断される人については、施設入所支援の利用につなげるとともに、介護保険事業などの活用なども含め、多様な居住の場の確保に努めていきます。
- ④ 障害者が地域で生活するには、地域社会の理解が不可欠となってくるため、障害のある人本人のみならず地域住民等に対する幅広い啓発・広報活動を行っていきます。

## (4) 相談支援

### 〔サービスの概要と必要見込量〕

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの利用に際し、ケアプランを作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障害者へ24時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。サービスの概要と必要見込量は表のとおりです。

#### サービスの概要

名称	主な対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する(利用を希望する)障害のある人	本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画の作成や事業者間の連絡・調整を行います。 [相談場所] 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人	住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所(障害者支援施設・医療機関等)
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域に移行し、居宅で単身で生活する障害のある人等	居宅で生活する障害のある人との連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談・サポートを行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所(指定特定相談支援事業所の兼務等)

#### 必要見込量

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	179	179	179
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

### 〔見込量算出の考え方〕

#### ○ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全障害者の利用を見込みます。

#### ○ 地域移行支援・地域定着支援

現在のサービス利用状況を踏まえ、それと同程度の見込みを定めました。

### 〔見込量確保のための方策〕

町と民間相談支援事業者等の関係機関との役割を明確にししながら、利用希望者への適切なサービス提供に努めていきます。

## 2 地域生活支援事業

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に区分されます。地域生活支援事業は、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて、自立支援給付を補完しながら実施する事業です。

綾川町では、以下のメニューの事業を実施していきます。

### (1) 綾川町地域生活支援事業のメニュー

名称		内容
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
	基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する事業です。
	住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障害者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障害者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業です。
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業		障害者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート(互いの悩みを共有する交流)、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。
成年後見制度利用促進事業		成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用促進事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業		意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳者を設置する事業も当該事業に含まれます。

名称		内容
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある方の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある方の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
	排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある方の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
	住宅改修費	障害者が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には、日常生活用具の住宅改修費として給付されます。(上限額あり)
手話奉仕員養成研修事業		手話奉仕員の養成のため研修等を実施する事業です。
移動支援事業		移動支援事業は、自立支援給付の訪問サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。
地域活動支援センター事業		地域活動支援センターは、一般就労が難しい障害者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。
その他の地域生活支援事業		福祉ホーム、訪問入浴、日中一時支援、運転免許取得費助成、自動車改造費助成を実施しています。

## (2) 必要な量の見込み

名称		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	9	9	9
	基幹相談支援センター	か所	0	0	1
	住宅入居等支援事業	件	0	0	0
理解促進研修・啓発事業		件	1	1	1
自発的活動支援事業		件	1	1	1
成年後見制度利用促進事業		人	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業		件	0	0	1
意思疎通支援事業		件	32	32	32
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	5	5	6
	自立生活支援用具	件	3	3	4
	在宅療養等支援用具	件	5	5	6
	情報・意思疎通支援用具	件	3	3	4
	排泄管理支援用具	件	700	700	700
	住宅改修費	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人	6	6	6
移動支援事業		時間	2,610	2,610	2,610
		人	45	45	45
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	か所	3	3	3
		人	16	16	16
	Ⅱ型	か所	2	2	2
		人	2	2	2
	Ⅲ型	か所	1	1	1
		人	5	5	5

### (3) 見込量算出の考え方と見込量確保のための方策

#### 〔全体に関わる事項〕

- ① 障害者自立支援協議会において、障害福祉システムづくりに関して、協議を進めていきます。
- ② 障害者が自立した生活を送ることができるよう、過去の実績等を基礎として、障害のある人のニーズや社会経済状況等の変化等も踏まえて地域生活支援事業を実施していきます。
- ③ 障害者が地域で生活するには、地域社会の理解が不可欠となってくるため、障害のある人本人のみならず地域住民等に対する幅広い啓発・広報活動を行っていきます。

#### 〔個別事項〕

##### ○ 相談支援事業

障害者相談支援事業・基幹相談支援センターは、現在の委託事業者に継続して委託していくことを基本に、見込量を定めました。地域における相談支援の中核となるべき基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行うなど、圏域市町や委託先の事業者と連携しながら、支援機能の強化に努めていきます。

住宅入居等支援事業は、障害者相談支援事業を実施する上で、委託事業所が障害者との相談の中で必要があれば随時行います。

##### ○ 理解促進研修・啓発事業

障害者に対する理解を深めるため、この事業を活用した研修・啓発に取り組んでいきます。

##### ○ 自発的活動支援事業

自発的な活動を促進するため、この事業を活用した支援に取り組んでいきます。

##### ○ 成年後見制度利用支援事業

障害者の高齢化が進む中、この事業を活用しながら、成年後見による障害者の権利擁護を図っていきます。

##### ○ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成に向けて、関係機関とともに、取り組んでいきます。

##### ○ 意思疎通支援事業

過去の実績を基本として、必要見込量を定めました。関係団体、ボランティアの協力を得ながら、提供体制の確保に努めます。また、当該事業について、障害者への一層の周知を図るとともに、ニーズの動向をみながら、派遣先、派遣回数等について制度の柔軟な運用に努めます。

##### ○ 日常生活用具給付等事業

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

○ **手話奉仕員養成研修事業**

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。関係団体等と連携しながら、地域での手話奉仕員の育成に努めます。

○ **移動支援事業**

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。実施事業所の協力のもと、提供体制の充実を図っていきます。

○ **地域活動支援センター事業**

過去の実績を基本として、必要見込量を算出しました。実施事業所の協力のもと、提供体制の充実を図っていきます。

### 3 その他の支援事業等

#### (1) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等及びその家族等への支援として、発達障害者等及びその家族等の当事者が同じ立場で、課題、悩みに関して体験を語り合い、回復を目指す取組を推進します。

〔サービスの概要と必要見込量〕

##### サービスの概要

名称	主な対象者	内容
ピアサポート活動	発達障害者等及びその家族等	ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、当事者が同じ立場で、課題、悩みに関して体験を語り合い、回復を目指します。

##### 必要見込量

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数及び実施者数	人／年	0	0	1
	人／年	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人／年	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人／年	0	0	1

## 第6章 第3期障害児福祉計画

### 第1節 基本方針

障害児福祉計画においては、障害者計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

#### 1 障害児の地域社会への参加と包容（インクルージョン）を推進

地域全体で障害児を受入れ、支える仕組みづくりに向けて、住民の理解や協力等も含め地域の力を高めていきます。

一方、保育士や教師といった保育・教育の主要な担い手に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、看護師・保健師、医師など各専門職が連携し、一人ひとりのこどもに合わせた専門性の高い療育を推進します。また、保護者を含めて各事業所、機関等が情報の共有化を進め、質の向上を促進します。

#### 2 重度障害児支援の強化

重症心身障害児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障害児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターを中心に各専門職が連携し、早期療育や退院促進など地域での受け入れ体制の整備を図ります。町内だけでは、事例も少ないため県や周辺市町とも連携し、情報収集等に努めます。

#### 3 介助者の心身の負担の軽減

障害児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者同士のつながりの場の設定やレスパイト機能を強化していきます。

## 第2節 成果目標

第3期障害児福祉計画の計画終了年度である令和8年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

### 1 児童発達支援センターの設置の目標

児童発達支援センターの設置について、国は、令和8年度末までに、「各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、児童発達支援センターの設置を考えていきます。

児童発達支援センター設置目標

項目	単位	令和8年度
児童発達支援センターの設置	か所/年	1

### 2 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築の目標

国は、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、保育所等訪問支援等を活用できる体制の構築を考えていきます。

保育所等訪問支援事業の構築

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援事業体制の構築	か所/年	1	1	1

### 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の目標

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、国は、令和8年度末までに、「各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置に向けた検討を進めていきます。

重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所等の設置

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所	か所/年	0	0	1
重症心身障害児を対象とした放課後デイサービス事業	か所/年	0	0	1

#### 4 医療的ケア児支援の協議の場の目標

医療的ケア児支援の協議の場については、国は、令和8年度末までに、「各都道府県、各圏域、各市町村に設置すること」及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を考えていきます。

医療的ケア児等の協議の場の設置

項目	単位	令和8年度
医療的ケア児支援の協議の場	か所/年	1

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターの配置人数	人	3	3	3

### 第3節 サービスごとの見込量

児童福祉法に基づき、以下のサービスを提供します。

なお、訪問系サービスをはじめ、障害児・障害者で共通する障害者総合支援法のサービスについては、第5章の障害福祉計画に障害児分が含まれているものとし、障害児福祉計画では、児童発達支援をはじめとする児童福祉法のサービスの見込みを定めます。

#### 障害児福祉計画のサービスメニュー

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援
- ⑦ 福祉型児童入所支援
- ⑧ 医療型児童入所支援

#### 1 サービスの概要と必要な量の見込み

サービスの概要と必要な量の見込みは以下のとおりです。

##### サービスの概要

名称	主な対象者	内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童	通所による事業で、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童	児童発達支援事業の中で、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化したものです。

名称	主な対象者	内容
放課後等デイサービス	小学生から18歳までの学校に就学している身体障害または知的障害、精神障害のある児童(発達障害も含む)	授業の終了後または学校が休みの日に、通所にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	保育所などを訪問し、職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	通所サービスを利用するすべての障害児	相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います(入所の相談は児童相談所で行います)。また、基本相談支援(通常の相談)も行います。
福祉型児童入所施設	①身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害児を含む) ②児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童	施設に入所し、介護や、日常生活上の相談支援、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練、社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを受けます。
医療型児童入所施設	知的障害児(自閉症児)、肢体不自由児、重症心身障害児	福祉型児童入所支援の内容に加え、疾病の治療、看護を行います。

必要見込量

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人／月	10	11	11
	人日／月	80	88	88
放課後等デイサービス	人／月	42	43	43
	人日／月	410	420	420
保育所等訪問支援	人／月	1	1	1
	人日／月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	1
	人日／月	0	0	1
障害児相談支援	人	62	62	62
福祉型児童入所施設	人	0	0	1
医療型児童入所施設	人	0	0	1

## 2 見込量算出の考え方と見込量確保のための方策

### ○ 児童発達支援事業・医療型児童発達支援事業

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。児童発達支援事業は、中讃障害保健福祉圏域で連携しながら、障害児一人ひとりの状況に応じて適切なサービス提供を行う体制の確保に努めます。

医療型児童発達支援事業については、計画期間中は対象者がいないものと見込みますが、医療的ニーズのあるこどもに対する療育が必要な際は、実施事業所での適切なサービスの利用につなげていきます。

### ○ 放課後等デイサービス

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。放課後等デイサービスは、継続した療育や、保護者の就業や休息、社会参加のために重要であることから、ニーズに応じたサービスの充実を働きかけていきます。

### ○ 保育所等訪問支援

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。こどもの状況により、指導員などと連携をとりつつ、施設での専門的な支援に努めていきます。

### ○ 障害児相談支援

サービスを利用する全障害児の利用を見込みます。町と民間相談支援事業者等の関係機関との役割を明確にしながら、利用希望者への適切なサービス提供に努めていきます。

### ○ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援

現在の実績を基本として、必要見込量を算出しました。子どもの状況や家庭の事情により、入所が必要な際は、県と連携をとりつつ、実施事業所での適切なサービスの利用につなげていきます。

## 3 障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握

障害児が地域の保育、教育等の支援が受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包含（インクルージョン）を推進していくために、障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示す等により、教育・保育の提供体制の確保に資するよう、こども・子育て支援担当部と連携し施策推進に努めます。

---

---

## 第 4 編

---

---

### 第3期 子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年3月  
香川県 綾川町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	3
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要	3
第5節 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型	4
第2章 綾川町の子どもと子育て家庭の現状	5
第1節 人口と世帯の状況	5
第2節 ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について	11
第3節 綾川町における保育サービスの状況	20
第4節 事業実績評価	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 計画の基本理念	25
第2節 基本目標と基本施策	26
第3節 計画期間の将来推計人口	32
第4節 教育・保育提供区域の設定	32
第4章 分野別施策の展開	33
第1節 安心して子育てできるまち	33
第2節 家庭と地域で子育てするまち	36
第3節 子育て家庭が生き生きできるまち	41
第4節 子どもの生きる力を創るまち	52
第5節 わくわく・ドキドキ・にこにこするまち	56
第5章 子ども・子育て支援サービスの提供見込量	58
第1節 子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法	58
第2節 幼児期の学校教育・保育の提供見込量	61
第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込量	64
第4節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり	73
第6章 計画の推進体制	75
第1節 計画の推進体制	75
資料編	76
第1節 綾川町子ども・子育て会議の経過	76
第2節 子ども・子育て会議委員名簿	77



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に新たに「子ども・子育て支援新制度」が施行するにあたり、「綾川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期計画」）を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

また、「綾川町第2次総合振興計画」（計画期間：平成29年度～令和8年度）においては、『いいひと いいまち いい笑顔～住まいる あやがわ～』を将来像に掲げ、子育て関連が対象となる福祉・社会保障分野では、「安心して住み続けられるまち」を目指しています。

一方、国においては、近年の子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化に対し、令和5年4月「こども基本法」が施行され「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが示されました。

本計画は、第2期計画の改定時期を迎え、法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。第2期計画期間中の取組の進捗状況や課題を整理し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子育て支援事業に対するニーズに応じていくために策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

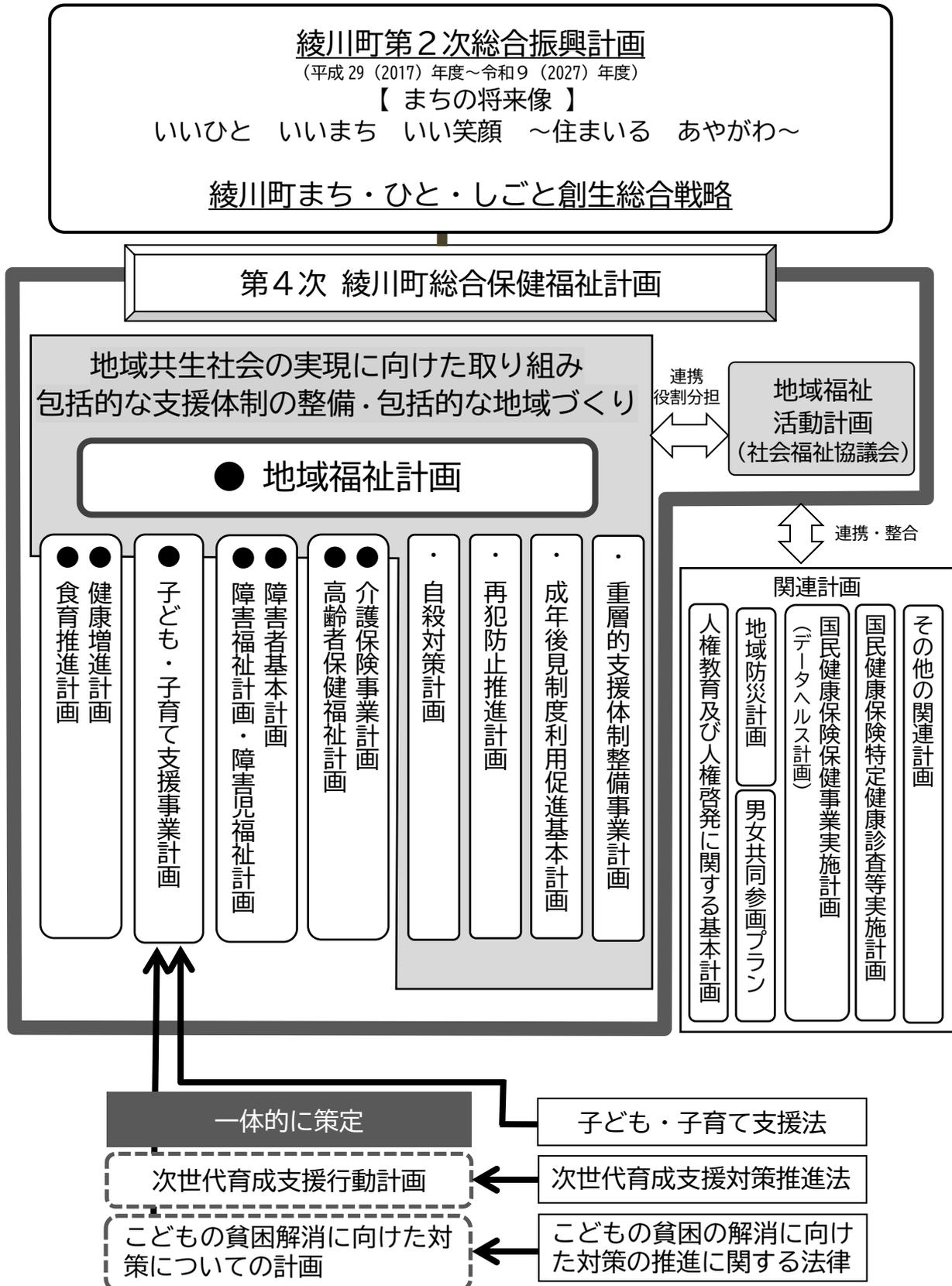
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保方策を定めます。

同時に、本計画は本町のまちづくりの基本的な指針となる「綾川町第2次総合振興計画」及びすべての福祉計画の上位計画となる「第4次綾川町地域福祉計画」を上位計画とし、またその他の諸計画とも整合・連携を図りながら、子ども・子育てに関する具体的な行動計画として策定します。特に、令和6年度に策定された第3期障害児福祉計画に対しては、児童を対象とする計画であることから、整合性を保ち策定します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」及

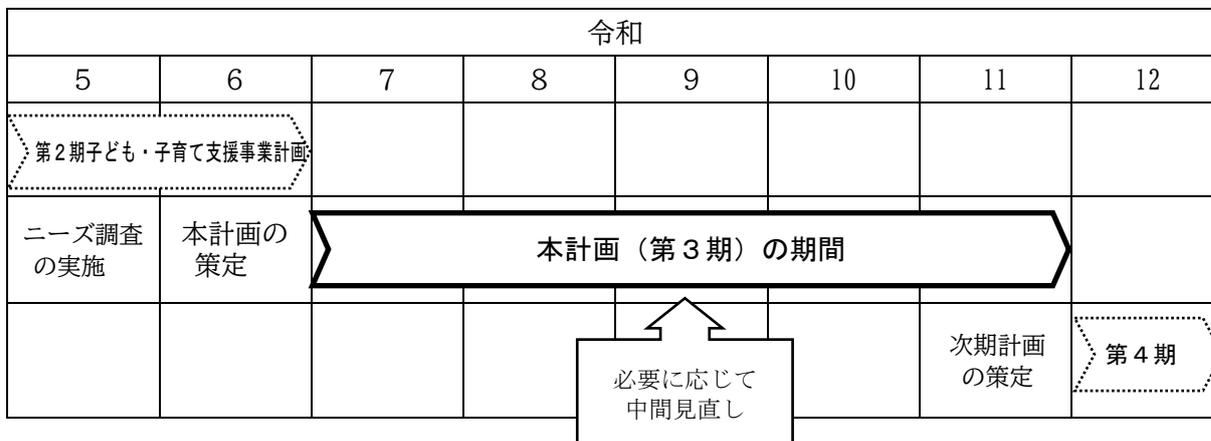
びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」については、綾川町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

子ども・子育て支援事業計画と上位計画等の関係



### 第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和7（2025）年度から、令和11（2029）年度までを計画期間とします。



### 第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とする）に基づく制度です。本町でも、平成27年度から「綾川町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）に位置づけ、施行されました。

それまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念のもと、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。したがって、本計画に基づき、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即した制度運営を行います。また、教育・保育事業等の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。令和元年の改正では、「幼児教育・保育の無償化」が導入され、令和6年の改正では、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減や「こども誰でも通園制度」が創設されました。

## 第5節 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。本町での、教育・保育給付に当たる施設は、認定こども園となります。

子ども・子育て支援法のサービスの類型

給付の区分		事業名
子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 幼稚園
		2 認可保育所
		3 認定こども園
	地域型保育給付（市町村が認可）	4 小規模保育
		5 家庭的保育
		6 居宅訪問型保育
		7 事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業	
	2 地域子育て支援拠点事業	
	3 妊婦健康診査	
	4 乳児家庭全戸訪問事業	
	5 養育支援訪問事業等	
	6 子育て短期支援事業	
	7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	8 一時預かり事業	
	9 延長保育事業	
	10 病児保育事業	
	11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	12 子育て世帯訪問支援事業	
	13 妊婦等包括相談支援事業	
	14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	15 産後ケア事業	
	16 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	17 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

※地域子ども・子育て支援事業内容については 64 ページに記載しています

※地域子ども・子育て支援事業の1・2・13については、重層的支援体制整備事業として一体的に実施します。

## 第2章 綾川町の子どもと子育て家庭の現状

### 第1節 人口と世帯の状況

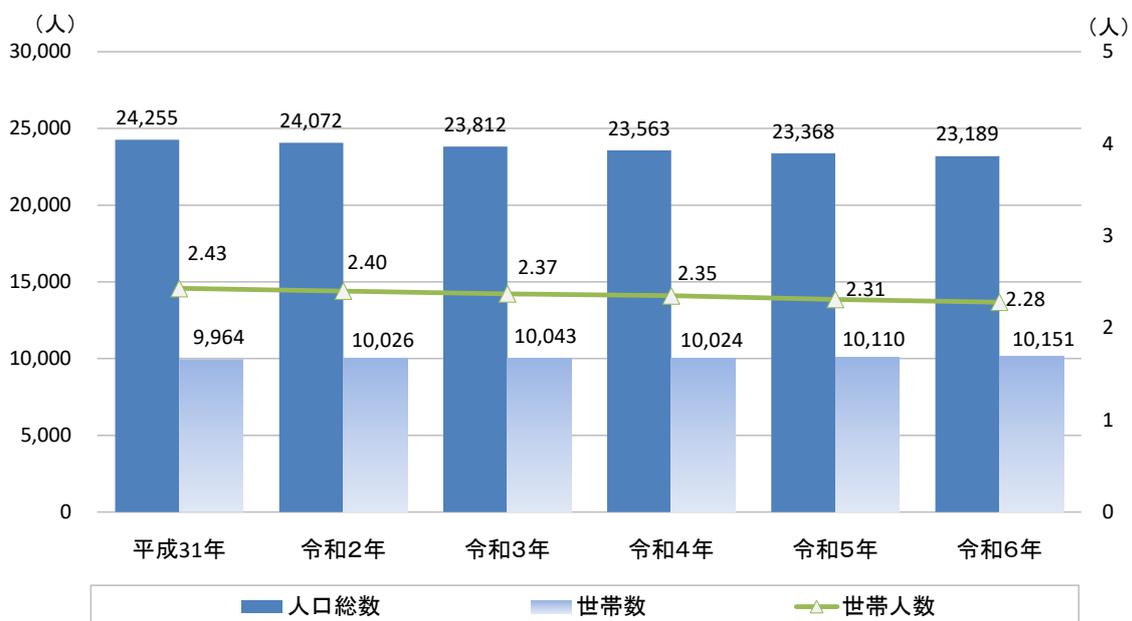
#### 1 総人口と総世帯の状況

令和6年1月現在、本町の人口は23,189人で、世帯は10,151世帯、一世帯当たりの人数は2.28人となっています。人口の推移をみると、平成31年から令和6年まで減少し続けています。世帯数については、令和4年を除き増加傾向となっていますが、世帯人数は減少が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

人口と世帯数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口総数	24,255	24,072	23,812	23,563	23,368	23,189
男性	11,833	11,762	11,602	11,464	11,384	11,356
女性	12,422	12,310	12,210	12,099	11,984	11,833
世帯数	9,964	10,026	10,043	10,024	10,110	10,151
世帯人数	2.43	2.40	2.37	2.35	2.31	2.28

資料：住民基本台帳（各年1月1日）



## 2 年齢3区分人口の推移

令和6年の15歳未満の年少人口は2,568人で、年少人口比率は11.1%である一方、65歳以上の高齢人口は8,430人で、高齢人口比率は36.4%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は減少傾向、65歳以上の高齢人口については増加傾向となっており、本町の少子・高齢化が進行しています。

年齢3区分人口構成の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	24,255	24,072	23,812	23,563	23,368	23,189
15歳未満	2,755	2,727	2,661	2,645	2,575	2,568
割合	11.4%	11.3%	11.2%	11.2%	11.0%	11.1%
15～64歳	13,148	12,948	12,685	12,458	12,341	12,191
割合	54.2%	53.8%	53.3%	52.9%	52.8%	52.6%
65歳以上	8,352	8,397	8,466	8,460	8,452	8,430
割合	34.4%	34.9%	35.6%	35.9%	36.2%	36.4%

資料：住民基本台帳（各年1月1日）



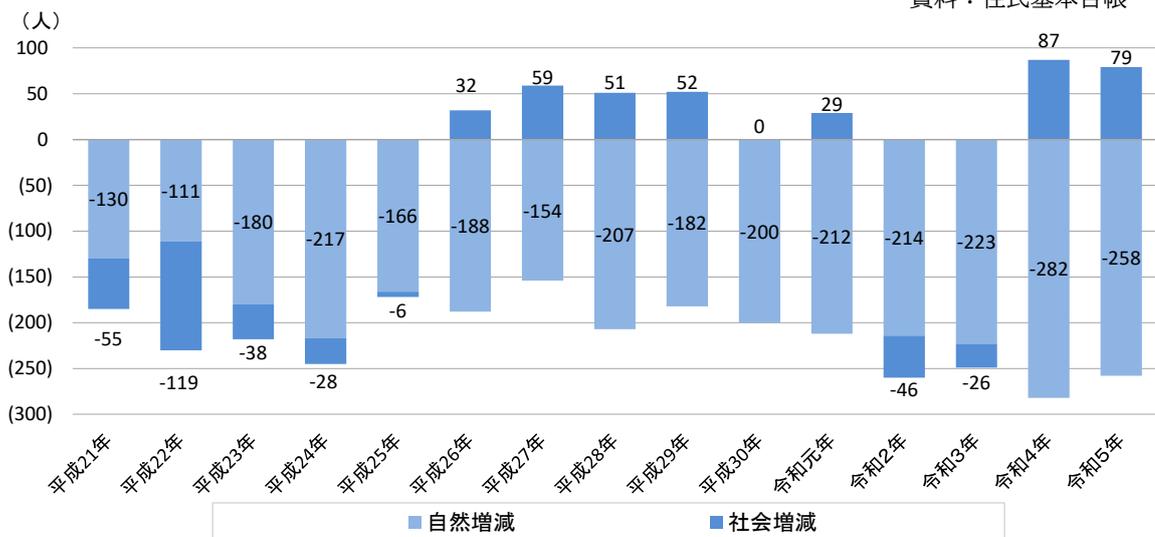
### 3 人口動態

平成 21 年から令和 5 年までの人口動態について、自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態では社会増の年と社会減の年があり、近年では平成 26 年以降、平成 30 年、令和 2、3 年を除いて、社会増となっています。自然動態と社会動態を加算した人口動態は人口減が続いています。

人口と世帯数の推移

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 21 年	152	282	-130	643	698	-55	-185
平成 22 年	171	282	-111	595	714	-119	-230
平成 23 年	152	332	-180	670	708	-38	-218
平成 24 年	137	354	-217	665	693	-28	-245
平成 25 年	133	299	-166	751	757	-6	-172
平成 26 年	147	335	-188	758	726	32	-156
平成 27 年	160	314	-154	753	694	59	-95
平成 28 年	149	356	-207	864	813	51	-156
平成 29 年	145	327	-182	811	759	52	-130
平成 30 年	133	333	-200	771	771	0	-200
令和元年	147	359	-212	772	743	29	-183
令和 2 年	114	328	-214	634	680	-46	-260
令和 3 年	145	368	-223	623	649	-26	-249
令和 4 年	91	373	-282	855	768	87	-195
令和 5 年	107	365	-258	815	736	79	-179

資料：住民基本台帳



## 4 世帯類型等の推移

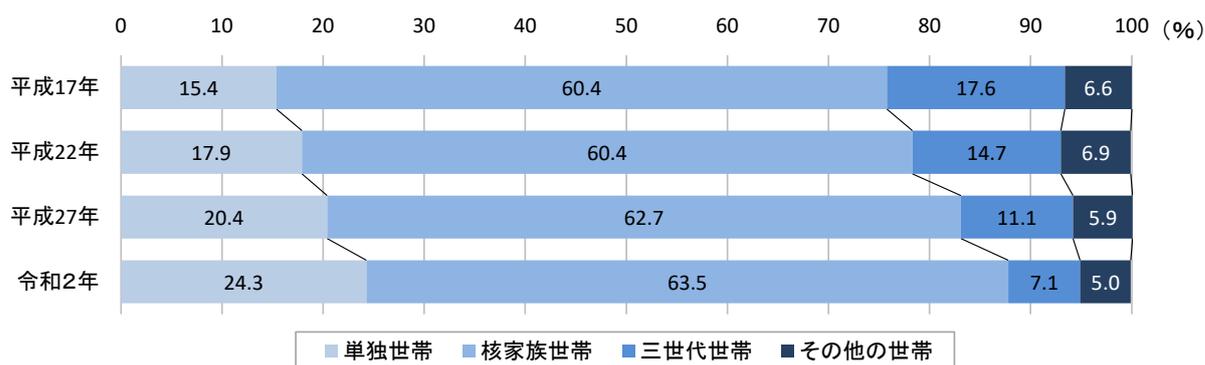
国勢調査によると、令和2年の一般世帯数の合計は、8,837世帯で、核家族世帯が5,611世帯、三世代世帯が631世帯、単独世帯が2,149世帯となっています。平成17年からの構成割合の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が増加し、三世代世帯が減少しています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では1,852世帯、一般世帯の21.0%で、減少傾向が続いています。

世帯類型等の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	1,270	15.4%	1,501	17.9%	1,737	20.4%	2,149	24.3%
核家族世帯	4,999	60.4%	5,069	60.4%	5,345	62.7%	5,611	63.5%
三世代世帯	1,455	17.6%	1,237	14.7%	943	11.1%	631	7.1%
その他の世帯	547	6.6%	581	6.9%	506	5.9%	446	5.0%
合計（一般世帯数）	8,271	100.0%	8,388	100.0%	8,531	100.0%	8,837	99.0%

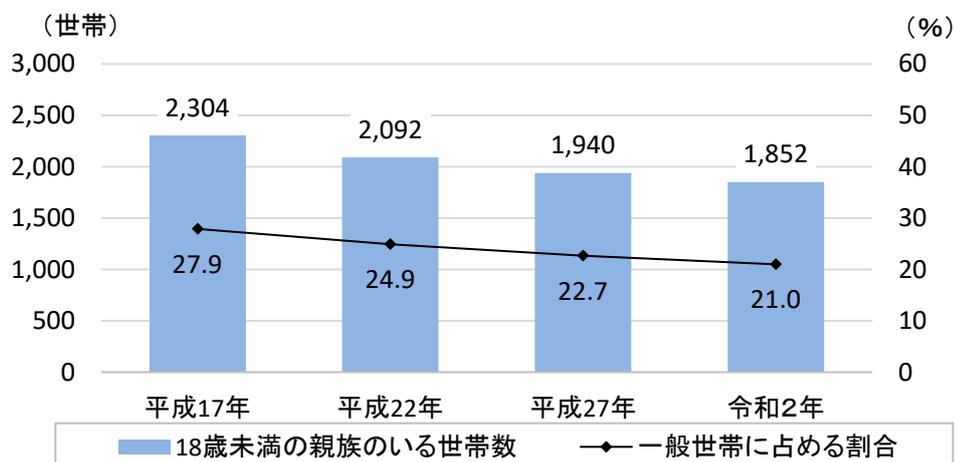
資料：国勢調査



18歳未満の児童のいる世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
18歳未満の親族のいる世帯数	2,304	2,092	1,940	1,852
一般世帯に占める割合	27.9%	24.9%	22.7%	21.0%

資料：国勢調査



## 5 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、令和2年と平成27年を比較すると、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、ほぼ緩やかになり、出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

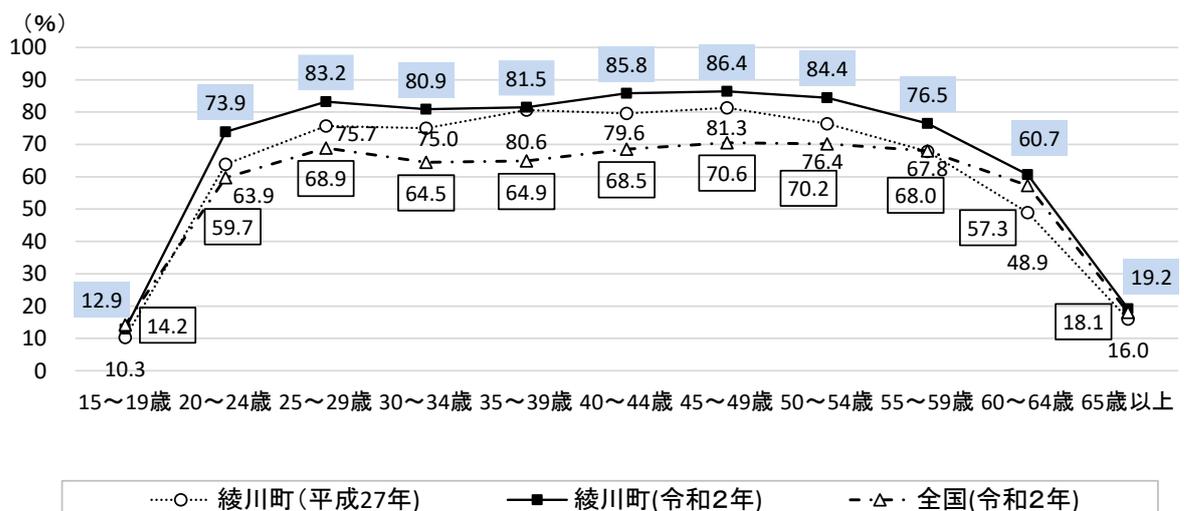
また、令和2年度について、本町と全国を比較すると、20歳代以降で本町の女性就業数の割合が全国を上回っています。

女性の就業者数の推移

	平成27年			令和2年			
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	全国割合
15～19歳	53	517	10.3%	60	466	12.9%	14.2%
20～24歳	267	418	63.9%	255	345	73.9%	59.7%
25～29歳	361	477	75.7%	328	394	83.2%	68.9%
30～34歳	377	503	75.0%	428	529	80.9%	64.5%
35～39歳	550	682	80.6%	459	563	81.5%	64.9%
40～44歳	622	781	79.6%	604	704	85.8%	68.5%
45～49歳	533	656	81.3%	673	779	86.4%	70.6%
50～54歳	467	611	76.4%	541	641	84.4%	70.2%
55～59歳	576	850	67.8%	465	608	76.5%	68.0%
60～64歳	485	991	48.9%	511	842	60.7%	57.3%
65歳以上	697	4,366	16.0%	866	4,514	19.2%	18.1%
合計	4,988	10,852	46.0%	5,190	10,385	50.0%	46.5%

※割合には、労働力不詳人数含む

資料：国勢調査



※枠なしの値は綾川町(平成27年)、網掛けの値は綾川町(令和2年)、囲みの値は全国(令和2年)

## 6 配偶関係の状況

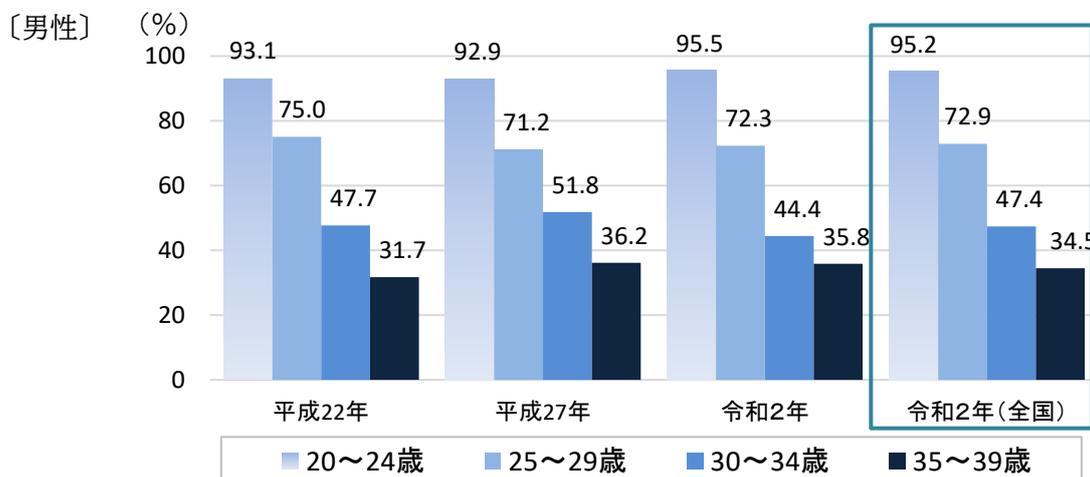
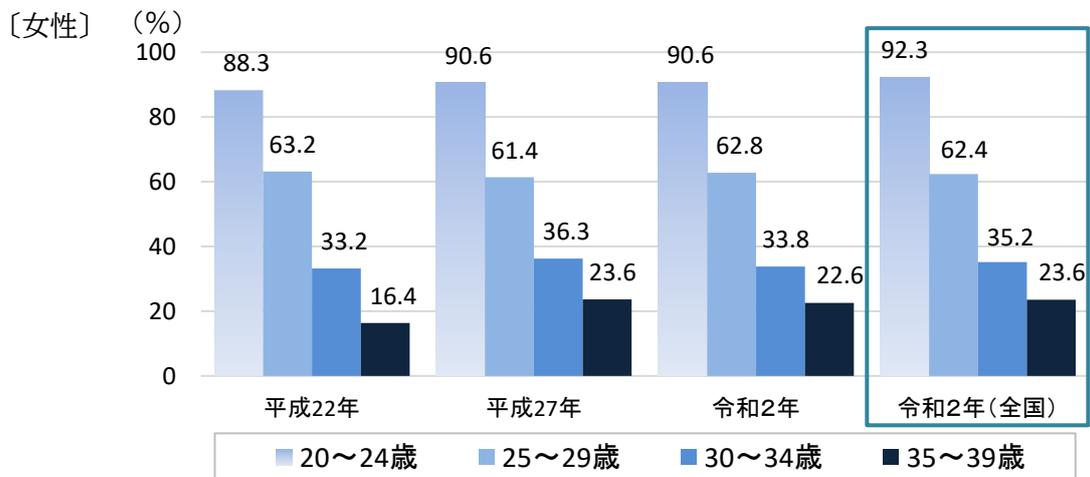
令和2年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層で、女性の22.6%、男性の35.8%が未婚となっています。この割合は、女性は平成22年の未婚率よりも微増、男性は約1.13倍に増加し、晩婚化・非婚化の傾向が継続しています。

令和2年の全国値と比較すると、女性は25～29歳代、男性は20～24歳代と35～39歳代で全国平均を上回っています。

未婚者数の推移

性別	年齢区分	平成22年		平成27年		令和2年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	400	88.3%	374	90.6%	309	90.6%
	25～29歳	327	63.2%	289	61.4%	246	62.8%
	30～34歳	227	33.2%	182	36.3%	177	33.8%
	35～39歳	122	16.4%	161	23.6%	127	22.6%
男性	20～24歳	380	93.1%	339	92.9%	360	95.5%
	25～29歳	398	75.0%	354	71.2%	290	72.3%
	30～34歳	325	47.7%	278	51.8%	227	44.4%
	35～39歳	244	31.7%	247	36.2%	203	35.8%

資料：国勢調査



## 第2節 ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について

本計画策定にあたり、令和6年2月～3月に小学校6年生以下のお子さんのいる保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

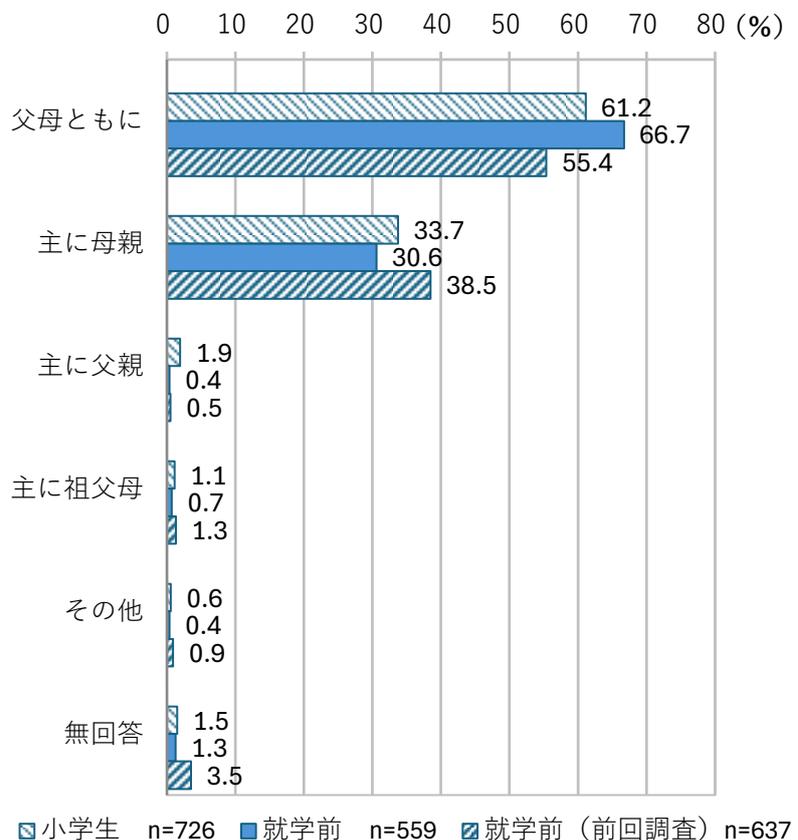
町内の小学校6年生以下のお子さんがある1,592世帯にアンケート調査票を配布し、1,285世帯分を回収しました。回収率は80.7%でした。町立こども園・小学校に在籍する子どもの保護者にはこども園・小学校を通じて、それ以外のお子さんの保護者には郵送にて、配布・回収をしました。

結果の概要は以下のとおりです。（※本文中、前回調査とは平成30年12月実施の調査です。）

### 1 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方について

小学生保護者では、「父母ともに」の割合が最も高く61.2%となっています。次いで「主に母親」(33.7%)、「主に父親」(1.9%)となっています。また、就学前児童保護者では、「父母ともに」の割合が最も高く66.7%となっています。次いで「主に母親」(30.6%)、「主に祖父母」(0.7%)となっています。

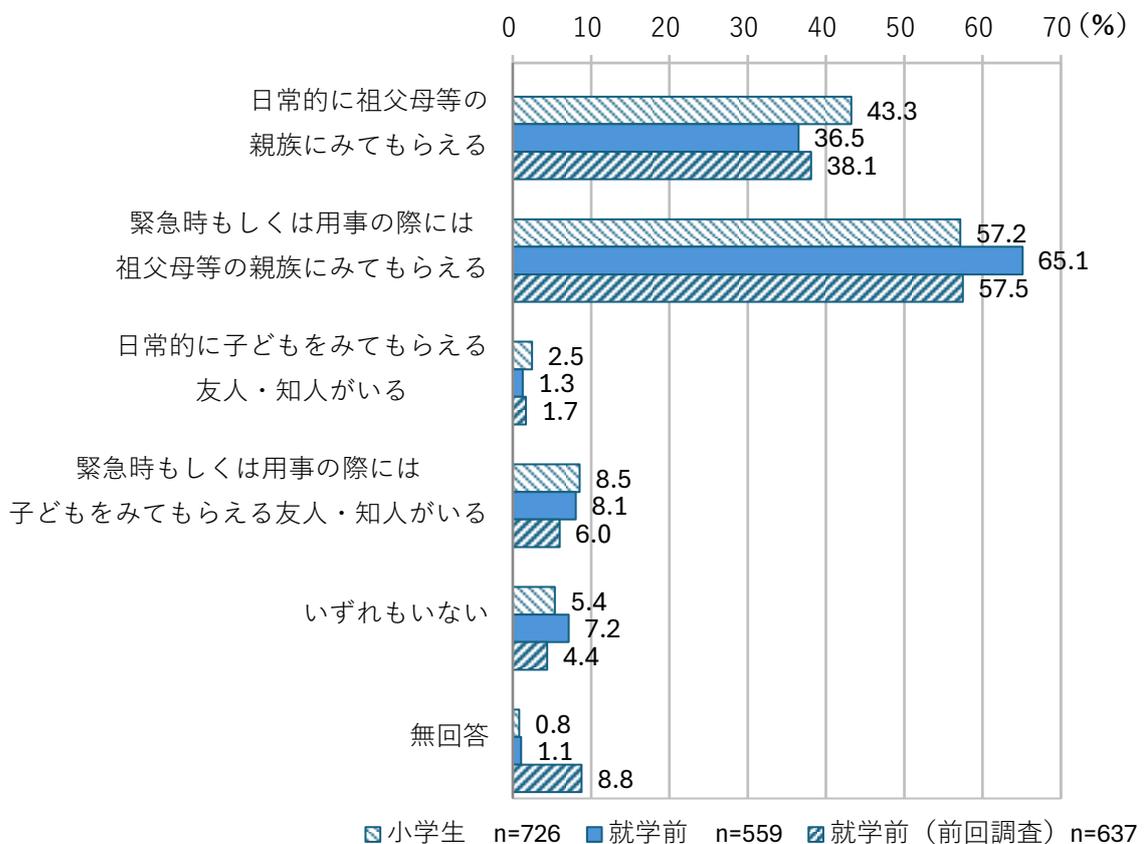
就学前児童保護者の前回調査との比較では、「父母ともに」が11.3ポイント増加し、「主に母親」が7.9ポイント減少しています。子育てにおける父親の参加が増加しており、今後、父親の参加に対する課題や支援に向けた情報発信が求められます。



## 2 子どもをみてもらえる親族・知人について

小学生保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く57.2%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(43.3%)となっています。また、就学前児童保護者についても、小学生保護者同様に、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く65.1%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(36.5%)となっています。

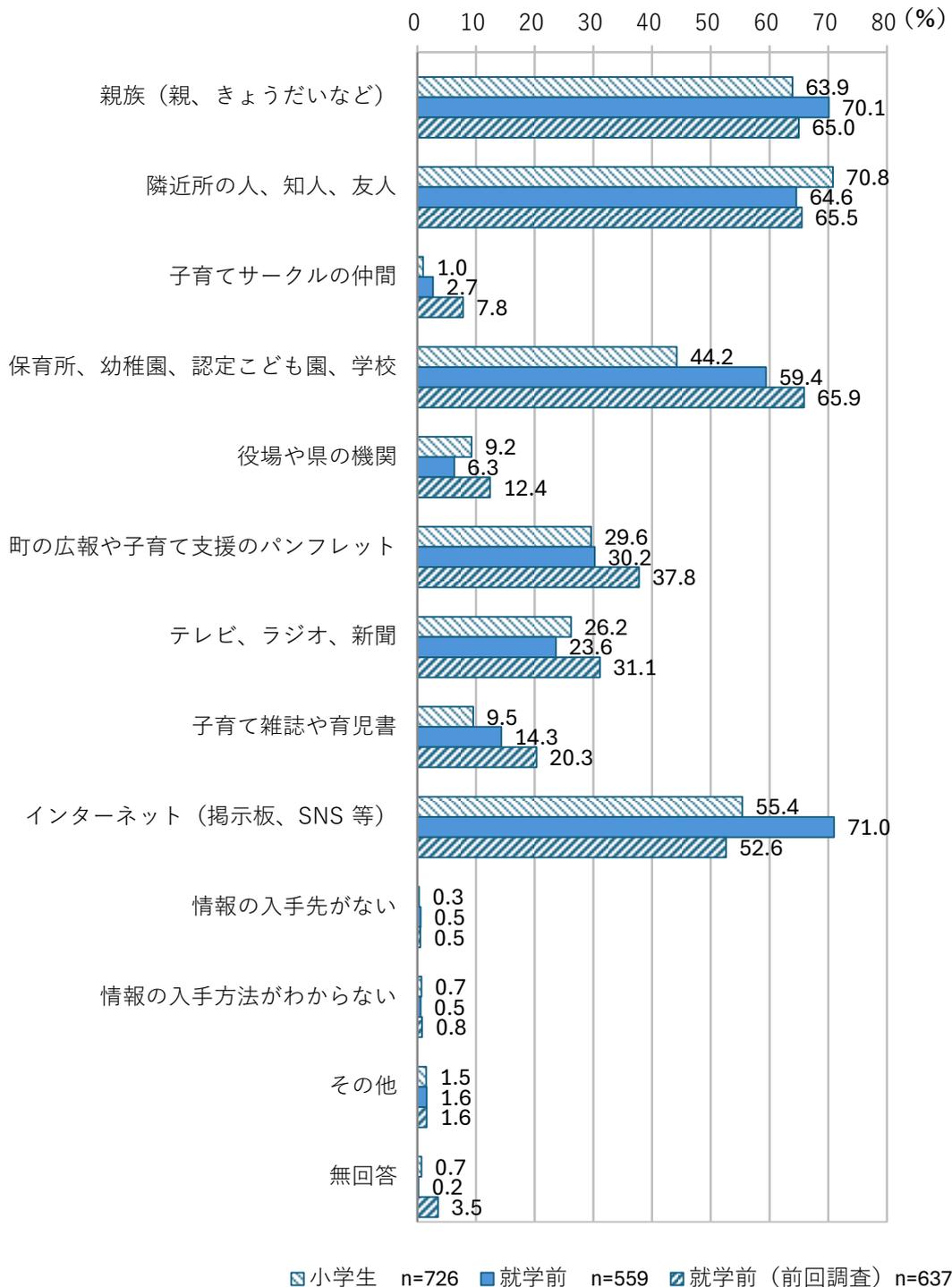
就学前児童保護者の前回調査との比較では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が7.6ポイント増加し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が1.6ポイント減少しています。緊急時の支援については、祖父母の協力が得られやすくなっている一方で、日常的には、さらなる子育て支援のサービスが求められています。



### 3 子育てに関する情報の入手先について

小学生保護者では、「隣近所の人、知人、友人」の割合が最も高く70.8%となっています。次いで「親族（親、きょうだいなど）」(63.9%)、「インターネット（掲示板、SNS等）」(55.4%)となっています。また、就学前児童保護者では、「インターネット（掲示板、SNS等）」の割合が最も高く71.0%となっています。次いで「親族（親、きょうだいなど）」(70.1%)、「隣近所の人、知人、友人」(64.6%)となっています。

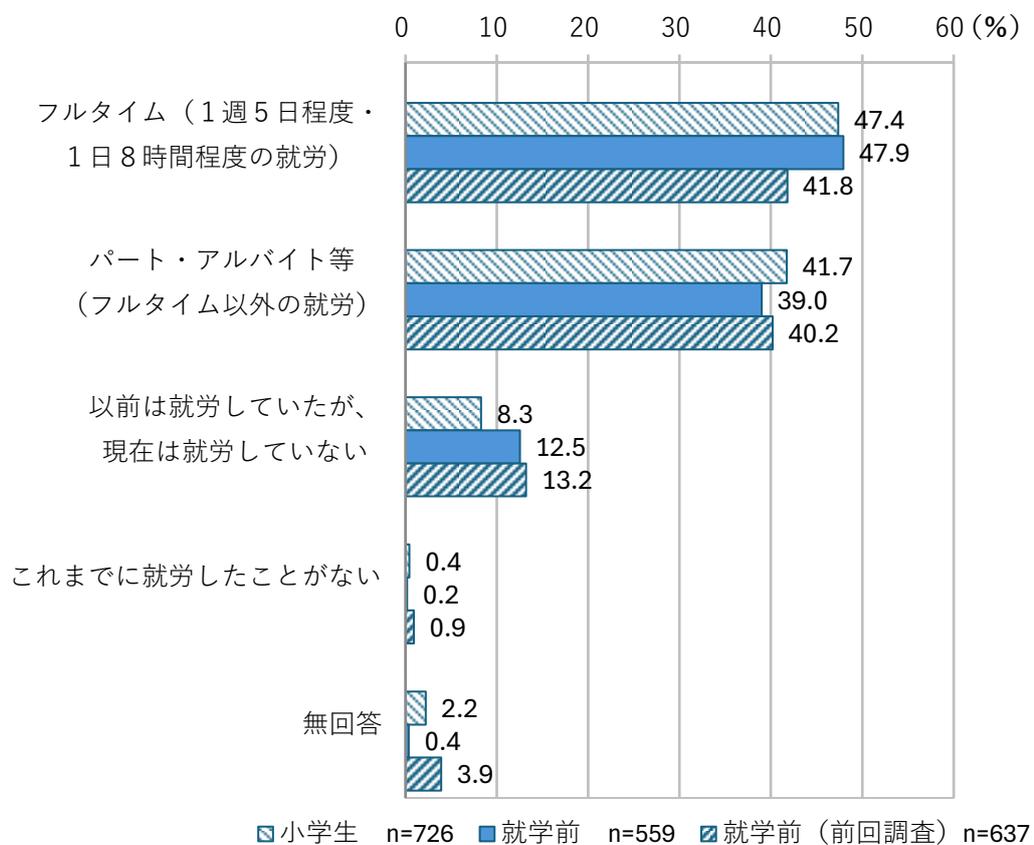
就学前児童保護者の前回調査との比較では、「インターネット（掲示板、SNS等）」が18.4ポイントと大幅に増加しており、インターネット等を利用した情報入手だけでなく、子育てに関連する手続き等を含めた情報提供等に関する手段の検討が求められます。



#### 4 母親の就労状況について

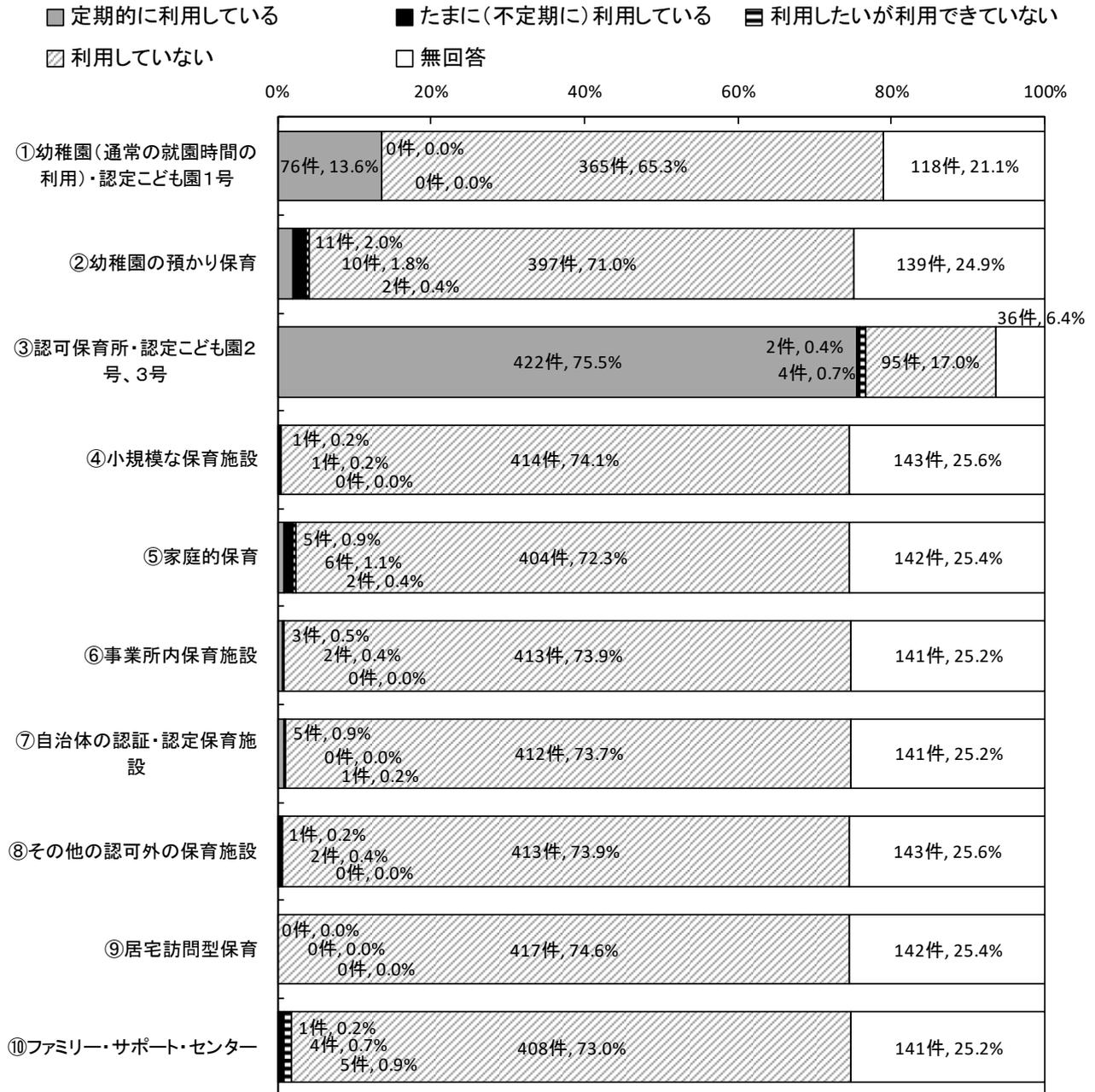
小学生保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が最も高く47.4%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（41.7%）となっています。また、就学前児童保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が最も高く47.9%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（39.0%）となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が6.1ポイント増加し、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.2ポイント減少しています。フルタイム勤務の母親が1割以上増加しており、さらなる子育て支援サービスの充実が求められます。



## 5 定期的な教育・保育の利用状況について（就学前児童保護者）

定期的な教育・保育の利用状況は、「定期的にご利用している」では「③認可保育所・認定こども園2号、3号」が75.5%、「①幼稚園（通常の就園時間の利用）・認定こども園1号」が13.6%となっており、合計で89.1%となっており、こども園の利用が多い結果を反映しています。一方で、「③認可保育所・認定こども園2号、3号」に対しては、少数ながら「利用したいが利用できていない」（4件,0.7%）との回答もあり、利用希望に対する調整が求められています。

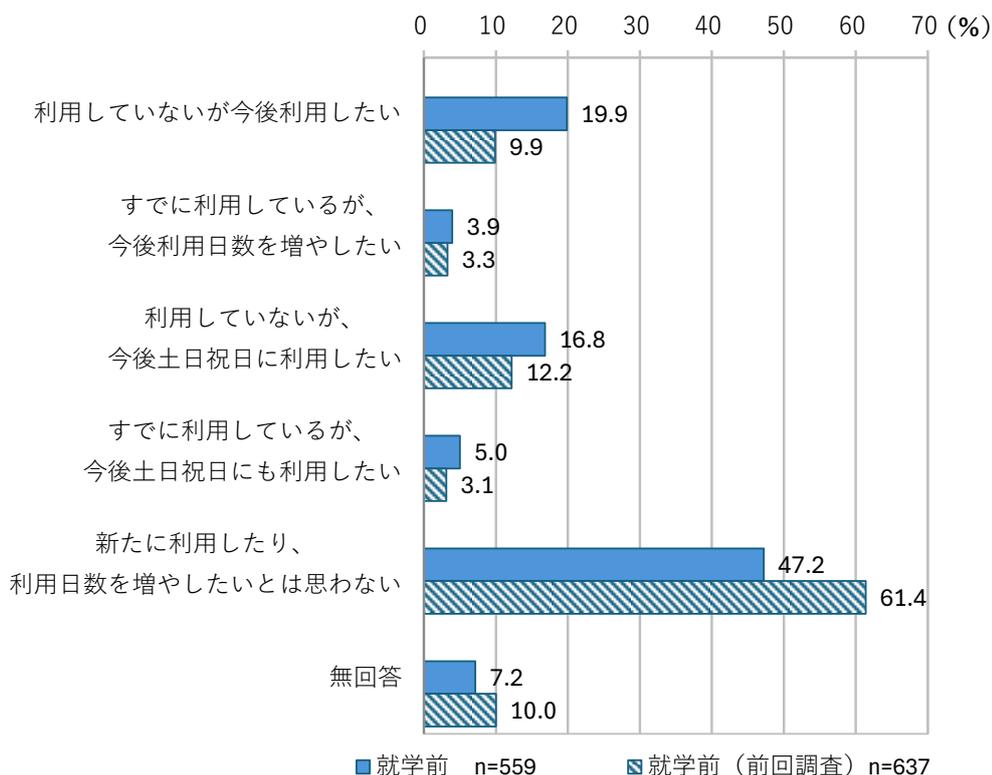


n=559

## 6 地域子育て支援拠点事業の今後の利用について（就学前児童保護者）

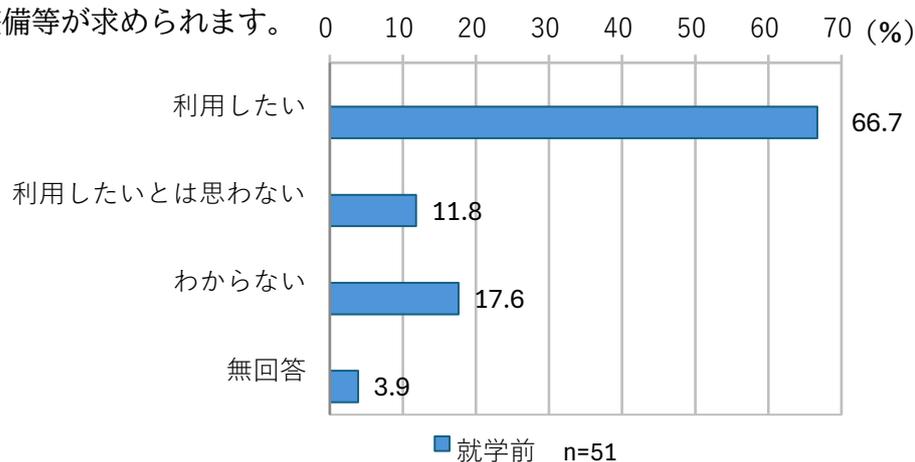
就学前児童保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が最も高く 47.2%となっています。次いで「利用していないが今後利用したい」（19.9%）、「利用していないが、今後土日祝日に利用したい」（16.8%）となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が14.2ポイント減少し、「利用していないが今後利用したい」が10ポイント増加しています。前回調査時よりも、利用希望が増加しており、受入れ体制の充実が求められています。



## 7 「こども誰でも通園制度」の利用意向について

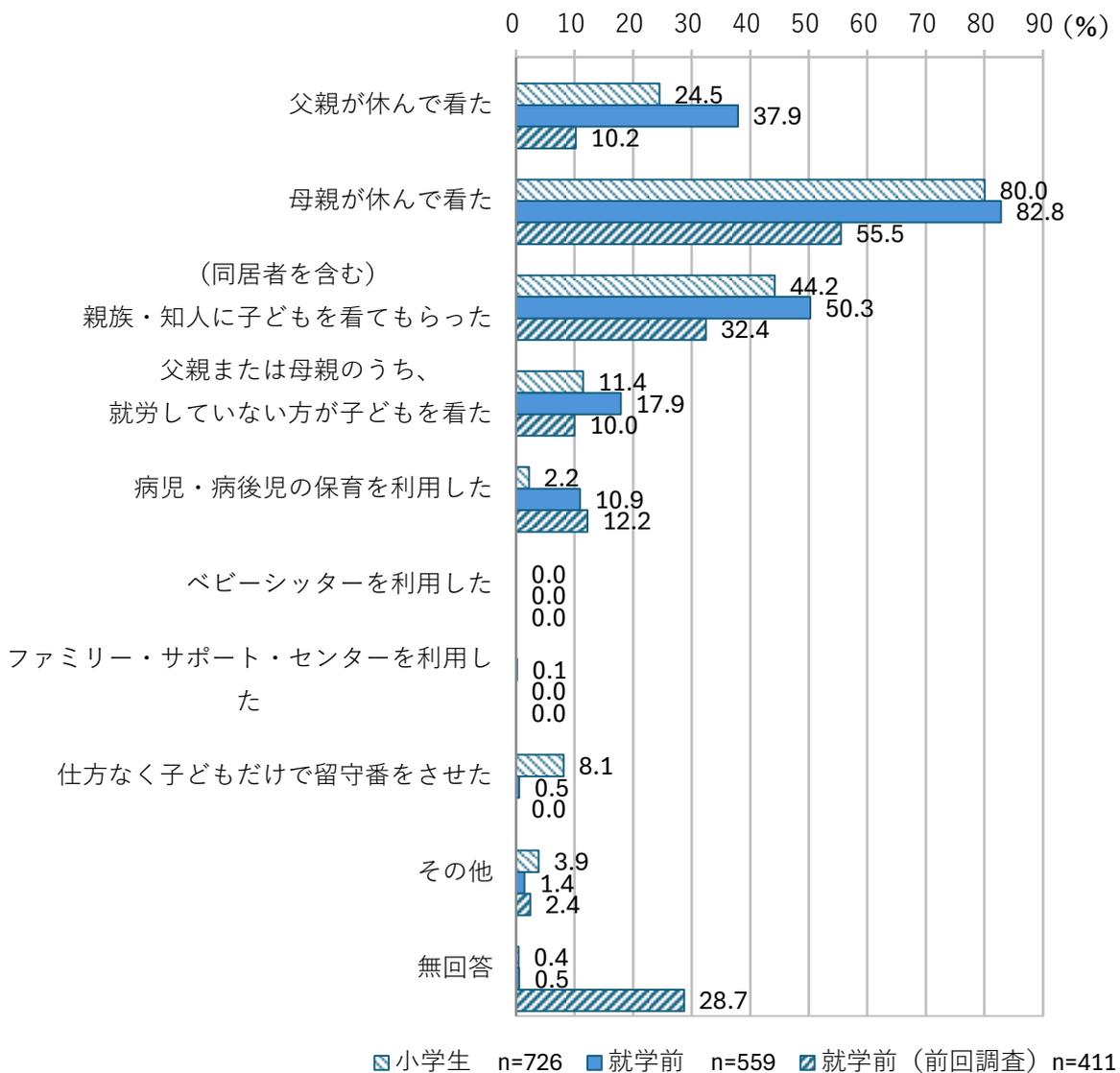
就学前児童保護者のうち、定期的な教育・保育事業を「利用したいができていない」または、「利用していない」と回答した方に「こども誰でも通園制度」の利用意向について聞いたところ、「利用したい」の割合が最も高く 66.7%となっています。次いで「わからない」(17.6%)、「利用したいとは思わない」(11.8%)となっています。多くの保護者が利用意向を示しており、実施に向けた整備等が求められます。



## 8 子どもが病気等の場合の対応について

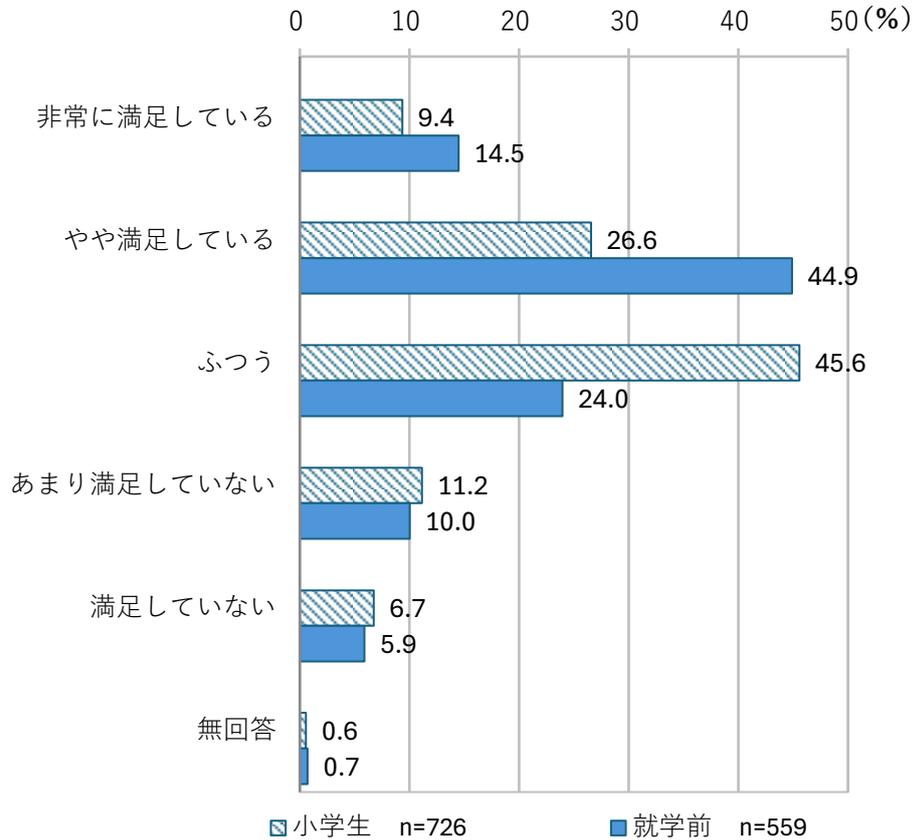
小学生保護者では、「母親が休んで見た」の割合が最も高く 80.0%となっています。次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」(44.2%)となっています。また、就学前児童保護者についても、小学生保護者同様に、「母親が休んで見た」の割合が最も高く 82.8%となっています。次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」(50.3%)となっています。

就学前児童保護者の前回調査との比較では、「母親が休んで見た」が 27.3 ポイント増加、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」が 17.9 ポイント増加、また「父親が休んで見た」が 27.7 ポイント増加しており、家族や親族等による対応が増加傾向にあります。一方で「病児・病後児の保育を利用した」が 1.3 ポイント減少しており、今後も利用状況を把握しながら事業展開を検討することが求められます。



## 9 お住まいの地域における、子育て環境や支援への満足度について

「非常に満足している」と「やや満足している」の合計が、小学生保護者では36.0%、就学前児童保護者では59.4%となっています。就学前児童保護者と比較すると、小学生の保護者における満足度が低くなっているため小学生が対象となる子育て支援事業等の利用状況等を検討し、ニーズに応じたサービス等の提供が求められます。

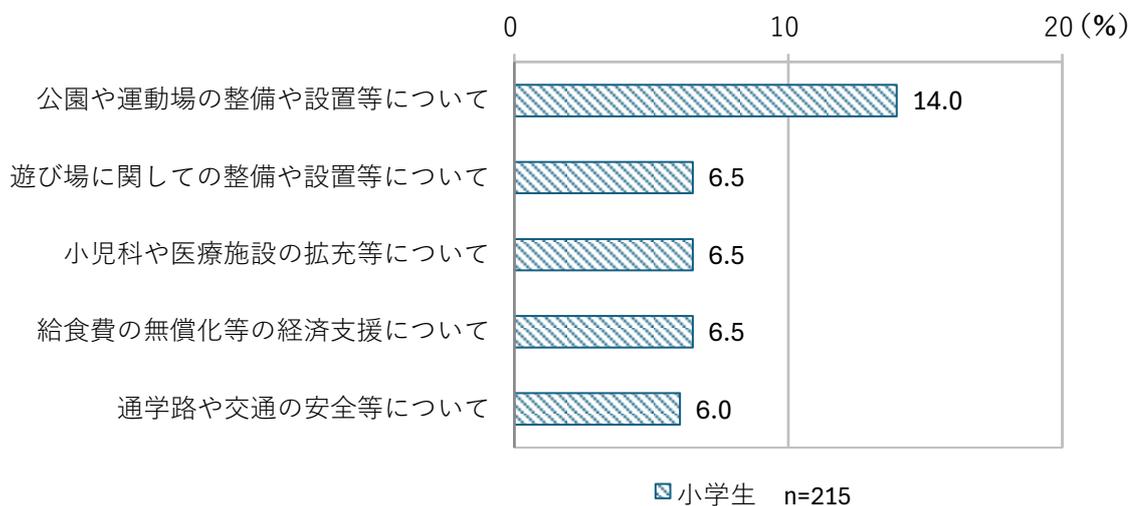


## 10 綾川町の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関してのご意見について（自由意見）

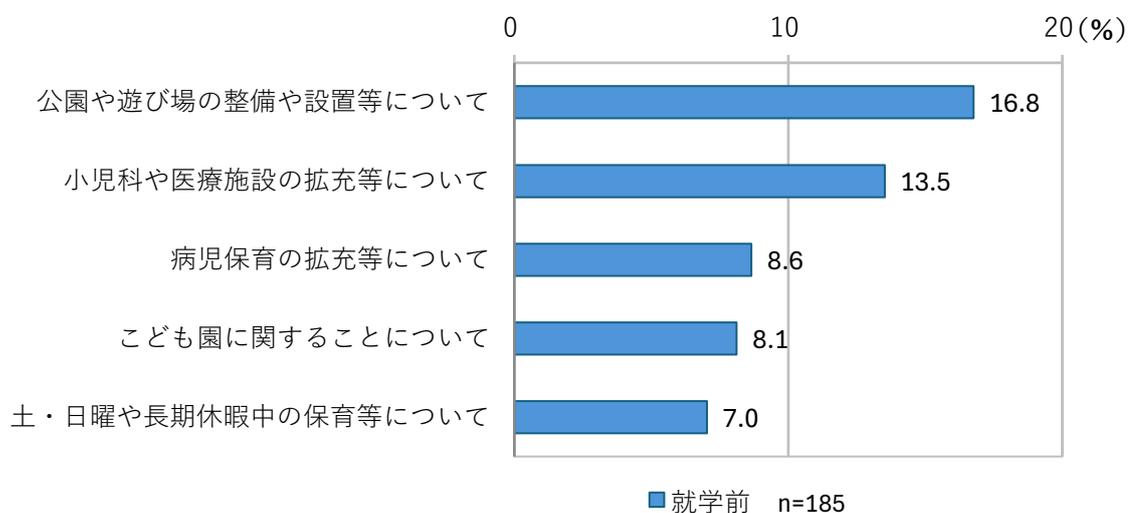
小学生保護者では、「公園や運動場の整備や設置等について」の割合が最も高く 14.0%となっています。次いで「遊び場に関する整備や設置等について」、「小児科や医療施設の拡充等について」、「給食費の無償化等の経済支援について」（6.5%）となっています。また、就学前児童保護者では、「公園や遊び場の整備や設置等について」の割合が最も高く 16.8%となっています。次いで「小児科や医療施設の拡充等について」（13.5%）、「病児保育の拡充等について」（8.6%）となっています。

小学生保護者、就学前児童保護者ともに「公園や運動場の整備や設置等について」「小児科や医療施設の拡充等について」に対する意見が多くなっています。公園に関する意見では、場所、設備、規模等求められる要素も多いため、ニーズに応じた整備の検討が求められます。

小学生保護者



就学前児童保護者



### 第3節 綾川町における保育サービスの状況

本町における教育・保育施設は、幼保一元化を推進し、令和2年度より町内全施設がこども園に移行しました。

#### 1 こども園の状況

本町には、現在、町立のこども園が6か所あります。こども園の児童数をみると、令和2年度からは令和6年度まで減少傾向が続いています。

##### 綾川町内こども園

(令和6年3月1日現在)

保育所名	定員(人)	所在地	設置年月	延長保育	一時保育		乳児保育※	障害児保育
昭和こども園	220	畑田2422番地1	平成27年4月	○	○		6ヶ月～	○
陶こども園	190	陶2087番地1	令和2年4月	○	—		10か月～	○
滝宮こども園	280	滝宮528番地1	令和2年4月	○	○		10か月～	○
羽床こども園	90	羽床下2257番地1	令和2年4月	○	—		10か月～	○
山田こども園	120	山田上甲1490	令和2年4月	○	—		6ヶ月～	○
羽床上こども園	45	羽床上1023番地1	令和2年4月	○	—		10か月～	○

※すべての施設で、1号認定・2号認定・3号認定の3つの認定区分があり、保育の必要性に応じて教育・保育給付認定を受けていただきます。

年齢区分	教育・保育給付認定区分	保育の必要性	教育・保育時間	
満3歳以上	1号認定	なし	教育標準時間	8:30～14:00
	2号認定	あり	保育標準時間	7:30～18:30
満3歳未満	3号認定		保育短時間	8:30～16:30

※2号認定・3号認定の方は延長保育を利用できます。

##### こども園の児童数の推移

(各年度3月1日現在 単位：人)

名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設別	昭和こども園	218	195	189	162	159
	陶こども園	183	174	165	164	162
	滝宮こども園	316	314	299	277	285
	羽床こども園	46	55	59	62	62
	山田こども園	83	71	72	77	67
	羽床上こども園	43	38	26	33	28
年齢別	0歳児	83	73	80	48	61
	1歳児	116	111	96	124	83
	2歳児	142	127	137	106	143
	3歳児	170	171	159	168	142
	4歳児	198	167	173	160	170
	5歳児	180	198	165	169	164
合計		889	847	810	775	763

※令和6年度は12月1日現在

## 2 子育て支援センターの状況

子育て支援センターは、保育士が遊びを計画し、親子のふれあい時間を作ったり、子どもたちの健やかな成長を願って育児の支援を行ったり、保護者同士が交流できる場です。本町では昭和こども園内に子育て支援センター「にじ」、滝宮こども園内に子育て支援センター「しいのき」を開設しています。

### 子育て支援センター

(令和6年4月現在)

子育て支援センター名	所在地	主な活動	利用対象者	利用時間
にじ	畑田2422番地1	・にじいろタイム： 火曜・木曜10：00～11：00 ・育児相談：電話・面接	・綾川町内在住の、就学前の子どもと保護者 ・子育てをはじめようとする方	月曜～金曜日 9：00～16：00
しいのき	萱原791番地1	・りすのこタイム： 水曜・金曜10：00～11：00 ・育児相談：電話・面接		

### 「にじ」「しいのき」の利用者数推移

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にじ	延人数(児童)	1,462	1,444	1,170	1,288	865
	延人数(大人)	1,163	1,133	1,001	1,026	729
しいのき	延人数(児童)	2,692	3,601	3,469	3,703	2,461
	延人数(大人)	2,079	2,640	2,548	2,615	1,862
合計		7,396	8,818	8,188	8,632	5,917

※令和6年度は11月末時点

## 3 子育て支援施設の状況

子育て支援施設は、子育て支援に関する事業を広く実施するための施設です。親子連れが自由に交流し、子育ての情報交換や悩み相談ができる場として「子育て広場」「子育てサロン」を開催しています。また、早期支援コーディネーターの活動拠点でもあります。

### 子育て支援施設

(令和6年4月現在)

子育て支援施設	所在地	利用対象者	利用時間
きらり	畑田671番地8	綾川町内在住の、就学前の子どもと保護者	子育て広場 : 月曜 9：00～16：00 火曜・木曜 9：00～12：00 子育てサロン : 金曜 9：00～16：00 子育て電話相談：月曜～金曜 9：00～16：00

### 「きらり」の利用者数推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数(児童)	793	1,357	1,059	1,065	520
延人数(大人)	560	973	942	778	413
合計	1,353	2,330	2,001	1,843	933

※令和6年度は11月末時点

## 4 児童館の状況

本町には、町立の児童館が1か所あります。開かれた児童館を目指して、乳幼児からお年寄りまで交流を通して地域の実情に合わせた活動をしています。

<活動内容>

- ・地域交流・ふれあい事業、・ひよこ広場、・育児テレフォン相談、・図書の貸出
- ・月～金曜日の9：00～12：00は、乳幼児と保護者を対象に「ひよこ広場」（自由な遊び場）を開放しています。

児童館名	所在地	利用対象者	利用時間
南原児童館	滝宮645番地10	0歳～18歳までの児童とその保護者	月曜～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00

### 児童館 利用者推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数（児童）	5,092	7,745	7,134	10,833	8,146
延人数（幼児）	295	148	258	366	139
延人数（大人）	274	159	263	327	159
合計	5,661	8,052	7,655	11,526	8,444

※令和6年度は11月末時点

## 5 放課後児童クラブの状況（なかよし学級）

放課後児童クラブ（なかよし学級）は、就労等で保護者などのいない家庭において、放課後の養育に欠ける小学校の児童を対象として、適切な遊びや生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

（令和6年4月現在）

学級名	所在地	開設日等
昭和なかよし学級	畑田2583番地5	<学校の通常日> 月曜～金曜日 放課後～18:00  <土曜・長期休業期間 休日の学校行事等による振替休日> 8:00～18:00（就労時間等による）
陶なかよし学級	陶5877番地1	
滝宮なかよし学級	滝宮1095番地1	
羽床なかよし学級	羽床下2289番地7	
綾上なかよし学級	山田上甲1503番地	

### なかよし学級の登録者数推移

（各年度の月平均 単位：人）

学級名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和なかよし学級	58	76	69	76	60
陶なかよし学級	45	68	70	62	60
滝宮なかよし学級	59	90	84	75	76
羽床なかよし学級	10	14	23	31	38
綾上なかよし学級	23	39	42	39	39
合計	195	287	288	283	273

※令和6年度は11月末時点

## 6 妊産婦健康診査

妊産婦健康診査は、妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対し、妊婦健康診査受診券を14枚と産婦健康診査受診券を2枚交付し、健診にかかる費用の一部を助成する事業です。

妊産婦健診の推移（延受診回数）（各年度3月31日現在 単位：回）

健診名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	1,395	1,385	1,116	1,251	739
産婦健康診査	217	259	163	210	154

資料：地域保健・健康増進事業報告及び実績値より

※令和6年度は11月末時点

## 7 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児（新生児含む）がいるすべての家庭を保健師または助産師が訪問し、乳児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の推移（実乳児数）（各年度3月31日現在 単位：人）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
119	142	80	117	68

資料：地域保健・健康増進事業報告より

※令和6年度は11月末時点

## 8 乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査は、発育発達・栄養状態の確認を行い、疾病などの早期発見・早期治療につなげるとともに、保護者の心配ごとなどの相談を行っています。

乳児期には、乳児健康診査受診券を2枚交付しているほか、集団健診を2回実施しています。また、1歳児6か月児健康診査・2歳児健康相談・3歳児健康診査を集団健診で実施しています。

乳幼児健康診査・相談の推移（延受診者数（受診率））（各年度3月31日現在 単位：人）

健診名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健康診査 （医療機関と集団の 合計）	425	452	358	331	296
1歳6か月児健康診査 （集団）	164 (95.0%)	136 (96.4%)	141 (97.9%)	133 (96.9%)	63
2歳児健康相談 （集団）	125 (82.8%)	156 (63.9%)	141 (95.9%)	150 (93.7%)	130
3歳児健康診査 （集団）	173 (96.6%)	164 (100%)	162 (100%)	169 (100%)	119

資料：地域保健・健康増進事業報告及び実績値より

※令和6年度は11月末時点

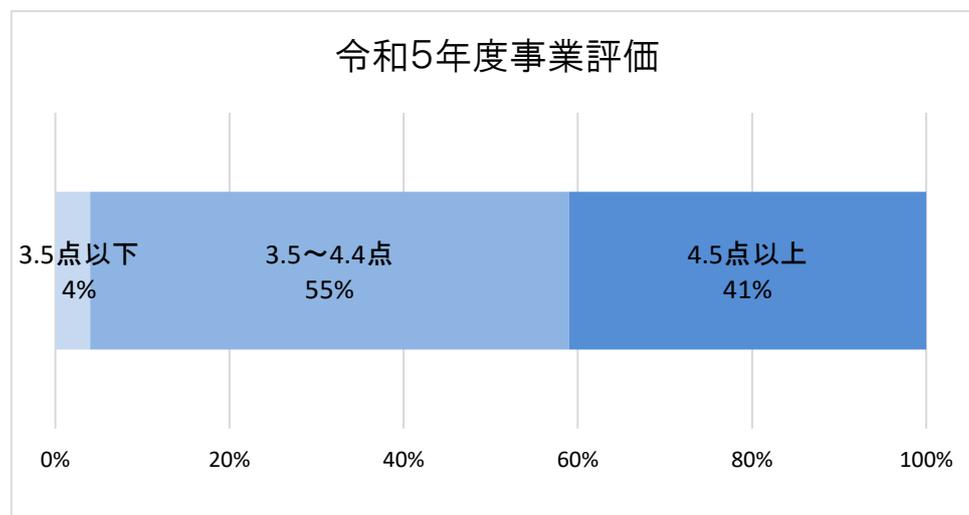
## 第4節 事業実績評価

### 1 第2期計画における事業実績評価

第2期子ども・子育て支援事業計画は、5つの基本目標を定めて計画を推進してきました。その評価として、毎年、庁内各課の評価及び子ども・子育て会議委員からの事業評価を実施しています。評価は各事業を5点満点で評価しています。令和5年度評価の全基本目標の平均は4.36点で、各基本目標の評価は以下のとおりです。

基本目標	令和5年度評価
第1節 多様な家庭が子育てしやすいまち	4.65点
第2節 みんなで子育てするまち	4.03点
第3節 子育て家庭が支えられるまち	4.46点
第4節 子どもの生きる力の生まれるまち	4.30点
第5節 子どもがのびのび育つまち	4.35点
全基本目標平均	4.36点

また、令和5年度に評価対象とした82事業については、評価平均点4.5点以上が34事業、3.5～4.4点が45事業、3.4点以下が3事業でした。



以上のように、第2期計画を推進し子育て環境を整えてきましたが、まだ十分ではありません。この事業評価結果及びニーズ調査結果をふまえ、本計画に反映させていきます。また、今後の社会環境の変化による子育て支援ニーズの変化にも対応できるよう充実した施策を展開します。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

本町では、「綾川町第2次総合振興計画」（平成29～令和8年度）において、将来像『いいひと いいまち いい笑顔～住まいる あやがわ～』を達成するために、3つの基本理念「誇り・愛着（人づくり・地域づくり）」「おもいやり（安心づくり）」「元気（活気づくり・交流づくり）」に基づき、基本目標を設定し、まちづくりを進めています。さらに、その推進にあたっては、キープロジェクトとして「住まいる(smile)プロジェクト」が設定され、「笑顔」輝くまちを目指しています。

また、子育て支援を含む、福祉・社会保障分野におけるまちづくりの基本目標には「安心して住み続けられるまち」を掲げています。

本計画では、綾川町第2次総合振興計画の将来像・基本理念・基本目標を踏まえた上で、第2期計画の基本理念を継承し、子ども子育て支援の基本理念を次のように定めます。

#### 基本理念

子どもが夢を持ち、子育てに夢が持てる、  
みんなの笑顔が輝くまち

## 第2節 基本目標と基本施策

---

### 1 施策の体系

計画の基本理念のとおり、すべての子どもと保護者が、家庭だけでなく地域からも支えられ、希望に胸を膨らませながらより夢を持ち、笑顔で過ごせるように、子どもたちの可能性を応援するまちとなることを目標に、第2期計画で定めた基本目標を見直し下記のように定めます。

見直した点は、第2期計画の「1. 多様な家庭が子育てしやすいまち」「2. みんなで子育てするまち」「3. 子育て家庭が支えられるまち」「4. 子どもの生きる力が育まれるまち」「5. 子どもがのびのび育つまち」をそれぞれ、「1. 安心して子育てできるまち」「2. 家庭と地域で子育てするまち」「3. 子育て家庭が生き生きできるまち」「4. 子どもの生きる力を創るまち」「5. わくわく・どきどき・にこにこするまち」としました。

#### <基本目標>

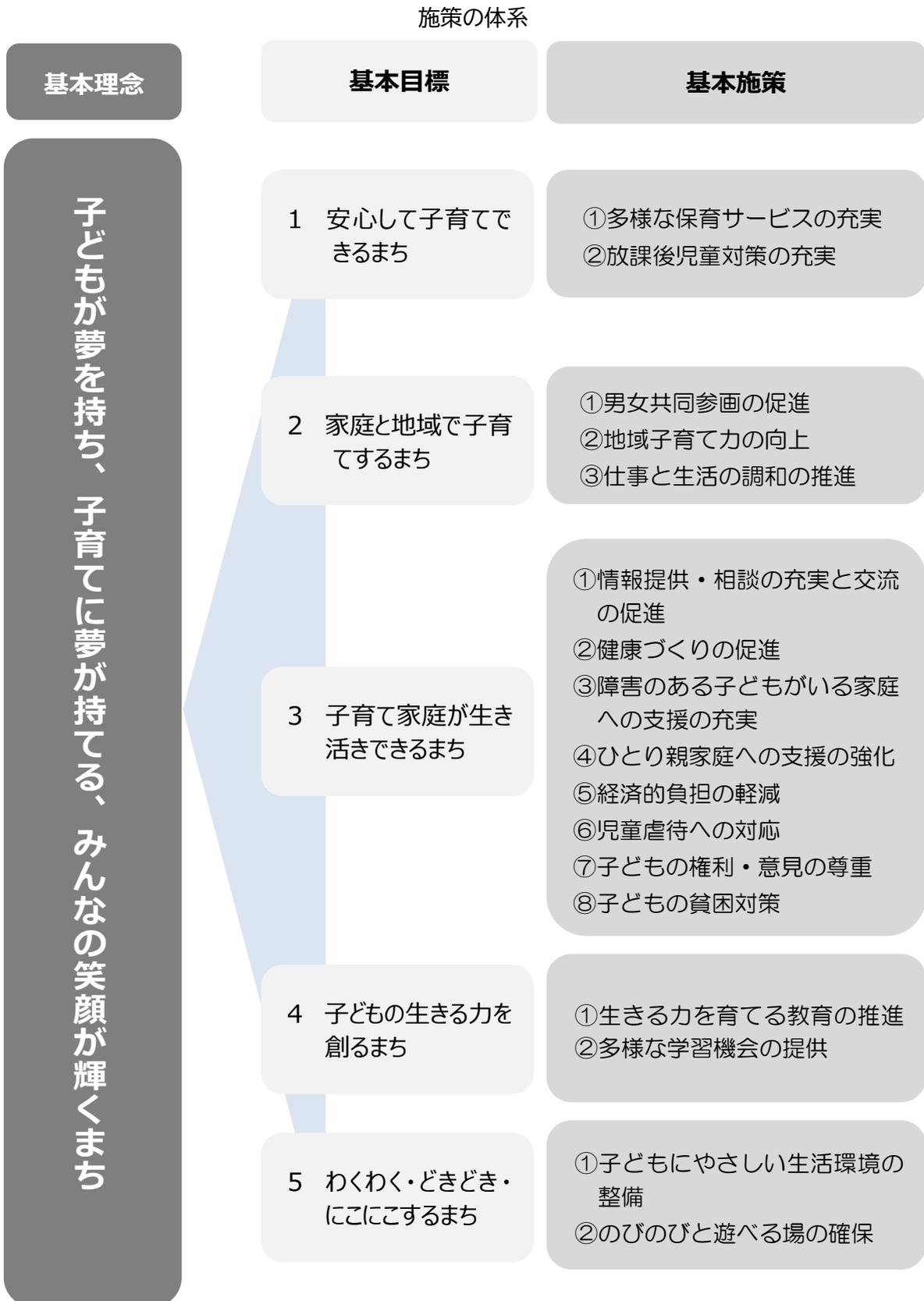
1. 安心して子育てできるまち
2. 家庭と地域で子育てするまち
3. 子育て家庭が生き生きできるまち
4. 子どもの生きる力を創るまち
5. わくわく・どきどき・にこにこするまち

基本目標実現に向けた、基本施策に位置付けられる各取組については、国が示す第3期計画の基本指針において計画の作成に関する基本的記載事項に追加された「妊婦等包括相談支援事業」を受け、「基本目標3 子育て家庭が生き生きできるまち」の「基本施策1 情報提供・相談の充実と交流の促進」「(2) 相談体制の充実」に「35 妊娠期からの相談事業と経済的支援の推進」を追加しました。

また、子ども・子育て支援法の改正により新たに創設される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を受け、「基本目標1 安心して子育てできるまち」の「基本施策1 多様な保育サービスの充実」「(1) 多様なニーズに対応した保育の充実」に「5 こども誰でも通園制度の整備」を追加しました。

## 2 基本目標と基本施策

基本理念をめざし、以下の5つの基本目標のもと、17の基本施策を推進します。



## 基本目標1 安心して子育てできるまち

社会環境の変化によって、子育てへのニーズは多様化してきており、これらに対応した保育サービス体制を充実させていきます。

### 事業体系

基本施策1 多様な保育サービスの充実	
1) 多様なニーズに対応した保育の充実	1 保育の充実 2 土曜・休日保育の充実 3 病児保育の充実 4 一時預かり事業の充実 5 こども誰でも通園制度の整備 6 利用者支援事業の充実 7 地域子育て支援拠点事業の充実 8 子育て短期支援事業の実施 9 ファミリー・サポート・センター事業の充実
2) 保育体制の充実	10 保育の質の向上 11 保育教諭等の資質の向上
基本施策2 放課後児童対策の充実	
1) 放課後児童対策の充実	12 放課後児童健全育成事業の充実 13 放課後子ども教室推進事業の充実 14 児童館活動事業の充実

## 基本目標2 家庭と地域で子育てするまち

職場や地域社会の環境を整え、みんなで子育て世帯をサポートしていきます。

### 事業体系

基本施策1 男女共同参画の促進	
1) 社会全体の男女共同参画の促進	15 男女共同参画の促進
2) 男性の子育てなどへの参画の促進	16 男性が子育てに参加しやすい取組の推進 17 企業等への啓発活動の推進 18 子どもに関わる職業への男性の就業の促進
基本施策2 地域子育て力の向上	
1) 町民の関心の喚起	19 中学生・高校生への子育てへの関心の喚起 20 祖父母世代の学習機会の拡大
2) 地域子育て機能の強化	21 教育・保育施設の子育て拠点化の促進 22 子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化 23 共生型の居場所づくりの推進
3) 子育てを支援する人材の育成	24 民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援 25 児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進
基本施策3 仕事と生活の調和の推進	
1) 町内事業所の実践活動の促進	26 労働条件改善の促進 27 女性の再雇用に対する事業所への啓発
2) 町民の就業・キャリアアップへの支援	28 女性の再就職への支援の強化 29 経済的自立が可能な仕組づくりの促進
3) 行政の率先行動の実施	30 ポジティブ・アクションの推進

### 基本目標3 子育て家庭が生き生きできるまち

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て情報の提供、健康づくりの促進、障害のある子どもへの支援、ひとり親への支援、経済的支援などを進めていきます。

#### 事業体系

基本施策1 情報提供・相談の充実と交流の促進	
1) 情報提供体制の充実	31 子育て情報の広報・周知の強化
2) 相談体制の充実	32 相談サービスの一元的な周知 33 子育て相談体制の充実 34 こども家庭センターの整備 35 妊娠期からの相談事業と経済的支援の推進 36 療育・発達相談体制の充実 (専門家による子育て相談事業) 37 いじめ・不登校などの相談体制の充実 38 児童虐待の相談体制の強化
3) 子育て交流の促進	39 子育て各時期での交流機会の充実 40 地域住民の交流促進
基本施策2 健康づくりの促進	
1) 保健サービスの充実	41 母子保健知識の普及 42 妊婦健康診査の実施 43 産婦健康診査の充実 44 乳幼児及び学校健康診査の実施 45 母子保健講座の充実 46 乳児家庭全戸訪問の実施(こんにちは赤ちゃん事業) 47 養育支援訪問事業の実施 48 健康相談の実施 49 食育の推進 50 事故防止の啓発強化 51 予防接種の適切な接種の促進 52 小児生活習慣病等の予防の推進 53 子育て応援班活動の支援 54 子育て世帯訪問支援事業 (子育てホームヘルプサービス事業)の実施 55 多胎妊産婦等支援事業の実施 56 産後ケア事業の実施
2) 医療サービスの充実	57 不妊医療・周産期医療体制の充実 58 小児医療体制の充実
基本施策3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実	
1) 療育体制の充実	59 障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育 60 障害児保育・特別支援教育の充実
2) 生活支援の充実	61 経済的な支援の活用促進 62 在宅生活の支援の強化
基本施策4 ひとり親家庭への支援の強化	
1) ひとり親家庭への支援の強化	63 ひとり親家庭を対象とした支援の周知 64 ひとり親家庭相談の充実 65 経済的支援の強化 66 就労の促進

基本施策5 経済的負担の軽減	
1) 経済的負担の軽減	67 子育てに関する経費・料金負担の軽減
基本施策6 児童虐待への対策	
1) 児童虐待の防止と早期対応	68 児童虐待の防止
基本施策7 子どもの権利・意見の尊重	
1) 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり	69 子どもの権利の啓発・普及の推進
基本施策8 子どもの貧困対策	
1) 子どもの貧困対策の推進	70 相談・支援体制の機能充実と連携強化 71 子どもの貧困対策への資質向上 72 子どもや保護者の居場所づくりの推進 73 学習支援事業の推進 74 経済的支援の推進

#### 基本目標4 子どもの生きる力を創るまち

子どもの生きる力が育まれるよう、幼児期の教育・保育の一体的な提供を進めると同時に、地域社会での学習・スポーツ活動や、子どもの権利擁護を進めていきます。

#### 事業体系

基本施策1 生きる力を育てる教育の推進	
1) 就学前教育の充実	75 就学前教育の充実 76 幼児教育と小学校教育の連携促進 77 職員の資質の向上
2) 学校教育の充実	78 確かな学力の向上 79 情報教育の推進 80 国際理解教育の推進 81 人権教育・福祉教育、健康、体力の維持推進 82 不登校やいじめなどへの対応 83 開かれた学校づくりの推進 84 安全な学校づくりの推進 85 教員の資質の向上
基本施策2 多様な学習機会の提供	
1) 社会体験の促進	86 地域での社会体験の促進
2) 地域活動・文化活動の促進	87 子ども会育成会活動の活性化 88 多様な地域活動の促進
3) スポーツ活動の促進	89 スポーツを通じた子育て支援

## 基本目標5 わくわく・どきどき・にこにこするまち

子どもがのびのび育つことができるよう、町の公共施設のバリアフリー化、交通安全施策の推進、防災・防犯対策の推進、屋内外の遊び場の確保に努めていきます。

### 事業体系

基本施策1 子どもにやさしい生活環境の整備	
1) 子どもにやさしいまちづくりの推進	90 子ども・子育てにやさしい設備・建物・施設の整備
2) 安全・安心の確保	91 交通安全施設等の整備
	92 交通安全意識の高揚
	93 子どもに配慮した防災対策の推進
	94 子どもに配慮した防犯体制の強化
基本施策2 のびのびと遊べる場の確保	
1) 屋外活動の場の充実	95 屋外活動の場の充実
	96 公園の整備
2) 屋内活動の場の充実	97 屋内活動の場の充実

### 第3節 計画期間の将来推計人口

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本町の児童人口は、令和7年には1,959人に、令和11年には1,799人になり、5年間で215人の減少となっています。

計画年間の人口						
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	119	112	110	107	104	102
1歳	112	135	126	124	120	116
2歳	167	119	143	133	131	127
3歳	143	175	125	150	139	137
4歳	177	147	180	129	154	143
5歳	168	176	146	179	128	153
6歳	177	174	182	151	185	132
7歳	181	178	175	183	152	186
8歳	208	183	180	177	185	154
9歳	183	208	184	181	178	186
10歳	166	186	211	186	183	180
11歳	213	166	186	211	186	183
0～2歳合計	398	366	379	364	355	345
3～5歳合計	488	498	451	458	421	433
6～8歳合計	566	535	537	511	522	472
9～11歳合計	562	560	581	578	547	549
0～11歳合計	2,014	1,959	1,948	1,911	1,845	1,799

※令和7年以降は、令和2年～令和6年4月1日現在の住民基本台帳（日本人人口）をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。このため、本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を一町一地区と設定します。

## 第4章 分野別施策の展開

### 第1節 安心して子育てできるまち

子育て世代の女性の就業状況の変化などから、子育てサービスへのニーズは多様化しています。

本町では、生後6か月からの乳児保育などを実施し、多様な家庭が子育てしやすい教育・保育サービスの提供に努めており、今後も引き続きニーズを把握しながら支援していきます。

#### 1 多様な保育サービスの充実

##### (1) 多様なニーズに対応した保育の充実

多様な家庭のニーズに対応し、安心して子どもを預けられる保育体制を整備していきます。

通番	取組	内容	関係課
1	保育の充実	通常保育時間は、8:30~16:30ですが、長時間保育を必要とする家庭に対しては、7:30~18:30の保育を行っています。また、19:00までの延長保育を実施しています。生後6か月からの乳児保育は、山田こども園と昭和こども園で、生後10か月からは陶こども園、滝宮こども園、羽床こども園、羽床上こども園で実施しています。また、心身障害のある幼児においても保育を実施しています。	子育て支援課
2	土曜・休日保育の充実	家庭の就労状況等に応じて滝宮こども園で土曜保育を実施します。また、イオンモール綾川の「保育サポートひまわり」では休日保育を実施しています。今後もニーズに応じて事業を充実していきます。	子育て支援課
3	病児保育の充実	陶病院内の「病児保育室うぐいす」滝宮こども園「病（後）児保育室ひだまり」において、病児保育を行っています。今後も利用しやすい環境を整備していきます。	子育て支援課
4	一時預かり事業の充実	こども園等に入園していない就学前児童について、家庭での保育が困難である場合に一時的な保育を昭和こども園と滝宮こども園で実施しています。	子育て支援課
5	こども誰でも通園制度の整備	令和8年度の本格実施に向けて体制を整え、3歳未満の未就園児を対象に保護者の就労要件を問わず、柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施していきます。	子育て支援課

通番	取組	内容	関係課
6	利用者支援事業の充実	子育て支援施設「きらり」において、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現」を目指しながら「利用者支援」と「地域連携」を平行的に展開していきます。事業実施に必要な知識を持った、子育て支援コーディネーターを配置し、子育て中の保護者の不安の解消に努めます。	子育て支援課
7	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター「にじ」・「しいのき」子育て支援施設「きらり」・南原児童館が当事業の拠点となっており、各拠点にて、子育て世帯の不安や悩みを共に考え、安心して子育てできる家庭が増えるよう、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
8	子育て短期支援事業の実施	宿泊ができる福祉施設3か所（社会福祉法人イエス団豊島神愛館、社会福祉法人弘善会児童養護施設讃岐学園、自立援助ホーム若者独立塾丸亀おひさま荘）にて子育て短期支援事業を実施しており、今後も継続していきます。	子育て支援課
9	ファミリー・サポート・センター事業の充実	たかまつファミリー・サポート・センター（高松市、三木町、綾川町）に委託し事業を行っています。 まかせて会員（提供会員）の育成や確保に努めるとともに、おねがい会員（依頼会員）が利用しやすいように、支援していきます。	子育て支援課

## (2) 保育体制の充実

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、町内の就学前児童が等しく質の高い教育・保育が受けられるように努めます。

通番	取組	内容	関係課
10	保育の質の向上	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、一人一人の発達状況や個性に応じた保育を推進しています。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれたこども園づくりを促進していきます。 また町内のこども園、小学校の職員で作成した「綾川町幼児教育共通プラン」に基づき地域の特性を生かした教育・保育の展開、外部講師による英語活動、芸術活動、運動遊び等の指導を受け、実践につなげていきます。	子育て支援課
11	保育教諭等の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、保育教諭等の資質の向上を図ります。 外部研修会への積極的な参加や、町内での全体研修・グループ別研修等を行い、一人一人が自覚を持って取り組めるよう努めます。また、経験年数に応じた指標に沿って職員研修を実施します。	子育て支援課

## 2 放課後児童対策の充実

### (1) 放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

通番	取組	内容	関係課
12	放課後児童健全育成事業の充実	平日及び長期休暇中における利用希望者の増加に対して、安心安全な児童支援が行えるように受入れ体制の拡充を進めています。小1の壁に対応するため、新1年生の入学前利用の受け入れを実施します。	子育て支援課
13	放課後子ども教室推進事業の充実	夏休みに各地区の公民館において小学生を対象に、夏休み子供教室を開催しています。学校では体験できないことを体験する機会づくりの場となっています。 また、他の学校や異なる学年の子どもたちと一緒に活動することで、集団行動を学び思いやりを育むためのよい機会となっています。 今後も多くの子どもたちが参加できるよう、内容の充実を図りながら教室を実施していきます。	生涯学習課
14	児童館活動事業の充実	南原児童館では、電話やFAX、メール等で育児相談を受け付ける「育児テレフォン相談」、乳幼児とその保護者を対象とした交流の場や図書の貸し出し等を行っています。 また、乳幼児から高齢者までの交流を通して、地域の実情に合わせた活動も行っており、こども園・小学校・中学校・高等学校・老人会等の協力を得ながら、幅広く活動を展開していきます。	子育て支援課

## 第2節 家庭と地域で子育てするまち

子育て世帯への支援のためには、子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけでなく、家庭内で協力して子育てをしていくという意識をもち、仕事と家庭の調和を取っていくことが必要です。そのため、男女平等意識の啓発や、働き方の見直しを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めていきます。

### 1 男女共同参画の促進

#### (1) 社会全体の男女共同参画の促進

男女平等意識の浸透に向けて、学校教育のみならず、家庭や地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
15	男女共同参画の促進	学校、こども園などすべての教育・保育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発していきます。 この他、保護者対象の講演会や、妊婦とその家族を対象としたパパママ教室等でも啓発の機会を作っていきます。	住民生活課 子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

#### (2) 男性の子育てなどへの参画の促進

男性が子育てに参加することを、多面的に支援します。

通番	取組	内容	関係課
16	男性が子育てに参加しやすい取組の推進	育児や家事の方法について、各種事業で伝えています。また、学校・こども園での参観や地域活動を活用し、男性が参加しやすい内容を計画していきます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
17	企業等への啓発活動の推進	職場において、男性が育児・家事に参加しやすい環境づくりを、綾川町商工会と連携し、町内企業への啓発活動を推進していきます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行っています。	経済課 住民生活課
18	子どもに関わる職業への男性の就業の促進	男性が、保育教諭や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成を努めます。そのために、学校でのキャリア教育の推進や、子どもに関わる就業機関における男女共同参画を促進します。	学校教育課

## 2 地域子育て力の向上

### (1) 市民の関心の喚起

子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりを目指して、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

通番	取組	内容	関係課
19	中学生・高校生への子育てへの関心の喚起	中学生・高校生の子育ての関心を高め、中学生の「赤ちゃんふれあい体験」や中学生・高校生の「こども園交流活動」により、性や生、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課
20	祖父母世代の学習機会の拡大	子育て世代と祖父母世代が協力しながら子育てをすることができるよう、現在と昔の子育ての相違点や共通点、祖父母の育児への関わり方などについて、学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

### (2) 地域子育て機能の強化

町内の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

通番	取組	内容	関係課
21	教育・保育施設の子育て拠点化の促進	町内のこども園をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、幼児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親同士の交流を促進します。 行事や家庭教育学級等を通して、子育て支援拠点としての活動の拡充を図っていきます。	子育て支援課 学校教育課
22	子どもに関わるボランティア・NPO等の活性化	地域の人材発掘に努め、子どもに関わるボランティア活動・NPO活動の活性化に努めます。 地域学校協働活動推進事業などを実施し、学習支援（授業の補助）、環境整備、安全指導、合同行事等を行っていきます。	子育て支援課 生涯学習課
23	共生型の居場所づくりの推進	いきいきサロンなど地域の高齢者の通いの場へ地域の子どもや保護者に参加を呼びかけて、共生型で開催し、地域のつながりづくりや声掛け・見守り体制づくりにつなげていきます。	健康福祉課

### (3) 子育てを支援する人材の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の発掘・育成に努めます。

通番	取組	内容	関係課
24	民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員などのこども園への行事参加を促進します。	子育て支援課 健康福祉課
25	児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進	児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。 「職場体験学習」により、福祉分野への就業希望拡大を図っていきます。	学校教育課

### 3 仕事と生活の調和の推進

#### (1) 町内事業所の実践活動の促進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

通番	取組	内容	関係課
26	労働条件改善の促進	「仕事と生活の調和」を実現できるよう、「ノー残業デー」などの普及、有給休暇の取得、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底など働き方の見直しについて、綾川町商工会と連携して事業主等への啓発に努めます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行います。	経済課
27	女性の再雇用に対する事業所への啓発	出産や育児等により退職した女性の再雇用促進に対し、綾川町商工会と連携し事業所への啓発に努めます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行います。	経済課

#### (2) 町民の就業・キャリアアップへの支援

出産や育児等により退職した女性の再就職の支援に努めるとともに、無職・非正規雇用で生活が安定しない町民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進していきます。

通番	取組	内容	関係課
28	女性の再就職への支援の強化	国及び県と連携を図り、出産や育児等により退職した女性が再就職しやすくなるよう、情報提供に努め、再就職や起業などに向けた知識・技術等の習得機会の拡大を図ります。 ハローワーク発行の求人情報などをホームページ等で積極的に発信していきます。ハローワークと連携し、就職相談会を実施していきます。	経済課
29	経済的自立が可能な仕組づくりの促進	国及び県とともに、雇用の安定、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差是正を啓発していきます。 また、雇用安定につながる施策等の情報提供を行います。	経済課

### (3) 行政の率先行動の実施

綾川町役場が率先して、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に取り組ま  
す。

通番	取組	内 容	関係課
30	ポジティブ・アクション*の推進	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に関する庁内学習を進めるとともに、男性の育児休業の取得を促すために個別に育休制度について案内するなど、町役場の率先行動を進めます。 育休については、周知・推進を図っていくとともに、子育てと仕事のバランスの取れる環境の推進を図っていきます。	総務課

※ポジティブ・アクション：雇用の場において性別による事実上の格差を解消するため、企業が積極的な取組を行うこととされている。

### 第3節 子育て家庭が生き生きできるまち

子育てに関して多くの情報があふれており、行政として正確な情報提供が求められます。また、子どもを虐待などから守り人権を守る事業を充実させて、子どもが安心して成長し、周囲の人と絆を結ぶことのできる家庭、また地域となるようなまちづくりを推進していきます。

#### 1 情報提供・相談の充実と交流の促進

##### (1) 情報提供体制の充実

多様な媒体を積極的に活用し、子どもや子育てに関わるイベントや行政サービスなどの情報をすべての家庭に提供できる体制づくりに努めます。

通番	取組	内容	関係課
31	子育て情報の広報・周知の強化	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般町民へも積極的な情報提供をし、町民と子どもとの交流活動への参加を促進します。町広報や社協だよりなどへ子どもに関する情報掲載を強化していきます。 ホームページ、パンフレット、SNS等において、わかりやすく利用しやすい子育て情報の充実を図ります。	総務課 子育て支援課 健康福祉課

##### (2) 相談体制の充実

専門的なものからちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう拠点の拡充、各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

通番	取組	内容	関係課
32	相談サービスの一元的な周知	多様な主体により専門化されて提供されるため、各種相談サービスを、町民にわかりやすく、対象や内容・日時などが一元的に紹介された一覧表を作成し、積極的に広報して周知を図っていきます。また上記内容について、ホームページでの充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課
33	子育て相談体制の充実	子育て支援センターなど、子どもや子育てに関わるすべての施設で相談を受けています。ニーズに応じて関係機関と連携し適切な支援へとつなげていきます。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、職員の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。	健康福祉課 子育て支援課
34	こども家庭センターの整備	令和9年度までに「こども家庭センター」を整備し、地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援を目指します。	子育て支援課 健康福祉課

通番	取組	内容	関係課
35	妊娠期からの相談事業と経済的支援の推進	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談やアンケート等により把握した各家庭のニーズに応じて、必要な支援につなげていく相談支援と、妊娠後と出産後に給付金を支給する、経済的支援（妊婦のための支援給付）を一体として実施していきます。	健康福祉課
36	療育・発達相談体制の充実（専門家による子育て相談事業）	療育・発達相談は、保護者の不安を軽くし、適切な訓練・指導に結びつくように努めていきます。 保健センターでは、言葉の遅れや発音が気になる子どもに対して、言語聴覚士によることばの相談を、発達が気になる子どもに対しては、子ども相談・発達支援親子教室（親子ここから教室）を実施しています。また、子どもの発達に気がかりがある親のグループセミナー（親すみの日）も実施しています。 こども園では、言語聴覚士による巡回相談を行い、ことばや発達の遅れなど支援が必要な子どもへの適切な対応について職員へ助言や、保護者との個別相談も実施しています。 各種関連機関と連携しながら家庭を支援します。	健康福祉課 子育て支援課
37	いじめ・不登校などの相談体制の充実	こども園・小中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や、子ども会・スポーツ少年団など各種任意団体と、日常からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。 小中学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、対応時に必要な関係機関との連携体制を整えていきます。また、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
38	児童虐待の相談体制の強化	綾川町要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止等対策ネットワークの構成機関（西部子ども相談センター、警察、民生委員）などと連携しながら、児童虐待の未然防止や早期解決に向けた迅速・的確な対応に努めます。学校教育課では、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

### (3) 子育て交流の促進

子育て中の町民が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実に努めます。

通番	取組	内容	関係課
39	子育て各時期での交流機会の充実	<p>妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子の交流が図れるよう、子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図っていきます。</p> <p>妊娠期（パパママ教室）、乳児期（保健師・栄養士相談の日）等交流機会の設定、こども園、小中学校等が開催する家庭教育学級の支援を行います。</p> <p>また、地域で子育てに関する活動を行う「子育てサークル」に対して、活動費の一部補助を行います。</p>	<p>子育て支援課 健康福祉課 生涯学習課</p>
40	地域住民の交流促進	<p>地域の高齢者や子育て中の男性、中学・高校生などを含め、老若男女の地域住民が普段から交流し、子育て支援活動にかかわっていけるよう、公共施設等で、こども園、学校、地域団体などの協力を得ながら、地域に開かれた行事の開催を促進していきます。</p> <p>具体的には、各地区公民館にて毎年秋に文化祭を開催し、園児、小中学生、高齢者学級の作品等を展示していきます。</p> <p>また運動会は、こども園、学校、地域団体などの協力を得ながら、地域に開かれた行事として開催していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 生涯学習課</p>

## 2 健康づくりの促進

### (1) 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進に努めます。

通番	取組	内容	関係課
41	母子保健知識の普及	母子健康手帳の交付、母子保健ガイドブックの配布等により母子保健の知識の普及に努めていきます。	健康福祉課
42	妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査に係る14回分の助成の内容を充実させています。また、妊婦健診未受診者の把握や妊娠届出時期、妊婦・家族状況等の状況把握に努め、受診勧奨や妊娠中及び産後早期の家庭訪問や相談事業等で支援を行っていきます。	健康福祉課
43	産婦健康診査の実施	産婦健康診査に係る2回分の助成の内容を充実させ、産後間もない時期の産婦の身体の回復と心の安定に係る適切な支援を受けることのできる取組を行います。 また、把握した状況で特に支援を要する対象者には、関係機関と連携しながら、産後ケア事業等の利用を検討します。	健康福祉課
44	乳幼児及び学校健康診査の実施	乳児・1歳半・3歳児健診、学校健診などを充実し、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげていきます。 健診の受診を促すために、健診の意義や重要性を十分にPRし、周知していきます。未受診児については、全対象児の状況把握を行っていきます。 また、医師会と連携し、「学校保健会」にて、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成を図っていきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
45	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て、健康づくりの取組を実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。 パパママ教室、保健師・栄養士相談の日、離乳食講習会などを実施し、対象者への通知やチラシ等の配布、広報掲載なども実施していきます。	健康福祉課
46	乳児家庭全戸訪問の実施（こんには赤ちゃん事業）	新生児や乳児を対象に、保健師や助産師が家庭訪問して発育状況を確認し、育児相談等を行い、母子の健全育成につながるよう努めていきます。	健康福祉課
47	養育支援訪問事業の実施	支援を必要としている親子を把握し、保健師と連携して個々の家庭の子育てを支援しています。	子育て支援課 健康福祉課

通番	取組	内容	関係課
48	健康相談の実施	<p>専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。</p> <p>現在、2歳2～4か月児を対象に年6回、身体計測、育児・栄養相談、歯科衛生指導等を行っており、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
49	食育の推進	<p>保健分野、こども園、小学校・中学校のそれぞれにおいて、子どもの発達段階に応じたきめ細かな食育の推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。</p> <p>また、食材において県産農産物利用拡大や、地元生産者との交流を企画したり、農業委員会による食育活動を通じて、食育の充実に努めます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 経済課
50	事故防止の啓発強化	<p>各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。</p> <p>妊娠届出時、こんにちは赤ちゃん訪問時、乳児健診時等にチラシの配布や指導を実施していきます。</p>	健康福祉課
51	予防接種の適切な接種の促進	<p>すべての子どもが、正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるように、予防接種の意義や重要性を広報・訪問・健診・相談等で十分にPRし、その周知を図ります。</p>	健康福祉課
52	小児生活習慣病等の予防の推進	<p>小児生活習慣病の予防に向け、小中学校で予防健診を実施します。養護教諭や栄養教諭による親子への生活習慣の指導など、対策を進めていきます。また、医師会との連携を図り、教職員の研修の充実に努めます。</p>	学校教育課
53	子育て応援班活動の支援	<p>妊産婦、乳幼児を中心に地域住民の健康の保持増進を図り、明るく住みよい地域をつくることを目的として、子育て応援班が設置されています。母親同士の交流、親子のふれあいの場等、母子の健康づくりを中心とした様々な活動を支援していきます。</p>	健康福祉課
54	子育て世帯訪問支援事業（子育てホームヘルプサービス事業）の実施	<p>出産前（妊娠期）から出産後（就学前まで）の家庭が、一時的に援助を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣し、家事の援助等を行います。</p>	健康福祉課

通番	取組	内容	関係課
55	多胎妊産婦等支援事業の実施	多胎妊産婦及び3歳未満の多胎児を養育する保護者を対象として、ホームスタート・おりべ(子ども虐待防止ネットワーク・かがわ)のオーガナイザーが調整の上、ホームビジターが家庭訪問し、家事・育児を支援します。	健康福祉課
56	産後ケア事業の実施	保健指導等を必要とする出産後の母親及び新生児(乳児)に対して、一定期間助産所等で保健指導や心理的ケア・その他育児の手技についての具体的な指導や相談を提供していけるよう、事業の啓発を行うとともに、利用料の負担軽減及び利用できる助産所や医療機関などを広域化していきます。	健康福祉課

## (2) 医療サービスの充実

女性や子どもが必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
57	不妊医療・周産期医療体制の充実	安心して妊娠出産できるよう、不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。町においても経済的負担軽減支援をしていきます。	健康福祉課
58	小児医療体制の充実	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。また、子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請していきます。また、医師会に協力依頼し、休日当番医制度など、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。	健康福祉課

## 3 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実

### (1) 療育体制の充実

障害や発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努め、地域の教育・保育施設で障害のある子を積極的に受け入れ、充実した教育・保育に努めます。第3節 1(2)相談体制の充実における取組と重複して実施する内容もあります。

通番	取組	内容	関係課
59	障害・発達の違い等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障害・発達の遅れ等の早期発見に努め、相談事業や必要に応じて医療機関、療育機関等につなげていきます。療育機関と町の連携強化にも努めていきます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
60	障害児保育・特別支援教育の充実	<p>こども園・小中学校では、障害や発達面で課題が見られる子ども一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ体制（人員や施設）の充実や職員の意識や技術向上に努めます。</p> <p>中讃地域特別支援連携協議会と連携するとともに、綾川町特別支援研修会を開催し、特別な支援の必要な児童・生徒に対する支援方法や、環境整備に関する研修を行います。また、必要に応じて職員が専門家の指導を受けられる体制をつくります。県等の専門的研修を積極的に受け、通常学級でも、特別支援教育的な視点を加えた学習指導、日常生活指導を行っていきます。</p> <p>小中学校においては、医療的ケア児に対する環境を整備し、受け入れに対して様々な検討を行える体制の充実に努めます。</p> <p>また、児童発達支援事業、放課後等デイサービスについては、事業所と連携しながら、保護者の負担の軽減を図るとともに、適切な療育・発達支援に努めます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

## (2) 生活支援の充実

障害のある子どもや育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

通番	取組	内容	関係課
61	経済的な支援の活用促進	<p>特別児童扶養手当や障害児福祉手当など、障害児への各種経済的支援制度の周知と活用を促進します。</p> <p>必要に応じてパンフレット等配布を行っていきます。</p>	健康福祉課
62	在宅生活の支援の強化	<p>障害のある子や保護者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、障害のある子を持つ親の会などの支援に努めます。</p>	健康福祉課

## 4 ひとり親家庭への支援の強化

### (1) ひとり親家庭への支援の強化

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談・支援体制の充実に努めます。

通番	取組	内容	関係課
63	ひとり親家庭を対象とした支援の周知	ひとり親家庭を対象とした支援等について、香川県作成の「ひとり親家庭のしおり」や町の広報、ホームページ等を利用して周知を図ります。	子育て支援課
64	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の不安や悩みを解消するため、香川県の母子自立支援員をはじめとして各支援機関と連絡調整などを行い、県と連携してきめ細かい相談を実施していきます。 児童扶養手当現況届については、平日に加え夜間や休日等の臨時受付を実施し、利便性の向上を図ります。	子育て支援課
65	経済的支援の強化	ひとり親医療費助成、児童扶養手当、母子父子福祉資金貸付、入学支度金制度など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。町制度の拡充に努めるとともに、国・県に対して、制度の一層の充実を要望していきます。	子育て支援課 保険年金課 学校教育課
66	就労の促進	ひとり親家庭の就労促進を図るため、安心して働ける環境づくりに努めます。また、香川県やハローワークの相談窓口への取次ぎや連絡調整を行い、就業に役立つ制度や、知識・技能の学習機会の利用促進に努めます。	子育て支援課 経済課

## 5 経済的負担の軽減

### (1) 経済的負担の軽減

国や県、町の制度を活用し、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

通番	取組	内容	関係課
67	子育てに関する経費・料金負担の軽減	こども園の保育料、小中学校を含めた教材費、給食費などは、制度を活用し負担軽減に努めます。また、就学援助や医療費の助成を行います。 一時保育、ファミリー・サポート・センター利用時の、利用料金の援助については、健やか補助金を利用し、保護者の負担軽減につなげています。また、生後8週から就学前でこども園等施設利用をしていない子どもを家庭で保育する世帯の経済的負担の軽減を図り、児童の健全な育成を応援するために在宅育児応援金を給付します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 保険年金課

## 6 児童虐待への対策

### (1) 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

通番	取組	内容	関係課
68	児童虐待の防止	子育ての悩みに関する相談や保護者同士の交流などの場を積極的に提供し、利用を促進します。また、産後うつや早期発見や、ニーズに応じて町のこころの相談を紹介するなど、保護者のこころの健康維持にも努め、虐待の未然防止につなげます。 虐待に関する知識や、発見者の通告義務などについて、こども園・学校を中心にパンフレット等を用いて広く町民に周知します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

## 7 子どもの権利・意見の尊重

### (1) 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

子どもの人権について、多様な啓発活動を推進するとともに、子どもも町民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりに努めます。

通番	取組	内容	関係課
69	子どもの権利の啓発・普及の推進	「児童の権利に関する条約」に基づいた、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、あらゆる媒体・機会をとらえ広報啓発を図ります。	子育て支援課 住民生活課

## 8 子どもの貧困対策

### (1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、困難な状況を社会全体で支えていくことを念頭に置き、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

通番	取組	内容	関係課
70	相談・支援体制の機能充実と連携強化	<p>問題のある家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図ります。また、ヤングケアラーの子どもや家族に介護や障害・困窮など複雑化・複合化する課題がある場合は、重層的支援体制整備の中で、情報共有や役割分担を行いながら、支援において実効性のあるネットワークを確保します。</p> <p>ひとり親家庭支援においては特に、窓口のワンストップ化を目指し、担当課窓口から各種支援事業や相談機関へのスムーズな移行を目指します。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
71	子どもの貧困対策への資質向上	<p>子どもが成長していく各段階で接するすべての場所が、問題のある家庭の発見と支援のプラットフォームとなるために、町全体の意識作りと、関係機関の職員の資質向上を行います。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
72	子どもや保護者の居場所づくりの推進	<p>子育て支援センターや子育て支援施設、児童館を中心に、子ども達が安全・安心に過ごせる場所や環境の整備を行います。また、地域資源の発掘・活用のために子育てサークルの活動や、こども食堂の開設・活動経費の補助を行い、地域全体で子育てを支える環境の整備に取り組みます。</p> <p>外国人で日本語の不自由な家庭や、不登校児や高校中退者など、困難を抱えて孤立しがちな家庭の居場所づくりに取り組みます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
73	学習支援事業の推進	<p>家庭環境に関わらず、学習する機会が得られるよう、学習支援の機会提供や費用負担を実施しています。現在、利用可能な学習支援事業は、生活困窮者自立支援制度学習支援事業（中学生・高校生継続支援）、夏のステップアップ勉強会（中学3年生夏休み・冬休み実施）、ひとり親家庭等学習支援事業（小・中学生対象）です。ひとり親家庭等学習支援事業は香川県の事業であり、経費の一部を町が負担しています。また県事業の落選者を対象として、同様の学習支援を利用できる事業を町でも実施しています。</p>	子育て支援課 学校教育課

通番	取 組	内 容	関係課
74	経済的支援の推進	<p>家庭の状況や子育ての段階に合わせて利用できる各種手当や一時金、減免制度、助成制度、資金の貸付制度があります。また、生活困窮者自立支援制度を始めとして相談員や役場窓口にて随時相談を受け付けています。</p> <p>困窮の原因や状況により適切な支援を行うとともに、経済的負担を軽減するための事業と就労支援や家計相談などの保護者の経済的基盤を安定させる事業を組み合わせることで、長期的な視点での支援を心がけ、経済的困窮の予防・早期改善を目指します。</p> <p>また、経済的な要因で子どもが高校・大学の進学を諦めることがないよう、奨学金制度（貸与・給付）を実施します。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

## 第4節 子どもの生きる力を創るまち

こども園間の連携をとりながら、幼児教育と小学校教育の連携も深めていき、幼児期の教育・保育の一体的提供等を進めていきます。

また学校教育については、基礎学力の定着や国際理解教育、人権教育などを推進していくとともに、いじめ不登校問題への対応など従来からの取組の充実に努めます。

さらに地域活動を通しての子どもと地域の住民との交流を促し、子どもの人格形成や地域文化の継承などを促進するとともに、多様な価値観の理解を促し、健全な育成につながるまちづくりを推進していきます。

### 1 生きる力を育てる教育の推進

#### (1) 就学前教育の充実

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
75	就学前教育の充実	就学前教育に関する法・計画に基づき、基本的な生活習慣の獲得に最も力を注ぎながら、こども園での個性あふれる教育を推進していきます。	子育て支援課
76	幼児教育と小学校教育の連携促進	幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けた教育及び保育内容の工夫を図り、連携を通じたその質の向上を図ります。 具体的には、小学校区ごとの交流活動及び合同研修の実施等を通じ、児童・教職員同士の交流を積極的に進めていきます。 また、町一貫性教育研究会の充実を図り、児童の指導要録や子どもの育ちを支えるための資料の送付・就学時の情報交換等、学校教育課、子育て支援課を中心として、こども園・小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めていきます。	子育て支援課 学校教育課
77	職員の資質の向上	こども園、小学校、中学校等の職員研修や交流などを実施し、職員の資質の向上を促進します。	子育て支援課 学校教育課

## (2) 学校教育の充実

豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成を目指し、各学校がその特色を生かした教育を推進します。

通番	取組	内容	関係課
78	確かな学力の向上	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の視点に立ち、学力の向上を促します。ICTの活用・充実により効果的な学習指導を進めます。	学校教育課
79	情報教育の推進	タブレット端末やパソコンなどの情報機器を活用して情報を収集・整理し、活用できる人材の育成を図るとともに、ICT機器の環境整備にも努めます。	学校教育課
80	国際理解教育の推進	世界を視野に入れ、国際貢献できる人材の育成を目指して、ALTの配置や、オイスカ四国研修センター（地域の在住外国人が多数在住）との交流など国際理解教育を推進していきます。 また、多文化共生事業の推進を図り、子どもへの国際理解教育を推進します。	学校教育課
81	人権教育・福祉教育、健康、体力の維持推進	他人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った児童・生徒の育成を目指して、人権教育を推進します。また、児童・生徒の思いやりの心を育むよう努めます。各学校において保護者を含めた「人権集会」を開催します。 また、子どもの健康、体力の増進のため、地域、家庭、医療機関等と連携し、診断・教育・相談等、学校保健を充実していきます。	学校教育課 生涯学習課 住民生活課
82	不登校やいじめなどへの対応	地域、家庭、学校が連携し、スクールカウンセラーや少年育成センターの相談事業により、不登校やいじめの加害・被害児童・生徒、親への適切な指導に努めます。また、不登校などの児童・生徒を対象にした適応指導教室の設置や保健室登校などの柔軟な運営に努めるとともに、ボランティアによる支援を促進していきます。 また、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を通して、即時的に相談できる職員集団の形成を促進します。チームとして、毅然とした態度で、視野を広く持った支援が可能となるよう、制度的側面の整備と、人材活用的側面の充実をより図っていきます。	学校教育課 生涯学習課
83	開かれた学校づくりの推進	スクールアドバイザーの積極的な活用や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子	学校教育課 生涯学習課

通番	取組	内容	関係課
		<p>どもの教育に当たることができるよう、「学校運営協議会委員」等の意見を取り入れ充実を図ります。また、グラウンド、体育館など、学校施設を開放し、地域の人々との交流を促進します。</p>	
84	安全な学校づくりの推進	<p>安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、交通指導員、学校支援ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。同時に、学校の老朽化した施設等の改修・更新や、教育機器の整備・充実にも努めます。また余裕教室の積極的な活用を図ります。</p>	学校教育課
85	教員の資質の向上	<p>教員の指導力・資質の向上を図るため、各種研修の充実にも努めます。また、教員のライフスタイルに応じた研修受講を促します。</p>	学校教育課

## 2 多様な学習機会の提供

### (1) 社会体験の促進

こども園、学校などでは、地域の協力を得ながら、特色を生かした多様な体験機会の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
86	地域での社会体験の促進	<p>自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な導入により、子どもたちが、環境への理解、社会福祉への理解、育児への理解、家庭生活・社会生活への理解を深められるよう努めます。小中学校においては、町内企業と連携し、校外活動等の実施により多様な学習機会の充実、社会体験の推進を図ります。</p>	子育て支援課 学校教育課

## (2) 地域活動・文化活動の促進

育成会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

通番	取組	内容	関係課
87	子ども会育成会活動の活性化	リーダーの育成や活動の充実などにより、子ども会育成会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもの交流を促進していきます。	生涯学習課
88	多様な地域活動の促進	各地域に、世代を超えて伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進していきます。	生涯学習課

## (3) スポーツ活動の促進

スポーツ少年団活動を中心に、子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

通番	取組	内容	関係課
89	スポーツを通した子育て支援	スポーツ少年団の活動への助成や一流選手のスポーツ教室の開催、町民綱引大会における子どもの部、幼児体操教室開催などスポーツを通して、子どもの健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。	生涯学習課

## 第5節 わくわく・どきどき・にこにこするまち

日々の暮らしの基本となる住まいは、子どもが生活しやすく、子育てがしやすい環境であることが求められます。

このような視点から子どもにとって配慮された生活環境を整備し、子どもや子育て家庭が、わくわく・どきどき・にこにここと過ごせるまちづくりを進めていきます。

### 1 子どもにやさしい生活環境の整備

#### (1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心してまちに出て、社会参加できるまちづくりを進めます。

通番	取組	内容	関係課
90	子ども・子育てにやさしい設備・建物・施設の整備	親子連れでも安心して利用できるよう、公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備や、トイレ内へのベビーカー等の設置を促進し、公共施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの活用を推進していきます。また、講座やイベント等に利用される公共建物には託児・授乳スペースの整備を推進していきます。また、小中学校体育館においては、熱中症対策として空調設備を整備します。	全課

#### (2) 安全・安心の確保

子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

通番	取組	内容	関係課
91	交通安全施設等の整備	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故が多発している道路、通学通園路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	総務課 建設課
92	交通安全意識の高揚	子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、地域住民に対して、子どもの事故被害の危険性を積極的に広報していきます。具体的には、親子での通学路点検を実施し、交通危険箇所の確認を行っていきます。	総務課 学校教育課 子育て支援課

通番	取組	内容	関係課
93	子どもに配慮した防災対策の推進	こども園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。また、関係各課や関係団体と連携し、合同の防災訓練などの実施を検討していきます。	総務課 子育て支援課 学校教育課
94	子どもに配慮した防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止に向け、防犯灯の充実や地域での見守り活動の重要性の啓発など、防犯体制の強化を図ります。特に、警察と連携しながら子どもかけこみ110番の家について、協力家庭・事業所の拡大を図るとともに、制度の趣旨を町民に周知していきます。	総務課 建設課 学校教育課 生涯学習課

## 2 のびのびと遊べる場の確保

### (1) 屋外活動の場の充実

自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回り、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

通番	取組	内容	関係課
95	屋外活動の場の充実	グラウンド、テニスコートなど屋外活動施設の整備と適正な維持管理に努めます。また、校庭を開放したりや園庭の遊び場としての活用を図ります。 野山や水辺が子どもたちの遊び場となるよう、自然環境の保全に努めます。	住民生活課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
96	公園の整備	身近な公園整備基本計画に基づき、将来人口分布を見据えた適正な場所において、地域特性や住民ニーズに応じた公園機能を確保した施設整備や施設改修に努めます。	建設課 経済課 生涯学習課

### (2) 屋内活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実と遊休施設の活用を進めます。

通番	取組	内容	関係課
97	屋内活動の場の充実	子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる地域の屋内遊びの場の充実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課

## 第5章 子ども・子育て支援サービスの提供見込量

本事業計画における事業量は、推計人口とニーズ調査の結果等を用い、以下の項目について算出しました。

### 第1節 子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法

#### 1 量の見込みの算出項目

##### (1) 教育・保育施設及び事業

	対 象 事 業	算出対象年齢
1	1号認定（幼稚園及び認定こども園（短時部）） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定（保育所及び認定こども園（長時部））	3～5歳
3	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	0歳
4	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	1歳
5	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	2歳

##### (2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	算出対象年齢
1	利用者支援事業	—
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
12	子育て世帯訪問支援事業	0～5歳

	対 象 事 業	算出対象年齢
13	妊婦等包括相談支援事業	—
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳
15	産後ケア事業	0歳
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
17	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—

※「1 利用者支援事業」、「3 妊婦健康診査」、「4 乳児家庭全戸訪問事業」、「5 養育支援訪問事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

※算出対象年齢は、見込み量を出すために国が指定した年齢であり、実際の利用対象年齢と一致しない事業もあります。

## 2 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出にあたっては、第2期計画期間である令和2年度から令和6年度までの各年度の利用実績から事業毎に利用率を算出し、その利用率の推移から算出した年度毎の変化率を基に、変化率の傾向及びニーズ調査結果から想定される今後の利用動向や本町の地域特性を踏まえ設定しました。

### 算出方法

推計項目	内容
1. こどもの人口の推計	令和元年～令和5年の年齢ごとの住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※によって、令和7年度～令和11年度の人口を推計します。 ※各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
2. 利用実績の把握	教育・保育の令和元年度末～令和5年度末の利用実績を集計します。年齢別に量の見込みを設定する事業については、実績も年齢別に把握します。
3. 利用率の算出	年度別に事業ごとの利用率を算出します。事業対象年齢の人口に対する利用実績が、利用率になります。年齢別の利用実績が把握できている場合には、年齢ごとの利用率を算出します。
4. 変化率の算出	事業ごとに年間の変化率（当年度利用率／前年度利用率）を算出し、令和元年度末～令和5年度末の変化率の推移を設定します。変化率の推移から事業ごとの利用動向の傾向を把握します。
5. ニーズ調査結果からの利用意向等の把握	ニーズ調査結果から事業ごとの利用意向や生活状況を把握します。
6. 量の見込みを推計	事業ごとに変化率の推移、ニーズ調査結果からの利用意向等を踏まえ、計画初年度（令和7年度）利用率、計画期間中（令和7年度～令和11年度）の変化率を設定します。これらの変化率から算出される年度毎の利用率に事業ごとの利用対象年齢の推計人口を乗じることにより、量の見込みを算出します。

## 第2節 幼児期の学校教育・保育の提供見込量

### 1 教育・保育施設の提供見込量

本計画期間においては、確保方策として1号認定、2号認定、3号認定（0歳、1歳、2歳）すべてをこども園で受け入れる計画となります。

#### ■1号認定（こども園）【3歳～5歳】

令和7年度においては、1号認定の量の見込みは55人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を137人としており、量の見込みを82人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	－	55	55	50	51	48	49
確保方策②	109	－	110	110	110	110	110
②-①		54	55	60	59	62	61

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

#### ■2号認定（こども園）【3歳～5歳】

令和7年度の量の見込みは429人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を517人としており、量の見込みを88人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	2号	2号	2号	2号	2号
量の見込み①	－	420	429	390	398	368	380
確保方策②	515	－	517	517	517	517	517
②-①		95	88	127	119	149	137

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

### ■ 3号認定（こども園）【0歳】

令和7年度の量の見込みは67人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を80人としており、量の見込みを13人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	－	71	67	66	64	62	61
確保方策②	92	－	80	80	80	80	80
②-①		21	13	14	16	18	19

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

### ■ 3号認定（こども園）【1歳】

令和7年度の量の見込みは106人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を108人としており、量の見込みを2人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	－	88	106	99	98	96	93
確保方策②	109	－	108	104	104	104	104
②-①		21	2	5	6	8	11

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

### ■ 3号認定（こども園）【2歳】

令和7年度の量の見込みは103人となっています。これに対する確保方策として、町全体でのこども園の定員を140人としており、量の見込みを37人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和8年度以降についても同様です。

単位（人）	令和6年（第2期）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	－	145	103	125	117	115	112
確保方策②	156	－	140	140	140	140	140
②-①		11	37	15	23	25	28

※令和6年（第2期）の「現状」における「量の見込み①」は、令和7年3月1日時点の利用予定者数

## 2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

町内の6施設すべてをこども園とし、学校教育と保育の一体的提供の体制を確保しています。また、こども園から小学校への就学をより円滑にするために、より一層の連携を図っていきます。

## 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、実施します。

## 4 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザーを配置し、こども園への訪問支援等を実施し、教育内容や指導方法、指導環境の改善等の専門性の向上を図ります。

## 5 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、町内在住の外国人の子どもやその保護者が円滑に教育・保育施設等を利用できるように、使用可能な言語に配慮した案内やそれぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

## 第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込量

### 1 利用者支援事業

#### 《事業の概要》

子どもとその保護者の身近な場所で、こども園の利用や子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

#### 《綾川町の状況》

子育て支援施設「きらり」にて、子育て支援コーディネーターを配置し、実施しています。

施設数（か所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

### 2 地域子育て支援拠点事業

#### 《事業の概要》

子どもとその保護者の身近な場所で、子育て親子の交流の場を開設し、育児相談や地域の子育て関連情報の提供などを実施する事業です。

#### 《綾川町の状況》

現在、子育て支援センター「にじ」、子育て支援センター「しいのき」、子育て支援施設「きらり」、南原児童館（ひよこ広場）の4拠点で実施しています。令和5年度の利用実績は、529人でした。

利用児童数（月平均）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	530	571	570	578	584
②確保方策	530	571	570	578	584
②-①	0	0	0	0	0

### 3 妊婦健康診査

#### 《事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 《綾川町の状況》

妊婦健康診査に係わる費用を14回分助成しています。妊婦健診未受診者の把握や妊娠届時期、妊婦・家族状況等の把握に努め、受診勧奨や妊娠中及び産後早期の家庭訪問により支援を行います。把握した状況により、支援を要する対象者には、関連機関と連携しながら養育支援訪問事業等の利用を検討していきます。

※令和7年度以降は、将来の0歳児数に14回を乗じて推計。

受診回数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,540	1,498	1,456	1,428	1,400
②確保方策	1,540	1,498	1,456	1,428	1,400
②－①	0	0	0	0	0

### 4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

#### 《事業の概要》

新生児や乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

#### 《綾川町の状況》

令和5年度の年間延べ件数は、117件でした。新生児訪問指導と合わせ、乳児のいる全家庭に対して実施し、母子の健全育成につながるよう努めていきます。

※量の見込みは、将来児童数（各年0歳児）から推計。

訪問数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	112	110	107	104	102
②確保方策	112	110	107	104	102
②－①	0	0	0	0	0

## 5 養育支援訪問事業

### 《事業の概要》

子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、育児援助や養育に関する指導助言を行い、家庭が抱える養育上の問題の解決や軽減を図る事業です。

### 《綾川町の状況》

妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健診時等や保護者・家族等からの相談、教育・保育施設や子育て支援施設等との連携により、支援を必要としている親子の実態把握に努め、保健師とも連携をしながら、事業を実施しています。

訪問数（実人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

## 6 子育て短期支援事業

### 《事業の概要》

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上等の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

### 《綾川町の状況》

宿泊ができる福祉施設3か所（社会福祉法人イエス団豊島神愛館、社会福祉法人弘善会児童養護施設讃岐学園、自立援助ホーム若者独立塾丸亀おひさま荘）と契約を結び、子育て短期支援事業を行っています。令和5年度の利用実績は17人でした。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	48	47	46	45
②確保方策	49	48	47	46	45
②-①	0	0	0	0	0

## 7 ファミリー・サポート・センター事業

### 《事業の概要》

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

### 《綾川町の状況》

たかまつファミリー・サポート・センター（高松市、三木町、綾川町）に委託し事業を行っています。令和5年度の利用回数は、75回／年でした。

確保方策に対しては、会員（お願い会員 62 人、まかせて会員 30 人、どちらも会員 4 人：令和5年3月末時点の人数）のさらなる増加を見込んでいます。

利用回数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84	86	83	82	78
②確保方策	84	86	83	82	78
②-①	0	0	0	0	0

## 8 一時預かり事業

### （1）在園児（1号認定児）対象の預かり保育

### 《事業の概要》

1号認定児の教育日の保育時間終了後や長期休業中に、保護者の勤務形態による就労や事情により家庭の保育が困難な場合に、こども園で行う預かり保育事業です。

### 《綾川町の状況》

通園中のこども園で対応しています。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（1号認定）	27	25	27	26	28
① 量の見込み（2号認定）	-	-	-	-	-
② 確保方策	こども園でニーズに対応します				
②-①	0	0	0	0	0

## (2) 未就園児対象の一時保育

### 《事業の概要》

こども園等に入園していない未就園児を対象に、保護者が就労や研修などで週に1～3日の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院や通院する等、家庭での保育が一時的に困難な場合に、こども園で行う預かり事業です。

### 《綾川町の状況》

昭和こども園と滝宮こども園にて実施しています。提供可能数は（6人×年間240日×2か所）2,880日／年となります。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,766	1,747	1,782	1,733	1,790
②確保方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②-①	1,114	1,133	1,098	1,147	1,090

## 9 延長保育事業

### 《事業の概要》

こども園等における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

### 《綾川町の状況》

量の見込みは令和7年度で14人となっています。19：00までの延長保育によりほとんどの人のニーズに対応できる見込みです。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	14	15	15	15
②確保方策	14	14	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

## 10 病児保育事業

### 《事業の概要》

子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、病院・こども園内の専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

### 《綾川町の状況》

陶病院の病児保育室「うぐいす」、滝宮こども園の病(後)児保育室「ひだまり」において病児保育を実施しています。

量の見込みは、令和7年度で493人／年とします。確保方策は、定員3人×240日×2か所=1,440人（開所日数を土・日・祝日を除いた240日として計算）となります。

利用者数（延べ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	493	488	497	484	499
②確保方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②-①	947	952	943	956	941

## 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・なかよし学級）

### 《事業の概要》

保護者が仕事等で恒常的に留守家庭の小学1～6年生の児童に対して、専用施設で、放課後に適切な遊びと安全な生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

### 《綾川町の状況》

令和7年度の量の見込み325人から令和11年度305人となっています。計画期間を通じて、実際のニーズに応じた提供体制を確保していきます。

登録者数（月平均）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	1年生	88	92	76	94	67
	2年生	85	85	91	77	96
	3年生	63	62	61	64	53
	4年生	56	51	52	52	56
	5年生	21	24	21	21	20
	6年生	12	13	15	13	13
	合計	325	327	316	321	305
② 確保方策		337	337	337	337	337
②-①		12	10	21	16	32

## 12 子育て世帯訪問支援事業

### 《事業の概要》

家事に対して負担を抱える子育て家庭、妊産婦などがいる家庭を訪問し、家事支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とします。

### 《綾川町の状況》

ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

## 13 妊婦等包括相談支援事業

### 《事業の概要》

妊婦などの身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するため、妊婦のための支援給付とともに本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、妊娠期から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

### 《綾川町の状況》

ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

## 14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 《事業の概要》

令和 8 年度からの新規事業になります。3 歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。アンケート調査の結果より、利用が想定される件数を見込んでいます。

### 《綾川町の状況》

令和 8 年度の給付開始に向けて、定期的な保育等を利用していない児童に対する利用意向を確認し、ニーズに応じた人員の確保を進めます。

(延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	—	720	720	720	720
	②確保方策	—	720	720	720	720
	②-①	—	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	—	480	480	480	480
	②確保方策	—	480	480	480	480
	②-①	—	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	—	240	240	240	240
	②確保方策	—	240	240	240	240
	②-①	—	0	0	0	0

## 15 産後ケア事業

### 《事業の概要》

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

### 《綾川町の状況》

令和7年度からの広域化に合わせて、ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

#### 宿泊型

(延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

#### デイサービス型

(延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

#### アウトリーチ型

(延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

## 16 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 《綾川町の状況》

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入 360 万円未満及び第 3 子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じ対象者に対して助成の検討を進めます。

## 17 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 《事業の概要》

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

### 《綾川町の状況》

今後、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の状況及び保護者等のニーズにより、必要に応じて実施を検討していきます。

## 第4節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり

放課後の子どもへの施策として、基本目標1・基本施策2「放課後児童対策の充実」において、「放課後児童健全育成事業の充実」、「放課後子ども教室推進事業の充実」、「児童館活動事業の充実」に取り組んでいます。今後、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（なかよし学級）と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目に対し、以下のように推進していきます。

### 1 事業目標について

「放課後児童対策パッケージ」の事業目標は下記の通りです。

	事業内容	事業目標
1	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携強化	互いに連携して児童が多様な体験活動ができるよう努めます。
2	放課後子ども教室の整備	多くの児童が興味を持って参加でき、多様な体験をできるように、イベントやプログラム等の充実を図っていきます。

### 2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「放課後児童対策パッケージ」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

	項目	実施内容
1	公民館等での放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、社会教育施設等の利用を促進します。
2	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。

	項目	実施内容
3	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	教室開始前に保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人一人の状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
4	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。

## 第6章 計画の推進体制

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 関連機関との連携

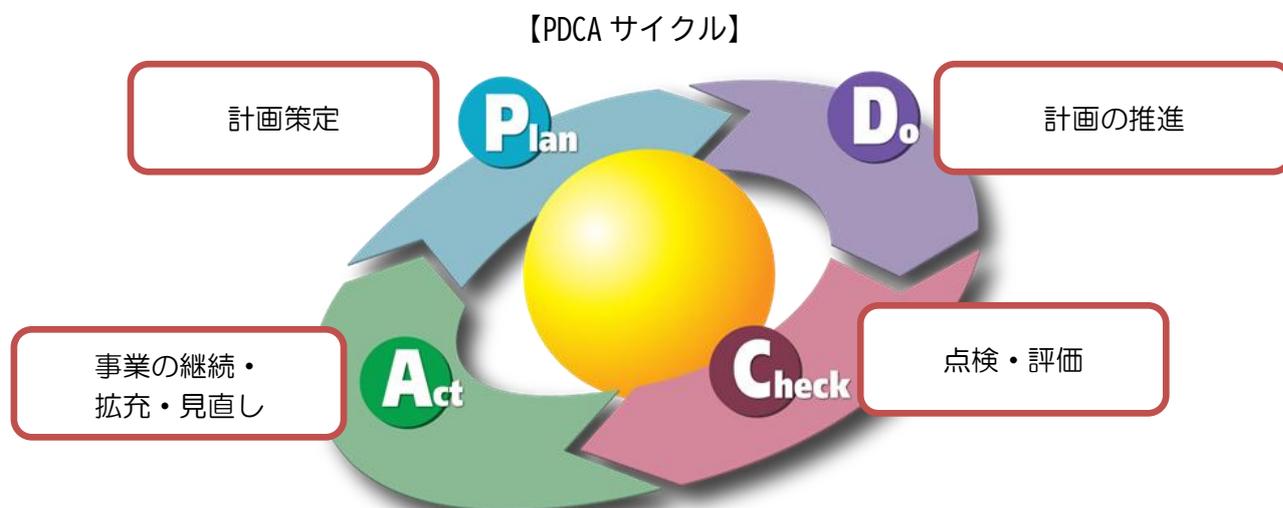
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体等の協力が必要不可欠です。このため、町民他関係機関・団体等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

#### 2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「綾川町子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられており、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握して継続的に点検・評価を実施するなど、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。評価にあたっては、庁内関係部署による内部評価に加え、外部評価による公正な評価の仕組みを導入します。

なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行います。



## 第1節 綾川町子ども・子育て会議の経過

日程	主な内容
【第1回】 令和6年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長、副会長の選出</li> </ul> <b>【議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て会議について</li> <li>・ニーズ調査について</li> </ul>
【第2回】 令和6年10月31日	<b>【議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画総括について</li> <li>・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査報告</li> <li>・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について</li> </ul>
【第3回】 令和7年1月20日	<b>【議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
令和7年2月3日～ 令和7年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施</li> <li>・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画（案）</li> </ul>
【第4回】 令和7年3月17日	<b>【議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期綾川町子ども・子育て支援事業計画の承認</li> </ul>

## 第2節 子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分	所属	役職名	氏名	備考
子どもの保護者	小中学校保護者代表	綾川町PTA連絡協議会 会長 綾上小学校PTA会長	渡辺 隆博	※
	こども園保護者代表	綾川町PTA連絡協議会副会長 羽床上こども園保護者会 会長	木村 咲希	※
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	こども園長	綾川町こども園代表 陶こども園 園長	植田 泰子	
	小学校長	綾川町小学校代表 昭和小学校 校長	作花 志保	※
	児童館長	南原児童館 館長	有岡 俊文	
	保健師	綾川町健康福祉課 保健師	村上 阿佐美	
子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	学識経験者	香川大学 副学長	山神 眞一	会長
	学識経験者	綾川町国民健康保険陶病院 副院長	葛原 誠人	
	教育委員	綾川町教育委員会 教育委員	香西 弘志	副会長
	民生児童委員	綾川町民生児童委員会 会長	岡田 きみ子	
	綾川町子育て応援班	綾川町子育て応援班連絡協議会 会長	藤田 和子	※
	青年会	綾川町青年会 会長	大林 千明	

備考欄に「※」がある委員は、任期が令和6年4月1日～令和7年3月31日です。



---

---

## 第 5 編

---

---

### 第 4 次 健康増進計画・食育推進計画

令和 7（2025）年 3 月  
香川県 綾川町



# ～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】国や県の動き	2
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の策定方法	9
【3】第3次計画における実施状況の点検、評価	10
第3章 綾川町の健康を取り巻く現状	14
【1】人口等の現状	14
【2】出生・死亡	17
【3】高齢者の状況	22
【4】疾病の状況	23
【5】健康増進事業の取組状況	25
【6】アンケート調査結果の概要	30
第4章 計画の基本的な考え方	40
【1】基本理念と基本目標	40
【2】施策の体系	41
第5章 施策の展開	42
【基本施策1】健康づくりとそれを支える地域と環境づくり（第4次健康増進計画）	42
施策の方向1 健康的な生活習慣の推進	42
施策の方向2 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進	52
施策の方向3 町民主体の健康づくりの推進	54
【基本施策2】健康づくりとそれを支える食育の推進（第4次食育推進計画）	56
施策の方向1 心身の健康を支える食育	56
施策の方向2 安心・安全で持続可能な食を支える食育	58
第6章 計画の推進にあたって	61
【1】推進体制	61
【2】推進状況の進行管理	62



### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

#### 1 社会的背景

我が国は、医療技術の進歩や生活水準の向上などを背景として、世界有数の長寿国となっています。一方で、高齢化の進行に伴う認知症や寝たきり等、要介護者の増加をはじめ、食生活や運動不足などを原因とする生活習慣病にかかる人の増加など、健康づくりを取り巻く社会的な問題は多様化しています。また、高齢者のみの世帯の増加などは、地域における住民同士で支え合う力の低下、それに伴う地域で活動する力の低下を招く要因ともされています。

食をめぐる問題についても、世帯構成の変化や生活の多様化等を背景として、朝食の欠食や孤食の増加、栄養の偏りや脂質の過剰な摂取など、食習慣の乱れによる生活習慣病の増加などが問題視されています。また、地産地消の推進に向けた生産者の担い手不足、食の安全性など、問題点や課題は多岐にわたっています。

さらに、現在は第5類に移行した「新型コロナウイルス感染症」の拡大は、生活様式や働き方に多様化をもたらした一方で、精神的ストレスの増加など、人々の生活や健康に対する意識や行動に大きな影響を与えてきました。

これからの健康づくりは、人々の意識や行動のあらゆる変化に対応した取組の在り方を検証し、誰もが健やかに心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、個人や家庭、地域で取り組めることは何か、そのために行政や医療機関等は、支援体制や健康づくりに向けた環境をどのように整備していくべきか、という視点を持って推進していく必要があります。

#### 2 計画策定の趣旨と計画期間

本町では、国や香川県の方針に沿って、令和2（2020）年3月に「第3次健康増進計画」及び「第3次食育推進計画」（以下、両者を合わせて「第3次計画」という。）を策定し、それぞれ「あなたが主役、みんなで作る健康なまち（健康増進計画）」「食べることを大切にする人づくりのまち（食育推進計画）」を基本理念とし、全ての町民の健康づくり及び食育を、町民や関係機関と協働して総合的に推進してきました。

この度、第3次計画の計画期間の満了に伴い「第4次健康増進計画・食育推進計画」（以下「本計画」という。）として策定し、第3次計画で定めた目標の達成状況や新たな課題等を踏まえ、今後の取組を見直し、令和7（2025）年度から令和18（2036）年度までの12年間にに向けた行動計画を策定します。

本計画では、保健、介護、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、町民、地域、行政が一体となった健康づくりと食育を推進します。なお、本計画は計画期間の中間年度（令和12（2030）年度）に中間見直しを行う予定としています。

## 【2】国や県の動き

### 1 健康日本21（第三次）

国においては「健康増進法」に基づき、令和5（2023）年5月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」（以下「新基本方針」という。）を公表し、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの「健康日本21（第三次）」が推進されることとされました。

新基本方針では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性を持つ取組の推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示しています。

#### 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向（要旨）

##### 1 健康寿命の延伸と健康格差<sup>※1</sup>の縮小

- 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現する。

##### 2 個人の行動と健康状態の改善

- 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善に加え、これらの生活習慣の定着等による生活習慣病（NCDs）の発症予防及び合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に関し、取組を進める。

##### 3 社会環境の質の向上

- 就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、各人がより緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境の整備やこころの健康を守るための環境の整備を行うことで、社会とのつながり、こころの健康の維持及び向上を図る。

##### 4 ライフコースアプローチ<sup>※2</sup>を踏まえた健康づくり

- 社会がより多様化することや人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、各ライフステージに特有の健康づくりについて、引き続き取組を進めるとともに、ライフコースアプローチについて、健康づくりに関連する計画等とも連携し、取組を進める。

※1 地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差のこと。

※2 ライフステージごとの対策にとどまらず、胎児期から高齢期に至るまで、一生を通じた継続した健康づくり対策のこと。

資料：厚生労働省「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」より作成

また、国においては、令和5（2023）年3月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」の方針を公表し、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの歯科口腔保健の推進についての施策を推進することとしています。

### 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の方針（要旨）

#### 1 歯・口腔に関する健康格差の縮小

- 社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、その状況の把握に努めるとともに、地域や集団の状況に応じた効果的な歯科口腔保健施策に取り組み、歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指す。

#### 2 歯科疾患の予防

- う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及、啓発を行うとともに、歯・口腔の健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進し、効果的な歯科疾患の予防・重症化予防を実現する。

#### 3 口腔機能の獲得・維持・向上

- 食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上等のために、口腔機能の獲得・維持・向上を図るには、各ライフステージにおいて適切な取組を推進する。

#### 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

- 障害者・障害児、要介護高齢者等（在宅で生活する者も含む。）のうち、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対し、歯科疾患の予防や歯科口腔保健を推進する。

#### 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科専門職を配置し、資質の向上を図る。また、地方公共団体に口腔保健支援センターの設置を推進し、併せて歯科口腔保健の推進に関する条例等の制定、PDCAサイクルに沿った取組の実施等により、効果的な歯科口腔保健施策や体制整備を推進する。

資料：厚生労働省「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」より作成

## 2 食育に関する国の動き

国においては「食育基本法」に基づき、令和3（2021）年3月に「第4次食育推進基本計画」が策定され、一人暮らし世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子どもに対する支援や若い世代の食生活の改善、食文化の継承など、近年の課題を踏まえた取組が推進されています。

### 第4次食育推進基本計画の基本的な方針（要旨）

- 食育を推進することは、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組である。
- 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システム（フードシステム）を構築する。
- SDGsの考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って推進する。
- 国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。

資料：農林水産省「第4次食育推進基本計画」より作成

### 3 香川県の動き

#### (1) 健やか香川21ヘルスプラン（第3次）

香川県においては、令和6（2024）年3月に、生活習慣や社会環境の改善を通じて、県民の誰もが、共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して「健やか香川21ヘルスプラン（第3次）」が策定されました。

健やか香川21ヘルスプラン（第3次）の概要	
基本目標	健康長寿かがわの実現
健康づくりの推進方策と目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康寿命の延伸</li> <li>2 個人の行動と健康状態の改善               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活習慣の改善                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 栄養・食生活</li> <li>② 身体活動・運動</li> <li>③ 休養・睡眠</li> <li>④ 飲酒</li> <li>⑤ 喫煙</li> <li>⑥ 歯・口腔の健康</li> </ol> </li> <li>(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① がん</li> <li>② 循環器病</li> <li>③ 糖尿病</li> </ol> </li> <li>(3) 生活機能の維持・向上</li> </ol> </li> <li>3 社会環境の質の向上               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上</li> <li>(2) 自然に健康になれる環境づくり</li> <li>(3) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備</li> </ol> </li> <li>4 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子ども</li> <li>② 高齢者</li> <li>③ 女性</li> </ol> </li> </ol>

## (2) 第4次かがわ食育アクションプラン

香川県においては、令和3（2021）年10月に、食育の推進に向けて、県民一人一人が食に関する正しい知識や望ましい食生活を身に付けるとともに、県の地場産物や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践できるよう「第4次かがわ食育アクションプラン」が策定されました。

第4次かがわ食育アクションプランの概要	
基本目標	生涯にわたって心身ともに健やかな県民生活の実現
基本方針	(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育 ① 家庭における食育の推進 ② 学校・保育所等における食育の推進 ③ ライフステージに応じた食育の推進 (2) 持続可能なかがわの食を支える食育 ① 環境と調和のとれた食と農水産への理解の促進 ② 地産地消の取組の推進 ③ かがわの食文化の継承 (3) かがわの食を育む環境づくり ① 食育推進のための県民運動 ② 食の安全・安心の推進 ③ 関係団体等との連携・協働による食育の推進

### 【 参考／本計画とSDGsとの関係 】

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指すものです。特にその理念である「誰一人取り残さない」及び「3 全ての人に健康と福祉を」は、本計画と深い関わりがあります。

本計画の推進にあたっては、SDGsの考え方を踏まえて保健、医療、福祉の取組を推進します。



## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

#### 1 根拠法

本計画は「健康増進法（平成14年法律第103号）」の規定に基づく「市町村健康増進計画」と「食育基本法（平成17年法律第63号）」の規定に基づく「市町村食育推進計画」です。

#### 健康増進法（抜粋）

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 食育基本法（抜粋）

（市町村食育推進計画）

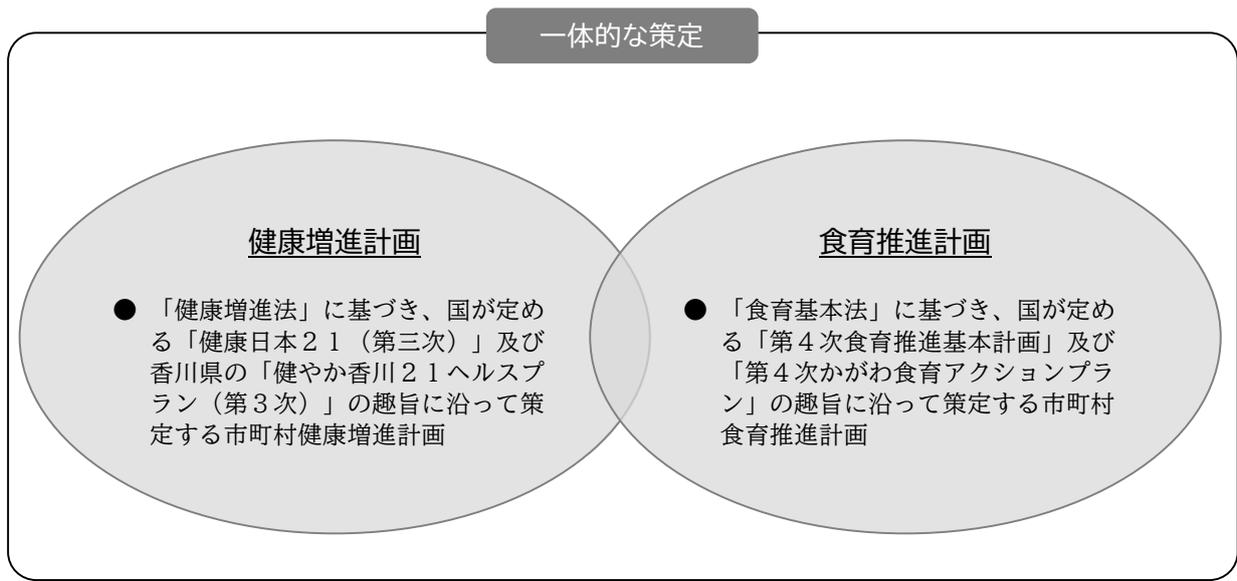
第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 2 健康増進計画と食育推進計画の一体的な策定

「健康増進計画」において、生活習慣の改善のための取組として、国や県でも位置付けられている「栄養・食生活」分野は「食育推進計画」の施策内容において密接な関連があります。そのため、両者を一体的に推進していく必要があります。

本町では「健康増進計画」及び「食育推進計画」を一体的に構成し、相互に連携、調整を図りながら施策を推進します。



## 【2】計画の策定方法

### 1 綾川町総合保健福祉計画策定委員会における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者等によって構成される「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」における協議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、町民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、住民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

### 2 アンケート調査の実施

本町在住の18歳以上の町民における、健康づくりや食育等に関する現状や意見、ニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	綾川町 健康づくりに関するアンケート調査
調査対象	18歳以上の町民
調査方法	郵送配布～郵送回収及びWeb サイト上で回答
調査期間	令和6（2024）年8月
配布数	1,000人
有効回収数	338人（Webによる回答者100人を含む。）
有効回収率	33.8%（Webによる回答は10.0%）

また、町内において、日頃、健康づくり活動に積極的に関わっている健康推進員を対象に、本町の福祉や健康づくりについての意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	綾川町健康推進員 地域福祉・健康づくりに関するアンケート調査
調査対象	健康推進員
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6（2024）年7～8月
配布数	378人
有効回収数	193人
有効回収率	51.1%

### 【3】第3次計画における実施状況の点検、評価

第3次健康増進計画では、その「施策体系」において6つの基本目標に、それぞれ「乳幼児期」「成人期・高齢期」の基本施策を設定して事業を推進しました。第3次食育推進計画では、その「施策体系」において5つの基本目標と12の基本施策を定め、事業を推進しました。

事業の実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

本計画では、点検及び課題の抽出結果に基づき、今後の取組内容についての検討を行いました。

#### 【参考／第3次健康増進計画の施策体系】

基本目標	区分	基本施策
【基本目標1】 疾病の早期発見及び疾病予防ができ、健康が保てるまち	乳幼児期・学齢期	妊産婦と子どもの健診・予防接種の充実
	成人期・高齢期	生活習慣病予防の健診等の充実
【基本目標2】 食育を進め、食生活を楽しむまち	乳幼児期・学齢期	子どもの正しい食習慣の確立
	成人期・高齢期	規則正しくバランスのよい食生活の維持
【基本目標3】 運動・身体活動が盛んなまち	乳幼児期・学齢期	成長に必要な運動量の確保
	成人期・高齢期	運動を無理なく継続できるしくみづくり
【基本目標4】 心の健康を大切にすまち	乳幼児期・学齢期	親と子の心の成長・発達の支援
	成人期・高齢期	地域ぐるみの心のケアの推進
【基本目標5】 歯と口の健康を保つまち	乳幼児期・学齢期	子どもの歯と口の健康習慣の確立
	成人期・高齢期	成人の歯と口の健康づくりを通じた生活習慣病予防
【基本目標6】 禁煙・適量飲酒を守るまち	乳幼児期・学齢期	未成年者の禁煙・禁酒・がん教育の推進
	成人期・高齢期	受動喫煙・禁煙・適量飲酒の推進

【 参考／第3次食育推進計画の施策体系 】

基本目標	基本施策
【 基本目標1 】 食育に関心を持つまち	① 子どもへの食育の普及 ② 成人への食育の普及
【 基本目標2 】 食べることを知り、選び、楽しむ まち	① 共食で食事を楽しむ取組の推進 ② 環境や安全に配慮した食育の推進
【 基本目標3 】 食生活から健康になるまち	① 毎日朝食を食べ、生活習慣病を予防する取組の推進 ② 子どもを肥満から守る取組の推進 ③ 成人の生活習慣病を予防する取組の推進 ④ 高齢者の低栄養予防のための栄養・食生活支援の充実
【 基本目標4 】 地元の食材に親しむまち	① 地元の食材を知る取組の推進 ② 地元の食材を食べる取組の推進
【 基本目標5 】 食育を通してつながるまち	① 生産者と消費者の交流の促進 ② 食育のボランティアの養成

第3次計画では「健康増進計画」において8項目、「食育推進計画」において5項目の数値目標を設定しました。

今回、この数値目標について「A 目標値に達成した」「B 目標値に達成していないが改善傾向にある」「C 計画策定時※よりも悪化しているもの」の3段階で評価しました。

評価区分	評価基準
A	目標値に達成したもの
B	目標値に達成していないが改善傾向にあるもの
C	計画策定時※よりも悪化しているもの

※ 基準とした計画策定時の現状値

【 第3次健康増進計画 数値目標及び達成状況 】

項目		計画策定時	目標値	実績値	評価
1 「病気の早期発見や予防のために、定期的に受診しようと思う」と回答した人の割合	18～59 歳	49.2%	55.0%以上	88.6%	A
	60 歳以上	51.3%	55.0%以上	86.0%	A
2 「健康である」及び「まあまあ健康である」と回答した人の割合	18～59 歳	91.1%	95.0%以上	80.8%	C
	60 歳以上	64.7%	70.0%以上	81.3%	A
3 「運動をしていない」と回答した人の割合	18～59 歳	39.9%	35.0%以下	47.6%	C
	60 歳以上	21.8%	15.0%以下	35.5%	C
4 「できるだけ歩くようにしている」と回答した人の割合	18～59 歳	22.3%	30.0%以上	37.1%	A
	60 歳以上	39.5%	45.0%以上	47.7%	A
5 「自分の体力や健康状態にあった運動をしている」と回答した人の割合	18～59 歳	18.1%	25.0%以上	21.8%*	B
	60 歳以上	29.3%	35.0%以上	33.6%*	B
6 睡眠で疲れが「とれていない」と回答した人の割合	18～59 歳	17.6%	10.0%以下	7.4%	A
	60 歳以上	15.8%	10.0%以下	0.9%	A
7 喫煙率	男性	22.3%	減少	28.2%	C
	女性	3.8%		3.2%	A
8 1日に平均純アルコールで約60g(約3～4合)以上飲む人の割合	男性	2.0%	減少	5.4%	C
	女性	0.0%		3.5%	C

※ 実績値は「1回30分以上の運動を、週2回以上している」

【 第3次食育推進計画 数値目標及び達成状況 】

項目		計画策定時	目標	実績値	評価
1 食育に関心を持っている人の割合		69.7%	90.0%以上	61.3%	C
2 朝食をほとんど食べていない人の割合	18～39 歳	11.5%	減少	15.2%	C
	40～59 歳	9.3%		10.5%	C
3 1日に1回以上、家族と食事をする人の割合		72.2%	現状値以上	71.0%	C
4 1日に食べる野菜の量が350g以上の人の割合		24.1%	30.0%以上	15.4%	C
5 旬の野菜を意識して食べている人の割合		79.0%	90.0%以上	68.6%	C

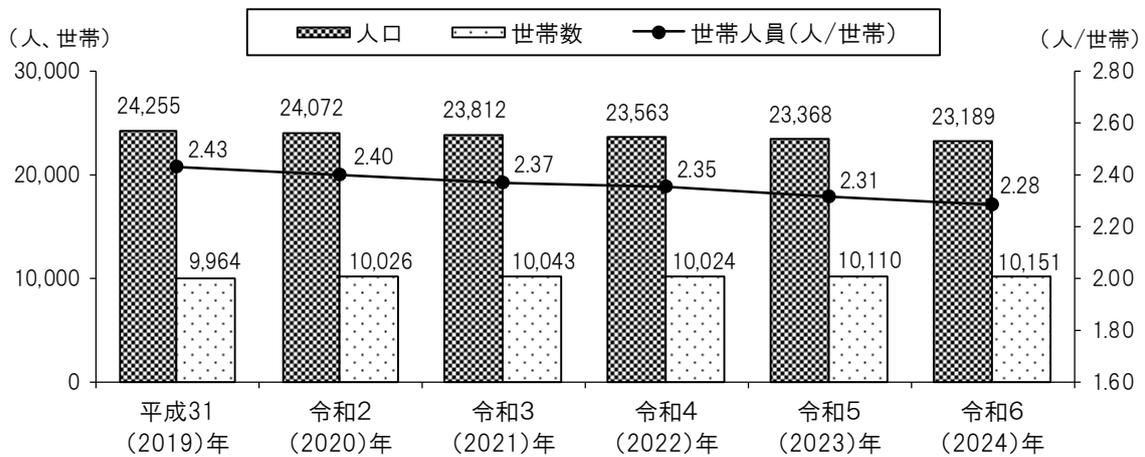
## 第3章 綾川町の健康を取り巻く現状

### 【1】人口等の現状

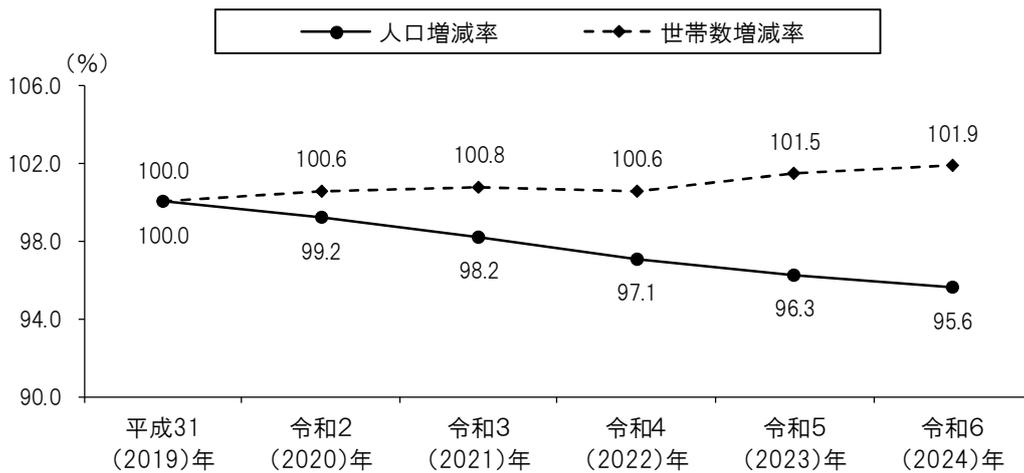
#### 1 人口・世帯数

本町の人口は、減少で推移しており、令和6（2024）年1月1日現在23,189人（平成31（2019）年を100とした場合95.6）となっています。世帯数は、緩やかな増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.43人から令和6（2024）年で2.28人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



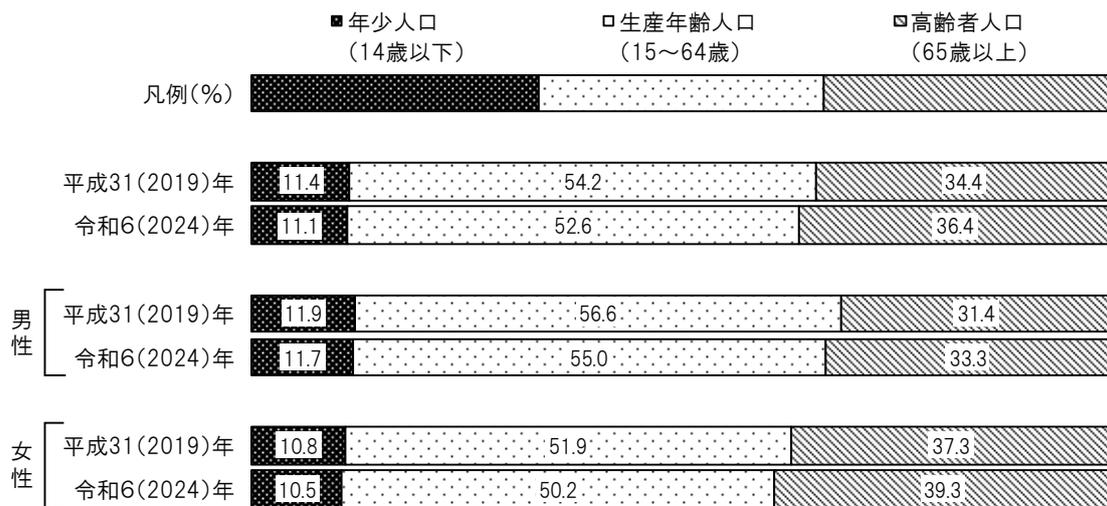
注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 2 年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、令和6（2024）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が11.1%、「生産年齢人口（15～64歳）」が52.6%、「高齢者人口（65歳以上）」が36.4%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年の34.4%から令和6（2024）年で36.4%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

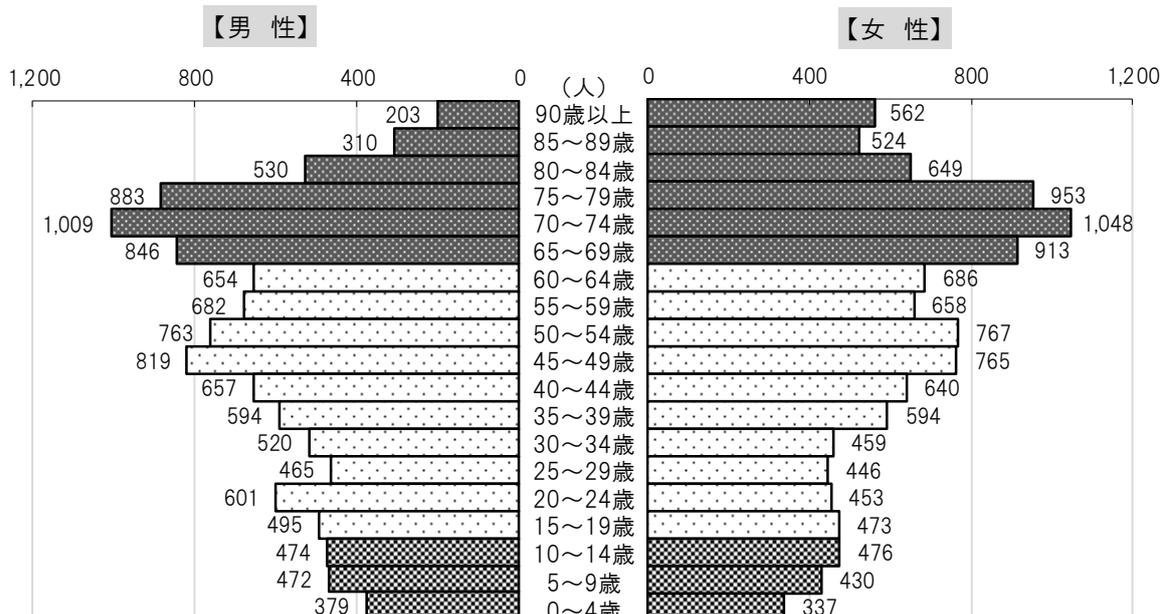
【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

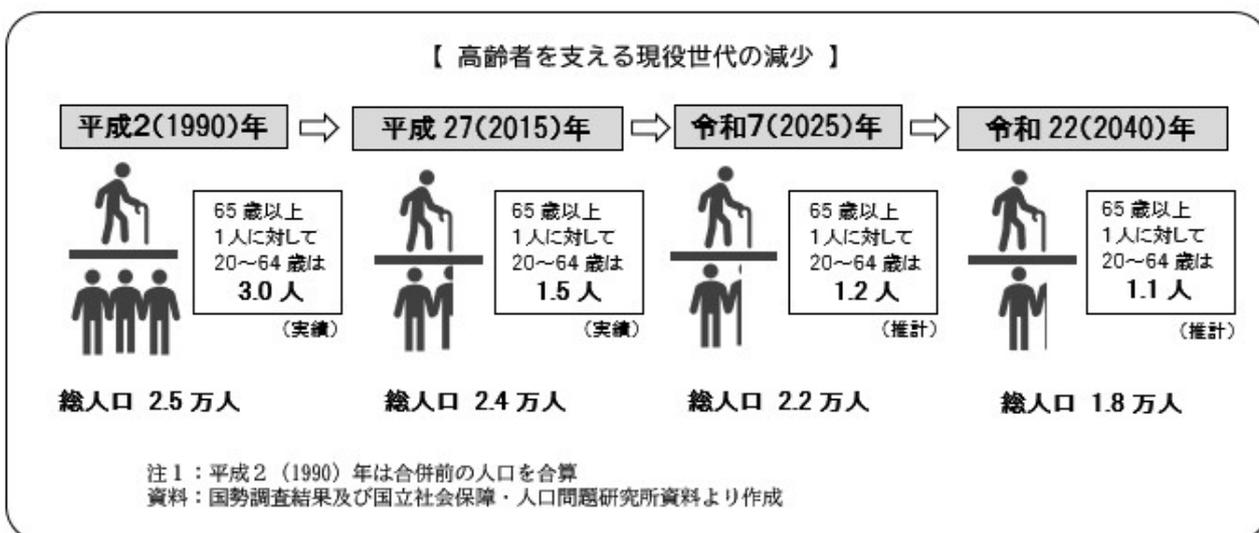
年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】



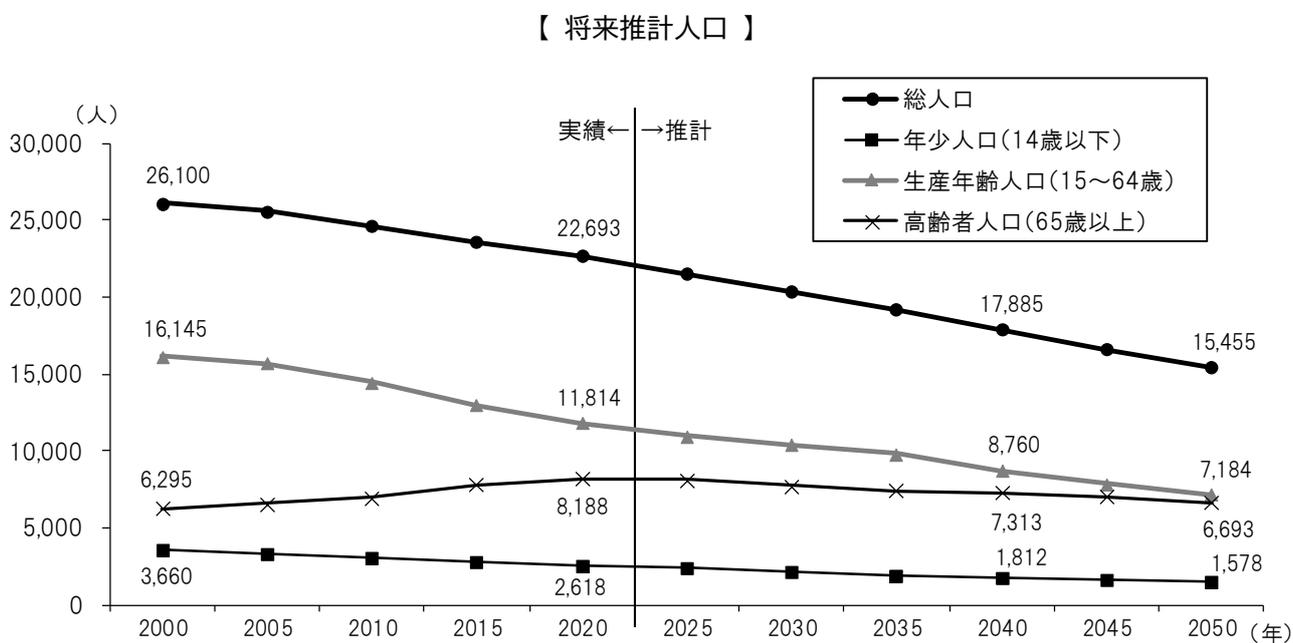
資料：住民基本台帳（令和6（2024）年1月1日現在）

本町の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を3.0人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.2人で支える構造になると予測されています。



国立社会保障人口問題研究所による人口推計では、本町の人口は減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、年少人口及び高齢者人口は、緩やかな減少で推移しています。



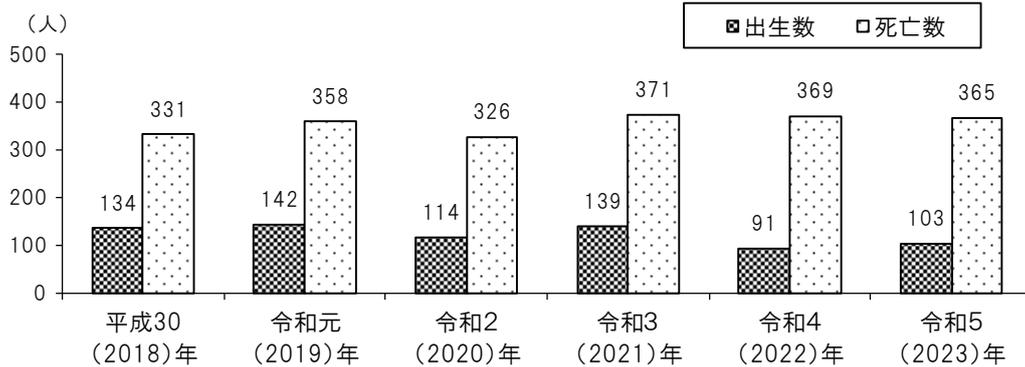
注2：平成17（2005）年以前は合併前の人口を合算  
注3：総人口には「年齢不詳」を含む。  
資料：平成12（2000）年～令和2（2020）年は国勢調査  
令和7（2025）年以降は国立社会保障人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

## 【2】出生・死亡

### 1 出生数・死亡数

本町の出生数は、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年は103人となっています。死亡数は、近年、おおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年は365人となっています。

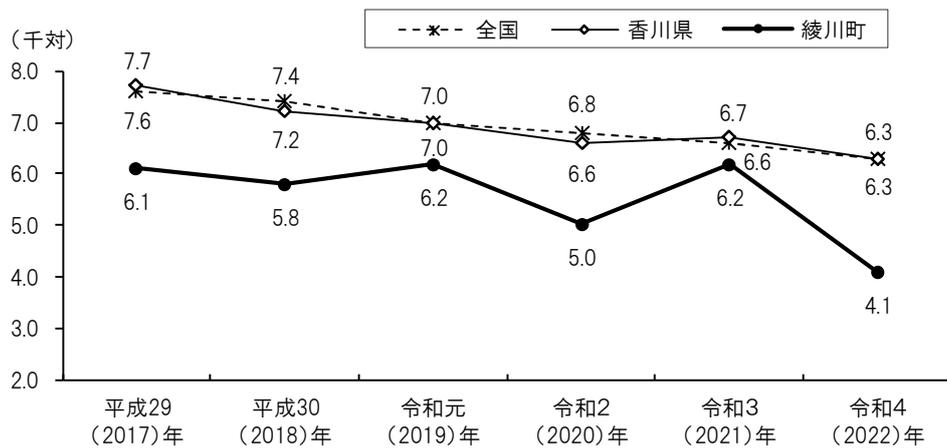
【 出生数・死亡数の推移 】



資料：人口動態統計

本町の出生率<sup>※</sup>は、全国や香川県の平均を下回って推移しています。

【 出生率の推移（人口千対） 】



※ 出生率とは、人口1,000人当たりにおける出生数

資料：人口動態統計

## 2 平均寿命・健康寿命

本町の平均寿命は、令和2（2020）年で男性が81.6歳、女性が87.8歳となっており、全国や香川県の平均と同程度となっています。

### 【 平均寿命 】

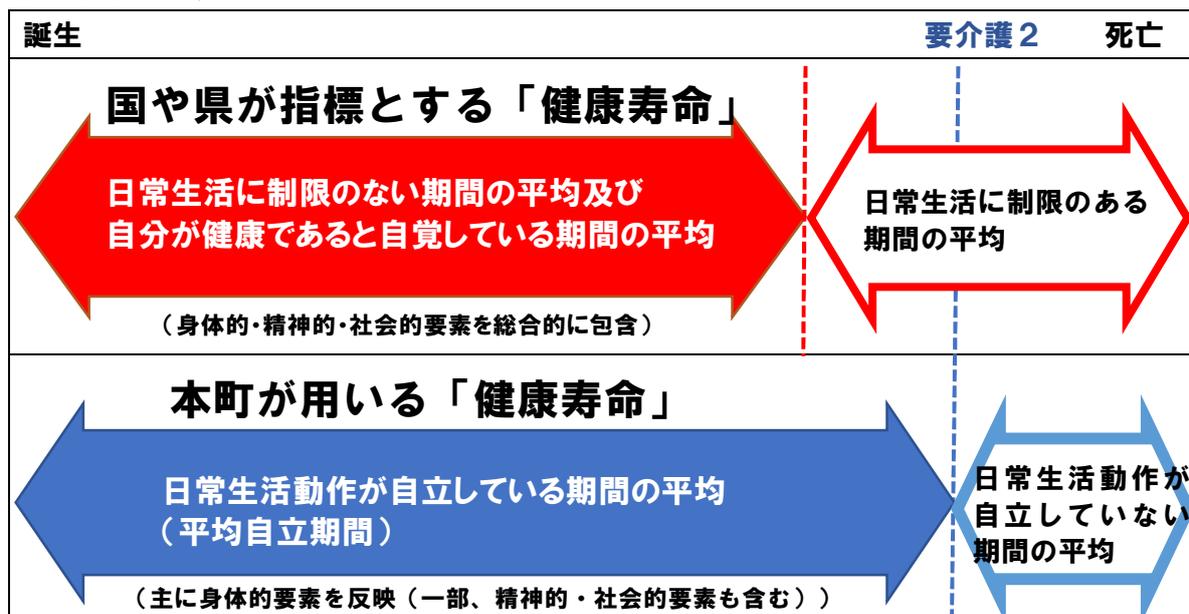
（単位：歳）

		平成 12 (2000)年	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	令和2 (2020)年
全国	男性	77.7	78.8	79.6	80.8	81.5
	女性	84.6	85.8	86.4	87.0	87.6
香川県	男性	78.0	78.9	79.7	80.9	81.6
	女性	84.8	85.9	86.3	87.2	87.6
綾川町	男性	—	79.0	79.4	81.1	81.6
	女性	—	86.4	86.0	86.9	87.8

注：平成12（2000）年の綾川町は、合併前のため未算出  
資料：市区町村別生命表

### 【 健康寿命の定義 】

健康寿命の定義や算出方法には各種ありますが、本町では国保データベースシステム（KDB）から算出される平均自立期間（要介護2以上になるまでの期間の平均）を健康寿命として用います。

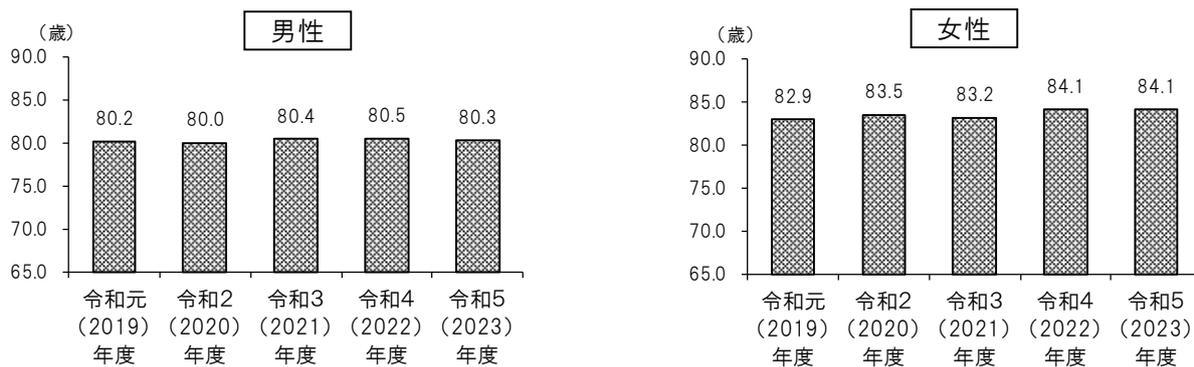


### 【 健康寿命（令和5（2023）年度） 】

		健康寿命 (平均自立期間)	平均寿命	平均寿命と健康寿命の差
全国	男性	80.0 歳	81.5 歳	1.5 年
	女性	84.3 歳	87.6 歳	3.3 年
香川県	男性	80.0 歳	81.5 歳	1.5 年
	女性	84.6 歳	87.9 歳	3.3 年
綾川町	男性	80.3 歳	82.0 歳	1.7 年
	女性	84.1 歳	88.1 歳	4.0 年

資料：国保データベースシステム（KDB）

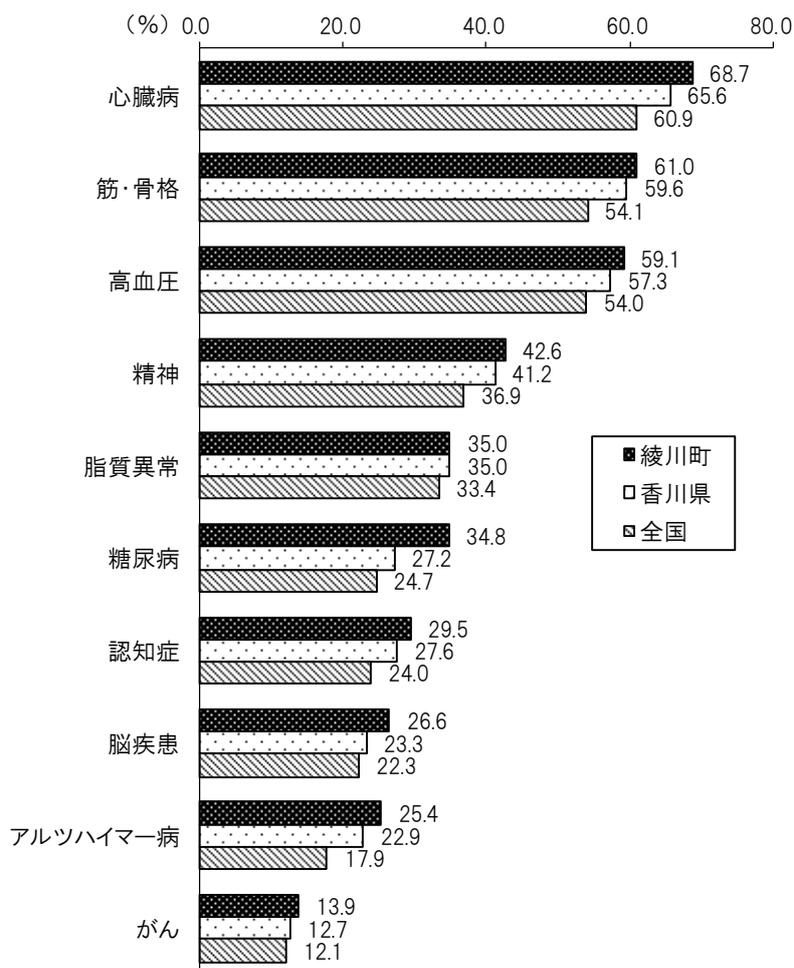
### 【 健康寿命の推移（綾川町） 】



資料：国保データベースシステム（KDB）

本町の要介護認定者の有病状況をみると「心臓病」「筋・骨格」「高血圧」が多くなっています。いずれの疾病においても香川県や全国の平均を上回っており、特に糖尿病の割合が県や国を大きく上回っています。

### 【 要介護認定者の有病状況 】



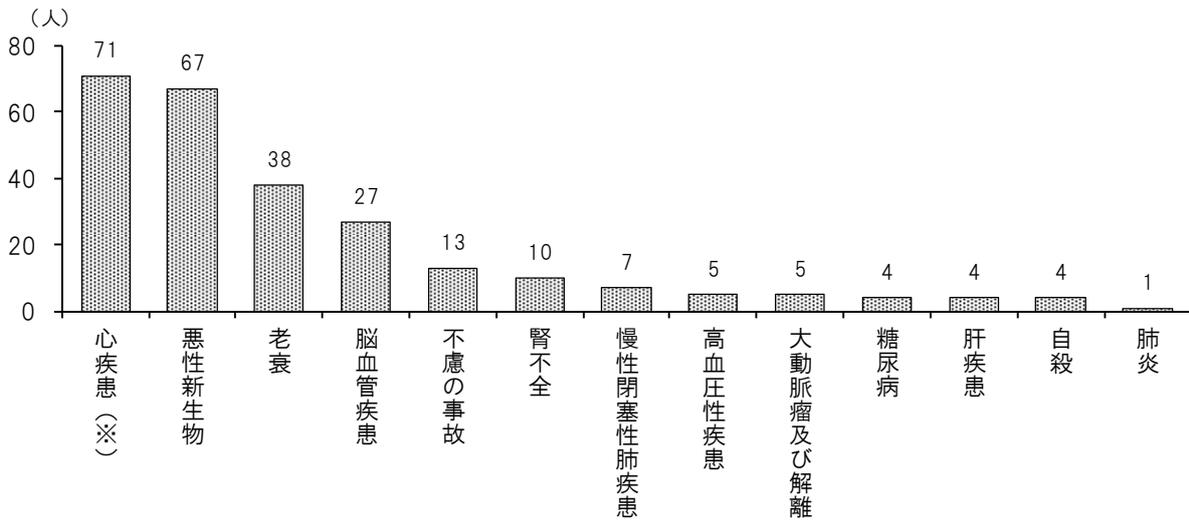
資料：国保データベースシステム（KDB）（令和5（2023）年累積）

### 3 主要死因別死亡者数

本町の主な死亡要因をみると、令和5（2023）年では「心疾患（高血圧性疾患を除く）」や「悪性新生物」が多く、以下「老衰」「脳血管疾患」「不慮の事故」が続いています。

心疾患による死亡者数は増加傾向にあります。悪性新生物や肺炎は前年に比べ減少しています。

【 主要死因別死亡者数（令和5（2023）年） 】



※ 心疾患（高血圧性疾患を除く）

(単位：人)

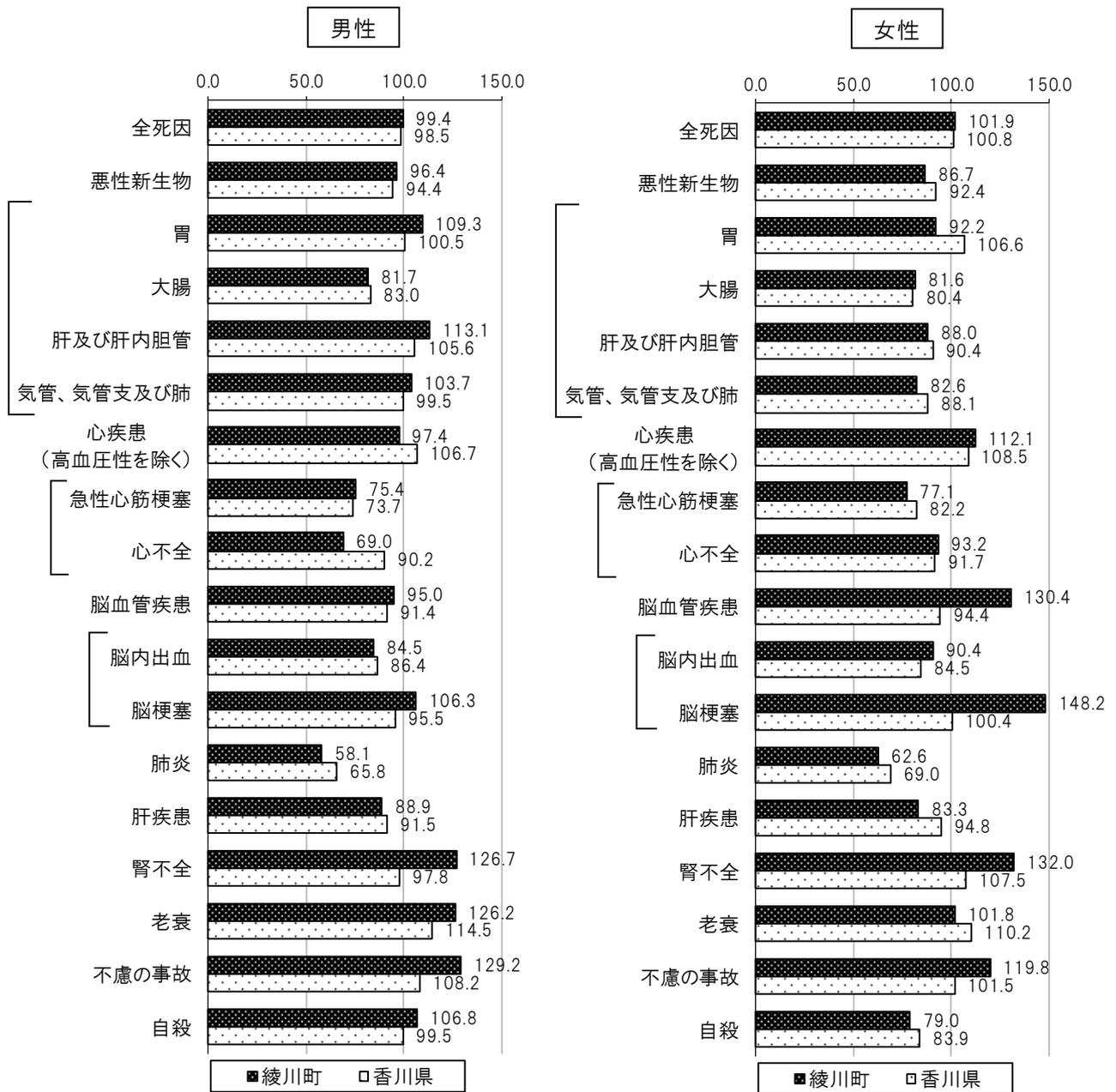
	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
	死亡総数(全死因)	358	326	371	369	365
心疾患 (高血圧性疾患を除く)	61	46	53	54	71	19.5
悪性新生物	79	79	81	81	67	18.4
老衰	35	47	51	48	38	10.4
脳血管疾患	26	29	33	33	27	7.4
不慮の事故	8	14	24	10	13	3.6
腎不全	16	9	14	7	10	2.7
慢性閉塞性肺疾患	3	3	6	3	7	1.9
高血圧性疾患	4	2	3	3	5	1.4
大動脈瘤及びび解離	7	1	5	4	5	1.4
糖尿病	5	4	2	5	4	1.1
肝疾患	4	3	2	3	4	1.1
自殺	3	7	4	2	4	1.1
肺炎	17	10	9	12	1	0.3
その他	90	72	84	104	109	29.9

資料：人口動態統計

#### 4 主要疾病の標準化死亡比（SMR）

平成30（2018）年～令和4（2022）年における、本町の主要疾病の標準化死亡比（SMR）をみると、男女共に「腎不全」「不慮の事故」が全国平均（=100）を上回っており、女性は特に「脳梗塞」が全国平均を上回っています。一方、男女共に「肺炎」「肝疾患」などが全国平均を下回っています。

【 標準化死亡比（SMR） 】



注：SMR（標準化死亡比）とは、標準とする集団（=全国）に比べて何倍死亡が多いかを示す値  
 SMR100=全国の平均並み  
 SMR100より大=全国平均より死亡率が高い  
 SMR100より小=全国平均より死亡率が低い  
 資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計）

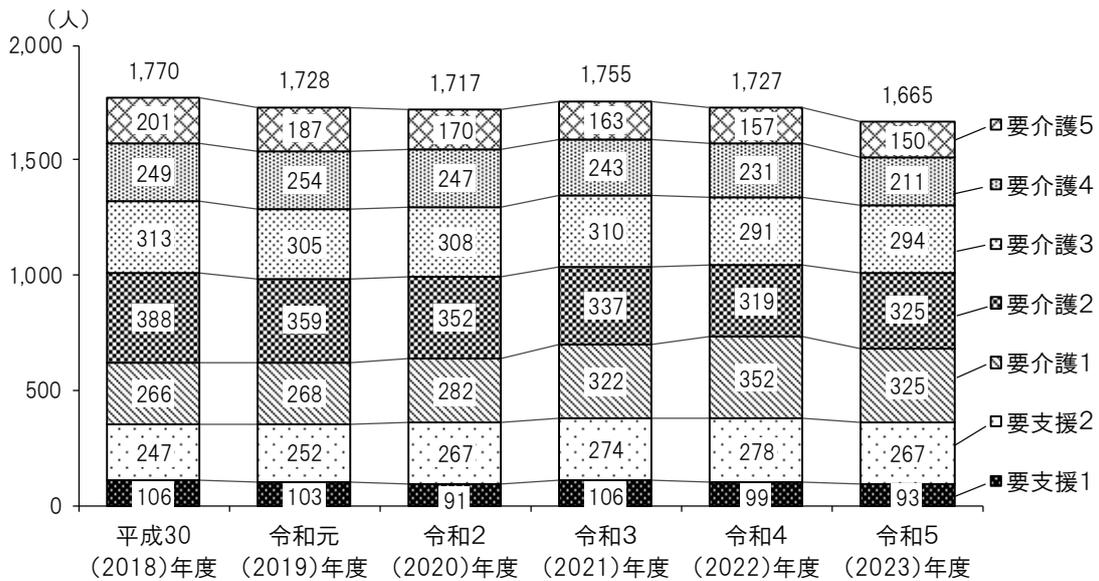
### 【3】高齢者の状況

#### 1 要介護等認定者数

介護保険の対象者となる要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は1,665人となっています。

要介護度別でみると、要介護1及び要介護2が多くなっています。

【 要介護等認定者数の推移 】



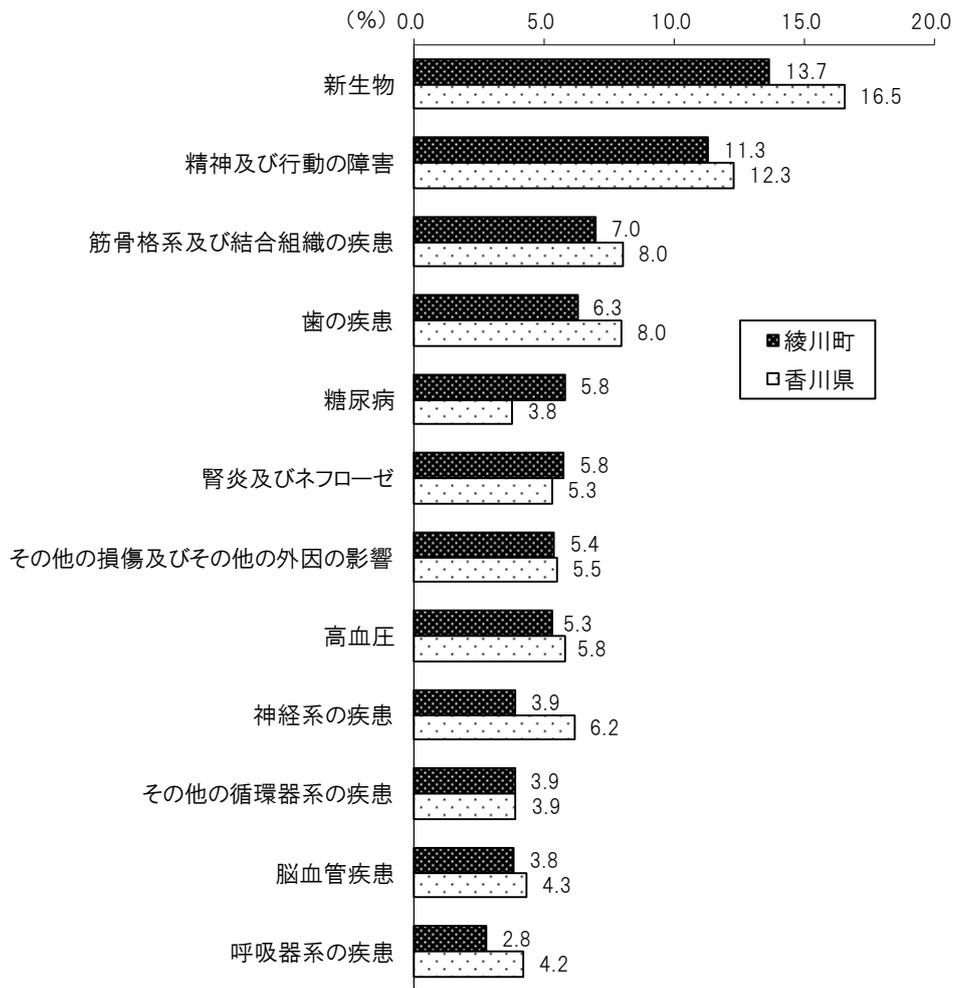
資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末日現在）

## 【4】疾病の状況

### 1 主要疾病の総費用額に占める割合

主要疾病の総費用額に占める割合をみると、令和5（2023）年度では「新生物」「精神及び行動の障害」「筋骨格系及び結合組織の疾患」「歯の疾患」「糖尿病」の順に多くなっています。「新生物」「神経系の疾患」などは香川県の割合を下回っていますが、「糖尿病」は香川県の割合を上回っています。

【 主要疾病の総費用額に占める割合 】

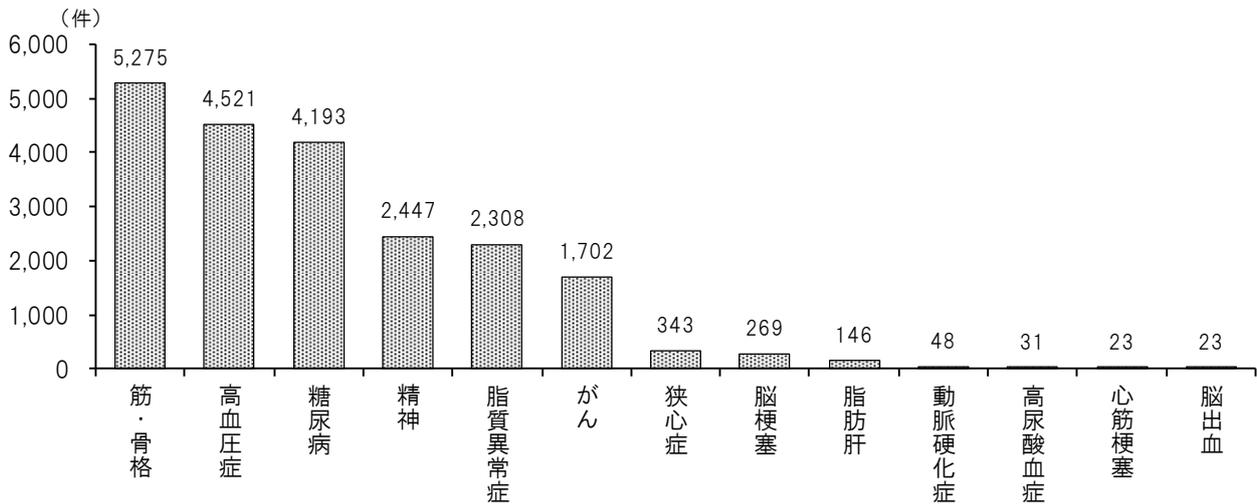


資料：香川県国民健康保険病類統計総合資料（令和5（2023）年度）

## 2 生活習慣病等

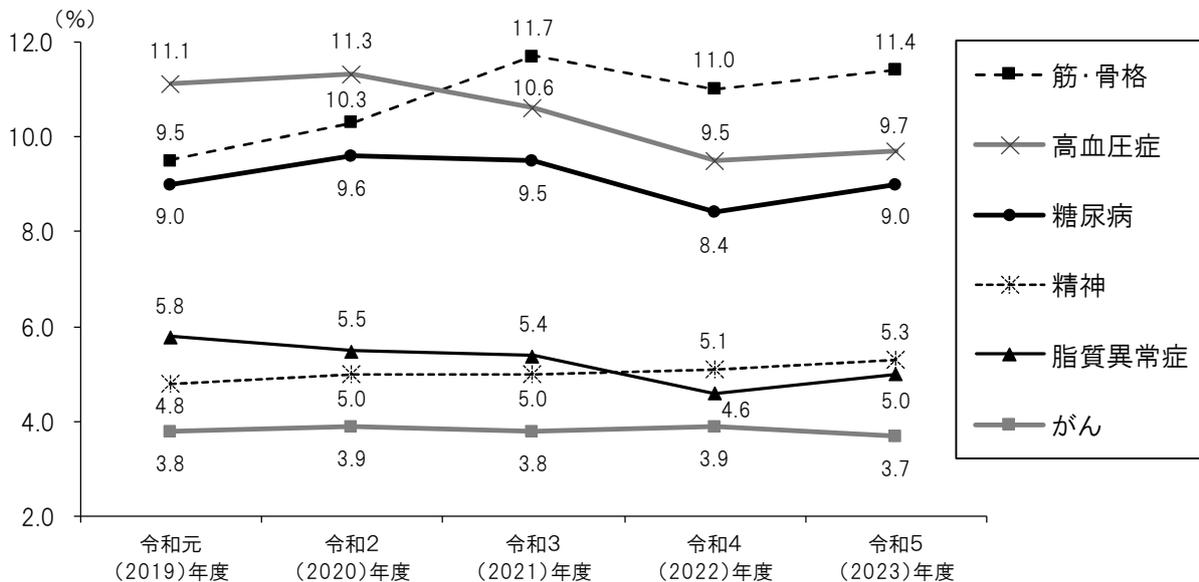
本町の生活習慣病等疾病別レセプト件数をみると、令和5（2023）年度では「筋・骨格」「高血圧症」「糖尿病」「精神」「脂質異常症」「がん」の順に多くなっています。令和元（2019）年度に比べ、「筋・骨格」「精神」の割合は増加していますが、「高血圧症」「脂質異常症」の割合は減少しています。

【 生活習慣病等疾病別レセプト件数 】



資料：国保データベースシステム（KDB）（令和5（2023）年度）

【 生活習慣病等レセプト件数割合の推移 】



資料：国保データベースシステム（KDB）

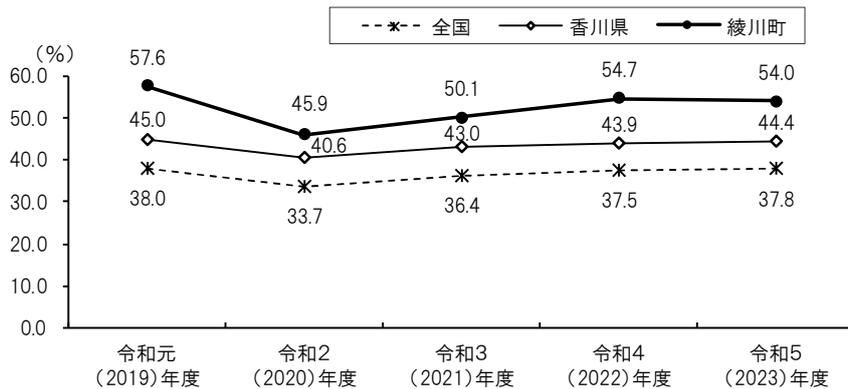
## 【5】健康増進事業の取組状況

### 1 健康診査の受診状況

本町の特定健康診査の受診率は、全国及び香川県の平均を上回って推移しており、令和5（2023）年度は54.0%となっています。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下しましたが、近年は50%台で推移しています。

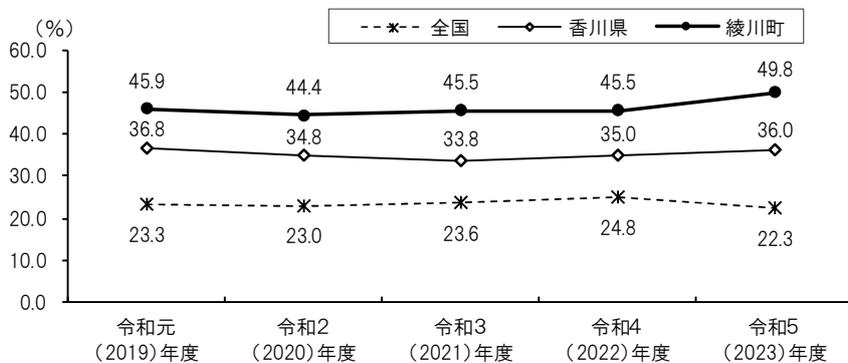
また、本町の後期高齢者の健康診査受診率は、全国及び香川県の平均を上回って推移していますが、19～39歳の若い世代の受診率は5～6%と低い状況です。

【 特定健康診査受診率の推移（40～74歳） 】



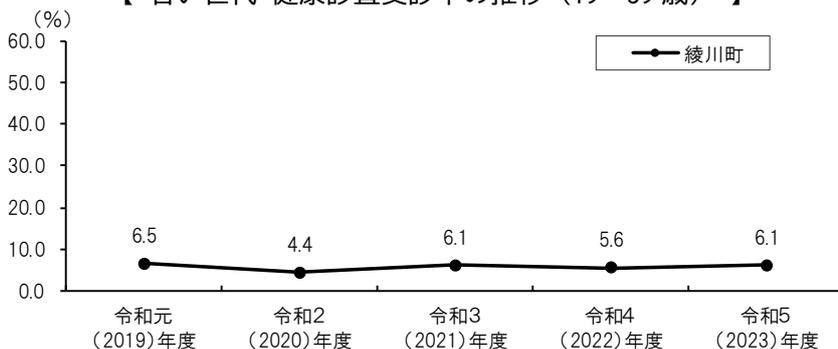
資料：特定健診・特定保健指導法定報告

【 後期高齢者 健康診査受診率の推移（75歳以上） 】



資料：国保データベースシステム（KDB）

【 若い世代 健康診査受診率の推移（19～39歳） 】

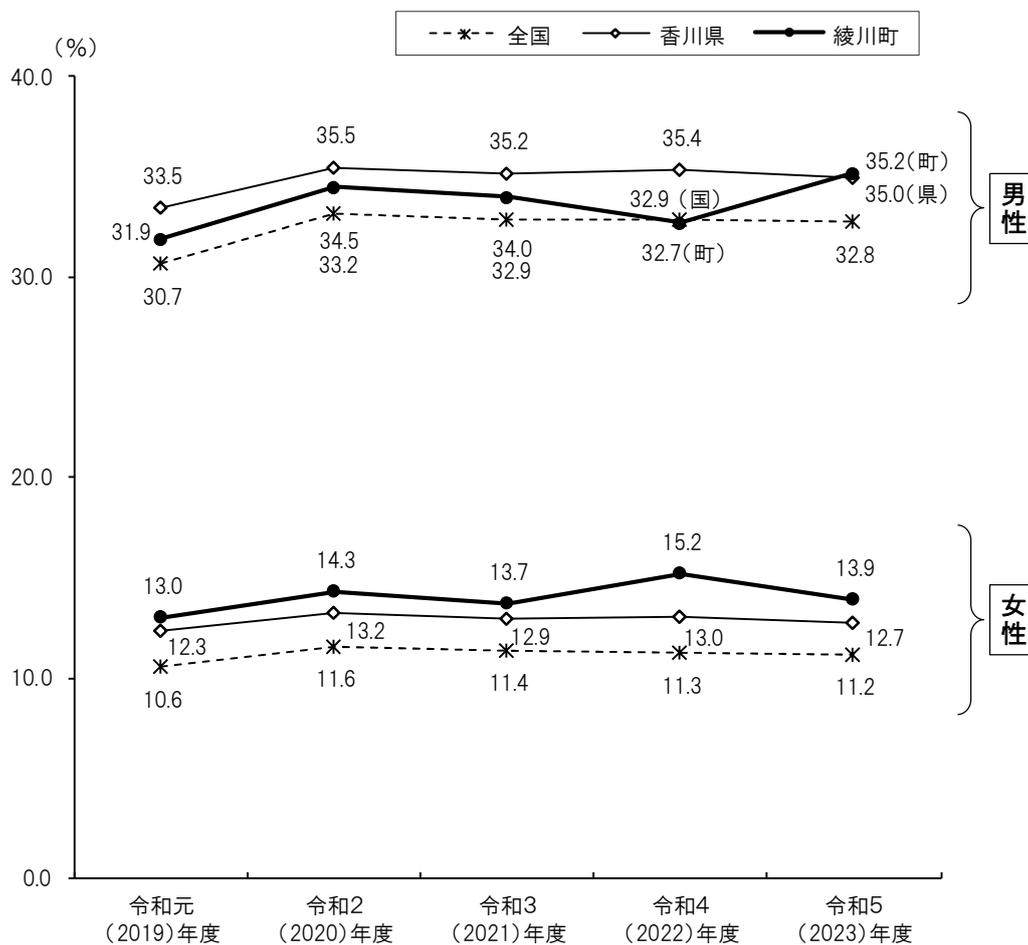


注：受診券発送時の対象者を分母とし、実績により算出

## 2 メタボリックシンドローム該当者・予備群

本町のメタボリックシンドローム該当者の割合をみると、令和5（2023）年度は男性35.2%、女性13.9%と、男性が女性を大きく上回っています。男性はおおむね香川県の平均を下回って推移していますが、女性は全国及び香川県の平均を上回って推移しています。

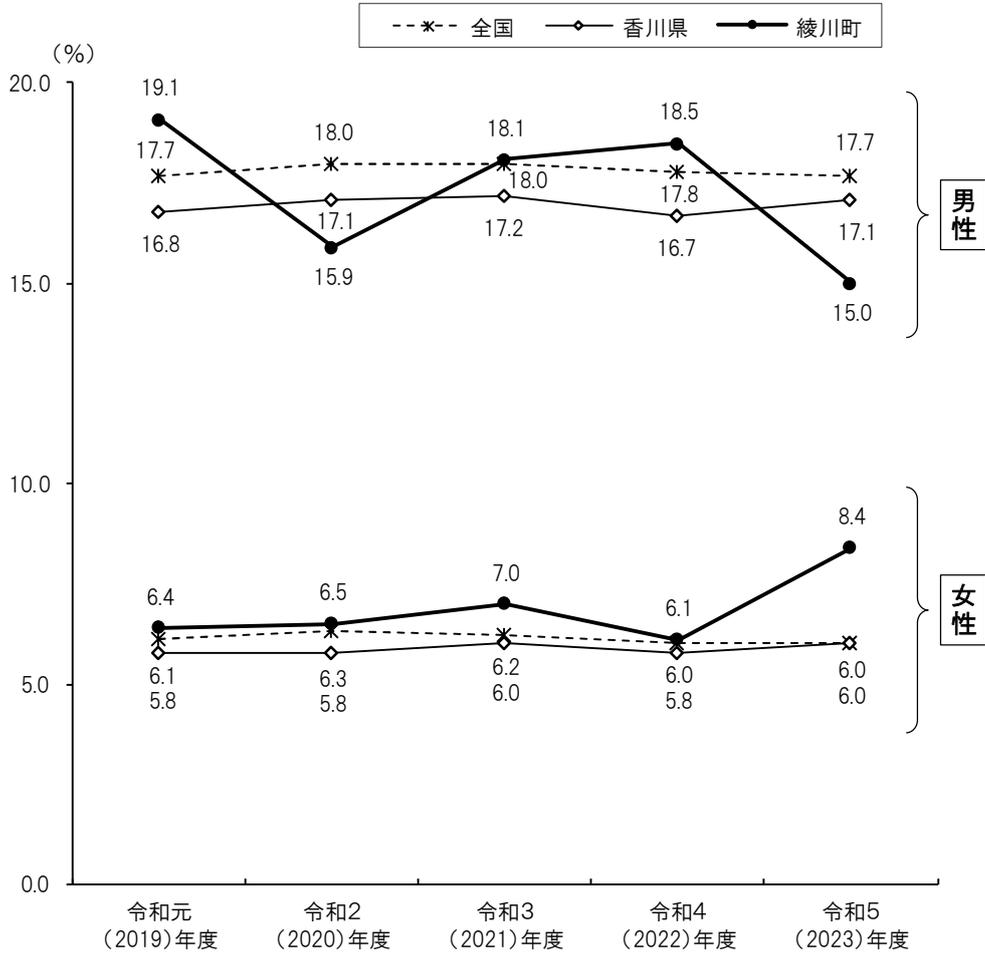
【メタボリックシンドローム該当者の割合の推移】



資料：特定健診・特定保健指導法定報告

本町のメタボリックシンドローム予備群の割合をみると、令和5（2023）年度は男性15.0%、女性8.4%と、男性が女性を上回っています。令和5（2023）年度では男性は全国及び香川県の平均を下回っていますが、女性は全国及び香川県の平均を上回っています。

【メタボリックシンドローム予備群の割合の推移】

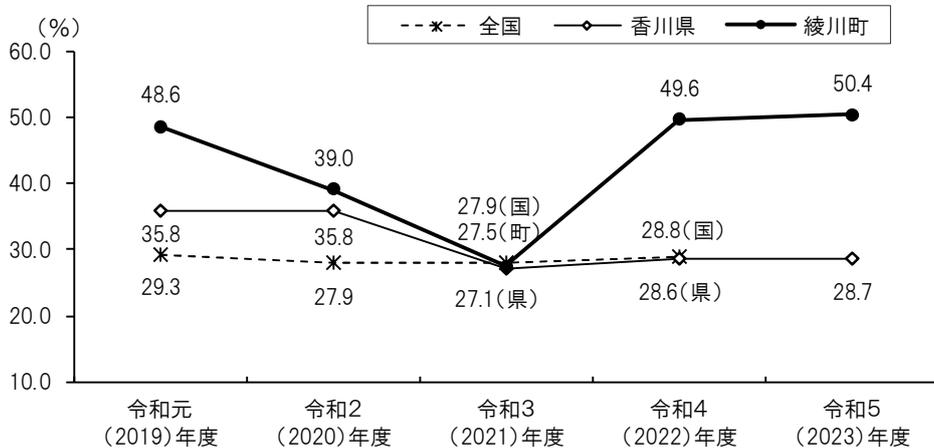


資料：特定健診・特定保健指導法定報告

### 3 特定保健指導の実施状況

本町の特定保健指導の実施率は、全国及び香川県の平均を上回って推移しており、令和5（2023）年度は50.4%となっています。

【 特定保健指導実施率の推移 】

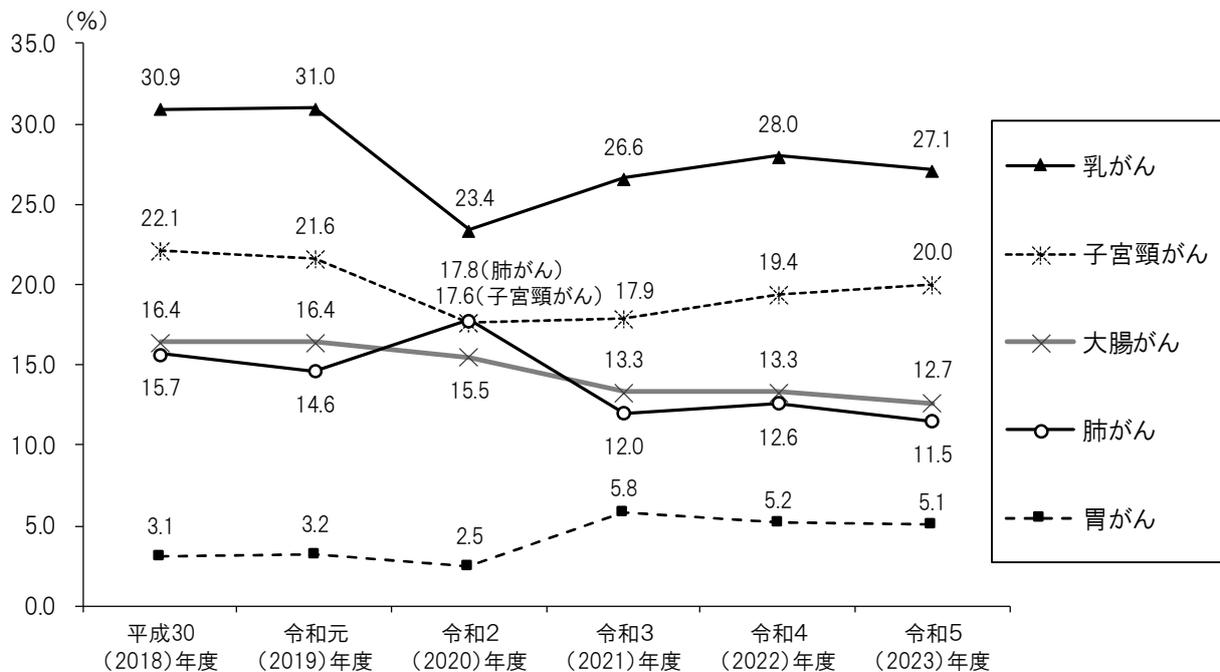


資料：特定健診・特定保健指導法定報告（令和5（2023）年度の全国の数値は未公表）

### 4 がん検診の受診状況

本町のがん検診受診率をみると「子宮頸がん」の受診率は近年、増加傾向にありますが、「大腸がん」「肺がん」の受診率は減少傾向にあります。

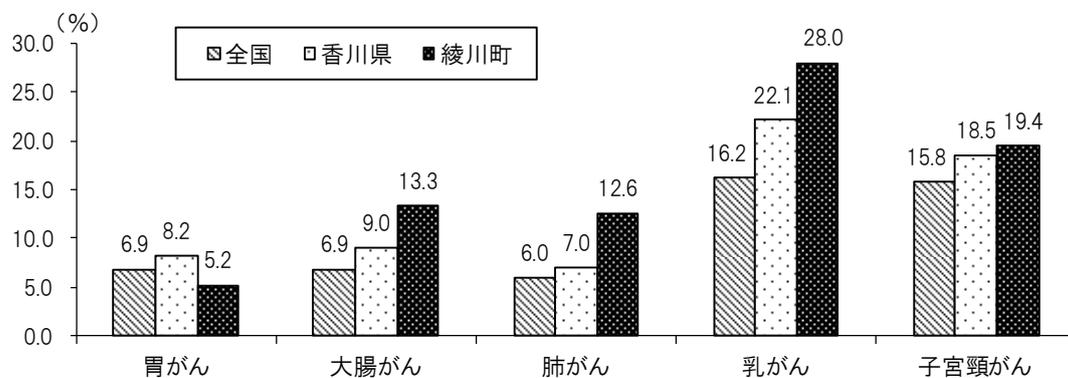
【 がん検診受診率の推移 】



資料：地域保健・健康増進事業報告

令和4（2022）年度のがん検診受診率をみると、「大腸がん」「肺がん」「乳がん」などは全国や香川県の平均を上回っていますが、「胃がん※」は全国や香川県の平均を下回っています。

【がん検診受診率（国・県比較）】

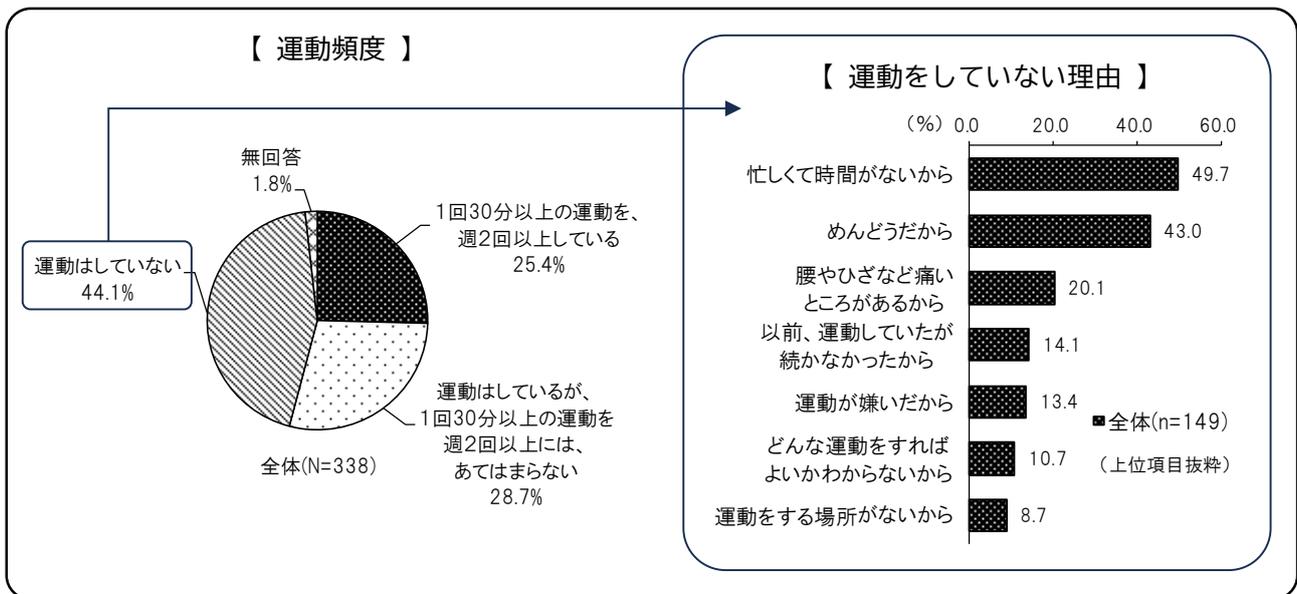


※ 地域保健・健康増進事業報告に該当しない方法により実施された検診分は、受診率に反映されていない。  
資料：地域保健・健康増進事業報告（令和4（2022）年度）

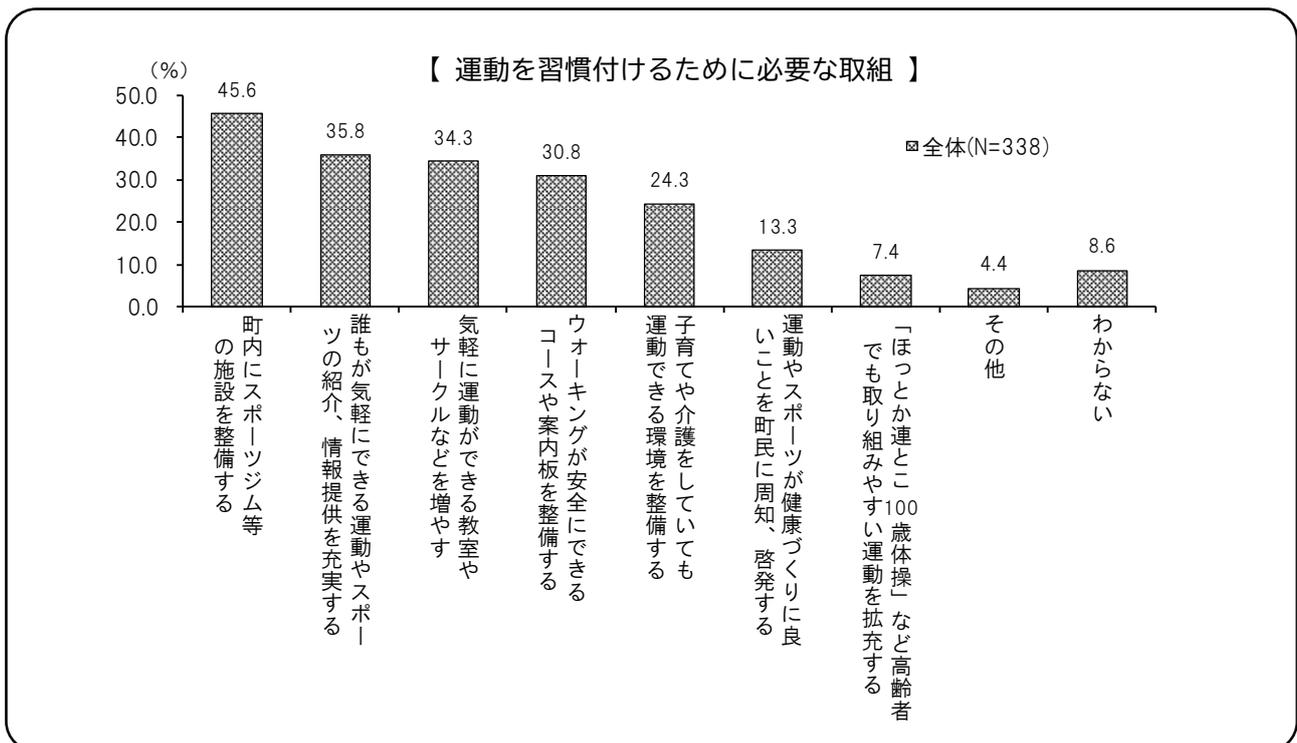
## 【6】アンケート調査結果の概要

### 1 身体活動と運動について

- ・ およそ4人に1人が「1回30分以上の運動を週2回以上」しており、4割以上が「運動はしていない」と回答しています。運動をしていない理由としては「忙しくて時間がないから」「めんどうだから」といった回答が多くなっています。

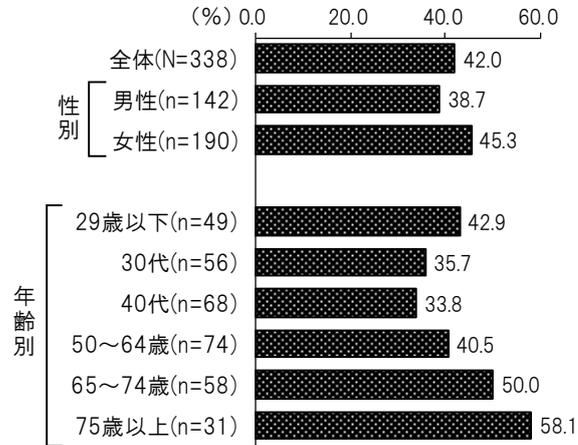


- ・ 運動を習慣付けるために必要な取組としては「町内にスポーツジム等の施設を整備する」が最も多く、次いで「誰もが気軽にできる運動やスポーツの紹介、情報提供を充実する」「気軽に運動ができる教室やサークルなどを増やす」などの順となっています。



- ・ 運動をしないと、20 歳頃をピークに 1 年に約 1 % ずつ筋力が低下する可能性があることを「知っている」人は 4 割程度となっており、65 歳以上で特に認知率が高くなっています。

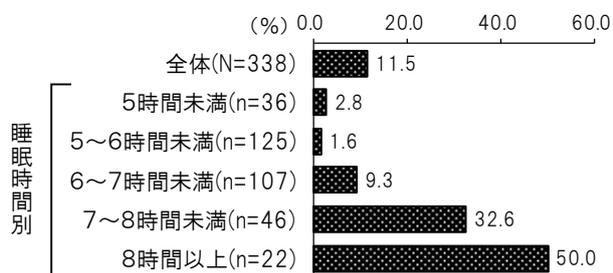
【 運動をしないと筋力が低下する可能性があることを「知っている」割合 】



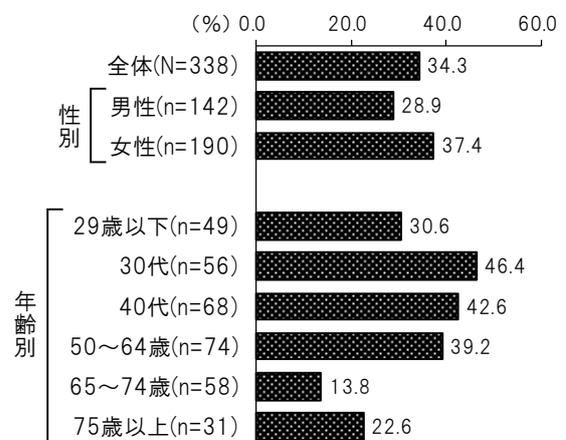
## 2 休養とこころの健康について

- ・ 睡眠により疲れが「十分とれている」人は 1 割程度ですが、睡眠時間が 8 時間以上の人では半数が「十分とれている」と回答しています。一方、睡眠時間が 6 時間未満ではその割合が低くなっており、睡眠による疲れのとれかたと睡眠時間には相関性がうかがえます。
- ・ およそ 3 人に 1 人がストレスが「ある」と回答しており、男性よりも女性で多く、年齢別では特に 30 代で多くなっています。

【 睡眠により疲れが「十分とれている」割合 】

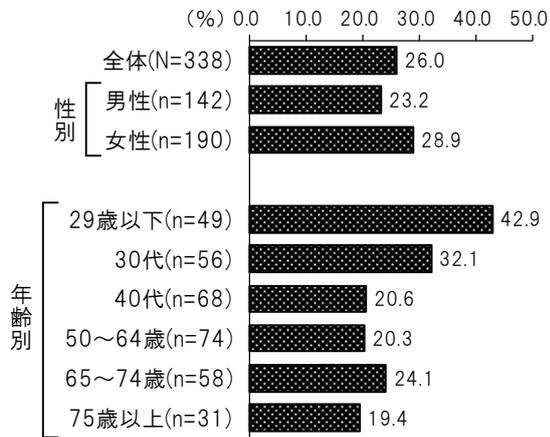


【 ストレスが「ある」割合 】

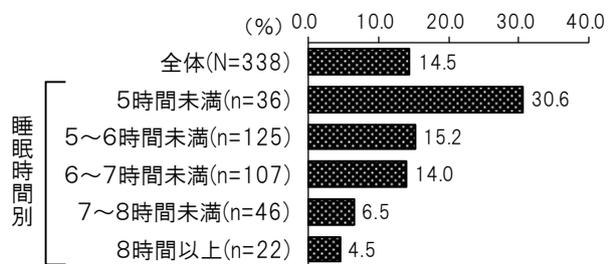


- ・ ストレス等を「解消できている」人はおよそ4人に1人となっており、特に29歳以下でその割合が高くなっています。一方、ストレス等を「解消できていない」人は1割程度みられ、睡眠時間が短くなるほどその割合が高くなっています。

【 ストレス等を「解消できている」割合 】



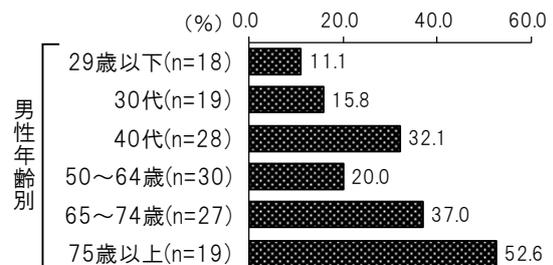
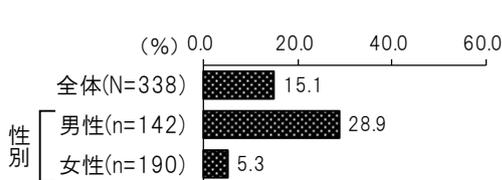
【 ストレス等を「解消できていない」割合 】



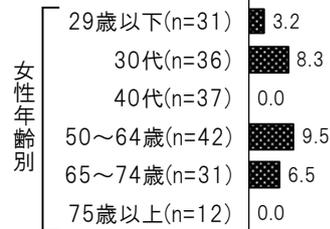
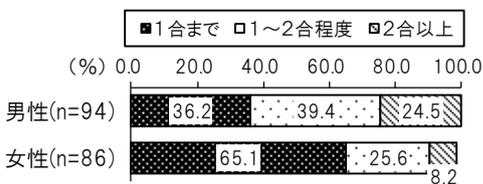
### 3 飲酒について

- ・ 「毎日」飲酒する割合は、男性が女性を大きく上回っており、1日当たりの飲酒量も、男性は「1合以上」で6割以上を占めており、女性との飲酒量の差が目立っています。また、男性はおおむね年齢が上がるほど飲酒量が多い傾向にあります。

【 「毎日」飲酒する割合 】

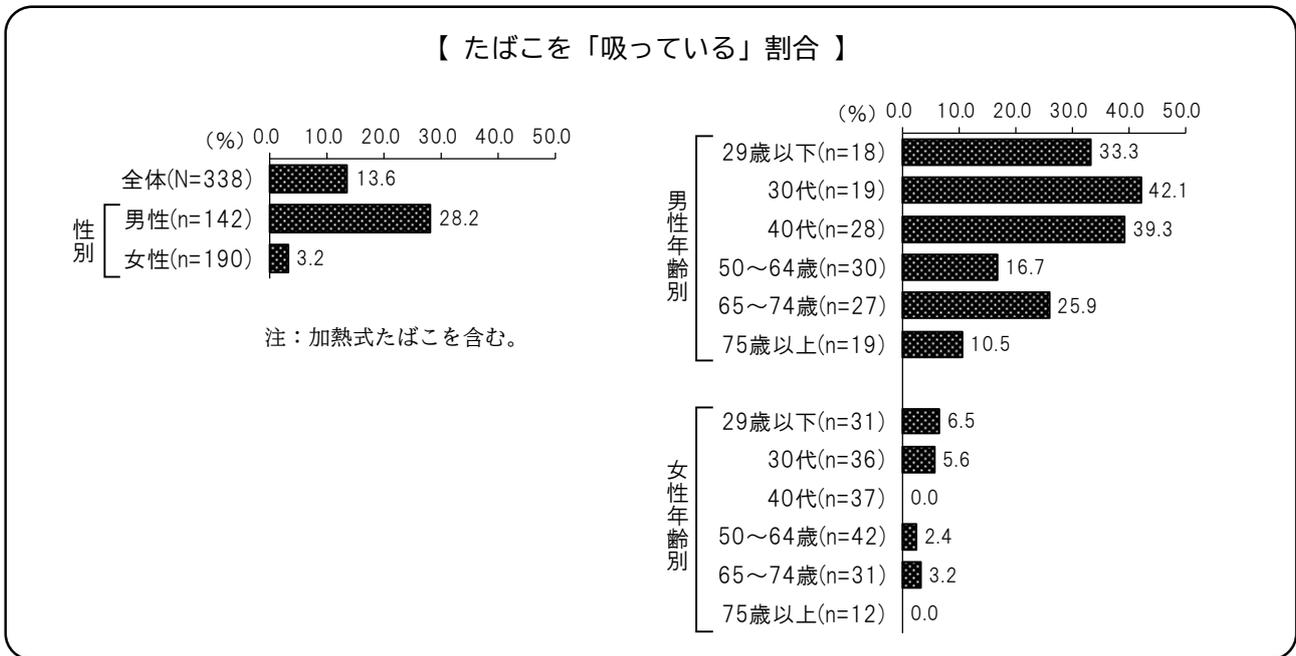


【 1日の飲酒量 】



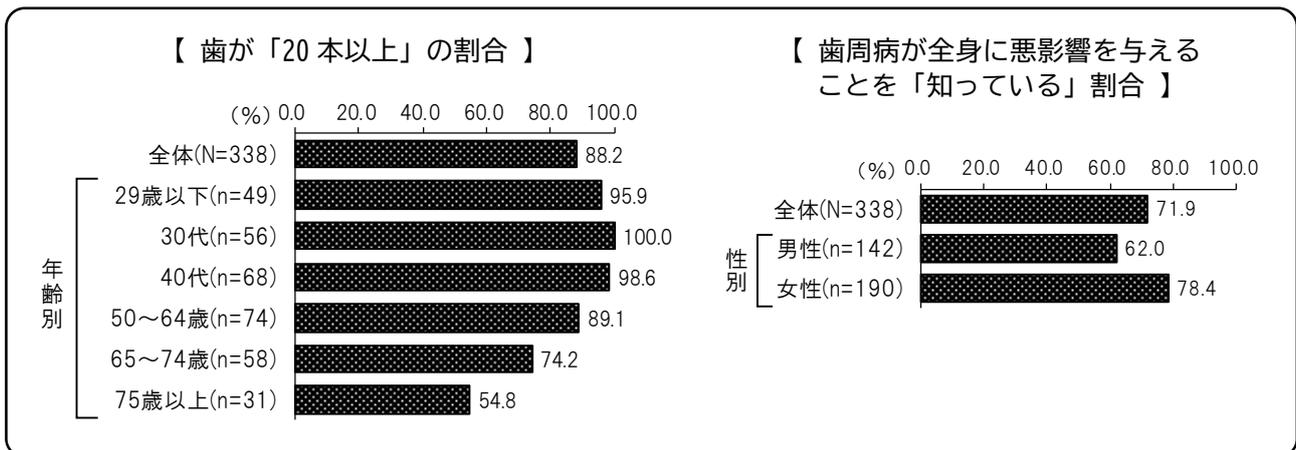
#### 4 喫煙について

- ・ 喫煙している割合は、男性で約3割と、女性を大きく上回っています。特に男性の30～40代で喫煙率が高くなっています。



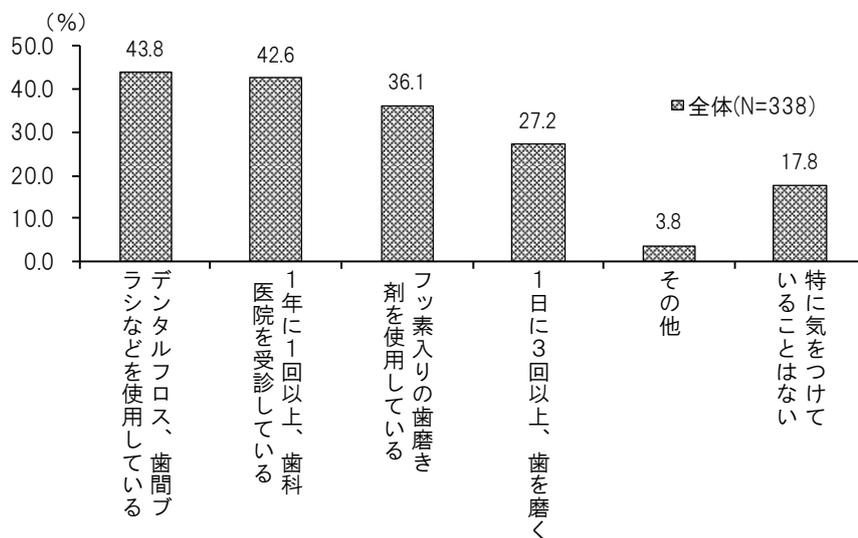
#### 5 歯と口腔について

- ・ 歯が20本以上の人の割合は、50代頃から低下し、75歳以上では半数程度に低下します。
- ・ 歯周病が全身に悪影響を与えることを知っている人は、約7割となっており、男性に比べ女性の割合が高くなっています。



- ・ 歯の健康について気を付けていることとしては「デンタルフロス、歯間ブラシなどを使用している」が最も多く、次いで「1年に1回以上、歯科医院を受診している」「フッ素入りの歯磨き剤を使用している」「1日に3回以上、歯を磨く」の順となっています。

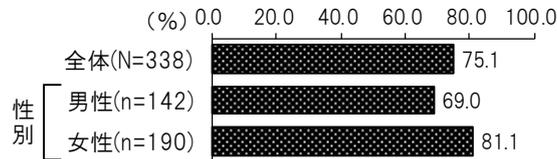
【 歯の健康について気を付けていること 】



## 6 健康づくりについて

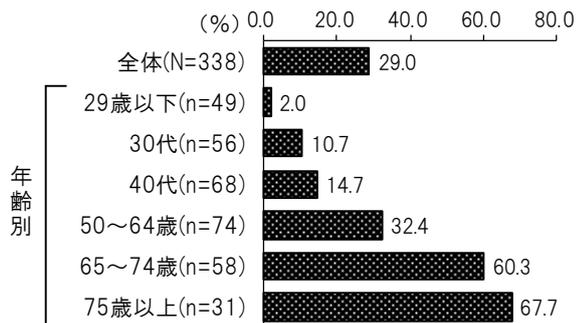
- ・ 7割以上（75.1%）が適正体重を知っていると回答しており、女性は男性の割合を上回っています。

【 適正体重を「知っている」割合 】

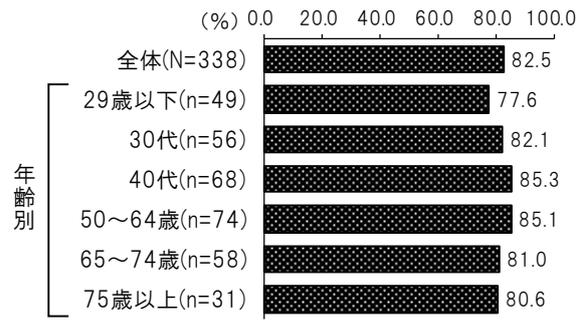


- ・ 現在通院している人は全体で約3割（29.0%）ですが、その割合は年齢が上がるほど増加する傾向にあり、65歳以上では6割以上が通院中と回答しています。
- ・ 健康診断や人間ドックを「ほぼ毎年受けている」人の割合は、各世代で約8割となっています。

【 通院中の割合 】

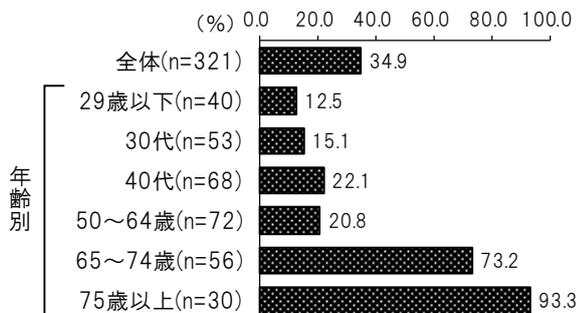


【 健康診断等を「ほぼ毎年受けている」割合 】

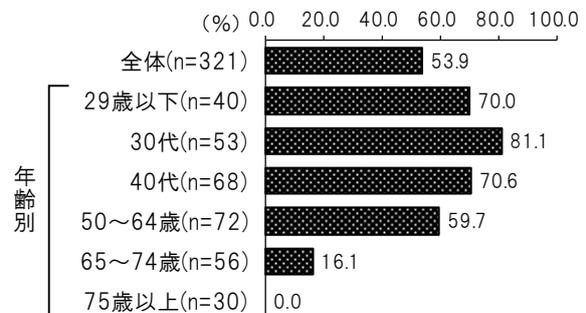


- ・ 「町が行う健診」については、64歳以下の受診率は2割程度ですが、65歳以上になると7割以上が受診しています。
- ・ 「職場が実施する健診」は、40代以下では7割以上が受診しています。

【 「町が行う健診」を受けている割合 】

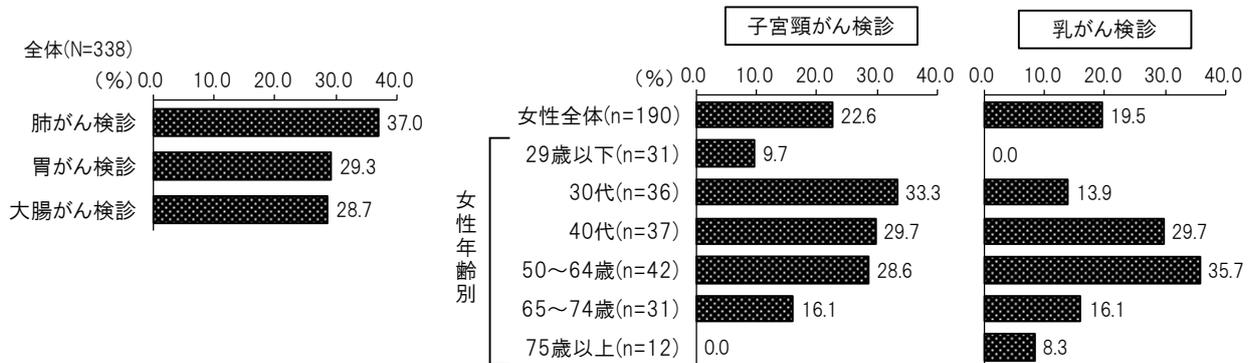


【 「職場が実施する健診」を受けている割合 】



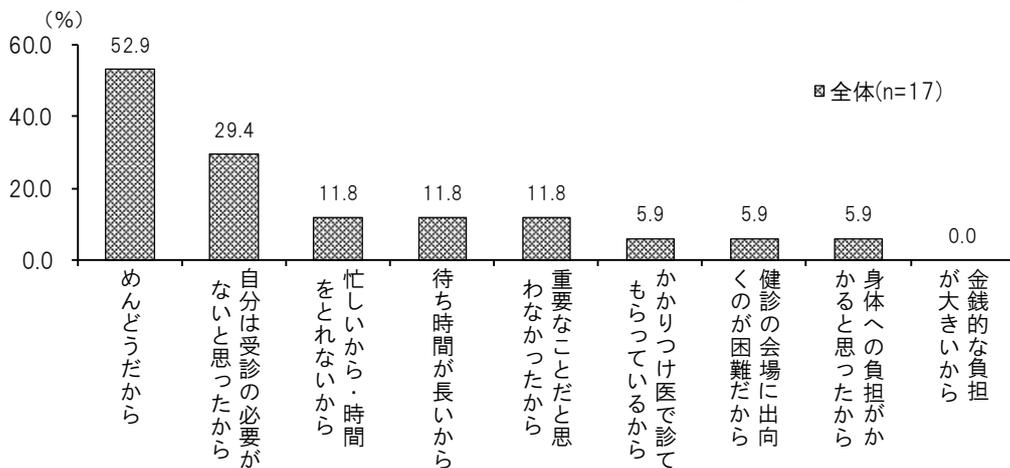
- ・ 4割近くの人が肺がん検診を「毎年受けている」と回答していますが、胃がん検診や大腸がん検診は3割程度となっています。
- ・ 子宮頸がん検診や乳がん検診を「毎年受けている」女性は2割程度ですが、子宮頸がん検診は30代で、乳がん検診は50～64歳で受診率が高くなっています。

【 がん検診を「毎年受けている」割合 】

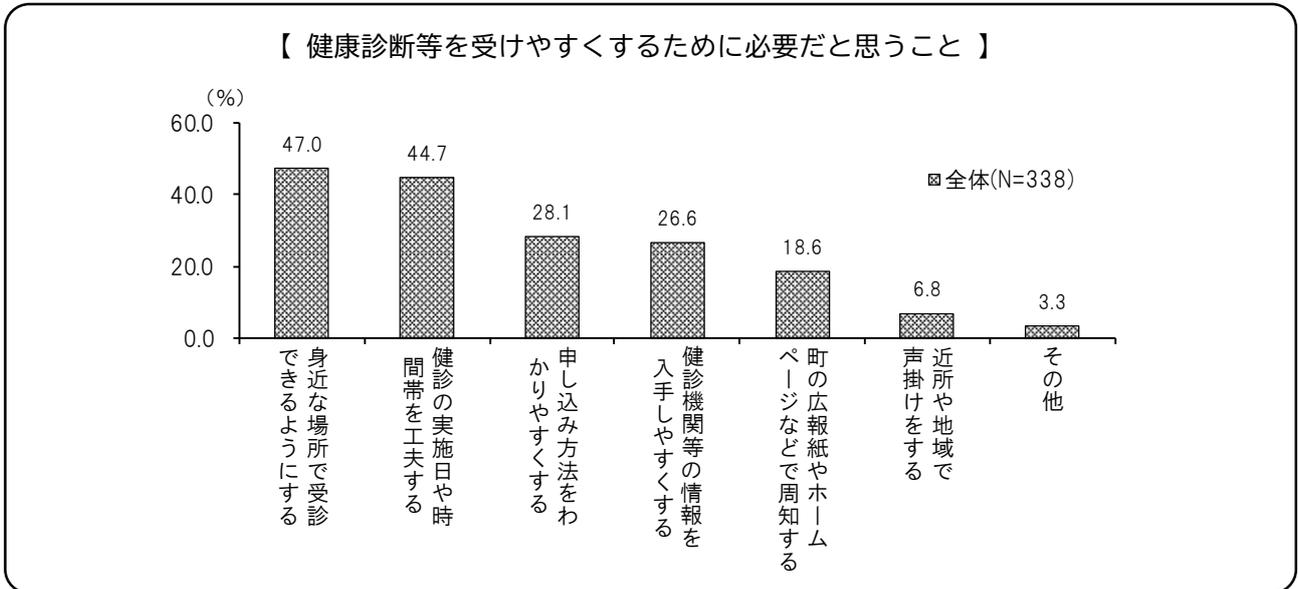


- ・ 健康診断を受けていない理由としては「めんどうだから」が最も多く、次いで「自分は受診の必要がないと思ったから」「忙しいから・時間をとれないから」「待ち時間が長いから」「重要なことだと思わなかったから」などが続いています。

【 健康診断を受けていない理由 】

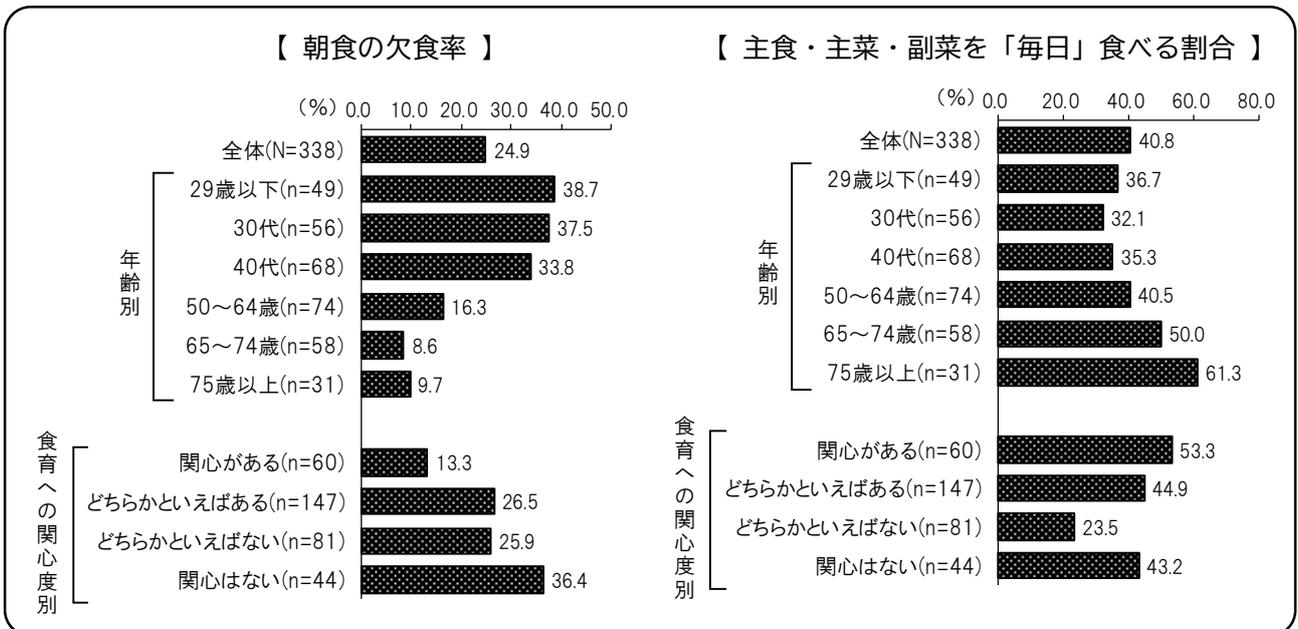


- 健康診断やがん検診を受けやすくするために必要なこととして「身近な場所で受診できるようにする」「健診の実施日や時間帯を工夫する」が上位に回答されています。



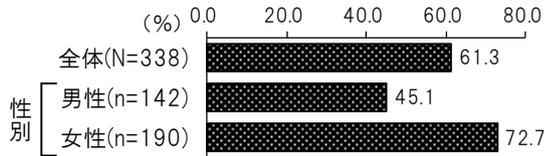
## 7 栄養と食生活について

- 朝食の欠食率（朝食を毎日食べない人の割合）をみると、40代以下で3割以上と他の年齢層に比べて高く、特に食育に関心がない人で欠食率が高くなっています。
- 主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上毎日食べる人は、全体で4割となっており、年齢が上がるほどその割合が高くなる傾向にあります。



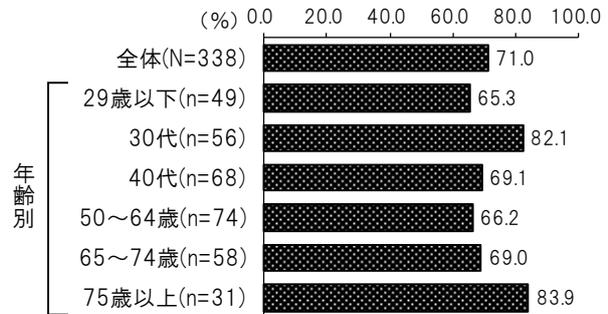
- ・ 食育に関心がある人は、全体で約6割となっており、男性よりも女性で関心が高くなっています。
- ・ 約7割が家族と一緒にほとんど毎日食事をしており、特に30代や75歳以上でその割合が高くなっています。

【 食育に「関心がある」割合 】



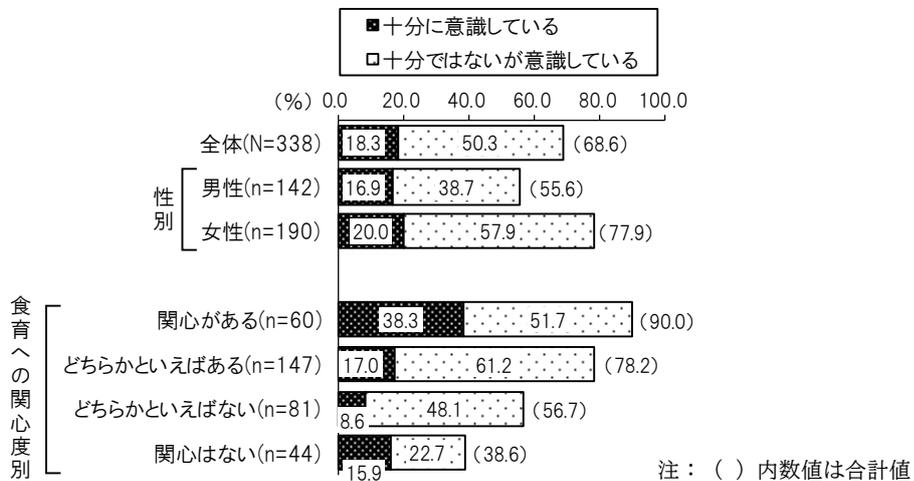
注：「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計値

【 家族と一緒に「ほとんど毎日」食事をする割合 】



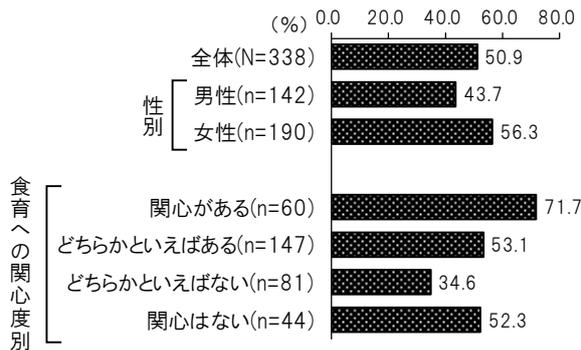
- ・ 旬の野菜を意識して食べている人は、女性で8割近くを占めており、男性を大きく上回っています。また、食育に関心がある人ほどその割合が高くなる傾向にあります。

【 旬の野菜を「意識している」割合 】

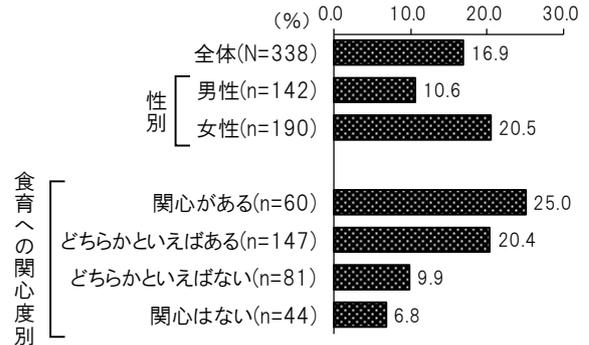


- ・ 約半数が食品ロスを減らす努力をしており、男性よりも女性でその割合が高くなっています。また、食育に関心がある人でその割合が特に高くなっています。
- ・ ローリングストックの「言葉も意味も知っており実践している」人の割合は、女性で約2割となっており、男性を大きく上回っています。また、食育に関心がある人ほどその割合が高くなる傾向にあります。

【 食品ロスを減らす努力を「している」割合 】

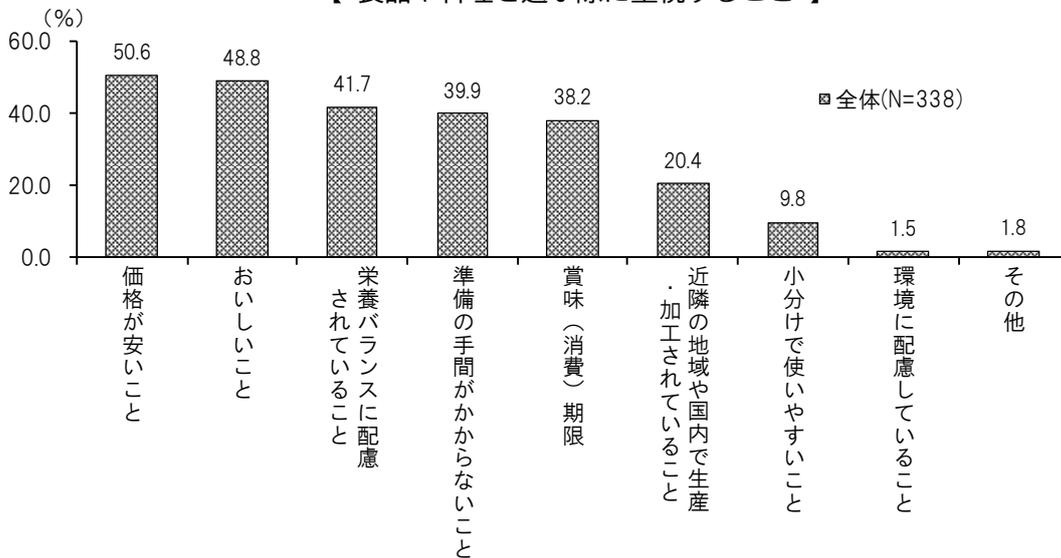


【 ローリングストックの「言葉も意味も知っており実践している」割合 】



- ・ 食品や料理を選ぶ際に重視することについては「価格が安いこと」を筆頭に「おいしいこと」「栄養バランスに配慮されていること」「準備の手間がかからないこと」「賞味（消費）期限」の順となっています。

【 食品や料理を選ぶ際に重視すること 】



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念と基本目標

国の「健康日本21（第三次）」においては、全ての国民が、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小をはじめ、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組むことが重要とされています。

国の「第4次食育推進基本計画」では、家庭や学校、地域における食育の推進をはじめ、生産者と消費者との交流、食品の安全性など、従来の取組に加え、一人暮らし世帯や貧困の状況にある人、若い世代の食生活の改善など、近年の課題を踏まえた取組を推進しています。

「第3次計画」においては、それぞれ「あなたが主役、みんなでつくる健康なまち（健康増進計画）」「食べることを大切に作る人づくりのまち（食育推進計画）」を基本理念とし、町民の健康づくり及び食育に関する施策を推進してきました。

本計画においては、それぞれの取組の更なる展開と活動の充実を目指して、健康づくり及び食育の推進を一体的に構成し、相互に連携、調整を図りながら、地域全体で施策を推進することとしています。そのため、本計画では改めて「みんなでつくる 健やかで心豊かに暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

### ● 本計画の基本理念 ●

## みんなでつくる 健やかで心豊かに暮らせるまち

この「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本町における社会的背景、新たな課題などを踏まえ「健康寿命の延伸」を基本目標として掲げます。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状、課題を踏まえて見直しを行うなど、環境の変化に対応した取組を推進します。

現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることから、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）を視点に入れ、健康づくりに関連する計画と連携した取組を進めます。

## 【2】施策の体系

### ○ 基本理念 ○

## みんなで作る 健やかで心豊かに暮らせるまち

基本目標

健康寿命の延伸

### 【本町の主な現状】

- 要介護認定者の有病状況をみると、「糖尿病」が全国及び香川県の平均を大きく上回っており、「心臓病」「認知症」「脳疾患」も上回っています。
- 主要疾病の国保の費用額のうち「糖尿病」は香川県の割合を上回っています。
- 国保の主要死因別死亡者数をみると、令和5（2023）年では「心疾患（高血圧性疾患を除く）」が1位となっており、心疾患による死亡者数は増加傾向にあります。
- 国保の生活習慣病等疾病別レセプト件数をみると「筋・骨格」「精神」の割合が増加しています。
- 国保の特定健診の受診率は全国や香川県の平均を上回っていますが、メタボリックシンドローム該当者は、男女共に全国及び香川県の平均を上回っています。

### 【施策の方向性】

- 健康的な生活習慣を推進することで、健康寿命の延伸を目指します。
- ライフコースアプローチの視点や地域福祉計画の理念「地域共生社会を目指した地域づくり」の視点により、誰もが健やかで心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

### 【基本施策1】健康づくりとそれを支える地域と環境づくり「第4次健康増進計画」

- 施策の方向1 健康的な生活習慣の推進
  - 分野1 身体活動・運動
  - 分野2 休養・睡眠・心の健康づくり
  - 分野3 飲酒・喫煙
  - 分野4 歯・口腔の健康
  - 分野5 健（検）診・健康管理
- 施策の方向2 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進
- 施策の方向3 町民主体の健康づくりの推進

### 【基本施策2】健康づくりとそれを支える食育の推進「第4次食育推進計画」

- 施策の方向1 心身の健康を支える食育
- 施策の方向2 安心・安全で持続可能な食を支える食育

## 第5章 施策の展開

### 【基本施策1】健康づくりとそれを支える地域と環境づくり（第4次健康増進計画）

#### 施策の方向1 健康的な生活習慣の推進

##### 分野1 身体活動・運動

###### 【本町の主な現状と課題】

- アンケート調査結果では、約4割が日頃「運動をしていない」と回答しており、町全体で運動習慣の定着を推進していく必要があります。
- 運動習慣がない理由をみると、特に若い年齢層において「めんどうだから」「運動をする場所がない」という理由が多く、40代を中心とする働き盛り世代では「忙しくて時間がない」また、高齢になるほど「腰やひざなど痛いところがある」などがそれぞれ多く、ライフステージによる差が顕著にみられます。年齢やライフスタイル、ライフステージに応じた運動方法を具体的に提案し、定着を推進する必要があります。
- 働き盛り世代や忙しい人でも運動を始めることができるきっかけづくりが必要です。

###### 【施策の方向性】

- 性別や年齢にかかわらず、日頃から意識的に身体を動かし、運動に慣れ親しむ機会を充実するとともに、地域や行政の健康づくりの取組について、町民への周知に努めるとともに、身体活動、運動の普及に努めます。
- 子どもの成長に必要な運動量の確保をはじめ、高齢者や障害のある人を含む全ての町民が、スポーツイベントやウォーキング事業の展開などにより、運動や外出しやすい環境づくりに努めます。

【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
身体活動、運動の普及に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報紙やホームページ、SNSなど、あらゆる手段や機会を活用して、身体活動や運動が健康につながるなどについて、普及に向けた啓発活動の充実に努めます。</li> <li>○ 特に働き盛り世代の30～50代など、運動不足感が強い世代に対する効果的な取組を検討するとともに、地域で実施されている運動やスポーツ活動の周知に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
乳幼児期における身体を動かす習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健診において、親子で身体を動かす遊びなどを紹介します。</li> <li>○ 保健事業や本町の子育て応援班のイベント等の場で、身体を動かす機会を提供します。</li> <li>○ 保護者に生活リズムを整えることや体を動かすことの大切さを啓発するため、子育て支援施設において、家庭でもできる親子ふれあい遊びを行うとともに、子育て支援施設合同運動会を開催します。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課
運動習慣を持つ児童・生徒の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校において、教育課程による運動を実施するとともに、中学校では、運動部活動において運動の増進を図ります。</li> <li>○ 小学生を対象とした運動教室（じゃんぐるくらぶ）を実施し、成長に必要な運動量の確保に努めます。</li> </ul>	学校教育課
地域での運動・身体活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種スポーツイベントや夏休みこども教室等、子どもの運動や身体活動の向上に向けた生涯学習事業の充実に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
運動習慣を持つ地域住民の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康運動指導士等、専門家による運動教室やウォーキングイベントなどの保健事業を推進します。</li> </ul>	健康福祉課 生涯学習課

## 分野2 休養・睡眠・心の健康づくり

### 【 本町の主な現状と課題 】

- アンケート調査結果では、睡眠による疲れやストレスの軽減は、睡眠時間の長さに大きく相関性があります。睡眠時間の確保及びストレスの解消法等について、幅広い年齢層に対して、町の広報紙やホームページをはじめ、SNS等のデジタルツールなど、多様な媒体を活用した情報提供の検討が必要です。

### 【 施策の方向性 】

- 適切な睡眠や休養の大切さの啓発を推進し、心身の健康づくりを支援します。

### 【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
睡眠や余暇が日常生活の中に適正に取り入れられた生活習慣の推進	○ 十分な睡眠や余暇活動、ストレス解消方法についての情報提供を行い、心身の健康の保持、増進を促進します。	健康福祉課
こころの健康づくりの推進	○ 「綾川町自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策を推進します。	全課

### 分野3 飲酒・喫煙

#### 【 本町の主な現状と課題 】

- アンケート調査結果では、毎日飲酒している人は1割台ですが、特に男性で「毎日」飲酒している割合が約3割と高くなっています。
- 毎日飲酒する割合は、男性はおおむね年齢が上がるほど高い傾向にあり、75歳以上では過半数を占め高くなっています。休肝日を設けるなど、量や飲み方など適切な飲酒について啓発する必要があります。また、20歳未満の人や妊娠、授乳中の飲酒防止についても、継続的な啓発が必要です。
- アンケート調査結果では、喫煙率は男性で約3割と女性を大きく上回っています。特に30～40代の男性で喫煙者が多くなっています。
- 喫煙が身体に及ぼす影響やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）、受動喫煙防止について、啓発する必要があります。また、20歳未満の人や妊娠、授乳中の喫煙防止についても、継続的な啓発が必要です。

#### 【 施策の方向性 】

- 飲酒や喫煙が身体に及ぼす影響やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）、受動喫煙防止についての知識の普及や啓発活動を充実します。
- 20歳未満の人や妊娠、授乳中の人に対し、飲酒や喫煙などの防止対策を行います。また喫煙が身体に及ぼす影響について、子どもの頃から正しい知識の普及に努めるとともに、啓発活動を推進します。

#### 【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
飲酒による健康への影響に関する知識の提供	○ 飲酒が生活習慣病や様々な健康障害のリスク因子であることの普及、啓発を行い、1日当たりの適切な飲酒量について情報提供し、減酒や生活習慣病予防の普及に努めます。	健康福祉課
禁煙対策の推進	○ 喫煙による健康被害を減少させるため、禁煙対策を推進します。	健康福祉課
受動喫煙防止対策の推進	○ 受動喫煙の根絶に向けて、ポスターの掲示等により、町民への周知に努めます。 ○ 子どもや高齢者など、配慮が必要な人が利用する公共施設において、受動喫煙の防止に向けて敷地内の禁煙を推進します。	総務課 健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

施策名	取組内容	担当課
20歳未満や妊産婦等の飲酒防止・喫煙防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校の担当教諭や養護教諭、保護者等が連携し、禁酒、禁煙の教育を推進します。また「喫煙防止教室」「薬物乱用防止教室」を実施し、医療機関や薬剤師と連携して指導の充実に努めます。</li> <li>○ 妊娠期や授乳期の禁酒や禁煙について、指導や情報提供を行います。</li> </ul>	健康福祉課 学校教育課

## 分野4 歯・口腔の健康

### 【 本町の主な現状と課題 】

- アンケート調査結果では、歯の本数は年齢が上がるほど少なくなり、75 歳以上で歯の本数が 20 本以上ある人は半数程度となっています。
- 歯科健診を 1 年に 1 回以上受診している割合は、約 4 割となっています。若い頃から歯科受診を習慣化し、定期的な歯の清掃や早期発見、早期治療につなぎ、年齢を重ねても自分の歯を残していく意識の醸成が必要です。

### 【 施策の方向性 】

- 歯科健診の受診率の向上に向けた継続的な取組を推進します。
- 歯と口腔の健康と健康寿命や身体との関連の周知をはじめ、幼少期からの虫歯や歯周病の予防をはじめ、オーラルフレイル予防についての啓発など、ライフステージに応じた啓発活動を推進します。

### 【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
妊婦歯科健診の受診の促進	○ 母子健康手帳交付時に、妊娠期の歯科健診の必要性を啓発し、歯科健診の受診率の向上に努めます。	健康福祉課
母子保健・学校保健での歯科健診・相談・指導の推進	○ 乳幼児健診において、歯科健診や歯磨き指導を行い、歯と口腔の健康について知識の提供を行います。 ○ 園児・児童・生徒に対して、歯科健診の実施や歯磨き指導等を行います。必要に応じて歯科への受診を指導します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
フッ素洗口の推進	○ 希望する園児・児童・生徒を対象にフッ素洗口を実施し、虫歯予防に努めます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
歯科相談事業の継続	○ ブラッシング指導や歯周病予防など、歯や口腔全般についての相談を行う「お口の健康相談」を継続します。	健康福祉課
歯周疾患検診の推進	○ 歯周病などの予防や早期発見に向けて、20 歳から 70 歳まで 5 歳区分の節目年齢時に歯科健診の機会を提供します。 ○ 受診券の工夫等を行い、受診率の向上を図ります。	健康福祉課
糖尿病予防のための歯科受診勧奨・保健指導勧奨	○ 特定健診の結果により、糖尿病と歯周病の関連がみられる人へ、受診の促進や保健指導の通知を行います。未受診者には、家庭訪問を行い、重症化予防に努めます。	健康福祉課

施策名	取組内容	担当課
オーラルフレイル予防の推進	<p>○ 自分の歯でかんで食べることは、低栄養の予防だけではなく、食事や会話を楽しむなど、心身共に健康な生活を送る上で、大きな役割を果たすことを「通いの場」での健康教育や歯科相談事業で啓発し、オーラルフレイルを予防します。</p>	健康福祉課

## 分野5 健（検）診・健康管理

### 【 本町の主な現状と課題 】

- アンケート調査結果では、健康診断等を毎年受けている割合は、各世代でおよそ8割と高い状況です。一方、健康診断を受けていない人の理由としては「めんどうだから」「受診の必要がないと思ったから」の順となっています。
- 1年に1回、健康状態を確認することの重要性をはじめ、健診結果から生活習慣を見直すことや疾病の予防、早期発見につながる受診の意義を啓発し、更なる受診率の向上が必要です。

### 【 施策の方向性 】

- 全ての町民が、自身の健康状態を知ることで生活習慣病を予防し、健康な生活を送ることができるよう、健診（検診）や保健指導の環境づくりを推進します。

### 【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
妊産婦健診の適切な受診の勧奨	○ 医療機関等での妊産婦一般健康診査の適切な受診を勧めます。また、ニーズに応じた相談やケアを行います。	健康福祉課
町で実施する乳幼児健診とフォロー体制の充実	○ 乳幼児健診を実施し、年齢に応じた健康づくりを支援します。未受診者の状況把握に努め、受診率の向上を図ります。 ○ 保健師とこども園が連携し、乳幼児に適切な支援を行います。乳幼児健診では児童家庭相談員も従事しており、保護者の悩みや心配ごとの相談に対応し、安心して子育てができるよう支援します。	健康福祉課 子育て支援課
学校健診・小児生活習慣病予防事業等の実施	○ 学校における健診において、疾病などの早期発見、早期治療に向けたきめ細かな体制で実施し、児童・生徒の健全な育成に努めます。 ○ 養護教諭、栄養教諭及び学校医と連携して、小学4年生、中学1年生を対象に、血液検査や血圧測定等を行う「小児生活習慣病予防事業」を実施します。 ○ 家庭や医療機関と連携し、子どもの頃からの生活習慣病予防を推進します。	健康福祉課 学校教育課

施策名	取組内容	担当課
特定健診・健康診査・若い世代健診の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民健康保険被保険者に対する特定健康診査、主に 75 歳以上の町民を対象とした健康診査、19～39 歳を対象とした若い世代健診を実施します。町内の医療機関での健診や公民館等での集団健診、休日や夜間の実施など、受診しやすい体制に努めます。</li> <li>○ 対象者には、受診券や受診勧奨通知を送付します。また、町の広報紙やホームページ等において、健診受診の意義などの情報提供を行い、受診率の向上に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
がん検診等の受診の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がんの早期発見、早期治療に向けて、各種がん検診を実施するとともに、対象年齢となる町民への個別案内をはじめ、町の広報紙やホームページ等による周知の声かけにより、受診を促進します。</li> </ul>	健康福祉課
がん検診等の精度管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん検診の精度を高めるために、医療機関等と連携し、精密検査の受診を促進します。</li> <li>○ 医療機関や県に、プロセス指標※の基礎資料の提供を求め、判定内容について、医療機関における課題の確認と指導を行います。</li> </ul>	健康福祉課
小児期における予防接種の適切な接種勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防接種について、町の広報紙やホームページ等で分かりやすく情報提供を行います。また、定期接種は対象者に個別に案内を行い、接種を勧めます。</li> <li>○ 任意接種として、インフルエンザ予防接種費用を助成します。</li> </ul>	健康福祉課
高齢期における予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 65 歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス、帯状疱疹の予防接種費用を助成し、疾病の予防を図ります。</li> </ul>	健康福祉課
児童・生徒へのがん教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん検診の必要性や正しい生活習慣を身に付けられるように、香川県がん教育の手引き等に基づき、がん教育を保健体育の授業において計画的に実施します。</li> </ul>	学校教育課
特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定保健指導の対象者に生活習慣の改善方法の提案や適切な生活習慣が継続できるよう、支援を行います。対象者に合わせた支援ができるよう、健康相談等の利用案内の送付や家庭訪問を実施します。</li> </ul>	健康福祉課

※ がん検診の精度管理指標の一つであり、検診が正しく行われているかを評価するためのもの。

施策名	取組内容	担当課
健診受診者への生活習慣病予防、重症化予防の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結果の見方についての個別相談や健康セミナーを案内します。</li> <li>○ 糖尿病や慢性腎臓病の発症を予防する教室を開催し、対象者には案内を送ります。</li> <li>○ 受診が必要な人には、受診勧奨票を送付し、重症化予防につながります。</li> </ul>	健康福祉課
生活習慣病予防の啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活習慣病の予防について、各種保健事業等を通して、啓発活動を推進します。</li> <li>○ 「健幸ネットワークあやうた※」で健康づくりイベント等を協議し、多職種が連携して啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課

※ 綾歌地区医師会、綾歌郡歯科医師会、綾歌郡薬剤師会、中讃保健福祉事務所、町による健康づくりネットワーク組織のこと。

施策の方向2 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進

【 本町の主な課題 】

- アンケート調査結果では、適正体重を知っている人は8割近くを占めており、特に女性は男性の割合を大きく上回っています。一方、子宮頸がん検診については、女性の29歳以下で受診率が低くなっています。女性のやせ、妊産婦の健康管理、リスクのある飲酒、骨粗しょう症など、女性特有の健康課題について周知、啓発する必要があります。
- 本町の高齢化率は、令和6（2024）年1月末日現在で36.4%と高い状況です。年齢を重ねても健康でいきいきと暮らすためには、加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなる「虚弱の状態（フレイル）」になることを防ぐことが大切であるとともに、元気な高齢者が活躍できるまちづくりに向けた取組が必要です。

【 施策の方向性 】

- 女性のライフステージ上の特性や課題を踏まえ、女性の健康づくりに取り組みます。
- フレイル予防の必要性について、周知を図るとともに啓発活動を推進します。

【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
女性の健康づくりに向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報紙やホームページ、SNSなど、あらゆる手段や機会を活用して、女性特有の健康課題について、周知に努め、啓発活動を推進します。</li> <li>○ 性別や年齢に配慮した相談窓口の周知方法や相談支援の在り方について、より良い方策の検討に努めます。</li> <li>○ 女性が健診（検診）を受診しやすい日時の検討など、子育て中の人も健診（検診）を受けられる環境づくりに努めます。</li> </ul>	健康福祉課
フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加齢による食事摂取量の減少で、低栄養状態に陥り、筋肉量の減少や体力低下などから要介護状態へ移行していく可能性があるため、介護予防サポーター養成講座や高齢者学級などで、高齢者の低栄養対策、フレイル予防に関する啓発を推進します。</li> <li>○ 人や地域と交流し、誰もが活躍できる場づくりや活動の機会づくりなど、社会活動を継続できる取組を推進します。</li> </ul>	総務課 住民生活課 健康福祉課 経済課 生涯学習課

施策名	取組内容	担当課
骨粗しょう症 検診を通じた 啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 40歳～70歳までの節目年齢の女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施し、高齢期における骨折による寝たきりを予防し、健康寿命の延伸を目指します。</li> <li>○ 中学生に対し骨密度測定を実施し、若い頃からのより良い生活習慣について意識づくりを推進します。</li> </ul>	健康福祉課 学校教育課

### 施策の方向3 町民主体の健康づくりの推進

#### 【 本町の主な課題 】

- 本町が令和6（2024）年8月に実施した「地域福祉の推進に関するアンケート調査」の結果では、地域活動やボランティア活動に参加していない人の割合は約3割ですが、特に若い年齢層でその割合が高くなっています。一方で、今後、地域活動やボランティア活動への参加意向をみると、若い年齢層では「ぜひ参加したい」と回答した人が、ほかの年齢層を上回っており、現在は参加していないものの、今後の参加ニーズは高いことが分かります。地域における人と人のつながりをつくることは、心身の健康づくりにもつながります。地域の活動に積極的に参加して健康づくりが行えるよう環境を整えるとともに、町民主体の健康づくりに取り組むことが必要です。

#### 【 施策の方向性 】

- 誰もが地域の活動に積極的に参加し、健康づくりが行えるよう環境を整えるとともに、町民主体の健康づくりの取組が継続できるよう支援します。

#### 【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
健康づくりに関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活習慣病や感染症、熱中症の予防など、町民の健康に関する情報の発信をはじめ、地域住民が協力して健康づくり活動に取り組むことについて、多様な場や機会を通して、啓発活動を推進します。</li> <li>○ 乳幼児や成人の健診、健康相談、健康教室等の場の活用を図り、町民の健康づくりを支援します。</li> </ul>	健康福祉課
地域活動の後方支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほっとか連とこ100歳体操の推進をはじめ、介護予防サポーターの自主的活動や児童・生徒の健全な育成を推進する団体、食生活改善推進員の活動など、本町の健康づくりにつながる団体等の活動を支援します。</li> <li>○ 公民館活動やボランティア活動など、住民が主体的に活動に参加できるよう、活動や取組の周知に努めます。</li> </ul>	総務課 住民生活課 健康福祉課 子育て支援課 経済課 生涯学習課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯スポーツや保健、健康づくり、高齢福祉関連部署などが一体となって、スポーツ、レクリエーション活動の講座やイベントの充実に努めるとともに、各種団体の自主的な活動を支援します。</li> <li>○ 活動を先導するリーダーの育成や世代を超えたスポーツ活動の促進、スポーツ施設の充実に努めます。</li> </ul>	健康福祉課 生涯学習課

## 数値目標の設定

### 【健康増進計画】

項目		現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	出典
1 平均寿命と健康寿命の差の短縮	男性	1.7年	1.4年	1
	女性	4.0年	3.2年	1
2 運動習慣者の増加（1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している）		25.4%	30%	2
3 睡眠で休養が十分とれている人の増加		11.5%	20%	2
4 1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の人の減少	男性	24.5%	20%	2
	女性	33.8%	20%	2
5 喫煙率の減少	男性	28.2%	25%	2
	女性	3.2%	2.0%	2
6 受動喫煙があった人の減少		40.2%	30%	2
7 歯科健診の受診者の増加	妊婦歯科健診	40.2%	45%	1
	歯周疾患検診	10.9%	15%	1
8 がん検診受診率の向上	胃	5.1%	6.0%	1
	大腸	12.7%	20%	1
	肺	11.5%	20%	1
	乳	27.1%	35%	1
	子宮	20.0%	25%	1
9 ボランティア団体登録数の維持		9団体	9団体	1
10 通いの場の開催場所数の維持		92か所	92か所	1

【出典】1 庁内資料 2 町民アンケート調査

## 【 基本施策2 】健康づくりとそれを支える食育の推進（第4次食育推進計画）

### 施策の方向1 心身の健康を支える食育

#### 【 本町の主な現状と課題 】

- アンケート調査結果では、朝食を毎日食べる割合や主食・主菜・副菜を毎日食べる割合は、食育への関心度の高さとの相関性がうかがえます。食育への関心を高めることは、健康に対する意識にも影響します。幅広い世代の健康づくり意識を高め、自発的に取り組んでいけるよう、家庭や地域、関係機関や職域と連携し、取組を推進する環境づくりが必要です。
- そのため、全ての町民に対する食育の周知及び正しい知識の普及が重要です。特に子どもの頃からの正しい食生活が、大人になっても継続的に実践されるよう、学校等の関係機関との連携を強化し、子どもだけではなく保護者への啓発も充実する必要があります。

#### 【 施策の方向性 】

- ライフステージやライフサイクルに応じた望ましい食習慣や栄養バランスに配慮した食生活の実践等について啓発し、食を通じた健康づくりを推進します。
- 全ての世代において、適正体重の維持や生活習慣病予防のための取組を推進します。
- 災害時に備えた食育を推進します。

#### 【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
妊産婦の食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠期、授乳期における母子の健康のための適切な食習慣を支援します。</li> <li>○ 子育て支援施設等において、妊娠期の食生活についての説明や食事相談を行います。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課
乳幼児期の食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健診や離乳食講習会、家庭訪問等の際に、発育、発達段階に合った食に関する指導、支援を行います。</li> <li>○ 子育て支援施設の利用者を対象に、ミニ講話や食事の相談等を実施します。</li> <li>○ 養育支援家庭を対象に、児童家庭相談員が訪問し、必要に応じて食事に関する適切な指導、支援を行うとともに、母子保健事業との連携を図り、より効果的な指導方法を検討します。</li> </ul>	健康福祉課 子育て支援課

施策名	取組内容	担当課
こども園・学校の食育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども園では、食育年間計画に沿って基本的な生活習慣づくりや生活リズムの向上、食べることを楽しむ子どもを育む食育に取り組みます。また家庭への発信を定期的に行い、連携を大切にします。</li> <li>○ 学校では、栄養教諭と連携し、健康な食生活に必要な栄養に関する知識や食に関する基礎の習得等を推進します。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課
望ましい食習慣の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝食の摂取をはじめとする、規則正しい食生活リズムの定着を促進します。また、家族や友人との絆（きずな）を深めることや食事のマナー、協調性を養うなど、心身の健康につながる共食の重要性について啓発します。</li> </ul>	健康福祉課
生活習慣病予防のための食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 減塩、野菜摂取量の増加、栄養バランスに配慮した食事の効果などを、保健事業や食生活改善推進協議会による調理実習を通して啓発します。</li> <li>○ 特定保健指導や糖尿病等の予防教室において、自分に合った食生活改善方法を支援します。</li> <li>○ 適正体重が維持できるよう、適切な食事の摂取について啓発します。</li> </ul>	健康福祉課
フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護予防サポーター養成講座や高齢者学級などで、高齢者の低栄養予防の食生活について情報提供を行います。</li> </ul>	健康福祉課
災害時に備えた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に備え、家庭での非常食の備蓄を推進します。</li> <li>○ ローリングストック法の普及に向けた啓発と実践を促進します。</li> <li>○ 家族構成や家族の健康状態に配慮した食品を備え、健康を維持できるよう啓発します。</li> </ul>	総務課 健康福祉課

## 施策の方向2 安心・安全で持続可能な食を支える食育

### 【 本町の主な現状と課題 】

- アンケート調査結果では、旬の野菜を意識して食べている人は女性で8割近くを占めていますが、男性は5割台となっています。また、食育に関心が高い人ほど旬の野菜を意識している人が多くなっています。食品や料理を選ぶ際に重視することをみると、近隣の地域や国内で生産、加工されていることを重視している割合は2割程度と、ほかの項目を下回っています。
- 本町では、地元の食材や食文化について理解する機会を設け、普及活動を進めるとともに、こども園での田植え体験、小・中学校における出前事業や給食への地元産食材の積極的な取り入れなど、地元食材に親しむ取組を推進してきました。地元食材を提供する機会を充実し、幼少期の頃から、地元の食材について理解を深める取組の充実が必要です。
- アンケート調査結果では、食品ロスを減らす努力をしている人は半数を占めており、特に女性や食育に関心が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。
- 本町では、食品ロス問題や食の循環に関する考え方について啓発活動を推進するとともに、こども園の給食で、食べられるものを残す問題について伝え、感謝して食べ、残食を減らせるよう取り組んでいます。今後も、食品ロスの考え方を、こども園から家庭にも広げ、保護者の意識が高まるよう、また、全ての町民に行き届くよう働き掛ける必要があります。

### 【 施策の方向性 】

- 児童・生徒に対する、食の安全や食文化についての学びの場の充実を図るとともに、学校給食等における安定した地元食材の確保を図ります。また、地元生産者と町民が触れ合う場や関係をつくり、地産地消への総合的な取組を推進します。
- 安全、安心な食料や食品衛生に関する分かりやすい情報提供を推進するとともに、食品ロスや栄養成分表示等に関する知識の普及に向けた情報提供を推進します。

【 本町の取組 】

施策名	取組内容	担当課
<p>地元の食材・食文化の普及活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食生活改善推進協議会活動において、地元食材を使用した調理実習や郷土料理の講習会を行い、普及に向けた活動を推進します。</li> <li>○ こども園において、季節の食材や行事食を大切にした献立を作成し、給食を中心に食育を展開するとともに、学校給食と連携して、地元産の食材の積極的な導入に努めます。また、地域と連携した栽培収穫体験や香川県立農業経営高等学校との食育活動に取り組みます。</li> <li>○ 学校では、栄養教諭と連携し、県産品や地産地消を直接学ぶ「県農水産物魅力発信事業」「うどんふれあい教室」等を実施し、児童・生徒への計画的な食育活動を展開します。また、地元の生産者と交流する機会を設けるなど、児童・生徒が地元の食材について理解を深める機会を提供します。</li> <li>○ 小学校を対象に、地元食材を使用した農業委員会による食育活動を推進します。</li> </ul>	<p>健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 経済課</p>
<p>食品ロスや食の循環に関する啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食生活改善推進員養成講座や食生活改善推進協議会活動において、食品ロス削減に配慮した食品購入や食べ残しを減らす取組を推進します。</li> <li>○ こども園や小・中学校において、給食を食べ残さないよう指導するとともに、残食なく食べられる給食の内容を検討します。</li> <li>○ 給食を題材として、食品ロスについて、児童・生徒をはじめ保護者への啓発活動を推進します。</li> </ul>	<p>住民生活課 健康福祉課 子育て支援課 学校教育課</p>
<p>食品の安全性や食品表示を意識した選択する力の習得推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報紙やホームページで、産地や生産者、食品表示を意識した食品の購入を促進し、食を選択する力の向上に努めます。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>食生活改善推進員の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に根ざした食育活動を継続的に推進するため、食生活改善推進員の育成に努めます。また、会員の資質向上の支援を行います。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>

## 数値目標の設定

### 【食育推進計画】

項目	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	出典
1 適正体重を知っている人の増加	75.1%	80%	2
2 食育に関心を持っている人の増加 (関心がある+どちらかといえば関心がある)	61.3%	70%	2
3 朝食を欠食する人の減少	24.9%	20%	2
4 1日に1回以上、家族と食事をする人の増加	71.0%	80%	2
5 1日に食べる野菜の量が350g以上の人の増加	15.4%	30%	2
6 食品の過剰購入や食品ロスを減らす努力をしている人の増加	50.9%	70%	2
7 災害時における非常食を備えている人の増加	41.4%*	80%	2

※ 地域福祉の推進に関するアンケート調査結果

【出典】1 庁内資料 2 町民アンケート調査

### 【1】推進体制

#### 1 計画の周知及び町民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と町民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、町の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、イベントや集いの場など、町民が集まる様々な場を活用し、本計画が推進する取組についての周知に努め、健康づくり及び食育の推進に関する町民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、関係団体や町民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

#### 2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や香川県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、町民や関係機関、関係団体等との連携を図ります。

#### 3 綾川町総合保健福祉計画策定委員会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「綾川町総合保健福祉計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同委員会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

#### 4 庁内の推進体制の充実

本計画では、関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、健康づくり及び食育の推進に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

## 【2】推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

### 【 PDCAサイクルによる進行管理 】

